

別記様式第2号（その1の1）

(用紙 日本工業規格A4縦型)

基本計画書

基本計画										
事項		記入欄						備考		
計画の区分		大学の設置								
フリガナ設置者		カッコウホリジン マツモトカクエン 学校法人 松本学園								
フリガナ大学の名称		マツモトカコダク 松本看護大学 (Matsumoto College of Nursing)								
大学本部の位置		長野県松本市笹賀3118番地								
大学の目的		松本看護大学は、教育基本法ならびに学校教育法に基づき、医療保健福祉において、深く専門の学芸を研究教授し、豊かな教養と専門学術および職業に必要な能力を修得させ、学生が自らの人格を培うことを援助する。更に、地域社会における医療保健福祉の向上に貢献する人材を育成するとともに看護学の発展に寄与することを目的とする。								
新設学部等の目的		看護学部は、豊かな人間性を備え、生命の尊厳と人権の尊重を基礎とした看護実践能力を有した人材を育成し、地域社会における保健医療福祉の向上及び看護の発展に貢献できる看護職者を養成することを目的とする。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地		
	看護学部 (Faculty of Nursing)	年	人	年次人	人		年 月 第 年次			
	看護学科 (Department of Nursing)	4	70	—	280	学士(看護学) (Bachelor of Science in Nursing)	令和3年4月 第1年次	長野県松本市 笹賀3118		
	計		70	—	280					
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)		松本短期大学 看護学科(廃止) (△70) ※令和3年4月学生募集停止								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数				
		講義	演習	実験・実習	計					
	看護学部 看護学科	74科目	22科目	17科目	113科目	130単位				
教員組織の概要	学部等の名称			専任教員等					兼任教員等	
				教授	准教授	講師	助教	計	助手	
	新設	看護学部 看護学科		10人 (10)	4人 (3)	6人 (3)	7人 (-)	27人 (16)	4人 (4)	25人 (30人)
		計		10人 (10)	4人 (3)	6人 (3)	7人 (-)	27人 (16)	4人 (4)	- (-)
	既設	該当なし		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
		計		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
合計				10人 (10)	4人 (3)	6人 (3)	7人 (-)	27人 (16)	4人 (4)	- (-)

教員以外の職員の概要	職 種		専 任		兼 任		計			
	事 務 職 員		13人 (9)		5人 (3)		18人 (12)			
	技 術 職 員		— (—)		— (—)		— (—)			
	図 書 館 専 門 職 員		1人 (1)		— (—)		1人 (1)			
	そ の 他 の 職 員		— (—)		— (—)		— (—)			
	計		14人 (10)		5人 (3)		19人 (13)			
校 地 等	区 分		専 用	共 用	共用する他の学校等の専用		計		(校舎敷地) 松本短期大学 収容定員：280名 必要面積：2,800㎡ (借用：2,675.75㎡ (20年)) (運動場の共用) 松本短期大学 収容定員：280名 (その他) 中庭等	
	校 舎 敷 地		579.9㎡	5,089.72㎡	210.28㎡		5,879.90㎡			
	運動場用地		0㎡	2,745.25㎡	0㎡		2,745.25㎡			
	小 計		579.9㎡	7,834.97㎡	210.28㎡		8,625.15㎡			
	そ の 他		0㎡	9,113.42㎡	0㎡		9,113.42㎡			
	合 計		579.9㎡	16,948.39㎡	210.28㎡		17,738.57㎡			
校 舎			専 用	共 用	共用する他の学校等の専用		計		松本短期大学 収容定員：280名 必要面積： 3,350㎡	
			3,019.05㎡ (3,019.05㎡)	5,211.56㎡ (5,211.56㎡)	1,976.36㎡ (1,976.36㎡)		10206.97㎡ (10,206.97㎡)			
教室等	講義室		演習室	実験実習室	情報処理学習施設		語学学習施設		松本短期大学との 共用分 ・講義室4 ・実習室1 ・情報処理室1	
	7室		1室	4室	1室 (補助職員0人)		0室 (補助職員0人)			
専 任 教 員 研 究 室			新設学部等の名称			室 数				
			看護学部 看護学科			31 室				
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕 点	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	松本短期大学との 共用分 ・視聴覚資料1,740種 ・機械教具1,654点
	看護学部 看護学科		15,013 [380] (15,013 [380])	55 [25] (55 [25])		4 [4] (4 [4])	634 (634)	1,330 (1,330)	49 (49)	
	計		15,013 [380] (15,013 [380])	55 [25] (55 [25])		4 [4] (4 [4])	634 (634)	1,330 (1,330)	49 (49)	
図 書 館			面積		閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数			松本短期大学との 共用分
			521.61㎡		110席		60,000冊			
体 育 館			面積		体育館以外のスポーツ施設の概要					松本短期大学との 共用分
			941.90㎡		該当なし					
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	図書費には、電子ジャーナル・データベースの整備費(運用コスト含む)を含む。
		教員1人当り研究費等		400千円	400千円	400千円	400千円	—	—	
		共同研究費等		1,000千円	1,000千円	2,000千円	2,000千円	—	—	
		図 書 購 入 費	29,230千円	1,630千円	1,630千円	1,630千円	1,630千円	—	—	
		設 備 購 入 費	135,000千円	—千円	—千円	—千円	—千円	—	—	
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
		1,590千円	1,540千円	1,540千円	1,540千円	—千円	—千円			
	学生納付金以外の維持方法の概要				私立大学等経常費補助金収入、資産運用収入、事業収入、雑収入等					

既設大学等の状況	大 学 の 名 称	松本短期大学								介護福祉学科 平成31年度入学定員減（△10人）
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定 員 超過率	開設年度	所 在 地	
	幼児保育学科	年	人	年次人	人	短期大学士(教育学)	倍	昭和47年	長野県松本市笹賀3118番地	
	介護福祉学科	2	100	-	200	短期大学士(介護福祉学)	0.99	平成5年	長野県松本市笹賀3118番地	
	看護学科	2	40	-	90	短期大学士(看護学)	0.82	平成18年	長野県松本市笹賀3118番地	
		3	70	-	210					
附属施設の概要		該当なし								

教 育 課 程 等 の 概 要																	
(看護学部 看護学科)																	
科目 区分		授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
教養科目	コミュニケーション 関連科目	英語Ⅰ	1前	2			○									兼1	
		英語Ⅱ	1後	2			○									兼1	
		英語Ⅲ	2前		2		○									兼1	
		英語Ⅳ	2後		2		○									兼1	
		中国語Ⅰ	2前		2		○									兼1	
		中国語Ⅱ	2後		1		○									兼1	
		コミュニケーション論	1前	1			○			1	1						
		コミュニケーション支援論	1後	2			○					1					
	科学的思考 関連科目	情報リテラシー	1前		1		○									兼1	
		情報科学	1後	2			○									兼1	
		科学論	1前		2		○									兼1	
		社会学	1前		1		○									兼1	
		医療経済学	1前		1		○									兼1	
		生物学	1前		2		○			1							
		法学	1後	1			○									兼1	
		日本国憲法	1前		2		○									兼1	
		比較文化論	1前		2		○									兼1	
		環境学	1前		1		○			1							
		教育学	1前	2			○									兼1	
	人間と生活 関連科目	生命倫理	1前	1			○									兼1	
		医療と看護の倫理	2後	1			○					1					
		臨床心理学	1前	1			○									兼1	
		国際理解入門	1後		2		○									兼1	
		ボランティア論	1後		1		○									兼1	
		音楽療法	1後		1		○									兼1	
		松本の歴史と文化	1後		1		○									兼1	
		健康とスポーツ	1前		1		○									兼1	
		体育実技	1前	1				○								兼1	
	小計（28科目）		—	16	25	0	—			3	1	1	0	0	兼12		
連携科目	智の創造 関連科目	教養ゼミナール	1前	1				○			9	4	6			共同 共同 共同	
		連携ゼミナールⅠ	2前	1				○			9	4	6				
		連携ゼミナールⅡ	3前	1				○			9	4	6				
		言語と表現	1前		1		○									兼1	
		研究入門	1後	1			○			1						共同	
		研究方法論	2後	1			○			2							
		キャリア形成論	4後		1		○								兼1		
		小計（7科目）		—	5	2	0	—			9	4	6	0	0	兼2	

専門基礎科目	人体の構造と機能	形態機能学Ⅰ	1前	2			○								兼1	
		形態機能学Ⅱ	1後	2			○								兼1	
		形態機能学Ⅲ	1後	1				○							兼1	
		生化学	1前	2			○								兼1	
		臨床栄養学	2前	1			○								兼1	
	疾病の成り立ちと回復の促進	臨床薬理学	2後	2			○								兼1	
		病態治療学Ⅰ	1後	2			○								兼1	
		病態治療学Ⅱ	2前	2			○								兼1	
		感染症学	2前		2		○								兼1	
		看護とリハビリテーション	1後	1			○								兼3	
	健康支援と保健医療システム	疫学	2後	2			○			1						
		公衆衛生学	1後	1			○			1						
		保健・医療・福祉行政論	3前		3		○			1						
		社会保障制度	1後	1			○			1						
		衛生関係法規	2後	1			○			1						
		保健統計学	2前		2		○					1				
		看護援助の関係論	1後	1			○			1						
専門科目	小計（17科目）		—	21	7	0	—			2	0	1	0	0	兼9	
	看護の基礎	看護学概論	1前	2			○			2						共同
		基礎看護技術Ⅰ	1前	2				○		2	1		1			共同
		基礎看護技術Ⅱ	1後	2				○		2	1		1			共同
		基礎看護技術Ⅲ	2前	1			○			2	1		1			共同
		ヘルスアセスメント	1後	2				○		2	1		1			共同
		看護過程展開論	2前	1				○		2	1		1			共同
		基礎看護学実習Ⅰ	1前	1					○	3	4	5	7	4		共同
		基礎看護学実習Ⅱ	2前	2					○	3	4	5	7	4		共同
	看護の実践	成人看護学概論	2前	2			○			2						共同
		成人急性期看護論	3前	2				○		1		2		1		共同
		成人慢性期看護論	2後	2				○		1		2		1		共同
		成人急性期看護学実習	3後	3					○	1		1	1	2		共同
		成人慢性期看護学実習	3後	3					○	1		1	1	2		共同
		緩和ケア論	2後		1		○			1		1				共同
		老年看護学概論	2前	2			○			1						共同
		老年症候群援助論	2後	1			○			1			1			共同
		老年看護援助論	3前	1				○		1			1			共同
		老年看護学実習Ⅰ	3前	1					○	1		2	2	2		共同
		老年看護学実習Ⅱ	3後	3					○	1			1	2		共同
		認知症ケア論	2後		1		○			1			1			共同
		小児看護学概論	2前	2			○				1					共同
		小児看護援助論Ⅰ	2後	1				○			1		1			共同
		小児看護援助論Ⅱ	3前	1				○			1		1			共同
		小児看護学実習	3後	2					○		1		1	2		共同
		小児発達学	2後		1		○				1		1			共同
		母性看護学概論	2前	2			○			1						共同
		母性看護援助論Ⅰ	2後	1				○		1		2				共同
		母性看護援助論Ⅱ	3前	1				○		1		2				共同
		母性看護学実習	3後	2					○	1		2				共同
		地域母子保健学	2後		1		○			1		2				共同
		精神看護学概論	2前	2			○			2						共同
		精神看護援助論Ⅰ	2後	1				○		1		1				共同
		精神看護援助論Ⅱ	3前	1				○		1		1				共同
		精神看護学実習	3後	2					○	1		1				共同
		地域精神保健学	2後		1		○			2						共同

専 門 科 目	看 護 の 応 用 と 発 展	救急看護学	3前		2		○			1					兼1	共同
		災害看護学	3前		2		○			1		1				
		救急看護学実習	4前		1				○	1		1	1		兼1	共同
		災害看護学実習	4前		1				○	1		1	1			
		在宅生活支援論	3前		1		○				1		2		共同	
		ターミナル看護	4後		2		○			3	1			共同		
		地域医療連携システム論	3前		1		○				1		2		共同	
		多職種連携実習	4前		1				○		1		2	共同		
		地域包括ケア論	2後	1			○				1		2		共同	
		公衆衛生看護学概論	2前	2			○			1	1			共同		
		公衆衛生看護学活動論Ⅰ	2後	1			○			1	1		1		共同	
		公衆衛生看護学活動論Ⅱ	3前	2				○		1	1		1	共同		
		健康支援論	3前	2			○			1	1		1		共同	
		産業看護論	2後	1			○			1	1		1	共同		
		公衆衛生看護学実習Ⅰ	4前	2					○	1	1		1		共同	
		公衆衛生看護学実習Ⅱ	4前	1					○	1	1		1	共同		
	公衆衛生看護管理実習	4前	2					○	1	1		1	共同			
	看 護 の 統 合	在宅看護学概論	2前	2			○				1				共同	
		在宅看護援助論Ⅰ	2後	1				○			1		2	共同		
		在宅看護援助論Ⅱ	3前	1				○			1		2		共同	
在宅看護学実習		3後	2					○		1		2	兼1 兼1 兼1			
家族看護学		3前	1			○			1	1		1		共同		
ヘルスカウンセリング		4後	1			○							共同			
看護マネジメント論		4前	1			○								共同		
統合実習		4前	2					○	8	4	5	7	4		共同	
卒業研究		4通	2					○	9	4	5		共同			
小計（61科目）		—	66	28	0	—		10	4	5	7	4	兼3			
合計（113科目）			—	108	62	0	—		10	4	6	7	4	兼25		
学位又は称号		学士(看護学)		学位又は学科の分野				保健衛生学関係（看護学関係）								
卒業要件及び履修方法							授業期間等									
1. 教養科目 (1)コミュニケーション関連科目：必修科目7単位を含む8単位以上 (2)科学的思考関連科目：必修科目5単位を含む8単位以上 (3)人間と生活関連科目：必修科目4単位を含む8単位以上 計24単位以上を履修すること。 2. 連携科目 必修科目5単位を含む6単位以上を履修すること。 3. 専門基礎科目 必修科目20単位を含む23単位以上を履修すること。 4. 専門科目 必修科目66単位および選択1単位（救急看護学実習、災害看護学実習、多職種連携実習、公衆衛生看護学実習Ⅰのいずれか）を含む選択11単位以上を履修すること。 以上、合計130単位以上すること。 【履修科目の登録上限：45単位（年間）】							1 学年の学期区分				2期					
							1 学期の授業期間				15週					
							1 時限の授業時間				90分					

授 業 科 目 の 概 要 (看護学部看護学科)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
教養科目 コミュニケーション関連科目	英語Ⅰ	将来看護師として働くために必要な英語でのコミュニケーションの基礎力を身につけることを目標とする。特にリーディングとライティングに重点を置いて授業を進める。リーディングでは、英文の構造を理解し、大意をつかむ力をつけていく。ライティングでは、パラグラフの構成を理解し、自分の考えを簡潔で分かりやすい英文で表現できる力を培っていく。	
	英語Ⅱ	日常生活、および医療現場に必要なコミュニケーション能力の基礎力をつけることを目標とする。看護師は患者さんやそのご家族だけでなく、他のメディカル・ワーカー達とも、様々なかたちで、心のこもった、また正確な意思疎通を図ることを迫られることもあり、時に応じてそれを英語で行なう必要も出てくる。そのような将来像を思い描きながら、積極的な姿勢で英語の各種技能の習得を目指す。	
	英語Ⅲ	国際雑誌などを読解するために必要な基礎力をつけることを目標とする。また、英語で自分の意見を表現するための、コミュニケーションスキル及びライティングスキルを習得する。	
	英語Ⅳ	学生生活の学習の場でも、卒業後の職業人としても必要とされる、看護や医療の場面で活用できる英語の能力を獲得する。看護や医療における専門的な英語の語彙を身につけるとともに、リーディングでは看護や医療にまつわる記事などの平易な英文が読める能力を養う。また、ライティングでは、看護や医療の場面で活用できる能力を養い、リスニングとスピーキングでは、看護や医療に関する語彙の獲得を目指すとともに、看護や医療の現場で活用できる英会話の能力を養成する。	
	中国語Ⅰ	看護の国際化を鑑み、隣国である中国の文化の理解と教養を養う。具体的には、中国語がどのような言語であるのかをまず学ぶ。そのうえで、発音の基礎、簡単な決まり文句、挨拶などの日常会話、自己紹介などを学ぶ。また、動詞、目的語や時を表す名詞の位置などの基本的な語順についても学ぶ。中国文化を理解するために、テーマを設定して調べ学習をする。言語の基本を学ぶこととともに、中国文化の理解に努める科目である。	
	中国語Ⅱ	中華圏における医療ツーリズムの広がりによって、日本国内で医療サービスを受けようとする中国人が多数来日している。本講義では、医療系の中国語を学び、中国人をはじめとする外国人の受診者にどう対応していくべきかを考える。	
	コミュニケーション論	コミュニケーションにおける言語的・非言語的な表現の大切さを理解し、講義や体験学習を通して実践的な表現力を身につける。コミュニケーションは、大学生活などにおいて様々な人と関わる際の基本であることを理解し、多様な人々と円滑な関係を築くための基本となるコミュニケーションの力を習得する。	
	コミュニケーション支援論	対人援助に欠かせないコミュニケーションスキルや傾聴スキルを学び、コミュニケーションの実践力を身につける。言語的・非言語的コミュニケーションの特徴と留意点を確認し、体験学習を通して「人に伝えること」「人の話を聴くこと」「よりよい関係を築くこと」を意識したコミュニケーションができるようにする。	

教養科目	科学的思考関連科目	情報リテラシー	保健・医療統計のみならず、日常業務・生活でもコンピュータやアプリケーションソフトの基本的な操作法をマスターすることは必須となっている。本授業では、コンピュータや代表的なアプリケーションソフトの基礎知識と操作法について学習し、またその活用方法について検討する。	
		情報科学	情報社会の倫理と法を学習し、インターネットを活用した情報メディアの特性と検索法、効率的な使い方について理解する。さらに、情報の価値とモラルや情報の収集、加工、廃棄などの情報のセキュリティ管理とリテラシーについて理解する。また、ソーシャルネットワークサービスの特徴や機能と活用の現状やリテラシーを学ぶとともに、ブログの作成のポイントと管理のポイント、ホームページの作成のポイントと管理の実践について学ぶ。	
		科学論	看護学を専攻する学生の基礎教養としての入門的講義内容である。物理、化学、生物、数学の基本的事項を習得する。高校までに修得した内容を踏まえ、自然科学の考え方について理解する。大学で看護学を専攻するに際して、科学的思考法や自然科学の基礎として習得しておくべき基本的事項が理解できることを目標とする。	
		社会学	現代社会における様々な現象を理解するのに必要な基本的概念と考え方を学び、それらを具体的な問題に適用できるようにする。特に、社会における保健・医療のとらえ方など、看護職者を取りまく諸問題について考察する。	
		医療経済学	我が国では社会保障制度の一部として医療が提供されており、医療を効率的に提供することが課題である。本講義では、医療の持つ様々な経済的特徴を踏まえた上で、医療の消費者および提供者の立場から医療の需要と供給、さらに医療保険の役割について学び、医療の取引における医療提供者と患者の関係について理解を深める。また、医療の経済的評価の手法を学び、応用方法を理解する。	
		生物学	本授業では、生物の活動を支えている「生命現象」について理解することを目的とする。生物は、生まれ成長し、そして死んでいくものとして非生物と区別される。生物の体内では、非常に多くの複雑な「生命現象」が起きており、全ての「生命現象」が、精緻なメカニズムにより調節されることにより生命を維持している。近年、生命科学が著しく発展し、多くの「生命現象」が科学的に解明されるようになってきた。生物の活動の基本である「生命現象」を理解することで、生命の大切さについて学ぶ。また、生物と環境とのかかわりについて学び、地球環境とヒトとの共存について考える。	
		法学	自由民主主義社会における法は、個人として基本的な権利を尊重された人々が共存していくための道具である。そのための大きな枠組が憲法であり、憲法に従った手続で制定される法律が、直接的に人々の生活を規律する。法律は、憲法の人権規定に反してはならず、人権規定を実現するべく制定される。この講義では、日本国憲法の原理とその下での法の態様について学ぶ。	
		日本国憲法	法学の基礎知識について、近代市民法の基本原理を理解したうえで、市民生活にかかわりの深い、契約・損害賠償・家族に関する法を素材に、理解を深める。日本国憲法について、歴史的意義・基本原理をふまえ、特に人権に関する諸問題を学び、市民としての基本的な法的素養を身につけることを目的とする。	
		比較文化論	看護としてのケアの実践では、それに関わる手技・手法だけでなく、患者固有の価値観や考え方、さらには自らと患者を取りまく複雑な社会状況への配慮と理解が欠かせない。この授業では、より具体的な社会現象を事例としてグループで検討することで、対象をより広範で複合的な社会現象としてとらえ、自己の規範や価値では「あたりまえ」として看過してしまうようなことや「理解不能」として無視してしまうようなことを問い、それを多角的に考える力を養う。	

教養科目	科学的思考関連科目	環境学	本授業では、生命の起源と生物の進化、人間活動が生態系に与える影響、人間生活と環境のつながりについて学ぶ。ヒトを含めた生物は環境と相互依存の関係にあり、時間の経過あるいは環境の変化とともに生物も変化してきたが、近年、ヒトの活動が生態系や地球環境に与える影響が問題となっている。PM2.5などの大気汚染、富栄養化などの水質汚濁、増え続ける廃棄物、気候変動など、ヒトの活動によって起きる、あるいは起きる可能性のある環境上の諸問題や、環境負荷の増大について学ぶ。また、気候変動を原因とする感染症の地域的な発生の変化や人口増加による食料不足の可能性などについて考える。	
		教育学	教育とは、「教育する側」が「教育される側」によりよい変化（成長）をおこさせることを意図して行われる意識的な行為である。（「教育する—される関係」≡「看護する—される関係」？）本当にそうなのか？疑問を持つことから科学が始まる。授業では、教育学および関連諸科学の蓄積された知見のみならず受講者自身の経験をもひとつの材料として、教育の本質から今日の教育をめぐる諸問題にいたるまで広く考察し、ともに教育について科学する。	
教養科目	人間と生活関連科目	生命倫理	医療の高度な発達とともに、安楽死や選択的妊娠中絶、デザイナーベビーなどの倫理的に解答困難な問題が数多く登場した。また、民主化が進む中で、個人の多様な価値観を尊重しなければならない時代になってきた。そのような状況において、医療問題について、他者と合意形成を行いつつ、どのように判断し、どのように解決策を発見するべきだろうか。具体的な事例を踏まえながら考察する。	
		医療と看護の倫理	看護職として、様々な価値を持つ人々を対象とした倫理的な看護実践を提供する態度を学習する。そのために倫理的な看護実践の基礎となる看護の倫理原則、看護実践上の倫理概念を理解する。この基本的知識を根拠として、臨床で遭遇する倫理的問題について事例検討することにより、倫理的問題へのアプローチの方法を理解する。	
		臨床心理学	本講義ではこころの援助学としての臨床心理学を概説する。心理検査や面接・観察による人間を理解する方法の活用の仕方、援助の方法としての様々な立場の心理療法、様々な心理的症状や心理学的諸問題について学習し、看護場面における臨床心理学の応用について考える。	
		国際理解入門	国際社会の平和と安定について、現在の世界の情勢を知り、平和とは何かについて自己の考えを明確にする。また、平和な社会の実現のためにどのような貢献ができるかについて、国際的視野で考える。	
		ボランティア論	人、社会、自然と直接かかわるボランティアを通して、他者や社会に役立つことで喜びを感じる、人間としてごく自然な暖かい感情を育む。地域や社会の構成員としての自覚を確認し、相互に支え合うという意識を醸成する。学習意欲を高め、就職を含め将来の人生設計に役立てる。	
		音楽療法	音楽療法には、その名の通り「音楽」というアート（芸術）が深く関わる。しかし、芸術と言っても、普段身近にある音・音楽の存在も含み、“美”や“質の良さ”を極めるという観点だけではない形で人の感性と創造性に働きかける。音楽療法士は、音や音楽を通してクライアント／患者と関わり、彼ら（彼女ら）を理解し、関係を築くなかでサポートしていく。人と関わる目的で用いられる音楽は、緊張を解き、記憶や思い出に触れ、勇気付け、言葉を越えたコミュニケーションを可能にし、様々な感情を体験したり表現したりすることを手伝う。そのとき音楽はどのように存在し、音楽療法士が音・音楽を通して人と関わっていくのかを、オーディオや映像の臨床例を交えながら紹介する。	
		松本の歴史と文化	日本人の伝統文化や生活様式に関する知識を知ることから日本の伝統的な地域文化に関する知識を深める。さらに、松本の歴史から地域文化やその歴史的な成り立ちを学び地域文化の理解を深め、さらに他の地域と比較することによって視野を広げる。また、地域社会を歴史的に理解するうえで、文化財の果たす役割にも着目する。	

教養科目	人間と生活関連科目	健康とスポーツ	基本的な身体運動の仕組みを理解できていることを前提とし、さらにその知識を深めることを目標にする。また、高齢者に多い種々の関節痛に対して、その痛みや不安を和らげるエビデンスに基づいた方法を実践する。さらに、老若男女関係なく適度な運動量を確保できるニュースポーツを実践する。これらを通じて獲得した知識によって、医療人としてオリジナリティを持った人材となることも目標にする。	
		体育実技	運動は Quality of life を上げる有力な方法である。運動が骨格筋や代謝に与える影響をスポーツを通じて理解して頂くことが主な目的である。	
連携科目	智の創造関連科目	教養ゼミナール	本科目の目的は、大学で学ぶこと、看護の専門教育を受けることの意味について自由に探究し、将来看護職者として学び続けるための態度を身につけることである。大学では、自分で問いを立て追及していく主体的な学習が求められるので、生涯にわたって学び続ける態度を養うため様々な方法で情報収集を行い、グループ討議を行う。学生主体で学生が立てた学習計画に沿って進める。	共同
		連携ゼミナールⅠ	医療現場では、多くの職種が、対象の健康問題の解決に向けて様々な役割を担っている。本授業は、看護職が専門性を追求していくキャリア開発について理解し、自己を活かすためのキャリアデザインを形成することを目的とする。将来のキャリア形成を遂行する能力を養うために様々な方法で情報収集を行い、それをもとにグループ討議を行うなど、学生が立案した学習計画に沿って進める。	共同
		連携ゼミナールⅡ	教養ゼミナール、連携ゼミナールⅠで学んだことを基盤に、また、これまで学んできた看護学の中で看護とは何かを追求してきた学習の中から、身近な興味・関心課題を明確にし、研究疑問として出しあい、その解決に向けて取り組む姿勢・方法・まとめ方の概略を学修する。授業では、興味・関心課題を絞り込み研究テーマとして表現すること、研究目的、研究方法、結果、考察、結論のプロセスをプロジェクトメンバーとともに協力し合いながら修得し、卒業論文に繋がる能力を育む。プロジェクトで討議を行うなど、学生が立案した学習計画に沿って進める。	共同
		言語と表現	地域社会の暮らしのことばである「方言」と、メールや手紙を含めた「敬語」を中心に日本語について学習し、社会人として適切な言語表現を身につけることを目的とする。講義では、①病院で聞かれる「方言」には、地域に暮らす患者（特に高齢者）の率直で端的な思いが込められていることを説明する。②敬語の種類やルールについて説明し、ケーススタディによって、話し言葉・書き言葉の敬語を学習する。最終的には人と人とお互いの意思を伝え合い、理解し合うために有効な手段である『ことば』について理解を深め、『ことば』を用いて過不足のない表現ができるようになることを目指す。	
		研究入門	関心のある事象について文献を収集し読み解き、活用するための基礎的な能力を育む。さらに、看護研究の必要性を理解し、研究疑問から研究の目的、デザイン、研究計画の作成、研究倫理申請等研究のプロセスを学習する。	
		研究方法論	看護研究の意義と目的について理解し、看護研究を行うための基礎的知識を身に付ける。また、具体的な研究論文に触れつつ、各種の研究方法を学び、研究の活用と可能性について考察する。	共同
		キャリア形成論	専門職として成長するプロセスにおける考え方やキャリア形成に必要な条件について知識を深める。また、特定看護師や診療看護師、専門看護師、認定看護師といったより専門性の高い看護職の役割についての理解を深める。	

専門基礎科目	人体の構造と機能	形態機能学Ⅰ	看護の構成要素である人間の構造と機能の基礎を学ぶために、人体の構造と機能について学ぶ。生命維持のために分子・組織・器官・個体のそれぞれのレベルにおいてどのようなことが営まれているかを学ぶ。具体的には、組織構造の基本、ゲノム、遺伝子と細胞と組織、血液、造血管機能について学ぶ。続いて、看護の基礎となる人体の構造とその体系を学ぶ。具体的には、骨格系、筋系、神経系、の構造と機能について学ぶ。	
		形態機能学Ⅱ	「形態機能学Ⅰ」に引き続き、看護学の構成要素である人体の構造と機能の基礎について学ぶ。具体的には、消化器系、呼吸器系、循環器系、泌尿器系の構造について学び、さらにそれらの器官が果たす機能について、呼吸と血液の働き、血液の循環、および体液の調節などに焦点を当てて理解を深め、健康維持のために果たす機能の基礎知識を学ぶ。	
		形態機能学Ⅲ	内分泌系、免疫系、生殖器系、感覚系、皮膚の構造と機能を学ぶ。組織標本等の見学実習等を行い、実習後、形態機能学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲで学んだ内容との統合を図る。この講義を通して、知識の修得統合とともに、人間の尊厳について考える。	
専門基礎科目	人体の構造と機能	生化学	近年の生化学の進歩により、生体での各現象を生体分子の構造やその変化の過程として具体的に把握できつつある。これらの詳細な理解には生命現象の本質的な部分について、生化学を体系的に理解しておくことが重要となる。更に、これらを踏まえた上で看護において特に必要な生化学的知識を身につける。	
		臨床栄養学	栄養素とその働き、食物の摂取と消化吸収を学び、生命現象の意義について生化学的側面からとらえ、生体内のエネルギー獲得の仕組みと生体の恒常性の維持に関連して、糖質・たんぱく質・脂質などの代謝を学ぶ。また、栄養評価や、栄養指導、保健指導などの方法を学ぶ。さらに、ライフステージ別の栄養摂取課題、健康づくりについて学ぶ。看護職として臨床や地域の現場で栄養管理や栄養指導ができるための基礎的知識を身につける。	
	疾病の成り立ちと回復の促進	臨床薬理学	薬理に関する基礎的な知識を習得するとともに、基本的な薬物について臨床での活用と関連させて学ぶ。総論として、薬物療法の目的、薬理作用、薬物動態、中毒などを学び、各論として医薬品を系統別に分け、疾病の病態と合わせて治療薬の作用機序、使用方法、副作用相互作用、看護上の留意点について学ぶ。	
		病態治療学Ⅰ	循環系、消化器系、脳神経系、血液造血系などにおける症状・徴候および疾病の病因、病態、治療、予後などにつき学習し、それぞれの疾病の成り立ちと回復の促進について理解する。	
		病態治療学Ⅱ	呼吸器疾患、骨・筋系疾患、腎泌尿器疾患、内分泌系疾患、女性生殖器疾患などにおける症状・徴候および疾病の病因、病態、治療、予後などにつき学習し、それぞれの疾病の成り立ちと回復の促進について理解する。	
		感染症学	まずは感染症の原因となる微生物と、それに対する生体の防御反応を学ぶ。そのうえで主な感染症とその対処について理解を深めると共に、医療を提供する場における感染予防・管理の実践について学ぶ。	
		看護とリハビリテーション	リハビリテーションの概論、および機能障害の悪化を防ぎ、残存機能の維持や二次的合併症の予防など、リハビリテーション看護の概念、対象論、方法論を学ぶ。運動器障がい、脳血管障がい、心臓疾患などの具体的な援助事例を通して、看護過程の展開の要点を学ぶ。	

専門基礎科目	健康支援と保健医療システム	疫学	本授業では、疫学概念、疫学で用いられる指標、スクリーニング及び疫学研究の方法などについて学ぶ。近年、EBM (Evidence-Based Medicine)、「科学的根拠に基づく保健・医療」が常識となっており、科学的根拠 (エビデンス) の多くは、疫学研究の結果から得られる。それぞれの疫学研究方法の特徴と研究から得られるエビデンスの質の違いについて理解し、得られたデータの解釈と疫学で用いられる統計的手法について学ぶ。また、疫学研究では個人情報の保護、情報提供者の自由意思に基づく同意 (インフォームド・コンセント) を得るなどの倫理的な指針を遵守する必要がある、これらの倫理的な考え方についても学ぶ。	
		公衆衛生学	本授業では、公衆衛生活動の歴史と変遷及び現状について学び、現在、実際に社会的組織活動を通してどのように公衆衛生活動が行われているか理解することを目的とする。「衛生」の「生」は生命や生活であり、「衛」はそれを守るという意味である。公衆衛生学は、「公衆」即ち、社会集団として生活する人々の健康に及ぼす自然環境や社会環境の影響と要因を知り、どのような対策を講じたら疾病を予防し、寿命を延ばし、肉体的及び精神的に健康状態を保つことができるかを研究する学問である。予防医学と健康増進、生活習慣病の予防対策、各種の保健活動、労働衛生などについて学び、公衆衛生活動について総合的に理解する。	
		保健・医療・福祉行政論	本授業では、保健・医療・福祉に関連する行政の仕組みと役割及び財政的な裏付けなどについて学ぶ。日本国憲法第25条では、国民には、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利があり、国にはそれを守る責任があることが示されている。日本の保健・医療・福祉行政は、憲法第25条に示された国民の生存権を根拠としている。医療保障、介護保険、社会保障及び社会福祉の制度、地域保健の体系と関係機関の役割など日本の保健・医療・福祉行政について学ぶとともに、国際的な公衆衛生活動と日本の国際協力活動について学ぶ。また、紙上での演習を通して、健康課題を解決するための保健事業の企画立案プロセスや保健事業の立案に必要な情報の収集・分析方法などについて学ぶ。	
		社会保障制度	本授業では、社会保障制度の体系と内容について学び、これらの制度を維持するための法律や規則、行政のしくみと取り組みについて理解することを目的とする。日本国憲法第25条では、国民には生存権があり、国には国民の生活保障に対する義務があることが示されている。社会保障は、国民が生活していくうえで、個人や家族の努力だけでは対応が困難な状況に対し、憲法第25条に規定された最低水準の生活を保障する公的な制度である。社会保障制度の歴史と展開、社会保障制度の現状について学ぶとともに、社会構造の変化に対応可能な社会保障制度について考える。	
		衛生関係法規	本授業では、法とは何かを知るために、法概念及び一般的・基本的事項について学んだ上で、衛生関係法規の全体像について理解することを目的とする。「衛生」の「生」は生命や生活であり、「衛」はそれを守るという意味である。衛生関係法規は、国民の生命や生活を守り、健康を増進することを目的とした、日本の保健・医療・福祉行政に関する諸制度を規定している関連法規であり、看護に携わる者が、国民の生命や生活を守り、健康を増進するためには、衛生関係法規の理解が必要不可欠である。衛生関係法規の全体像を理解し、他の職種と連携して保健・医療・福祉活動を実践するための基礎的な知識を修得する。	
		保健統計学	医療現場でみかける統計情報の読み取り方や、看護研究に用いられる統計的検定・分析方法を学ぶ。様々な統計情報の数値があらわす意味や理解の仕方、統計手法の理論的・体験的理解を通して、看護現場や看護研究で扱われている統計的な「ことば」の基礎知識を身につけ、自ら用いることができるようにする。	
		看護援助の関係論	看護の基本をなす対象との援助的人間関係の形成についての理解を深めるとともに、自分自身について振り返り、自己理解と他者理解を通し、援助的人間関係のあり方について学ぶ。事前学習でヒルデガード・ペブロウを調べることで、人間関係論に関心をもち、患者―看護師関係の特徴を理解し、援助関係に必要なコミュニケーション技法を学ぶ。	

専門科目	看護の基礎	看護学概論	看護とは何か、看護の役割・機能、看護師としてのアカウンタビリティなどについて、看護の歴史や理論などに触れながら学び、看護に対する興味関心を深化させる。	共同
		基礎看護技術Ⅰ	人間の基本的欲求の充足を基盤とした日常生活行動への援助を目的に、科学的根拠に基づいた基本的生活援助技術とバイタルサインの測定技術を学修する。また、対象者の安全性、安楽性、快適性、自立性を考慮した日常生活への援助、またその人らしく生活を送るための援助の方法について学修する。	共同
		基礎看護技術Ⅱ	何らかの健康問題を持つ人のニーズを踏まえ、必要性和科学的根拠に基づいて実施する援助技術で、主として薬物療法、栄養障害のケア、皮膚・排泄障害のケアなどの病態や治療に伴って必要となる看護ケアについて学修する。演習では、無菌操作の基本と基本技術、無菌的採尿法、与薬（内服、点眼・点鼻、注射、点滴療法）、浣腸、尿失禁と皮膚トラブル、栄養障害と皮膚トラブル、皮膚トラブルのある患者のアセスメントとケアについて実施する。	共同
		基礎看護技術Ⅲ	看護の実際において看護の対象となる人々の個性や状況に応じ、科学的に看護を実践するための方法である看護過程について、その概要と重要性、必要性を理解する。「看護過程の展開」の演習科目において事例展開ができるために、事例の情報と関連させながら、看護過程の展開ができるための基礎を学ぶ。授業では、看護過程とは何か、看護過程を看護で活用する意義、看護理論の枠組みと看護過程の各プロセス、情報収集と情報の種類、情報の整理・分析、アセスメント、全体像、看護問題の明確化、看護記録の作成、看護サマリーについて学修する。	共同
		ヘルスアセスメント	ヘルスアセスメントの概念、目的、方法論の全容を学び、対象を全人的に把握することの重要性とその意義を理解する。ヘルスアセスメントに必要な観察技術や測定技術、コミュニケーション技術を用いて対象の健康状態を査定し、正常と正常からの逸脱を判断できる知識・技術について学修する。さらに、看護過程の一環として、アセスメントが実施され、アセスメント結果に基づいて看護の対象の健康状態を評価し、看護目標や計画の立案、看護実践を導くことを理解する。	共同
		看護過程展開論	「基礎看護技術Ⅲ」の基礎的な理解を基に、事例を用いて看護過程の展開の一連のプロセスを演習する。情報収集とその分析、アセスメント、看護問題の明確化（看護診断）、看護計画の立案、実施、評価、看護記録、修正の実際を学修する。	共同
		基礎看護学実習Ⅰ	看護の対象となる様々な健康レベルの人々が、療養もしくは生活する場を知り、看護の役割を体験的に学ぶとともに、今後の学修に対する動機付けを図る。	共同
		基礎看護学実習Ⅱ	基礎看護実習Ⅰの学修を踏まえ、健康上の問題のために生活の日常性が損なわれている対象者と援助の関係を築きながら、日常生活援助を中心に、対象の安全性・安楽性・個性性、自立性を考慮した看護を計画し実践する能力を育む。1名の患者を受け持ち、科学的根拠と看護理論を活用した看護過程の展開の実際を学ぶ。また、看護実習の体験から、患者と看護師関係のあり方、看護倫理について考察する。実習中のカンファレンスやレポート作成などを通して実施した看護を振り返り、自己の学びや今後の課題を明確にする。	共同
	看護の実践	成人看護学概論	ライフサイクル/成人期（青年期・壮年期・中年期）の人々における発達課題や健康上のニーズ・健康問題を身体的・心理精神的・社会的特徴を統合的にとらえ、対象者の持つ健康課題、その看護について理論的基礎から学び、さらに対象者のセルフケアの促進に視点を向け成人各期の特徴を基本に、ストレスと危機、健康障害について理解を深め、健康管理行動を促進、回復を支援する治療における看護援助の目的・方法、看護の役割を考えることができることをねらいとする。	共同

専 門 科 目	看 護 の 実 践	成人急性期看護論	成人急性期看護における基礎知識と実践能力を育む。主に周手術期の看護展開の演習を通して看護過程の展開を理解・実施し、実践力をつける。	共同
		成人慢性期看護論	成人看護学領域は、成人各期の健康保持や疾病予防と成人の健康問題に応じた看護について理解し、成人看護学の基本となる援助方法を学ぶ。 対象の健康レベルに即した患者理解のために必要な知識を修得する。また、看護問題の解決に必要な実践的な思考プロセス（判断能力、応用能力、問題解決能力）を養い、基本的な援助を修得する。	共同
		成人急性期看護学実習	成人急性期看護の看護過程の展開を中心に、看護師の役割、機能、チーム医療の展開を実践を通して学ぶ。	共同
		成人慢性期看護学実習	(Clinical Practice of Adult Nursing:Chronic Care) ・Chronic illnessをもちながら生活する患者の療養行動への援助を通して看護を考察する ・実習慢性期にある対象者の特徴を理解し、患者の生活過程を整えながら社会生活を営み、セルフマネジメント能力を患者自身が身につけるための援助の在り方を学ぶ。 ・成人期にあり、慢性的に健康障害を持ちながら暮らしている人もしくは終末期にある人とその家族の身体的、心理社会的影響を理解し、必要な援助を実践することができる。	共同
		緩和ケア論	緩和ケアの対象者とその家族に対する理解を深め、緩和ケアに求められる基本的知識を修得することで死生観を表現できることを目的とする。緩和ケアの理念と緩和ケアの対象となる人の全人的苦痛の理解と看護について学ぶ。また、緩和ケアにおける倫理的課題・緩和チーム医療の在り方と必要性・看護の役割について学ぶ。さらに緩和ケアを受ける対象者の家族の心身の苦痛や適切な支援について学ぶ。これらの学習を通して「死」について考えを記述する。	共同
		老年看護学概論	加齢と老化の諸理論を踏まえつつ高齢者の身体・心理・社会的な特徴を理解する。老年期の考え方、捉え方について今日的な課題を含め、様々な側面から考えることができるようになることを目指す。老年者の健康な生活を支えるための看護の役割・倫理について理解し、さらに症状や機能低下を持つ高齢者や家族への看護について学び老年看護の基本的な看護技術を理解する。そのうえで自己の老年観が形成できることを目指す。	
		老年症候群援助論	老年症候群について理解を深め、看護援助が説明できることを目指す。加齢に伴う様々な身体的変化や社会的変化がもたらす高齢者の急性疾患や慢性疾患の特徴的な病態と症状について理解する。様々な症状を多面的に理解しアセスメントする能力を養う。高齢者の看護ケアの基本的知識の習得を目指す。	共同
		老年看護援助論	高齢者の身体的特徴を理解し、起こりやすい疾患や特徴的な症状を理解し多面的にアセスメントできる能力を養う。さらに、慢性症状や機能低下を持つ高齢者への看護について具体的に考えらることを目指す。様々な治療やリハビリテーションを受ける高齢者への看護、家族への看護を学び老年看護の基本的な技術を学修する。高齢者の生活機能モデルを用いて事例の展開を行い具体的な看護が考えられることを目指す。	共同
		老年看護学実習 I	老年看護の多様な場での実践について理解し、高齢者の生活の場について理解する。多職種との連携や家族支援の実践について学ぶ。地域包括ケアシステムと介護保険施設の役割、地域の中の施設の役割とそこでの求められる看護の役割について実践を通じて理解する。	共同

専 門 科 目	看 護 の 実 践	老年看護学実習Ⅱ	老年看護学の諸理論を踏まえ、高齢者や家族の生活及び健康と健康レベルや療養形態に応じた対象とその家族に対する看護について理解し老年看護の基本的知識と技術を実践を通じて習得する。老年期の疾病と健康回復、生活の再構築に向けた看護を高齢者の生理的变化に配慮して実践する。	共同
		認知症ケア論	認知症について、医学的理解を深め多様な症候について理解する。認知症の高齢者の生活障害と生活支援、健康支援のための援助について、看護の役割を理解する。認知症をめぐる政策についても触れ、高齢者と認知症の今日的課題について理解する。入院治療を要する認知症高齢者の急性期に起こりやすい症状、回復期の支援のあり方を学ぶ。	共同
		小児看護学概論	小児看護の基盤となる子どもと家族、子どもの成長・発達概念、健全な成長・発達を促進する援助について学ぶ。さらに、子どもの権利と看護倫理、関係する法律・制度、発達理論について理解を深め、成長・発達の評価と日常生活援助方法、および特別な支援を必要とする小児と家族の援助の基本について学ぶ。	
		小児看護援助論Ⅰ	小児の主な健康障害と看護、健康障害が小児とその家族に及ぼす影響について学修する。さらに、子どもの健康障害、成長・発達、生活ニーズに応じた看護過程が展開できる基礎的知識と技術を学修する。	共同
		小児看護援助論Ⅱ	小児の健康状態と発達及び小児と家族に応じた看護実践が理解でき、小児特有の基礎的看護技術や保健指導を模擬的に実践する。	共同
		小児看護学実習	小児看護学概論、小児看護援助論Ⅰ・Ⅱで習得した知識、技術をふまえ、小児の各発達段階の特徴を理解し、子どもとその家族に応じた日常生活の援助方法を学ぶ。また、健康上の問題が子どもとその家族に及ぼす影響を理解し、子どもと家族の個性に応じた看護実践について学ぶ。	共同
		小児発達学	小児期における成長・発達のプロセスと各期の特徴、評価方法について学ぶ。また、発達を促進する育児環境について学ぶ。	共同
		母性看護学概論	母性看護の特徴および母性看護を必要とする対象の特徴を把握し、母性看護の基盤となる概念を理解することを目的とする。また、わが国における母子保健の歴史の変遷や現状を把握し、母子保健の意義を理解するとともに、母子保健の今日的課題を明らかにする。女性のライフステージ各期における特徴や健康問題を把握し、リプロダクティブヘルス/ライツの視点でその支援方法について学ぶ。	
		母性看護援助論Ⅰ	周産期（妊娠期・分娩期・産褥期・新生児期）に焦点を置いて、各期の身体的・心理的・社会的特徴を理解し、母子とその家族のウェルネスに向けた看護を展開していく上で必要とされる基礎的理論を理解することを目的とする。妊娠前からの女性・家族への支援、正常経過にある妊婦・産婦・褥婦と新生児の看護、異常経過にある対象への看護について、それぞれ身体的特徴と心理・社会的特性、アセスメントおよび支援方法について学ぶ。	共同

専門科目	看護の 実践	母性看護援助論Ⅱ	母性看護概論および母性看護学Ⅰの学びを基に、周産期にある対象の身体的・心理社会的特徴をふまえ、母子とその家族のウェルネスに向けた支援を行うために必要な援助技術を修得することを目的とする。妊婦・産婦・褥婦・新生児の生理的变化への適応促進と、健康上の問題解決のために必要な看護援助技術のエビデンスを理解し、演習を通して技術を修得する。	共同
		母性看護学実習	周産期（妊娠期・分娩期・産褥期・新生児期）にある対象とその家族に対する適切な援助ができるための基礎的な看護実践能力を養うことを目的とする。周産期にある対象の特徴を把握するとともに、母子を受け、看護計画立案、実践、評価する基礎的能力を身につける。受け持ち事例を通して、母子とその家族のウェルネスに向けた支援を行うために必要な援助技術や健全な母子関係を成立させるために必要な指導技術について実践を通して修得する。	共同
		地域母子保健学	わが国の地域母子保健の現状を理解し、訪問指導など地域母子保健活動の実践について理解を深め、地域での子育て支援や相談活動、地域連携・協働の現状と課題を考察する。社会変化に伴う母子のニーズを探り、看護職による地域母子保健活動の役割と機能・課題を明らかにする。また、地域母子保健における事例を通して、母子への支援や少子化対策などの政策的課題を考察する能力を養う。	共同
		精神看護学概論	精神看護学の基礎知識を学ぶ。精神看護が、こころの問題を有するあらゆる人々を癒し、サポートする中で、その成長を促す看護活動であることを理解する。精神を病むこと。その歴史的背景と、法制度、人権擁護の考え方、こころの健康とは。その働きについての基礎知識を学習する。	共同
		精神看護援助論Ⅰ	精神看護実践に必要な基礎知識を学び、関係論としての精神看護の全体像を理解する。疾患別、症状別の事例を通して、それぞれの援助方法について、そのアセスメントと看護計画について学ぶ。	共同
		精神看護援助論Ⅱ	精神看護実践に必要な基礎知識を学び、関係論としての精神看護の全体像を理解する。具体的に事例を通して、拒否的な患者、被害妄想の強い患者、その他の事例をとおして、アセスメント、看護計画を立案する。精神看護実習のレディネスとなる。実習の記録物や資料に基づいて演習を行い、精神看護援助論を学ぶ。	共同
		精神看護学実習	精神保健上の問題により、日常生活や対人関係に困難を有している人々に関わり、これまでに学んだ知識・技術および態度の統合を図り、精神看護の実践能力を養う。受け持ち患者との関わりを通して、精神障害者の理解、病態や治療、精神看護の具体的な方法を学ぶ。	共同
		地域精神保健学	地域精神保健は、家庭、学校、職場などの生活の場における、精神保健学である。特に近年、社会環境、人間関係の複雑さから、社会における対応や調整が必要となっている。妊娠によるうつ病、不登校や摂食障害、不安、ストレス障害、適応障害、人格障害、身内の死に対する喪失体験からくる、初老期のうつ病や、死に直面した人への精神的看護も重要な課題となってきた。そこで、本科目では、地域におけるさまざまな発達段階の精神保健について学ぶ。	共同
	看護の 応用	救急看護学	救急医療と救急看護の特徴を理解し、救急患者とその家族に適切な医療・看護ケアを行えるよう学び、説明をしながら実施できる。①救急病態を理解し、必要な処置・治療に関する知識を習得し、説明できることを目的とする。②急速に進歩している分野であることを知り、蘇生法など新規規定を理解し、説明・実施できることを学ぶ。③救急患者の観察・アセスメントから、看護・クライシス理論をもち看護過程の展開を実施できることを目的とする。	

専 門 科 目	看 護 の 応 用	災害看護学	我が国は地震や毎年の台風の襲来などによる風水害をはじめいくつかの自然災害が多発し、被災地の人々は命や健康をそこない、財産が消滅するなど、多くの被害を受けてきた歴史がある。近代までは、地域の人々の助け合いにより、このような災害をしのいできた。ここ数年においての地震災害、台風による自然災害が多発していることを受けて、被災地外からの医療従事者、救護団体、ボランティア活動が著名になってきている。こうした状況において、看護職者としてどのような啓蒙活動と臨地マネージメントが必要か支援活動の特徴・課題、防災・減災の必要性について学ぶ。	共同
		救急看護学実習	救急看護学を修得した者が実践の場で救急看護の実際を実習を通して学ぶ。救急看護の患者対応・家族対応や救急チーム医療の一員として看護技術をケアにどのように活用していくか。観察・アセスメントを救急での看護過程にどう活かしていくかなど。対人関係・クリティカルシンキング・危機理論を使った看護過程など今まで学習してきた知識、能動的行動すべてをフル活動して実習で学ぶ。	共同
		災害看護学実習	災害発生時の看護活動における基礎的能力を養うとともに病院における災害時の看護の役割と機能の実際を学ぶことを目的とする。市町村や病院などが主催する自然災害を想定した防災訓練に積極的に参加し、災害に対する活動の体験を通して、災害時の看護の役割と機能の実際を学ぶ。	共同
		在宅生活支援論	療養者の身体状況や家族の生活環境の違いから発生する療養上のリスクに着目し、安全な生活支援について学ぶ。在宅における看護提供の範囲は医療機関と比較すると幅広い。在宅療養環境の場で起きやすい事故の問題点と背景要因を理解し、事故の予防的視点を養うと共に安全な生活支援の方法について考える。	共同
		ターミナル看護	人生の最後の時期を生きる患者や家族を、看護師はどう支えることが出来るか、多角的な視点から看護の役割について学ぶ。終末期にある患者のケアに関して「ターミナル看護」「ターミナルケア」「ホスピスケア」「終末期ケア」「緩和ケア」「エンドオブライフケア」などさまざまな言葉が使われ、微妙な違いを含んでいる。本教科では用語の概説とその変遷についても学ぶ。	共同
		地域医療連携システム論	地域で療養する人々の、医療ニーズに応じた継続的な医療の提供と看護師の役割を理解する。近年、医療制度改革において地域連携の重要性が強調されている。中でも地域での療養生活を支える人々の他職種連携や協働の役割が重要視されている。本講座では病院から在宅へ円滑な移行・医療と介護の連携の仕組み・看護師の役割について学ぶ。具体的な地域医療連携では、松本市の健康問題と保健医療福祉計画や対策を知る。	共同
		多職種連携実習	地域包括支援センターが関係機関等への連絡・訪問を通して、施設や機関の地域に果たしている役割、及び社会システムの中での場の理解の方法を修得する。また、保健・医療・福祉施設の機能と役割について学び、対象者が生活する場で生活が維持できるための具体的な援助方法としての連携・協働の在り方について考えることができる。	共同
		地域包括ケア論	療養者の尊厳の保持と自立支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の5つの構成要素が一体的に提供される仕組みについて学ぶ。わが国の地域医療の現状、および長野県・松本市の地域の特性や実情に応じたサービスの種類やサービス内容を理解する。	共同
		公衆衛生看護学概論	地域で生活する人々の健康やQOLの向上を目指す看護活動である、公衆衛生看護学の全体像を理解する。公衆衛生看護の基本理念や目的、対象者、社会情勢に応じた課題への対応の必要性について学修する。	共同

専門科目	看護の応用	公衆衛生看護学活動論Ⅰ	地域における個人・家族及び特定集団の人々の健康状態をライフステージ別に捉え、あらゆる健康レベルの人を対象とした公衆衛生看護活動を理解する。また、地域で行われている保健事業を広報等から把握し、健康増進、疾病予防の活動について理解する。	共同
		公衆衛生看護学活動論Ⅱ	地域における個人・家族・特定集団の人々の健康状態を健康課題別に捉え、その動向と支援方法、サポート体制を理解する。また、保健指導で活用できる理論と保健活動の介入方法を学ぶ。	共同
		健康支援論	地域で生活する個人・家族・集団を対象に健康レベルや地域特性に応じた公衆衛生看護活動の支援過程を事例をもとに知識・技術を習得する。	共同
		産業看護論	本授業では、産業の場における労働者の疾病予防、健康保持・増進、労働環境の整備などの産業保健活動を学び、産業保健師の役割を理解する。学校保健では、教育の一環として、児童、生徒等の健康の保持増進を図るための学校保健の仕組み、学校保健の現状と健康課題、養護教諭の職務について理解することを目的とします。	共同
		公衆衛生看護学実習Ⅰ	1. 地域における個人・家族・集団の健康を守る社会資源を理解する。社会資源とは、条例・規則・市町村憲章、施設・設備、地域ケアシステムやネットワーク、人材、財政などを指す。 2. 地域で生活する人々の健康支援における看護職の役割を思考する。	共同
		公衆衛生看護学実習Ⅱ	1. 公衆衛生の拠点である保健所の機能と役割について理解する。 2. 保健所の専門的・広域的な機能と役割を理解する。 3. 保健所と市町村との連携を学ぶ。	共同
	看護の統合	公衆衛生看護管理実習	公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱを基盤にして、住民の健康ニーズに沿った地区活動の体験を通じて学習する。 1) 他職種や住民と協力して、地域の健康の向上を目指した健康課題の方策を作成することの重要性を理解する。 2) 住民が主体的に健康課題に取り組むことができるように、住民のパートナーとして活動していくことの重要性を理解する。 3) 保健師活動がPDCAサイクルに基づいて行われていることを理解する。 4) 今後の公衆衛生看護活動に求められる保健師の役割を考える。	共同
		在宅看護学概論	地域で療養する人々やその家族の生活や健康問題を理解し、対象に応じた援助の工夫と看護の役割を学ぶ。在宅看護は、療養者と家族を一つの単位としてとらえた援助が特徴である。講義では生活を維持し可能な限り住み慣れた地域でその人らしい暮らしを支援するための、在宅看護の役割・求められる援助の姿勢など在宅看護の基本を理解する。	
		在宅看護援助論Ⅰ	地域で生活する療養者と家族に応じた日常生活を支える看護技術や医療的ケアを体験し、看護の役割を学ぶ。近年の医療的ケアを必要とする対象者の増加に伴い、胃瘻の管理・ストーマの管理・在宅酸素療法・在宅人工呼吸療法の管理など、在宅看護で求められる援助技術を主に演習を通して体験する。	共同

専 門 科 目	看 護 の 統 合	在宅看護援助論Ⅱ	在宅における看護過程の展開は、ペーパー事例を参考に療養者と家族の生活に対する意向や価値観を尊重し立案する。情報収集は療養者の心身の状態だけでなく、療養者の周囲の環境や時間的な経過などにも視野を広げ、療養者の生活全体を理解する。アセスメントから計画立案の際には、これまで学んできた知識や看護技術を対象者の生活に即して活かせるようにする。	共同
		在宅看護学実習	訪問看護ステーションの実習を通して、地域で療養する人々と家族への継続的・予防的な看護活動の実際を体験する。同時に療養者や家族のニーズに沿った援助や価値観や、ライフサイクルに沿った援助の工夫を学ぶ。更に、看護が提供される仕組みや生活を支える社会資源・多職種との連携や協働について訪問事例を通して体験する。	共同
		家族看護学	家族看護を基盤に、療養者とその家族の健康と生活に対する課題を理解し、家族に応じた援助の工夫や配慮を学ぶ。近代家族の特徴や家族の機能および家族の基礎理論を理解する。次いで看護領域で用いられる代表的な家族の定義を理解し、時代や文化、社会の変動を踏まえて多様化する家族の価値観やライフスタイルに応じた家族への援助を学ぶ。	共同
		ヘルスカウンセリング	医療従事者として患者や利用者にカウンセリングマインドをもって接する姿勢を深め、様々な心理療法理論を通して、人を多面的に理解する視点を身につける。精神分析療法、認知行動療法、フォーカシング等、様々な心理療法理論を通じたコミュニケーション技術とその事例・実践を通して、多様なニーズをもつ人に接する技術を習得する。	
		看護マネジメント論	保健・医療・福祉におけるヘルスケアシステムは、常に社会や行政の影響を受け、変化している。これらを踏まえ、変化に応じて質の高い看護サービスを提供するために必要となる基礎的知識(看護におけるリーダーシップや組織論、マネージメントなどの諸理論)を学ぶ。看護管理学はそのプロセスにおいて、諸理論を活用して現象を科学的に分析し、マネージメントし、確実な成果を売るための学問である。従って、日々の看護実践において、職位に関わらず必要となる知識と技術である。これらの知識を基盤として、社会や所属する組織で、変革に能動的に関わることができる姿勢を養う。	共同
		統合実習	4年間の学習を統合し、療養生活を送る人々の多様なニーズに対し、安全で効率的な看護を提供するために必要な看護サービスマネジメントの実際を学ぶ。また、医療施設において複数の患者を受け持ち限定された期間の中で看護を実践する方法を修得する。	共同
		卒業研究	科学的な思考力、倫理観を養い自ら探求する態度と研究方法の基礎を身につける。学生の自主性を尊重し、ゼミナール形式で行い、指導教員のもと研究テーマを定め、文献検討を行い、研究計画書を作成するところから始め、結果の分析、論文作成に至るまでのプロセスを体得する。この体験を通して、研究的視点の必要性を理解し、達成感を得るとともに、他者と討論することで、看護に対する視野を広げ、自分の看護観を明らかにしていく。	共同

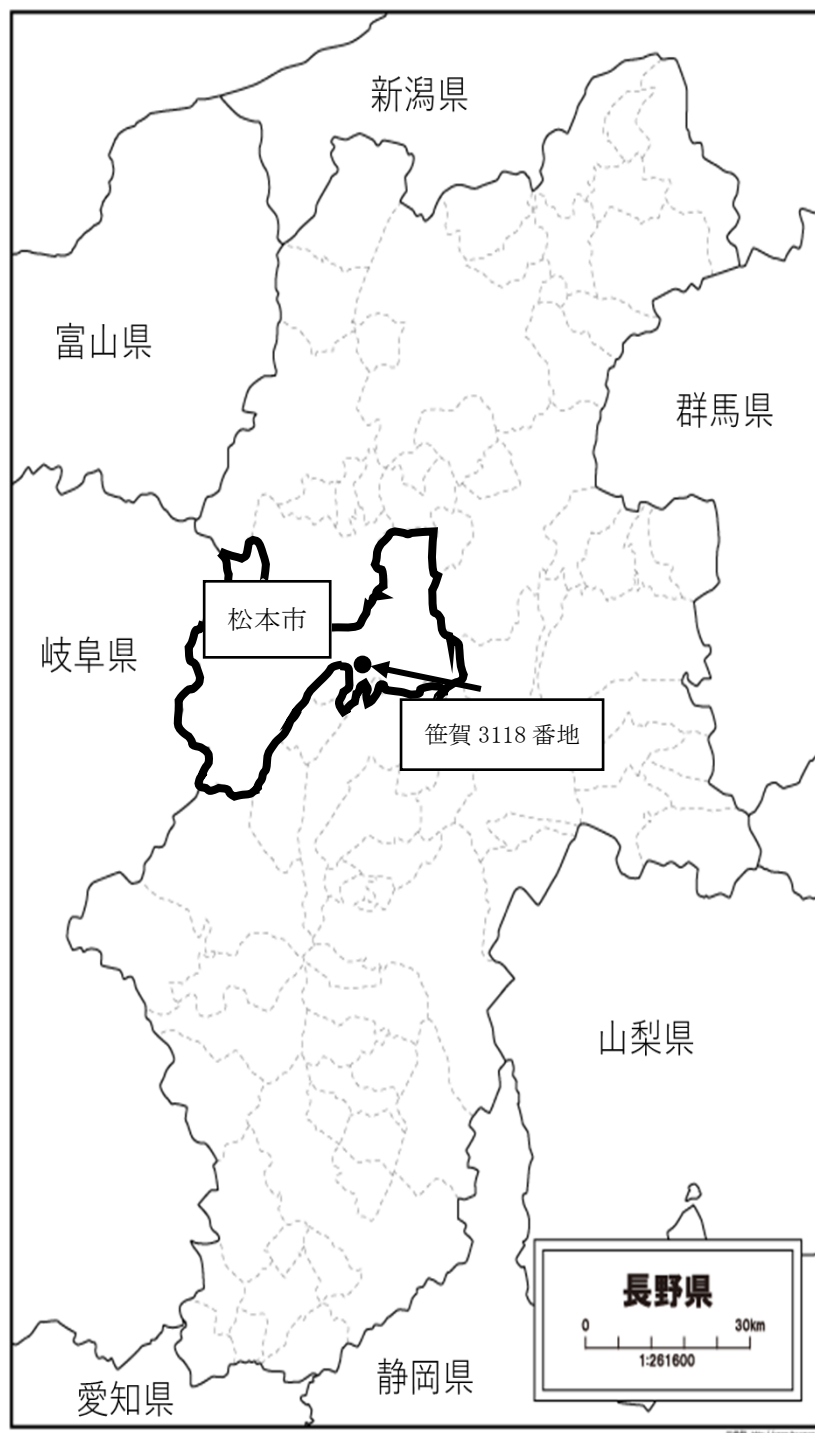
学校法人松本学園 設置認可等に関わる組織の移行表

令和2年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和3年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
松本短期大学 幼児保育学科 介護福祉学科 看護学科 計				松本看護大学 看護学部 看護学科 計				大学の新設
				70	—	280		
				70	—	280		
	100	—	200	100	—	200		
	40	—	80	40	—	80		
	70	—	210	0	—	0		令和3年4月学生募集停止
計	210	—	490	140	—	280		

(1) 都道府県内における位置関係の図面

松本看護大学 位置

長野県松本市笹賀 3,118 番地

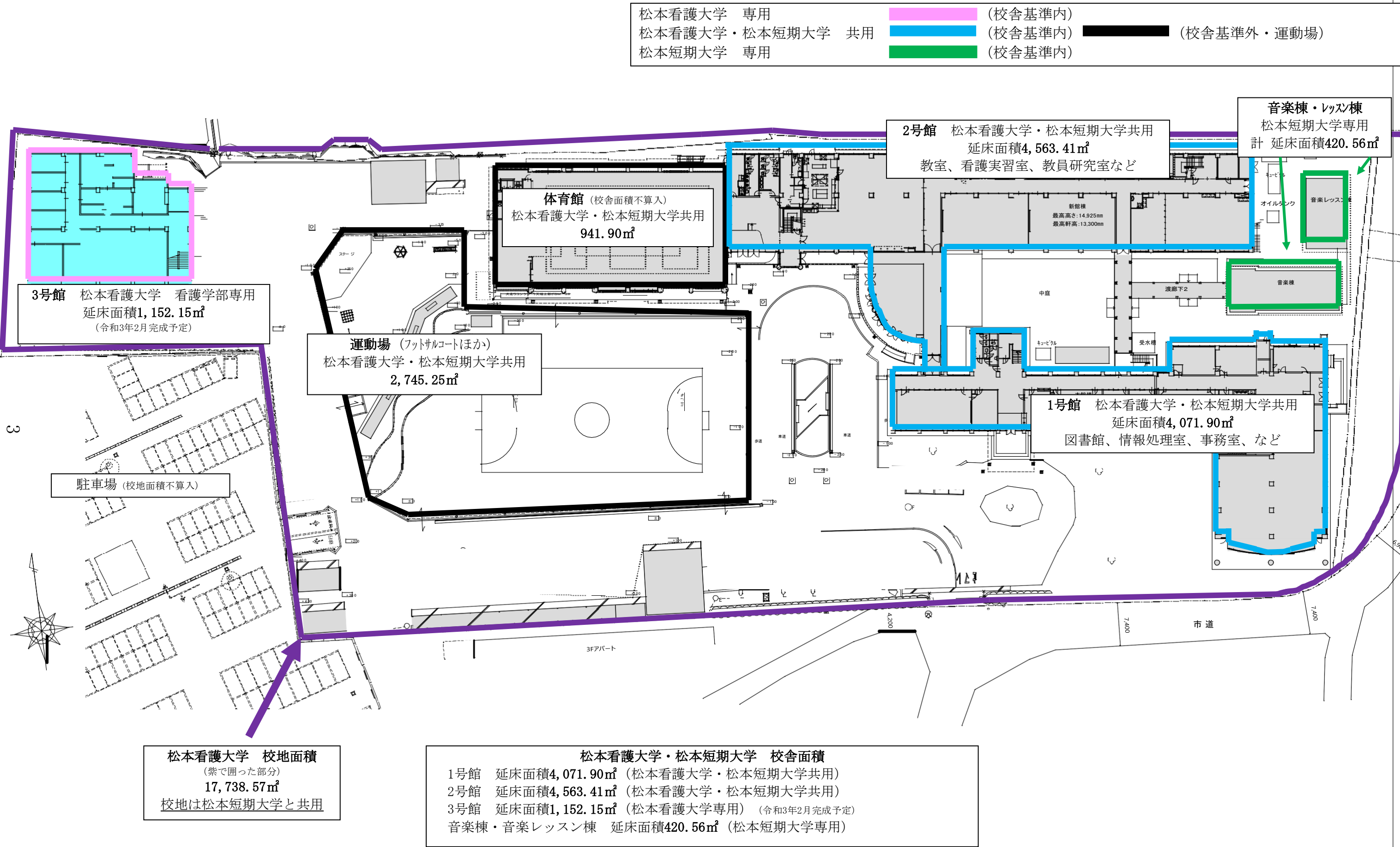


(2) 最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面



- ・ JR 村井駅から西へ 2.2km、徒歩約 25 分、スクールバス約 10 分
- ・ JR 松本駅正面松本バスターミナルより朝日線に乗車し約 25 分、松本短大口下車、徒歩約 5 分
- ・ 長野自動車道 塩尻北インターから車約 5 分
- ・ 信州まつもと空港からタクシー約 5 分

(3) 校舎、運動場等の配置図



松 本 看 護 大 学 学 則

学校法人 松 本 学 園

松 本 看 護 大 学 学 則

目 次

第1章	総則	(第1条～第5条)
第2章	学生定員及び修業年限	(第6条～第9条)
第3章	入学等	(第10条～第19条)
第4章	授業科目及び履修方法	(第20条～第30条)
第5章	休学、復学、留学、転学、退学及び除籍	(第31条～第37条)
第6章	卒業及び学位	(第38条～第39条)
第7章	入学検定料・入学金・授業料及びその他の費用	(第40条～第44条)
第8章	賞罰	(第45条～第48条)
第9章	教職員組織	(第49条～第52条)
第10章	教授会	(第53条～第61条)
第11章	研究生及び科目等履修生	(第62条～第63条)
第12章	特待生	(第64条)
第13章	図書館	(第65条～第66条)
第14章	保健及び学生支援施設	(第67条～第68条)
第15章	地域連携・公開講座・研修事業	(第69条～第72条)
第16章	補則	(第73条)

第 1 章 総 則

(教育の理念)

第1条 松本看護大学（以下「本学」という。）は、教育基本法(平成18年法律第120号)ならびに学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、保健医療福祉において、深く専門の学芸を研究教授し、豊かな教養と専門学術および職業に必要な能力を修得させ、学生が自らの人格を培うことを援助する。更に、地域社会における保健医療福祉の向上に貢献する人材を育成するとともに看護学の発展に寄与することを目的とする。

2 看護学部看護学科は、豊かな人間性を備え、生命の尊厳と人権の尊重を基礎とした看護実践能力を有した人材を育成し、地域社会における保健医療福祉の向上及び看護の発展に貢献できる看護職者を養成することを目的とする。

(自己評価及び認証評価制度)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の承認を受けた者による評価を受けることとし、

その結果を公表するものとする。

3 第1項の点検及び評価の事項並びにその実施体制については、別に定める。

(情報の積極的な提供)

第3条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

(名 称)

第4条 本学は、松本看護大学と称する。

(学 科)

第5条 本学に、次の学科を置く。

看護学部看護学科

第 2 章 学生定員及び修業年限

(学生定員及び就業年限)

第6条 本学の学生定員及び修業年限は、次の通りとする。

学部名	学科名	入学定員	総定員	修業年限
看護学部	看護学科	70名	280名	4年

(在学期間)

第7条 学生は、修業年限の2倍を越えて在学することができない。

(学年及び学期)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を次の2期に分ける。

前期 4月 1日 から 9月30日まで

後期 10月 1日 から 翌年 3月31日まで

3 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週を下回らないものとする。

4 学長は、特に必要があると認められるときは、前2項の始期、終期について適切と認められる範囲において変更することができる。

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律に規定する休日

二 土曜日及び日曜日

三 夏季・冬季・春季休業

2 学長は、特に必要があると認められるときは、前項の休業日を変更、もしくは中止、又は前項の休業日以外に休業日を設けることができる。

3 学業上必要と認めたときは休業日に授業、実験、実習を課することができる。

第 3 章 入学等

(入学の時期)

第 10 条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

2 前項の他にも、必要と認めた場合には、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第 11 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、本学において実施する入学者選抜試験に合格した者とする。

一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者。

二 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）。

三 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。

五 文部科学大臣の指定した者。

六 高等学校卒業程度認定試験規則第 8 条第 1 項に規定する認定試験（旧大学入学資格認定試験（昭和 26 年文部省令第 13 号）を含む）に合格した者。

七 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたもので 18 歳に達した者。

(入学の出願)

第 12 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

2 前項の規定は、第 14 条、第 15 条、第 16 条及び第 17 条の規定により入学を志願する場合にもこれを準用する。

(入学者の選考)

第 13 条 入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(社会人入学)

第 14 条 社会人で本学に入学を志願する者があるときには、特別の選考により入学を許可することがある。

2 社会人入学について必要な事項は、別に定める。

(外国人入学)

第 15 条 外国人で本学に入学を希望する者があるときには、特別の選考により入学を許可することがある。

2 外国人入学について必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第16条 次の各号の一に該当する者が、所定の手続を経て入学を願い出たときは、選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。

- 一 第36条により退学し、同一学科に再入学を願い出た者。
- 2 前項による入学者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学科の議を経て、教授会が審議し、学長が決定する。
- 3 再入学について必要な事項は別に定める。

(転入学)

第17条 他大学から転入学を希望する者は、特別の選考により転入学を許可することがある。

- 2 学長は、他の大学に現に在学するもので、本学に転入学を志望する者がある時は、学生定員に欠員がある場合に限り、既に習得した授業科目及び単位数について教授会の意見を聴き、学長が決定し、相当年次に入学を許可することができる。
- 3 転入学願いには、現に在学する大学等の学長の承諾書を添えなければならない。
- 4 他の学校から転入学した者の入学前における当該学校の在学期間は、本学の在学期間に通算するものとする。
- 5 その他転入学について必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第18条 選考の結果に基づき合格通知を受けた者は、指定の期日までに、本学所定の書類を提出すると共に、本学所定の学納金を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第19条 入学を許可された者は、保証人2名を定めなければならない。

- 2 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を持つものとする。
- 3 保証人は、いずれも独立の生計を営むものとし、保証人は保護者又はこれに準ずる者とする。
- 4 保証人を変更したとき又は保証人が転居したときは、直ちに届け出なければならない。

第4章 授業科目及び履修方法

(授業科目)

第20条 本学において開設する授業科目は、教養科目、連携科目、専門基礎科目、専門科目に区分し、授業科目並びにその単位数及び必修、選択の別は別表第1に定める。

(履修の方法)

第21条 本学において開設する授業科目は、これを必修科目及び選択科目とし、4年に分けて履修するものとする。

- 2 必修単位数と選択単位数の割り振りについては、前条の別表第1に定めるとおりとする。

(履修すべき科目の登録)

第22条 学生は、毎学期の当初に、当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を修得することはできない。

(単位の計算方法)

第23条 本学の授業科目の単位の算定は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、15時間 から30時間までの範囲で 本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位修得の認定)

第24条 各授業科目の履修を修了した者には、認定のうえ単位を与える。

2 単位修得の認定方法は、試験、論文その他の方法によるものとし、その方法については、各授業科目の担当者がこれを定める。

(試験等の時期)

第25条 試験等の時期は、原則として、学期末又は学年末とするが、各授業科目の担当者が必要と認めたときは、臨時に行うことができる。

(試験等の受験資格)

第26条 各授業科目の試験等の受験資格を得るには、別表第1に定める授業時間数の3分の2以上の出席を必要とする。

2 各授業科目の出席時間数の管理は当該授業科目の担当教員が行い、受験資格の有無を決定する。

3 やむを得ない事情により、各授業科目の出席時間数が第1項に定める出席時間数に満たない場合は、授業、レポートその他の適切な方法により、出席とみなすこともできる。

(追試験)

第27条 病気等やむを得ない事情により、試験等を受験できなかったと授業科目担当者が認めた者については、追試験の機会を与えることができる。

(学修の評価及び再試験)

第28条 試験等の評価は、秀、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

2 不合格の場合、原則として授業科目担当者が認めた者については、再試験の機会を与えることができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第29条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生の当該他大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により当該他大学又は短期大学において、履修した授業科目について修得した単位については、60単位を限度に本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 学長は、教育上有益と認められるときは、学生が第1年次に入学する前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 第29条及び第30条第1項の規定により、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる単位数は、すべてを合わせて60単位以内とする。

第5章 休学、復学、留学、転学、退学及び除籍

(休学)

第31条 疾病その他やむを得ない事情により2ヶ月修学することのできない者は、保証人連署のうえ学長に願い出て休学することができる。

2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

3 学長は、疾病その他やむを得ない事情があると認めたときは、休学を命ずることがある。

(休学期間)

第32条 休学期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由があると認められた者は、引続き更に1年まで延長することができる。

2 休学期間は看護学部看護学科においては通算して4年を超えることはできない。

3 休学期間は、第7条の在学期間に算入する。

(復学)

第33条 次の各号の一に該当する者は、保証人連署のうえ学長に願い出て復学することができる。

一 休学期間が満了したとき又は休学期間中に休学事由が消滅したとき。

二 第37条第3号の規定によりにより除籍された者が、除籍の日の翌日から30日以内に授業料を納付したとき。

三 行方不明者の所在が判明したとき。

(留学)

第34条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が休学することなく当該外国の大学又は短期大学に留学し、学修することを認めることができる。

2 前項の規定により、学生が留学して得た学修の成果については、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目により、修得したものと見なすことができる。

3 第1項及び第2項の実施について必要な事項は、別に定める。

(転学)

第35条 他の大学への転学を希望する者は、保証人連署の上、学長に願い出、その許可を得なければならない。

(退学)

第36条 退学しようとする者は、その事由を詳記し、保証人連署の上、学長に願い出、その許可を得な

ればならない。

(除籍)

第37条 学長は、次の各号の一に該当する者を除籍することができる。

- 一 第7条の規定する在学年限を超えた者。
- 二 第11条の規定による入学の許可を得た者で、学長の承諾なく指定の期日に入学しない者。
- 三 授業料納付の義務を怠り、督促を受けてもなお納付しない者。
- 四 死亡又は長期間にわたって行方不明の者。

第6章 卒業及び学位

(卒業)

第38条 学長は、学生が第6条に規定する修業年限を終え、次の各号に掲げる単位を修得したときは、教授会の意見を聴き、卒業を認定するものとする。

(看護学部看護学科)

- (1) 教養科目 19単位以上
- (2) 連携科目 6単位以上
- (3) 専門基礎科目 25単位以上
- (4) 専門科目 80単位以上
- 合計 130単位以上

2 学長は、前項の規定により卒業を認定した学生に対し、卒業証書及び学位を授与するものとする。

(学位の授与)

第39条 前条の規定により卒業した者には、次の表に掲げる学位を授与する。

学部	学科	学位
看護学部	看護学科	学士(看護学)

第7章 入学検定料・入学金・授業料及びその他の費用

(入学検定料)

第40条 本学に入学を出願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 社会人入学、外国人入学、再入学及び転入学の場合は、前項の規定を準用する。

(入学金)

第41条 本学に入学を許可された者は入学金を納入しなければならない。入学金の額は別表第2に定める。

2 入学金の納入期間は、合格発表の日から本学の指定する入学手続き完了日時までとする。

3 社会人入学、外国人入学、再入学及び転入学の場合の入学金についても前第1項の規定を準用する。

4 入学金は原則として返納しない。

(授業料)

第42条 授業料は、別表第2に掲げられた額とし、これを分納しようとする者は事由を記した書面により保証人連署で願い出なければならない。

2 前項の納入する期間の規定は、本学の指定する手続き完了日時までとする。

3 本学において特別の事情があると認められた者は、第1項の納入する期間の規定に関わらず月額分納又は延納を認めることがある。

4 科目等履修生及び研究生の授業料は別に定める。

5 第1項から第4項までに定めた授業料のほか、実習費及びそれとは別に費用等を徴収することができる。これらの額は別表第2に定める。

(授業料の返納及び減免)

第43条 授業料はやむを得ない事由があると認めたときは願い出により返納又は減免することがある。

2 前項の規定に関わらず、前期又は後期中途から休学の場合は、その学期の授業料は減免しない。

3 退学もしくは転学した者、除籍された者、退学を命ぜられた者又は停学中の者は、当該期の授業料全額を納入しなければならない。ただし、やむをえない事由があると認めたときは願い出により減免することがある。

(授業料未納者の措置)

第44条 所定の期日内に授業料を納入しない者には催告を発し、なお納入しないときは登学を停止する。登学を停止したのち、なお納入しない場合は除籍する。

第8章 賞 罰

(褒賞)

第45条 学生として特に推奨すべき行為のあった者は、これを表彰することがある。

(卒業表彰)

第46条 卒業に際し、人物成績共に優秀な学生には授賞することがある。

(懲戒該当者)

第47条 学長は、次の各号の一に該当する者に対し懲戒処分を行うことがある。

- 一 素行不良で改善の見込がないと認められる者。
- 二 正当な理由がなくて出席が常でない者。
- 三 学力劣悪で成業の見込がないと認められる者。
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者。

(懲戒)

第48条 懲戒は戒告、停学及び退学とする。

2 第1項の実施について必要な手続きは別に定める。

第 9 章 教職員組織

(教職員)

第 4 9 条 本学 に、学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

2 前項に規定する教職員のほか、必要に応じて副学長を置くことができる。

(教員の職務及び要件)

第 5 0 条 教員の職務は、学校教育法第 9 2 条第 3 項から第 1 0 項の定めるところによる。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

4 学部長は、学部に 関する校務をつかさどる。

5 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

6 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

7 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

8 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

9 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

(職員の職務及び要件)

第 5 1 条 本学 に配置する職員の職務及び要件については 別に定める。

(事務職員)

第 5 2 条 事務職員は本学の事務をつかさどる。

第 1 0 章 教授会

(教授会の組織)

第 5 3 条 本学 に教授会を置く。教授会は、学長、副学長、学部長及び専任の教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、教授会に専任の准教授、講師、助教、その他の職員を加えることができる。

(教授会の招集)

第 5 4 条 学長は、教授会を招集し、その議長となる。学長に支障があるときは、あらかじめ学長が指名した者がその任を代行することができる。

2 学長は、教授会の構成員が議題を示し、要求があった場合には、教授会を招集しなければならない。

(教授会の開催・運営)

第 5 5 条 教授会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開催することはできない。

2 教授会は、毎月一回開催を原則とする。

(審議事項)

第56条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
- 二 学位の授与
- 三 第二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものとする

2 第1項3号による学長が定める事項は、次の通りとする。

- 一 学則及び学内規程に関する事項
- 二 学生の賞罰に関する事項
- 三 学位の取り消しに関する事項
- 四 科目等履修生の許可に関する事項
- 五 研究生受入許可に関する事項
- 六 聴講生の許可に関する事項
- 七 その他教育研究上必要と思われる重要事項

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長、学部長（以下、「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見をのべることができる。

(非構成員の出席)

第57条 議長は、必要がある場合には、構成員以外の者を出席させて意見を求めることができる。

(守秘義務)

第58条 人事に関する事項及び学生の個人情報に関する事項の審議内容については、秘密を漏らしてはならない。

(書記)

第59条 教授会に書記を置き、学長がこれを委嘱する。

2 書記は、教授会の議事録の作成及び保管に従事する。

(庶務)

第60条 教授会の庶務は、教務部において処理する。

(委員会)

第61条 松本看護大学の円滑な学校運営のために教授会のもとに委員会を置くことができる。

第 11 章 研究生及び科目等履修生

(研究生)

第62条 本学の教授又は准教授もしくは講師の指導を受け、学術研究を希望する者がある時は、当該指導教員に本学の業務に支障がない限りにおいて、選考の上、教授会の議を経て入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第 6 3 条 本学において開設する授業科目のうち、1 科目又は数科目を選んで履修を希望する者がある時は、当該科目等に支障がない限りにおいて、選考の上、教授会の議を経て入学を許可することができる。

2 科目等履修生には、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

3 その他科目等履修生について必要な事項は別に定める。

第 1 2 章 特待生

(特待生の授業料減免)

第 6 4 条 人物学業共に優秀な学生に対しては教授会の議を経て選考の上、特待生として授業料を減免することができる。 選考基準、授業料減免等については 別に定める。

第 1 3 章 図書館

(図書館の設置と目的)

第 6 5 条 本学に松本 看護大学 附属図書館（以下「図書館」という。）を置く。図書館は図書、文献及び研究資料を蒐集管理し教職員及び学生の研究閲覧に供する。

(図書館の規程)

第 6 6 条 図書館に関する規程 は別に定める。

第 1 4 章 保健及び学生支援施設

(保健及び学生支援施設)

第 6 7 条 本学に保健及び学生支援のための施設として、保健室、学生相談室、食堂等を置く。

2 保健及び学生支援のための施設等の運用に関する必要な事項は別に定める。

(保健の業務)

第 6 8 条 保健の業務は、保健室及び学生相談室等において教職員及び学生の心身の保健衛生を管理する。

2 保健室には、保健衛生を管理する教職員を置く。

3 毎年定められた時期に学生の健康診査を行なう。

第 1 5 章 地域連携・公開講座・研修事業

(地域連携)

第 6 9 条 本学は松本市 及び 笹賀地区、筑北村 を中心に、地域住民と共に、保健医療福祉の向上に役立つ連携活動及び教育等を行なう。

(地域交流センター)

第70条 本学に地域交流センターを置く。

2 地域交流センター に関する事項については 別に定める。

(公開講座)

第71条 本学では夏期休暇中若しくは適時に公開講座を設けることができる。

(研修事業)

第72条 本学では適時に研修事業を行うことができる。

第 16 章 補 則

第73条 本学則施行に関し必要な細則は、 別に定める。

附 則

1 この学則は、令和 3年 4月 1日から施行する。

2 この学則は、令和 4年 4月 1日から施行する。

但し、第38条、別表第1に関わる変更は、令和4年度入学生より適用する。

別表第1 看護学部看護学科教育課程

区分		授業科目	授業 形態	配当 年次	単位数		1 単位当たりの 時間数	備考
					必修	選択		
教養科目	コミュニケーション関連科目	英語Ⅰ	講義	1 前	2		15	
		英語Ⅱ	講義	2 前		2	15	
		中国語	講義	2 前		2	15	
		人間関係論	講義	1 前	1		15	
		カウンセリング理論	講義	1 後		1	15	
		コミュニケーション支援論	講義	1 後		1	15	
	科学的思考関連科目	情報リテラシー	講義	1 前		1	15	
		情報科学	講義	1 後	1		15	
		科学論	講義	1 前		1	15	
		社会学	講義	1 前		1	15	
		生物学	講義	1 前		2	15	
		日本国憲法	講義	1 前		2	15	
		比較文化論	講義	1 前		1	15	
		環境学	講義	1 前		1	15	
		教育学	講義	1 前		1	15	
	人間と生活・社会の理解関連科目	生命倫理	講義	1 前	1		15	
		法と人権	講義	1 後	1		15	
		家庭支援論	講義	1 後		1	15	
		臨床心理学	講義	1 前	1		15	
		国際理解入門	講義	1 後		1	15	
		ボランティア論	講義	1 後		1	15	
		音楽療法	講義	1 後		1	15	
		松本の歴史と文化	講義	1 後		1	15	
		健康とスポーツ	講義	1 前		1	15	
		体育実技	演習	1 前	1		30	
連携科目	智の創造関連科目	教養ゼミナール	演習	1 前	1		30	
		連携ゼミナールⅠ	演習	2 前	1		30	
		連携ゼミナールⅡ	演習	3 前	1		30	
		研究入門	講義	1 後	1		15	
		研究方法論	講義	2 後	1		15	
		言語と表現	講義	1 前		1	15	
		キャリア形成論	講義	4 後		1	15	
専門基礎科目	人体構造と機能	形態機能学Ⅰ	講義	1 前	2		15	
		形態機能学Ⅱ	講義	1 後	2		15	
		形態機能学Ⅲ	演習	1 後	1		30	
		生化学	講義	1 後	2		15	
		臨床栄養学	講義	2 前	1		15	

専門基礎科目	疾病の成り立ちと回復の促進	臨床薬理学	講義	2 後	2		15	
		病態治療学Ⅰ	講義	1 後	2		15	
		病態治療学Ⅱ	講義	2 前	2		15	
		感染症学	講義	2 前	2		15	
		感染看護学	講義	2 後		1	15	
		看護とリハビリテーション	講義	1 後	1		15	
	健康支援と保健医療システム	疫学	講義	2 後	2		15	
		公衆衛生学	講義	1 後	1		15	
		保健・医療・福祉行政論	講義	3 前		2	15	
		社会保障制度	講義	1 後	1		15	
		衛生関係法規	講義	2 後	1		15	
		保健統計学Ⅰ	講義	2 前	1		15	
		保健統計学Ⅱ	講義	2 後		1	15	
		看護援助的関係論	講義	1 後		1	15	
専門科目	看護の基礎	看護学概論	講義	1 前	2		15	
		基礎看護技術Ⅰ	演習	1 前	2		30	
		基礎看護技術Ⅱ	演習	1 後	2		30	
		基礎看護技術Ⅲ	講義	2 前	1		15	
		ヘルスアセスメント	演習	1 後	2		30	
		看護過程展開論	演習	2 前	1		30	
		看護倫理学	講義	2 後	1		15	
		地域・在宅看護学概論	講義	2 前	2		15	
		地域・在宅看護援助論Ⅰ	演習	2 後	1		30	
		地域・在宅看護援助論Ⅱ	演習	3 前	1		30	
		地域包括ケア論	講義	1 後	1		15	
		家族看護学	講義	3 前	1		15	
	看護の実践	成人看護学概論	講義	2 前	2		15	
		成人急性期看護論	演習	3 前	2		30	
		成人慢性期看護論	演習	2 後	2		30	
		緩和ケア論	講義	2 後		1	15	
		老年看護学概論	講義	2 前	2		15	
		老年症候群援助論	講義	2 後	1		15	
		老年看護援助論	演習	3 前	1		30	
		認知症ケア論	講義	2 後		1	15	
		小児看護学概論	講義	2 前	2		15	
		小児看護援助論Ⅰ	演習	2 後	1		30	
		小児看護援助論Ⅱ	演習	3 前	1		30	
		小児発達学	講義	2 後		1	15	
		母性看護学概論	講義	2 前	2		15	

専門科目	看護の実践	母性看護援助論Ⅰ	演習	2 後	1		30	
		母性看護援助論Ⅱ	演習	3 前	1		30	
		地域母子保健学	講義	2 後		1	15	
		精神看護学概論	講義	2 前	2		15	
		精神看護援助論Ⅰ	演習	2 後	1		30	
		精神看護援助論Ⅱ	演習	3 前	1		30	
		地域精神保健学	講義	2 後		1	15	
	看護の発展と統合	救急看護学	講義	3 前		2	15	
		災害看護学	講義	3 前		2	15	
		地域医療連携システム論	講義	2 後		1	15	
		在宅生活支援論	講義	3 前	1		15	
		公衆衛生看護学概論	講義	2 前	2		15	
		公衆衛生看護活動論Ⅰ	講義	2 後		2	15	
		公衆衛生看護活動論Ⅱ	講義	2 後		1	15	
		健康支援論	講義	2 前	1		15	
		公衆衛生看護管理論	講義	4 前		1	15	
		公衆衛生看護方法論Ⅰ	講義	3 前		2	15	
		公衆衛生看護方法論Ⅱ	講義	3 前		2	15	
		公衆衛生看護方法論Ⅲ	演習	4 前		2	30	
		ターミナル看護	講義	4 後	1		15	
		ヘルスカウンセリング	講義	4 後		1	15	
		看護マネジメント論	講義	4 前	1		15	
		卒業研究	演習	4 通	2		30	
	看護の実践（臨地実習）	基礎看護学実習Ⅰ	実習	1 前	1		45	
		基礎看護学実習Ⅱ	実習	2 前	2		45	
		地域・在宅看護学実習	実習	3 通	3		45	
		成人急性期看護学実習	実習	3 通	2		45	
		成人慢性期看護学実習	実習	3 通	4		45	
		老年看護学実習Ⅰ	実習	3 前	1		45	
		老年看護学実習Ⅱ	実習	3 通	2		45	
		小児看護学実習Ⅰ	実習	3 前	1		45	
		小児看護学実習Ⅱ	実習	3 通	1		45	
		母性看護学実習	実習	3 通	2		45	
		精神看護学実習	実習	3 通	2		45	
		救急看護学実習	実習	4 前		1	45	
		災害看護学実習	実習	4 前		1	45	
		多職種連携実習	実習	4 前		2	45	
		公衆衛生看護学実習Ⅰ	実習	4 前		2	45	
		公衆衛生看護学実習Ⅱ	実習	4 前		1	45	

専門科目	看護の実践（臨床実習）	公衆衛生看護学実習Ⅲ	実習	4 前		1	45	
		公衆衛生看護学実習Ⅳ	実習	4 後		1	45	
		統合実習	実習	4 前	2		45	

別表第2 入学金・授業料及びその他の費用 1

1

看護学部看護学科

(単位：千円)

	入学金	授業料	その他	合計
初年度	200	880	510	1,590
2 年目	—	880	660	1,540
3 年目	—	880	660	1,540
4 年目	—	880	660	1,540

目 次

I. 設置の趣旨及び必要性	2 頁
II. 本学の特色（学部学科の特色）	1 6 頁
III. 大学・学部・学科等の名称及び学位の名称	2 8 頁
IV. 教育課程の編成の考え方及び特色	2 9 頁
V. 教員組織の編成の考え方及び特色	4 1 頁
VI. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件	4 4 頁
VII. 施設・設備等の整備計画	4 8 頁
VIII. 入学者選抜の概要	5 4 頁
IX. 取得可能な資格	5 8 頁
X. 実習の具体的計画	5 9 頁
XI. 管理運営	7 4 頁
XII. 自己点検・評価	7 6 頁
XIII. 情報の公表	7 7 頁
XIV. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	7 9 頁
XV. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	8 1 頁

I. 設置の趣旨及び必要性

1. 学園の沿革

学校法人松本学園は、昭和 45（1970）年 12 月に長野県知事より学校法人設立認可を受け、昭和 46(1971)年 4 月に松本保育専門学校を開校した。その後、文部大臣より松本短期大学設置認可を得て、昭和 47(1972)年 4 月に幼児教育学科を開学（平成 16(2004)年 4 月幼児保育学科へ学科名変更）し、昭和 49(1974)年 8 月には松本短大幼稚園の設置認可を受けた。さらに、高齢化社会という時代のニーズに応え、地域医療へ貢献することを目的に、平成 5（1993）年に介護福祉学科、平成 18(2006)年に看護学科を開設した。3 学科体制になったことから乳幼児、障がい者、高齢者、そして病める人々といった社会的に弱い立場にある人々を支える、地域医療福祉の総合的な教育研究の府として発展してきた。

松本短期大学の建学の精神は「信濃の国の教育風土に培われた教育への良心と見識」をもって学生の教育を行うという信念のもと、学生たちを「型にはめる」のではなく、学生たちに寄り添い「個性を尊重して、もてる可能性を引き出し伸ばす」という教育観を共有し、その実現に取り組んできた。このような教育の精神をもって、松本短期大学は初代理事長であり、教育者である上条憲太郎が信濃教育から継承した「豊かな人間性」を備えた人材の育成を目指して、開学から 50 年の間、地域に根差した教育を積み重ね今日に至っている。

2. 設置の経緯

医療を取り巻く環境に目を向けると、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、医療提供の場の多様化等により大きく変化し、医療の果たすべき機能は急性期医療、リハビリテーション医療、在宅医療、地域における看取り、さらには、それらに対する支援まで広がり、それに応じて看護提供の場も拡大している。加えて、保健医療福祉分野の多職種による緊密なチーム医療の提供が必要になり、看護職の役割も拡大・複雑化し、これまで以上に高度な看護実践力が求められている。これは長野県、及び松本短期大学の位置する松本市においても同様であり、特に在宅医療の医療需要が増加することから、訪問看護師が地域から必要とされている。

以上の社会的変化に伴い、松本短期大学では、14 年間の教育とその成果を振り返り、カリキュラムの過密化は、考える時間を割き、詰め込み教育にならざるを得ないなど教育の限界、課題が浮き彫りになってきた。医療においても目覚ましい進歩・発展があり、社会では高水準の看護や資質・能力を有する看護職者としての人材が求められるようになっていた。それらの人材を育成する必要性が高まり、それには、現行の短期大学から 4 年制大学での教育が望ましいとの意見が出され、地域の保健・医療・福祉施設や高等学校、行政機関等に意見聴取を行うなど、綿密な調査を重ねてきた。それらを基に協議の結果、学校法人松本学園では松本短期大学の教育的資源を継承し、社会が求める質の高い看護職の育成、地域への看護職の供給、看護の質の向上を目的として松本短期大学看護学科を学科閉鎖し、松本看護大学を開学する計画が平成 31(2019)年 2 月 21 日の理事会において承認可決された。

3. 社会的背景

1) 医療・看護をとりまく環境

内閣府の平成 30(2018)年版高齢社会白書（全体版）によると、我が国の総人口は平成 29(2017)年 10 月 1 日時点で、約 1 億 2,671 万人であり、65 歳以上の高齢者人口は 3,515 万人、総人口に占める割合（高齢化率）は 27.7%となった。日本は、諸外国と比べ、例をみないスピードで高齢化が進行しており、今後高齢化率は令和 17 年に 32.8%、令和 42 年には 38.1%に達すると推計されている。特に現在約 800 万人いるとされる団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれている。（資料 1：高齢化の現状と将来予測）

医療・介護の需要増加に伴い、長期的な看護職者の人材不足が指摘されている。「医療従事者の需給に関する検討会 看護職員需給分科会（中間とりまとめ案（概要））（令和元(2019)年）」では、令和 7 (2025)年には看護職が 188 万人～202 万人必要であると試算されており、現状では 175 万人～182 万人の供給が見込まれているため、現状では約 6 万人～27 万人の不足が生じるとされている。少子高齢社会と医療の高度化が急速に進む中で、看護職員の不足が今後さらに増大することが予測される。（資料 2：令和 7 年における看護職員需給予測（暫定値））

また、高齢化の進展に伴い疾病構造が変化していく中で、生活習慣病などの疾病を持っていることが普通になると予測される。それゆえに、病気を治すというよりも、誰もが何らかの病気を抱えながら生活をするようになる中で、そのような人をどのようにケアしていくかに問題は移行している。即ち、「治す医療」から「治しつつ、支える医療」への転換が求められている。

これらの背景から、厚生労働省においては、令和 7 (2025)年を目途に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の整備、すなわち、地域包括ケアシステムの構築を推進している。

地域包括ケアシステムの構築と共に、在宅療養者は増加している。「介護サービス施設・事業所調査（厚生労働省統計情報部）」によると平成 19(2007)年に約 29 万人であった訪問看護利用者数は平成 28 (2016) 年には約 59 万人まで上昇している（資料 3：訪問看護利用者数推移）。また、がん末期患者や人工呼吸器の装着者など、医療ニーズの高い利用者が増えており、更に、認知症の患者や重度の障がいのある小児の利用など、在宅療養者の多様化と複雑化が進んでいる。全国訪問看護事業協会によると、訪問看護ステーション数は令和元(2019)年で 11,161 ケ所であり、利用者数同様に増加傾向にあるが、訪問看護ステーションの増加や利用者数の増加に人材供給が追いついておらず、日本看護協会の報告では看護師の施設種別求人倍率は訪問看護ステーションが最も高い 3.78 倍と報告している（資料 4：施設別看護師有効求人倍率）（資料 5：訪問看護ステーション数推移）。以上の結果を受けて日本看護協会は訪問看護師の増加策の検討・提案や関係機関への働き掛けを進め、訪問看護師倍増対策を進めている。

以上から、少子高齢社会の到来による看護師の需要と役割の変化に対応できる人材育成とともに、高度急性期医療から在宅ケアまでをカバーできる看護師の養成が求められている。

2) 長野県の現状と課題

長野県地域医療構想（平成 29(2017)年）によると、長野県の人口は、平成 27(2015)年の 210 万人から、令和 21(2039)年には 167 万人へと減少していくと推計されている。一方、75 歳以上人口の割合は年々増加し、団塊の世代が全て 75 歳以上となる令和 7 年には 総人口に占める 75 歳以上の割合が 20%を超え、5 人に 1 人が 75 歳以上になると見込まれている。長野県の医療需要は令和 11(2029)年まで上昇を続け、平成 25 年と比較して 1.1 倍まで上昇した後に徐々に減少する見込みである。また在宅医療の医療需要は令和 11(2029)年～令和 16(2034)年ごろまで上昇し、平成 25(2013)年と比較して 1.3 倍まで上昇した後に徐々に減少する見込みであるが、その減少は漸次的であり依然として高齢化率は高い値を推移している。このことから在宅医療、在宅看護の需要は高いといえる。（資料 6：長野県人口予想）（資料 7：長野県の医療需要の予測）

長野県は長野市を中心とする北信地域、松本市を中心とする中信地域、上田市・佐久市を中心とする東信地域、伊那市・飯田市を中心とする南信地域と地理的に離れ、文化的に独自性がある 4 地域からなり、それぞれの地域が行政単位として機能している。地域別の看護師養成機関をみると、大学は中信地域に信州大学医学部保健学科（入学定員：70 人）、南信地域に長野県看護大学（入学定員：80 人）、東信地域に佐久大学看護学部看護学科（入学定員：90 人）、北信地域に清泉女学院大学看護学部看護学科（入学定員：76 人）、長野保健医療大学看護学部看護学科（入学定員：80 人）がある。本学の位置する中信地域には信州大学医学部保健学科があるが同大学の入学者に占める長野県出身者の比率は 25.1%であり、県内への就職率も 51%にとどまっている。一方、平成 26(2014)年から平成 30(2018)年にかけて松本短期大学看護学科の入学者の長野県出身者は 95.9%であり、本学が地元根付いた大学として開学すれば、中信地区の地域医療に大いに貢献できる大学となりうる。（資料 8：信州大学と松本短期大学の入学者と卒業生の状況）。

第 7 次長野県保健医療計画（第 3 回保健医療計画策定ワーキンググループ会議 2018 年）によると平成 28(2016)年末の県内看護職就業者数は 29,018 人であった。人口 10 万人当たりの看護職就業者数は 1028.5 名と全国平均である 905.5 名と比較して高い。一方で、同資料による「保健師、助産師、看護師の有効求人倍率」は平成 23(2011)年は 4.89 倍（全国平均 3.1 倍）であったが、平成 28(2016)年には 2.67 倍（全国平均 2.63 倍）と回復傾向にあるが、依然として全国平均と比較して有効求人倍率は高く、看護師確保は困難な状況といえる。（資料 9：長野県内看護職有効求人倍率の推移）

また、人口 10 万人あたりの看護職就業者数には地域偏在がみられ、特に松本医療圏に隣接する「上伊那医療圏」は人口 10 万人あたりの看護師数が長野県下で最も少ない 864.4 名

となっている。これは全国平均 905.5 名と比較しても低い水準である（資料 10：看護師有効求人倍率数）。「第 2 期信州保健医療総合計画（平成 30 年）」によると、「上伊那医療圏」は開業医の高齢化等で往診、訪問診療などの負担が大きくなっている中、在宅医療・介護をいかに充実していくかが課題となっている。本学の位置する松本市が「上伊那医療圏」と隣接している点、本学が在宅看護を特色の一つとして教育を展開する点から、本学の卒業生が「上伊那医療圏」にも就職する可能性があり、地域の在宅医療の質向上に寄与することが期待できる。（資料 10：長野県内看護職就業状況）

長野県における訪問看護ステーション数は令和元(2019)年 4 月時点で 172 カ所が稼働しており、人口 10 万人あたり 8.4 カ所稼働している。これは全国平均である 8.8 カ所を下回る水準である。（資料 5：訪問看護ステーション数推移）また、平成 27(2015)年に長野県の医療機関を対象に実施した在宅医療提供体制に関する調査によると、長野県全体で訪問看護を実施している医療機関は病院で 37.4%、診療所で 7.7%に留まっている。平成 27(2015)年に県内療養病床入院患者の実態を調査したところ、「病状は安定しており退院可能」な患者は全患者のうち 43.0%である。しかし、退院可能な患者のうち、「在宅復帰準備中（退院日決定）」の患者は 16.5%に留まり、「在宅での受け入れ困難のために現実には退院不可能」の患者は 57.1%、「施設入所待機中」の患者は 32%、「その他・無回答」の患者は 8.6%となっている。医学的には退院可能でも、実際の退院は容易ではないことがわかる。地域における在宅医療や介護サービスの充実など、患者が療養病床以外でも療養生活を継続できる地域包括ケアシステムの構築を先行して考えていくことが必要である。また、在宅医療の増加に伴い、在宅での看取りが増加することも予想され、在宅での看取りに関する教育も今後必要となってくる。（資料 11：長野県内療養病床入院患者の実態）

また長野県は保健師活動の充実により、平均寿命が長く、1 人当たり医療費が低いという健康長寿と医療費との良好なバランスを実現してきたが、高齢化の進展により今後慢性疾患を中心とする医療ニーズの増大が見込まれるため、患者の需要に応じた適切な医療が提供できるような病床機能の転換、地域包括ケアシステムの推進が更に必要となる。これらを実現するためにも、地域包括ケアシステムの中心的役割を担う、看護師の育成が必要である。以上より、

- ①長野県における最近 5 年間の看護師不足は、改善傾向にあるものの、依然として不足した状況である。
- ②看護職就業者数には地域偏在がみられ、松本医療圏に隣接する「上伊那医療圏」では看護職者が特に不足している。
- ③長野県における訪問看護ステーションの数は全国平均を下回る水準であり、在宅医療が充実していないために退院できない患者が相当数おり、在宅医療の充実が必要である。
- ④高齢化の進展により、今後医療ニーズの増大が見込まれる。

以上の 4 点から長野県においては全国の傾向と同様に看護職者の養成と在宅医療の充実

が必要であると考えられる。

3) 松本医療圏の現状と課題

長野県地域医療構想によると、松本医療圏は、信州大学医学部附属病院や相澤病院をはじめとした高度急性期及び急性期を担う病院が存在している地域であり、人口 427,269 人（長野県人口の 20.2%）、「一般病床数 3,614 床（長野県全体の 22.5%）、人口 10 万人あたり 845.8 床」、「療養病床 530 床（長野県全体の 12.4%）、人口 10 万人あたり 124.0 床を有する。」在宅医療の実施状況は 18 の病院、212 の診療所で実施されている。人口 10 万人あたり看護師数は 1,110.1 人、保健師数は 68.3 人である。（資料 12：松本医療圏基礎データ）

松本医療圏は高度急性期・急性期病院を中心に、在宅復帰を意識した看護師の配置が更に必要となってくる。松本医療圏には信州大学医学部保健学科が存在するが、県外からの進学者が多く、県内への就職は 55%に留まっている。在宅を 1 つのキーワードとした地域に根差した新たな高等教育機関が地域から求められている。松本看護大学の母体となる松本短期大学看護学科はその卒業生の 88%が県内に就職しており、地域に根差した大学として開学する予定である。（資料 8：信州大学と松本短期大学の入学者と卒業生の状況）。

4. 設置の必要性

1) 4 年制大学における質の高い看護学教育の必要性

看護職養成の必要性については、日本看護協会が以下 4 点についての要望書を厚生労働省に提出している。

- (1) 看護師基礎教育の 4 年制化の実現
- (2) 訪問看護提供体制の推進（「訪問看護推進総合計画」の策定）
- (3) ナース・プラクティショナー制度に関する検討の場の設置
- (4) 看護師等の人材確保の促進に関する法律および基本指針の改定

本学の設置は上記要望における(1) (2)を達成するものであり、日本看護協会によって代表される社会的要請に応えるものである。（資料 39：日本看護協会要望書（平成元年 7 月 4 日））

2) 地域包括ケアシステムの中心的役割を担う看護師を育成する必要性

急速に進む超高齢社会において、医療を支える人材の量的・質的確保は重要な課題であり、とりわけ在宅医療を支える看護師の育成が社会全体から強く求められている。高齢者の増加により、在宅療養者の多様化と複雑化が進んでおり、日本看護協会による「看護師基礎教育 4 年制化に関する資料」によると「複数の疾患・背景をもつ患者へ看護ができる力」「複雑な状況にある人を全人的に捉え、判断し、対応する基礎となる力」を養う統合教育が必要

であると記載されている。

また、地域包括ケアシステムを支える在宅医療の推進には、看護職が、積極的に地域の関係者とのネットワークを構築していくとともに、地域の特性にあわせた看護サービスを提供することが重要である。そのための看護職教育の整備が必要であり、複雑化、高度化した社会の中でチーム医療を円滑に進められる看護職者の育成が必要である。

3) 多様な領域で活躍する看護師を育成する必要性

現在、看護師が主に勤務する場所は、病院や診療所であるが、看護系大学教員、企業の健康管理室、介護保健施設・事業所、福祉施設、訪問看護ステーション、看護サービス提供事務所、企業・団体の研究や開発部門、海外での看護活動など、活躍の場は拡大している。

本学では、地域の中で多様なキャリアの可能性を見いだせる教育を行い、自立した職業人を目指すことができる能力の育成を教育の中に取り入れる。そのためには、生命に対する深い畏敬の念としなやかな創造力を持ち、看護の対象を受け止め、保健医療福祉の職業人と相補的にリーダーシップやフォローアップをとりながら協働できる能力を養う基礎的教育を実施していく。

4) 充実した基礎看護教育（学士課程教育）の必要性

大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会（平成 28 年度～）によって示された、看護学教育モデル・コア・カリキュラム～「学士課程においてコアとなる看護実践能力」の修得を目指した学修目標～（平成 29 年 10 月）」に提示されているように、少子高齢社会を背景に、我が国では看護の在り方に関わる様々な改革が進められてきた。医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築、地域におけるヘルスプロモーションや予防など、看護職者には、様々な場面で人々の身体状況を観察・判断し、状況に応じた適切な対応ができる看護実践能力が求められている。

また、チーム医療や多職種連携の一員としての役割を果たし、看護の専門性を発揮すること、社会の中での看護の位置付けの変化や医療費の動向、限られた医療資源の有効活用について、社会の一員として、また医療職の一員として理解し判断できる力も求められている。

そのためには、今後起こりうる様々な変化を予測し、自らの役割を常に見直し、対応できる力が必要であり、本学では看護職者として主体的に考え、倫理的・科学的に判断し、自ら生涯にわたり継続して専門的能力を高められるよう教育課程を編成し、今後拡大する看護職者に求められるよう学士課程教育の充実を目指す。

5) 保健師教育の必要性

長野県は歴史的に平均寿命が長く、「平成 27（2015）年都道府県別生命表」によると、長野県の平均寿命は女性が 1 位、男性が 2 位となり、特に男性に関しては昭和 60 年の同調査

から一貫して1位或いは2位を獲得し続けている。この事実に象徴される全国トップレベルの平均寿命は、長野県の誇るべき特徴であり、「長野県健康長寿プロジェクト・研究事業報告書（平成27年）」ではその要因として次の点を挙げている。

（1）長野県民の高い就業意欲、積極的な社会活動等、生きがいを持ったくらしができる環境にあり、県民一人ひとりが健康に対して高い意識を持っている点。

（2）時代ごと、年齢ごとの健康課題に対して、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、管理栄養士等の専門職種による地域医療保健活動が県下全域で活発に行われている点。

（3）一般市民の健康ボランティアである保健補導員等が住民との橋渡し役として専門職種の地域医療保健活動を支えている点。

上記の点から長野県の高い平均寿命は医療の現場だけでなく、生活の場における「予防」に踏み込んで実践活動を行った結果であるといえる。特に保健師・保健補導員等が各家庭を個別に訪問し、きめ細やかな健康生活へのサポートを提供することで、長野県民が生活習慣の改善や健康診断の受診などを自らの問題としてとらえてきた結果である。また、古くから行われてきた中山間地域への出張診療の取組や、在宅医療、予防活動の指導など、各地域で住民に寄り添った活発な保健医療活動が行われてきたことが、長野県の健康長寿の要因の一つであったといえる。

今後は高齢化の進行により糖尿病や高血圧等の増加が予想され、早期発見・早期治療と、疾病管理を徹底して重症化防止対策を進めるなど、在宅医療と生涯を通じた生活習慣病対策を実施できる地域保健医療体制の整備が求められる。長野県の医療を支えてきた保健師・保健補導員のような住民参画型、ネットワーク型の保健活動は益々重要となる。しかし「長野県健康長寿プロジェクト・研究事業報告書（平成27年）」によると「保健補導員や食生活改善推進員といった健康ボランティアの減少」「地域のつながりの希薄化や健康に対するニーズの多様化」等を背景に、これまで発揮してきた効果を維持していくことが困難であることが指摘されている。また、健康寿命に目を向けると「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究（平成28～30年度）」では平成22年長野県の健康寿命は71.17歳であり全国6位であったが、平成25年には71.45歳（全国18位）、平成28年には72.11歳（全国28位）となり、健康寿命は微増しているものの、全国順位を大きく落とす結果となっている。健康寿命増進の観点からも予防医療、健康増進等、地域保健活動等の中心を担う保健師の重要性が今後拡大していく。本学は地域保健医療の中心となり、長野県の健康増進に寄与できる保健師の育成を目指している。

6) 地域における訪問看護師の需要

地域における訪問看護師数の人材需要について確認するため、人材需要に関する基礎調査結果の訪問看護ステーションに関するアンケート結果から人材需要について調査した部

分を抽出した結果、訪問看護ステーション 84 施設中、41%にあたる 34 施設で必要な看護師を確保できていない結果となった。これは全施設のアンケート結果である 35%よりも 7 ポイント高い。ここから訪問看護ステーションでの人材不足が深刻であることが伺える。また、全国訪問看護事業協会資料によると全国の訪問看護ステーション数は 2010 年に 5,731 施設であったものが 2019 年には 11,161 施設まで増加し、約 2 倍近く増加しており、長野県においても同様に訪問看護ステーションが増加すると共に訪問看護師の需要も増加していくことが予想される。

7) 松本看護大学が養成する人材需要の長期的な見通し

本学の養成する人材像の長期的な見通しについて確認するため、人材需要に関する基礎調査結果から訪問看護ステーションのアンケート結果を抽出し、その人材需要について調査を実施した。

アンケートから抽出した結果「大学への期待度について、どの程度ご期待いただけますか」という質問に対し、訪問看護ステーション 84 施設中 85%にあたる 71 施設が「とても期待している」又は「ある程度、期待している」と回答し、松本看護大学に対し何らかの期待をしている結果となった。また、松本看護大学を卒業した人材への採用意向については回答件数 84 施設中、65%にあたる 55 施設が「ぜひ採用したい」「採用したい」「採用を検討してもよい」と回答し、回答した施設に対し、「採用可能と思われる人数をご記入ください」と質問した結果、53 名の採用可能枠が確認された。本学の看護の応用科目群の在宅看護学分野を選択し、その特色をとらえた実習を受け、その専門性を深める学生は 25 名（定員）であることから、将来的な進路として十分に見込めるものといえる。更に、「将来貴事業所における看護師さんの需要について、どのようにお考えになりますか」との質問に対し、訪問看護ステーション 84 施設中 56%にあたる 47 施設が「増加する」と回答した。これは全施設のアンケート結果である 39%よりも 17 ポイント高い。このことより、訪問看護ステーションでの人材需要は今後増加していくことが予想される。

5. 短期大学から大学に看護教育を移行する理由

今回、松本看護大学の開設は、短期大学からの移行である。本学が短期大学ではなく、4 年制大学での看護教育、看護師養成を目指す理由は、以下の通りである。

1) 学校教育法から見た大学と短期大学の目的の違い

学校教育法第 108 条（短期大学）において、短期大学は、「大学の目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる」と定義されており、職業的、生活的な能力の育成に重点が置かれている。しかし、医療ニーズの増大や看護職員の役割の拡大に伴い、現在の看護学教育においては、職業的な教育という水準を大きく上回り、専門職養成のための高等教育が求められている。看

護師が担う社会的な役割に鑑みた場合に、学校教育法第 83 条（大学の目的）「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」と定義されており、看護学教育、看護師養成教育においても大学における教育がふさわしいと考える。

2) 看護の対象者の複雑さ、多様さに対応するために

これからの看護職員は対象者の複雑性・多様性に対応した、より総合的な看護ケアの提供が求められる。しかし、こういった総合的な看護ケアが提供できる看護師を育成するためには、従来の 3 年間の教育より、4 年制の大学教育が望ましいと考える。

3) 看護にとって教養教育の必要性

看護職は、患者中心の医療の実現に向け、チーム医療や多職種連携の一員としての役割を果たし、看護の専門性を発揮することや、更なる医療安全への対応も求められている。さらに、社会の中での看護の位置付けの変化や医療費の動向、限られた医療資源の有効活用について、社会の一員として、また医療職の一員として理解し判断できること、今後も起こる様々な社会的変化を予測し、自らの役割を常に見直し、対応できる能力が必要とされてきている。そのために、専門分野の枠を超えて共通に求められる知識を身につけ、豊かな人間性を養い、自分の知識を社会との関係で位置付けることのできる教養ある看護職が必要とされている。

4) 看護大学への志願者数の増加

大学進学率が 50%を超える現在、医療の高度化・専門化等に対応できる質の高い医療に係わる職員の養成、確保が社会から強く要請されている。このような要請に応え「看護師等の人材確保の促進に関する法律」が策定された平成 4 年から平成 31 年度にかけて看護系大学の数は 14 校から 272 校まで増加し、入学定員数は平成 31 年度では 24,525 名となった。このような、社会からの要請に加え、学生からは高度な専門知識や技術を学びたいとの意欲の向上が示され、大学への進学を希望する傾向が一段と強まっている。

5) 大学化に向けた学習環境の整備計画

また、新設の大学は松本短期大学を増改築して利用する。増改築は令和 3 年 4 月の開学までに工事完了予定とし、松本短期大学看護学科は令和 2 年度 4 月の入学生を最後に学生募集は停止し、在学生が卒業した時点で廃止とする。松本短期大学看護学科を廃止するまでの 2 年間は講義室、実習室を共有することになるが、学年が重複することはないので、運営には支障はない。

6. 既設の松本短期大学の強みを生かし、大学教育へ移行

松本短期大学の卒業生数は平成 31 年 3 月末時点で幼児保育学科では 3,910 名、介護福祉学科では 1,907 名、看護学科では 495 名となっている。卒業生のほとんどが地元の企業・医療機関等に就職し、地域の保健医療福祉や保育のニーズに貢献しうる人材の育成に長年取り組んできた。その結果、地域貢献度も高く、地域からの信頼も厚い。設置する松本看護大学はこうした既設の短期大学の強みを生かし、地域からの要望に応え、地域に貢献することを目的として開学する。母体となる松本短期大学の教育的資源を継承し、「信濃教育」を基盤とする教育理念・建学の精神に則り、地域のニーズを真摯にとらえつつ、地域の保健医療福祉を支え、発展できる看護職の育成・輩出に取り組む。

7. 既設の松本短期大学看護学科との相違点

本学は松本短期大学の教育的資源を継承し、4 年制大学へ発展改組するものである。学校教育法第 83 条の大学の目的を踏まえ、社会から求められる看護職を養成するために下記の点を変更する。

1) 人材養成の目的

松本短期大学看護学科は「豊かな人間性と倫理観を有し看護専門職者としての基本的な能力をもって社会に貢献できる人材を育成すること」を学科の目的として地域の医療機関で活躍する看護師の育成を行ってきた。しかし、医療ニーズの多様化・複雑化が進む中で、より高い専門性と幅広い視野を持つ看護職が求められるようになり、これまでの短期大学での 3 年間という短い養成期間では社会から求められる人材を育成することは困難な状況となってきた。そこで、松本看護大学看護学部は、「豊かな人間性を備え、生命の尊厳と人権の尊重を基礎とした看護実践能力を有した人材を育成し、地域社会における保健医療福祉の向上及び看護の発展に貢献できる看護職者を養成すること」を目的とした 4 年間の養成期間により、幅広い教養と豊かな人間性を備えた質の高い人材の養成を行う。

2) 教育課程

松本短期大学看護学科は「看護関連科目」「看護専門科目（基礎分野Ⅰ）」「看護専門科目（基礎分野Ⅱ）」「看護専門科目（統合分野）」の 4 つの区分で構成され、104 単位以上を卒業要件単位数としている。松本看護大学看護学部では「教養科目」「連携科目」「専門基礎科目」「専門科目」の 4 つの区分で構成される 130 単位以上を卒業要件単位数としている。特に教養に関する科目は現短期大学では 16 単位であったが、大学においては 41 単位まで拡充する。社会から求められる幅広い教養と豊かな人間性を備えた質の高い人材の養成を行う。また、「連携科目」では現短期大学で十分な教育ができなかった文献検討、研究計画の作成と検証といった研究的視点を育むプロセスを経験することができる教育科目を配置し、創造的に課題を探究し、課題解決能力、研究能力の基礎、専門職としての自立心や自己研鑽

能力を育む。更に、地域の特性を踏まえ、領域別の看護学科目のほかに、「救急・災害看護学」「在宅看護学」「公衆衛生看護学」の看護の応用科目を設定し、地域の特性にあったより深い学びを提供する。

3) 教員組織

松本短期大学看護学科は専任教員 14 人（教授 4 人、准教授 0 人、講師 5 人、助教 5 人）である。一方、松本看護大学看護学科は専任教員 27 人（教授 11 人、准教授 3 人、講師 7 人、助教 6 人）となり、現行の短期大学と比較して充実した教員組織体制となる。また、松本短期大学では専任教員 14 人中 10 人が修士号取得者であったが、松本看護大学看護学科では専任教員 27 名中 6 名が博士号取得者、20 人が修士号取得者であり、教育研究の観点でもより充実した教員組織体制とする。

8. 教育研究上の目的及び研究対象とする学問分野

1) 教育研究対象とする中心的な学問分野と教育研究上の理念

松本看護大学は前述した長野県及び松本医療圏の現状を踏まえ、地元の医療機関等に地域の現状に適した能力を有する人材を輩出し、地域社会における保健医療福祉の向上及び看護学の発展に寄与することを目的とした大学・学部を設置する。また、地域社会との連携を重視し、地域住民の健康と健康な生活づくりを専門とする保健師を養成し、地域医療の発展に貢献する。以上から、研究対象とする中心的な学問分野は「看護学」とし、以下の内容を松本看護大学の理念・目的、ディプロマ・ポリシーとする。なお、松本看護大学看護学部の目的から、人材像、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーまでの一貫性についての資料は別に添付する。（資料 13:カリキュラム・マップ(大学の理念・目的から 3 つのポリシー、教育課程まで)）

尚、人材像については、II.本学の特色(学部学科の特色) 3.養成する人材像の策定に至った経緯（P17 以降）でディプロマ・ポリシーを策定した関連性を詳細に述べる。

2) 松本看護大学の理念・目的、ディプロマ・ポリシー

松本看護大学は前述した長野県及び松本医療圏の現状を踏まえ、下記の内容を大学の理念・目的、大学のディプロマ・ポリシーとする。

(1) 松本看護大学の理念・目的

松本看護大学は、教育基本法ならびに学校教育法に基づき、医療保健福祉において、深く専門の学芸を研究教授し、豊かな教養と専門学術および職業に必要な能力を修得させ、学生が自らの人格を培うことを援助する。更に、地域社会における医療保健福祉の向上に貢献する人材を育成するとともに看護学の発展に寄与することを教育の理念・目的とする。

(2) 松本看護大学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

松本看護大学は、所定の卒業要件単位を修得し、次のような能力、資質を備えたうえで、看護学の知識・技術を用いて社会に貢献できる学生に対し、卒業を認定し、学士（看護学）の学位を授与する。

(1) 多様な人々との関係を成立・発展できる。

・人間性豊かで生命の尊厳に基づく倫理観を有し、多様な人々との関係を成立・発展させるためのコミュニケーション能力を有する。

(2) 主体的に行動することができる。

・自立した社会人として主体的かつ意欲的に行動することができる。

(3) 多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる。

・救急・災害看護学、在宅看護学、公衆衛生看護学の選択分野を学修し、保健医療福祉の関連分野の人々と連携・協働し、地域の保健医療福祉の充実と発展に貢献できる基礎的な能力を身につけている

(4) 課題を発見し、課題解決を図ることができる。

・看護現場における課題を発見し、その解決のための方法を探求し、その成果を実践することができる
・看護の発展に寄与できる自己研鑽力と基礎的研究能力を有する

(5) 看護の知識と看護実践力を有する。

・地域の特性や対象となる人々を理解し、尊重し、多様な人々の看護に必要な知識を身に付け、科学的根拠に基づき良質で安全な看護を実践する能力を有する

3) 松本看護大学看護学部の目的、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

松本看護大学看護学部は前述した長野県及び松本医療圏の現状、松本看護大学の目的、人材像、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、下記の内容を松本看護大学看護学部の目的、ディプロマ・ポリシーとする。

(1) 松本看護大学看護学部の目的

看護学部は、豊かな人間性を備え、生命の尊厳と人権の尊重を基礎とした看護実践能力を有した人材を育成し、地域社会における保健医療福祉の向上及び看護の発展に貢献できる看護職者を養成することを目的とする。

(2) 松本看護大学看護学部の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

松本看護大学看護学部は、所定の卒業要件単位を修得し、次のような能力、資質を備えたうえで、看護学の知識・技術を用いて社会に貢献できる学生に対し、卒業を認定し、学士（看護学）の学位を授与する。

(1) 多様な人々との関係を成立・発展できる。

- ・人間性豊かで生命の尊厳に基づく倫理観を有し、多様な人々との関係を成立・発展させるためのコミュニケーション能力を有する。

(2) 主体的に行動することができる。

- ・自立した社会人として主体的かつ意欲的に行動することができる

(3) 多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる。

- ・救急・災害看護学、在宅看護学、公衆衛生看護学の選択分野を学修し、保健医療福祉の関連分野の人々と連携・協働し、地域の保健医療福祉の充実と発展に貢献できる基礎的な能力を身につけている

(4) 課題を発見し、課題解決を図ることができる。

- ・看護現場における課題を発見し、その解決のための方法を探求し、その成果を実践することができる
- ・看護の発展に寄与できる自己研鑽力と基礎的研究能力を有する

(5) 看護の知識と看護実践力を有する。

- ・地域の特性や対象となる人々を理解し、尊重し、多様な人々の看護に必要な知識を身に付け、科学的根拠に基づき良質で安全な看護を実践する能力を有する

(3) 松本看護大学看護学部で保健師課程を履修した学生の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

松本看護大学看護学部において、保健師課程を履修し、所定の卒業要件単位を修得し、次のような能力、資質を備えたうえで、看護学の知識・技術を用いて社会に貢献できる学生に対し、卒業を認定し、学士（看護学）の学位を授与する。

(1) 多様な人々との関係を成立・発展することができる。

- ・人間性豊かで生命の尊厳に基づく倫理観を有し、多様な人々との関係を成立・発展させるためのコミュニケーション能力を有する。

- (2) 主体的に行動することができる。
- ・ 自立した社会人として主体的かつ意欲的に行動することができる
- (3) 多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる。
- ・ 救急・災害看護学、在宅看護学、公衆衛生看護学の選択分野を学修し、保健医療福祉の関連分野の人々と連携・協働し、地域の保健医療福祉の充実と発展に貢献できる基礎的な能力を身につけている
- (4) 課題を発見し、課題解決を図ることができる。
- ・ 看護現場における課題を発見し、その解決のための方法を探求し、その成果を実践することができる
 - ・ 看護の発展に寄与できる自己研鑽力と基礎的研究能力を有する
- (5) 看護の知識と看護実践力を有する。
- ・ 地域の特性や対象となる人々を理解し、尊重し、多様な人々の看護に必要な知識を身に付け、科学的根拠に基づき良質で安全な看護を実践する能力を有する
- (6) 地域社会の多様な健康課題に対応できる力を有する。(保健師課程)
- ・ 科学的根拠と文化的感受性をもって地域社会の健康課題を把握・分析・診断する能力を有する
 - ・ 地域や集団、組織に対し支援・協働・施策化を通じ、人々の健康増進能力を高め、健康課題を解決するための基盤となる能力を有する

Ⅱ. 本学の特徴(学部学科の特徴)

1. 学部の機能と特色

本学は長野県及び松本医療圏の現状を踏まえ、地元の医療機関等に地域の現状に適した能力を有する人材を輩出し、地域社会における保健医療福祉の向上及び看護学の発展に寄与することを目的とする。また、地域社会との連携を重視し、地域住民の健康と健康な生活づくりを専門とする保健師を養成し、地域医療の発展に貢献する。看護学部の目的は「看護学部は、豊かな人間性を備え、生命の尊厳と人権の尊重を基礎とした看護実践能力を有した人材を育成し、地域社会における保健医療福祉の向上及び看護の発展に貢献できる看護職者を養成することを目的とする。」とし、生命の尊厳に基づく倫理観を有し、多様な人との関係を成立・発展できるコミュニケーション能力と看護に必要かつ十分な知識を備え、医師等と協働し多職種連携ならびに在宅復帰・在宅支援ができる「自立した看護師」を育成し、地域に密着した大学を目指す。

2. 地域への貢献を目指す大学

本学では地元の保健医療福祉の関連機関に人材を輩出することに加え、地域住民の健康増進と健康な生活づくりに参画することで地域貢献の充実を図る。

・第1に、本学が長野県中南信地区の中心部である松本市に位置する利便性を活かして、地域の保育所、学校、保健施設や福祉施設及び医療施設等との連携の下で、大学の教員による出張講義、高校生の大学見学の受け入れ、企業との共同研究、地域ボランティア活動等を継承し発展させる。

・第2に、実習先を中心とした地域の医療機関との共同研究を進め、地域医療の現場で発生する課題を研究課題として捉え、その解決を図ると共に、地域医療の質向上に貢献する。また、地域の看護職との共同研究を通じて研究活動をサポートし、医療施設の研究機能向上を推進する。

・第3には、地域に開かれた大学として、大学図書館の利用、健康教育や在宅看護の講習会に地域住民が自由に参加できる等、学ぶ機会を増やし、地域住民に学びの場を提供する。長野県の地域医療を支えてきた健康ボランティアの人々の活躍を促進できる書籍を充実させる。また公開講座では痛風・糖尿病といった市民にとって身近なテーマの講座を行ってきた実績(2018年度3回開催)を発展させ、地域住民の健康に対する意識醸成に寄与していく。

・第4には、松本市と連携協定を結び、松本市が主催する松本マラソン・松本ぼんぼん等のイベントに学生の若いエネルギーを投入し、ボランティアとして参加することで地域活性化を推進する役割を担う。

このような地域の人々と共に学び、活動することで地域の結束力を高め、地域に根差した大学として発展していく原動力となる。

3. 養成する人材像の策定に至った経緯

松本看護大学の設置を検討するにあたり、本学が立地する松本市を中心とした、中信地区の代表的な病院（信州大学医学部附属病院、松本市立病院、国立病院機構まつもと医療センター、相澤病院、丸の内病院、松本協立病院）、及び松本市健康福祉部、松本市内にある高等学校（松本県ヶ丘高校、松本蟻ヶ崎高校、松本美須ヶ丘高校）にヒアリング調査を実施した。調査期間は平成31年2月下旬から3月下旬である。ヒアリング内容は病院に対しては「5年先、10年先を見据えてどのような看護師が必要になるか」「現在看護師は充足しているのか」「高等教育機関に期待する教育について」等であり、主として看護部長及び看護管理者にご協力いただいた。松本市健康福祉部に対しては「松本市内の現状と課題について」と問い、医療を管轄する部署の部課長にご協力いただいた。高等学校に対しては「看護系の教育機関に進学を希望する高校生の意識がどのようになっているのか」であり、進路指導主事にご協力いただいた。ヒアリングの結果は以下の通りであった。

- 1) 相次ぐ医療制度の改革により、病院での在院日数が大幅に短縮され、今後は在宅での看護が重要な位置づけになるため、将来、在宅看護を担える看護師を養成してほしい。
- 2) 在宅では主体的に判断する能力が求められるが、病院等の臨床現場でも医師の指示待ちではなく、主体的に考え判断する能力が必要になる。大学では主体的に考え、行動する習慣を身に着けた看護職を育ててほしい。
- 3) 新卒の看護師には一定の知識はあるものの、看護の対象者やご家族と接する力が不足している。敬意をもって接する力、信頼関係を構築できる力を育てて欲しい。
- 4) 医療は急速に進歩し、制度も頻繁に改正されるため、学び続ける姿勢が必要となる。
- 5) 4年制の大学では、看護の専門性だけでなく、様々な医療関係者と協働し、その中でリーダーシップを発揮するマネジメント力、人間力を養成してほしい。こうした能力は在宅看護では特に必要となる。
- 6) 看護の現場においては自ら課題を発見し、解決策を提案し、実行できる力が必要となる。
- 7) 松本市を中心とした中信地区の看護系大学は信州大学医学部保健学科のみで、信州大学は国立大学であり、学生の3/4は県外出身者である。そのため、採用しても将来的には地元に戻り、定着せず、慢性的に看護師が不足している。
- 8) 長野県では近年、風水害、地震、火山等の自然災害の発生頻度が高まっている。長野県は日本アルプスの玄関口であり、自然災害の被害者への対応、頻発する山岳事故等の対応ができる看護職者を養成して欲しい。

- 9) 長野県の平均寿命は男女ともに日本でトップクラスである。これは保健師・保健補導員といった人たちが地道に減塩運動などの活動をした結果であった。しかし、長野県健康を支えてきた保健師は高齢化し、特に周辺の町村の保健センターでは、保健師が集まらず、保健師の高齢化に伴い若い世代の力が求められている。
- 10) 進学校では、看護師を希望する高校生はまず4年制大学を目指している。看護師志望者は女子学生で毎年1校あたり二桁の学生がチャレンジしているが、信州大学、長野県立看護大学は定員に限られており、全国から進学希望者が集まるため、入学できない学生が多い。その結果、県外に進学する学生もかなりいる。松本市内に看護大学ができるのは、学生にとっては朗報である。

これらの結果を踏まえ、地域に根差した大学として、地域における保健医療福祉の各分野から得たニーズを活かし、看護職者の育成のための教育課程編成に組み入れていく必要がある。先に示した長野県及び松本医療圏の現状と課題の項でも述べられたように、高齢化の進展により、在宅医療充実のための看護職の需要の高まりや、また松本医療圏は高度医療、急性期医療にも対応する看護職の需要も高く看護職育成は質と量を求められている。それらの地域のニーズ、本学の教育理念・目的より本学の学士課程において養成する人材像を以下の項目に示す。

4. 養成する人材像 （資料 13 参照）

松本学園は昭和 47 年の開学以来、50 年間一貫して地域と連携した実践教育を通して、地域に必要とされる人材の育成を行ってきた。地域の福祉医療・地域政策等の現状を真摯にとらえ、専門知識を活用し、課題解決に取り組み、健康で心豊かで活力ある地域の発展に貢献できる人材の輩出を目指す必要がある。本学では前述したヒアリング結果や長野県及び松本医療圏の現状から松本看護大学の養成する人材像を以下の通りにする。更に、養成する人材像に内包される 3 つの柱を下記の通り策定し、3 つの柱を軸に人材の育成を図ることとする。

1) 養成する人材像

養成する人材像は以下の通りとする。

「生命の尊厳に基づく倫理観と幅広く深い教養を有し、生涯を通して知識・技術を学び続け、地域の保健医療福祉に対する理解と看護に必要かつ十分な知識と素養を有し、多職種と連携・協働し、地域の保健医療福祉の向上に貢献できる看護実践能力をもった看護職者」

とする。

2) 養成する人材像に内包される 3つの柱

(1) 人間性

- ・生命の尊厳に基づく倫理観を有し、幅広く深い教養と誠実な人間性を備え、多様な価値観を尊重し、人々との関係を成立・発展できる人材

- ・生涯を通じて自ら学び、社会人としてまた、専門職業人として自己研鑽と自己成長を通じ看護の発展と地域貢献のために主体的・積極的・意欲的に行動できる人材

(2) 看護実践力

- ・看護に必要な知識の追求と素養を有し、科学的根拠・理論的知識を基に個別性を尊重した健康課題を明らかにし、安全に最善の看護が実践できる人材

- ・地域の人々が求める健康の増進や健康の回復を目指し、生命力、自然治癒力、意志力といったその人のもてる力を最大限に生かした看護を提供できる人材

(3) 地域貢献

- ・地域や集団、組織の保健医療福祉に関して深い洞察力と分析力を有し、その現状を理解し、また、健康課題を明らかにし、地域の発展のために多職種の人々と協働し、貢献できる人材

5. 養成する人材像とディプロマ・ポリシーの繋がり

養成する人材像に内包される「人間性」「看護実践力」「地域貢献」の3つの柱とディプロマ・ポリシー(以下 DP と略す)の繋がりとは下記の通りである。

1) 「人間性」に関連するディプロマ・ポリシー

ここでの「人間性」とは質の高い看護実践を提供するために、人として備えるべき資質である。専門職者に限らず汎用的に必要な能力であり、具体的には「倫理観」「教養」「生涯学習力」「主体性」等である。

「人間性」に係るディプロマ・ポリシーは、「DP 1) 多様な人々との関係を成立・発展することができる。」、「DP 2) 主体的に行動することができる。」、「DP 3) 多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる。」、「DP 4) 課題を発見し、課題解決を図ることができる。」である。

2) 「看護実践力」に関連するディプロマ・ポリシー

ここでの「看護実践力」とは第一の柱である「人間性」を基盤として、質の高い看護実践

を展開するために必要となる知識・技能である。質の高い看護実践力を展開するためには、保健医療福祉関係者と協働し、相互の創意、工夫、努力によって質の高い看護及び医療を提供することも求められる。こうした保健医療福祉関係者と連携・協働する能力は、(DP3)「多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる。」に記載された能力であることから、「看護実践力」に係るディプロマ・ポリシーは、(DP3)「多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる。」、(DP5)「看護の知識と看護実践力を有する。」である。

3)「地域貢献」に関連するディプロマ・ポリシー

ここでの「地域貢献」とは本学が開学以来地域に貢献してきた点、教育研究上の目的にある「地域社会における医療保健福祉の向上に貢献する人材を育成する」を達成するために策定した。地域に住む人々の健康で幸福な生活の実現を願い、その達成のために寄与できる力である。

「地域貢献」に係るディプロマ・ポリシーは(DP4)「課題を発見し、課題解決を図ることができる。」、(DP5)「看護の知識と看護実践力を有する。」(DP6)「地域社会の多様な健康課題に対応できる力を有する。」(保健師課程)

6. 3つのポリシーと教育課程のつながり

ディプロマ・ポリシーに内包される具体的な能力とそれらを育成するためのカリキュラム・ポリシー(教育課程)との関係は以下のとおりであり、その達成に向けてカリキュラム・ポリシーに則り、教育課程を構築している。また、ディプロマ・ポリシーを身につけるために構築されたカリキュラム・ポリシーに示される能力を養成する素地があるかを判断するためのアドミッション・ポリシーとの繋がりも以下に示した。本説明については、補足資料【資料13:カリキュラム・マップ(大学の理念・目的から3つのポリシー、教育課程まで)】に図示されており、その説明を以下に行うものである。

1) DP1:多様な人々との関係を成立・発展することができる。

この身につける能力は、今後増加していく在宅看護に対応するためには複雑な背景をもつ対象者への全人的理解が必要となる点である。ヒアリング結果から多様な対象者に対して敬意をもって接し、信頼関係を構築する力、多職種と連携するためのコミュニケーション力が求められている点から策定を行った。ここでの多様な人々とは看護の対象となるあらゆる年代の個人、家族、集団、地域社会に加え、協働する多職種も含まれ、看護を実践する上で関わる全ての人々が対象となる。

「カリキュラムポリシー1:「多様な人々との関係を成立・発展できる能力」を身につけるための科目を教養科目、専門科目に配置する。」はこの能力を養成するためのカリキュラム編成であり、主に教養科目と専門科目の一部と関連している。1年次では「情報科学」「社

会学」「法学」「英語Ⅰ～Ⅱ」「コミュニケーション論」「コミュニケーション支援論」等といった教養やコミュニケーションに関する科目に加え、「生命倫理」によって幅広い教養と倫理感を養う。更に、主に2年次以降に担当している「成人看護学概論」「小児看護学概論」等といった概論科目や「医療と看護の倫理」によって1年次に身につけた教養・倫理観を看護職者としてふさわしい職業倫理へと発展させる。こうした職業倫理や教養は誠実さ、礼節、品性、清潔さ、謙虚といった個人としての品行に繋がると共に、社会常識の獲得に必要である。こうして得られた教養と倫理観は他者との信頼関係構築に必要であり、ディプロマ・ポリシーに掲げる「多様な人々との関係を成立・発展できる力」を身につけることへと繋がっていく。

こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、本学のアドミSSION・ポリシーに「③人間の生命を大切に思い、誠実な態度で他者と関わることができる人（多様性・協働性）」「⑤人々と良い関係を持ち、自分の考えを的確に表現する力が備わっている人（多様性・協働性・思考力・判断力・表現力）」を策定し、入学希望者には生命を尊重する考えや誠実さ、コミュニケーション力の素地が備わっているかを確認する。

2) DP2：主体的に行動することができる。

この能力は在宅医療を担う看護職には主体性が求められる点、高度化する医療に対応するためには自己研鑽と研究を継続できる能力が必要である点から策定を行った。計画的にたゆみなく専門職業人としての研鑽に励み、能力の維持・開発に努め、主体的に看護ケアを提供できる能力である。

「カリキュラムポリシー2：「主体的行動力」を身につけるための科目を教養科目、連携科目、専門科目に配置する。」はこの能力を養成するためのカリキュラム編成であり、連携科目や実習関連の科目と関連している。強く関連する科目は連携科目であり、「教養ゼミナール」「連携ゼミナールⅠ・Ⅱ」では少人数ゼミナール形式の科目を配置しており、学生同士が同じ目標に向かって協働や連携を体験する中で課題を発見し、解決に向かっていくための主体性を身につける。更に、1年次の「研究入門」で学修した内容を2年次の「研究方法論」で更に発展させ、「連携ゼミナールⅠ・Ⅱ」と共に卒業論文へと展開していく。また、2年次以降には「基礎看護学実習Ⅱ」「老年看護学実習Ⅰ」「成人急性期看護学実習」「成人慢性期看護学実習」「老年看護学実習Ⅱ」「小児看護学実習」「母性看護学実習」「精神看護学実習」「在宅看護学実習」「統合実習」等といった看護の実践、看護の統合の区分に関する実習科目により、学内で身につけた主体的な行動力の素地となる力を臨床現場へと発展させていく。このような体系的なカリキュラムによって学生はディプロマ・ポリシーに掲げる「主体的に行動することができる力」を身につけることへと繋がっていく。

こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、本学のアドミSSION・ポリシーに「④看護学を主体的・創造的に学ぶ意欲を有している人（主体性・関心・意欲）」を策定し、入学希望者の主体性や意欲・関心を確認する。

3) DP3: 多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる。

看護職者は、医療の質向上のため、保健医療福祉関係者と協働し、相互の創意、工夫、努力によって、質の高い看護及び医療を提供することが求められる点から策定を行った。協働する関係者の専門性を理解し合い、各々の能力を最大限に発揮しながら、より質の高い看護及び医療の提供をめざす態度と、その遂行のための能力である。

「カリキュラム・ポリシー 3: 「多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献する能力」を身につけるための科目を教養科目、連携科目、専門基礎科目、専門科目に配置する」はこの能力を養成するためのカリキュラム編成であり、教養科目の一部や連携科目、専門科目の一部と関連している。地域貢献力を養うために地域の現状を適切に理解し判断へと繋げる力が必要であるため、社会常識の獲得や科学的な根拠をもった判断ができる能力を養成するために、1・2年次には「社会保障制度」「衛生関係法規」「比較文化論」等の科目を配置している。また、「松本の歴史と文化」では特に本学の位置する松本に関わる地域特性を学ぶ。1・2年次にて学んだ内容を基盤として「公衆衛生看護学系」「在宅看護学系」「救急看護学系」「災害看護学系」を選択によりいずれかの看護の応用科目を学び、地域医療の充実と発展のための連携体制・支援体制を学びその専門性を深める。更に、必修科目として「在宅看護学概論」「在宅看護援助論Ⅰ」「在宅看護援助論Ⅱ」「在宅看護学実習」といった在宅関連の科目を学修し、地域医療に貢献できる看護実践力へと展開する。

一方で、多職種連携能力を身につけるために「コミュニケーション論」「コミュニケーション支援論」といったコミュニケーション関連科目によりコミュニケーション関連の基盤となる能力を身につけ、「公衆衛生看護活動論Ⅰ・Ⅱ」「公衆衛生看護管理実習」「公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱ」等の公衆衛生看護学の科目、「救急看護学」「救急看護学実習」「災害看護学」「災害看護学実習」等の救急・災害看護学に関連した科目、「在宅生活支援論」「地域包括ケア論」「多職種連携実習」等の在宅看護学に関連した科目で実際の患者と接することを通じ多職種連携へと発展させていく。こうした体系的なカリキュラムによって学生はディプロマ・ポリシーに掲げる「多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる能力」を身につけることへと繋がっていく。

更に、「公衆衛生看護学系」「在宅看護学系」「救急看護学系」「災害看護学系」については、学びの集大成としてそれぞれの専門領域ごとに必要とされる連携体制・支援体制について学ぶ。特に、在宅看護学に関連する科目については、継続的な医療提供のための地域医療連携体制、多職種連携についての実際や方法を学ぶ。公衆衛生看護学に関連する科目については地域住民との連携を通じ、予防の観点から住民の健康づくりを学ぶ。救急看護学に関連する科目については救急医療体制の実態と、課題解決のためのシステムや地域連携について学ぶ。災害看護学に関連する科目については災害対応体制や災害看護の本質と意義を理解し、多職種や地域との連携、災害時の看護の役割と機能の実際を学ぶ。

こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、本学のアドミSSION・ポリシーに「⑤人々と良い関係を持ち、自分の考えを的確に表現する力が備わっている人

（多様性・協働性・思考力・判断力・表現力）」「⑦大学で学んだ看護学を地域社会の為に生かそうという志のある人（意欲）」を策定し、入学希望者のコミュニケーション力の素地や地域に貢献しようとする意欲を確認する。

4) DP4：課題を発見し、課題解決を図ることができる。

看護現場の質の向上と質の高い看護ケアのためには、課題を発見し、その解決を図る能力が求められる点から策定を行った。「カリキュラム・ポリシー4：「課題を発見し、課題解決を図ることができる力」を身につけるための科目を連携科目、専門科目に配置する。」はこの能力を養成するためのカリキュラム編成であり、連携科目、専門科目の一部と関連している。課題探求力、問題解決能力、研究力の基礎をはぐくみ、自ら考えて行動できる力を育成するために連携科目に「教養ゼミナール」「研究入門」等の少人数ゼミナール形式の科目を配置し、学生同士が同じ目標に向かって協働や連携を体験する中で課題を発見し、解決に向かっていく。このような学びを通して、課題探求能力、問題解決能力、自己研鑽能力、基礎的研究能力を育む。更に、看護現場において課題を発見し、その解決のための方法を探求できる力を育成するため、専門科目に基礎看護学系・成人看護学系・老年看護学系・小児看護学系・母性看護学系・精神看護学系・在宅看護学系・公衆衛生看護学系、救急・災害看護学系等に関する実習科目を配置し、臨床現場でも課題を発見しその解決ができるように科目を配置している。このような体系的なカリキュラムによって学生はディプロマ・ポリシーに掲げる「課題を発見し、課題解決を図ることができる力」を身につけることへと繋がっていく。

こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、本学のアドミッション・ポリシーに「④看護学を主体的・創造的に学ぶ意欲を有している人（主体性・関心・意欲）」「⑥主体的に考え行動できる人（主体性）」を策定し、入学希望者の主体性や看護学に対する意欲を確認する。

5) DP5：看護の知識と看護実践力を有する。

看護職者が個人・家族・集団・地域について幅広く理解し、科学的根拠に基づいた良質で安全な看護を実践できる能力であり、看護実践を行う基本的能力であることから策定を行った。「カリキュラム・ポリシー5：「看護の知識と看護実践力」を身につけるための科目を教養科目、専門基礎科目、専門科目に配置する。」はこの能力を養成するためのカリキュラム編成であり、教養科目、専門基礎科目、専門科目の一部と関連している。

質の高い看護実践を展開するためには対象者の全人的理解をする力が必要であり、そのために教養科目に「コミュニケーション論」「生命倫理」「臨床心理学」「医療と看護の倫理」等の科目を配置している。更に、看護の対象となる人間を心身両面から理解し、健康と疾病の連続性と健康障害についての理解や健康障害の状況と生活への影響、必要とする治療や

看護について学ぶことで看護ケアの基盤となる力を身につけるため専門基礎科目に「形態機能学Ⅰ・Ⅱ」「病態治療学Ⅰ・Ⅱ」「臨床薬理学」等を配置している。更に、社会の一員として医療行為を行うため、社会において健康や健康な生活を支える様々なシステムとその機能、人々への健康への影響を理解することが必要であることから「社会保障制度」「衛生関係法規」「疫学」といった科目を「健康支援と保健医療システム」に配置している。こうした教養科目、専門基礎科目によって身につけた基礎的な能力を看護実践へと展開するために、専門科目を配置している。特に「看護学概論」「基礎看護技術Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ」「ヘルスアセスメント」「看護過程展開論」といった基礎看護学領域の科目は全ての専門領域に関わるため、主として1～2年次に配置し、それ以降の専門領域に繋げるようにしている。2年次以降は基礎看護学領域の科目を踏まえ、成人看護学系、老年看護学系、小児看護学系、母性看護学系、精神看護学系、公衆衛生看護学系、在宅看護学系、救急看護学系、災害看護学系といった専門領域へと展開している。領域ごとに講義・演習・実習科目をそれぞれ配置し、知識の理解から態度・志向性及び技術や技能の修得、理論と実践の統合といった学びまで深めることができる。更に、看護の知識と技術の統合を図り、看護の実践者として患者の看護を総合的に展開できるようにするため専門科目に看護の統合に関する科目として、「在宅看護学系の講義・演習・実習科目」「統合実習」「卒業研究」「看護マネジメント」「ヘルスカウンセリング」等の科目を配置している。このような体系的なカリキュラムによって学生はディプロマ・ポリシーに掲げる「看護の知識と看護実践力を有する能力」を身につけることへと繋がっていく。

こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、本学のアドミッション・ポリシーに「①入学後の大学教育に必要な基礎学力を有している人（知識・技能）」「②看護・保健・医療・福祉分野に広く関心のある人（関心・意欲）」を策定し、入学希望者の看護学に関する学士課程を修得できる能力、学ぶ意欲を確認する。

6) DP6：地域社会の多様な健康課題に対応できる力を有する。（保健師課程）

長野県の保健師活動の重要性と、地域の保健医療福祉の向上に寄与する本学の目的からその重要性を鑑み、策定を行った。保健師として科学的根拠だけでなく、その地域の文化や風土を理解した上で地域の健康課題を把握・分析・診断する力である。更に、把握・分析・診断した健康課題に対して、関わる人々と連携・協働し、組織・集団・地域への支援を通じて保健医療福祉の向上に貢献するための基盤となる能力である。

「カリキュラム・ポリシー6：「地域・集団・組織の多様な健康課題に対応できる力」を身につけるための科目を教養科目、専門基礎科目、専門科目に配置する。」はこの能力を養成するためのカリキュラム編成であり、教養科目、専門基礎科目、専門科目の一部と関連している。集団・組織・地域に対して健康増進能力を高めるには社会についての理解が必要である点から健康支援と保健医療システムに関する科目として「疫学」「公衆衛生学」「保健・医療・福祉行政論」「社会保障制度」「衛生関係法規」「保健統計学」「看護援助の関係論」等

を、主に1年次～2年次にかけて配置し、「地域社会の多様な健康課題に対応できる力」の基礎となる力を養成する。更に、公衆衛生看護の理論や概念を理解し、実習を通じて知識・技術を統合し、公衆衛生看護活動を実践する上での基盤となる能力形成を行うために主に2年次～4年次に専門科目に「公衆衛生看護学活動論Ⅰ・Ⅱ」「健康支援論」「産業看護論」「公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱ」「公衆衛生看護管理実習」等を配置している。このような体系的なカリキュラムによって学生はディプロマ・ポリシーに掲げる「地域社会の多様な健康課題に対応できる力」を身につけることへと繋がっていく。

こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、本学のアドミッション・ポリシーに「①入学後の大学教育に必要な基礎学力を有している人（知識・技能）」「⑦大学で学んだ看護学を地域社会の為に生かそうという志のある人（意欲）」を策定し、入学時に本学の公衆衛生に関する知識を学び保健師活動へと展開できる基礎学力と地域に貢献する意欲を確認する。

7. 教育課程の特色

1) 課題発見力、課題解決力、基礎的研究能力を有する看護職の養成

複雑化する医療ニーズに対応するために、複雑な状況下でも課題を発見し、その解決のための行動ができる能力、生涯にわたって自己研鑽し、看護学の発展に貢献できる基礎的研究能力を養成することがさらに必要とされる。本学では教育課程に自立型の少人数グループ学習を基本とする「智の創造関連科目」を設定し、課題探求能力、問題解決能力、自己研鑽能力、基礎的研究能力等を養成することを目指す。「智の創造関連科目」では少人数のグループ学習を基本とし、継続して同じ学生がグループを編成し、同じ教員が担当する。学生同士が同じ目標に向かって協働や連携を体験する中で課題を発見し、解決に向かっていく。このような学びを通して、課題探求能力、問題解決能力、自己研鑽能力、基礎的研究能力を育む。

2) 地域の特色を踏まえた看護職の養成

本学は、地域の現状を踏まえ、地域貢献の充実を図ることを目指し、領域別の看護科目のほかに、「救急・災害看護学」「在宅看護学」「公衆衛生看護学」の応用看護分野を設定する。3つの看護の応用分野から学生の関心の高い分野を選択し、学習を深め、将来のキャリア形成に役立つ学習機会を提供する。

①救急・災害看護学教育

我が国は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、台風、豪雨、豪雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火などによる災害が発生しやすい国土であり、世界有数の自然災害大国と言われている。近年、これら自然災害が増加の傾向にあり、自然災害に対応で

きる災害医療チームの育成が急務とされている。

また、本学の位置する松本市は、長野県中央部にあり、北アルプス連峰をはじめとする日本でも有数の標高 2,000m～3,000m 級の山岳地帯に囲まれた、松本盆地に在る人口約 24 万人の城下町である。このような地域特性を有する松本市は、北アルプスの登山基地であり、季節を問わず多数の登山者が訪れ、それに伴い山岳事故も後を絶たない状況がある。これらの山岳事故に対応できる看護職の養成が地域社会から求められている。将来**自然災害に対応できる**災害医療チームの一員として活躍できるための素地を学び、**また地域においては日常生活の中で救急外来にて救急対応、救急看護ができる素地を学ぶ。**このことにより、将来的に救急・災害時には災害医療チームの一員として活躍できる看護職となるための**動機づけと初歩的な**育成を担うこととし、本学では、救急・災害看護学を設定する。

②在宅看護学教育

訪問看護の利用者数は、今後、高齢者の死亡者数の増加、医療施設内医療から在宅医療への移行の促進に伴って急増が見込まれている。医療施設内医療から在宅医療へ移行するためには、高度な医療処置や適切な症状コントロールを在宅で安全かつ継続的に提供できる体制がなければ実現することはできない。在宅医療は、訪問看護の活躍により、利用者の生活の質を豊かに広げていくものとなる。このような社会需要に対応し、訪問看護における人材育成の観点からも在宅看護学への学生の理解を深めることは重要である。これらより看護の応用科目に在宅看護学を設定する。**在宅における看護は医療施設における看護と違い、鋭い観察力と判断力、看護実践力、インフォームドコンセントの力など、本人はもちろん家族等と共に多職種の力を総結集した支援や対応が必要である。そのため在宅看護学の分野では、多職種連携実習を行う。多くの連携場面や会議や連携の打ち合わせに参加するなどして、そのネットワークや役割分担、調整などの実際を学ぶ実習を行い、在宅看護の実践においてどのように連携したらよいかを考えその課題や解決方法などを考える実習を行う。**

③公衆衛生看護学教育

保健師は、保健医療福祉の各分野及び関係機関、住民との連携及び協働を支え、持続可能でかつ地域特性を活かした健康なまちづくり、災害対策等を推進することが求められている。前述の通り、長野県の健康長寿を支えてきた保健師の活躍は地域住民からも高く評価されており、今後の保健師への期待も高いものがある。これら地域社会のニーズに応えるために看護の応用科目に公衆衛生看護学を設定する。

公衆衛生看護学を選択した学生は、卒業時に保健師国家試験受験資格を得ることができる。**保健師は地域住民や団体、組織等の健康と健康な生活づくりを専門とする。それは個人への具体的な健康指導や妊産婦や乳幼児から高齢者まであらゆるライフサイクルに関わり、健康面を中心に関連する施策化にもかかわるなど保健医療福祉の多分野との連携の中で活躍する。そのためには地域の特性を踏まえたリーダー性や分析力、地区組織を編成しまとめ**

る力などの能力が求められる。公衆衛生看護学の基礎知識と理論を基に、地域において、保健師活動の実際を公衆衛生看護学実習Ⅰ、Ⅱ及び公衆衛生看護管理実習において実習する。長野県及び松本市における課題を抽出しその解決方法を考え、学生として提言するなど実際的な活動を実習する。

Ⅲ. 大学・学部・学科等の名称及び学位の名称

1. 大学の名称

大学の名称については「松本看護大学」とし、英訳名称については、国際的な通用性を踏まえたうえで、「Matsumoto College of Nursing」とする。大学の名称を「松本看護大学」とする理由は、「松本」を冠することにより、大学を設置する位置や地域との関係性が明確に示せること、また、「看護」を大学の名称に加えることで本学が看護の単科大学であることを示せることから、大学の名称を「松本看護大学」とする。

2. 学部、学科の名称及び学位の名称

学部の名称は、看護学を主な教育研究の対象とすることから、「看護学部」とし、学科の名称は「看護学科」とする。英訳名称については、国際的な通用性を踏まえたうえで、学部の英訳名称を「Faculty of Nursing」、学科の英訳名称を「Department of Nursing」学位の英訳名称を「Bachelor of Nursing」とする。

- 大学の名称 : 松本看護大学「Matsumoto College of Nursing」
- 学部の名称 : 看護学部「Faculty of Nursing」
- 学科の名称 : 看護学科「Department of Nursing」
- 学位の名称 : 学士（看護学）「Bachelor of Nursing」

IV. 教育課程の編成の考え方及び特色

1. 教育課程の編成の考え方

本学の教育理念、養成する人材像、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を達成するために教育課程を構成した。また、看護師、保健師の国家試験受験資格を取得できるよう「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」に準拠し教育課程を編成した。科目の編成にあたっては、看護専門職として必要な基礎的な内容から、専門的・応用的な内容へと段階的に学べるよう組み、それぞれの教育が有機的に連動し体系的に学修できるよう編成した。

2. 教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）

理念・目的、養成する人材像を基盤に打ち出した、ディプロマ・ポリシーに沿った能力を身につける学生を育成するため、以下のカリキュラム・ポリシーを策定する。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーを達成するための教育課程の編成方針とする。教育課程は教養科目、連携科目、専門基礎科目、専門科目の4科目区分から構成し、その内容をカリキュラム・ポリシーで定める。また、カリキュラム・ポリシーでは教育内容に関する編成方針を1)～6)で定め、教育方法に関する編成方針を7)で定める。（資料20：CPと教育課程の関連）

1) **CP1**：「多様な人々との関係を成立・発展できる能力」を身につけるための科目を教養科目、専門科目に配置する。

- ・自己理解とともに他者との良好な関係を築く人間関係構築の基礎となる能力を養うために、教養科目に「英語Ⅰ～Ⅳ」、「コミュニケーション論」などコミュニケーション関連科目を配置する。

- ・教養としての意義とともに、科学的・論理的・批判的（クリティカルシンキング）思考の基盤となる能力を育むために、教養科目に「情報リテラシー」「社会学」「法学」等の自然科学・社会科学関連科目を配置する。

- ・地域、社会の中で生活することに関する知識を養うことで幅広い教養と共に豊かな人間性を育むために、教養科目に「生命倫理」「臨床心理学」等の人間と生活関連科目を配置する。

- ・看護職としてふさわしい倫理観及び人間観・生活観を養うために専門科目に基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、在宅看護学及び看護の応用の公衆衛生看護学に対し概論科目を配置する。また、4年次後期には、死生観・健康観を深めるために「ターミナル看護」「ヘルスカウンセリング」を配置する。（資料14：カリキュラム・マップ（CP1に係る教育課程））

2) **CP2**：「主体的行動力」を身につけるための科目を教養科目、連携科目、専門科目に配

置する。

- ・自己理解とともに他者との良好な関係を築く人間関係構築の基礎となる能力を養うために、教養科目に「英語Ⅰ～Ⅳ」、「コミュニケーション論」などコミュニケーション関連科目を配置する。

- ・課題探求力、問題解決能力、研究力の基礎をはぐくみ、自ら考えて行動できる力を育成するために連携科目に「教養ゼミナール」「研究入門」等の少人数ゼミナール形式の科目を配置する。

- ・臨床現場において主体的かつ意欲的に行動できる力を育成するため、専門科目の基礎看護学・成人看護学・老年看護学・小児看護学・母性看護学・精神看護学・在宅看護学及び看護の応用科目（在宅看護学、公衆衛生看護学、救急・災害看護学）それぞれに実習科目を配置する。看護の応用の3つの分野においては、自ら選択した分野であるため、また自分の生活する地域に類似した地域の特性であることもあり、興味・関心が高まり、主体性、積極性、探求性を持った活動につながる力を育てる科目として配置した。

- また、看護の統合科目に「看護マネジメント論」「統合実習」「卒業研究」等を配置する。（資料15：カリキュラム・マップ（CP2に係る教育課程））

3) **CP3**：「多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献する力」を身につけるための科目を教養科目、連携科目、専門基礎科目、専門科目に配置する。

- ・保健医療福祉の関連分野の人々と連携・協働するためのコミュニケーション力と医療職としての倫理観を養うために教養科目に「コミュニケーション論」「生命倫理」「医療と看護の倫理」等を配置する。地域の特性に関して理解を深めるために、教養科目に「松本の歴史と文化」「ボランティア論」等を配置する。

- ・少人数のグループ学修を通じて他者と協働できる力を養成するために智の創造関連科目に「教養ゼミナール」「連携ゼミナールⅠ・Ⅱ」等を配置する。

- ・社会や医療を幅広く理解するために専門基礎科目に健康支援と保健医療システム関連科目として、「社会保障制度」「衛生関係法規」等を配置する。

- ・多職種や地域との連携の実際を学び地域医療の充実と発展に貢献できる能力を養うために看護の応用（在宅看護学、公衆衛生看護学、救急・災害看護学）に関する科目を配置する。具体的に看護の応用分野については以下のように科目を配置した。

- ・継続的な医療提供のための地域医療連携体制、多職種連携についての実際や方法を学ぶため「在宅生活支援論」「地域包括ケア論」「多職種連携実習」等の在宅看護学関連の科目を配置する。

- ・多職種や地域住民との連携を通じ、予防の観点から住民の健康づくりを学ぶため「公衆衛生看護活動論Ⅰ・Ⅱ」「公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱ」「公衆衛生看護管理実習」の公衆衛生看護学の関連科目を配置する。

- ・長野県の救急医療体制の実態と、課題解決のためのシステムや地域連携について把握

し、救急チーム医療の一員として救急時の適切な医療・看護ケアを理解するために「救急看護学」「救急看護学実習」の救急看護学の関連科目を配置する。

・長野県の災害対応体制や災害看護の本質と意義を理解し、多職種や地域との連携、災害時の看護の役割と機能の実際を学ぶために「災害看護学」「災害看護学実習」の災害看護学の関連科目を配置する。(資料 16：カリキュラム・マップ (CP3 に係る教育課程))

4) **CP4**：「課題発見能力と課題解決能力」を身につけるための科目を連携科目、専門科目に配置する。

・課題探求力、問題解決能力、研究力の基礎をはぐくみ、自ら考えて行動できる力を育成するために連携科目に「教養ゼミナール」「研究入門」等の少人数ゼミナール形式の科目を配置する。

・看護現場において課題を発見し、その解決のための方法を探求できる力を育成するため、専門科目に基礎看護学・成人看護学・老年看護学・小児看護学・母性看護学・精神看護学・在宅看護学及び看護の応用（在宅看護学・公衆衛生看護学、救急・災害看護学）に関する実習科目を配置する。3つの分野はそれぞれに地域の課題に触れる機会となり、その解決に向けて実践現場での取り組みを知る機会となる。このことは、地域に関心が向くと共に社会情勢への関心にも繋がっていくこととなる。どの分野においても、どこで看護を行う場合でも、生活する人々にかかわるとき社会の動きと看護は関連することを鑑み課題発見と課題解決を考え取り組む科目として配置した。

また、看護の統合に「統合実習」「ヘルスカウンセリング」「卒業研究」等を配置する。

・将来にわたり看護の発展に寄与できるよう、基本的な研究能力を身に付けるために看護の統合に「卒業研究」等の科目を配置する。(資料 17：カリキュラム・マップ (CP4 に係る教育課程))

5) **CP5**：「看護の知識と看護実践力」を身につけるための科目を教養科目、専門基礎科目、専門科目に配置する。

・看護の対象者を理解し、尊重する力を身につけるために、教養科目に「コミュニケーション論」「生命倫理」「臨床心理学」「医療と看護の倫理」の科目を配置し、地域の特性を理解するために「松本の歴史と文化」「ボランティア論」を配置する。

・看護の対象である人間の身体とその機能を理解するために、専門基礎科目に「形態機能学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「生化学」の人体の構造と機能に関する科目を配置する。

・健康と疾病の連続性を理解し、人間の様々な健康障害の発生要因や健康障害の状況と生活への影響、必要とする治療や看護について学ぶために、専門基礎科目に「病態治療学Ⅰ・Ⅱ」「臨床薬理学」の疾病の成り立ちと回復の促進に関する科目を配置する。

・社会において健康や健康な生活を支える様々なシステムとその機能、人々の健康への影響を理解するために専門基礎科目に「社会保障制度」「疫学」の健康支援と保健医療シス

テムに関する科目を配置する。

- ・看護実践の基盤となる能力を養うために看護の基礎に「看護学概論」「基礎看護技術Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ」「ヘルスアセスメント」「看護過程展開論」を配置する。
- ・対象の発達段階に応じた看護実践能力を育成し、良質で安全な看護を実践できる力を養うために看護の実践では、看護の機能の特徴から5領域（成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学）、**看護の応用では地域医療の充実と発展に貢献できる能力を養うために、地域の特性から3分野（公衆衛生看護学、在宅看護学、救急・災害看護学）とし、各看護学領域、また分野ごとに講義・演習・実習科目をそれぞれ配置する。3つの分野において、調整力、組織力、アセスメント力、分析力、交渉力など基本的な日常生活に関連する生活を整える実践力を基盤に、地域に根差した活動をするための応用的な実践力に触れる機会となり、将来のキャリアデザインへの動機づけとなる。**
- ・看護の知識と技術の統合を図り、看護の実践者として患者の看護を総合的に展開できるようにするため専門科目に「在宅看護学の講義・演習・実習科目」「統合実習」「卒業研究」「看護マネジメント」「ヘルスカウンセリング」、看護の統合に関する科目を配置する。（資料18：カリキュラム・マップ（CP5に係る教育課程））

6) **CP6**：「地域や集団・組織の多様な健康課題に対応できる力」を身につけるための科目を教養科目、専門基礎科目、専門科目に配置する。

- ・公衆衛生看護学の基盤となる学問分野を通じ、社会の健康課題の理解と見出し方、その課題解決の方法を学ぶために、専門基礎科目に「疫学」「公衆衛生学」「保健・医療・福祉行政論」「社会保障制度」「衛生関係法規」「保健統計学」「看護援助的関係論」の健康支援と保健医療システムに関する科目を配置する。
- ・公衆衛生看護学の理論や概念を理解し、実習を通じて知識・技術を統合し、公衆衛生看護活動を実践する上での基盤となる能力形成を行うために、専門科目に「公衆衛生看護学活動論Ⅰ・Ⅱ」「健康支援論」「産業看護論」「公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱ」「公衆衛生看護管理実習」を配置する。（資料19：カリキュラム・マップ（CP6に係る教育課程））

7) **CP7**：授業形態は教育の目的に応じて講義形式、演習形式、実習形式の3つに区分し、下記の方針に従った教育方法を行う。

- ・知識の理解を目的とする教育内容については、講義形式をとる。
- ・態度・志向性及び技術や技能の修得を目的とする教育内容については、演習形式をとる。
- ・理論と実践の統合を図り、臨地の場において理論的知識や技術を看護実践に応用展開するための能力を身につけることを目的とする教育内容については、実習形式をとる。

3. 教育課程の編成と特徴

1) 教養科目

教養科目では語学、社会科学、自然科学、倫理等に関する科目を配置し、幅広い教養と豊かな人間性を涵養する。看護学の基礎となる知識と看護の実践能力の基礎を育むとともに、看護専門職としてのありようにも深く関係する科目を配置する。「コミュニケーション関連科目」、「科学的思考関連科目」、「人間と生活関連科目」の3科目領域で構成し、主に1年次から2年次にかけて履修する。

①コミュニケーション関連科目

コミュニケーション関連科目は自己理解とともに他者との良好な関係を築く人間関係構築の基礎となる能力を養う科目領域であり、8科目を配置する。「英語Ⅰ～Ⅳ」では現在上昇している外国人への医療行為の基礎となる語学力や、グローバルに情報を入手し、考えを伝え、共に活動を行う際に求められる基本的な語学能力を身につける。また、「中国語Ⅰ・Ⅱ」と共に言語を通じて異文化を感じ、異なる文化への理解力を高め、看護職者としてふさわしい倫理観や教養を養う。「コミュニケーション論」「コミュニケーション支援論」では対人コミュニケーションについて学修することにより、論理的かつ明確に日本語表現する基本を学び、看護の対象者や関係職種の人々と信頼関係を築くための人間性や態度を養うことを目的とする。

必修科目：英語Ⅰ、英語Ⅱ、コミュニケーション論、コミュニケーション支援論

選択科目：英語Ⅲ、英語Ⅳ、中国語Ⅰ、中国語Ⅱ

②科学的思考関連科目

科学的思考関連科目は、教養としての意義とともに、医療行為を行う上で必要となる科学的・論理的思考の基盤となる能力を育む。学生の興味関心に合わせた科目を履修できるよう選択科目を中心に11科目を配置する。社会科学・自然科学関連の科目を中心に配置し、看護職者として多様な場で、多様な人々と関わりを持ち、我が国の医療制度・法制度の中で適切に医療行為を行うために必要となる知識を養うための科目を配置した。

必修科目：情報科学、法学、教育学

選択科目：情報リテラシー、科学論、社会学、医療経済学、生物学、日本国憲法

③人間と生活関連科目

人間と生活関連科目は、心身両面から人を理解するための科目と生活・文化に関する科目

を配置している。人の精神に関する科目は「生命倫理」「医療と看護の倫理」「臨床心理学」「国際理解入門」を配置し、多様化する医療のなかで、人間としての尊厳及び権利を尊重する姿勢、対象となる人々に平等に看護を提供する意義を修得するための基盤となる思考を学び、看護職者としてふさわしい倫理感を養うことを目的とする。身体に関する科目は「健康とスポーツ」「体育実技」を配置し、人体の構造と機能について学ぶ上で基礎となる知識を学修する。生活・文化に関する科目は「ボランティア論」「音楽療法」「松本の歴史と文化」を配置し、人々の生活や文化について理解し、地域の特性を理解できる科目を配置する。

必修科目：生命倫理、医療と看護の倫理、臨床心理学、体育実技

選択科目：国際理解入門、ボランティア論、音楽療法、松本の歴史と文化、
健康とスポーツ

2) 連携科目

連携科目は、「智の創造関連科目」の1科目領域で構成し、1年次から4年次にかけて履修し、課題探求力、問題解決能力、研究力の基礎をはぐくみ、主体的かつ意欲的に行動できる能力を育成する。

①智の創造関連科目

智の創造関連科目領域は、教員のきめ細かい指導の下、課題探求力、問題解決能力、研究力の基礎能力を養う科目領域であり、7科目を配置する。「教養ゼミナール」「連携ゼミナールⅠ」「連携ゼミナールⅡ」は少人数のグループ学習を基本とし、継続して同じ学生がグループを編成し、同じ教員が担当する。教員は学生のチューターとしての役割も担い、一人ひとりの学生に行き届いたきめ細やかな教育を実施する。また、「教養ゼミナール」は初年次教育を実施し、「連携ゼミナールⅡ」では実施した内容が卒業研究に繋がるように編成している。また、看護を探究し、看護学の発展に寄与できるよう「研究入門」「研究方法論」では基礎的研究能力を養成し、学んだ内容を卒業研究に活用する。

必修科目：教養ゼミナール、連携ゼミナールⅠ、連携ゼミナールⅡ、研究入門、
研究方法論

選択科目：言語と表現、キャリア形成論

3) 専門基礎科目

専門基礎科目は、「人体の構造と機能」「疾病の成り立ちと回復の促進」「健康支援と保健医療システム」の3科目領域で構成し、主に1年次から2年次にかけて履修し、教養科目で学んだ内容を踏まえて、より深く人を心身両面から理解し、社会や医療を幅広く理解する能力を育成する。

①人体の構造と機能

人体の構造と機能科目領域は、看護の対象である人間の身体とその機能を理解するための科目領域であり、5科目を配置する。「形態機能学Ⅰ～Ⅲ」では解剖学的観点から人体の構造と機能について学び、「生化学」ではよりミクロな観点から人・生命について学び、「臨床栄養学」では生体内のエネルギー獲得の仕組みと生体の恒常性の維持について学ぶ。

必修科目：形態機能学Ⅰ、形態機能学Ⅱ、形態機能学Ⅲ、生化学、臨床栄養学

選択科目：該当なし

②疾病の成り立ちと回復の促進

疾病の成り立ちと回復の促進科目領域は、健康と疾病の連続性を理解し、人間の様々な健康障害の発生要因や健康障害の状況と生活への影響、必要とする治療や看護について学ぶ科目として位置付けており、5科目を配置する。

必修科目：臨床薬理学、病態治療学Ⅰ、病態治療学Ⅱ、看護とリハビリテーション

選択科目：感染症学

③健康支援と保健医療システム

健康支援と保健医療システム科目領域は、社会において健康や健康な生活を支える様々なシステムとその機能、人々の健康への影響を理解するために、6科目を配置する。地域的課題を捉え、社会的な仕組みを踏まえて健康支援が実施できる能力を高めることを目指す。保健統計指標の動向や意義を疫学的視点から理解し、地域の保健医療の現状を正確に把握し、健康支援ができる能力の養成を目指す。

必修科目：疫学、公衆衛生学、社会保障制度、衛生関係法規、看護援助的関係論

選択科目：保健・医療・福祉行政論、保健統計学

4) 専門科目

専門科目は、「看護の基礎」「看護の実践」「看護の応用」「看護の統合」の4科目領域で構成し、1年次から4年次にかけて履修する。看護職者として必要な基本的な知識、技術、態度を養成し、科学的根拠に基づいた看護実践能力を養成するために必要な知識と技術を体系的に修得できる科目を配置している。

①看護の基礎

看護の基礎科目領域は、全て必修科目とし、専門科目にある「看護の実践」「看護の応用」「看護の統合」の基盤となる能力を養成する。看護実践の基盤となる能力であることから、領域別の科目の前段階の科目とし、1年前期から2年前期に配置した。

必修科目：看護学概論、基礎看護技術Ⅰ、基礎看護技術Ⅱ、基礎看護技術Ⅲ、
ヘルスアセスメント、看護過程展開論、基礎看護学実習Ⅰ、
基礎看護学実習Ⅱ

選択科目：該当なし

②看護の実践

看護の実践科目領域は、「看護の基礎」で学んだ内容を踏まえて対象の発達段階に応じた看護実践能力を育成するため、看護の機能の特徴から5領域（成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学）に分け、それぞれの領域ごとに科目を構築した。可能な限り学生の興味・関心に沿った内容を学べるよう各領域に必ず選択科目を用意した。学んだ内容が実務に活かされるよう、それぞれの領域ごとに講義、演習、実習の科目をバランスよく配置し、実習科目は同領域の講義・演習の科目を学んでいることを履修条件とした。

(i)成人看護学領域

成人看護学領域は、成人各期の健康保持や疾病予防と成人の健康問題に応じた看護について理解し、成人看護学の基本となる援助方法を学ぶ科目領域であり、6科目を配置する。

必修科目：成人看護学概論、成人急性期看護論、成人慢性期看護論、

成人急性期看護学実習、成人慢性期看護学実習

選択科目：緩和ケア論

(ii) 老年看護学領域

老年看護学領域は、高齢者やその家族の生活及び健康と健康レベルや療養形態に応じた対象とその家族に対する看護について理解し、老年看護学の基本となる援助方法を学ぶ科目領域であり、6科目を配置する。

必修科目：老年看護学概論、老年症候群援助論、老年看護援助論、老年看護学実習Ⅰ、
老年看護学実習Ⅱ

選択科目：認知症ケア論

(iii) 小児看護学領域

小児看護学領域は、小児の成長や発達と健康増進及び健康障害のある小児とその家族が生活や療養をするための看護について理解し、小児看護学の基本となる援助方法を学ぶ科目領域であり、5科目を配置する。

必修科目：小児看護学概論、小児看護援助論Ⅰ、小児看護援助論Ⅱ、小児看護学実習

選択科目：小児発達学

(iv) 母性看護学領域

母性看護学領域は、母性看護学の概念及び人間の性と生殖、女性のライフスタイル各期と周産期における看護について理解し、母性看護学の基本となるウェルネス看護の視点で、援助方法を学ぶ科目領域であり、5科目を配置する。

必修科目：母性看護学概論、母性看護援助論Ⅰ、母性看護援助論Ⅱ、母性看護学実習

選択科目：地域母子保健学

(v) 精神看護学領域

精神看護学領域は、幅広く医療施設内から地域まで、精神の健康の保持や増進及び精神疾患を持つ人の回復を支援する看護について理解し、精神看護学の基本的な援助方法を学ぶ

科目領域であり、5 科目を配置する。

必修科目：精神看護学概論、精神看護援助論Ⅰ、精神看護援助論Ⅱ、精神看護学実習

選択科目：地域精神保健学

③看護の応用

看護の応用の科目は、地域医療の充実と発展に貢献できる能力を養うために、その専門性を深めるべく、在宅での治療継続などを支える「在宅看護学」、災害時や救急などに備える「救急・災害看護学」、住民の健康づくりを支援する「公衆衛生看護学」の3つの分野を配置し、学生の興味関心に合わせて履修できるよう選択科目として配置した。この科目は、3年間学んできた興味・関心を基に主体的に地域の実際に関わり、自由な集大成としての学びの機会でもある。また将来に向けてキャリアデザインを考える上での機会ともなり、導きともなる選択科目として、4年生の前期に配置した。また、特に「地域包括ケア論」と「公衆衛生看護学概論」は3つの分野に関連する基礎的な内容であるため必修科目とし、全ての分野の対応科目として記載している。「地域包括ケア論」は、地域で生活する人々が可能な限り住み慣れた地域で生活が維持できるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援の5要素が一体的に提供される仕組みについて学ぶ。更に長野県や松本市の地域特性やサービス内容を通して地域の課題を理解しその解決法について考え、地域の発展と充実について貢献できる姿勢を涵養する。「公衆衛生看護学概論」は、地域・集団・組織の課題は地域で生活する人々にかかわる課題であるため、3つの分野でどのように対応し解決するかを考える上で基本となる共通の内容となる。

また、卒業要件としては「救急看護学実習」「多職種連携実習」「公衆衛生看護学実習Ⅰ」のいずれかを履修する必要があるため、学生は興味関心にあわせて、いずれかの領域の専門性を深めることができる。

(i)在宅看護学分野

在宅看護学分野は、療養者とその家族の生活の質の向上のための看護を学ぶ科目領域であり、6科目を配置する。在宅看護学分野の実習は「多職種連携実習」である。広義の意味での多職種連携は保健医療福祉のあらゆる分野、場面において必要かつ重要なことである。在宅看護学分野の「多職種連携実習」は、地域の在宅看護分野に関連した多職種連携体制や対象にとって円滑で有意義な支援のための活動に参加し、その重要性と実際を学び、現在の

課題とその解決法についても考える機会とする実習である。またターミナル看護は 4 年次の後期に開講し、4 年間を通じて獲得した死生観、人間観、生活観、生きる意味等の課題の総まとめとなる選択科目として配置する。

必修科目：地域包括ケア論、公衆衛生看護学概論

選択科目：在宅生活支援論、地域医療連携システム論、多職種連携実習、
ターミナル看護

(ii)救急・災害看護学分野

救急・災害看護学分野は、日常生活時及び災害時の救急への対応、及び災害時の際に必要な看護について学ぶ科目分野であり、6 科目を配置する。救急看護学は日常時の救急対応及び、災害時の救急支援にも対応する。また災害時の避難所や炊き出しなど生活、食事、排泄など生活を整え健康を保持するための災害時の支援体制を学び、併せて長野県、松本市における救急医療体制や災害時支援体制の実際も学ぶ選択科目として配置する

必修科目：地域包括ケア論、公衆衛生看護学概論

選択科目：救急看護学、災害看護学、救急看護学実習、災害看護学実習

(iii)公衆衛生看護学分野

公衆衛生看護学分野は、予防の観点から住民の健康づくりを支援する公衆衛生看護学を学ぶ科目分野であり、9 科目を配置する。地域における個人、家族、集団、組織の人々の健康増進、疾病予防の援助を健康レベル別やライフサイクル別に捉え、健康や QOL の向上を目指す看護活動を実践し評価し、地域の健康で幸せな生活を住民とともに守っていく活動のリーダーとなることを学ぶ科目として配置する。この分野は保健師国家試験の受験資格を得るために規定の科目と単位を修得し、受験をして、保健師の資格を取得することが可能となる分野である。

必修科目：地域包括ケア論 公衆衛生看護学概論

選択科目：公衆衛生看護学活動論Ⅰ、公衆衛生看護学活動論Ⅱ、健康支援論、産業看護論、公衆衛生看護学実習Ⅰ、公衆衛生看護学実習Ⅱ、公衆衛生看護管理実習

④看護の統合

看護の発展に寄与できる能力を養うために、最終学年には看護を統合する科目を配置する。看護の知識と技術の統合を図り、看護の実践者として患者の看護を総合的に展開できるようにするために必要な科目を配置し、また、将来にわたり看護の発展に寄与できるよう、基本的な研究能力を身に付ける科目を配置している。統合実習では看護を統合する観点からすべての実習が終了した4年次後期に配置している。

必修科目：在宅看護学概論、在宅看護援助論Ⅰ、在宅看護援助論Ⅱ、在宅看護学実習
家族看護学、看護マネジメント論、統合実習、卒業研究

選択科目：ヘルスカウンセリング

V. 教員組織の編成の考え方及び特色

1. 教員組織編成の考え方

本学の教育理念を果たすため、教育、研究、地域貢献いずれも不足なく展開できる充実した教員組織編成の構築に取り組む必要がある。本学の教員組織編成は専門領域を重視した教員配置とし、職業人養成機能を果たすために、専任教員 27 名中 24 名が看護師免許を保有し、うち 6 名は保健師の免許を保有している。

本学の教育課程における専門領域は基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学の 6 領域に加え、応用分野として救急・災害看護学、在宅看護学、公衆衛生看護学の 3 領域と「看護の統合の科目」を加えた構成となっている。また、応用分野として保健師養成課程を選択した学生は卒業時に保健師国家試験受験資格を得ることができる。6 つの看護領域と在宅看護学にはそれぞれに教授か准教授を配置し、領域の主要科目は教授もしくは准教授が担当することとしている。更に、本学の特色である「救急・災害看護学」「在宅看護学」「公衆衛生看護学」の 3 つの看護分野については質の高い研究教育ができるよう、それぞれ専門となる教員を配置した。

主に教養科目、連携科目、専門基礎科目を担当する教員として、27 名の専任教員と 25 名の非常勤講師（兼担・兼任の合計）の配置を予定している。

2. 教員組織の年齢構成

本学の完成年度末の専任教員の年齢構成は、70 歳代 6 名、60 歳代 14 名、50 歳代 5 名、40 歳代 1 名、30 歳代 1 名となっている。これらすべての教員は、看護系大学や看護系短期大学での豊富な教育経験、臨床現場での実績、専門領域での研究業績や社会貢献の実績を保持している。特に、教授陣が准教授、講師、助教に対し、臨地実習指導や授業の運営等を通して、豊富な経験・知識等を吸収できる機会を作り、育成を図ることとしている。

本学の設置にあたり、教員採用に関し特別規程を作成し、開設時に 60 歳以上の教員について雇用年数は一律 5 年間とし、60 歳未満の教員の定年年齢は 65 歳としている。（資料 21：松本看護大学設置時における採用教員に関する特別規程）

3. 教員組織編成の将来構想

教員組織の将来構想については、完成年度末の令和 7 年 3 月末に退職を迎える教員が 2 名、令和 8 年 3 月から令和 12 年 3 月の 5 年間で退職を迎える教員が 15 名いることから、その対応方針として、中堅教員と若手教員の育成計画に基づく昇格人事、及び新規教員の計画的採用など中期的な計画を策定し推進する。

1) 中堅教員と若手教員の育成・昇格人事は以下の通り進めることとする。

①中堅教員、若手教員の研究活動を大学として支援し、研究業績を蓄積させるよう積極的に促す。研究業績を積み上げた教員については昇任につなげ、退職する教員の後継者となるよ

う、育成を図っていく。

②基礎看護学の教授1名と成人看護学の教授1名が完成年度末の令和7年3月に退職を迎えるため、基礎看護学の准教授を教授に昇格、成人看護学の講師を准教授に昇格できるように指導を行い、対応を図っていく。

③令和8年3月には、下表1の通り各領域の教授5名、准教授4名、助教1名の計10名が退職を迎えるため、一部の講師、助教、助手の昇格で対応を図り、不足する教員に関しては、新規採用により補充を行う。

④各教員が昇任できるよう、週の1日を研究・研修日として、教員間で職務を補完し合い、研究時間を確保することを奨励する。

⑤各教員に職位に応じて配分する個人研究費に加えて、研究計画を審査した上で研究費を配分する特別研究費を設置し、積極的な研究活動を奨励し支援する。

⑥すべての専任教員に対し、博士学位の取得を推奨し、学位取得のための大学院の入学や通学を教育研究に支障の出ない範囲でサポートを行う。

⑦科学研究費補助金など外部からの研究費の申請と獲得を積極的に支援し、研究活動の活性化を図る。

⑧松本市と連携協定を締結し、市を介した企業との共同研究の場を積極的に提供し、研究機会を提供する。

2) 教員の計画的採用

内部からの昇格での補充が難しい場合は、下表2の通り外部からの教員の確保を実施する。原則として、公募等により計画的に採用活動を実施する。採用活動においては、十分な準備期間を設け、他大学の教員及び看護学を専攻している大学院の博士課程、修士課程に在学している者など、幅広く候補者を募り、本学が定める教員の審査基準に基づき採用を行う。

開設時に高齢の教員が多く、教育研究の継続性を考慮し、採用計画は、退職を迎える教員の補充人事のみにとどまらず、若手教員の採用及び育成計画により将来昇格していくことで職位の補充が可能となるよう、計画的に対応を図る。

【表1 領域・年度別退職予定者】

領域	現員	令和7年3月 退職予定者	令和8年3月 退職予定者	令和9年3月 退職予定者	令和10年3月 退職予定者
基礎看護学	4名	教授1名	教授2名/助教1名		
成人看護学	5名	教授1名	教授1名		
老年看護学	2名		教授1名		
在宅看護学	3名		准教授1名	助教1名	助教1名
公衆衛生看護学	3名		教授1名/准教授1名		
精神看護学	3名		教授1名		

母性看護学	3名			教授1名	
小児看護学	2名			准教授1名/助教1名	
一般教養	2名		教授1名		
計	27名	教授2名	教授7名/准教授2名 /助教1名	教授1名/准教授1名 /助教2名	助教1名

表2 領域・年度別採用計画

領域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
基礎看護学	准教授の教授への昇格に より対応	教授1名/准教授1名/ 講師1名	助教1名	
成人看護学	講師の准教授への昇格に より対応	教授1名/講師1名	助教1名	
老年看護学		教授1人	助教1名	
在宅看護学		教授1名/講師1名		助教1名
公衆衛生看護学		教授1名/講師1名	助教1名	
精神看護学		教授1名		
母性看護学			教授1名	
小児看護学			教授1名/講師1名	
一般教養		教授1名		
計		教授7名/准教授1名/ 講師4名	教授2名/講師1名/ 助教4名	助教1名

4. 中心となる研究分野と研究体制

本学部の中心となる研究分野は、看護学であり、看護学の教育と並行し、看護学及び関係する地域の保健医療福祉の研究を推進し、研究成果を地域や社会に還元していく。特に教員の研究については、研究業績豊富な各領域の教授が、講師や助教、助手を指導しつつ、助教や助手も含めた全ての専任教員が積極的に研究に臨む体制を構築する。

VI. 教育方法, 履修指導方法及び卒業要件

1. 教育方法

1) 授業の内容に応じた授業の方法と学生数の設定

本学における全ての授業においてシラバスを作成し、「到達目標、該当する主なディプロマ・ポリシー」を定め、それらを達成するために、授業回毎に示した「内容」に則して授業を展開していく。履修終了後は授業内容を踏まえて来年度のシラバスを再度精査し、教育環境がよりよくなるよう教員に周知を行う。また、シラバスには事前事後学習の内容を予め明記し、学生が授業時間外でも学習しやすくなるよう配慮を行った。教員と学生の交流促進、関係性の円滑化、学生の疑問点の解消等のためオフィスアワーを設定し、シラバスにその時間を明記するものとした。

授業形態はカリキュラム・ポリシーに従って講義形式、演習形式、実習形式の3つに区分し、講義形式で身につけた知識・理解を演習形式・実習形式で体験し、学びの内容が確実に身につくように配置している。また、教育目的を効果的かつ確実に達成する学生数の設定を行う。

知識の理解を目的とする教育内容については、講義形式をとり、15時間で1単位とする。講義形式における1クラスの学生数は原則として1学年全体の70人で行う。

態度・志向性及び技術や技能の修得を目的とする教育内容については、演習形式をとり、30時間で1単位とする。演習形式における1クラスの学生数は講義形式と同様に1学年全体の70人を原則とするが、必要に応じて少人数グループ学習、学生の参加学習等の双方向型、アクティブラーニングを重視した学習を展開する。特に連携科目の「教養ゼミナール」「連携ゼミナールⅠ」「連携ゼミナールⅡ」は4～6人のグループ学習による少人数教育を行い、2年間継続して同じ学生でグループを編成し、同じ教員が担当し、担当教員はチューターとしての役割も兼ねる。一人ひとりにきめ細やかな教育を行うと共に、チームで協力しながらテーマを掘り下げて思考する経験を重ね、コミュニケーション能力・主体性・自己研鑽力・基礎的研究能力等を培うことを目指す。

理論と実践の統合を図り、臨地の場において理論的知識や技術を実務に応用するための能力を身につけることを目的とする教育内容については、実習形式による授業形態とし、45時間で1単位とする。実習形式では1グループ5名を原則とし、看護領域ごとに計2～3名の専任教員および助手が担当する。なお、実習の詳細については「IX. 実習の具体的計画」にて説明する。

2) 配当年次の設定

本学部の教育課程は、教養科目、連携科目、専門基礎科目、専門科目の4区分で構成し、教養科目は主に1年次、専門基礎科目は主に1年次と2年次、連携科目と専門科目は1年次から4年次にかけて配置している。連携科目で少人数によるきめ細やかな教育を行い、教養科目から専門科目へと4年間で体系的な学習と、基礎から応用へ体系的な学びが

可能となるような教育課程を設定している。

3) 履修科目の登録上限 (CAP 制)

各科目の単位数に求められる学習時間、自宅学習時間を担保し、4年間を通じた学生の学習効果を高め、学生が無理なく学内及び自宅での学習に励むことができるように、年間の履修単位の上限を 45 単位とする。

2. 履修指導方法

1) 履修ガイダンス

入学時のオリエンテーションにおいて、本学の教育理念、教育目標、人材育成、各学期にとるべき科目について説明し、さらに授業システム及び単位取得方法、卒業要件、資格取得方法等について、履修モデルを通じて説明する。また、高校までの学習と大学での学びの相違、自主的・主体的な学びの重要性について理解してもらう。

保健師課程を希望する学生については国家資格受験に必要な必須科目についても説明し、履修することを促す。また、教養ゼミナール、連携ゼミナール等のゼミナールにおいても担当教員から本学の特色に関する3つの専門領域の解説と学生の興味関心にあわせた案内とそれに伴う科目選択について指導を行う。

本学の特色である3つの看護の応用分野については入学時のオリエンテーション、ゼミナールでの案内・指導に加え、2年次後期にそれぞれの看護の応用分野のどの分野を履修するか選択させ、選択分野にあわせた講義科目を履修するよう促す。この際、各看護の応用分野の学生の募集を行い、必要に応じて GPA・面接・筆記試験等により各看護の応用分野の選考を行う。(資料 40：3つの特色に関するカリキュラム表と学生への周知方法)

2) チューター制度の導入

学生の修学並びに学生生活に関し、面談、相談及び支援を行い、本学教育の充実をはかると共に、積極的に教員と学生とのふれあいの場を設定し、その交流を通じてより豊かな人間性の創造につとめ、有意義な学生生活を実現するため、チューター制度をおく。学期初めに少人数を原則とした学生グループを編成し、専任教員のうちから担当する教員を選定し、チューターとする。チューターの業務は、概ね次のとおりとし、必要に応じて行うものとする。また、原則としてチューター制度の担当者は「教養ゼミナールⅠ」「連携ゼミナールⅠ」「連携ゼミナールⅡ」と同一の教員とし、きめ細やかな教育が提供できるようにする。

- ①チューターグループ会（教員と学生とのふれあい・交流行事等）の開催
- ②受講ガイダンスと修学に関する指導
- ③学生生活に関する一般的指導及び助言
- ④不正及び学生の本分に反する言動のあった学生に対する指導

- ⑤修学及び学生生活上の問題に関し、保護者との連絡や面談
- ⑥学生への指導上生じる関係教職員及び関係部署との連携
- ⑦指導内容等の記録及び関係教職員及び関係部署への意見や所見の表明
- ⑧チューターに関連する会議への出席
- ⑨その他、特に学長が必要と認めた事項

3. 卒業要件

卒業要件として必要な授業科目の単位数は表1の通りとする。なお、保健師国家試験受験資格を希望する場合は、卒業要件となる看護師国家試験受験資格に必要な130単位に保健師教育分野の選択科目14単位を含む133単位以上の単位取得が必要である。

また、看護師の国家試験受験資格取得を希望する学生、看護師と保健師の国家試験受験資格取得を希望する学生のために、履修モデルを提示する。(資料22：カリキュラム学年表)(資料23：履修モデル(看護師))(資料24：履修モデル(保健師))

【表1：卒業要件に求められる履修科目の単位数】

区分		卒業要件単位数		
		必修科目	選択科目	合計
教養 科目	コミュニケーション関連科目	7単位	—	8単位以上
	科学的思考関連科目	5単位	—	8単位以上
	人間と生活関連科目	4単位	—	8単位以上
連携 科目	智の創造関連科目	5単位	—	6単位以上
専門 基礎 科目	人体の構造と機能	8単位	—	23単位以上
	疾病の成り立ちと回復の促進	7単位	—	
	健康支援と保健医療システム	6単位	—	
専門 科目	看護の基礎	13単位	救急看護学実習、災害看護学 実習、多職種連携実習、公衆 衛生看護学実習Ⅰのいずれか を含む選択11単位以上	77単位以上
	看護の実践	38単位		
	看護の応用	3単位		
	看護の統合	12単位		
合計		108単位		130単位以上

4. 留学生に関する受け入れ方針

1) 留学生受け入れの基本方針

留学生に関しては一定の条件を満たした者を受け入れる。受け入れる条件等は、学則第15条に則り、その内容を補完するため、「資料40：学校法人松本学園松本看護大学外国人志願者受入規程（案）」を別途定め、必要事項を制定する。

2) 留学生の日本語能力に関して

本学の教育課程を理解するため、日本語能力は独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験においてN2レベル以上に合格したもの、又は独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験の日本語科目の得点（読解、聴解、聴読解、記述）が200点以上であるものとする。

3) 授業料等の支弁能力に関して

入学試験に合格し、入学を許可された者は、在学中に諸問題が発生した場合を想定し、保証人の設定を必須とする。保証人の条件は、独立して生計を営む者で、以下の優先順とする。「1. 日本に在住する親またはその他の親族。」「2. 日本に在住しない親またはその他の親族。」「3. 日本に在住する知人。」保証人は、入学手続き時に「身元引受書」及び住民票を提出する。保証人が日本に在住していない場合は、保証人の住所、氏名が記載された公的機関が発行する証明書の提出を求める。

4) 入学後の履修指導や生活指導に対する配慮

入学後は日本国籍の学生と同様、専任教員のチューターが履修指導、生活指導にあたる。チューターの役割は以下の通りである。

- (1) 受講ガイダンスと修学に関する指導。
- (2) 学生生活に関する一般的指導又は助言。
- (3) 不正又は学生の本分に反する言動のあった学生に対する指導。
- (4) 修学又は学生生活上の問題に関し、保護者との連絡や面談。
- (5) 学生への指導上生じる関係教職員又は関係部署との連携。
- (6) 指導内容等の記録及び関係教職員又は関係部署への意見や所見の表明。

VII. 施設・設備等の整備計画

1. 敷地・運動場の整備計画

松本看護大学は、学校法人松本学園が設置している松本短期大学と同一敷地内（長野県松本市笹賀町）に設置する計画としている。当該キャンパスの校地面積は、17,738.57 m²である。その内訳は、校舎敷地面積が専用面積 579.9 m²、共用面積 5,089 m²、短期大学の専用面積 210.28 m²、の合計 5,879.9 m²、共用の運動場が 2,745.25 m²、共用の駐車場等が 9,113.42 m²となっている。また、敷地内の空地を利用して、学生が休息や憩い語り合うことなどができるための十分な場所を確保することで、大学教育に相応しい環境を整備する計画である。

2. 校舎等の施設の整備計画と施設の使用計画

1) 校舎等の施設の整備計画

本学の校舎等の施設の整備計画は、松本短期大学看護学科（入学定員 70 名）の教育資源を継承し設置する予定であり、平成 18 年に開設された松本短期大学看護学科の施設・設備は良好な状態であることから、この施設・設備を本学に転用するとともに、本学専用校舎を新設する予定である。令和 3 年度及び令和 4 年度は、本学と松本短期大学看護学科が並立する移行期間となるため講義室・実習室等を共用することとなるが、講義室は 3 室（新設 1 室を含む。全て 110 名以上収容可能。）、実習室は 4 室（新設 1 室を含む。）を本学と松本短期大学看護学科で使用する講義室・実習室としているため問題はなく、松本短期大学看護学科が廃止となる令和 5 年 4 月（予定）以降は、本学の専用講義室・専用実習室として整備することとしている。この他に講義室は松本短期大学幼児保育学科・介護福祉学科との共用として 4 室（全て 120 名以上が収容可能。）も用意している。この 4 室は、松本短期大学では同時に 4 室全てを使用することではなく、少なくとも 1 室は常に本学が使用することができる状態であるため、補講などにより本学 1 年次から 4 年次までが同時に講義を行うこととなっても、最低 4 室が確保できるためカリキュラムを実施していく上で問題がない。下記の表 1 は、本学の計画している校舎等の施設の主な整備計画である。

新設する校舎に設置する講義室（名称「701」、約 142 m²）には、移動可能な机や椅子、パーテーション、ホワイトボードなどを準備し、机の配置を変えることにより、「教養ゼミナール」などといった少人数ゼミナール形式にも対応でき、主体的行動力を身に付けるためのカリキュラムを学ぶことができる。同様に「研究入門」など、学生が同じ目標に向かって協働・連携する中で、課題を発見し、解決に向かう力を養うためのカリキュラムにも対応が可能である。また、看護の対象となるあらゆる年代の個人、家族、集団、地域社会や協働する多職種との関係を成立・発展させるためのコミュニケーション力を養う教養科目（社会学、英語 I、コミュニケーション論、コミュニケーション支援論など）といった演習科目から得られる学習成果を机や椅子等の配置転換が可能な講義室とすることで支援していくことができる。

新設する校舎に整備する実習室（名称「実習室 D」、約 355 m²）には、ベッドを 24 床配

置する予定であるため、70 名（入学定員）で使用する場合には、1 ベッドに対して学生 3 名で使用することができ、看護の知識と看護実践力をより深く学ぶことができる。

本学を設置するにあたり、専任教員数 27 名を予定しているため、教員研究室 8 室を新設校舎に配置し、合計 31 室の教員研究室（助手室を含む。）を整備する予定である。

また、学生の自己学習や実習前後のグループワークなどに使用するスペースの整備計画としては、図書館の閲覧室、演習室の他に本学専用の学生学習スペースを整備し環境を整える。また休憩スペースは、食堂、中庭などを松本短期大学と共用で使用する。

【表 1 校舎等の施設の主な整備計画】

用途	新設/既存	室名	面積等	使用学年	備考/使用科目 等
講義室	既設	501	約 141 m ² 120 名収容	令和 3 年度 短期大学看護学科 2 年生使用 令和 4 年度以降 本学 2 年生使用	移動可能な机・椅子を配置 本学「中国語Ⅰ・Ⅱ」「成人看護学概論」等で使用
	既存	601	約 290 m ² 220 名収容	令和 4 年度まで 短期大学 3 年生使用 令和 5 年度以降 本学 3 年生使用	本学「在宅支援論」「家族看護論」等で使用
	新設	701	約 142 m ² 110 名収容	本学専用 1 年生使用	移動可能な机・椅子・パーテーション・ホワイトボード等を配置 本学「研究入門」「コミュニケーション論」等で使用
	既設	302	約 129 m ² 120 名収容	短期大学と共用	対面式の机を配置 本学各実習の事前事後学習等で使用
	既設	305	約 285 m ² 200 名収容	短期大学と共用 本学 4 年生使用	
	既設	401	約 141 m ² 120 名収容	短期大学と共用	
	既設	402	約 141 m ² 120 名収容	短期大学と共用	
	既設	205	約 93 m ²	短期大学と共用	「情報リテラシー」「情報科学」で使用
	既設	演習室	-	本学専用	「教養ゼミナール」「連携ゼミナールⅠ・Ⅱ」等で使用
実習室	既設	A	約 266 m ²	令和 4 年度まで 短期大学看護学科と共用 令和 5 年度以降 本学専用	実習室 A 主に「成人看護学領域」「老年看護学領域」で使用、洗濯室を整備 実習室 B 主に「母性看護学領域」「小児看護学領域」で使用
	既設	B	約 237 m ²	令和 4 年度まで 短期大学看護学科と共用 令和 5 年度以降 本学専用	実習室 A と実習室 B は可動式の間仕切りで仕切るため、「救急看護学科目」や「災害看護学科目」などの演習で広くスペースを使用したい場合、使用目的に応じてスペースを活用することができる。
	既設	C	約 92 m ²	令和 4 年度まで 短期大学看護学科と共用	主に「在宅看護学領域」「公衆衛生看護学領域」で使

				令和5年度以降 本学専用	用 ADL スペースを設置していることから、在宅看護学実習や公衆衛生看護学実習におけるシミュレーションにも活用することができる。
	新設	D	約 355 m ²	本学専用	主に「基礎看護学領域」で使用、洗濯室を整備ベッドを 24 床配置することで、70 名で使用した場合、1 ベッド 3 名で使用する事が可能。
研究室	既設	-	23 室	短期大学から転用	教員研究室
	新設	-	8 室	本学専用	教員研究室
運動施設	既設	体育館	約 941 m ²	短期大学と共用	本学「体育実技」で使用
	既設	グラウンド	約 2,745 m ²	短期大学と共用	本学「体育実技」で使用
図書館	既設	図書館	約 521 m ²	短期大学と共用	検索コーナー、メディアコーナー、閲覧席、コピーサービス等
学習スペース	新設	学習スペース	約 121 m ²	本学専用	学生の自己学習、グループワーク学習等に使用
事務室	既設	事務室	学生部他	短期大学と共用	
	新設	事務室	教務部他	本学専用	

学長室、保健室、学生控室等を整備する。

2) 施設の使用計画

本学の施設の使用計画としては、上述の通り、令和4年度まで（予定）は松本短期大学看護学科と並立する移行期間となり、講義室や実習室を共用することとなるが、新設する本学専用校舎に講義室1室、実習室1室（名称「実習室D」、主に基礎看護学分野で使用）を配置するため、令和3年度に使用講義室や使用実習室が重なることなく、カリキュラムを実施することができる。令和4年度には、既存の短期大学には3年次の学生が在籍することとなるが、松本短期大学看護学科におけるカリキュラムでは、病棟での各論実習が大半となり、本学の2年次の学生が実習室や講義室を使用することに問題はない。（資料38：時間割）また、松本短期大学看護学科3年次の学生が講義室を使用する場合を想定し、常時、講義室を1室準備している。

また、松本短期大学と共用する予定である205教室（マルチメディア教室）は、月曜日と金曜日に本学の授業を行い、火曜日・水曜日・木曜日に松本短期大学の授業を行うため、共用とすることが可能である。また、グラウンドや体育館の使用計画として、本学では木曜日に授業において使用することとなるが、松本短期大学においては、月曜日、水曜日、金曜日に授業が行われるため、こちらも使用計画に問題は生じない。

本学と既設の松本短期大学看護学科の授業を実施する教員が、令和3年度及び令和4年度（予定）は在籍することとなるが、学生に十分な学修成果を獲得してもらうための教員配置をし、教員の移動計画（短期大学から本学）を実施していくことで、本学の学生及び松本

短期大学の学生に不利益が生じることはない。下記の【表 2 教員の既存短期大学から本学への異動計画】（資料 38：時間割）

【表 2 教員の既存短期大学から本学への異動計画（看護学分野 教員数）】

	令和 2 年度 (開設前年度)		令和 3 年度 (開設年度)		令和 4 年度		令和 5 年度 (松本短期大学 看護学科廃止予定)	
	大学	短期 大学	大学	短期 大学	大学	短期 大学	大学	
基礎看護学領域		3	3	3	4	2	4	
成人看護学領域		4	3	3	3	3	5	
老年看護学領域		2	1	2	1	2	2	
在宅看護学領域		3	1	3	2	3	3	
公衆衛生看護学領域			2		2		3	
精神看護学領域		1	2	1	2	1	3	
母性看護学領域		2	2	1	2	1	3	
小児看護学領域		1	0	1	1	1	2	
令和 3 年 4 月 短期大学から大学への異動 3 名 令和 4 年 4 月 短期大学から大学への異動 1 名 令和 5 年 4 月 短期大学から大学への異動 6 名、助手 3 名 令和 5 年 4 月の松本短期大学看護学科廃止まで、短期大学においても各領域に専任教員を配置する								

3. 図書館及び図書等の資料の整備計画

本学の図書館は、松本短期大学と共用とし、面積が約 521 ㎡（司書室除く）を有し、収納可能冊数は約 60,000 冊であり、開館時間は平日 8 時 30 分から 20 時までとしている。検索コーナー（パソコン 3 台、プリンター 1 台）、メディアコーナー（DVD、ビデオ視聴スペース 4 席）、レファレンスカウンター、コピーサービス、閲覧室、ブラウジングコーナー、個別学習スペースを設けている。閲覧席数は、合わせて 110 席を確保する計画となっている。図書館の管理運営システムは、株式会社ブレインテック社による「情報館」を引き続き使用する。また、図書館では、長野県内の高等教育機関が共同で運営する「信州共同リポジトリ」に参画し、教育・研究・地域貢献活動の成果物を電子的な手段により蓄積・公開し、学術の情報発信力の向上に努め、県内の大学・短期大学・高等専門学校の図書館のコミュニティ確立を目指していく。この信州共同リポジトリにより、他大学等図書館との文献複写や相互貸借等のサービスも行うことを計画している。

図書等の資料の整備計画は、松本短期大学看護学科の専門図書の蔵書数 6,171 冊を転用し、松本短期大学との共用図書 3,125 冊の合計 9,296 冊に加え、新たに設置する看護学部の

図書として 5,717 冊（うち外国書 300 冊）を購入し整備する。また、学術雑誌 15 種（うち外国誌 5 誌）、視聴覚資料 168 点を開設前年度に整備する。新たに購入し整備する看護学部の図書 5,717 冊は、4 年制大学になる上で教育研究に支障が無いよう、選択分野として新たに配置する救急・災害看護学分野、公衆衛生看護学分野、在宅看護学分野及び各領域における看護の知識と看護実践力の向上、また、地域社会の多様な健康課題の把握につながる図書など、看護学分野の専門図書を 3,804 冊（うち外国書 300 冊）を購入し整備する。これにより松本短期大学看護学科から転用する専門図書 6,171 冊と合わせ、合計 9,975 冊の専門図書を蔵書とすることとなる。また、新たに配置する教養科目に関連する図書を中心とした教養関連図書 1,913 冊を新たに購入する。これにより、松本看護大学看護学部の教養関連図書の蔵書数は、松本短期大学との共用図書を含め、5,038 冊となる。（表 1 松本看護大学看護学部における図書等の整備計画）。学術雑誌は、日本地域看護学会誌（ワールドプランニング）、家族看護学研究（日本家族看護学会）、ふれあいケア（全国社会福祉協議会出版部）など、地域社会のニーズにも対応できるものも整備する予定である（表 2 学術雑誌一覧）。また、データベースは、医中誌 web と最新看護索引、メディカルオンライン、J DreamIII、医書.jp オールアクセス、CINAHL の 6 種を整備する計画としている。整備する 6 種のデータベースのうち、J DreamIII、CINAHL は外国語文献検索に対応しており、J DreamIII は日本語翻訳された抄録が付与されているため学生にも利用しやすく、また、特に教員の研究に活用が見込まれる CINAHL は、米国看護連盟および米国看護協会が発行するすべての看護雑誌と出版物が収録されているため、外国語文献検索にも対応できるデータベースの整備計画となっている。

【表 1 松本看護大学看護学部における図書等の整備計画】

松本看護大学看護学部図書蔵書数（外国書含む）	15,013 冊
〔内訳〕	
〔専門図書（看護学）〕	[9,975 冊]
（看護学部 新規整備図書）	(3,804 冊)
（松本短期大学からの転用図書）	(6,171 冊)
〔一般教養図書〕	[5,038 冊]
（看護学部 新規整備図書）	(1,913 冊)
（松本短期大学からの転用図書）	(3,125 冊)
学術雑誌 内国誌	10 種
学術雑誌 外国誌	5 種
データベース	6 種
視聴覚教材	168 点

【表 2 学術雑誌一覧】

1	看護実践の科学（含臨時増刊）	看護の科学社
2	看護学生（含増刊）	メジカルフレンド社
3	家族看護学研究	日本家族看護学会
4	日本地域看護学会誌	ワールドプランニング
5	ナーシング キャンパス	学研メディカル秀潤社
6	BRAIN NURSING（含増刊）	メディカ出版
7	透析ケア（含増刊）	メディカ出版
8	日本精神保健看護学会誌	日本精神保健看護学会
9	ふれあいケア	全国社会福祉協議会出版部
10	CLINICAL STUDY（含増刊）	メジカルフレンド社
11	Geriatric Nursing	冊子/隔月刊
12	International Journal of Nursing Studies	冊子/月刊
13	Journal of Midwifery and Women's Health	冊子/隔月刊
14	Nursing Outlook	冊子/隔月刊
15	Public Health Nursing	冊子/隔月刊

Ⅷ. 入学者選抜の概要

看護学部における入学者選抜の基本方針は、入学志願者の大学教育を受けるに相応しい能力や適性等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施するとともに、学部の目的、教育内容等に応じた入学者受入方針を明確にするとともに、これに基づき、入学後の教育との関連を十分に踏まえたうえで、文部科学省による高大接続改革を勘案し、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努めることとする。

看護学部では、教育目的である「看護学部は、豊かな人間性を備え、生命の尊厳と人権の尊重を基礎とした看護実践能力を有した人材を育成し、地域社会における保健医療福祉の向上及び看護の発展に貢献できる看護職者を養成することを目的とする」こと及び養成する人材像である「生命の尊厳に基づく倫理観と幅広く深い教養を有し、生涯を通して知識・技術を学び続け、地域の保健医療福祉に対する理解と看護に必要なかつ十分な知識と素養を有し、多職種と連携・協働し、地域の保健医療福祉の向上に貢献できる看護実践能力をもった看護職者」及び、地域社会のニーズに基づき学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定した。

また、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）達成のために、カリキュラム・ポリシーを策定した。この方針を踏まえ、学生受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は以下の通りとする。

1. アドミッション・ポリシー

- ①入学後の大学教育に必要な基礎学力を有している人（知識・技能）
 - ・高等学校で履修する国語、英語及び数学または理科について、内容を理解し、高等学校卒業相当の知識を有している。
 - ・基本的な英語力及び日本語運用力と表現力を身につけている。具体的には、(財)日本英語検定協会による実用英語技能検定準2級程度に相当する英語運用能力を入学までに身につけている。
 - ・日本語は、文章読解力、課題に応じた内容をまとめる力などの表現力を身につけている。
- ②看護・保健・医療・福祉分野に広く関心のある人（関心・意欲）
- ③人間の生命を大切に思い、誠実な態度で他者と関わることができる人（多様性・協働性）
- ④看護学を主体的・創造的に学ぶ意欲を有している人（主体性・関心・意欲）
- ⑤人々と良い関係を持ち、自分の考えを的確に表現する力が備わっている人（多様性・協働性・思考力・判断力・表現力）
- ⑥主体的に考え行動できる人（主体性）
- ⑦大学で学んだ看護学を地域社会の為に生かそうという志のある人（意欲）

前述の学生受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、入学志願者の大学教育を受けるに相応しい学力の3要素（「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性（主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）」）と、看護職者として地域で活躍し、地域に貢献することに対する「関心・意欲」の両面を多面的・総合的に審査する。多様な資質の入学者を選抜する観点から一般選抜、特別選抜、社会人選抜の3種類の選抜方法を設ける。

2. 入学選抜方法

1) 一般選抜

一般選抜の対象者は、高等学校で修得すべき基礎学力を十分に持っていて、看護職者として地域で活躍し地域に貢献したいと考える人とする。選抜方法は、一期、二期に加えて、大学教育を受けるために必要な「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を的確に評価するため大学入学共通テストによる選抜を令和4(2022)年度より実施する。

2021年度入試の一般選抜は、一期、二期のみを実施する。調査書および志願者本人が記載する資料、並びに「知識・技能」を測定する学力検査として国語、英語を必修科目とし、数学又は理科（生物または化学）から1科目を選択する方式を実施する。尚、学部において求める学生像と入学志願者に求める能力や適性等を評価することを目的に、個別による口頭試問を実施し適切に判断することとしている。2021年度入試では2月に第一期一般選抜、3月に第二期一般選抜を実施し、計35人の入学者を選抜する。

2022年度入試以降の一般選抜は、一期、二期に加えて、大学入学共通テストによる選抜を実施する。大学入学共通テスト選抜の出願に当たっては、大学入学共通テスト実施方針を踏まえ、必須科目として国語および外国語の英語、選択科目として、数学、理科から得点の高い科目1科目を選択とする。加えて、個別による口頭試問を課す。2月に第一期一般選抜、3月に第二期一般選抜を実施し計28名、2月に大学入学共通テスト選抜を実施し7人の入学者を選抜する。

2) 特別選抜

特別選抜入試として、学校推薦型選抜、総合型選抜の2種類を設ける。

学校推薦型選抜は**指定校推薦型選抜と公募推薦型選抜を実施する。**

（1）学校推薦型選抜

①**指定校推薦型選抜**は、本学が指定した高校を対象に、高等学校での学習および課外活動において高等学校長からの推薦がある人を対象とする。出身高等学校長の推薦に基づき、調査書、推薦書に加えて、学部において求める学生像と入学志願者に求める能力や適性を評価す

ることを目的に、個別口頭試問並びに小論文を課すことにより適切に判断することとする。また、本学を第一志望とし、合格した場合必ず入学する者を対象とする。

指定校推薦型選抜試験は11月頃に実施し、約20人の入学者を選抜する。

②公募推薦型選抜は、高等学校を指定せず、高等学校において、人物、学業ともに優れ、看護職に対して深い関心を持ち、出身高等学校長が責任をもって推薦できる者を対象とする。出身高等学校長の推薦に基づき、調査書、推薦書に加えて、学部において求める学生像と入学志願者に求める能力や適性等を評価することを目的に、個別口頭試問並びに小論文を課すことにより適切に判断することとする。

なお、本学を第一志望とし、合格した場合必ず入学する者を対象とする。公募推薦型選抜試験は12月頃に実施し、約10人の入学者を選抜する。

(2) 総合型選抜

総合型選抜は、アドミッション・ポリシーを重視し、出願者が大学側の求める人物像に近いかどうかで合否を決める選抜方法である。総合型選抜は、調査書、志願者本人が記載する資料に加えて、学部において求める学生像と入学志願者に求める能力や適性等を評価することを目的に、複数回実施する個別口頭試問並びに小論文を課すことにより適切に判断することとしている。11月に総合型選抜を実施し計5人の入学者を選抜する。

3) 社会人選抜

社会人選抜は、高校卒業後、社会人として4年以上の職歴を有するか、短期大学・2年制以上の専門学校を卒業し、社会人として2年以上の職歴を有する方、及び大学卒業者を対象として、小論文、個別口頭試問及び出願書類により、社会経験に基づいた看護職に就く明確な意思、学習意欲、適性等を総合的に判断することとしている。11月に社会人選抜を実施し若干名の入学者を選抜する。

尚、特別選抜にて、12月以前に入学手続きを実施した学生に対しては、リメディアル・センター主導で入学前教育を実施する。

入学者選抜の実施体制は、中立・公正に実施することを旨とし、入試問題の漏洩など入学者選抜の信頼性を損なう事態が生じることのないように、学長を中心とする責任体制の明確化、入試担当教職員の選任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実を図るとともに、教員や職員等の関係者が一体となり、全学的な連携体制の確立に努める。

試験問題の作成においては、チェック体制を不断に点検するとともに、作題者以外の者を含めた重層な点検を行うことにより、ミスの防止と早期発見に努めることとする。合格者の決定業務においては、電算処理や解答のチェック体制を確立し、点検・確認する。追加合格の決定業務についても、マニュアルを作成するなど、実施体制及び決定手続きを明確にする。

また、入学志願者の氏名及び住所等の選抜を通じて取得した個人情報については、漏洩や選抜以外の目的での利用がないよう、その保護・管理に十分留意しつつ、適切な取り扱いに努める。併せて入学者選抜の実施に係るミスの防止のため、入学者選抜業務のプロセス全体を把握したうえで、ガイドラインの作成により、業務全体のチェック体制を学内で確立する。

Ⅸ. 取得可能な資格

1. 取得可能な資格

松本看護大学では、所定の授業科目の単位を取得することにより、次の資格を取得することができる。資格取得のために必要となる単位取得等については、入学時のオリエンテーション等により学生に詳細に説明する。（資料 2 5：教育課程と指定規則との対比表（看護課程））（資料 2 6：教育課程と指定規則との対比表（保健師課程））

1）看護師国家資格受験資格

松本看護大学看護学部看護学科において卒業に必要な単位を修得することにより、看護師の国家試験受験資格が得られる。

2）保健師国家資格受験資格

保健師課程は選択制とし、定員は 20 名とする。希望者が定員以上に達した場合は選抜を行う。選抜方法は履修した科目の成績評価、単位取得状況、面接等で判断するが、状況に応じて学力試験を課すことも検討する。

3）養護教諭 2 種

保健師国家試験に合格して保健師免許を取得し、それに加え教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定められた科目を取得している学生は、都道府県教育委員会への申請により養護教諭 2 種の資格を取得することができる。

X. 実習の具体的計画

1. 実習計画の方針・目的・達成目標

1) 実習の目的

臨床の場で様々な発達段階・健康段階にある人々への看護ケアを通じて、看護の理論と実践の統合を図り、科学的根拠に基づき良質で安全な看護を実践できる能力を養う。また、自己の人間的成長と看護職者としての倫理観や責任感を身につけ、現場で求められる判断力・主体性・協調性・人間性を涵養し、これまで及びこれからの地域医療の課題に目を向け、地域保健医療の充実と発展のために主体的に取り組むことができる能力を養成することを目的とする。

2) 実習の目標

- (1) 発達段階・健康段階に応じた看護を通して、対象者の健康問題・健康課題を明確にし、科学的根拠をもって個別性のある看護が実践できる力を修得する。
- (2) 地域の特性や対象となる人々の生活の実際を理解し、対象者の全人的理解ができる力を修得する。
- (3) 公衆衛生看護学分野、在宅看護学分野、救急・災害看護学分野から興味関心に合わせた科目を履修し、自らの専門性を高め、将来地域医療に貢献するための素地を養う。
- (4) 看護師として求められる幅広い知識と教養、高い倫理観をもって対象者の生き方を尊重し、誠意と思いやりをもって援助関係を形成する能力を修得する。
- (5) 多様な社会資源、サービス、制度の実際を見ることで看護の受け手の生活に関わる社会資源の意義を理解できる。
- (6) 保健医療福祉チームの一員として看護職の役割と責任・義務を認識し、多職種と協働・連携して問題解決できる能力を修得する。
- (7) 主体的・継続的に学ぶ姿勢を身につけ、看護をより専門的・具体的に探求し、地域保健医療の充実と発展に寄与できる能力を修得する。

3) 実習の構成と配当年次

実習における単位は45時間で1単位とする。実習の目標の達成に向けて、看護師の実習は計11科目23単位を必修とした。実習科目の構成は「基礎看護学実習」「領域別看護学実習」「看護の応用分野の実習」「統合実習」の4つに分類し、実習の目標の達成に向けて体系的に学修できる構成とした。4つの分類のうち「看護の応用分野の実習」では選択分野として「救急・災害看護学分野」「在宅看護学分野」「公衆衛生看護学分野」の3つの分野を用意し、学生の興味関心に合わせて履修できることとした。また、保健師課程選択者は、3つの看護の応用分野のうち「公衆衛生看護学分野」を必修とし、3科目5単位を履修する必要がある。

以上の実習を、1年次前期から4年次前期にかけて配置し、幅広い看護学領域で求められる

る質の高い看護実践能力の修得を実現する。また、各実習の主な内容は次のとおり配当年次別に説明する。また、各実習の詳細を記載した要項を添付する。(資料 27:科目別実習要項)

(1) 1 年次

医療施設における患者の療養状況及び看護の実際を見学し、看護の役割や機能の多様性を知るとともに、看護師が看護を必要とする人々に対して実際にどのようなかわりをしているのか見学を通して学ぶ。看護を学ぶことの意義を自ら認識し、学修の動機づけを高めるとともに人間性を育み、看護職者としての自覚を培う。

①基礎看護学実習Ⅰ

看護の対象となる様々な健康レベルの人々が、療養もしくは生活する場としての病院等を知り、看護の役割を体験的に学ぶとともに、今後の学修に対する動機づけを図る。また、基礎看護実習Ⅰに関しては全ての領域別実習の基礎を学ぶこと、教員が初年次から一貫して実習に関わることで学生の成長過程に関わり、高い教育効果が期待できる点から他の領域の准教授、講師、助教授も実習に参加し全領域合同で実施をする。

(2) 2 年次

これまでに学んだ基礎看護学科目や看護実践の基礎となる形態機能学、病態治療学等の知識を踏まえ、2 年次前期に「基礎看護学実習Ⅱ」を配置する。看護ケア提供の現場における看護師の役割と機能および、看護過程の展開技術を活用し、対象のニーズに対応した日常生活を支援する方法を理解させ、各看護学領域の実習へと繋げる。

①基礎看護学実習Ⅱ

基礎看護実習Ⅰの学修を踏まえ、健康上の問題のために生活の日常性が損なわれている患者と援助的関係を築きながら、日常生活援助を中心に、対象の安全性・安楽性・個別性、自立性を考慮した看護を計画し実践する能力を育む。1 名の患者を受け持ち、科学的根拠と看護理論を活用した看護過程の展開の実際を学ぶ。また、看護実習の体験から、患者と看護師関係のあり方、看護倫理について考察する。実習中のカンファレンスやレポート作成などを通して実施した看護を振り返り、自己の学びや今後の課題を明確にする。また、基礎看護学実習Ⅱについても基礎看護実習Ⅰと同様に領域の准教授、講師、助教授も実習に参加し全領域合同で実施する。

(3) 3 年次

1 年次、2 年次で学んだ基礎看護学の知識と技術を踏まえ、各看護学領域の講義、演習で修得した知識と技術を定着させ、理論と実践の統合を図る。実習科目は領域別に「成人急性期看護学実習」「成人慢性期看護学実習」「老年看護学実習Ⅰ」「老年看護学実習Ⅱ」

「小児看護学実習」「母性看護学実習」「精神看護学実習」「在宅看護学実習」の 8 科目を配置する。

①成人急性期看護学実習

成人急性期看護の看護過程の展開を中心に、看護師の役割、機能、チーム医療の展開を実践を通して学ぶ。

②成人慢性期看護学実習

慢性的な疾患をもちながら生活する患者の療養行動への援助を通して看護を考察する。慢性期にある対象者の特徴を理解し、患者の生活過程を整えながら社会生活を営み、セルフマネジメント能力を患者自身が身につけるための援助の在り方を学ぶ。成人期にあり、慢性的に健康障害を持ちながら暮らしている人もしくは終末期にある人とその家族の身体的、心理社会的影響を理解し、必要な援助を実践する能力を学修する。

③老年看護学実習Ⅰ

老年看護の多様な場での実践について理解し、健康高齢者の生活について理解する。多職種との連携や家族支援の実践について学ぶ。地域包括ケアシステムと介護保健施設の役割、地域の中の施設の役割と介護予防教室や認知症予防などの仲間との活動を通し、そこで求められる看護の役割を踏まえ実践し理解する。

④老年看護学実習Ⅱ

老年看護学の諸理論を踏まえ、高齢者や家族の生活及び健康と健康レベルや療養形態に応じた対象と、その家族に対する看護について理解し、老年看護の基本的知識と技術について実践を通じて習得する。老年期の疾病と健康回復、生活の再構築に向けた看護を高齢者の生理的变化に配慮して実践する。

⑤小児看護学実習

小児看護学概論、小児看護援助論Ⅰ・Ⅱで習得した知識、技術をふまえ、小児の各発達段階の特徴を理解し、健康的な子どもとその家族に応じた日常生活の援助方法を学ぶ。また、健康上に問題がある子どもとその家族に及ぼす影響を理解し、子どもと家族の個性に応じた看護実践について学ぶ。

⑥母性看護学実習

周産期（妊娠期・分娩期・産褥期・新生児期）にある対象者とその家族に対する適切な援助ができるための基礎的な看護実践能力を修得することを目的とする。周産期にある対象者の特徴を把握するとともに、母子を受けもち、看護計画立案、実践、評価する基礎

的能力を身につける。受け持ち事例を通して、母子とその家族のウェルネスに向けた支援を行うために必要な援助技術や健全な母子関係を成立させるために必要な指導技術について実践を通して修得する。

⑦精神看護学実習

精神保健上の問題により、日常生活や対人関係に困難を有している人々に関わり、これまでに学んだ知識・技術および態度の統合を図り、精神看護の実践能力を養う。受け持ち患者との関わりを通して、精神障害者の理解、病態や治療、精神看護の具体的な方法を学ぶ。

⑧在宅看護学実習

訪問看護ステーションの実習を通して、地域で療養する人々と家族への継続的・予防的な看護活動の実践を体験する。同時に療養者や家族のニーズに沿った援助や価値観や、ライフサイクルに沿った援助の工夫を学ぶ。更に、看護が提供される仕組みや生活を支える社会資源・多職種との連携や協働について訪問事例を通して体験する。

(4) 4年次

4年次では、各看護学領域の実習での学修を統合する「統合実習」を配置する。また、地域の課題から3つの看護の応用分野を用意し、学生の興味関心に合わせて履修できるものとした。選択できる看護の応用分野としては救急・災害看護学分野として「救急看護学実習」「災害看護学実習」、在宅看護学分野として「多職種連携実習」、公衆衛生看護学分野として「公衆衛生看護学実習Ⅰ」「公衆衛生看護学実習Ⅱ」「公衆衛生看護管理実習」の3つの看護の応用分野の実習を配置した。なお、保健師選択者は公衆衛生看護学領域の選択を必須とし、地域の保健福祉センター、産業、学校、地方自治体での実習を通じて、地域における保健指導、健康課題への対応や予防など、地域の健康維持・増進に貢献できる保健師に必要となる知識、技術、姿勢を定着させる。

①統合実習

4年間の学習を統合し、療養生活を送る人々の多様なニーズに対し、安全で効率的な看護を提供するために必要な看護サービスマネジメントの実践を学ぶ。また、医療施設において複数の患者を受け持ち、限定された期間の中で多重課題に対応し、看護を実践する方法を修得する。

②救急看護学実習

救急看護学を修得した者が実践の場で救急看護の実践について、実習を通して学ぶ。様々な場面の救急体制において、救急看護の患者対応・家族対応や救急チーム医療の一員

として看護技術をケアにどのように活用していくかを学ぶ。特に救急外来での実習を通して観察・アセスメントを救急での看護過程にどう生かしていくかなどを学ぶ。対人関係・クリティカルシンキング・危機理論を使った看護過程など今まで学習してきた知識、能動的行動すべてをフル活動して実習で学ぶ。

③災害看護学実習

災害発生時の看護活動における基礎的能力を養うとともに病院における災害時の看護の役割と機能の実際を学ぶ。市町村や病院などが主催する自然災害を想定した防災訓練に積極的に参加し、災害時に対する活動の体験を通して、災害時の看護の役割と機能の実際を学ぶ。

④多職種連携実習

地域包括支援センターが関係機関等への連絡・訪問を通して、施設や機関の地域に果たしている役割、及び社会システムの中で、関係機関の各施設の特徴を理解する。また、保健・医療・福祉施設の機能と役割について学び、地域包括支援センターでは対象者が生活する場で生活が維持できるための具体的な援助方法としての連携・協働の在り方について考えることができる。

⑤公衆衛生看護学実習Ⅰ

地域で生活する個人・家族・集団の健康を守る社会資源を理解し、地域で生活する人々の健康支援における看護職の役割を思考する。社会資源とは、条例規則・市町村憲章、施設・設備、地域ケアシステムやネットワーク、人材、財政などを指す。

⑥公衆衛生看護学実習Ⅱ

公衆衛生の拠点である保健所の機能と役割について理解する。保健所の専門的・広域的な機能と役割を理解する。保健所と市町村の連携を学ぶ

⑦公衆衛生看護管理実習

公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱを基盤にして、住民の健康ニーズに沿った地区活動について、体験を通して学習する。他職種や住民と協力して地域の健康の向上を目指した健康課題の方策を作成することの重要性を理解し、住民が主体的に健康課題に取り組むことができるように、住民のパートナーとして活動していくことの重要性を理解する。また、保健師活動がPDCAサイクルに基づいて行われていることや、今後の公衆衛生看護活動に求められる保健師の役割を考える能力を学修する。

2. 実習先確保の状況

本学は、長野県の看護に従事できる看護職の養成を目指している。長野県は、北信地域・中信地域・東信地域・南信地域に分けられ、本学は長野県中信地域の中心である松本市に位置している。実習先は学生の通学しやすさ、実習環境が整っていることを考慮し、中南信地域を中心に確保した。(資料 28：実習先一覧)

3. 実習先への通学手段

1) 学生

本学は、長野県中信地域の中央にある。通学は、原則として、公共交通機関の利用とする。学生の居住地によっては自家用車での通学も可とする。この場合、自動車保険の確認や駐車場確保については実習先と協議を行い確保できるように配慮する。

2) 教員

実習先から、授業や会議のために大学に戻ることも考慮し、公共交通機関や自家用車を利用する。駐車場については、実習先で確保できるよう事前に調整を行う。

4. 実習水準確保の方針

1) 実習委員会の設置

効果的な臨地実習の実現と実習指導教員の実習指導力の向上を目的として、「実習指導委員会（仮称）」を設置する。委員は各領域別に教授、准教授等の代表者を選定し、本学科における各実習の計画、運営、実習指導体制、指導方法など、実習指導全般に関わる項目や実習施設との連携に関する項目や実習要項の作成及び改善等を広く検討することで、実習水準の維持・向上に努める。なお、本委員会は月 1 回以上の開催とし、必要に応じて委員長が招集する。また、本委員会は教授会の下部組織とする。

2) 少人数グループ制の採用

実習水準の確保のため、1つの実習グループあたり学生は5名を基本とし、1つのグループにつき必ず専任教員1名と実習指導者1名の配置を病棟側にお願ひし、必要に応じて補助指導員として助手または非常勤実習助手を配置する。この指導体制はグループの学生全員に教員の目が行き届くため、実習指導において各学生の得意、不得意な内容を容易に把握することが可能となり、ポイントをついた指導による看護ケア能力の確実な修得が可能となる。

3) 各段階における学生へのフィードバック、アドバイスの方法

各実習の終了後は、学生への実習評価と個別面談を行う。個別面談では学生の自己評価と教員からの評価を照らし合わせ、レポート等の提出物等も総合して評価を行う。個別面談の際に学生の学習内容と目標の達成度、課題を明らかにし、学生が課題の解決に主体的

に取り組んでいくよう支援し、次の実習に役立てる。また、本内容は年度末の実習調整会議に報告し、翌年度以降の実習水準向上のために役立てる。

4) 実習開始前のオリエンテーション

実習に先立ち、学生に対してオリエンテーションを行う。オリエンテーションは当該学生全員に行うものと、科目別の実習グループを対象としたものを実施し、実習に対する動機付けと心の準備、事前の心構えについて指導する。科目別の実習グループ対象のオリエンテーションは、実習科目の固有の内容となるため、1週間前を目安に行う。全体オリエンテーションでは、実習の目的・目標、実習科目と実習計画・単位数、実習方法、提出物、単位認定に関わる事項及び注意事項について、実習要綱・実習要項をもとに説明を行う。(資料 29：実習上の留意点・安全対策)

5. 実習の指導体制と方法

実習指導体制は、本学からは領域別の責任者（教授・准教授）、実習先からは実習指導者及び施設責任者が全体の監督を行い、その責任をとることを基本とする。実習内容の改善については年度末の実習調整会議を中心に進めていく。実習調整会議では全実習結果の振り返りを踏まえて、翌年度に向けた実習水準向上のために実習施設関係者も含めた実習関係者全員で協議を行う。実習調整会議終了後は各領域の責任者が決定事項の実行と調整を行い、実習現場に反映させていく。

本学の実習指導教員は教授、准教授、講師、助教を**実習指導教員**とし、**実習指導の補助を行う助手及び非常勤実習助手**を含めた、**実習指導体制**で実施する計画である。

教授、准教授は領域の責任者であり、授業や委員会のリーダーとして実習指導に専念することは難しいため、主としては、講師、助教が実習の単位認定者として実習指導にあたる。教授、准教授は、実習を全体的に俯瞰するとともに監督し、また日々の報告・相談を受け、必要に応じて指導を行うなど領域の実習に対する全体責任を持つ体制とする。実習施設の都合や実習ローテーション上の都合により、教授、准教授が実習指導にあたらない場合は、実習指導に当たることを原則とするが、助手または実習助手の補助を付け、教授、准教授は補助者と密に日々連携を取りながら指導にあたることとし、最終評価認定は補助者の助手等の意見や病棟指導者等の評価を踏まえ教授、准教授が判定する。**教授、准教授が高齢に偏向しているため、実習指導や巡回指導については、**

- ①**助手の補助を付ける。**
- ②**大学に近い実習施設の指導や巡回を担当する。**
- ③**体調等にも配慮することとし、無理な場合は代替案も検討する。**

1 施設に 2 病棟を実習病棟とし、講師または助教が授業等と重なる場合は 2 病棟に助手または実習助手を配置し、講師または助教は 2 病棟両方を管轄し評価する任務は受け持つこととする。授業等ない場合は助手と 1 病棟ずつ担当し、助手の指導と評価の任務を受け持つ。

助手や実習助手の採用基準は以下の通り明確にする。

- ①看護師資格があること、但し母性病棟指導の場合は助産師の資格を有すること。
- ②配置する領域の実務経験が3年以上あること。
- ③看護学生の教育に意欲や関心があること。

また教育・指導のレベルを担保し実習指導の質の向上を図るために、学内の演習やオリエンテーションに参加し学生を理解するとともに、FD研修会への参加や各領域別の教育を定期的に行い、また研究にも共同研究者として参加を促す等々、学ぶ機会や人間関係作りなどに配慮し学生指導を通じて指導者としての成長とキャリアアップを視野に入れ、教育する仲間としてともに研鑽するよう配慮する。この役割は領域責任者の教授、准教授が主となって担うこととし、教員組織の若返りに寄与することも視野に入れ、実習指導体制が充実していくよう取り組んでいくこととする。

1) 実習指導者の役割

実習指導者は患者に提供するケアについての主たる責任を持ち、下記の役割を有する。**実習指導者**は実習指導者講習会修了者が参加することが望ましく、施設には修了者を優先的に選定するよう配慮いただく。

- (1) 実習にあたり、**実習指導教員**と会議を行って実習環境を整えるとともに、臨地の看護師長や主任、看護師が実習目的と方法を理解し、学生の実習が促進されるようにコーディネーターとして機能する。
- (2) 実習の開始にあたり、対象者を選定した後に対象者への説明を行い、同意を得る。実習中は対象者と学生が良好な関係を保てるように調整し、自ら良き役割モデルとなる。
- (3) 学生がスムーズに実習を開始できるように、施設のオリエンテーションを行う。
- (4) 学生が、対象者のニーズや個別性に応じて、必要な看護を実施できるように適切に助言し、毎日の実習計画や学習状況の確認を行う。同時に、対象者に不利益が生じることのないように、対象者の状態を常を確認し、必要に応じて自ら看護を実践する。
- (5) カンファレンスに出席して学生の学びを確認するとともに、学生の抱える問題に対して適切に助言する。また、自らの体験や看護観を語ることにより、学生の看護職者としての成長を促進する。
- (6) 実習中、学生が自ら健康管理を行い、安全に実習を行えるように指導する。
- (7) 個人情報保護法及び倫理綱領に則り、対象者及び学生の個人情報が適切に取り扱われ、確実に保護されていることを確認する。

2) **実習指導教員**の役割

実習指導教員は学生の体験の意味づけ、既習の諸理論の統合化への助言・指導の主たる責任を持ち、下記の役割を有する。

- (1) 実習施設及び関連機関と連絡を取り、関係者に実習の目的や方法を説明するとともに、実習の受け入れ体制や実習環境が整えられるように働きかける。
- (2) 実習前・実習中・実習後において、実習に直接関与する看護師長・主任・実習指導者と会議を行うことにより、実習指導者の役割や実習指導教員の役割について共通認識が得られるように努める。また、実習の進行状況について報告・相談するとともに、実習中に生じた問題などがあれば、協力して解決にあたる。
- (3) 学生がこれまで培った知識・技術や実習の体験を統合して良い看護ができるように、実習をサポートし、学習目標達成に向けて必要な指導を行う。
- (4) 学生と対象者との関係が良好に保たれるように配慮するとともに、グループメンバーとの協力関係が深まり、良好なグループダイナミクスが生まれるように働きかける。
- (5) 学生が、実習を通して体験したことや感じたことを尊重し、学生が自分の体験を振り返り、考えを深めていくプロセスを支援する。
- (6) 実習中、学生が自ら健康管理を行い、安全に実習を行えるように指導する。
- (7) 個人情報保護法及び倫理綱領に則り、対象者及び学生の個人情報が適切に取り扱われ、確実に保護されていることを確認する。

6. 実習先との連携体制

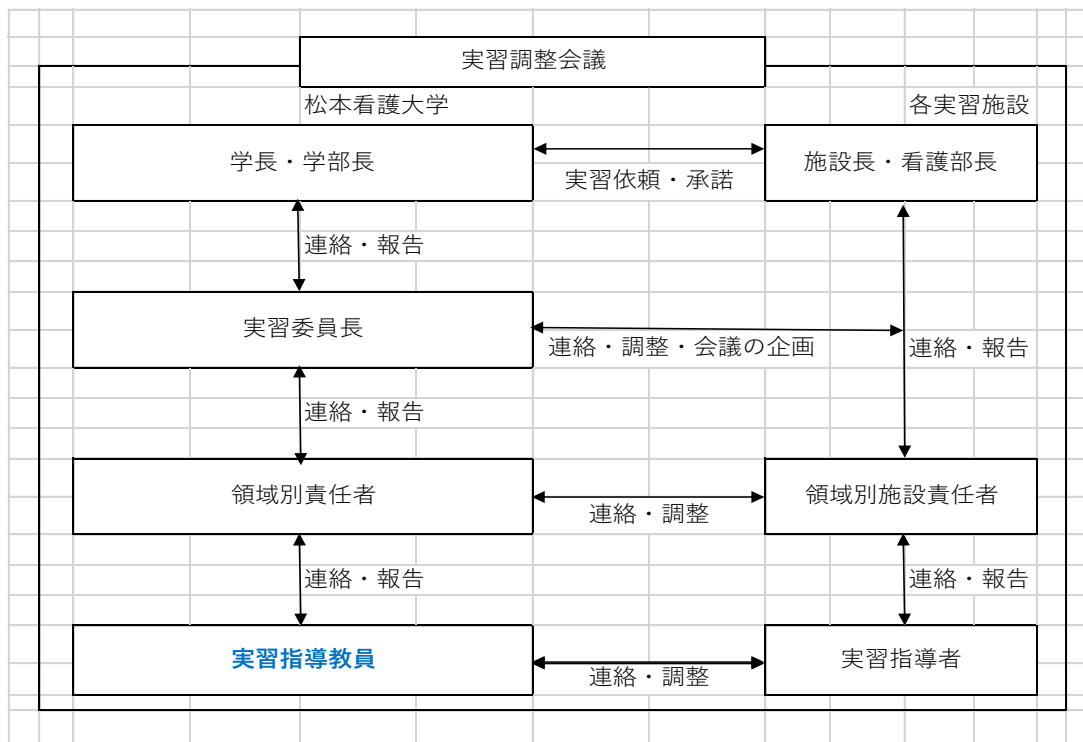
1) 実習前打ち合わせ

各年度の実習開始1～2か月前には、領域ごとに実習指導教員と実習指導者等で実習要綱・科目別実習要項をもとに事前打ち合わせを実施する。実習の目的・目標、実習方法、実習学生名、実習学生人数などの説明を行い、看護部長または病棟師長に学生へのオリエンテーションとして病院説明や病棟説明や対象者の推薦を依頼する。さらに、実習先の要望や注意点、必要物品の確認を行い、学生の実習環境の調整を行う。実習開始の前週金曜日までに実習指導者・師長から推薦された受け持ち患者について紹介を受け、実習学生の受け持ち対象者を決定し、実習学生の事前準備ができるよう整える。

学内の教員には、実習開始前に領域別責任者のもとの実習に関わる教員に向けた事前研修を実施し、教育方針の統一を図る。その際に施設ごとの特性を踏まえて実習指導教員に留意すべき点等を伝える。

実習施設との連携体制は下図に示した体制とする。大学から実習施設あてに実習依頼をし、承諾を受けた後、それぞれに連絡・調整を行う。

【図1：実習先との連携体制】



2) 実習中の連携

実習指導者は、**実習指導者の役割**を基に**実習指導教員**と連携しながら、主に実習学生に日々の援助の指導及び他スタッフとの調整を行う。**実習指導教員**は、学生の目的・目標が達成できるように助言指導を行い、学生の学びの状況について実習指導者と情報交換をして学生の学びを促進する。また、学生を受け入れる実習指導者及びスタッフとの緊密な連携を図るために、毎日のカンファレンスを活用し定期的な情報交換の機会を設け、学生の状況の共有および教育方針・実習目的の相互理解を深める場をつくる。これらの情報交換により、実習評価の資料とする。

緊急時の対応として、事故・感染症発生時においては、実習施設の規定及び大学の規定「実習中におけるインシデント・アクシデント発生時の対処」に従い、連携を取りながら速やかに対処する。

3) 実習後における実習評価及び連携

実習終了後は、**実習指導教員**は学生個々の評価とフィードバック面談を個別に行う。また、実習終了後には必要に応じて施設と調整・打ち合わせを行い、学生の学びの評価を報告し、実習の反省及び課題を話し合い、次年度の実習へ反映させる。

4) 実習先との年間通しての打ち合わせ

大学からは、学部長と該当実習施設で実習する領域の実習指導教員と実習施設からは看護部長含む実習指導者との定期的な会議を実習施設ごとに年3～4回実施する。1回目は

実習1か月前に実施し、各領域の実習目的などを説明し共通理解を得る。実習施設からは実習への要望、注意点などの情報交換を行う。2・3回目は実習開始後2か月後・4か月後に実施する。実習後には目標の到達度、運営上の問題などの情報交換を行う。学生を受け入れる実習指導者及びスタッフとの緊密な連携を図り、次からの実習学生の実習の質の向上につなげる。4回目は実習終了後の時期に実習の総括と次年度に向けた取り組みの打ち合わせを行う。

5) 実習調整会議

年度末には全教員及び施設関係者が出席する実習調整会議を開催し、各実習の結果をそれぞれ報告し、翌年度の実習水準向上にむけた対策について検討を行う。各領域の責任者は本会議にて決定した事項を踏まえて翌年度の実習計画を改善・検討し、実習の水準向上に役立てる。

7. 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

配置計画としては学生5人に対して、1人の実習指導教員と実習指導者、必要に応じて**助手または非常勤実習助手**を配置する。実習中は、領域別の責任者（教授或いは准教授）の責任の下、**実習指導教員、助手等、施設責任者、実習指導者**及び担当患者を受け持つ看護師と密な連携をとりつつ学生の実習指導にあたる。また、助手及び**非常勤実習助手**はなるべく領域をそろえた担当となるように配置する。助手及び**非常勤実習助手**は、適切に実習が実施されるよう実習指導教員と十分に連携し、学生の実習指導の補助を行う。このため、助手及び非常勤実習助手の採用基準は、看護師資格（母性看護学領域に配置を予定する場合は、看護師資格及び助産師資格）を有し、原則として①学士以上の学位を有している者。②実務経験（配置を予定する領域）が3年以上ある者。③看護師の養成に意欲と関心を持つ者、とする。採用後の教育方法としては、①学内演習や実習オリエンテーションに参加し、学生を理解する。②本学のFD研修会などにも参加を要請する。③各領域の専任教員より、領域別教育を定期的に実施する。④研究にも参加を促す。こととする。

臨地実習科目別の実習指導教員および助手、非常勤実習助手の配置計画は、下記の表1「専門領域、臨地実習科目別 実習指導教員、助手及び非常勤助手配置表」のとおりである。また、保健所、保健センター、訪問看護ステーションや地域包括支援センター、在宅看護学実習及び保育園等の実習では、各実習施設の実習指導者に実際の指導を依頼し、**実習指導教員**は、実習先と連携・調整をする。また、領域別の責任者は、実習の進捗状況を把握すると共に**実習指導教員**への指導にあたる。実習指導にあたる教員に関しては講義スケジュールとの調整をできる限り行い、スムーズに実習が運営できるよう配慮している。（資料30：1年次・2年次実習計画）（資料31：3年次 領域別 実習計画）（資料32：4年次 実習計画）（資料33：4年間の実習履修表）（資料34：**実習指導教員**別授業と実習計画①②③）

【表1 専門領域、臨地実習科目別 実習指導教員、助手及び非常勤助手配置表】

	基礎看護学 実習Ⅰ・Ⅱ	成人急性期 看護学実習	成人慢性期 看護学実習	老年看護学 実習Ⅰ	老年看護学 実習Ⅱ	小児看護学 実習	母性看護学 実習	精神看護学 実習
教授	小林たつ子 金子潔子 藤川君江	今井栄子	鮎川昌代	百瀬ちどり	百瀬ちどり		小林由美	藤川君江
准教授	各領域 4名全員					山下恵子		
講師	各領域 5名全員	近藤恵子	垣内いづみ	近藤恵子 垣内いづみ			塩澤綾乃 奥原香織	三沢緑
助教	各領域 7名全員	牛山陽介	牛山陽介	畔上一代 牛山陽介	畔上一代	清沢京子		
専任教員数	19	3	3	5	2	2	3	2
助手の配置人数	0	2 非常勤 O 非常勤 P 非常勤 Q	2 専任 A 専任 B	0	4 専任 C 専任 D 非常勤 E 非常勤 F	2 非常勤 G 非常勤 H	2 非常勤 I 非常勤 J	2 非常勤 K 非常勤 L

	在宅看護学 実習	統合実習	救急看護学 実習	災害看護学 実習	多職種連携 実習	公衆衛生 看護学実習 Ⅰ・Ⅱ	公衆衛生看 護管理実習
教授		全員 (学長除く)	今井栄子	今井栄子		原岡智子	原岡智子
准教授	関永信子	全員			関永信子	横山芳子	横山芳子
講師		全員	近藤恵子	近藤恵子			
助教	木村久枝 黒澤多美子	全員	牛山陽介	牛山陽介	木村久枝 黒澤多美子	五十嵐佳寿美	五十嵐佳寿美
専任教員数	3	24	3	3	3	3	3
助手の配置人数	2 非常勤 M 非常勤 N	4 専任 A 専任 B 専任 C 専任 D	0	0	0	3 非常勤 R 非常勤 S 非常勤 T	3 非常勤 R 非常勤 S 非常勤 T
実習定員			25名	25名	25名	20名	20名

8. 実習先との契約内容、個人情報保護の方針、緊急時の対応と連絡体制

1) 基本方針

実習中の受け持ち対象者、学生の個人情報保護、実習記録の取り扱い、インシデント・アクシデント、災害時の対応、感染予防に関する対策、保険加入等の安全確保、事故防止等については予め実習要綱に記載し、学生に周知を行う。また、病院側とも事前に同様の内容を連絡し、状況に応じて書面にて同意を得る。(資料 35：個人情報保護について)(資料 36：実習中におけるインシデント・アクシデント発生時の対処)

2) 学生の個人情報の保護

実習指導に必要な学生の情報は、必要に応じて紙面または口頭で実習施設に提供する場合がある。①学生氏名・学籍番号・性別・年齢、②社会経験、③学習状況等である。また、情報提供に用いた学生の資料の処分は、実習終了後、**実習指導教員**が責任をもって行う。実習施設は、学生の個人情報の保護を含む大学との取り決めによって、情報保護をする責任を持つ。

3) 受け持ち対象者の個人情報保護

実習中に得た個人情報や実習施設の特権情報の守秘義務の厳守については、①対象者についての個人・診療情報などすべての情報の守秘義務を厳守する(保健師助産師看護師法、個人情報保護法、看護者の倫理綱領で規定されている)。②実習施設における施設内のスタッフ・組織等の情報の守秘義務を厳守する。③実習施設への公共交通機関内や施設内の病棟以外において実習に関する情報交換を行わない。この3点を遵守するよう実習要項や事前ガイダンスを通じ学生に周知する。また、学生は毎年1回、個人情報保護に関する誓約書を提出する。提出先は大学あるいは実習施設とする。個人情報保護に関する誓約書の提出がなければ、実習への参加は認められない。また、詳細については実習要綱に記載し学生に周知する。(資料 37：個人情報保護に関する誓約書(案))

4) インシデント・アクシデント

看護学実習は、生命に直接かかわる看護ケアを学習する場所である。インシデント・アクシデントを起こさないように学生自身が十分注意することがまず必要である。万一、インシデント・アクシデントが発生した場合には、実習要綱に示す方法もしくはその施設で指定された方法(事故対処マニュアル等)により速やかに対処し、今後の発生防止に努める。その一連のプロセスを通して学習の機会とする。また、実習要綱にその詳細を記載し、学生に周知する。

5) 設備・備品等に関わる事故への対処

実習施設及び大学の医療器具・看護用具や患者の私物等を破損又は紛失した場合、直ちに実習指導者及び実習指導教員に報告し、指示を受ける。日本看護学校共済制度（Will）の適用を受けるために、インシデント・アクシデントレポートを記入し、実習指導教員に提出後、破損した物品をすべて回収し、まとめて学生部に提出する。

6) その他の場における事故（事件）等への対処

実習施設・大学への途上で交通事故、盗難及びその他の被害などが発生した場合は、直ちに実習指導教員（教員に連絡が取れない場合は学生部）に報告する。その他、何らかの事故に遭遇した場合は、直ちに実習指導者及び実習指導教員に報告する。

7) 連絡・報告に関して

事故（事件）に対して適切な対処を行うためには、速やかな連絡・報告が重要である。実習指導教員が当該施設に不在などで連絡がつかない場合には、臨地の実習指導者あるいは学生自身が、学生部に連絡し指示を受ける。

8) 災害時の対応について

実習にあたっては、実習要項に示されている内容に従い、実習施設の避難場所・避難経路について各自確認しておく。地震に関する情報（緊急地震速報・観測情報・注意情報・予知情報）等が発表された場合や災害発生時は、実習指導教員や実習施設、実習指導者の指示に従い、インシデント・アクシデント発生時の連絡方法と同様に連絡を行う。災害発生直後は連絡が取れない事態もあり得るが、その場合は連絡が取れるようになり次第、連絡を行う。また、詳細については実習要綱に記載し学生に周知する。

9) 実習までの抗体検査、予防接種等

下記の事項については、入学後すぐに確認しておく。実習開始前までに以下の内容の記録を持参して、実習指導教員と個別面接を行い、注意事項について説明を受ける。また、詳細については実習要綱に記載し学生に周知する。

①結核、ツベルクリン検査の結果、BCG を接種した最終年月日

②B型肝炎(HB)の既往の有無と抗体価

③小児感染症の既往と予防接種、抗体価（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、百日咳などの予防接種と既往）

10) 損害賠償責任保険、障害保険等の対策等

実習施設での事故や傷害への保障、第三者が所有する器物の破損等の損害賠償等に備えるため、損害賠償保険、傷害保険への加入を、実習前に説明し、学生、実習指導教員ともに加入するよう勧める。

9. 成績評価体制及び単位認定方法

各実習による成績評価は、学内授業と同様に、秀（100 点～90 点以上）、優（90 点未満～80 点以上）、良（80 点未満～70 点以上）、可（70 点未満～60 点以上）、不可（59 点以下）の 5 つの分類により行う。評価方法は、各実習目標への到達度、態度、提出されたレポート、実習指導教員及び実習指導者からの評価、実習記録の内容、などを総合的に判断し実施する。また、実習要項に評価の詳細を記載し、学生に周知する。

XI. 管理運営

1. 管理運営の方針

学長補佐機関として、大学の企画・審議・重要課題の対処等を行うことを目的として、大学に運営会議をおく。学校教育法第 93 条に則り、教授会規定に基づいた重要事項を審議する場として教授会を置く。本学の円滑な学校運営のために教授会のもとに各種委員会を置く。

2. 運営会議

本学は運営会議を置く。その運営は教授会規程に基づき、運営会議は学長、学部長、学生部長、図書館長および事務局長をもって構成する。本学に、副学長を置いた場合は、運営会議に副学長を構成員とする。また、必要に応じ臨時運営会議を招集することができる。その運営は運営会議規程により次に掲げる事項を審議する。

- 1) 教授会に提議される事項
- 2) 大学の管理・運営に関する重要事項

3. 教授会

本学は教授会を置く。その運営は教授会規程に基づき、学長、専任の教授をもって構成し、毎月 1 回定例で開催するほか、必要に応じて適宜臨時教授会を開催する。本学に、副学長を置いた場合は、教授会に副学長を構成員とする。教授会での審議事項は学則第 56 条に則り下記の通りとする。

- 1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- 2) 学位の授与
- 3) 第 2 項に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

なお、教授会は、前述した審議事項のほか、学長及び学部長その他の教授が置かれる組織の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4. 各種委員会の設置

本学は教授会の下に下記の委員会を設置する。運営は各委員会規程に基づき、それぞれ審

議・検討・提言をとりまとめ、必要に応じて教授会に取り上げ、審議を行う。

- 1) 教務委員会
- 2) 自己点検・評価委員会
- 3) 学生支援委員会
- 4) 広報企画推進委員会
- 5) FD 委員会
- 6) 入試委員会
- 7) 地域交流委員会
- 8) 研究倫理委員会
- 9) SD 委員会
- 10) 図書委員会
- 11) 実習委員会
- 12) 研究倫理委員会
- 13) 大学紀要委員会

Ⅻ. 自己点検・評価

1. 基本方針

本学の教育目的及び社会的使命を達成するために、経営及び教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、その結果は積極的に社会に公表する。社会への公表を通じ、継続的な見直し及び改善を図り、経営及び教育研究活動の一層の向上に努めていく。

また、学校教育法施行令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による外部評価を受けるものとする。この場合、点検・評価の手順や方法は、外部の認証評価機関の定めたものに従って行うものとする。

2. 実施体制と評価項目

自己点検・評価の実施体制は、「自己点検・評価委員会」を設置し「自己点検・評価に関する規程」に基づき点検・評価する体制を整備する。これらを通じて、経営及び教育研究活動等の改善策を検討し、改善計画の立案と教育研究活動などで達成すべき目標を設定し、改善のサイクルを機能させ、教育研究および管理運営の改革・改善に結びつけていく。評価委員会の構成員は学長、学部長、法人事務局長、事務長、教授職の者とし、大学基準協会が定める以下の評価項目に沿って点検・評価を実施する。

- 1) 理念・目的
- 2) 内部質保証
- 3) 教育研究組織
- 4) 教育課程・学習成果
- 5) 学生の受け入れ
- 6) 教員・教員組織
- 7) 学生支援
- 8) 教育研究等環境
- 9) 社会連携・社会貢献
- 10) 大学運営・財務

上記の自己点検・評価を実施するにあたり、委員会の主導のもと、学内に対しての意思統一、意識改善に向けた情報共有を十分に行い、全教職員が全学的に連携協力して自己点検・評価に取り組む。

XIII. 情報の公表

1. 基本方針

本学は地域・社会に対する説明責任の重要性を認識し、組織・運営、教育研究活動等の状況について積極的な情報公開を行い、透明性を高め、地域・社会に対する役割を果たしていく。特に、教育研究に関してはその成果を公表することで、その成果の普及と活用を促進させる。また、公表に当たっては、学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定を踏まえるほか、学生、教職員その他の関係者の個人情報の保護に配慮するものとする。

2. 公表の方法

本学のホームページや大学広報誌等を用いて、教育研究活動等の状況について積極的に情報の公表を行う。このほか、本学への進学希望者を対象にした大学説明会やオープンキャンパス等を通して情報を提供するほか、教員の研究活動に関する成果について「研究紀要」として発行するとともに、公開講座、講演会等を開催する。

3. 公表する項目

公表する項目は学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定を踏まえ下記の通りとする。

- 1) 大学の教育研究上の目的に関すること。
 - ・ 大学の基本理念
 - ・ 大学の特色
 - ・ 学部の目的
- 2) 教育研究上の基本組織に関すること。
 - ・ 組織
- 3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。
 - ・ 教員数
 - ・ 大学教員の構成
 - ・ 教員紹介
- 4) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。
 - ・ アドミッション・ポリシー
 - ・ 入学者選抜の基本方針

- ・ 入学者数
 - ・ 入学定員、収容定員、在学者数
 - ・ 卒業者数
 - ・ 進路状況
- 5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。
- ・ カリキュラム・ポリシー
 - ・ 授業計画（シラバス）
 - ・ 学年暦
- 6) 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準に関すること。
- ・ ディプロマ・ポリシー
 - ・ 成績評価
 - ・ 卒業要件
- 7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。
- ・ 施設整備の紹介
 - ・ 課外活動
- 8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。
- ・ 授業料、入学料、諸会費
 - ・ 奨学金
 - ・ 減免基準
- 9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。
- ・ 学生サポートセンター
 - ・ キャリアセンター
 - ・ グローバルセンター
- 10) その他
- ・ 学則
 - ・ 各種規程（一部）
 - ・ 自己点検・評価
 - ・ 地域貢献の状況

XIV. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

1. 実施体制

授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な取り組みについては、「FD 委員会」を設置し、教員の教育能力向上のために授業方法の開発と改善、教育方法の共有、PDCA サイクルが回るよう推進を行う。

2. FD 委員会の実施体制

FD は全学的に取り組むを行うため、FD 委員会は FD 活動の取り組み状況の把握と推進を目的とする。FD 委員会の委員は看護学の専門領域ごとに代表者を 1 名、教養教育科目から 1 名、専門基礎教育科目から 1 名選定し、組織することを原則とし、下記に記載する取り組みを実施する。また、現在行っている県内看護系大学を中心とする他大学との情報共有、相互交流を継続しながら情報共有を実施し、連携を図り、教育の質の向上に努めるものとする。

3. FD 委員会の開催頻度

FD 委員会は年 4 回開催を基本とするが、必要に応じて臨時委員会を開催する。

4. FD 活動の具体的な取り組み

FD 委員会の FD 活動へのかかわりは以下の通りである。

1) シラバスの検討

各教員が担当するシラバスは教務委員会が中心となる。FD 委員会は第三者的な立場として、授業が適正に行われているか検証し、学修正課の可視化に努め、必要により助言を行う。

2) 教員の相互授業参観

FD 委員会が中心となり、相互授業参観を企画・推進する。教員は年間を通じて各領域及び科目について、希望する教員は自由に授業参観を行い、学生の反応や授業方法を踏まえて意見交換を重ね、よりよい教育環境の整備に努める。FD 委員会はその結果をとりまとめ、来年度以降の教育環境整備に活用する。

3) 学生による授業評価

FD 委員会が中心となり、授業評価の企画・推進を行う。具体的には各学期末、各授業の最終時間に学生による授業アンケートを実施し、FD 委員会にて集計、各教員へのフィードバックと次年度以降の教育環境整備に活用する。なお、授業評価は公表する。

4) 研修会の開催

FD 委員会が中心となり、研究会の企画・推進を行う。具体的には教育力向上のため、学内外の講師による研修会やセミナーを教員の希望等に沿って開催する。FD 委員会内部では教員の教育力の向上、授業方法の開発のための意見交換を行い、近辺のセミナーや研修会の情報をとりまとめ、教員への情報提供を実施する。

5) 臨地実習の質向上

FD 委員会では実習委員会と協力し、臨床指導者との連携協力のもと実習の質向上に努める。また、本学では看護の実践・教育・研究面において連携し、看護職者のキャリア形成を推進するとともに、看護ケア及び看護教育の質の向上や看護協同研究を発展させ、両者の機能の一層の充実を図ることを目的とするユニフィケーション事業についても積極的に検討する。

6) 研究支援

FD 委員会が中心となり、教員が科研費取得と教育研究の質向上のための支援を行う。特に教員の研究計画に関しては教員相互に指導・支援を行う体制を、FD 委員会が中心となり作る。更に、FD 委員会の内部で意見交換を行い、必要に応じて外部の有識者を招くことも検討し、教員の科研費取得のサポートを行う。

XV. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

1. 教育課程内での取り組み

教養科目では、広く社会で必要とされる汎用的技能を修得させ、社会の一員として求められる態度や志向性を養い、人間と社会に対して幅広い知識を修得させる科目を配置している。また、「教養ゼミナール」「連携ゼミナールⅠ」「連携ゼミナールⅡ」では、自立した社会人として活躍でき、学習する態度、目的意識の醸成ができるよう、ゼミナール形式で教員がきめ細やかに指導を行う。また、「基礎看護学実習Ⅰ」や「基礎看護学概論」では、看護職者としての職業観についての内容を盛り込み、目指すべき看護職者としての姿を形成できるような授業内容とし、自己の個性を理解した上で主体的に進路を選択できる能力を育成する。「キャリア形成論」では、働く意味や職業に対する意識・動機づけと興味・関心の醸成及び勤労観や職業観の養成を図るとともに、生涯にわたり学習することの意義について理解する。「基礎看護学実習Ⅰ」では、医療現場などの見学体験を通して、専門分野への興味と関心を深めさせ、自らの職業選択に対する意識の涵養を図ることとする。また、各領域における臨地実習では、実践現場における体験学習を通じて、職業人としての役割と責任を自覚し専門職業人としての態度を身に付けるとともに、職業現場で必要となる実践的な能力の養成を図ることとしている。

2. 教育課程外での取り組み

社会的・職業的自立を図るための教育課程外での取り組みとしては、職業選択検査、資格と仕事のセミナーなどの実施により職業観の涵養を図るとともに、国家試験対策講座、キャリア支援講座、就職試験対策講座などによる職業・就職に関する知識・技能の修得を図ることとする。

学生の確保の見通しと学生確保に向けた取組を記載した書類

目 次

1. 新設学部を設置する大学等の現状把握・分析	2 頁
新学部等を設置するにあたって、大学等及び法人内部における現状や課題等に関する認識、及びそれに対する検討、分析	
2. 地域・社会的動向等の現状把握・分析	2 頁
新設学部等を設置するにあたって、地域や社会的動向等の法人外部における、現状や課題等に関する認識、及びそれに対する検討、分析	
3. 新設学部等の趣旨目的、教育内容、定員設定等	5 頁
上記 1. 2. の検討、分析を踏まえた新設学部等の趣旨目的、教育内容、定員設定等	
4. 学生確保の見通し	6 頁
1) 学生確保の見通しの調査結果	
2) 新設学部等の分野の動向	
3) 中長期的な 18 歳人口の地域的動向	
4) 競合校の動向	
5) 既設学部等の学生確保の状況	
6) 長野県内における看護系大学の進学先の状況	
7) 看護系大学志願者数	
8) 松本看護大学への期待度	
9) 資料請求者数、オープンキャンパス開催結果について	
10) 短期大学で定員が未充足であった原因	
11) 四年制大学となることによって生み出される特色	
12) 既設短期大学での実績	
13) 松本看護大学の優位性	
14) その他、申請者において検討・分析した事項	
5. 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果	17 頁
学生確保についての具体的な取組（予定を含む）	

I. 学生の確保の見通しと学生確保に向けた取組を記載した書類

1. 新設学部を設置する大学等の現状把握・分析

設置しようとする松本看護大学の母体となる松本短期大学は、昭和 47 年の設置認可から、一貫して地域に必要とされる人材の育成を行ってきた。昭和 47 年 4 月に開学した幼児教育学科（平成 16 年 4 月幼児保育学科へ学科名変更）は第 2 次ベビーブームの中、地域に産まれる子どもにより良い教育・保育の機会を提供するため、幼稚園と同時期に設置を行った。その後、高齢化社会という時代のニーズに応え、地域医療へ貢献することを目的に、平成 5 年に介護福祉学科、平成 18 年に看護学科を開設した。

また、松本短期大学の卒業生数は平成 31 年 3 月末時点で幼児保育学科では 3,910 名、介護福祉学科では 1,907 名、看護学科では 495 名となっている。卒業生のほとんどが地元の企業・医療機関・教育機関等に就職し、地域の保健医療福祉や保育のニーズに貢献しうる人材の育成に長年取り組んできた。その結果、地域貢献度も高く、地域からの信頼も厚い。特に看護学科においては平成 28 年度から平成 30 年度にかけて 124 名の卒業生を輩出し、そのうち 107 名（約 86 %）が長野県内の医療機関等に就職している。また、入学者の傾向をみても平成 26 年度から平成 30 年度にかけて松本短期大学看護学科に入学した学生の 95.9%は長野県出身者であり、開学から一貫して地域に根差した教育を行ってきた結果であるといえる。（資料 1：松本短期大学の入学者と卒業生の状況）

本学は地域と共に発展し、地域に貢献することを目的としてきた。今後も地域のニーズを真摯にとらえつつ、地域を支え、発展できる人材の育成・輩出に取り組む。

2. 地域・社会的動向等の現状把握・分析

1）長野県は高齢化が進み、在宅医療を中心とした医療需要は増加していく

長野県の総人口は平成 30 年 10 月 1 日時点で、約 206 万人であり、65 歳以上の高齢者人口は約 65 万人（高齢化率：31.5%）、75 歳以上の後期高齢者人口は約 35 万人（後期高齢化率：13.8%）である。今後は少子高齢化が進行していくと予想され、総人口は令和 21 年には 167 万人へと減少し、75 歳以上人口の割合は令和 7 年には 20%を超え、5 人に 1 人が 75 歳以上になると見込まれている。少子高齢化に伴い、長野県の医療需要は令和 11 年まで上昇を続け、平成 25 年と比較して 1.1 倍まで上昇した後に減少する見込みである。一方で在宅医療の医療需要は令和 11 年～令和 16 年ごろまで上昇し、平成 25 年と比較して 1.3 倍まで上昇した後に減少する見込みであり、今後はますます在宅医療の需要が高まり、在宅医療を担う看護職者が地域から求められている。（資料 2：長野県人口予想）（資料 3：長野県の医療需要の予測）

2）長野県における看護師確保は依然として困難である

第 7 次長野県保健医療計画（平成 30 年）の「保健師、助産師、看護師の有効求人倍率」によると、平成 23 年における看護師の有効求人倍率は 4.89 倍（全国平均 3.1 倍）、平成 28 年には 2.67 倍（全国平均 2.63 倍）となった。回復傾向にあるが、依然として全国平均と比較して有効求人倍率は高く、長野県では看護師確保は困難な状況であり、看護師養成が地域

から求められている。(資料4：長野県内看護職有効求人倍率の推移)

3) 長野県では在宅医療の提供体制の整備が求められる

長野県における訪問看護ステーション数は平成29年3月時点で183カ所であり、人口10万人あたり8.4カ所設置されている。これは全国平均である8.8カ所を下回る水準である。また、平成27年に長野県の医療機関を対象に実施した在宅医療提供体制に関する調査によると、長野県全体で訪問看護を実施している医療機関は病院で37.4%、診療所で7.7%に留まっており、訪問看護師の養成と、在宅医療提供体制の整備とそれを担う看護職者の養成を進める必要がある。(資料5：訪問看護ステーション数推移)(資料6：長野県における二次医療圏ごとの在宅医療(訪問診療・往診)実施状況)

4) 長野県内の看護師養成施設の設置状況

長野県内の看護師養成施設は、平成30年度末時点で15校、入学定員は800人である。うち4年制大学は3校、入学定員は240人であり、3年制課程の短期大学は2校、入学定員は130人、専修学校は10校、入学定員は430人となっている。4年制の学士教育が必要とされる中、長野県における看護師の養成は、70%が専修学校を中心とした3年制課程での教育がなされている状況にある。

5) 長野県における保健師教育の必要性

長野県は平均寿命が長い一方で1人当たり医療費が低いという、健康長寿と医療費との高いバランスを実現してきた。こうした長野県の誇るべき特徴は「保健師と協働した一般市民の健康ボランティア」等の活躍が大きく、長年医療の現場だけでなく、生活の場における予防に踏み込んだ実践活動の結果である。しかし「健康ボランティアの減少」「地域のつながりの希薄化」等を背景に、これまで発揮してきた効果を維持していくことが困難であると「長野県健康長寿プロジェクト・研究事業報告書(平成27年)」では指摘されており、長野県の健康増進に寄与できる保健師の養成、予防の実践活動の強化を進める必要がある。

健康寿命に目を向けると「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究(平成28～30年度)」では平成22年長野県の健康寿命は71.17歳であり全国6位であったが、平成25年には71.45歳(全国18位)、平成28年には72.11歳(全国28位)となり、健康寿命は微増しているものの、全国順位を大きく落とす結果となっている。健康寿命増進の観点からも予防医療、健康増進等、地域保健活動等の中心を担う保健師の重要性が今後拡大していく。本学は地域保健医療の中心となり、長野県の健康増進に寄与できる保健師の育成を目指している。

6) 多様で複雑な在宅医療に対応するには4年間の看護教育が望ましい

急速に進む超高齢社会において、医療を支える人材の量的・質的確保は重要な課題であり、とりわけ在宅医療を支える看護師の育成が社会全体から強く求められている。在宅医療では病院以上に個別性が高く総合的な看護が必要である。更に在宅を担う看護師には1人で

判断・対応できる自立した能力が求められる。日本看護協会による「看護師基礎教育4年制化に関する資料」によると「複数の疾患・背景をもつ患者へ看護ができる力」「複雑な状況にある人を全人的に捉え、判断し、対応する基礎となる力」が必要であり、そのためには基礎教育の4年制化が必要であると記載されている。

7) 長野県の高等教育機関の現状

学校基本調査によると、長野県内に所在している高等学校の卒業者のうち、長野県外の大学へ進学した者の数は令和元年度では7,441名、大学進学者数9,113名のうち82%が長野県外の大学に進学している結果となった。これは全国の都道府県では41番目に低い数値である。また、平成27年度における長野県の大学収容力は37%であり、全国の都道府県では2番目に低い数値である。ここから、長野県内での大学教育における進学先不足の状況がうかがえる。本学の設置により、地域に進学できる学部学科が増え、これまで長野県外に進学せざるを得なかった学生の一部が、本学へ進学を希望する可能性は十分にあり、学生確保の見通しと共に、長野県内の高校生に教育の機会を提供することができる。(資料7：長野県における大学進学者の他県流出率)

8) 地域社会における人材需要の見通し

卒業後の具体的な進路や地域社会の人材需要の見通し等について、定量的に確認するため人材需要に関する基礎調査を実施した。調査対象は卒業生の就職が予想される長野県内の病院、診療所、訪問看護ステーション、介護施設とし、看護職員の充足状況や新設の看護学部の期待度、松本看護大学の卒業生に対する採用意向等のアンケート調査を実施した。

アンケートの結果、322施設から有効回答が得られ、そのうち35%にあたる114施設で必要な看護師を確保できていない結果となった。施設で不足している看護師数を合計すると335人の看護師が地域で不足しており、看護師の人材需要の高さが伺える。

また、「大学への期待度について、どの程度ご期待いただけますか。」という質問に対し、全体の86%にあたる276施設が「とても期待している」又は「ある程度、期待している」と回答し、松本看護大学(仮称)に対し何らかの期待をしている結果となった。また、松本看護大学(仮称)を卒業した人材への採用意向については回答件数256施設中、21%にあたる55施設が「ぜひ採用したい」と回答し、21%にあたる56施設が「採用したい」と回答した。「ぜひ採用したい」又は「採用したい」と回答した施設に対し、「採用可能と思われる人数をご記入ください」と質問した結果、323名の採用可能枠が確認された。以上の結果から、松本看護大学(仮称)で学んだ人材への需要は高く、卒業後の進路は十分に見込めるものといえる。(資料15：松本看護大学(仮称)の進学需要・人材需要に関する調査結果)

9) 地域における訪問看護師の需要

地域における訪問看護師数の人材需要について確認するため、人材需要に関する基礎調査結果から訪問看護ステーションのアンケート結果を抽出し、その人材需要について調査を実施した。アンケートから抽出した結果、訪問看護ステーション84施設中、41%にあ

る 34 施設で必要な看護師を確保できていない結果となった。これは全施設のアンケート結果である 34%よりも 7 ポイント高い。ここから訪問看護ステーションでの人材不足が深刻であることが伺える。また、全国訪問看護事業協会資料によると全国の訪問看護ステーション数は 2010 年に 5,731 件であったものが 2019 年には 11,161 件まで増加し、約 2 倍近く増加しており、長野県においても同様に訪問看護ステーションが増加すると共に訪問看護師の需要も増加していくことが予想される。

10) 松本看護大学が養成する人材需要の長期的な見通し

本学の養成する人材像の長期的な見通しについて確認するため、人材需要に関する基礎調査結果から訪問看護ステーションのアンケート結果を抽出し、その人材需要について調査を実施した。

アンケートから抽出した結果「大学への期待度について、どの程度ご期待いただけますか。」という質問に対し、訪問看護ステーション 84 施設中 85%にあたる 71 施設が「とても期待している」又は「ある程度、期待している」と回答し、松本看護大学（仮称）に対し何らかの期待をしている結果となった。また、松本看護大学（仮称）を卒業した人材への採用意向については回答件数 84 施設中、65%にあたる 55 施設が「ぜひ採用したい」「採用したい」「採用を検討してもよい」と回答し、回答した施設に対し、「採用可能と思われる人数をご記入ください」と質問した結果、53 名の採用可能枠が確認された。本学の在宅看護学の特色に該当する実習を受け、その専門性を深める学生は 25 名である点から、卒業後の進路は十分に見込めるものといえる。更に、「将来貴事業所における看護師さんの需要について、どのようにお考えになりますか」との質問に対し、訪問看護ステーション 84 施設中 56%にあたる 47 施設が「増加する」と回答した。これは全施設のアンケート結果である 39%よりも 17 ポイント高い。ここから、訪問看護ステーションでの人材需要は今後増加していくことが予想される。

【表 1：看護師の需要について】

	回答項目	全 体		訪問看護ステーション	
1	増加する	124	39%	47	56%
2	増加しない	107	33%	9	11%
3	わからない	89	28%	28	33%
4	その他・無回答	2	1%	0	0%
合計		322		84	

3. 新設学部等の趣旨目的、教育内容、定員設定等

1) 1. や 2. で分析した課題に対して本学が貢献すること

設置母体である松本短期大学は地域のニーズを捉え、長年人材育成を通じて地域に貢献してきた。そんな中、長野県では「①少子高齢化により在宅を中心とした医療ニーズが増加

していく」「②依然として看護師は不足しており、採用が困難である」「③今後は在宅医療の体制整備が求められている」「④在宅医療には多様な医療ニーズに応える必要があり、そのためには3年制より4年制の看護教育がふさわしい」「⑤保健師が今まで発揮してきた効果を維持していくことが困難となっており、改めて地域の健康増進のための取り組みが必要である」等の社会的変化が確認された。

以上から、松本学園は地域のニーズに応え、地域で求められる水準の資質・能力を有する看護職人材を育成するために、在宅看護学・公衆衛生看護学が学べる4年制看護大学を開学する。設置しようとする松本看護大学は母体となる松本短期大学の文化や教育的資源を継承し、地域の保健医療福祉を支え、発展できる医療職の育成・輩出を通じて地域に貢献することを目的とする。

2) 今、大学を設置しなければいけない理由

団塊の世代が75歳以上となる令和7年に向けて医療体制の整備が求められているが、全国の傾向では約6万人～27万人の看護師の不足が生じるとされている。また、長野県においても人口10万人あたりの看護師数は全国平均と比較して高いものの、地域偏在がみられ、特に松本医療圏に隣接する「上伊那医療圏」は人口10万人あたりの看護師数が長野県下で最も少ない864.4名となっている。これは全国平均905.5と比較しても低い水準である。更に、訪問看護ステーション数が全国と比較して少ない点、長野県で訪問看護を実施している医療機関が病院で37.4%、診療所で7.7%に留まっている点などから、令和7年までに医療体制の整備を行うには早急に質の高い看護師の育成と、在宅医療の整備が必要であるといえる。そのため本学の設置は長野県を中心とする地域医療の向上に貢献できると考えている。(資料6：長野県における二次医療圏ごとの在宅医療（訪問診療・往診）実施状況)(資料8：令和7年における看護職員需給予測（暫定値）)(資料9：長野県内看護職就業状況)

3) 新設学部等の入学金、授業料等の学生納付金の額と設定根拠

学生納付金については①永続的な大学経営ができるよう財務的な視点を考慮すること、②大学本来の目的である教育・研究をより充実させ、学生への還元がなされるよう教育研究費には配慮できる金額設定であること、③競合性が高いと考えられる長野県内の私立看護学部の学生納付金を踏まえ、妥当といえる金額に設定すること。以上3つの観点をもって学生納付金の設定を行った。(資料10：長野県の看護系大学納付金一覧)

4. 学生確保の見通し

1) 学生確保の見通しの調査結果

学生確保の見通しを定量的に確認することを目的として、開学時に学生募集の対象となる長野県内の高校2年生に進学意向調査を実施した。アンケートを依頼した高校は主として本学の位置する中信地区の39校の高校であり、5,279枚アンケートを配布した結果、37

校の高校から合計 3,852 枚の有効回答が確認された（回収率 73%）。なお、高校 2 年生向けにアンケートを回答していただくよう依頼をしたが、信憑性を高めるためにアンケート内にも学年を問う内容を加え、確実に高校 2 年生向けの結果となるよう集計を行った。また、169 名の受験希望者に対して 180 名の進学希望者があった理由は進学希望者 180 名の回答者には受験希望者 169 名だけでなく、受験検討者 492 名、合計 661 名が含まれるためである。

その結果、3,852 人から有効回答が得られた。有効回答数 3852 人中、松本看護大学に「ぜひ受験したい」又は「一応受験したい」と回答した者は 169 人となった。また、「受験先の候補の一つとして考える」との回答を含めると 661 人が松本看護大学への進学を希望した。また、「ぜひ受験したい」「一応受験したい」「受験先の候補の一つとして考える」と回答した 661 人のうち、「入学を希望する」と回答した者は 79 人、「一応入学を考える」と回答した者は 101 人、「候補の一つ」と回答した者は 397 人となり、合計すると 577 人の進学検討者が確認された。これは松本看護大学への受験を検討している 661 人のうち約 87%にあたる 577 人が入学を検討している結果となった。

松本看護大学の入学定員 70 人に対して「入学を希望する」のみで入学定員以上（入学定員の 1.13 倍）の学生確保の見通しが得られた。また、「入学を希望する」に「一応入学を考える」「候補の一つ」を加えると入学希望者は 577 人となり、入学定員の 8.2 倍に該当する回答者が、松本看護大学に対して何らかの進学希望を持っている結果となった。以上の結果から、長野県内の高校 2 年生から松本看護大学への受験希望が得られ、学生確保においては十分な見通しがあるといえる。（資料 1 5：松本看護大学（仮称）の進学需要・人材需要に関する調査結果）

2）新設学部等の分野の動向

長野県における看護学系学部学科への志願倍率の平均は、平成 30 年度が 3.2 倍、平成 29 年度が 3.1 倍となっており、定員充足率も平均 101 %となっている。これは、長野県における看護学科に対する進学希望者が多数存在している状況を表しており、安定した志願者数の確保と高い志願倍率、定員充足の状況から、本学においても十分な学生の確保の見通しがあるものとする。（資料 1 1：長野県の看護系大学入試関連データ）

3）中長期的な 18 歳人口の地域的動向

長野県毎月人口異動調査によると、平成 31 年 4 月時点の長野県の 18 歳人口は 19,819 人であった。また、平成 21 年 4 月時点の長野県の 18 歳人口は 20,890 人であった。10 年間の平均的な減少率は-0.6%程度であることから、長期的に 18 歳人口は減少していくが、その速度はゆるやかであるといえる。また、対象学年を基準人口とし、人口変動等を考慮しない簡易的な人口予想では令和 12 年には長野県の 18 歳人口は 20,728 人であると予想され、平均的な増減率も 0.5%程度プラスとなる見通しである。以上から、長野県内の 18 歳人口が大きく減少することはない、中長期的な確保の見通しがあるものと思われる。（資料 1 2：長野県の 18 歳人口動態）

4) 競合校の状況

松本看護大学の母体である松本短期大学看護学科の学生の 98%が長野県内からの学生であることから、長野県の看護師を養成する大学を競合校とし、その状況を調査した。調査の結果、長野県に 5 校ある全ての大学において志願者が募集定員を上回る状況であり、入学定員に対する入学者の割合も 1 大学を除くほぼ全ての大学で充足する結果であった。なお、入学者数が入学定員を唯一下回った清泉女学院大学看護学科については、平成 31 年 10 月に認可され、募集活動が他大学よりも遅くなったことが大きな要因と考えられる。(資料 1 1 : 長野県の看護系大学入試関連データ)

5) 既設学部等の学生確保の状況

本学の過去 5 年間の志願倍率は看護学科、幼児保育学科は共に 1.00 倍を超えており、介護福祉学科に関しては 0.8 倍程度を維持している。母体となる短期大学から定員数を維持する点、学生の大学志向が上昇している点から、大学においても問題なく定員は充足できるものと考えている。(資料 1 3 : 松本短期大学入試関連データ)

6) 長野県内における看護系大学の進学先の状況

長野県では看護系大学の進学先が不足しており、今まで長野県外に進学せざるを得なかった高校生が本学へ進学する可能性がある

長野県の大学収容率は約 40% (平成 27 年度 37%) であり、全国の都道府県の中では 2 番目に低い数値となっている。また、平成 31 年度、長野県内に所在している高等学校の卒業生で大学進学者は 9,113 名であったが、うち長野県内の大学へ進学した者は 1,672 名と 18% 程度であり、82%の大学進学者は県外の大学に進学している。全国的にも長野県の県内大学進学率は低く、全国の都道府県の中で 41 番目である。ここから、長野県内での大学教育における進学先不足の状況がうかがえる。

こうした状況は看護系の大学においても同様であり、平成 28 年度における都道府県別の 18 歳人口 1,000 名あたりの看護系大学入学定員数は全国平均が 18 人であるのに対し、長野県では 11 人と全国と比較して看護系大学の入学定員が少ない状況にあり、長野県内での看護系大学の進学先不足の状況がうかがえる。また本学が独自に行ったアンケート調査によると大学に進学を希望する 1,953 人中、看護系大学に進学を希望する学生(看護系大学が第一志望或いは第二志望である学生)は 261 人であり、261 人中、本学に受験を検討する学生(「ぜひ受験したい」「一応受験したい」「受験先の候補の一つとして考える」と回答した学生)は 186 人であった。約 71%の学生が地元の長野県にある本学への受験を検討していることから、学生の地元志向の強さがうかがえる。一方で、長野県の県内進学率は 18%に留まっている点、中信地区には看護系大学が信州大学しかなく、その入学定員が 70 名であり、全国からも学生が集まっている点からアンケートを配布した中信地区にはこれまで長野県外に進学せざるを得なかった看護系大学を希望する高等学校卒業生が相当数いることが分かる。こうした学生の一部が本学へ進学する可能性は十分にあるといえる。また、長野県内

の看護系大学の入学定員が 396 人であるのに対して日本私立学校振興・共済事業団の資料によると志願者が 1103 名いる点からも長野県では看護系大学の進学先が不足していることが伺える。以上から、本学が開学することで地元の看護系大学に進学を希望する学生へ教育の機会を提供すると共に、本学への入学の見込みは高いと判断した。

7) 看護系大学志願者数

全国・長野県共に看護系の大学志願者数が上昇しており、看護系大学である松本看護大学にも学生が集まる可能性が高い。

日本私立学校振興・共済事業団の資料によると私立大学全体の看護師養成校への志願者数は平成 23 年から平成 30 年にかけて 28,387 人から 56,612 人となり、約 2 倍まで増加している。一方で、短期大学全体では 5,834 人から 2,394 人となり、大幅な減少が確認されている。また、厚生労働省「看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」の資料によると専門学校全体の看護師養成校への志願者数は平成 23 年から平成 30 年にかけて 114,181 人から 76,935 人と短期大学よりゆるやかではあるが減少傾向にある。以上から、全国的に看護師養成校に進学を希望する高校生の大学志向が増加しているといえる。また、厚生労働省「看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」によると平成 19 年度から令和元年度にかけて長野県における看護系大学の志願者数は 588 名から 1103 名まで上昇している点からも、長野県においても看護系大学に進学を希望する高校生の数が増加しているといえる。

こうした大学志向の増加は社会構造の変化に伴って発生していると考えられる。看護職者に求められる能力が多様化し、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」が策定された平成 4 年から平成 31 年度にかけて看護系大学数は 14 校から 272 校まで増加し、入学定員数は平成 31 年度では 24,525 名となった。このような、社会の変化に伴い学生の意識が変化したことが原因であると考えられる。医療が多様化・高度化しているなか、こうした傾向はむしろ加速していくことから、学生の大学志向は長期的に持続するものと考えられる。

また、本学の位置する長野県、特に中信地区の傾向として本学が独自に実施したアンケート調査によると、長野県内の 322 の事業所中 39%にあたる 124 施設が「看護師の人材需要は増加する」と回答しており、特に訪問看護ステーションに限定すると 84 施設中 56%にあたる 47 施設が「看護師の人材需要は増加する」と回答した点からも地域においても、特に在宅に関する看護師の人材需要が伸び、それに伴い高校生の意識も大学志向・在宅志向へと変化していくと予想される。こうした結果から、在宅医療の必要性が増加していくことを考えると、在宅を特色とする本学へ入学を志望する学生もまた、増加していくことを期待している。

8) 松本看護大学への期待度

このように全国的及び長野県内において大学志向が強くなっている現状において、松本看護大学への志願者がどの程度期待できるか、追加の調査を実施した。

調査の対象としたのは、大学への進学を主体とし、松本看護大学への通学可能な進学校を

中心に 33 校を抽出し、進路指導担当教諭に対しヒアリング調査を実施した。これらの高校はこれまで大学進学者が多いため、松本短期大学看護学科への入学者は少ないものの、松本看護大学の開設により新たに入学生が見込まれる高校である。調査期間は令和 2 年 6 月 4 日から 6 月 26 日までの約 1 ヶ月間である。

①ヒアリング内容

- a. 高校 3 年生の学生数
- b. 高校 3 年生のうち看護師を志望する学生数
- c. 高校 3 年生のうち四年制看護系大学を志望する学生数
- d. 高校 3 年生のうち松本看護大学への受験希望者数
- e. 学生から見た松本看護大学の印象

上記の 5 点とした。

②ヒアリング結果

(1) ヒアリング項目 a～d

ヒアリング項目 a～d の結果については、下記の「表 1. a～d のヒアリング結果」に示す通りである。訪問した 33 の高校に在籍する高校 3 年生は 7,896 名であった。高校 3 年生のうち、看護師を志望する学生は 592 名となり、高校 3 年生全体の 7%程度となった。また、看護師を志望する学生の中で特に四年制看護系大学を第一志望としている学生は 431 名であり、看護師志望の学生の 73%が看護系大学を目指している結果となった。長野県における看護師の養成校の入学定員は、約 60%が短期大学又は専門学校を中心とした三年制課程で占められている状況を鑑みると、学生の志向性と養成校の現状に乖離があると考えられる。つまり、長野県には四年制の看護系大学が不足しており、三年制の短期大学より四年制の看護系大学の方が高校生の志向性に合っているといえる。

また、ヒアリング対象校の中で本学看護学部への受験希望者数は 101 名であり、看護師を志望する学生に対する割合は約 23.4%となった。本結果は、令和元年 6 月 1 日～6 月 31 日の間に本学が独自で 3,852 人の高校生に行ったアンケート結果で、看護師を第一志望とする学生のうち、本学看護学部への受験を希望する学生（「ぜひ受験したい」または「受験をしたい」と回答した学生）が約 21.6%であった結果とほぼ整合しており、ヒアリング結果、アンケート結果共に信憑性は高いと判断できる。

表 1. a～d のヒアリング結果

項目	結果（人）
a. 高校 3 年生の学生数	7,896
b. 高校 3 年生のうち看護師を志望する学生数	592
c. 高校 3 年生のうち四年制看護系大学を志望する学生数	431

(2) ヒアリング項目 e

ヒアリング項目 e の結果については下記の通りである。

- ・長野県では看護系大学の進学先が不足している認識がある。特に進学校を中心に、国公立である信州大学、長野県立看護大学を志望する学生が多いが、これらの大学は全国から学生が集まるため、長野県内の学生にとって狭き門となっている。松本市に私立の看護大学ができることは学生にとっては朗報である。
- ・学生が看護大学を選ぶ際、取得できる資格が大きなポイントとなる。松本看護大学は看護師と保健師の資格取得が可能であり、学生の志向に合致している。
- ・松本看護大学の特徴である4年次の応用看護領域は地域のニーズを取り入れ設定されており、いずれも大切に説得力のある設定となっている。特に、今後さらに大切となる在宅看護に対して、重点的に取り組んでいるのは、本学のみであり、この点進路指導の先生より高く評価されている。学生は専門分野を持つことに興味があり、この応用看護領域を選択することを契機に将来さらに専門性を深め、地域で活躍する人材になることに興味を示している。
- ・長野県は山岳地帯にあるため、災害看護は学生もイメージしやすい。
- ・いままさに問題となっている新型コロナウイルスに関して、保健師、看護師の役割はさらに重要なものとなっている。この職業に関して感染の危険性はあるものの、社会貢献度の高さは学生にとって魅力のあるものとなっている。進路指導担当教諭からの情報では、昨年に比べ看護師志望者が増加しているとのことである。

③ヒアリング結果より見出された結論

ヒアリングの結果より、下記(1)～(4)の4点の結論を見出した。

- (1) 看護師志望の学生の73%が看護系の四年制大学を志望しているが、長野県の看護師養成校の定員は約60%が短期大学・専門学校であることを鑑みると、学生の志向性と養成校の現状に乖離があり、長野県の看護系四年制大学の進学先が不足している。
- (2) 看護師志望の学生の73%が看護系大学を志望している点から、三年制の短期大学より四年制の看護系大学の方が高校生の志向性にあっている。
- (3) これまで松本短期大学への志願者が少なかった33校に対するアンケート結果では、入学定員の70名を超える101名の受験希望者が確認されており、学生確保の見通しは高いといえる。
- (4) 本学が掲げている応用看護領域すなわち、在宅看護、救急・災害看護、公衆衛生看護(保健師教育)など、四年制大学となることによって生み出される本学の特色は、専門性を志向する高校生のニーズと合致した。

9) 資料請求者数、説明会の開催結果について

前述したアンケート結果、及びヒアリング結果を裏付けるために、現時点での松本看護大学への高校生の期待度を資料請求数及びオープンキャンパスでの参加者数、参加しての感想等より考察した。

①資料請求者数（令和2年8月8日現在）

松本看護大学の特色（案）をホームページ、高校訪問、テレビコマーシャル、進学サイト等で紹介した結果、松本看護大学に関する資料請求者数は、8月8日現在で549件となり、松本看護大学に関する関心の高さが伺える。

下表2は昨年同期の松本短期大学看護学科との資料請求者数の比較である。

表2. 資料請求者数（前年同期比較）

令和元年4月1日～8月31日	令和2年4月1日～8月8日
58件	549件

②松本看護大学紹介オープンキャンパスの開催結果

(1) 実施状況

新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮した結果、松本看護大学の紹介オープンキャンパスは7月12日（日）より開始し、8月2日（日）、8月23日（日）の3回を開催している。今後は、随時開催していく予定である

(2) 参加者の状況

参加者数は7月12日（日）に関しては、準備期間が短く広報が十分行き届いていなかった面があり、オンライン参加者11名を含め58名、8月2日（日）がオンライン参加者18名を含め96名と、参加者は増加した。

下表3は、昨年同期の松本短期大学看護学科とのオープンキャンパス参加者数の比較である。

表3. オープンキャンパス参加者数（前年同期比較）

令和元年		令和2年	
開催日	参加者数（人）	開催日	参加者数（人）
6月22日	26	7月12日	58
7月20日	36	8月2日	96
8月9日	53	8月23日	93
合計	115	合計	247

(3) 参加者アンケート結果

下表4～7は、令和2年7月12日及び8月2日における参加者に対して行ったアンケート結果である。

対象者：オンライン参加者を除く 123 名

有効回答者数：113 名

表 4. 松本看護大学の紹介オープンキャンパスを何で知りましたか。(複数回答可)

回答項目	回答数	割合 (%)
松本看護大学（松本短期大学）ホームページ	61	54.0
進学情報サイト	34	30.1
県内高等学校宛松本看護大学オープンキャンパス案内	25	22.1
進路指導の先生	16	14.2
その他	17	15.0

表 5. 今回の学校紹介では、どういったことが知りたくて参加しましたか。(複数回答可)

回答項目	回答数	割合 (%)
入学試験のこと	80	70.8
学部の概要	76	67.3
学生生活のこと	56	49.6
取得できる資格のこと	47	41.6
卒業後の予想される就職先のこと	41	36.3
奨学金のこと	41	36.3
国家試験対策のこと	25	22.1
教員の様子	21	18.6
通学のこと	19	16.8
その他	4	3.5

表 6. オープンキャンパスでよかったことや心に残ったことは何でしたか。(複数回答可)

回答項目	回答数	割合 (%)
学部の概要説明	81	71.7
学生生活の概要説明	59	52.2
教職員の対応や雰囲気	47	41.6
その他	48	42.5

表 7. 参加者の感想（自由記述）

感想の内容
・ 応用選択科目が充実しており是非学びたい。
・ 概要説明を聞くことができ、興味も深まりました。
・ 学部の概要に関して詳しく知ることができ、良かった。
・ 教職員の対応、雰囲気がとてもよかった。機会があれば短大の在校生の話が聞きたい。

・教職員のみなさんがとても優しく丁寧に対応してくださり、嬉しかった。
・説明が丁寧で、わかりやすかった。
・入学したい気持ちが強くなった。
・入学試験について知りたかったが、承認後に募集要項を自宅に送ってもらえるとのことで、納得した。
・地域に密着した看護の勉強ができるのが良いと思った。
・学べる内容や実習について知りたかった情報を聞くことができた。
・カリキュラムから就職・奨学金に関して説明があり、とても参考になった。

このようにオープンキャンパスでのアンケート結果からも、前述した進路指導担当教諭からのヒアリング結果と同様な反応があり、松本看護大学が考えている在宅看護や災害看護などの四年制大学となることによって生み出される特色は、高校生にとって魅力のある特色の一つとして捉えられており、この特色を更に具体的に広報していくことで、継続的に学生を確保していく。

10) 短期大学で定員が未充足であった原因

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間の松本短期大学看護学科の平均入学定員充足率は 98.5%であり、入学定員未充足となったのは、平成 28 年度と平成 31 年度の 2 年である。開学 14 年間の平均入学定員充足率は 101%である。

こうした中、短期大学において未充足となった理由は、高校生の四年制大学志向の増加が主たる原因であると考えられるが、更に、松本短期大学の魅力が伝わりきらなかった点も理由として考えられる。短期大学の三年制の教育課程では、保健師助産師看護師学校養成所指定規則によって定められた教育課程が主幹であり、松本短期大学看護学科にしかない魅力や特色が伝わりにくく、他校との違いが判別しにくかったと考えられる。一方で、松本看護大学として四年制となることで、在宅看護、救急・災害看護、公衆衛生看護などの特色が生み出されるため、広報活動ではこうした特色を重点的に伝えていく。

11) 四年制大学となることによって生み出される特色

三年制の松本短期大学から四年制の松本看護大学となることで生み出される特色として、下記の 2 点を中心に高校生への説明を行う。

- ① 「智の連携創造科目」として位置づけた「連携ゼミナールⅠ」、「連携ゼミナールⅡ」や「研究方法論」などの科目では、現短期大学で十分な教育ができなかった文献検討、研究計画の作成と検証といった研究的視点を育むプロセスを経験することができる。
- ② 「救急看護学」「災害看護学」「在宅看護学」「公衆衛生看護学」等の「看護の応用と発

展科目」を新しく配置し、地域の特性にあったより深い学びを提供できる。

松本看護大学のオープンキャンパス等で、こうした特色について高校生に今後も説明していく。

7月及び8月に開催したオープンキャンパスで説明を行い、回収したアンケートで「オープンキャンパスでよかったことや心に残ったことは何でしたか。」との質問に対する回答の結果（上記 表6）、高校生の71.7%にあたる81名が「学部の概要説明」と回答したことから、本学が四年制大学となることによって生み出される特色は学生から高い評価を得ていると判断できる。

12) 既設短期大学での実績

松本看護大学の母体となる松本短期大学は設立以来地域に根差した教育を実施しており、看護学科開学14年間の平均入学定員充足率は101%となっている。看護師国家資格合格率も100%を2ヵ年連続で達成し、地域からの信頼も厚い。こうした実績は、松本短期大学の教育に対する姿勢にあると考えられる。松本短期大学は「信濃の国の教育風土に培われた教育への良心と見識」をもって学生教育を行っており、学生たちを「型にはめる」のではなく、学生たちに寄り添い「個性を尊重して、もてる可能性を引き出す」という教育観を共有し、その実現に取り組んできた。このような教育の姿勢は松本短期大学の初代理事長であり、教育者である上条憲太郎が信濃教育から継承した考え方である。

松本看護大学は松本短期大学の開学以来、受け継いできた信濃教育の考えを継承し、発展させていく。

13) 松本看護大学の優位性

松本看護大学は教育の特色、立地、初年度学費の観点で競合となる他の看護系大学に対して優位性がある。

松本看護大学は中信地区では唯一の私立看護系大学であり、地域に根差した教育を特色とする大学となり、長野県の学生に教育の機会を提供するものである。こうした教育の特色や中信地区に私立看護系大学がない状況から、中信地区を中心とした高校生に対して高い優位性があり、松本看護大学の魅力・特色を伝えることで十分に定員充足できる学生が得られると判断した。また、長野県内の私立看護系大学のなかで最も初年度学費を安価に抑えている点からも優位性があるといえる。以下に松本看護大学が設置される松本市及び大学の魅力について詳細を記載する。

①松本市の魅力

松本市は、長野県の中心に位置し、北アルプス連峰と美ヶ原高原の豊かな恵みと美しい自

然環境、松本城を中心とした城下町として栄えた歴史・伝統文化に育まれてきた。歴史的建造物が多くあり、文化の香りが高く、自然あふれる環境である。また、山岳地帯にあることからスキーやスノーボード等の余暇に興じることもできる。さらに、松本市は、三つの「ガク都」（「岳都」「楽都」「学都」）としても発展している。北アルプスなどの山岳観光都市の「岳都」、セイジ・オザワ松本フェスティバルに代表される「楽都」、そして、日本で最も古い小学校の一つとされる旧開智学校の開校や旧制松本高等学校の誘致など、教育を重んずる文化芸術の息づく「学都」である。松本市では、この「ガク都松本」の実現に向けてさまざまな事業に取り組んでいる。こうした環境は教育研究する場所としてはふさわしく、魅力を感じる学生も一定層いることが予想される。

また、長野県の中心に位置し、交通の便が良いことから、学生が通学できる範囲が広いことも魅力の一つと言える。

②本学独自の魅力

本学は松本短期大学看護学科を母体として開学するため、長年看護教育を提供してきた実績がある。また、前述したとおり、短期大学での看護師国家資格合格率は 100%であり、その実績を踏まえた募集活動を行う。また、本学では在宅看護学に関する科目を 8 科目 11 単位配置しているが、長野県の看護系大学では在宅看護学に関する科目は 6 単位程度に留まるケースが多く、今後さらに重要性が増す、在宅看護学に興味を示す学生にとって魅力度は高いといえる。

また、短期大学には介護福祉学科、幼児保育学科を有している。今後、看護職者と介護福祉士の連携の重要性が高まる中、同じキャンパス内で介護福祉学科の学生と看護学科の学生が学び、交流することの教育的意義は高い。更に、看護学科の教員には介護に関する教育研究経験を有する教員が配置されており、興味のある学生にとっては介護に関する学びを深める機会がある。更に、松本学園には付属の幼稚園と短期大学には幼児保育学科が設置されており、幼児保育学科の学生との交流を通して、小児看護学を学ぶ上で、看護学とは違った観点で小児への学びを深めることのできる教育的意義は高い。介護福祉学科と同様に幼児保育のキャリアを有した教員も採用しており、学生は多様なバックグラウンドをもつ教員の下で学生が学ぶことができる。また、本学は少人数のグループ学習を基本とする「智の創造関連科目」を配置している。多様なバックグラウンドをもつ教員指導のもと、学生は主体的に課題を発見し、解決を図るプロセスにおいて、多様な視点を吸収しながら課題探求力・問題解決力・自己研鑽力・基礎的研究能力を向上させることができる。こうした環境下において本学を魅力に感じる学生は一定数おり、こうした学生に対して本学は優位性が高いといえる。

14) その他、申請者において検討・分析した事項

私学事業団の報告によると、全国の短期大学における介護福祉学科の志願倍率は回復傾向にあるものの、0.5 倍～0.8 倍程度となっており、入学定員に対する定員充足率も 60%前後を維持している。こうした中で、松本短期大学介護福祉学科が志願倍率 0.8～1.0 倍程度

を維持し、入学定員に対する定員充足率も 80%前後を維持している点は地域に貢献する大学の姿勢の結果であるといえる。(資料 1 4 : 全国の介護福祉短期大学の入試関連データ)

5. 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

1) 短期大学と四年制大学の人材需要の違いを踏まえた具体的な広報活動

短期大学と四年制大学の教育内容の違いを踏まえると、短期大学では「実践者の育成」を掲げている点や 3 年で看護師資格が取得できる点から早期に就職し看護を实践する点に価値を感じる学生が主体であったと想定される。一方で、四年制大学では看護師免許の取得と共に深く専門性を学ぶことに価値を感じる学生に志願者が変化することが想定される。こうした学生層の変化を踏まえ、下記に記載の根拠により十分に学生確保の見通しがあると判断した。

(1) 地域の現状や社会構造の変化について

社会的な人材需要とその背景にある地域社会の状況について学生に分かりやすく伝える。特に①長野県では少子高齢化により医療ニーズ、特に在宅医療のニーズが今後 10～15 年近く増加し続けるが、長野県全体で訪問看護を実施している医療機関は病院で 37.4%、診療所で 7.7%に留まっており、今後在宅を担う人材が求められている点、②長野県の看護師有効求人倍率は平成 28 年には 2.67 倍(全国平均 2.63 倍)となっており、更にアンケート結果では 328 人の看護師が地域で不足しており、看護師は依然として社会から求められている点③日本は世界有数の自然災害大国と言われており、特に長野県では山岳事故に対応できる看護師が地域社会から求められている点④長野県は全国トップレベルの平均長寿を維持し続けてきたが、健康長寿を支えてきた保健師が高齢化で維持が難しくなり保健センターで保健師が求められている点、について学生に分かりやすく伝える。更に、こうした地域の現状に加え看護協会が看護教育の四年制化を推奨している点や看護職者が高学歴化している点等全国的に 4 年制教育が求められている点についても学生に伝える。

2) 松本看護大学で学べること、なれる看護師・保健師像について

前述した地域や社会構造の現状に加え、松本看護大学で学べること、なれる看護師・保健師像について分かりやすく伝える。松本看護大学はその母体となる松本短期大学の設立以来地域に根差した教育を実施しており、こうした文化的背景をもって開学し、地域で求められる水準の資質・能力を有する看護職人材を育成することを目的としている点。地域に必要とされている在宅看護学・公衆衛生看護学や救急・災害看護学が学べる四年制看護大学であり、こうした地域からのニーズに対応した教育を展開している点を PR し、学生の興味関心をもってもらう広報を展開する。更に、松本看護大学で学んだ結果、自分で課題解決ができる自立した看護師として、患者に寄り添い生活を支えることができる心のある看護師になれること、地域の健康を支える看護職者となれることをイメージしてもらう。加えて、地域の 322 施設にアンケートをした結果、86%にあたる 276 施設が松本看護大学に期待をしており、地域から求められている教育を展開している点も伝える。更に、保健師の受験資格が

得られる点や四年制大学を進学した後は大学院への進学の可能性のある点等のキャリアの幅が四年制大学では広いことも伝える。

2) 具体的な広報活動

本学は、学生確保のための取組みをさらに充実させるため、事務長を委員長とした広報企画推進委員会を設置し、10名～15名程度の教職員を任命する。広報企画推進委員会では学生確保の企画・立案、結果分析などを通じて広報活動の充実を図る。また、他大学の広報担当者との意見交換会を企画するなど情報収集も活発化させる。

広報活動の基本方針としては

- ①長野県を中心とする高校生に広く、本学のことを知っていただく活動を展開する（認知度アップ）
- ②本学に興味・関心があり、ホームページへのアクセス、資料請求、オープンキャンパス等に参加し、本学と接触のある学生により本学への興味・関心を高めて頂き、出願までつなげる（興味・関心度アップ）の2点とする。

松本看護大学の入学定員は松本短期大学看護学科と同一である点、松本短期大学看護学科では5カ年の平均で99%の入学定員の充足がみられることから、いままでと同様の数値目標で十分に入学定員を充足できる見込みであるが、よりアドミッション・ポリシーに則った学生を確保する観点から昨年と比較して1.1倍～1.2倍の志願者数を確保することを目標に広報活動に取り組むこととする。また、松本看護大学の母体となる松本短期大学看護学科には毎年80～100名の志願者がおり、うち30%～50%がオープンキャンパスに参加した学生であることから、オープンキャンパスへの誘導促進を主軸として広報活動を展開する。具体的には下記の取り組みを通じて志願者アップを図る。

(1) 高校訪問

長野県に所在する高校に訪問し、高校教員への情報提供や情報収集を行う。訪問回数は年3回～6回を基本とし、訪問する高校は長野県全域を対象とするが、特に松本短期大学への入学実績の高い高校や、本学の位置する中信地区の近隣高校を重点高校とし、より頻度の高い訪問を行う。

(2) 広報関連制作物

松本短期大学では毎年600件前後の資料請求がある。資料発送時に同封する内容物をよりよくすることでオープンキャンパスへの参加、志願者増加を促進する。広報物の内容としては松本看護大学の説明、在宅・公衆衛生学を中心とした学びの特色、養成人材像と想定される就職先のPRに注力する。

(3) WEBサイト

松本短期大学では、毎年32,000件前後のHPへのアクセスがある。積極的にウェブ広報を活用し、認知を高め、興味・関心をもってもらうための活動を行う。ホームページ上で、

高校生が求める情報を頻繁に発信予定である。

(4) ダイレクトメール

オープンキャンパス参加や出願を促すため、学生の興味・関心に合わせ、必要に応じて発送を行い、オープンキャンパスの告知と誘導、入試案内による出願の促進を行う。

(5) 進学説明会・オープンキャンパス

高校生が進路を決定する夏頃を中心に進学相談会やオープンキャンパスを実施し、高校生や保護者が大学に直接触れる機会を多く設ける。また、外部業者が主催する進学説明会へも積極的に参画する。

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
1	学長	カミジョウセツコ 上條 節子 ＜令和3年4月＞		医学博士		学校法人松本学園理事 (平6.5) 長野県老人保健施設協議会会長 (平19.4) 医療法人心泉会ローズガーデン 施設長 (平29.4)

再補正後

別記様式第3号(その2の1)

教 員 の 氏 名 等														
(看護学部 看護学科)														
前判定 結果	調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配 当 年 次	担当 単位数	年間 開講数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等 の職務に従事する 週当たり平均日数	
可	1	専	教授	カミジョウセツコ 上條 節子 ＜令和3年4月＞		医学博士		精神看護学概論 地域精神保健学	2前 2後	2 1	1 1	学校法人松本学園 理事 (平6.5) 長野県老人保健施設 協議会会長 (平19.4) 医療法人心泉会 ローズガーデン 施設長 (平29.4)	4日	
可	2	専	教授 (学部長)	コバヤシ コ 小林 たつ子 ＜令和3年4月＞		博士 (医科学)		医療と看護の倫理 教養ゼミナール 連携ゼミナールⅠ 連携ゼミナールⅡ 研究入門 看護学概論 基礎看護技術Ⅰ 基礎看護技術Ⅱ 基礎看護技術Ⅲ ヘルスアセスメント 看護過程展開論 基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 統合実習 卒業研究	2後 1前 2前 3前 1後 1前 1前 1後 2前 1後 2前 1前 2前 4前 4通	1 1 1 1 1 2 2 2 1 2 1 1 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	一宮研伸大学 看護学部 学部長 (平29.4)	5日	
可	3	専	教授	イマイ エイコ 今井 栄子 ＜令和3年4月＞		博士 (医学)		教養ゼミナール 連携ゼミナールⅠ 連携ゼミナールⅡ 成人看護学概論 成人急性期看護論 成人急性期看護学実習 救急看護学 救急看護学実習 災害看護学実習 研究方法論 統合実習 卒業研究	1前 2前 3前 2前 3前 3後 3前 4前 4前 2後 4前 4通	1 1 1 2 2 3 2 1 1 1 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	健康科学大学 健康科学部 特任教授 (平31.4)	5日	
可	①	専	教授	カネコ キョ 金子 潔子 コ ＜令和3年4月＞		修士 (教育学) ※		教養ゼミナール 連携ゼミナールⅠ 連携ゼミナールⅡ 看護学概論 基礎看護技術Ⅰ 基礎看護技術Ⅱ 基礎看護技術Ⅲ ヘルスアセスメント 看護過程展開論 基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 統合実習 卒業研究	1前 2前 3前 1前 1前 1後 2前 1後 2前 1前 2前 4前 4通	1 1 1 2 2 2 1 2 1 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	健康科学大学 看護学部 教授 (平28.4)	5日	
可								ターミナル看護	4後	2	1			
可	7	専	教授	ミワ ノリナガ 三輪 憲永 ＜令和3年4月＞		博士 (獣医学)		生物学 環境学 疫学 公衆衛生学 保健・医療・福祉行政論 社会保障制度 衛生関係法規 教養ゼミナール 連携ゼミナールⅠ 連携ゼミナールⅡ 卒業研究 研究方法論	1前 1後 2後 1後 3前 1後 2後 1前 2前 3前 4通 2後	2 1 2 1 3 1 1 1 1 1 2 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	東海大学短期大学部 食物栄養学科 教授 (平19.4)	5日	
可	②	専	教授	モモセ 百瀬 ちどり ＜令和3年4月＞		修士 (看護学) ※		教養ゼミナール 連携ゼミナールⅠ 連携ゼミナールⅡ 老年看護学概論 老年症候群援助論 老年看護援助論 老年看護学実習Ⅰ 老年看護学実習Ⅱ 認知症ケア論 統合実習 卒業研究	1前 2前 3前 2前 2後 3前 3前 3後 2後 4前 4通	1 1 1 2 1 1 1 3 1 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	松本短期大学 看護学科 教授 (平5.10)	5日	
可								ターミナル看護 家族看護学	4後 3前	2 1	1 1			
可	③	専	教授	ハラオカトモコ 原岡 智子 ＜令和3年4月＞		博士 (医学)		教養ゼミナール 連携ゼミナールⅠ 連携ゼミナールⅡ 公衆衛生看護学概論 公衆衛生看護学活動論Ⅰ 公衆衛生看護学活動論Ⅱ 健康支援論 産業看護論 公衆衛生看護学実習Ⅰ 公衆衛生看護学実習Ⅱ 公衆衛生看護管理実習 統合実習 卒業研究	1前 2前 3前 2前 2後 3前 3前 2後 4前 4前 4前 4通	1 1 1 2 1 2 2 1 2 1 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	活水女子大学 看護学部 准教授 (平26.4)	5日	
可								災害看護学	3前	2	1			

再補正後

可	④	専	教授	アユカワマサヨ 鮎川 昌代 ＜令和3年4月＞		修士 (看護学)		教養ゼミナール 連携ゼミナールⅠ 連携ゼミナールⅡ 成人看護学概論 成人慢性期看護論 成人慢性期看護学実習 緩和ケア論 統合実習 卒業研究	1前 2前 3前 2前 2後 3後 2後 4前 4通	1 1 1 2 2 3 1 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1	清水ヶ丘高等学校 看護科・専攻科 準備室 (平31.4)	5日
								ターミナル看護	4後	2	1		
可	11	専	教授	コバヤシユミ 小林 由美 ＜令和3年4月＞		博士 (保健学)		教養ゼミナール 連携ゼミナールⅠ 連携ゼミナールⅡ 母性看護学概論 母性看護援助論Ⅰ 母性看護援助論Ⅱ 母性看護学実習 地域母子保健学 統合実習 卒業研究	1前 2前 3前 2前 2後 3前 3後 2後 4前 4通	1 1 1 2 1 1 2 1 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	健康科学大学 看護学部 教授 (平29.4)	5日
新規	①	専	教授	フジカワキミエ 藤川 君江 ＜令和3年4月＞		博士 (保健福祉学)		コミュニケーション論 教養ゼミナール 連携ゼミナールⅠ 連携ゼミナールⅡ 看護援助的関係論 基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 精神看護学概論 精神看護援助論Ⅰ 精神看護援助論Ⅱ 精神看護学実習 地域精神保健学 統合実習 卒業研究	1前 1前 2前 3前 1後 1前 2前 2前 2後 3前 3後 2後 4前 4通	1 1 1 1 1 1 2 2 1 1 1 2 1 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	国際医療福祉大学 保健医療学部 看護学科 教授 (令和2.4)	5日
可	②	専	准教授	セキナガノブコ 関永 信子 ＜令和3年4月＞		修士 (アドミニストレーション)		教養ゼミナール 連携ゼミナールⅠ 連携ゼミナールⅡ 在宅生活支援論 地域医療連携システム論 多職種連携実習 地域包括ケア論 在宅看護学概論 在宅看護援助論Ⅰ 在宅看護援助論Ⅱ 在宅看護学実習 統合実習 卒業研究	1前 2前 3前 3前 3前 4前 2後 2前 2後 3前 3後 4前 4通	1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	亀田医療大学大学院 准教授 (平31.4)	5日
新規								基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ	1前 2前	1 2	1 1		
可	⑦	専	准教授	カサイ アケミ 葛西 朱美 ＜令和3年4月＞		修士 (教育学)		教養ゼミナール 連携ゼミナールⅠ 連携ゼミナールⅡ 基礎看護技術Ⅰ 基礎看護技術Ⅱ 基礎看護技術Ⅲ ヘルスアセスメント 看護過程展開論 基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 統合実習 卒業研究	1前 2前 3前 1前 1後 2前 1後 2前 1前 2前 4前 4通	1 1 1 2 2 1 2 1 1 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	医療法人社団 涓泉会山王リハビリ・ クリニック 看護師 (平30.6)	5日
可								コミュニケーション論	1前	1	1		
可	⑧	専	准教授	ヨコヤマヨシコ 横山 芳子 ＜令和3年4月＞		修士 (看護学)		教養ゼミナール 連携ゼミナールⅠ 連携ゼミナールⅡ 基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 公衆衛生看護学概論 公衆衛生看護学活動論Ⅰ 公衆衛生看護学活動論Ⅱ 健康支援論 産業看護論 公衆衛生看護学実習Ⅰ 公衆衛生看護学実習Ⅱ 公衆衛生看護管理実習 統合実習 卒業研究	1前 2前 3前 1前 2前 2前 2後 3前 3前 2後 4前 4前 4前 4前 4通	1 1 1 1 2 2 1 2 2 1 2 1 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	松本短期大学 看護学科 非常勤講師 非常勤実習助手 (平31.4)	5日
可								家族看護学	3前	1	1		
可	⑨	専	准教授	ヤマシタ ケイコ 山下 恵子 ＜令和4年4月＞		修士 (看護学)		教養ゼミナール 連携ゼミナールⅠ 連携ゼミナールⅡ 基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 小児看護学概論 小児看護援助論Ⅰ 小児看護援助論Ⅱ 小児看護学実習 小児発達学 ターミナル看護 統合学習 卒業研究	1前 2前 3前 1前 2前 2前 2後 3前 3後 2後 4後 4前 4通	1 1 1 1 2 2 1 1 2 1 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	山梨県立大学 看護学部 講師 (平30.4)	5日

再補正後

可	10	専	講師	コンドウケイコ 近藤 恵子 ＜令和3年4月＞		修士 (看護学)		教養ゼミナール 連携ゼミナールⅠ 連携ゼミナールⅡ 基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 成人慢性期看護論 老年看護学実習Ⅰ 成人急性期看護論 成人急性期看護学実習 救急看護学実習 災害看護学実習 統合実習 卒業研究	1前 2前 3前 1前 2前 2後 3前 3前 3後 4前 4前 4前 4通	1 1 1 1 2 2 1 1 3 1 1 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	長野県看護大学 助教 (平25.4)	5日
								災害看護学	3前	2	1		
可	17	専	講師	ミサワ ミドリ 三沢 緑 ＜令和5年4月＞		修士 (看護学)		教養ゼミナール 連携ゼミナールⅠ 連携ゼミナールⅡ 基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 精神看護援助論Ⅰ 精神看護援助論Ⅱ 精神看護学実習 統合学習 卒業研究	1前 2前 3前 1前 2前 2後 3前 3後 4前 4通	1 1 1 1 2 1 1 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	長野県立こころの 医療センター 駒ヶ根デイケア (平29.4)	5日
		兼任	講師	ミサワ ミドリ 三沢 緑 ＜令和3年4月＞		修士 (看護学)		教養ゼミナール 連携ゼミナールⅠ 基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 精神看護援助論Ⅰ	1前 2前 1前 2前 2後	1 1 1 2 1	1 1 1 1 1		
可	18	専	講師	カキウチ 垣内 いづみ ＜令和5年4月＞		修士 (看護学)		教養ゼミナール 連携ゼミナールⅠ 連携ゼミナールⅡ 基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 成人急性期看護論 成人慢性期看護論 成人慢性期看護学実習 緩和ケア論 老年看護学実習Ⅰ 統合実習 卒業研究	1前 2前 3前 1前 2前 3前 2後 2後 3後 2後 3前 4前 4通	1 1 1 1 2 2 2 1 3 1 1 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	松本短期大学 看護学科 講師 (平23.4)	5日
		兼任	講師	カキウチ 垣内 いづみ ＜令和3年4月＞		修士 (看護学)		教養ゼミナール 連携ゼミナールⅠ 基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 成人慢性期看護論 緩和ケア論	1前 2前 1前 2前 2後 2後	1 1 1 2 2 1	1 1 1 1 1 1		
可	19	専	講師	シオザワアヤノ 塩澤 綾乃 ＜令和3年4月＞		修士 (看護学)		教養ゼミナール 連携ゼミナールⅠ 連携ゼミナールⅡ 基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 母性看護援助論Ⅰ 母性看護援助論Ⅱ 母性看護学実習 地域母子保健学 統合実習 卒業研究	1前 2前 3前 1前 2前 2後 3前 3後 2後 4前 4通	1 1 1 1 2 1 1 2 1 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	駒ヶ根市 子育て支援センター 助産師 (平30.4)	5日
可	20	専	講師	オクハラカオリ 奥原 香織 ＜令和5年4月＞		修士 (看護学)		教養ゼミナール 連携ゼミナールⅠ 連携ゼミナールⅡ 基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 母性看護援助論Ⅰ 母性看護援助論Ⅱ 母性看護学実習 地域母子保健学 統合学習 卒業研究	1前 2前 3前 1前 2前 2後 3前 3後 2後 4前 4通	1 1 1 1 2 1 1 2 1 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	松本短期大学 看護学科 講師 (平28.4)	5日
		兼任	講師	オクハラカオリ 奥原 香織 ＜令和3年4月＞		修士 (看護学)		教養ゼミナール 連携ゼミナールⅠ 基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 母性看護援助論Ⅰ 地域母子保健学	1前 2前 1前 2前 2後 2後	1 1 1 2 1 1	1 1 1 1 1 1		
可	21	専	講師	タカシタアズサ 高下 梓 ＜令和3年4月＞		修士 (心理学) 修士 (人間科学) ※		コミュニケーション支援論 教養ゼミナール 連携ゼミナールⅠ 連携ゼミナールⅡ 保健統計学	1前 1前 2前 3前 2前	2 1 1 1 2	1 1 1 1 1	松本短期大学 幼児保育学科 助教 (平28.4)	5日
可	1	専	助教	キムラ ヒサエ 木村 久枝 ＜令和4年4月＞		修士 (心身健康科学)		基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 在宅生活支援論 地域医療連携システム論 多職種連携実習 地域包括ケア論 在宅看護援助論Ⅰ 在宅看護援助論Ⅱ 在宅看護学実習 統合実習	1前 2前 3前 3前 4前 4前 2後 2後 3前 3後 4前	1 2 1 1 1 1 1 1 1 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	かなん福祉専門学校 介護福祉学科 専任教員 (H31.4)	5日
		兼任	講師	キムラ ヒサエ 木村 久枝 ＜令和3年4月＞		修士 (心身健康科学)		基礎看護学実習Ⅰ	1前	1	1		

再補正後

可	22	専	助教	クラシナエリ 倉科 恵里 ＜令和4年4月＞		修士 (文学)		基礎看護技術Ⅰ 基礎看護技術Ⅱ 基礎看護技術Ⅲ ヘルスアセスメント 看護過程展開論 基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 統合実習	1前 1後 2前 1後 2前 1前 2前 4前	2 2 1 2 1 1 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1	松本短期大学 看護学科 教授 (平30.4)	5日
		兼任	講師	クラシナエリ 倉科 恵里 ＜令和3年4月＞		修士 (文学)		基礎看護技術Ⅰ 基礎看護技術Ⅱ ヘルスアセスメント 基礎看護学実習Ⅰ	1前 1後 1後 1前	2 2 2 1	1 1 1 1		
可	23	専	助教	キヨサワキョウコ 清沢 京子 ＜令和5年4月＞		修士 (看護学)		基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 小児看護援助論Ⅰ 小児看護援助論Ⅱ 小児看護学実習 小児発達学 統合実習	1前 2前 2後 1後 3前 3後 2後 4前	1 2 1 1 1 2 1 2	1 1 1 1 1 1 1 1	松本短期大学 看護学科 講師 (平26.4)	5日
		兼任	講師	キヨサワキョウコ 清沢 京子 ＜令和3年4月＞		修士 (看護学)		基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 小児看護援助論Ⅰ 小児発達学	1前 2前 2後 2後	1 2 1 1	1 1 1 1		
可	24	専	助教	クロサワ タミコ 黒澤 多美子 ＜令和5年4月＞		修士 (看護学)		基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 在宅生活支援論 地域医療連携システム論 多職種連携実習 地域包括ケア論 在宅看護援助論Ⅰ 在宅看護援助論Ⅱ 在宅看護学実習 家族看護学 統合実習	1前 2前 3前 3前 4前 2後 2後 3前 3後 3前 4前	1 2 1 1 1 1 1 1 2 1 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	成増高等看護学校 専任教員 (平20.4～平30.9)	5日
		兼任	講師	クロサワ タミコ 黒澤 多美子 ＜令和3年4月＞		修士 (看護学)		基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 地域包括ケア論 在宅看護援助論Ⅰ	1前 2前 2後 2後	1 2 1 1	1 1 1 1		
可	25	専	助教	アゼガミカズヨ 畔上 一代 ＜令和5年4月＞		修士 (看護学)		基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 老年症候群援助論 老年看護援助論 老年看護学実習Ⅰ 老年看護学実習Ⅱ 認知症ケア論 統合実習	1前 2前 2後 2後 3前 3前 3後 2後 4前	1 2 1 1 1 1 3 1 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1	松本短期大学 看護学科 助教 (平21.4)	5日
		兼任	講師	アゼガミカズヨ 畔上 一代 ＜令和3年4月＞		修士 (看護学)		基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 老年症候群援助論 認知症ケア論	1前 2前 2後 2後	1 2 1 1	1 1 1 1		
可	26	専	助教	イガラシ カズミ 五十嵐 佳寿美 ＜令和5年4月＞		修士 (看護学)		基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 公衆衛生看護学活動論Ⅰ 公衆衛生看護学活動論Ⅱ 健康支援論 産業看護論 公衆衛生看護学実習Ⅰ 公衆衛生看護学実習Ⅱ 公衆衛生看護管理実習 統合実習	1前 2前 2後 2後 3前 3前 2後 4前 4前 4前 4前	1 2 1 2 2 2 1 2 1 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	松本短期大学 看護学科 講師 (平31.4)	5日
		兼任	講師	イガラシ カズミ 五十嵐 佳寿美 ＜令和3年4月＞		修士 (看護学)		基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 公衆衛生看護学活動論Ⅰ 産業看護論	1前 2前 2後 2後	1 2 1 1	1 1 1 1		
可	27	専	助教	ウシヤマヨウスケ 牛山 陽介 ＜令和5年4月＞		修士 (看護学)		基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 成人急性期看護学実習 成人慢性期看護学実習 老年看護学実習Ⅰ 救急看護学実習 災害看護学実習 統合実習	1前 2前 3後 3後 3前 3前 4前 4前 4前 4前	1 2 3 3 1 1 1 1 1 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	松本短期大学 看護学科 助教 (令1.5)	5日
		兼任	講師	ウシヤマヨウスケ 牛山 陽介 ＜令和3年4月＞		修士 (看護学)		基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ	1前 2前	1 2	1 1		
－	③	兼任	講師	ナイトウ ミチコ 内藤 美智子 ＜令和3年4月＞		文学修士 ※		臨床心理学 ヘルスカウンセリング 家族看護学	1前 4後 3前	1 1 1	1 1 1	松本短期大学 幼児保育学科 学科長・教授 (平12.4)	
－	29	兼任	講師	ヤマダ シンジ 山田 真治 ＜令和3年4月＞		芸術学修士		音楽療法	1後	1	1	松本短期大学 幼児保育学科 教授 (平28.4)	
－	30	兼任	講師	インゲ ホタカ クミコ 石毛(保高)久美子 ＜令和3年4月＞		修士 (教育学) ※		教育学	1前	2	1	松本短期大学 幼児保育学科 准教授 (平20.4)	
－	31	兼任	講師	シラカネシュンジ 白金 俊二 ＜令和3年4月＞		修士 (教育学)		健康とスポーツ 体育実技	1前 1前	1 1	1 1	松本短期大学 幼児保育学科 准教授 (平26.4)	
－	32	兼任	講師	ムラタ アキラ 村田 明 ＜令和3年4月＞		文学修士		英語Ⅰ 英語Ⅱ 英語Ⅲ 英語Ⅳ	1前 1後 2前 2後	2 2 2 2	1 1 1 1	信州大学 学術研究院 総合人間科学系 非常勤講師 (平30.4)	

再補正後

－	33	兼任	講師	リ タン 李 丹丹 ＜令和4年4月＞		修士 (人文科学)		中国語Ⅰ 中国語Ⅱ	2前 2後	2 1	1 1	信州大学 非常勤講師 (平17.4)	
－	34	兼任	講師	コアナ イチロウ 小穴 一郎 ＜令和3年4月＞		修士 (学術)		情報リテラシー	1前	1	1	信州ソフトウェア協会 代表理事 (平20.5)	
－	35	兼任	講師	サクライ ユカ 櫻井 由香 ＜令和3年4月＞		高等学校卒		情報科学	1後	2	1	長野県立病院機構 経営管理 課長補佐 (平31.4)	
－	36	兼任	講師	カメイ チセ 亀井 智泉 ＜令和3年4月＞		法学士		科学論 社会学 比較文化論 生命倫理 ボランティア論	1前 1前 1前 1前 1後	2 1 2 1 1	1 1 1 1 1	信州大学 医学部 特任助教 (平29.10)	
－	37	兼任	講師	ゴトウ タイイチ 後藤 泰一 ＜令和3年4月＞		法学修士		法学 日本国憲法	1後 1前	1 2	1 1	信州大学 名誉教授 (平29.4)	
－	38	兼任	講師	マスマ ヨリコ 益山 代利子 ＜令和3年4月＞		経営学修士		国際理解入門	1後	2	1	松本大学 総合経営学部 教授 (平24.4)	
－	39	兼任	講師	コマツ ヨシロウ 小松 芳郎 ＜令和3年4月＞		教育学士		松本の歴史と文化	1後	1	1	松本市文書館 特別専門員 (平26.4)	
－	40	兼任	講師	ギョウダテル 行田 輝廣 ＜令和3年4月＞		学士 (文学)		言語と表現	1前	1	1	松本市こども部 こども福祉課 教育相談室 (平22.4)	
－	41	兼任	講師	ガク ホウメイ 岳 鳳鳴 ＜令和3年4月＞		医学博士		形態機能学Ⅰ	1前	2	1	信州大学 医学部 助教 (平20.4)	
－	42	兼任	講師	タドコロオサム 田所 治 ＜令和3年4月＞		博士 (歯学)		形態機能学Ⅱ 形態機能学Ⅲ	1後 1後	2 1	1 1	松本歯科大学 准教授 (平21.4)	
－	43	兼任	講師	カワカミヨシユキ 川上 由行 ＜令和3年4月＞		博士 (医学)		生化学 感染症学	1前 2前	2 2	1 1	信州大学大学院 工学系研究科 非常勤講師 (平26.4)	
－	44	兼任	講師	ミズノ ナオコ 水野 尚子 ＜令和4年4月＞		学士 (栄養学)		臨床栄養学	2前	1	1	松本大学 人間健康学部 助手 (平成19.4)	
－	45	兼任	講師	アラ トシアキ 荒 敏昭 ＜令和4年4月＞		修士 (歯科学)		臨床薬理学	2後	2	1	松本歯科大学 准教授 (平19.4)	
－	46	兼任	講師	サワノ シンジ 澤野 紳二 ＜令和3年4月＞		学士 (医学)		病態治療学Ⅰ 病態治療学Ⅱ	1後 2前	2 2	1 1	岡谷市民病院 医師 (平6.4)	
－	47	兼任	講師	マルヤマヨウイチ 丸山 陽一 ＜令和3年4月＞		専門学校卒		看護とリハビリテーション	1後	1	1	鹿教湯三才山 リハビリテーションセンター 副部長 (平24.4)	
－	48	兼任	講師	ナカムラ リョウ 中村 良 ＜令和3年4月＞		専門学校卒		看護とリハビリテーション	1後	1	1	鹿教湯三才山 リハビリテーションセンター 看護部主任 (平29.4)	
－	49	兼任	講師	オオクボ キミタカ 大久保 公貴 ＜令和3年4月＞		専門学校卒		看護とリハビリテーション	1後	1	1	鹿教湯三才山 リハビリテーションセンター 看護部師長 (平29.4)	
－	50	兼任	講師	ミヤサカ サワコ 宮坂 佐和子 ＜令和5年4月＞		専門学校卒		キャリア形成論 災害看護学 災害看護学実習	4後 3前 4前	1 2 1	1 1 1	諏訪赤十字病院 副院長 (平24.7)	
－	51	兼任	講師	カネコ さゆり 金子 さゆり ＜令和6年4月＞		博士 (医学)		看護マネジメント論	4前	1	1	長野県立看護大学 教授 (平28.10)	
－	52	兼任	講師	フジハラ ナカコ 藤原 奈佳子 ＜令和3年4月＞		医学博士		医療経済学	1前	1	1	人間環境大学 看護学部 教授 (平27.10)	

(注)

- 1 教員の数に応じ、適宜枠を増やして記入すること。
- 2 私立の大学若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合又は大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 「申請に係る学部等に従事する週当たりの平均日数」の欄は、専任教員のみ記載すること。

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29 歳 以 下	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 歳 以 上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	人	人	1 人	2 人	4 人	7 人	
	修 士	人	人	人	人	1 人	1 人	1 人	3 人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	1 人	2 人	1 人	4 人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	1 人	4 人	1 人	人	人	6 人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	1 人	人	1 人	4 人	1 人	人	7 人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	人	人	人	1 人	2 人	4 人	7 人	
	修 士	人	1 人	1 人	5 人	7 人	4 人	2 人	20 人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	

審査意見への対応を記載した書類（8月）

（目次） 看護学部 看護学科

【大学等の設置の趣旨・必要性】

1. 【全体計画審査意見1の回答について】

＜養成する人材像とディプロマ・ポリシーの整合性が不明確＞

養成する人材像に掲げた柱の一つ「看護実践力」に関連するディプロマ・ポリシーとして、ディプロマ・ポリシー⑤「看護の知識と看護実践力を有する。」のみが掲げられているが、ディプロマ・ポリシー③「多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる。」も関連することから、図と併せて適切に改めること。

（是正事項）・・ p 3

2. 【全体計画審査意見2の回答について】

＜学生確保の見通しが不明確＞

長野県の看護系大学の進学先が不足していることを理由に、本学への入学見込みが高い旨説明があるが、既設短期大学では未充足の年度もあることを鑑みると、この理由だけでは説明が不十分であることから、在宅看護や災害看護などの四年制大学となることによって生み出される特色や既設短期大学での実績も踏まえるなど、客観的根拠に基づき、継続的に学生を確保できる見通しを明確に説明すること。

（改善事項）・・ p16

【教育課程等】

3. 【全体計画審査意見4の回答について】

＜教育課程の配置が不明確＞

ディプロマ・ポリシーに「多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる」、カリキュラム・ポリシーに「地域貢献力と多職種連携能力を身に付けるための科目を配置」を掲げ、これらに対応する科目をカリキュラムマップ等により説明しているが、これらのうち、特に救急看護学実習や災害看護学実習などの実習科目において、ディプロマ・ポリシー等に掲げる観点が不足するため、授業内容の見直しにより充実を図ること。

（改善事項）・・ p30

4. 【全体計画審査意見5の回答について】（再指摘）

＜シラバスが不明確＞

ゼミナール科目や実習科目など、各回の教育内容が適切に示されていない科目や、教育内容が十分に説明されていない科目など不備が散見されるため、網羅的に確認を行い、適切に改めること。

（是正事項）・・ p51

【教員組織等】

5. 【全体計画審査意見 7 の回答について】

＜実習指導への配慮に関する説明が不明確＞

教員の年齢構成が高齢に偏っていることを踏まえ、実習の巡回指導への配慮について明確にすること。

(是正事項) p75

【名称、その他】

6. 【全体計画審査意見 10 の回答について】

図書の整備計画を確認すると、データベースは2種（医中誌 web、最新看護索引）と少なく、図書の冊数や内容も当該専攻分野において不十分であることから、整備計画を適切に改めること。

(是正事項) p78

7. 【全体計画審査意見 13 の回答について】（再指摘）

特にシラバスについて誤字が散見されるため、適切に改めること。

(是正事項) p82

【大学等の設置の趣旨・必要性】**【全体計画審査意見 1 の回答について】**

＜養成する人材像とディプロマ・ポリシーの整合性が不明確＞

養成する人材像に掲げた柱の一つ「看護実践力」に関連するディプロマ・ポリシーとして、ディプロマ・ポリシー⑤「看護の知識と看護実践力を有する。」のみが掲げられているが、ディプロマ・ポリシー③「多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる。」も関連することから、図と併せて適切に改めること。

(対応)

今般の「審査意見 1」での指摘を踏まえ、養成する人材像に掲げた柱の一つ「看護実践力」について改めて検討を行った結果、指摘の通り「看護実践力」はディプロマ・ポリシー③「多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる。」とも関連し、本学の教育課程により十分に養成することが可能であるとの結論に至ったため、説明を行う。

(説明)

1. ディプロマ・ポリシー③と養成する人材像、教育課程の関連性

本学の位置する長野県では救急看護、災害看護、在宅看護、公衆衛生看護のニーズが高く、こうした看護活動には多職種に加え、地域との連携が求められる。ディプロマ・ポリシー③「多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる。」とは多職種との連携と同時に、地域とも連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献できる能力である。地域や多職種と連携していく能力は人間性に依るところが大きく、本学では看護の発展と地域貢献のために主体的・積極的・意欲的に行動できる人材を養成することで、地域の保健医療福祉の向上に貢献していく。以上から、ディプロマ・ポリシー③は「人間性」と関連する。また、看護に関する専門的な知識・技術を有し、看護実践を展開できる力は多職種や地域との連携のなかで、看護職者の役割を果たすために必要であるためディプロマ・ポリシー③は「看護実践力」に関連する。

カリキュラム・ポリシー (3)はディプロマ・ポリシー③の能力を養成するためのカリキュラム編成の方針であり、地域に貢献できる人間性と看護の実践力、双方を養成する教育課程の編成がなされている。特に救急看護、災害看護、在宅看護、公衆衛生といった長野県で需要が高く、地域との連携、多職種との連携が必要とされている分野を「看護の応用」に関する科目区分に配置し、地域や多職種との連携を通じ、地域の保健医療福祉の向上に貢献できる能力を養う。特に、在宅看護学に関連する科目については、継続的な医療提供のための地域医療連携体制、多職種連携についての実践や方法を学ぶ。公衆衛生看護学に関連する科目については地域住民との連携を通じ、予防の観点から住民の健康づくりを学ぶ。救急看護学に関連する科目については救急医療体制の実態と、課題解決のためのシステムや地域連携について学ぶ。災害看護学に関連する科目については災害対応体制や災害看護の本

質と意義を理解し、多職種や地域との連携、災害時の看護の役割と機能の実際を学ぶ。

以上から、「看護実践力」はディプロマ・ポリシー③「多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる。」とも関連し、本学の教育課程ではその能力が養成できると判断した。また、本審査意見及び「改善事項（３）」での指摘を踏まえ「救急・災害看護学」「在宅看護学」「公衆衛生看護学」に関連するカリキュラム・ポリシーと教育課程の説明を改めた。

（新旧対照表）設置の趣旨等を記載した書類

新（22 ページ）	旧（19 ページ）
Ⅱ. 本学の特色(学部学科の特色) 6. 3つのポリシーと教育課程のつながり （略） 3) DP3:多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる。 看護職者は、医療の質向上のため、保健医療福祉関係者と協働し、相互の創意、工夫、努力によって、質の高い看護及び医療を提供することが求められる点から策定を行った。協働する関係者の専門性を理解し合い、各々の能力を最大限に発揮しながら、より質の高い看護及び医療の提供をめざす態度と、その遂行のための能力である。 <u>「カリキュラム・ポリシー３：「多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献する能力」を身につけるための科目を教養科目、連携科目、専門基礎科目、専門科目に配置する」</u>はこの能力を養成するためのカリキュラム編成であり、教養科目の一部や連携科目、専門科目の一部と関連している。地域貢献力を養うために地域の現状を適切に理解し判断へと繋げる力が必要であるため、社会常識の獲得や科学的な根拠をもった判断ができる能力を養成するために、１・２年次には「社会保障制度」「衛生関係法規」「比較文化論」等の科目を配置している。また、「松本の歴史と文化」では特に本学の位置する松本に関わる地域特性を学ぶ。１・２年次にて学ん	Ⅱ. 本学の特色(学部学科の特色) 6. 3つのポリシーと教育課程のつながり （略） 3) 多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる。 看護職者は、医療の質向上のため、保健医療福祉関係者と協働し、相互の創意、工夫、努力によって、質の高い看護及び医療を提供することが求められる点から策定を行った。協働する関係者の専門性を理解し合い、各々の能力を最大限に発揮しながら、より質の高い看護及び医療の提供をめざす態度と、その遂行のための能力である。 <u>「カリキュラムポリシー３：「地域貢献力と多職種連携能力」を身につけるための科目を教養科目、連携科目、専門基礎科目、専門科目に配置する。」</u>はこの能力を養成するためのカリキュラム編成であり、教養科目の一部や連携科目、専門科目の一部と関連している。地域貢献力を養うために地域の現状を適切に理解し判断へと繋げる力が必要であるため、社会常識の獲得や科学的な根拠をもった判断ができる能力を養成するために、１・２年次には「社会保障制度」「衛生関係法規」「比較文化論」等の科目を配置している。また、「松本の歴史と文化」では特に本学の位置する松本に関わる地域特性を学ぶ。１・２年次にて学んだ内容を基盤として「公衆衛生

だ内容を基盤として「公衆衛生看護学系」「在宅看護学系」「救急看護学系」「災害看護学系」を選択によりいずれかの看護の応用科目を学び、<u>地域医療の充実と発展のための連携体制・支援体制を学びその専門性を深める。更に、必修科目として「在宅看護学概論」「在宅看護援助論Ⅰ」「在宅看護援助論Ⅱ」「在宅看護学実習」といった在宅関連の科目を学修し、地域医療に貢献できる看護実践力へと展開する。</u> 一方で、多職種連携能力を身につけるために「コミュニケーション論」「コミュニケーション支援論」といったコミュニケーション関連科目によりコミュニケーション関連の基盤となる能力を身につけ、「公衆衛生看護活動論Ⅰ・Ⅱ」「公衆衛生看護管理実習」「公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱ」等の公衆衛生看護学の科目、「救急看護学」「救急看護学実習」「災害看護学」「災害看護学実習」等の救急・災害看護学に関連した科目、「在宅生活支援論」「地域包括ケア論」「多職種連携実習」等の在宅看護学に関連した科目で実際の患者と接することを通じ多職種連携へと発展させていく。こうした体系的なカリキュラムによって学生はディプロマ・ポリシーに掲げる「多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる能力」を身につけることへと繋がっていく。 <u>更に、「公衆衛生看護学系」「在宅看護学系」「救急看護学系」「災害看護学系」については、学びの集大成としてそれぞれの専門領域ごとに必要とされる連携体制・支援体制について学ぶ。特に、在宅看護学に関連する科目については、継続的な医療提供のための地域医療連携体制、多職種連携についての実際や方法を学ぶ。公衆衛生看護学に関連する科目については地域住民との連携を通じ、予防の観点から住民の健康づくりを学ぶ。救急看護学に関連する科目については救急医療体制の実態と、課題解決のためのシステムや地域連携について学ぶ。災害看護学に</u>	看護学系」「在宅看護学系」「救急看護学系」「災害看護学系」いずれかの専門領域を学び、その専門性を深める。更に、必修科目として「在宅看護学概論」「在宅看護援助論Ⅰ」「在宅看護援助論Ⅱ」「在宅看護学実習」といった在宅関連の科目を学修し、地域医療へと貢献できる看護実践力へと展開する。 一方で、多職種連携能力を身につけるために「コミュニケーション論」「コミュニケーション支援論」といったコミュニケーション関連科目によりコミュニケーション関連の基盤となる能力を身につけ、「公衆衛生看護活動論Ⅰ・Ⅱ」「公衆衛生看護管理実習」「公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱ」等の公衆衛生看護学系の科目、「救急看護学」「救急看護学実習」「災害看護学」「災害看護学実習」等の救急・災害看護学系の科目、「在宅生活支援論」「地域包括ケア論」「多職種連携実習」等の在宅看護学系の科目で実際の患者と接することを通じ多職種連携へと発展させていく。こうした体系的なカリキュラムによって学生はディプロマ・ポリシーに掲げる「多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる能力」へと繋がっていく。 こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、<u>本学のアドミッションポリシーに「⑤人々と良い関係を持ち、自分の考えを的確に表現する力が備わっている人（多様性・協働性・思考力・判断力・表現力）」「⑦大学で学んだ看護学を地域社会の為に生かそうという志のある人（意欲）」を策定し、入学時に入学希望者のコミュニケーション力の素地や地域に貢献しようとする意欲を確認する。</u>

<u>関連する科目については災害対応体制や災害看護の本質と意義を理解し、多職種や地域との連携、災害時の看護の役割と機能の実際を学ぶ。</u> <u>こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、<u>本学のアドミッション・ポリシーに「⑤人々と良い関係を持ち、自分の考えを的確に表現する力が備わっている人（多様性・協働性・思考力・判断力・表現力）」「⑦大学で学んだ看護学を地域社会の為に生かそうという志のある人（意欲）」を策定し、入学時に入学希望者のコミュニケーション力の素地や地域に貢献しようとする意欲を確認する。</u></u>	
7. 教育課程の特色 2) 地域の特色を踏まえた看護職の養成 本学は、地域の現状を踏まえ、地域貢献の充実を図ることを目指し、領域別の看護科目のほかに、「救急・災害看護学」「在宅看護学」「公衆衛生看護学」の応用看護分野を設定する。3つの看護の応用分野から学生の関心の高い分野を選択し、学習を深め、将来のキャリア形成に役立つ学習機会を提供する。 ① 救急・災害看護学教育 我が国は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、台風、豪雨、豪雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火などによる災害が発生しやすい国土であり、世界有数の自然災害大国と言われている。近年、これら自然災害が増加の傾向にあり、自然災害に対応できる災害医療チームの育成が急務とされている。また、本学の位置する松本市は、長野県中央部にあり、北アルプス連峰をはじめとする日本でも有数の標高 2,000m～3,000m 級の山岳地帯に囲まれた、松本盆地に在る人口約 24 万人の城下町である。このような地域特性を有する松本市は、北アルプスの登山基地であり、季節を問わず多数の登山者が訪れ、それに伴い山岳事故も後を	7. 教育課程の特色 2) 地域の特色を踏まえた看護職の養成 本学は、地域の現状を踏まえ、地域貢献の充実を図ることを目指し、領域別の看護学科目のほかに、「救急・災害看護学」「在宅看護学」「公衆衛生看護学」の応用看護科目を設定する。3つの応用看護科目から学生の関心の高い分野を選択し、学習を深め、将来のキャリア形成に役立つ学習機会を提供する。 ① 救急・災害看護学教育 我が国は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、台風、豪雨、豪雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火などによる災害が発生しやすい国土であり、世界有数の自然災害大国と言われている。近年、これら自然災害が増加の傾向にあり、自然災害に対応できる災害医療チームの育成が急務とされている。 また、本学の位置する松本市は、長野県中央部にあり、北アルプス連峰をはじめとする日本でも有数の標高 2,000m～3,000m 級の山岳地帯に囲まれた松本盆地に在る人口約 24 万人の城下町である。このような地域特性を有する松本市は、北アルプスの登山基地であり、季節を問わず多数の登山者が訪れ、それに伴い山岳事故も

絶たない状況がある。これらの山岳事故に対応できる看護職の養成が地域社会から求められている。将来<u>自然災害に対応できる災害医療チームの一員として活躍できるための素地を学び、また地域においては日常生活の中で救急外来にて救急対応、救急看護ができる素地を学ぶ。このことにより、将来的に救急・災害時には災害医療チームの一員として活躍できる看護職となるための動機づけと初歩的な育成を担うこととし、本学では、救急・災害看護学を設定する。</u> ② 在宅看護学教育 訪問看護の利用者数は、今後、高齢者の死亡者数の増加、医療施設内医療から在宅医療への移行の促進に伴って急増が見込まれている。医療施設内医療から在宅医療へ移行するためには、高度な医療処置や適切な症状コントロールを在宅で安全かつ継続的に提供できる体制がなければ実現することはできない。在宅医療は、訪問看護の活躍により、利用者の生活の質を豊かに広げていくものとなる。このような社会需要に対応し、訪問看護における人材育成の観点から在宅看護学への学生の理解を深めることは重要である。これらより看護の応用科目に在宅看護学を設定する。<u>在宅における看護は医療施設における看護と違い、鋭い観察力と判断力、看護実践力、インフォームドコンセントの力など、本人はもちろん家族等と共に多職種の力を総結集した支援や対応が必要である。そのため在宅看護学の分野では、多職種連携実習を行う。多くの連携場面や会議や連携の打ち合わせに参加するなどして、そのネットワークや役割分担、調整などの実際を学ぶ実習を行い、在宅看護の実践においてどのように連携したらよいかを考えその課題や解決方法など考える実習を行う。</u> ③ 公衆衛生看護学教育 保健師は、保健医療福祉の各分野及び関係機	後を絶たない状況がある。これらの山岳事故に対応できる災害医療チームの一員として活躍できるための素地を学び看護職の養成が地域社会から求められている。これらより、医療者の育成を担う本学では、救急・災害看護学を設定する。 ② 在宅看護学教育 訪問看護の利用者数は、今後、高齢者の死亡者数の増加、医療施設内医療から在宅医療への移行の促進に伴って急増が見込まれている。医療施設内医療から在宅医療へ移行するためには、高度な医療処置や適切な症状コントロールを在宅で安全かつ継続的に提供できる体制がなければ実現することはできない。在宅医療は、訪問看護の活躍により、利用者の生活の質を豊かに広げていくものとなる。このような社会需要に対応し、訪問看護における人材育成の観点から在宅看護学への学生の理解を深めることは重要である。これらより応用看護科目に在宅看護学を設定する。 ③ 公衆衛生看護学教育 保健師は、保健医療福祉の各分野及び関係機

関、住民との連携及び協働を支え、持続可能でかつ地域特性を活かした健康なまちづくり、災害対策等を推進することが求められている。前述の通り、長野県の健康長寿を支えてきた保健師の活躍は地域住民からも高く評価されており、今後の保健師への期待も高いものがある。これら地域社会のニーズに応えるために看護の応用科目に公衆衛生看護学を設定する。 公衆衛生看護学を選択した学生は、卒業時に保健師国家試験受験資格を得ることができる。保健師は地域住民や団体、組織等の健康と健康な生活づくりを専門とする。それは個人への具体的な健康指導や妊産婦や乳幼児から高齢者まであらゆるライフサイクルに関わり、健康面を中心に関連する施策化にもかかわるなど保健医療福祉の多分野との連携の中で活躍する。そのためには地域の特性を踏まえたリーダー性や分析力、地区組織を編成しまとめる力などの能力が求められる。公衆衛生看護学の基礎知識と理論を基に、地域において、保健師活動の実際を公衆英看護学実習ⅠとⅡ、及び公衆衛生看護管理実習において実習する。長野県及び松本市における課題を抽出しその解決方法を考え、学生として提言するなど実際的な活動を実習する。	関、住民との連携及び協働を支え、持続可能でかつ地域特性を活かした健康なまちづくり、災害対策等を推進することが求められている。前述の通り、長野県の健康長寿を支えてきた保健師の活躍は地域住民からも高く評価されており、今後の保健師への期待も高いものがある。これら地域社会のニーズに応えるために応用看護科目に公衆衛生看護学を設定する。 公衆衛生看護学を選択した学生は、卒業時に保健師国家試験受験資格を得ることができる。
Ⅳ. 教育課程の編成の考え方及び特色 2. 教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー） （略） 2）CP2:「主体的行動力」を身につけるための科目を教養科目、連携科目、専門科目に配置する。 ・自己理解とともに他者との良好な関係を築く人間関係構築の基礎となる能力を養うために、教養科目に「英語Ⅰ～Ⅳ」、「コミュニケーション論」などコミュニケーション関連科目を配置する。 ・課題探求力、問題解決能力、研究力の基礎を	Ⅳ. 教育課程の編成の考え方及び特色 2. 教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー） （略） (2)「主体的行動力」を身につけるための科目を教養科目、連携科目、専門科目に配置する。 ・自己理解とともに他者との良好な関係を築く人間関係構築の基礎となる能力を養うために、教養科目に「英語Ⅰ～Ⅳ」、「コミュニケーション論」などコミュニケーション関連科目を配置する。 ・課題探求力、問題解決能力、研究力の基礎をはぐくみ、自ら考えて行動できる力を育成する

はぐくみ、自ら考えて行動できる力を育成するために連携科目に「教養ゼミナール」「研究入門」等の少人数ゼミナール形式の科目を配置する。 ・臨床現場において主体的かつ意欲的に行動できる力を育成するため、専門科目の基礎看護学・成人看護学・老年看護学・小児看護学・母性看護学・精神看護学・在宅看護学及び看護の応用科目（在宅看護学、公衆衛生看護学、救急・災害看護学等）それぞれに実習科目を配置する。<u>看護の応用の3つの分野においては、自ら選択した分野であるため、また自分の生活する地域に類似した地域の特性であることもあり、興味・関心が高まり主体性、積極性、探求性を持った活動につながる力を育てる科目として配置した。</u> また、看護の統合に「看護マネジメント論」「統合実習」「卒業研究」等を配置する。（資料15：カリキュラム・マップ（CP2に係る教育課程）） 3）CP3:「多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献する力」を身につけるための科目を教養科目、連携科目、専門基礎科目、専門科目に配置する。 ・保健医療福祉の関連分野の人々と連携・協働するためのコミュニケーション力と医療職としての倫理観を養うために教養科目に「コミュニケーション論」「生命倫理」「医療と看護の倫理」等を配置する。地域の特性に関して理解を深めるために、教養科目に「松本の歴史と文化」「ボランティア論」等を配置する。 ・少人数のグループ学修を通じて他者と協働できる力を養成するために智の創造関連科目に「教養ゼミナール」「連携ゼミナールⅠ・Ⅱ」等を配置する。 ・社会や医療を幅広く理解するために専門基礎科目に健康支援と保健医療システム関連科目として、「社会保障制度」「衛生関係法規」等を配置する。	ために連携科目に「教養ゼミナール」「研究入門」等の少人数ゼミナール形式の科目を配置する。 ・臨床現場において主体的かつ意欲的に行動できる力を育成するため、専門科目の基礎看護学系・成人看護学系・老年看護学系・小児看護学系・母性看護学系・精神看護学系・在宅看護学系・公衆衛生看護学系、救急・災害看護学系等それぞれに実習科目を配置する。また、看護の統合に「看護マネジメント論」「卒業研究」等を配置する。（資料15：カリキュラム・マップ（CP2に係る教育課程）） (3)「地域貢献力と多職種連携能力」を身につけるための科目を教養科目、連携科目、専門基礎科目、専門科目に配置する。 ・保健医療福祉の関連分野の人々と連携・協働するためのコミュニケーション力と医療職としての倫理観を養うために教養科目に「コミュニケーション論」「生命倫理」「医療と看護の倫理」等を配置する。地域の特性に関して理解を深めるために、教養科目に「松本の歴史と文化」「ボランティア論」等を配置する。 ・少人数のグループ学修を通じて他者と協働できる力を養成するために智の創造関連科目に「教養ゼミナール」「連携ゼミナールⅠ・Ⅱ」等を配置する。 ・社会や医療を幅広く理解するために専門基礎科目に「社会保障制度」「衛生関係法規」等を配置する。 ・公衆衛生看護学、在宅看護学、救急・災害看護学いずれかを選択し、地域医療の充実と発展

・<u>多職種や地域との連携の実際を学び地域医療の充実と発展に貢献できる能力を養うために看護の応用科目（在宅看護学、公衆衛生看護学、救急・災害看護学）に関する科目を配置する。</u> 具体的に看護の応用分野については以下のよう に科目を配置した。 ・<u>継続的な医療提供のための地域医療連携体制、多職種連携についての実際や方法を学ぶため「在宅生活支援論」「地域包括ケア論」「多職種連携実習」等の在宅看護学関連の科目を配置する。</u> ・<u>多職種や地域住民との連携を通じ、予防の観点から住民の健康づくりを学ぶため「公衆衛生看護活動論Ⅰ・Ⅱ」「公衆衛生看護管理実習」「公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱ」の公衆衛生看護学の関連科目を配置する。</u> ・<u>長野県の救急医療体制の実態と、課題解決のためのシステムや地域連携について把握し、救急チーム医療の一員として救急時の適切な医療・看護ケアを理解するために「救急看護学」「救急看護学実習」の救急看護学の関連科目を配置する。</u> ・<u>長野県の災害対応体制や災害看護の本質と意義を理解し、多職種や地域との連携、災害時の看護の役割と機能の実際を学ぶために「災害看護学」「災害看護学実習」の災害看護学の関連科目を配置する。</u> （資料 16：カリキュラム・マップ（CP3 に係る教育課程））	に貢献できる能力を養うために「公衆衛生看護活動論Ⅰ・Ⅱ」「公衆衛生看護管理実習」「公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱ」等の公衆衛生看護学系の科目、「救急看護学」「救急看護学実習」「災害看護学」「災害看護学実習」等の救急・災害看護学系の科目、「在宅生活支援論」「地域包括ケア論」「多職種連携実習」等の在宅看護学系の科目を配置した。
4) CP4:「課題発見能力と課題解決能力」を身につけるための科目を連携科目、専門科目に配置する。 ・課題探求力、問題解決能力、研究力の基礎をはぐくみ、自ら考えて行動できる力を育成するために連携科目に「教養ゼミナール」「研究入門」等の少人数ゼミナール形式の科目を配置する。	（資料 16：カリキュラム・マップ（CP3 に係る教育課程）） （4）「課題発見能力と課題解決能力」を身につけるための科目を連携科目、専門科目に配置する。 ・課題探求力、問題解決能力、研究力の基礎をはぐくみ、自ら考えて行動できる力を育成するために連携科目に「教養ゼミナール」「研究入門」等の少人数ゼミナール形式の科目を配置する。 ・看護現場において課題を発見し、その解決のための方法を探求できる力を育成するため、専

・看護現場において課題を発見し、その解決のための方法を探求できる力を育成するため、専門科目に基礎看護学・成人看護学・老年看護学・小児看護学・母性看護学・精神看護学・在宅看護学及び看護の応用（在宅看護看護学、公衆衛生看護学、救急・災害看護学等）に関する実習科目を配置する。<u>3つの分野はそれぞれに地域の課題に触れる機会となり、その解決に向けて実践現場での取り組みを知る機会となる。</u><u>このことは、地域に関心が向くと共に社会情勢への関心にも繋がっていくこととなる。</u><u>どの分野においてもどこで看護を行う場合でも、生活する人々にかかわるとき社会の動きと看護は関連することを鑑み課題発見と課題解決を考え取り組む科目として配置した。</u> また、看護の統合に「統合実習」「ヘルスカウンセリング」「卒業研究」等を配置する。 ・将来にわたり看護の発展に寄与できるよう、基本的な研究能力を身に付けるために看護の統合に「卒業研究」等の科目を配置する。（資料17：カリキュラム・マップ（CP4に係る教育課程）） <u>5）CP5:「看護の知識と看護実践力」を身につけるための科目を教養科目、専門基礎科目、専門科目に配置する。</u> ・看護の対象者を理解し、尊重する力を身につけるために、教養科目に「コミュニケーション論」「生命倫理」「臨床心理学」「医療と看護の倫理」の科目を配置し、地域の特性を理解するために「松本の歴史と文化」「ボランティア論」を配置する。 ・看護の対象である人間の身体とその機能を理解するために、専門基礎科目に「形態機能学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「生化学」の人体の構造と機能に関する科目を配置する。 ・健康と疾病の連続性を理解し、人間の様々な健康障害の発生要因や健康障害の状況と生活へ	門科目に基礎看護学系・成人看護学系・老年看護学系・小児看護学系・母性看護学系・精神看護学系・在宅看護学系・公衆衛生看護学系、救急・災害看護学等に関する実習科目を配置する。また、看護の統合に「ヘルスカウンセリング」「卒業研究」等を配置する。 ・将来にわたり看護の発展に寄与できるよう、基本的な研究能力を身に付けるために看護の統合に「卒業研究」等の科目を配置する。（資料17：カリキュラム・マップ（CP4に係る教育課程）） (5)「看護の知識と看護実践力」を身につけるための科目を教養科目、専門基礎科目、専門科目に配置する。 ・看護の対象者を理解し、尊重する力を身につけるために、教養科目に「コミュニケーション論」「生命倫理」「臨床心理学」「医療と看護の倫理」等の科目を配置し、地域の特性を理解するために「松本の歴史と文化」「ボランティア論」等を配置する。 ・看護の対象である人間の身体とその機能を理解するために、専門基礎科目に「形態機能学Ⅰ・Ⅱ」「生化学」等の人体の構造と機能に関する科目を配置する。 ・健康と疾病の連続性を理解し、人間の様々な健康障害の発生要因や健康障害の状況と生活へ

の影響、必要とする治療や看護について学ぶために、専門基礎科目に「病態治療学Ⅰ・Ⅱ」「臨床薬理学」の疾病の成り立ちと回復の促進に関する科目を配置する。 ・社会において健康や健康な生活を支える様々なシステムとその機能、人々の健康への影響を理解するために専門基礎科目に「社会保障制度」「疫学」の健康支援と保健医療システムに関する科目を配置する。 ・看護実践の基盤となる能力を養うために看護の基礎に「看護学概論」「基礎看護技術Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ」「ヘルスアセスメント」「看護過程展開論」を配置する。 ・対象の発達段階に応じた看護実践能力を育成し、良質で安全な看護を実践できる力を養うために看護の実践では、看護の機能の特徴から5領域（成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学）、<u>看護の応用では地域医療の充実と発展に貢献できる能力を養うために、地域の特性から3分野（公衆衛生看護学、在宅看護学、救急・災害看護学）とし、各看護学領域、また分野ごとに講義・演習・実習科目をそれぞれ配置する。3つの分野において、調整力、組織力、アセスメント力、分析力、交渉力など基本的な日常生活に関連する生活を整える実践力を基盤に、地域に根差した活動をするための応用的な実践力に触れる機会となり、将来のキャリアデザインへの動機づけとなる。</u> ・看護の知識と技術の統合を図り、看護の実践者として患者の看護を総合的に展開できるようにするため専門科目に「在宅看護学の講義・演習・実習科目」「統合実習」「卒業研究」「看護マネジメント」「ヘルスカウンセリング」、看護の統合に関する科目を配置する。（資料18：カリキュラム・マップ（CP5に係る教育課程））	の影響、必要とする治療や看護について学ぶために、専門基礎科目に「病態治療学Ⅰ・Ⅱ」「臨床薬理学」等の疾病の成り立ちと回復の促進に関する科目を配置する。 ・社会において健康や健康な生活を支える様々なシステムとその機能、人々の健康への影響を理解するために専門基礎科目に「社会保障制度」「疫学」等の健康支援と保健医療システムに関する科目を配置する。 ・看護実践の基盤となる能力を養うために看護の基礎に「看護学概論」「基礎看護技術Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ」「ヘルスアセスメント」「看護過程展開論」等を配置する。 ・対象の発達段階に応じた看護実践能力を育成し、良質で安全な看護を実践できる力を養うために看護の実践では、看護の機能の特徴から5領域（成人看護学系、老年看護学系、小児看護学系、母性看護学系、精神看護学系）、看護の応用では地域の現状から3領域（公衆衛生看護学、在宅看護学、救急・災害看護学）に分け、系統ごとに講義・演習・実習科目をそれぞれ配置する。 ・看護の知識と技術の統合を図り、看護の実践者として患者の看護を総合的に展開できるようにするため専門科目に「在宅看護学系の講義・演習・実習科目」「統合実習」「卒業研究」「看護マネジメント」「ヘルスカウンセリング」等、看護の統合に関する科目を配置する。（資料18：カリキュラム・マップ（CP5に係る教育課程））
3. 教育課程の編成と特徴 4) 専門科目	3. 教育課程の編成と特徴 4) 専門科目

③看護の応用

看護の応用の科目は、地域医療の充実と発展に貢献できる能力を養うために、その専門性を深めるべく、在宅での治療継続などを支える「在宅看護学」、災害時や救急などに備える「救急・災害看護学」、住民の健康づくりを支援する「公衆衛生看護学」の3つの分野を配置し、学生の興味関心に合わせて履修できるよう選択科目として配置した。この科目は、3年間学んできた興味・関心を基に主体的に地域の実際に関わり、自由な集大成としての学びの機会でもある。また将来に向けてキャリアデザインを考える上での機会ともなり、導きともなる選択科目として、4年生の前期に配置した。また、特に「地域包括ケア論」と「公衆衛生看護学概論」は3つの分野に関連する基礎的な内容であるため必修科目とし、全ての分野の対応科目として記載している。「地域包括ケア論」は、地域で生活する人々が可能な限り住み慣れた地域で生活が維持できるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援の5要素が一体的に提供される仕組みについて学ぶ。更に長野県や松本市の地域特性やサービス内容を通して地域の課題を理解しその解決法について考え、地域の発展と充実について貢献できる姿勢を涵養する。「公衆衛生看護学概論」は、地域、集団、組織の課題は地域で生活する人々にかかわる課題であるために3つの分野でどのように対応し解決するかを考える上で基本となる共通の内容となる。

また、卒業要件としては「救急看護学実習」「多職種連携実習」「公衆衛生看護学実習Ⅰ」のいずれかを履修する必要があるため、学生は興味関心にあわせて、いずれかの領域の専門性を深め

③看護の応用と発展

看護の応用と発展の科目領域は、地域医療の充実と発展に貢献できる能力を養うために、その専門性を深めるべく、在宅での治療継続などを支える「在宅看護学領域」、災害時の救急などに備える「救急・災害看護学領域」、住民の健康づくりを支援する「公衆衛生看護学領域」の3つの領域を配置した。学生の興味関心に合わせて履修できるよう選択科目を中心に配置をした。また、卒業要件としては「救急看護学実習」「多職種連携実習」「公衆衛生看護学実習Ⅰ」のいずれかを履修する必要があるため、学生は興味関心にあわせて、いずれかの領域の専門性を深めることができる。

ることができる。 (i)在宅看護学分野 在宅看護学分野は、療養者とその家族の生活の質の向上のための看護を学ぶ科目領域であり、6科目を配置する。<u>在宅看護学分野の実習は「多職種連携実習」である。広義の意味での多職種連携は保健医療福祉のあらゆる分野、場面において必要かつ重要なことである。在宅看護学分野の「多職種連携実習」は、地域の在宅看護分野に関連した多職種連携体制や対象にとって円滑で有意義な支援のための活動に参加し、その重要性和実感を学び、現在の課題とその解決法についても考える機会とする実習である。またターミナル看護は4年次の後期に開講し、4年間を通じて獲得した死生観、人間観、生活観、生きる意味等の課題の総まとめとなる選択科目として配置する。</u> 必修科目： <u>地域包括ケア論、公衆衛生看護学概論</u> 選択科目： 在宅生活支援論、地域医療連携システム論、多職種連携実習、ターミナル看護、 (ii)救急・災害看護学分野 救急・災害看護学分野は、日常生活時及び災害時の救急への対応、及び災害時の際に必要な看護について学ぶ科目分野であり、6科目を配置する。<u>救急看護学は日常時の救急対応及び、災害時の救急支援にも対応する。また災害時の避難所や炊き出しなど生活、食事、排泄など生活を整え健康を保持するための災害時の支援体制</u>	(i)在宅看護学領域 在宅看護学領域は、療養者とその家族の生活の質の向上のための看護を学ぶ科目領域であり、5科目を配置する。 必修科目： 該当なし 選択科目： 在宅生活支援論、ターミナル看護、地域医療連携システム論、多職種連携実習、地域包括ケア論 (ii)救急・災害看護学領域 救急・災害看護学領域は、災害時の救急の際に必要な看護について学ぶ科目領域であり、4科目を配置する。 必修科目： 該当なし 選択科目： 救急看護学、災害看護学、救急看護学実習、災害看護学実習

を学び、併せて長野県、松本市における救急医療体制や災害時支援体制の実際も学ぶ選択科目として配置する。 必修科目： <u>地域包括ケア論、公衆衛生看護学概論</u> 選択科目： 救急看護学、災害看護学、救急看護学実習、災害看護学実習 (iii)公衆衛生看護学分野 公衆衛生看護学分野は、予防の観点から住民の健康づくりを支援する公衆衛生看護学を学ぶ科目分野であり、9科目を配置する。<u>地域における個人、家族、集団、組織の人々の健康増進、疾病予防の援助を健康レベル別やライフサイクル別に捉え、健康やQOLの向上を目指す看護活動を実践し評価し、地域の健康で幸せな生活を住民とともに守っていく活動のリーダーとなることを学ぶ科目として配置する。この分野は保健師国家試験の受験資格を得るために規定の科目と単位を修得し、受験をして、保健師の資格を取得することが可能となる分野である。</u> 必修科目： <u>地域包括ケア論、公衆衛生看護学概論</u> 選択科目： 公衆衛生看護学活動論Ⅰ、公衆衛生看護学活動論Ⅱ、健康支援論、産業看護論、公衆衛生看護学実習Ⅰ、公衆衛生看護学実習Ⅱ、公衆衛生看護管理実習	(iii)公衆衛生看護学領域 公衆衛生看護学領域は、予防の観点から住民の健康づくりを支援する公衆衛生看護学を学ぶ科目領域であり、8科目を配置する。 必修科目： 該当なし 選択科目： 公衆衛生看護学概論、公衆衛生看護学活動論Ⅰ、公衆衛生看護学活動論Ⅱ、健康支援論、産業看護論、公衆衛生看護学実習Ⅰ、公衆衛生看護学実習Ⅱ、公衆衛生看護管理実習

2. 【全体計画審査意見2の回答について】

＜学生確保の見通しが不明確＞

長野県の看護系大学の進学先が不足していることを理由に、本学への入学見込みが高い旨説明があるが、既設短期大学では未充足の年度もあることを鑑みると、この理由だけでは説明が不十分であることから、在宅看護や災害看護などの四年制大学となることによって生み出される特色や既設短期大学での実績も踏まえるなど、客観的根拠に基づき、継続的に学生を確保できる見通しを明確に説明すること。

(対応)

今般の審査意見2での指摘を踏まえ、本学では改めて、下記の5点について審議を行った。

- ・短期大学で定員が未充足であった原因
- ・四年制大学となることによって生み出される特色
- ・既設短期大学での実績
- ・在宅看護や災害看護などの本学の特色が学生の志向性とどの程度整合しているか
- ・学生の入学がどの程度見込めるか

上記を調査するために長野県内の33の高校にヒアリング調査を実施した。その結果と設置申請中ではあるが、現段階での資料請求数及び松本看護大学の説明会参加者数を前年の短期大学看護学科との比較を基に説明を行う。

(説明)

1. ヒアリング調査について

1) ヒアリングの概要

ヒアリングの対象としたのは、大学への進学を主体とし、松本看護大学への通学可能な進学校を中心に33校を抽出し、進路指導担当教諭に対しヒアリング調査を実施した。これらの高校はこれまで大学進学者が多く、松本短期大学看護学科への入学者は少なかったが、松本看護大学の開設により新たに入学生が見込まれる高校である。調査期間は令和2年6月4日から6月26日までの約1ヶ月間である。

2) ヒアリング内容

- a. 高校3年生の学生数
- b. 高校3年生のうち看護師を志望する学生数
- c. 高校3年生のうち四年制看護系大学を志望する学生数
- d. 高校3年生のうち松本看護大学への受験希望者数
- e. 学生から見た松本看護大学の印象

上記の5点とした。

3) ヒアリング結果

(1) ヒアリング項目 a～d

ヒアリング項目 a～d の結果については、下記の「表 1. a～d のヒアリング結果」に示す通りである。訪問した 33 の高校に在籍する高校 3 年生は 7,896 名であった。高校 3 年生のうち、看護師を志望する学生は 592 名となり、高校 3 年生全体の 7%程度となった。また、看護師を志望する学生の中で特に四年制看護系大学を第一志望としている学生は 431 名であり、看護師志望の学生の 73%が看護系大学を目指している結果となった。長野県における看護師の養成校の入学定員は、約 60%が短期大学又は専門学校を中心とした三年制課程で占められている状況を鑑みると、学生の志向性と養成校の現状に乖離があると考えられる。つまり、長野県には四年制の看護系大学が不足しており、三年制の短期大学より四年制の看護系大学の方が高校生の志向性に合っているといえる。

また、ヒアリング対象校の中で本学看護学部への受験希望者数は 101 名であり、看護師を志望する学生に対する割合は約 23.4%となった。本結果は、令和元年 6 月 1 日～6 月 31 日の間に本学が独自で 3,852 人の高校生に行ったアンケート結果で、看護師を第一志望とする学生のうち、本学看護学部への受験を希望する学生（「ぜひ受験したい」または「受験をしたい」と回答した学生）が約 21.6%であった結果とほぼ整合しており、ヒアリング結果、アンケート結果共に信憑性は高いと判断できる。

表 1. a～d のヒアリング結果

項目	結果（人）
a. 高校 3 年生の学生数	7,896
b. 高校 3 年生のうち看護師を志望する学生数	592
c. 高校 3 年生のうち四年制看護系大学を志望する学生数	431
d. 高校 3 年生のうち松本看護大学への受験希望者数	101

(2) ヒアリング項目 e

ヒアリング項目 e の結果については下記の通りである。

- ・長野県では看護系大学の進学先が不足している認識がある。特に進学校を中心に、国公立である信州大学、長野県立看護大学を志望する学生が多いが、これらの大学は全国から学生が集まるため、長野県内の学生にとって狭き門となっている。松本市に私立の看護大学ができることは学生にとっては朗報である。

- ・学生が看護大学を選ぶ際、取得できる資格が大きなポイントとなる。松本看護大学は看護師と保健師の資格取得が可能であり、学生の志向に合致している。

- ・松本看護大学の特徴である 4 年次の応用看護学は地域のニーズを取り入れ設定されており、いずれも大切に説得力のある設定となっている。特に、今後さらに大切となる在宅看護に対して、重点的に取り組んでいるのは、本学のみであり、この点進路指導の先生より高く評価されている。学生は専門分野を持つことに興味があり、この応用看護学を選択することを契機に将来さらに専門性を深め、地

域で活躍する人材になることに興味を示している。

- ・長野県は山岳地帯にあるため、災害看護は学生もイメージしやすい。
- ・いままさに問題となっている新型コロナウイルスに関して、保健師、看護師の役割はさらに重要なものとなっている。この職業に関して感染の危険性はあるものの、社会貢献度の高さは学生にとって魅力のあるものとなっている。進路指導担当教諭からの情報では、昨年に比べ看護師志望者が増加しているとのことである。

4) ヒアリング結果より見出された結論

ヒアリングの結果より、下記（１）～（４）の４点の結論を見出した。

- （１）看護師志望の学生の 73% が看護系の四年制大学を志望しているが、長野県の看護師養成校の定員は約 60% が短期大学・専門学校であることを鑑みると、学生の志向性と養成校の現状に乖離があり、長野県の看護系四年制大学の進学先が不足している。
- （２）看護師志望の学生の 73% が看護系大学を志望している点から、三年制の短期大学より四年制の看護系大学の方が高校生の志向性にあっている。
- （３）これまで松本短期大学への志願者が少なかった 33 校に対するアンケート結果では、入学定員の 70 名を超える 101 名の受験希望者が確認されており、学生確保の見通しは高いといえる。
- （４）本学が掲げている応用看護、すなわち在宅看護、救急・災害看護、公衆衛生看護（保健師教育）など、四年制大学となることによって生み出される本学の特色は、専門性を志向する高校生のニーズと合致した。

2. 資料請求者数、説明会の開催結果について

1) 資料請求者数（令和 2 年 8 月 8 日現在）

松本看護大学の特色（案）をホームページ、高校訪問、テレビコマーシャル、進学サイト等で紹介した結果、松本看護大学に関する資料請求者数は、8 月 8 日現在で 549 件となり、松本看護大学に関する関心の高さが伺える。

下表 2 は昨年同期の松本短期大学看護学科との資料請求者数の比較である。

表 2. 資料請求者数（前年同期比較）

令和元年 4 月 1 日～8 月 31 日	令和 2 年 4 月 1 日～8 月 8 日
58 件	549 件

2) 松本看護大学紹介オープンキャンパスの開催結果

（１）実施状況

新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮した結果、松本看護大学の紹介オープンキャンパスは 7 月 12 日（日）より開始し、8 月 2 日（日）、8 月 23 日（日）の 3 回を開催している。今後は、随時開催していく予定である。

（２）参加者の状況

参加者数は 7 月 12 日（日）に関しては、準備期間が短く広報が十分行き届いていなかった面があり、オンライン参加者 11 名を含め 58 名、8 月 2 日（日）がオンライン参加者 18 名を含め 96 名と、参加者は増加した。

下表 3 は、昨年同期の松本短期大学看護学科とのオープンキャンパス参加者数の比較である。

表 3. オープンキャンパス参加者数（前年同期比較）

令和元年		令和 2 年	
開催日	参加者数（人）	開催日	参加者数（人）
6 月 22 日	26	7 月 12 日	58
7 月 20 日	36	8 月 2 日	96
8 月 9 日	53	8 月 23 日	93
合計	115	合計	247

（3）参加者アンケート結果

下表 4～7 は、令和 2 年 7 月 12 日及び 8 月 2 日における参加者に対して行ったアンケート結果である。

対象者：オンライン参加者を除く 123 名

有効回答者数：113 名

表 4. 松本看護大学の紹介オープンキャンパスを何で知りましたか。（複数回答可）

回答項目	回答数	割合（%）
松本看護大学（松本短期大学）ホームページ	61	54.0
進学情報サイト	34	30.1
県内高等学校宛松本看護大学オープンキャンパス案内	25	22.1
進路指導の先生	16	14.2
その他	17	15.0

表 5. 今回の学校紹介では、どういったことが知りたくて参加しましたか。（複数回答可）

回答項目	回答数	割合（%）
入学試験のこと	80	70.8
学部の概要	76	67.3
学生生活のこと	56	49.6
取得できる資格のこと	47	41.6
卒業後の予想される就職先のこと	41	36.3
奨学金のこと	41	36.3
国家試験対策のこと	25	22.1
教員の様子	21	18.6
通学のこと	19	16.8

その他	4	3.5

表 6. オープンキャンパスでよかったことや心に残ったことは何でしたか。(複数回答可)

回答項目	回答数	割合 (%)
学部の概要説明	81	71.7
学生生活の概要説明	59	52.2
教職員の対応や雰囲気	47	41.6
その他	48	42.5

表 7. 参加者の感想 (自由記述)

感想の内容
・ 応用選択科目が充実しており是非学びたい。
・ 概要説明を聞くことができ、興味も深まりました。
・ 学部の概要に関して詳しく知ることができ、良かった。
・ 教職員の対応、雰囲気がとてもよかった。機会があれば短大の在校生の話が聞きたい。
・ 教職員のみなさんがとても優しく丁寧に対応してくださり、嬉しかった。
・ 説明が丁寧で、わかりやすかった。
・ 入学したい気持ちが強くなった。
・ 入学試験について知りたかったが、承認後に募集要項を自宅に送ってもらえるとのことで、納得した。
・ 地域に密着した看護の勉強ができるのが良いと思った。
・ 学べる内容や実習について知りたかった情報を聞くことができた。
・ カリキュラムから就職・奨学金に関して説明があり、とても参考になった。

このようにオープンキャンパスでのアンケート結果からも、前述した進路指導担当教諭からのヒアリング結果と同様な反応があり、松本看護大学が考えている在宅看護や災害看護などの四年制大学となることによって生み出される特色は、高校生にとって魅力のある特色の一つとして捉えられており、この特色を更に具体的に広報していくことで、継続的に学生を確保していく。

3. 短期大学で定員が未充足であった原因

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間の松本短期大学看護学科の平均入学定員充足率は 98.5% であり、入学定員未充足となったのは、平成 28 年度と平成 31 年度の 2 年である。開学 14 年間の平均入学定員充足率は 101% である。

こうした中、短期大学において未充足となった理由は、高校生の四年制大学志向の増加が主たる原因であると考えられるが、更に、松本短期大学の魅力が伝わりきらなかった点も理由として考えられる。短期大学の三年制の教育課程では、保健師助産師看護師学校養成所指定規則によって定められた教育課程が主幹であり、松本短期大学看護学科にしかない魅力や特色が伝わりにくく、他校との違い

が判別しにくかったと考えられる。一方で、松本看護大学として四年制となることで、在宅看護、救急・災害看護、公衆衛生看護などの特色が生み出されるため、広報活動ではこうした特色を重点的に伝えていく。

4. 四年制大学となることによって生み出される特色

三年制の松本短期大学から四年制の松本看護大学となることで生み出される特色として、下記の2点を中心に高校生への説明を行う。

- ① 「智の連携創造科目」として位置づけた「連携ゼミナールⅠ」、「連携ゼミナールⅡ」や「研究方法論」などの科目では、現短期大学で十分な教育ができなかった文献検討、研究計画の作成と検証といった研究的視点を育むプロセスを経験することができる。
- ② 「救急看護学」「災害看護学」「在宅看護学」「公衆衛生看護学」等の「看護の応用と発展科目」を新しく配置し、地域の特性にあったより深い学びを提供できる。

松本看護大学のオープンキャンパス等で、こうした特色について高校生に今後も説明していく。

7月及び8月に開催したオープンキャンパスで説明を行い、回収したアンケートで「オープンキャンパスでよかったことや心に残ったことは何でしたか。」との質問に対する回答の結果(上記 表6)、高校生の71.7%にあたる81名が「学部の概要説明」と回答したことからも、本学が四年制大学となることによって生み出される特色は学生から高い評価を得ていると判断できる。

5. 既設短期大学での実績

松本看護大学の母体となる松本短期大学は設立以来地域に根差した教育を実施しており、看護学科開学14年間の平均入学定員充足率は101%となっている。看護師国家資格合格率も100%を2ヵ年連続で達成し、地域からの信頼も厚い。こうした実績は、松本短期大学の教育に対する姿勢にあると考えられる。松本短期大学は「信濃の国の教育風土に培われた教育への良心と見識」をもって学生教育を行っており、学生たちを「型にはめる」のではなく、学生たちに寄り添い「個性を尊重して、もてる可能性を引き出す」という教育観を共有し、その実現に取り組んできた。このような教育の姿勢は松本短期大学の初代理事長であり、教育者である上条憲太郎が信濃教育から継承した考え方である。

松本看護大学は松本短期大学の開学以来、受け継いできた信濃教育の考えを継承し、発展させていく。

上記の審査意見2を踏まえ、学生の確保の見通しと学生確保に向けた取組を記載した書類を加筆する。

(新旧対照表) 学生の確保の見通しと学生確保に向けた取組を記載した書類 (6 ページ)

新 (6 ページ)	旧 (6 ページ)
4. 学生確保の見通し 1) ～ 7) 略 8) <u>松本看護大学への期待度</u> このように全国的及び長野県内において大学志向が強くなっている現状において、松本看護大学への志願者がどの程度期待できるか、追加の調査を実施した。 調査の対象としたのは、大学への進学を主体とし、松本看護大学への通学可能な進学校を中心に 33 校を抽出し、進路指導担当教諭に対しヒアリング調査を実施した。これらの高校はこれまで大学進学者が多いため、松本短期大学看護学科への入学者は少ないものの、松本看護大学の開設により新たに入学生が見込まれる高校である。調査期間は令和 2 年 6 月 4 日から 6 月 26 日までの約 1 ヶ月間である。 ①ヒアリング内容 a. <u>高校 3 年生の学生数</u> b. <u>高校 3 年生のうち看護師を志望する学生数</u> c. <u>高校 3 年生のうち四年制看護系大学を志望する学生数</u> d. <u>高校 3 年生のうち松本看護大学への受験希望者数</u> e. <u>学生から見た松本看護大学の印象</u> <u>上記の 5 点とした。</u> ②ヒアリング結果 <u>(1) ヒアリング項目 a ～ d</u> <u>ヒアリング項目 a ～ d の結果については、下記の「表 1. a ～ d のヒアリング結果」に示す通りである。訪問した 33 の高校に在籍する高校 3 年生は 7,896 名であった。高校 3 年生のうち、看護師を志望する学生は 592 名となり、高校 3 年生全体の 7%程度となった。また、看護師を志望する学生の中で特に四年制看護系大学を第一志望としている学生は 431 名であり、看護師志望の学生の 73%が看護系大学を目指している結</u>	4. 学生確保の見通し 1) ～ 7) 略 (新規)

果となった。長野県における看護師の養成校の入学定員は、約 60%が短期大学又は専門学校を中心とした三年制課程で占められている状況を鑑みると、学生の志向性と養成校の現状に乖離があると考えられる。つまり、長野県には四年制の看護系大学が不足しており、三年制の短期大学より四年制の看護系大学の方が高校生の志向性に合っているといえる。

また、ヒアリング対象校の中で本学看護学部への受験希望者数は 101 名であり、看護師を志望する学生に対する割合は約 23.4%となった。本結果は、令和元年 6 月 1 日～6 月 31 日の間に本学が独自で 3,852 人の高校生に行ったアンケート結果で、看護師を第一志望とする学生のうち、本学看護学部への受験を希望する学生（「ぜひ受験したい」または「受験をしたい」と回答した学生）が約 21.6%であった結果とほぼ整合しており、ヒアリング結果、アンケート結果共に信憑性は高いと判断できる。

表 1. a～d のヒアリング結果

項目	結果（人）
a. 高校 3 年生の学生数	7,896
b. 高校 3 年生のうち看護師を志望する学生数	592
c. 高校 3 年生のうち四年制看護系大学を志望する学生数	431
d. 高校 3 年生のうち松本看護大学への受験希望者数	101

（2）ヒアリング項目 e

ヒアリング項目 e の結果については下記の通りである。

・長野県では看護系大学の進学先が不足している認識がある。特に進学校を中心に、国公立である信州大学、長野県立看護大学を志望する学生が多いが、これらの大学は全国から学生が集まるため、長野県内の学生にとって狭き門となっている。松本市に私立の看護大学ができることは学生にとっては朗報である。

・学生が看護大学を選ぶ際、取得できる資格が

大きなポイントとなる。松本看護大学は看護師と保健師の資格取得が可能であり、学生の志向に合致している。

・松本看護大学の特徴である 4 年次の応用看護領域は地域のニーズを取り入れ設定されており、いずれも大切に説得力のある設定となっている。特に、今後さらに大切となる在宅看護に対して、重点的に取り組んでいるのは、本学のみであり、この点進路指導の先生より高く評価されている。学生は専門分野を持つことに興味があり、この応用看護領域を選択することを契機に将来さらに専門性を深め、地域で活躍する人材になることに興味を示している。

・長野県は山岳地帯にあるため、災害看護は学生もイメージしやすい。

・いままさに問題となっている新型コロナウイルスに関して、保健師、看護師の役割はさらに重要なものとなっている。この職業に関して感染の危険性はあるものの、社会貢献度の高さは学生にとって魅力のあるものとなっている。進路指導担当教諭からの情報では、昨年に比べ看護師志望者が増加しているとのことである。

③ヒアリング結果より見出された結論

ヒアリングの結果より、下記（１）～（４）の４点の結論を見出した。

（１）看護師志望の学生の 73%が看護系の四年制大学を志望しているが、長野県の看護師養成校の定員は約 60%が短期大学・専門学校であることを鑑みると、学生の志向性と養成校の現状に乖離があり、長野県の看護系四年制大学の進学先が不足している。

（２）看護師志望の学生の 73%が看護系大学を志望している点から、三年制の短期大学より四年制の看護系大学の方が高校生の志向性にあっている。

（３）これまで松本短期大学への志願者が少なかった 33 校に対するアンケート結果では、入学定員の 70 名を超える 101 名の受験希望者が確認

されており、学生確保の見通しは高いといえる。 （４）<u>本学が掲げている応用看護領域すなわち、在宅看護、救急・災害看護、公衆衛生看護（保健師教育）など、四年制大学となることによって生み出される本学の特色は、専門性を志向する高校生のニーズと合致した。</u> 9）<u>資料請求者数、説明会の開催結果について</u> <u>前述したアンケート結果、及びヒアリング結果を裏付けるために、現時点での松本看護大学への高校生の期待度を資料請求数及びオープンキャンパスでの参加者数、参加しての感想等より考察した。</u> ①<u>資料請求者数（令和２年８月８日現在）</u> <u>松本看護大学の特色（案）をホームページ、高校訪問、テレビコマーシャル、進学サイト等で紹介した結果、松本看護大学に関する資料請求者数は、８月８日現在で５４９件となり、松本看護大学に関する関心の高さが伺える。</u> <u>下表２は昨年同期の松本短期大学看護学科との資料請求者数の比較である。</u> 表２．資料請求者数（前年同期比較） <table border="1"> <tr> <th>令和元年４月１日～８月３１日</th><th>令和２年４月１日～８月８日</th></tr> <tr> <td>５８件</td><td>５４９件</td></tr> </table> ②<u>松本看護大学紹介オープンキャンパスの開催結果</u> <u>（１）実施状況</u> <u>新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮した結果、松本看護大学の紹介オープンキャンパスは７月１２日（日）より開始し、８月２日（日）、８月２３日（日）の３回を開催している。今後は、随時開催していく予定である</u> <u>（２）参加者の状況</u> <u>参加者数は７月１２日（日）に関しては、準備期間が短く広報が十分行き届いていなかった面があり、オンライン参加者１１名を含め５８名、</u>	令和元年４月１日～８月３１日	令和２年４月１日～８月８日	５８件	５４９件	（新規）
令和元年４月１日～８月３１日	令和２年４月１日～８月８日				
５８件	５４９件				

8月2日（日）がオンライン参加者18名を含め96名と、参加者は増加した。

下表3は、昨年同期の松本短期大学看護学科とのオープンキャンパス参加者数の比較である。

表3. オープンキャンパス参加者数（前年同期比較）

令和元年		令和2年	
開催日	参加者数（人）	開催日	参加者数（人）
6月22日	26	7月12日	58
7月20日	36	8月2日	96
8月9日	53	8月23日	93
合計	115	合計	247

3) 参加者アンケート結果

下表4～7は、令和2年7月12日及び8月2日における参加者に対して行ったアンケート結果である。

対象者：オンライン参加者を除く123名

有効回答者数：113名

表4. 松本看護大学の紹介オープンキャンパスを何で知りましたか。（複数回答可）

回答項目	回答数	割合（％）
松本看護大学（松本短期大学）ホームページ	61	54.0
進学情報サイト	34	30.1
県内高等学校宛松本看護大学オープンキャンパス案内	25	22.1
進路指導の先生	16	14.2
その他	17	15.0

表5. 今回の学校紹介では、こういったことが知りたくて参加しましたか。（複数回答可）

回答項目	回答数	割合（％）
入学試験のこと	80	70.8
学部概要	76	67.3
学生生活のこと	56	49.6
取得できる資格のこと	47	41.6
卒業後の予想される就職先のこと	41	36.3

奨学金のこと	41	36.3
国家試験対策のこと	25	22.1
教員の様子	21	18.6
通学のこと	19	16.8
その他	4	3.5

表 6. オープンキャンパスでよかったことや心に残ったことは何でしたか。(複数回答可)

回答項目	回答数	割合 (%)
学部概要説明	81	71.7
学生生活の概要説明	59	52.2
教職員の対応や雰囲気	47	41.6
その他	48	42.5

表 7. 参加者の感想 (自由記述)

感想の内容
・応用選択科目が充実しており是非学びたい。
・概要説明を聞くことができ、興味も深まりました。
・学部の概要に関して詳しく知ることができ、良かった。
・教職員の対応、雰囲気がとても良かった。機会があれば短大の在校生の話が聞きたい。
・教職員のみなさんがとても優しく丁寧に対応してくださり、嬉しかった。
・説明が丁寧で、わかりやすかった。
・入学したい気持ちが強くなった。
・入学試験について知りたかったが、承認後に募集要項を自宅に送ってもらえるとのことで、納得した。
・地域に密着した看護の勉強ができるのが良いと思った。
・学べる内容や実習について知りたかった情報を聞くことができた。
・カリキュラムから就職・奨学金に関して説明があり、とても参考になった。

このようにオープンキャンパスでのアンケート結果からも、前述した進路指導担当教諭からのヒアリング結果と同様な反応があり、松本看護大学が考えている在宅看護や災害看護などの四年制大学となることによって生み出される特色は、高校生にとって魅力のある特色の一つとして捉えられており、この特色を更に具体的に広報していくことで、継続的に学生を確保していく。

10) <u>短期大学で定員が未充足であった原因</u> <u>平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間の松</u> <u>本短期大学看護学科の平均入学定員充足率は</u> <u>98.5%であり、入学定員未充足となったのは、</u> <u>平成 28 年度と平成 31 年度の 2 年である。開学</u> <u>14 年間の平均入学定員充足率は 101%である。</u> <u>こうした中、短期大学において未充足となった</u> <u>理由は、高校生の四年制大学志向の増加が主た</u> <u>る原因であると考えられるが、更に、松本短期</u> <u>大学の魅力が伝わりきらなかった点も理由とし</u> <u>て考えられる。短期大学の三年制の教育課程で</u> <u>は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に</u> <u>よって定められた教育課程が主幹であり、松本</u> <u>短期大学看護学科にしかない魅力や特色が伝わ</u> <u>りにくく、他校との違いが判別しにくかったと</u> <u>考えられる。一方で、松本看護大学として四年</u> <u>制となることで、在宅看護、救急・災害看護、</u> <u>公衆衛生看護などの特色が生み出されるため、</u> <u>広報活動ではこうした特色を重点的に伝えてい</u> <u>く。</u>	(新規)
11) <u>四年制大学となることによって生み出され</u> <u>る特色</u> <u>三年制の松本短期大学から四年制の松本看護大</u> <u>学となることで生み出される特色として、下記</u> <u>の 2 点を中心に高校生への説明を行う。</u> <u>① 「智の連携創造科目」として位置づけた「連</u> <u>携ゼミナールⅠ」、「連携ゼミナールⅡ」や「研</u> <u>究方法論」などの科目では、現短期大学で十分</u> <u>な教育ができなかった文献検討、研究計画の作</u> <u>成と検証といった研究的視点を育むプロセスを</u> <u>経験することができる。</u> <u>② 「救急看護学」「災害看護学」「在宅看護学」</u> <u>「公衆衛生看護学」等の「看護の応用と発展科</u> <u>目」を新しく配置し、地域の特性にあったより</u> <u>深い学びを提供できる。</u> <u>松本看護大学のオープンキャンパス等で、こう</u> <u>した特色について高校生に今後も説明してい</u>	(新規)

く。 7 月及び 8 月に開催したオープンキャンパスで説明を行い、回収したアンケートで「オープンキャンパスでよかったことや心に残ったことは何でしたか。」との質問に対する回答の結果（上記 表 6）、高校生の 71.7%にあたる 81 名が「学部の概要説明」と回答したことからも、本学が四年制大学となることによって生み出される特色は学生から高い評価を得ていると判断できる。 12) 既設短期大学での実績 松本看護大学の母体となる松本短期大学は設立以来地域に根差した教育を実施しており、看護学科開学 14 年間の平均入学定員充足率は 101%となっている。看護師国家資格合格率も 100%を 2 ヶ年連続で達成し、地域からの信頼も厚い。こうした実績は、松本短期大学の教育に対する姿勢にあると考えられる。松本短期大学は「信濃の国の教育風土に培われた教育への良心と見識」をもって学生教育を行っており、学生たちを「型にはめる」のではなく、学生たちに寄り添い「個性を尊重して、もてる可能性を引き出す」という教育観を共有し、その実現に取り組んできた。このような教育の姿勢は松本短期大学の初代理事長であり、教育者である上条憲太郎が信濃教育から継承した考え方である。 松本看護大学は松本短期大学の開学以来、受け継いできた信濃教育の考えを継承し、発展させていく。 13) 松本看護大学の優位性 (略)	(新規) 8) 教育の特色、立地、初年度学費の観点で競合となる他の看護大学に対して優位性がある。 (略)

3. 【全体計画審査意見4の回答について】

＜教育課程の配置が不明確＞

ディプロマ・ポリシーに「多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる」、カリキュラム・ポリシーに「地域貢献力と多職種連携能力を身に付けるための科目を配置」を掲げ、これらに対応する科目をカリキュラムマップ等により説明しているが、これらのうち、特に救急看護学実習や災害看護学実習などの実習科目において、ディプロマ・ポリシー等に掲げる観点が不足するため、授業内容の見直しにより充実を図ること。

(対応)

今般の「審査意見」での指摘を踏まえ、本学では改めて、次の9科目に関して見直しを行い、シラバスにディプロマ・ポリシーに掲げる観点を反映するためその内容を改めた。見直しを行った科目は「救急看護学」「災害看護学」「救急看護学実習」「災害看護学実習」「多職種連携実習」「公衆衛生看護学実習Ⅰ」「公衆衛生看護学実習Ⅱ」「公衆衛生看護管理実習」「在宅看護学実習」である。

見直しに伴い、本学の特色となる3分野（公衆衛生看護学、在宅看護学、救急・災害看護学）に係るカリキュラム・ポリシーと設置の趣旨の本文を改めた。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類

新(22 ページ)	旧(21 ページ)
Ⅱ. 本学の特色(学部学科の特色) 6. 3つのポリシーと教育課程のつながり (略) 3) DP3:多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる。 看護職者は、医療の質向上のため、保健医療福祉関係者と協働し、相互の創意、工夫、努力によって、質の高い看護及び医療を提供することが求められる点から策定を行った。協働する関係者の専門性を理解し合い、各々の能力を最大限に発揮しながら、より質の高い看護及び医療の提供をめざす態度と、その遂行のための能力である。 「カリキュラム・ポリシー3:「多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献する能力」を身につけるための科目を教養科目、連携科目、専門基礎科目、専門科目に配置する」はこの能	Ⅱ. 本学の特色(学部学科の特色) 6. 3つのポリシーと教育課程のつながり (略) 3) 多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる。 看護職者は、医療の質向上のため、保健医療福祉関係者と協働し、相互の創意、工夫、努力によって、質の高い看護及び医療を提供することが求められる点から策定を行った。協働する関係者の専門性を理解し合い、各々の能力を最大限に発揮しながら、より質の高い看護及び医療の提供をめざす態度と、その遂行のための能力である。 「カリキュラムポリシー3:「地域貢献力と多職種連携能力」を身につけるための科目を教養科目、連携科目、専門基礎科目、専門科目に配置する。」はこの能力を養成するためのカリキュ

力を養成するためのカリキュラム編成であり、教養科目の一部や連携科目、専門科目の一部と関連している。地域貢献力を養うために地域の現状を適切に理解し判断へと繋げる力が必要であるため、社会常識の獲得や科学的な根拠をもった判断ができる能力を養成するために、1・2年次には「社会保障制度」「衛生関係法規」「比較文化論」等の科目を配置している。また、「松本の歴史と文化」では特に本学の位置する松本に関わる地域特性を学ぶ。1・2年次にて学んだ内容を基盤として「公衆衛生看護学系」「在宅看護学系」「救急看護学系」「災害看護学系」を選択によりいずれかの看護の応用科目を学び、<u>地域医療の充実と発展のための連携体制・支援体制を学びその専門性を深める</u>。更に、必修科目として「在宅看護学概論」「在宅看護援助論Ⅰ」「在宅看護援助論Ⅱ」「在宅看護学実習」といった在宅関連の科目を学修し、地域医療に貢献できる看護実践力へと展開する。 一方で、多職種連携能力を身につけるために「コミュニケーション論」「コミュニケーション支援論」といったコミュニケーション関連科目によりコミュニケーション関連の基盤となる能力を身につけ、「公衆衛生看護活動論Ⅰ・Ⅱ」「公衆衛生看護管理実習」「公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱ」等の公衆衛生看護学の科目、「救急看護学」「救急看護学実習」「災害看護学」「災害看護学実習」等の救急・災害看護学に関連した科目、「在宅生活支援論」「地域包括ケア論」「多職種連携実習」等の在宅看護学に関連した科目で実際の患者と接することを通じ多職種連携へと発展させていく。こうした体系的なカリキュラムによって学生はディプロマ・ポリシーに掲げる「多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる能力」を身につけることへと繋がっていく。 更に、「公衆衛生看護学系」「在宅看護学系」「救急看護学系」「災害看護学系」については、学び	ラム編成であり、教養科目の一部や連携科目、専門科目の一部と関連している。地域貢献力を養うために地域の現状を適切に理解し判断へと繋げる力が必要であるため、社会常識の獲得や科学的な根拠をもった判断ができる能力を養成するために、1・2年次には「社会保障制度」「衛生関係法規」「比較文化論」等の科目を配置している。また、「松本の歴史と文化」では特に本学の位置する松本に関わる地域特性を学ぶ。1・2年次にて学んだ内容を基盤として「公衆衛生看護学系」「在宅看護学系」「救急看護学系」「災害看護学系」いずれかの専門領域を学び、その専門性を深める。更に、必修科目として「在宅看護学概論」「在宅看護援助論Ⅰ」「在宅看護援助論Ⅱ」「在宅看護学実習」といった在宅関連の科目を学修し、地域医療へと貢献できる看護実践力へと展開する。 一方で、多職種連携能力を身につけるために「コミュニケーション論」「コミュニケーション支援論」といったコミュニケーション関連科目によりコミュニケーション関連の基盤となる能力を身につけ、「公衆衛生看護活動論Ⅰ・Ⅱ」「公衆衛生看護管理実習」「公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱ」等の公衆衛生看護学系の科目、「救急看護学」「救急看護学実習」「災害看護学」「災害看護学実習」等の救急・災害看護学系の科目、「在宅生活支援論」「地域包括ケア論」「多職種連携実習」等の在宅看護学系の科目で実際の患者と接することを通じ多職種連携へと発展させていく。こうした体系的なカリキュラムによって学生はディプロマ・ポリシーに掲げる「多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる能力」へと繋がっていく。 こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、<u>本学のアドミッションポリシーに「⑤人々と良い関係を持ち、自分の考えを的確に表現する力が備わっている人（多様性・協働性・思考力・判断力・表現力）」「⑦大</u>

の集大成としてそれぞれの専門領域ごとに必要とされる連携体制・支援体制について学ぶ。特に、在宅看護学に関連する科目については、継続的な医療提供のための地域医療連携体制、多職種連携についての実際や方法を学ぶ。公衆衛生看護学に関連する科目については地域住民との連携を通じ、予防の観点から住民の健康づくりを学ぶ。救急看護学に関連する科目については救急医療体制の実態と、課題解決のためのシステムや地域連携について学ぶ。災害看護学に関連する科目については災害対応体制や災害看護の本質と意義を理解し、多職種や地域との連携、災害時の看護の役割と機能の実際を学ぶ。 こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、<u>本学のアドミッション・ポリシーに「⑤人々と良い関係を持ち、自分の考えを的確に表現する力が備わっている人（多様性・協働性・思考力・判断力・表現力）」「⑦大学で学んだ看護学を地域社会の為に生かそうという志のある人（意欲）」を策定し、入学時に入学希望者のコミュニケーション力の素地や地域に貢献しようとする意欲を確認する。</u>	<u>学で学んだ看護学を地域社会の為に生かそうという志のある人（意欲）」を策定し、入学時に入学希望者のコミュニケーション力の素地や地域に貢献しようとする意欲を確認する。</u>
7. 教育課程の特色 2) 地域の特色を踏まえた看護職の養成 本学は、地域の現状を踏まえ、地域貢献の充実を図ることを目指し、領域別の看護科目のほかに、「救急・災害看護学」「在宅看護学」「公衆衛生看護学」の応用看護分野を設定する。3つの看護の応用分野から学生の関心の高い分野を選択し、学習を深め、将来のキャリア形成に役立つ学習機会を提供する。 ① 救急・災害看護学教育 我が国は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、台風、豪雨、豪雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火などによる災害が発生しやすい国土であり、世界有数の自然	7. 教育課程の特色 2) 地域の特色を踏まえた看護職の養成 本学は、地域の現状を踏まえ、地域貢献の充実を図ることを目指し、領域別の看護学科目のほかに、「救急・災害看護学」「在宅看護学」「公衆衛生看護学」の応用看護科目を設定する。3つの応用看護科目から学生の関心の高い分野を選択し、学習を深め、将来のキャリア形成に役立つ学習機会を提供する。 ① 救急・災害看護学教育 我が国は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、台風、豪雨、豪雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火などによる災害が発生しやすい国土であり、世界有数の自然

災害大国と言われている。近年、これら自然災害が増加の傾向にあり、自然災害に対応できる災害医療チームの育成が急務とされている。 また、本学の位置する松本市は、長野県中央部にあり、北アルプス連峰をはじめとする日本でも有数の標高 2,000m～3,000m 級の山岳地帯に囲まれた、松本盆地に在る人口約 24 万人の城下町である。このような地域特性を有する松本市は、北アルプスの登山基地であり、季節を問わず多数の登山者が訪れ、それに伴い山岳事故も後を絶たない状況がある。これらの山岳事故に対応できる看護職の養成が地域社会から求められている。将来<u>自然災害に対応できる災害医療チームの一員として活躍できるための素地を学び、また地域においては日常生活の中で救急外来にて救急対応、救急看護ができる素地を学ぶ。</u>このことにより、将来的に救急・災害時には災害医療チームの一員として活躍できる看護職となるための<u>動機づけと初歩的な育成</u>を担うこととし、本学では、救急・災害看護学を設定する。 ② 在宅看護学教育 訪問看護の利用者数は、今後、高齢者の死亡者数の増加、医療施設内医療から在宅医療への移行の促進に伴って急増が見込まれている。医療施設内医療から在宅医療へ移行するためには、高度な医療処置や適切な症状コントロールを在宅で安全かつ継続的に提供できる体制がなければ実現することはできない。在宅医療は、訪問看護の活躍により、利用者の生活の質を豊かに広げていくものとなる。このような社会需要に対応し、訪問看護における人材育成の観点からも在宅看護学への学生の理解を深めることは重要である。これらより看護の応用科目に在宅看護学を設定する。<u>在宅における看護は医療施設における看護と違い、鋭い観察力と判断力、看護実践力、インフォームドコンセントの力な</u>	災害大国と言われている。近年、これら自然災害が増加の傾向にあり、自然災害に対応できる災害医療チームの育成が急務とされている。 また、本学の位置する松本市は、長野県中央部にあり、北アルプス連峰をはじめとする日本でも有数の標高 2,000m～3,000m 級の山岳地帯に囲まれた松本盆地に在る人口約 24 万人の城下町である。このような地域特性を有する松本市は、北アルプスの登山基地であり、季節を問わず多数の登山者が訪れ、それに伴い山岳事故も後を絶たない状況がある。これらの山岳事故に対応できる災害医療チームの一員として活躍できるための素地を学び看護職の養成が地域社会から求められている。これらより、医療者の育成を担う本学では、救急・災害看護学を設定する。 ② 在宅看護学教育 訪問看護の利用者数は、今後、高齢者の死亡者数の増加、医療施設内医療から在宅医療への移行の促進に伴って急増が見込まれている。医療施設内医療から在宅医療へ移行するためには、高度な医療処置や適切な症状コントロールを在宅で安全かつ継続的に提供できる体制がなければ実現することはできない。在宅医療は、訪問看護の活躍により、利用者の生活の質を豊かに広げていくものとなる。このような社会需要に対応し、訪問看護における人材育成の観点からも在宅看護学への学生の理解を深めることは重要である。これらより応用看護科目に在宅看護学を設定する。

ど、本人はもちろん家族等と共に多職種の力を <u>総結集した支援や対応が必要である。そのため</u> <u>在宅看護学の分野では、多職種連携実習を行う。</u> <u>多くの連携場面や会議や連携の打ち合わせに参</u> <u>加するなどして、そのネットワークや役割分担、</u> <u>調整などの実際を学ぶ実習を行い、在宅看護の</u> <u>実践においてどのように連携したらよいかを考</u> <u>えその課題や解決方法など考える実習を行う。</u>	
③ 公衆衛生看護学教育 保健師は、保健医療福祉の各分野及び関係機 関、住民との連携及び協働を支え、持続可能で かつ地域特性を活かした健康なまちづくり、災 害対策等を推進することが求められている。前 述の通り、長野県の健康長寿を支えてきた保健 師の活躍は地域住民からも高く評価されてお り、今後の保健師への期待も高いものがある。 これら地域社会のニーズに応えるために看護の 応用科目に公衆衛生看護学を設定する。 公衆衛生看護学を選択した学生は、卒業時に 保健師国家試験受験資格を得ることができる。 保健師は地域住民や団体、組織等の健康と健康 な生活づくりを専門とする。それは個人への具 体的な健康指導や妊産婦や乳幼児から高齢者ま であらゆるライフサイクルに関わり、健康面を 中心に関連する施策化にもかかわるなど保健医 療福祉の多分野との連携の中で活躍する。その ためには地域の特性を踏まえたリーダー性や分 析力、地区組織を編成しまとめる力などの能力 が求められる。公衆衛生看護学の基礎知識と理 論を基に、地域において、保健師活動の実際を 公衆英看護学実習ⅠとⅡ、及び公衆衛生看護管 理実習において実習する。長野県及び松本市に おける課題を抽出しその解決方法を考え、学生 として提言するなど実際的な活動を実習する。	③ 公衆衛生看護学教育 保健師は、保健医療福祉の各分野及び関係機 関、住民との連携及び協働を支え、持続可能で かつ地域特性を活かした健康なまちづくり、災 害対策等を推進することが求められている。前 述の通り、長野県の健康長寿を支えてきた保健 師の活躍は地域住民からも高く評価されてお り、今後の保健師への期待も高いものがある。 これら地域社会のニーズに応えるために応用看 護科目に公衆衛生看護学を設定する。 公衆衛生看護学を選択した学生は、卒業時に 保健師国家試験受験資格を得ることができる。

IV. 教育課程の編成の考え方及び特色 2. 教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー） （略） 2) DP2:「主体的行動力」を身につけるための科目を教養科目、連携科目、専門科目に配置する。 ・自己理解とともに他者との良好な関係を築く人間関係構築の基礎となる能力を養うために、教養科目に「英語Ⅰ～Ⅳ」、「コミュニケーション論」などコミュニケーション関連科目を配置する。 ・課題探求力、問題解決能力、研究力の基礎をはぐくみ、自ら考えて行動できる力を育成するために連携科目に「教養ゼミナール」「研究入門」等の少人数ゼミナール形式の科目を配置する。 ・臨床現場において主体的かつ意欲的に行動できる力を育成するため、専門科目の基礎看護学・成人看護学・老年看護学・小児看護学・母性看護学・精神看護学・在宅看護学及び看護の応用科目（在宅看護学、公衆衛生看護学、救急・災害看護学等）それぞれに実習科目を配置する。<u>看護の応用の3つの分野においては、自ら選択した分野であるため、また自分の生活する地域に類似した地域の特性であることもあり、興味・関心が高まり主体性、積極性、探求性を持った活動につながる力を育てる科目として配置した。</u> また、看護の統合に「看護マネジメント論」「統合実習」「卒業研究」等を配置する。（資料15：カリキュラム・マップ（CP2に係る教育課程）） 3) DP3:「多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献する力」を身につけるための科目を教養科目、連携科目、専門基礎科目、専門科目に配置する。 ・保健医療福祉の関連分野の人々と連携・協働するためのコミュニケーション力と医療職としての倫理観を養うために教養科目に「コミュニ	IV. 教育課程の編成の考え方及び特色 2. 教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー） （略） (2)「主体的行動力」を身につけるための科目を教養科目、連携科目、専門科目に配置する。 ・自己理解とともに他者との良好な関係を築く人間関係構築の基礎となる能力を養うために、教養科目に「英語Ⅰ～Ⅳ」、「コミュニケーション論」などコミュニケーション関連科目を配置する。 ・課題探求力、問題解決能力、研究力の基礎をはぐくみ、自ら考えて行動できる力を育成するために連携科目に「教養ゼミナール」「研究入門」等の少人数ゼミナール形式の科目を配置する。 ・臨床現場において主体的かつ意欲的に行動できる力を育成するため、専門科目の基礎看護学系・成人看護学系・老年看護学系・小児看護学系・母性看護学系・精神看護学系・在宅看護学系・公衆衛生看護学系、救急・災害看護学系等それぞれに実習科目を配置する。また、看護の統合に「看護マネジメント論」「卒業研究」等を配置する。（資料15：カリキュラム・マップ（CP2に係る教育課程）） (3)「地域貢献力と多職種連携能力」を身につけるための科目を教養科目、連携科目、専門基礎科目、専門科目に配置する。 ・保健医療福祉の関連分野の人々と連携・協働するためのコミュニケーション力と医療職としての倫理観を養うために教養科目に「コミュニ

しての倫理観を養うために教養科目に「コミュニケーション論」「生命倫理」「医療と看護の倫理」等を配置する。地域の特性に関して理解を深めるために、教養科目に「松本の歴史と文化」「ボランティア論」等を配置する。 ・少人数のグループ学修を通じて他者と協働できる力を養成するために智の創造関連科目に「教養ゼミナール」「連携ゼミナールⅠ・Ⅱ」等を配置する。 ・社会や医療を幅広く理解するために専門基礎科目に健康支援と保健医療システム関連科目として、「社会保障制度」「衛生関係法規」等を配置する。 ・<u>多職種や地域との連携の実際を学び地域医療の充実と発展に貢献できる能力を養うために看護の応用（在宅看護学、公衆衛生看護学、救急・災害看護学）に関する科目を配置する。具体的に看護の応用分野については以下のように科目を配置した。</u> ・<u>継続的な医療提供のための地域医療連携体制、多職種連携についての実際や方法を学ぶため「在宅生活支援論」「地域包括ケア論」「多職種連携実習」等の在宅看護学関連の科目を配置する。</u> ・<u>多職種や地域住民との連携を通じ、予防の観点から住民の健康づくりを学ぶため「公衆衛生看護活動論Ⅰ・Ⅱ」「公衆衛生看護管理実習」「公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱ」等の公衆衛生看護学の関連科目を配置する。</u> ・<u>長野県の救急医療体制の実態と、課題解決のためのシステムや地域連携について把握し、救急チーム医療の一員として救急時の適切な医療・看護ケアを理解するために「救急看護学」「救急看護学実習」の救急看護学の関連科目を配置する。</u> ・<u>長野県の災害対応体制や災害看護の本質と意義を理解し、多職種や地域との連携、災害時の看護の役割と機能の実際を学ぶために「災害看</u>	ケーション論」「生命倫理」「医療と看護の倫理」等を配置する。地域の特性に関して理解を深めるために、教養科目に「松本の歴史と文化」「ボランティア論」等を配置する。 ・少人数のグループ学修を通じて他者と協働できる力を養成するために智の創造関連科目に「教養ゼミナール」「連携ゼミナールⅠ・Ⅱ」等を配置する。 ・社会や医療を幅広く理解するために専門基礎科目に「社会保障制度」「衛生関係法規」等を配置する。 ・公衆衛生看護学、在宅看護学、救急・災害看護学いずれかを選択し、地域医療の充実と発展に貢献できる能力を養うために「公衆衛生看護活動論Ⅰ・Ⅱ」「公衆衛生看護管理実習」「公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱ」等の公衆衛生看護学系の科目、「救急看護学」「救急看護学実習」「災害看護学」「災害看護学実習」等の救急・災害看護学系の科目、「在宅生活支援論」「地域包括ケア論」「多職種連携実習」等の在宅看護学系の科目を配置した。 （資料１６：カリキュラム・マップ（CP3に係る教育課程））

<u>護学」「災害看護学実習」の災害看護学の関連科目を配置する。</u> (資料 16：カリキュラム・マップ (CP3 に係る教育課程)) 4) CP4:「課題発見能力と課題解決能力」を身につけるための科目を連携科目、専門科目に配置する。 ・課題探求力、問題解決能力、研究力の基礎をはぐくみ、自ら考えて行動できる力を育成するために連携科目に「教養ゼミナール」「研究入門」等の少人数ゼミナール形式の科目を配置する。 ・看護現場において課題を発見し、その解決のための方法を探求できる力を育成するため、専門科目に基礎看護学・成人看護学・老年看護学・小児看護学・母性看護学・精神看護学・在宅看護学及び看護の応用（在宅看護看護学、公衆衛生看護学、救急・災害看護学）に関する実習科目を配置する。<u>3 つの分野はそれぞれに地域の課題に触れる機会となり、その解決に向けて実践現場での取り組みを知る機会となる。このことは、地域に関心が向くと共に社会情勢への関心にも繋がっていくこととなる。どの分野においてもどこで看護を行う場合でも、生活する人々にかかわるとき社会の動きと看護は関連することを鑑み課題発見と課題解決を考え取り組む科目として配置した。</u> また、看護の統合に「統合実習」「ヘルスカウンセリング」「卒業研究」等を配置する。 ・将来にわたり看護の発展に寄与できるよう、基本的な研究能力を身に付けるために看護の統合に「卒業研究」等の科目を配置する。(資料 17：カリキュラム・マップ (CP4 に係る教育課程)) 5) CP5:「看護の知識と看護実践力」を身につけるための科目を教養科目、専門基礎科目、専門科目に配置する。	(4)「課題発見能力と課題解決能力」を身につけるための科目を連携科目、専門科目に配置する。 ・課題探求力、問題解決能力、研究力の基礎をはぐくみ、自ら考えて行動できる力を育成するために連携科目に「教養ゼミナール」「研究入門」等の少人数ゼミナール形式の科目を配置する。 ・看護現場において課題を発見し、その解決のための方法を探求できる力を育成するため、専門科目に基礎看護学系・成人看護学系・老年看護学系・小児看護学系・母性看護学系・精神看護学系・在宅看護学系・公衆衛生看護学系、救急・災害看護学等に関する実習科目を配置する。また、看護の統合に「ヘルスカウンセリング」「卒業研究」等を配置する。 ・将来にわたり看護の発展に寄与できるよう、基本的な研究能力を身に付けるために看護の統合に「卒業研究」等の科目を配置する。(資料 17：カリキュラム・マップ (CP4 に係る教育課程)) (5)「看護の知識と看護実践力」を身につけるための科目を教養科目、専門基礎科目、専門科目に配置する。

・看護の対象者を理解し、尊重する力を身につけるために、教養科目に「コミュニケーション論」「生命倫理」「臨床心理学」「医療と看護の倫理」の科目を配置し、地域の特性を理解するために「松本の歴史と文化」「ボランティア論」を配置する。 ・看護の対象である人間の身体とその機能を理解するために、専門基礎科目に「形態機能学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「生化学」の人体の構造と機能に関する科目を配置する。 ・健康と疾病の連続性を理解し、人間の様々な健康障害の発生要因や健康障害の状況と生活への影響、必要とする治療や看護について学ぶために、専門基礎科目に「病態治療学Ⅰ・Ⅱ」「臨床薬理学」の疾病の成り立ちと回復の促進に関する科目を配置する。 ・社会において健康や健康な生活を支える様々なシステムとその機能、人々の健康への影響を理解するために専門基礎科目に「社会保障制度」「疫学」の健康支援と保健医療システムに関する科目を配置する。 ・看護実践の基盤となる能力を養うために看護の基礎に「看護学概論」「基礎看護技術Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ」「ヘルスアセスメント」「看護過程展開論」を配置する。 ・対象の発達段階に応じた看護実践能力を育成し、良質で安全な看護を実践できる力を養うために看護の実践では、看護の機能の特徴から5領域（成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学）、<u>看護の応用では地域医療の充実と発展に貢献できる能力を養うために、地域の特性から3分野（公衆衛生看護学、在宅看護学、救急・災害看護学）とし、各看護学領域、また分野ごとに講義・演習・実習科目をそれぞれ配置する。3つの分野において、調整力、組織力、アセスメント力、分析力、交渉力など基本的な日常生活に関連する生活を整える実践力を基盤に、地域に根差した活動を</u>	・看護の対象者を理解し、尊重する力を身につけるために、教養科目に「コミュニケーション論」「生命倫理」「臨床心理学」「医療と看護の倫理」等の科目を配置し、地域の特性を理解するために「松本の歴史と文化」「ボランティア論」等を配置する。 ・看護の対象である人間の身体とその機能を理解するために、専門基礎科目に「形態機能学Ⅰ・Ⅱ」「生化学」等の人体の構造と機能に関する科目を配置する。 ・健康と疾病の連続性を理解し、人間の様々な健康障害の発生要因や健康障害の状況と生活への影響、必要とする治療や看護について学ぶために、専門基礎科目に「病態治療学Ⅰ・Ⅱ」「臨床薬理学」等の疾病の成り立ちと回復の促進に関する科目を配置する。 ・社会において健康や健康な生活を支える様々なシステムとその機能、人々の健康への影響を理解するために専門基礎科目に「社会保障制度」「疫学」等の健康支援と保健医療システムに関する科目を配置する。 ・看護実践の基盤となる能力を養うために看護の基礎に「看護学概論」「基礎看護技術Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ」「ヘルスアセスメント」「看護過程展開論」等を配置する。 ・対象の発達段階に応じた看護実践能力を育成し、良質で安全な看護を実践できる力を養うために看護の実践では、看護の機能の特徴から5領域（成人看護学系、老年看護学系、小児看護学系、母性看護学系、精神看護学系）、看護の応用では地域の現状から3領域（公衆衛生看護学、在宅看護学、救急・災害看護学）に分け、系統ごとに講義・演習・実習科目をそれぞれ配置する。 ・看護の知識と技術の統合を図り、看護の実践者として患者の看護を総合的に展開できるようにするため専門科目に「在宅看護学系の講義・演習・実習科目」「統合実習」「卒業研究」「看

するための応用的な実践力に触れる機会となり、将来のキャリアデザインへの動機づけとなる。 ・看護の知識と技術の統合を図り、看護の実践者として患者の看護を総合的に展開できるようにするため専門科目に「在宅看護学の講義・演習・実習科目」「統合実習」「卒業研究」「看護マネジメント」「ヘルスカウンセリング」、看護の統合に関する科目を配置する。(資料 18：カリキュラム・マップ (CP5 に係る教育課程))	護マネジメント」「ヘルスカウンセリング」等、看護の統合に関する科目を配置する。(資料 18：カリキュラム・マップ (CP5 に係る教育課程))
3. 教育課程の編成と特徴 4) 専門科目 ③看護の応用 看護の応用の科目は、地域医療の充実と発展に貢献できる能力を養うために、その専門性を深めるべく、在宅での治療継続などを支える「在宅看護学」、災害時や救急などに備える「救急・災害看護学」、住民の健康づくりを支援する「公衆衛生看護学」の3つの分野を配置し、学生の興味関心に合わせて履修できるよう選択科目として配置した。<u>この科目は、3年間学んできた興味・関心を基に主体的に地域の実際に関わり、自由な集大成としての学びの機会でもある。また将来に向けてキャリアデザインを考える上で</u><u>の機会ともなり、導きともなる選択科目として、4年生の前期に配置した。また、特に「地域包括ケア論」と「公衆衛生看護学概論」は3つの分野に関連する基礎的な内容であるため必修科目とし、全ての分野の対応科目として記載している。「地域包括ケア論」は、地域で生活する人々が可能な限り住み慣れた地域で生活が維持できるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援の5要素が一体的に提供される仕組みについて学ぶ。更に長野県や松本市の地域特性やサービ</u>	3. 教育課程の編成と特徴 4) 専門科目 ③看護の応用と発展 看護の応用と発展の科目領域は、地域医療の充実と発展に貢献できる能力を養うために、その専門性を深めるべく、在宅での治療継続などを支える「在宅看護学領域」、災害時の救急などに備える「救急・災害看護学領域」、住民の健康づくりを支援する「公衆衛生看護学領域」の3つの領域を配置した。学生の興味関心に合わせて履修できるよう選択科目を中心に配置をした。また、卒業要件としては「救急看護学実習」「多職種連携実習」「公衆衛生看護学実習Ⅰ」のいずれかを履修する必要があるため、学生は興味関心にあわせて、いずれかの領域の専門性を深めることができる。

<u>ス内容を通して地域の課題を理解しその解決法について考え、地域の発展と充実について貢献できる姿勢を涵養する。「公衆衛生看護学概論」は、地域、集団、組織の課題は地域で生活する人々にかかわる課題であるために 3 つの分野でどのように対応し解決するかを考える上で基本となる共通の内容となる。</u> また、卒業要件としては「救急看護学実習」「多職種連携実習」「公衆衛生看護学実習Ⅰ」のいずれかを履修する必要があるため、学生は興味関心にあわせて、いずれかの領域の専門性を深めることができる。 (i)在宅看護学分野 在宅看護学分野は、療養者とその家族の生活の質の向上のための看護を学ぶ科目領域であり、6科目を配置する。<u>在宅看護学分野の実習は「多職種連携実習」である。広義の意味での多職種連携は保健医療福祉のあらゆる分野、場面において必要かつ重要なことである。在宅看護学分野の「多職種連携実習」は、地域の在宅看護分野に関連した多職種連携体制や対象にとって円滑で有意義な支援のための活動に参加し、その重要性和実感を学び、現在の課題とその解決法についても考える機会とする実習である。またターミナル看護は4年次の後期に開講し、4年間を通じて獲得した死生観、人間観、生活観、生きる意味等の課題の総まとめとなる選択科目として配置する。</u> 必修科目： <u>地域包括ケア論、公衆衛生看護学概論</u> 選択科目： 在宅生活支援論、地域医療連携シ	(i)在宅看護学領域 在宅看護学領域は、療養者とその家族の生活の質の向上のための看護を学ぶ科目領域であり、5科目を配置する。 必修科目： 該当なし 選択科目： 在宅生活支援論、ターミナル看護、地域医療連携システム論、多職種連携実習、地域包括ケア論

ステム論、多職種連携実習、ターミナル看護、 (ii)救急・災害看護学分野 救急・災害看護学分野は、日常生活時及び災害時の救急への対応、及び災害時の際に必要な看護について学ぶ科目分野であり、6科目を配置する。<u>救急看護学は日常時の救急対応及び、災害時の救急支援にも対応する。また災害時の避難所や炊き出しなど生活、食事、排泄など生活を整え健康を保持するための災害時の支援体制を学び、併せて長野県、松本市における救急医療体制や災害時支援体制の実際も学ぶ選択科目として配置する。</u> 必修科目： <u>地域包括ケア論、公衆衛生看護学概論</u> 選択科目： 救急看護学、災害看護学、救急看護学実習、災害看護学実習 (iii)公衆衛生看護学分野 公衆衛生看護学分野は、予防の観点から住民の健康づくりを支援する公衆衛生看護学を学ぶ科目分野であり、9科目を配置する。<u>地域における個人、家族、集団、組織の人々の健康増進、疾病予防の援助を健康レベル別やライフサイクル別に捉え、健康やQOLの向上を目指す看護活動を実践し評価し、地域の健康で幸せな生活を住民とともに守っていく活動のリーダーとなることを学ぶ科目として配置する。この分野は保健師国家試験の受験資格を得るために規定の科目と単位を修得し、受験をして、保健師の資格を取得することが可能となる分野である。</u>	(ii)救急・災害看護学領域 救急・災害看護学領域は、災害時の救急の際に必要な看護について学ぶ科目領域であり、4科目を配置する。 必修科目： 該当なし 選択科目： 救急看護学、災害看護学、救急看護学実習、災害看護学実習 (iii)公衆衛生看護学領域 公衆衛生看護学領域は、予防の観点から住民の健康づくりを支援する公衆衛生看護学を学ぶ科目領域であり、8科目を配置する。 必修科目： 該当なし 選択科目： 公衆衛生看護学概論、公衆衛生看護学活動論Ⅰ、公衆衛生看護活動論Ⅱ、健康支援論、産業看護論、公衆衛生看護学実習Ⅰ、公衆衛生看護学実習Ⅱ、公衆衛生看護管理実習

必修科目： <u>地域包括ケア論、公衆衛生看護学概論</u> 選択科目： 公衆衛生看護学活動論Ⅰ、公衆衛生看護学活動論Ⅱ、健康支援論、産業看護論、公衆衛生看護学実習Ⅰ、公衆衛生看護学実習Ⅱ、公衆衛生看護管理実習	

上記説明に関する補足資料として、以下のシラバスをご参照ください。

<シラバス>

53. 救急看護学

No.	教科目名		単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期
	救急看護学		2	30	選択	講義	3	前期
担当教員 (○印＝科目責任教員)		今井栄子			オフィスアワー			
科目概要		救急医療と救急看護の特徴を理解し、救急患者とその家族に適切な医療・看護ケアを行えるよう学び、説明をしながら実施できる。 1.救急病態を理解し、必要な処置・治療に関する知識を習得し、説明できることを目的とする。 2.急速に進歩している分野であることを知り、蘇生法など新規規定を理解し、説明・実施できることを学ぶ。 3.救急患者の観察・アセスメントから、看護・クライシス理論をもち看護過程の展開を実施できることを目的とする。						
到達目標		1.地域における救急体制とその仕組みが理解でき、その中での救急医療・看護の特徴と役割、現状について理解する。 2.救急看護体制、一次、二次、三次救急医療体制の違いを知り、各体制の救急医療と看護展開が理解できる。 3.救急患者の特徴や生活状況が理解でき、観察・アセスメントから看護過程の展開について理解できる。 4.救急時の看護技術を習得し、説明・体得できる。 5.日常の暮らしの中で、救急時に備えた準備体制の重要性について他職種間で連携し、初期治療や連絡体制などがどのように整えられているか、モデル地域などを参考に皆で考えることができる。						
ディプロマポリシーとの対応			1.多様な人々との関係を成立・発展できる			4.課題を発見し、課題解決ができる		
			2.主体的に行動できる		○	5.看護の知識と看護実践力を有する		
		○	3.多職種と連携し地域の保健医療福祉に貢献できる			6.地域の多様な健康課題に対応できる		
事前・事後学習		【事前学習】 該当日の内容を把握できるようにサマリーしてノート記載して出席。						
		【事後学習および課題】 該当日のトピックスを復習ノート作成。						
教育内容		項 目	内 容				担 当 者	
	1	オリエンテーション	授業展開のオリエンテーションや臨地実習への連続性などについて説明する 第1章 救急看護の概念				今井	
	2	対象理解	第2章 救急看護の対象の理解 救急患者の特徴 家族の特徴				今井	
	3	第1次・2次救急医療における対応	第3章 救急看護体制と看護の展開				今井	
	4	地域における救急医療体制	救急医療圏の区分やその対応とかかわる他職種の役割				今井	
	5	救急搬送の実態と受け入れ	救急の内容や搬送の実態、受け入れ区分や役割、分担などの実態について その様な救急体制の中での看護の役割や在り方について				今井	
	6	観察とアセスメント	第4章 救急患者の観察とアセスメント: 状況確認と感染予防策 全身の外観の観察 緊急検査、家族との連絡調整、説明など				今井	
	7	観察とアセスメント	第4章 救急患者の観察とアセスメント: 脳神経 呼吸器系 循環器系、消化器 泌尿器 生殖器				今井	
	8	観察とアセスメント	第4章 救急患者の観察とアセスメント: 筋・骨格系 内分泌・代謝 精神状態				今井	
	9	主要病態に対する救急処置と看護 救急時の看護技術と対応	第5章 心肺停止状態への対応 意識障害への対応 第5章 呼吸障害への対応 ショック・循環障害への対応				今井	
	10	主要病態に対する救急処置と看護 救急時の看護技術と対応	第5章 体液・代謝異常へのへの対応 第5章 急性腹症・泌尿器・生殖器への対応				今井	
	11	主要病態に対する救急処置と看護 救急時の看護技術と対応	第5章 体液・代謝異常 体温異常 外傷 熱傷への対応 第6章 救急患者の搬送 止血法 酸素投与 人工呼吸 吸引 留置カテーテル				今井	
	12	救急時の救急に使用される医薬品	第7章 医薬品使用時の注意点 主な医薬品				今井	
	13	救急時の看護の実際の模擬演習と まとめ	シミュレーションによる救急対応の演習 (患者及び家族、関係職種への援助も含む)				今井	
	14						今井	
	15	試験対策 現地の実習に向けて	事前学習内容、学びのための各自の課題など準備について話し合う				今井	
16	定期試験	筆記試験				今井		
テキスト		系統看護学講座 別巻救急看護学 医学書院						
参考書		配布資料						
成績評価方法		定期試験70%、小テスト20%、レポート10%						
履修要件		なし						
留意事項		1.事前・事後学習を必ず行うこと 2.レポートは指定された日時厳守						

54. 災害看護学

No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期
	災害看護学	2	30	選択	講義	3	前期
担当教員 (○印＝科目責任教員)		○原岡智子・近藤恵子・宮坂佐和子			オフィスアワー		
科目概要		我が国は地震や毎年の台風の襲来などによる風水害をはじめいくつかの自然災害が多発し、被災地の人々は命や健康をそこない、財産が消滅するなど、多くの被害を受けてきた歴史がある。近代までは、地域の人々の助け合いにより、このような災害をしのいできた。ここ数年においての地震災害、台風による自然災害が多発していることを受けて、被災地外からの医療従事者、救護団体、ボランティア活動が著明になってきている。こうした状況において、看護職者としてどのような啓蒙活動と臨地マネージメントが必要か支援活動の特徴・課題、防災・減災の必要性について学ぶ。					
到達目標		1.災害時の保健医療福祉における看護職の位置づけと役割の概要が理解できる。 2.災害看護の目的、対象、看護独自の機能が理解できる。 ①チーム医療における対人関係、被災者とのコミュニケーション ②トリアージについて ③看護ケアの実践について理解できる 3.被災地における倫理的対応・その重要性について説明できる。 4.本科目の学びを本県や当地域に関連させて実態と課題が理解でき、臨地実習への学習課題が明確になる。					
ディプロマポリシーとの対応		1.多様な人々との関係を成立・発展できる			4.課題を発見し、課題解決ができる		
		2.主体的に行動できる		○	5.看護の知識と看護実践力を有する		
		○ 3.多職種と連携し地域の保健医療福祉に貢献できる			6.地域の多様な健康課題に対応できる		
事前・事後学習		【事前学習】 該当日の各章を熟読して授業に参加。地域の特徴を知り、記憶に残る災害のレポート持参。					
		【事後学習および課題】					
		当日学習したことへの復習 事後課題を行い規定日時に提出する。					
教育内容		項 目	内 容			担 当 者	
	1	オリエンテーション学習への動機づけ 災害医療	第1章 災害看護学を学ぶにあたって 第2章 A 災害看護の歩み B 災害医療の基礎知識			原岡・近藤 宮坂	
	2	災害医療	第2章 B 災害医療の基礎知識 災害サイクル、職種間や組織間の連携、災害医療に関する法律・施策			原岡・近藤 宮坂	
	3	災害看護の本質と意義及び役割機能	第2章 C 災害看護の基礎知識			原岡・近藤 宮坂	
	4	災害看護の初動時の看護	第2章 D 災害サイクルに応じた活動現場別の災害看護：①急性期・亜急性期、救護所の立ち上げと傷病者の受け入れ、避難所の立ち上げなど			原岡・近藤 宮坂	
	5	災害看護の初動時の看護	第3章 D 災害サイクルに応じた活動現場別（避難所、病院、仮設救護所など）の災害看護、活動現場における感染制御、トリアージの実践			原岡・近藤 宮坂	
	6	災害看護の継続的な援助	第3章 D 災害サイクルに応じた活動現場別の災害看護：②慢性期・復興期 ③静穏期			原岡・近藤 宮坂	
	7	災害看護（弱い立場の人々への援助）	第2章 E 被災者の特性に応じた災害看護の展開：子ども、妊産婦、高齢者に対して			原岡・近藤 宮坂	
	8	災害看護（弱い立場の人々への援助）	第3章 E 被災者特性に応じた災害看護の展開 障がいのあるひと、慢性疾患患者、在日外国人に対して			原岡・近藤 宮坂	
	9	災害看護（危機状況における心のケア）	第2章 F 災害と心のケア（被災者とその家族、地域住民） 演習も含む			原岡・近藤 宮坂	
	10	災害看護の実践①	第3章 災害看護の展開（災害発生時の対応の実践） 演習も含む			原岡・近藤 宮坂	
	11	災害看護の実践②	第3章 災害看護の展開（避難所における援助の実践） 演習も含む			原岡・近藤 宮坂	
	12		第3章 災害看護の展開（避難所における援助の実践） 発表・討議も含む			原岡・近藤 宮坂	
	13	災害看護の実践③	第3章 災害看護の展開（医療施設における援助の実践） 演習も含む			原岡・近藤 宮坂	
	14	災害看護教育の発展と展望	第5章 災害看護を行った看護職者の心のケアと多職種との連携			原岡・近藤 宮坂	
	15	地域活動計画	地域の災害マップと医療援助計画（多職種との連携と看護職の役割の実践） 定期試験対策と臨地実習に向けて課題の明確化、まとめ			原岡・近藤 宮坂	
16	定期試験				原岡・近藤 宮坂		
テキスト		浦田喜久子『災害看護学・国際看護学 看護の統合と実践』医学書院					
参考書		クライシス理論 講義中 提示 プリント配布					
成績評価方法		定期試験70%、レポート10%、小テスト・授業態度20%					
履修要件		なし					
留意事項		1.事前・事後学習を必ず行うこと 2.レポートは指定された日時厳守					

55. 救急看護学実習

No.	教科目名		単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期
	救急看護学実習		1	45	選択	実習	4	前期
担当教員 (○印＝科目責任教員)		○今井栄子・近藤恵子・牛山陽介			オフィスアワー			
科目概要		救急看護学を修得した者が実践の場で救急看護の実際を実習を通して学ぶ。救急看護の患者対応・家族対応や救急チーム医療の一員として看護技術をケアにどのように活用していくか。観察・アセスメントを救急での看護過程にどう生かしていくかなど。対人関係・クリティカルシンキング・危機理論を使った看護過程など今まで学習してきた知識、能動的行動すべてをフル活動して実習で学ぶ。						
到達目標		1.救急医療の臨床において、救急看護の位置づけと役割の概要を説明できる。 2.救急看護の目的、対象、救急看護独自の特徴を説明できる。 3.救急患者・家族の対応を経験し、救急時救急看護の果たす役割・必要事項を説明できる。						
ディプロマポリシーとの対応			1.多様な人々との関係を成立・発展できる	○	4.課題を発見し、課題解決ができる			
		○	2.主体的に行動できる	○	5.看護の知識と看護実践力を有する			
		○	3.多職種と連携し地域の保健医療福祉に貢献できる		6.地域の多様な健康課題に対応できる			
事前・事後学習		【事前学習】 ・救急看護学・クライシス理論の復習　まとめたノートの確認。 ・成人急性期看護学の復習。 ・山岳事故や自然災害時の救急搬送時の特徴と対処方法について下調べしておく。						
		【事後学習および課題】 ・日々経験した事象・医療看護事項の看護過程の展開を記載。						
教育内容	内　　容							担　当　者
	1. 松本市内の救急受け入れ病院(松本医療センター、松本市立病院、松本協立病院、相澤病院)の救急部、救急センター、ICUで実習する。 2.救急外来時の看護を救急外来で学ぶ。 1)医師及び看護師の指導の下、問診・観察・検査・処置などに参加しながら、患者にとっての説明、声掛け、処置の説明など、そのケアの目的、重要性、看護の役割等の意味について学ぶ。 2)患者・家族の心理状態にも関心を向け、救急患者のメンタルケアの重要性を学ぶ。 3)主訴や事故の状況から予測される病態や診断の特殊性を学ぶ。 4)医療機関における自然災害等における救急搬送や処置を想定した対処の実際を学ぶ。 3. 救急外来からHCUに収容された対象の看護を学ぶ。(急性期実習のHCUでの学びを活かす) 1)患者に関する情報を、身体、精神、社会関係、時の流れの4点で整理し患者の全体像を把握する。 2)患者の身体状態を、主要機能の面から把握し、アセスメントする。 3)患者に行われている治療の意味を理解する。 4)患者の苦痛を推測し、緩和に努める。 5)患者の家族にも配慮し、必要なケアを行う。							今井・近藤 牛山
	曜日	実習内容及び実習方法						
	月	・実習期間中の全体のオリエンテーション(大学側・受け入れ施設) ・病院・センターの構造、業務体制、役割概要について説明を受ける。 ・他職種連携の救急の場において看護職の果たす役割を理解する。						
	火	・地域の具体的救急体制の説明を受ける/指導者について実際を学ぶ。						
	水	・地域の救急体制の重要性と抱える問題を考える。 ・他職種のカンファレンスに参加する。						
	木	・受け持った患者の看護展開を1例まとめる。						
	金	・まとめの会の準備をする。 ・各個人の到達目標ができたか、意見交換をする。 ・地域における救急看護体制の在り方や施策などの関する課題と解決方法など考えてレポートにまとめて提出する。						
	テキスト	救急看護学に準ずる。						
	参考書	救急看護学に準ずる。						
成績評価方法	実習評価表に準じる。							
履修要件	救急看護学の単位を修得していること。							
留意事項	1.事前事後学習を必ず行うこと 2.記録、看護展開を日々を確実に実施 3.まとめ、発表、看護過程記録物の提出日時順守							

56. 災害看護学実習

No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期
	災害看護学実習	1	45	選択	実習	4	前期
担当教員 (○印＝科目責任教員)		○今井栄子・近藤恵子・牛山陽介・宮坂佐和子			オフィスアワー		
科目概要		災害発生時の看護活動における基礎的能力を養うとともに病院における災害時の看護の役割と機能の実際を学ぶことを目的とする。市町村や病院などが主催する自然災害を想定した防災訓練に積極的に参加し、災害に対する活動の体験を通して、災害時の看護の役割と機能の実際を学ぶ。					
到達目標		1.防災訓練での傷病者や災害に関する活動などを体験し、被災者の身体・こころ・社会面への影響を考える。 2.災害医療チームメンバーとの交流を通して災害医療チーム活動の実際を学ぶ。 3.災害時に傷病者を支援する医療施設での看護職者の役割の実際を学ぶ。 4.初動体制や管理体制、地域との連携を踏まえ、災害時の情報、物的、人的な視点から、看護の専門性を考える。					
ディプロマポリシーとの対応		1.多様な人々との関係を成立・発展できる	○	4.課題を発見し、課題解決ができる			
	○	2.主体的に行動できる	○	5.看護の知識と看護実践力を有する			
	○	3.多職種と連携し地域の保健医療福祉に貢献できる		6.地域の多様な健康課題に対応できる			
事前・事後学習		【事前学習】 1.災害看護学の復習 2.防災訓練に関する基礎知識の復習 3.災害医療チームに関する学習					
		【事後学習および課題】 1.事後のグループ討議では、自分の考えを積極的に発言できるよう整理しまとめておく。					
教育内容	内 容						担 当 者
	1. 災害発生時、災害対応や救護班の結成・派遣要請が効率的な医療施設で実習する。 (諏訪赤十字病院、相澤病院) 2. 本県(当地域)における災害発生に伴って、連絡と対応の要請があるところから、準備、出動・出発、実際の救護活動、最後の終結までの一連の過程の中における、看護の役割とその実際を模擬的にあるいは機会があれば実際に参加し、体験する。 3. 毎日カンファレンスを行い、学びの所感を理論と関連させて表出し、また疑問、質問や実習への要望など伝え、自主的、主体的な姿勢で礼儀正しく真摯な姿勢で話し合いをする。						今井・近藤 牛山・宮坂
	曜日	実習内容及び実習方法					
	月	・施設の概要・特性と災害時における役割・依頼内容など、日頃からどのような準備体制と協定などが結ばれているかオリエンテーションを受ける。 ・その協定に伴って、日頃からどのようなハード面での準備態勢が整えられているか、またソフト面ではどのような訓練等の計画的プログラムが組まれているのか説明を受ける。					
	火	1.災害発生時の基礎技術を実際に学ぶ。 ① 多数傷病者発生時のトリアージ、応急救護演習。 ② 限られた資源や環境での看護ケア。(身体観察、保清ケアなど) ③ 患者の安全を守るとともに看護者である自己の安全を守る技術。					
	水	2.災害が被災者の身体、こころ、社会面におよぼす影響を考える。 ① 市町村や医療機関等が主催する自然災害を想定した防災訓練に参加する。 ② 自然災害の被災者や関係者から直接話を聞く。					
	木	3.病院における災害時の看護の役割と機能の実際を学ぶ。 ① 災害時の地域における医療施設の役割や機能について考究する。 ② 被災を想定した医療施設での初動体制や管理体制の実際について説明を受ける。 (傷病者受け入れや災害派遣体制、患者の避難方法や避難場所など) ③ ライフラインや医療機材など“物的”な備えについて説明を受ける。 ④ “災害時の情報”の伝達や患者カルテの管理の実際を学ぶ。					
	金	・最終日には、実習期間中の学びから、地域の災害状況を踏まえ、学生の考えやアイデアなど、テーマを決めて深く追及した成果を発表する。 ・発表の中では活発な意見交換を行いまた現場からの卓越した考えや体験なども伺う。 ・発表会の場所、招待の連絡、必要物品を依頼あるいは持ち込みか、資料等、また司会・進行についても学生主体で行う。					
	テキスト	適宜指定する。					
	参考書	授業時に適宜紹介する。					
成績評価方法	実習評価表に基づき、実習内容を総合的に評価する。						
履修要件	災害看護学の単位を修得していること。						
留意事項	1.実習日は、地域および病院の防災訓練の日程に応じて決定する。 2.全員が積極的に参加し、主体的に学びを進めていくこと。 3.事前学習は必ず行い、実習に臨む。 4.課題学習及び実習記録は指定された日時、方法で必ず提出すること。						

60. 多職種連携実習

No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期
	多職種連携実習	1	45	選択	実習	4	前期
担当教員 (○印＝科目責任教員)		○関永伸子・木村久枝・黒澤多美子			オフィスアワー		
科目概要		地域包括支援センターから関係機関等への連絡・訪問を通して、施設や機関の地域に果たしている役割、及び社会システムの中での場の理解の方法を修得する。また、保健・医療・福祉施設の機能と役割について学び、対象者が生活する場で生活が維持できるための具体的な援助方法としての連携・協働の在り方について考えることができる。					
到達目標		1.地域包括支援センターが、高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、介護だけでなく福祉、健康、医療など様々な分野から総合的に高齢者とその家族を支える機関であることが説明できる。 2.地域包括支援センターが関わる対象の特性について述べるができる。 3.社会資源の活用や多職種との連携・協働について説明できる。 4.多職種のチームアプローチにより、地域に暮らす人たちの介護予防や日々の暮らしを様々な側面からサポートする主な業務の実際について述べるができる。					
ディプロマポリシーとの対応		1.多様な人々との関係を成立・発展できる			○	4.課題を発見し、課題解決ができる	
		2.主体的に行動できる			○	5.看護の知識と看護実践力を有する	
		3.多職種と連携し地域の保健医療福祉に貢献できる				6.地域の多様な健康課題に対応できる	
事前・事後学習		【事前学習】 地域におけるネットワークの実際や祖父母などに行われている地域包括支援サービスなどを聞き取っておく。 高齢者の暮らしを支える制度や機関、ネットワーク等について調べておく。 日頃から、ニュース・新聞などより高齢者対策などに関する情報を得る習慣をつけておく。 【事後学習および課題】 実習終了後の提示される課題についてレポートする中で、実習を通して自己考えをまとめ、期限までに提出する。					
教育内容	内 容						担 当 者
	※1. 松本市地域包括支援センター12か所に分散して、実習する。 ※2. 事前学習は、 (1) 在宅生活支援論、地域医療連携システム論、ターミナル看護の復習をする。 (2) 高齢者の暮らしを支える制度や機関、地域のネットワーク等について調べておく。 (3) 日頃からニュース・新聞などより高齢者対策に関する情報を得る習慣をつけておく。						関永・木村 黒澤
	曜日	実習内容及び実習方法					
	月	・オリエンテーション(実習期間全体について) ・施設の構造、業務体制(看護・介護)、相談者の生活像、施設の概要について説明を受ける。 ・センターの役割と機能について説明を受ける。					
	火	・地域における具体的な支援体制の説明を受ける。 ・多職種で行う話し合いの場に参加する。 ・高齢者やその家族を支えている実際の話し合いの中に加わり、学生としての考えを述べてみる。 ・センターとして地域の中で抱える課題を整理し明確にする。 ・課題解決に向けて、どのように多職種が協働して取り組んでいるかを知る。					
	水	・センターの活動が地域にどのように受け入れられ、保健・医療・福祉の連携・協働のもと、人々が健康で生活することに生かされているかの実践を学ぶ。					
	木	・地域包括支援センターの事業(介護予防教室など)を見学し、高齢者本人・家族等からの相談に同席の了解を得て参加し、看護の実際を学ぶ。 ・午後から、明日の合同カンファレンス(まとめ)の報告会の準備を行う。					
	金	・午前は、午後の報告会の準備を行う。 ・午後は、到達目標を踏まえ地域連携と在宅看護の課題を明確にし、その解決方法について学生として考えたことを発表する。 ・皆で意見交換をする。					
テキスト	適宜指定する。						
参考書	授業時に適宜紹介する。						
成績評価方法	実習評価表に基づき、実習内容を総合的に評価する。						
履修要件	地域医療連携システム論、地域包括ケア論の単位を修得していること。						
留意事項	1.全員が積極的に参加し、主体的に学びを進めていくこと。 2.事前学習は必ず行い、実習に臨む。 3.課題学習及び実習記録は指定された日時、方法で必ず提出すること。						

67. 公衆衛生看護学実習 I

No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期
	公衆衛生看護学実習Ⅰ	2	90	選択	実習	4	前期
担当教員 (○印＝科目責任教員)		○原岡智子・横山芳子・五十嵐佳寿美			オフィスアワー		
科目概要		地域で生活する個人・家族・集団の健康を守る社会資源を理解し、地域で生活する人々の健康支援における看護職の役割を思考する。地域における社会資源とは、条例・規則・市町村憲章、施設・設備、地域ケアシステムやネットワーク、人材、財政などを指す。					
到達目標		1.市町村の社会資源について説明でき、 <u>地区アセスメントの方法を習得する。</u> 2.地域に住む人々の健康状態や、 <u>各ライフステージにあわせた保健活動が説明でき、保健事業の実践方法を習得する。</u> 3.保健センター事業に参画し、住民の健康保持増進の視点から保健事業の意義を <u>述べられる。</u> 4.実習体験を通して、公衆衛生看護における看護職の役割が <u>述べられる。</u>					
ディプロマポリシーとの対応		1.多様な人々との関係を成立・発展できる	○	4.課題を発見し、課題解決ができる			
	○	2.主体的に行動できる	○	5.看護の知識と看護実践力を有する			
	○	3.多職種と連携し地域の保健医療福祉に貢献できる	○	6.地域の多様な健康課題に対応できる			
事前・事後学習		【事前学習】 実習市町村の地区アセスメントをグループで実施し資料化しておく。 保健事業と法的根拠の復習、介護保険制度の復習、その他詳細はシラバスを参照のこと。 【事後学習および課題】 実習を振り返り自己の課題を明らかにする。					
教育内容	内 容						担 当 者
	1. <u>実習場所:市町村保健センター(7市町村)で実習する。</u> 2. <u>保健事業に参画し、各ライフステージにおける利用者や職員から聞き取りをする。</u> 3. <u>2の体験をもとに事業のあり方について検討会にて意見交換をする。</u> 4. <u>地区のアセスメントシートを作成する。</u>						原岡・横山 五十嵐
	曜日	実習内容及び実習方法					
	月 (午前)	・事前学習の提出と説明(実習市町村の社会資源の資料の提出/保健事業と法的根拠の確説明/介護保険の説明と作成資料の提出)。 ・オリエンテーション(実習期間全体について)。					
	(午後)	・実習市町村で地区診断(社会資源)の発表を行い指導者から意見をもらう。					
	火	・市町村保健センターの概要(組織、財源含む)について説明を受ける。 ・実習市町村の地域課題、事業計画について説明を受ける。 ・説明から地域課題と各ライフステージに合わせた保健活動についてグループでまとめる。					
	水～金	・ライフステージ毎の保健事業に参加する。 ・保健事業に参加し、保健事業の実態を知る。 ・保健事業の利用者から参加の理由や健康についての考えを聞き取る。 ・保健事業に携わっている保健師以外の多職種の種類と役割を知る。 ・保健事業を担当している保健師から目的や必要性を聞き取り、事業の意義を考える。 ・保健事業と地域とのネットワークの関連を知る。 ・来週参加する事業で一部分実践する内容を決め準備する。 ・地区アセスメントの内容を深めるために参加した事業を参考に、母子・成人・高齢者のどれを対象にするか検討する。					
	月～水	・保健事業に参加し一部分を実践する。 ・実践した内容を振り返る。 ・健康課題を把握し、実際の保健事業との関連を考える。 ・保健事業のあり方(内容やスタッフなど)についてグループで意見交換する。 ・市町村における保健師の役割を考える。					
	木	・明日の報告会の準備をする。 ①最初に行った地区診断と母子・成人・高齢者の一つを対象に地区アセスメントをグループで作成する。 ②各々で学べたことをまとめる。					
	金	・実習市町村で地区アセスメントの発表を行う。 ・学んだことの発表を行い共有する。 ・意見交換をする。 ・終了の挨拶等まとめ、個人面接、記録の整理をする。					
テキスト	標準保健師講座① 公衆衛生看護学概論【医学書院】、標準保健師講座② 地域看護技術【医学書院】、標準保健師講座③ 対象別地域看護活動【医学書院】 国民衛生の動向【厚生統計協会】						
参考書	公衆衛生看護学関連の科目で使用した資料等						
成績評価方法	実習目標に対する到達度を実践状況、実習記録、報告会の参加状況や内容、グループ活動での協働の姿勢から総合的に判断する。60点以上を合格とする。						
履修要件	基礎看護学実習Ⅱ、公衆衛生看護学概論、公衆衛生看護学活動論Ⅰ、公衆衛生看護学活動論Ⅱ、健康支援論の単位を修得していること。						
留意事項	1.記録は所定の期限までに提出し、提出できない理由がある場合は期限までに教員へ連絡すること。 2.保健師課程希望者は受講すること。						

68. 公衆衛生看護学実習Ⅱ

No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期	
	公衆衛生看護学実習Ⅱ	1	45	選択	実習	4	前期	
担当教員 (○印＝科目責任教員)		○原岡智子・横山芳子・五十嵐佳寿美			オフィスアワー			
科目概要		公衆衛生の拠点である保健所の機能と役割について理解する。保健所の専門的・広域的な機能と役割を理解する。保健所と市町村との連携を学ぶ。						
到達目標		1.保健所の組織、活動体制、各課の業務、各専門職の機能と役割を理解し、保健所の特性が述べられる。 2.専門的・広域的な保健サービス(難病ケア、感染症管理・対策等)の実態を理解し、健康課題を明らかにできる。 3.保健所事業に参画し、専門的・広域的な保健サービスの視点から保健事業の意義を考え、保健事業に必要な知識、技術、態度を養い実践することができる。 4.保健所保健師が行う健康危機管理の方策を述べられる。 5.実習体験を通して、保健所保健師の役割が述べられる。 6.広域圏の地域特性を踏まえて地区診断の方法を習得し発表できる。						
ディプロマポリシーとの対応			1.多様な人々との関係を成立・発展できる	○	4.課題を発見し、課題解決ができる			
		○	2.主体的に行動できる	○	5.看護の知識と看護実践力を有する			
		○	3.多職種と連携し地域の保健医療福祉に貢献できる	○	6.地域の多様な健康課題に対応できる			
事前・事後学習		【事前学習】 地区診断の学びを整理しておく。 国民衛生の動向や各種資料を用いて保健所の役割・機能をまとめる。 【事後学習および課題】 実習を振り返り、保健所保健師の役割・機能を整理する。						
教育内容	内 容						担当者	
	1. 実習場所 保健福祉事務所(3ヶ所)で実習する。 2. 保健所(健康福祉センター)で行われている公衆衛生活動に参画し、対象者や職員から聞き取りをする。 3. 保健所保健師が行う保健事業に参画し、専門的・広域的な保健サービスについて対象者や職員から聞き取りをする。 4. 保健所で行われている健康危機管理について理解する。 5. 1～4の結果をもとに検討会を行い、意見交換する。 6. 広域圏の地域特性をまとめ、報告会を行い学びを共有する。						原岡・横山 五十嵐	
	曜日	実習内容及び実習方法						
	月	(午前) ・事前学習でグループで作成した保健所管内の地区診断を報告する。 ・オリエンテーション:保健所の組織、各課の業務、地域の課題、事業計画について説明を受ける。 ・地域診断に必要な不足している地域の情報を既存の資料と保健師や保健所の職員からの聞き取りにより収集する。 (午後) ・保健所の公衆衛生活動に参加し、事業の概要を知る。						
	火	・専門的・広域的な保健サービス(難病ケア、結核等の感染症管理、対策、精神保健)において保健師が行う健康相談、家庭訪問、事例検討会等に行き、保健事業の目的、内容を学ぶ。 ・保健事業の対象者や職員から活動内容について聞き取りをし、健康課題を考える。また、保健師の専門的、広域的な役割を考える。						
	水	・参画した保健事業の分析、評価をPDCAサイクルに基づいて実施する。 ・参画した保健事業の一部分を実際に行う。 ・保健所で行われている健康危機管理に関する連絡会議等の活動への参加、活動内容についての説明を受ける。						
	木	・保健所内での各専門職、他機関の専門職とどのような連携をとっているか知る。 ・木曜日 午後:保健所における保健活動の実習から保健所保健師の役割についての検討会を行う。						
	金	(午前) ・実習保健所の管轄する広域圏の地域特性についてまとめたものと、実習での学びについて報告会を行い、学生間で共有し、皆と意見交換する。 (午後) ・学内にて個人面接、記録の整理をする。						
	テキスト	標準保健師講座② 地域看護技術【医学書院】、標準保健師講座③ 対象別地域看護活動【医学書院】						
	参考書	公衆衛生看護学関連の科目で使用した資料等						
成績評価方法	実習目標に対する到達度を実践状況、実習記録、報告会の参加状況や内容、グループ活動での協働の姿勢から総合的に判断する。60点以上を合格とする。							
履修要件	公衆衛生看護学実習Ⅰの単位を修得していること。							
留意事項	1.看護活動の対象者は様々な年代や健康レベルにあるので、ほかの専門領域の学習内容、授業資料等を活用して学習を進めること。 2.保健師課程希望者は受講すること。							

73. 在宅看護学実習

No.	教科目名		単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期
	在宅看護学実習		2	90	必修	実習	3	後期
担当教員 (○印＝科目責任教員)		○関永信子・木村久枝・黒澤多美子			オフィスアワー			
科目概要		訪問看護ステーションの実習を通して、地域で療養する人々と家族への継続的・予防的な看護活動の実践を体験する。同時に療養者や家族のニーズに沿った援助や価値観や、ライフサイクルに沿った援助の工夫を学ぶ。更に、看護が提供される仕組みや生活を支える社会資源・多職種との連携や協働について訪問事例を通して体験する。						
到達目標		1.支援者の健康状態と生活状況を記載できる。 2.在宅療養者と意思疎通を図ることができる。 3.在宅療養者・家族の健康上のニーズを把握し、看護計画が立案できる。 4.指導の下で在宅療養者に求められる看護を実践できる。 5.在宅療養者・家族の健康と生活を支える社会資源(保健センターの事業など)が説明できる。						
ディプロマポリシーとの対応			1.多様な人々との関係を成立・発展できる	○	4.課題を発見し、課題解決ができる			
		○	2.主体的に行動できる	○	5.看護の知識と看護実践力を有する			
		○	3.多職種と連携し地域の保健医療福祉に貢献できる		6.地域の多様な健康課題に対応できる			
事前・事後学習		【事前学習】						
		1.在宅看護援助論Ⅰ・Ⅱで学習した知識・技術の復習を行い、実施可能な在宅での技術について自主的に復習する。 2.事前課題について学習し、実習初日に提出する。						
		【事後学習および課題】						
		1.事後のグループ討議では、自分の考えを積極的かつ主体的に発言できるよう準備しておく。 2.実習を振り返り、学んだことを自分の考えを含めてまとめ、期限までにレポート提出する。 3.実習終了後は、今後の自己の課題を明らかにし、実習記録にポートフォリオとして期限には提出する。						
教育内容	内 容							担当 者
	1.訪問看護ステーション及び保健センターにて実習を行う。 2.訪問看護ステーションで実施している訪問看護へ同行し、担当看護師の指導のもと、生活の場での療養の援助の実践を学び、可能な範囲で実践する。 3.訪問看護同行のうち、1カ所は継続訪問とし、訪問看護計画を立案し同行する看護師と共に実践し、評価・修正を行う。 4.多職種の連携やケースカンファレンスなどに積極的に参加し、これらを通して在宅療養とその支援について理解を深める。 5.公衆衛生の中心機関である保健センターの役割を学び、健康レベル及び集団特性に応じた支援方法を理解する。							
	曜日	実習内容及び実習方法						
	月	・オリエンテーション ①実習期間全体の流れについて及び実習施設のオリエンテーションを受ける。 ②その地域特性と地域にある訪問看護ステーションの活動の実践について説明を受ける。 ③実習の中で何を学びたいか明確に考えてきたことを記述発表する。						
	火	・訪問看護へ同行し、担当訪問看護師の訪問看護の一日を知る。						
	水	・ケースを決定し、在宅療養者の思いを知る。 ・生活の場での療養の援助の実践を学び、可能な範囲で実践する。 ・必要時または随時カンファレンス①を行う						
	木	・ケースの情報確認、アセスメントからの課題抽出を行う。各家庭の介護の工夫を知る。 ・ケースの看護計画立案し、介護の実践の負担を理解する。						
	金	・中間カンファレンス②:各家庭における介護状況やその負担状況に対し看護援助を考える。						
	月	・ケースの不足情報の収集及び同行する看護師の指導を受けながら看護実践を行う。 ・多職種との連携の実践を知る。						
	火	・ケースの実践に対する評価・修正を行う。 ・カンファレンス③:ケースカンファレンスおよび訪問看護実習のまとめ						
	水	・オリエンテーション:保健センターの組織、役割、活動、関係する職種、地域の課題など。 ・参加事業の見学をして地域の保健事業の実践を知る。						
	木	・保健センターの役割を学び、健康レベル及び集団特性に応じた支援方法を理解する。 ・センターの支援の事業などの部分的援助を行う。 ・まとめのカンファレンス:地域における保健センターの活動状況から課題やその解決などについて学生の考えを出して話し合う。						
	金	・実習終了カンファレンス:地域における多職種連携、在宅看護について、学んだこと、考えたこと、課題と解決策など、実習目的目標に対し、まとめを行う。						
テキスト	在宅看護学概論、在宅看護学援助論Ⅰ・Ⅱで使用したテキスト							
参考書	在宅看護学概論、在宅看護学援助論Ⅰ・Ⅱ・家族看護学で使った資料・小テスト・課題レポートなどを活用する。							
成績評価方法	事前課題、実習記録の状況、カンファレンスや実習の姿勢、実習評価、実習指導者の評価など総合的に評価する。							
履修要件	基礎看護学実習Ⅱ、在宅看護学概論、在宅看護援助論Ⅰ、在宅看護援助論Ⅱ、家族看護学の単位を修得していること。							
留意事項	在宅看護学実習に関する詳細は実習要項を参照する。							

4. 【全体計画審査意見5の回答について】(再指摘)

＜シラバスが不明確＞

ゼミナール科目や実習科目など、各回の教育内容が適切に示されていない科目や、教育内容が十分に説明されていない科目など不備が散見されるため、網羅的に確認を行い、適切に改めること。

(対応)

今般の審査意見4での指摘を踏まえ、ゼミナール科目や実習科目など、全ての科目に関して見直しを行い、適切に改めた。

見直し方法は、複数名により記載されている全ての科目の各回の教育内容及び教育内容の説明を確認し、修正すべき内容であった場合、シラバス作成者および複数名の教員において検討を重ね、適切に改めた。また、教育内容以外に関しても審査意見7での指摘を踏まえ、複数名により網羅的に確認を行い、表現方法や誤字等を適切に改めた。

適切な教育内容に改めた科目 23 科目

・教養ゼミナール	・救急看護学
・連携ゼミナールⅠ	・災害看護学
・連携ゼミナールⅡ	・救急看護学実習
・基礎看護学実習Ⅰ	・災害看護学実習
・成人急性期看護学実習	・多職種連携実習
・成人慢性期看護学実習	・公衆衛生看護学活動論Ⅰ
・老年看護学実習Ⅰ	・公衆衛生看護学実習Ⅰ
・老年看護学実習Ⅱ	・公衆衛生看護学実習Ⅱ
・小児看護学実習	・公衆衛生看護管理実習
・母性看護学実習	・在宅看護学実習
・精神看護学概論	・統合実習
・精神看護学実習	

担当教員の変更のみ(新旧対照表なし) 6 科目

- ・コミュニケーション論
- ・看護援助的関係論
- ・基礎看護学実習Ⅱ
- ・精神看護援助論Ⅰ
- ・精神看護援助論Ⅱ
- ・家族看護学
- ・卒業研究

上記の審査意見4および審査意見7を踏まえ、シラバスを修正する。

教養ゼミナール

(新旧対照表) シラバス 6 ページ

新

旧

No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期						
	教養ゼミナール	1	30	必修	演習	1	前期						
担当教員 (○年＝科目責任教員)	小林(た)・今井・金子・三輪・吉瀬・原岡・船川・小林(ゆ)・豊田・関永・長西・横山・山下・近藤・三沢・垣内・塩澤・奥原・○高下	オフィスワ											
科目概要	本科目の目的は、大学で学ぶこと、看護の専門教育を受けることの意味について自由に探究し、将来看護職者として学び続けるための態度を身につけることである。大学では、自分で問いを立てて追及していく主体的な学習が求められるので、生涯にわたって学び続ける態度を養うため様々な方法で情報収集を行い、グループ討議を行う。学生主体で学生が立てた学習計画に沿って進める。												
到達目標	1.大学で学ぶことの意味について自己の考えを述べることができ、その具体的な学び方を考えることができる。 2.看護の専門教育を受けることの意味が考えられ、自己の興味・関心が明らかにでき、選択科目に反映できる。 3.地域特性をとり入れ地域貢献も視野に入れつつ、将来看護職者として学び続ける態度について、キャリアデザインを考え、説明できる。 4.主体的な学習を行うため、図書館の使い方を修得する。 5.レポートの書き方、ノートの取り方、資料の保管の仕方などスキルを身に付ける。 6.コンピュータ操作やインターネットでの情報収集の利点と注意点を説明できる。 7.グループ討議の進め方とマナーを身につける。												
ディプロマポリシーとの対応	○ 1.多様な人々との関係を成立・発展できる ○ 2.主体的に行動できる ○ 3.多職種と連携し地域の保健医療福祉に貢献できる												
事前・事後学習	【事前学習】 1.事前課題は必ず行い提出する。 2.グループ討議では、自分の考えを積極的に発言できるよう準備をしておく。 【事後学習および課題】 1.ゼミ活動終了後に、ゼミ毎の目標が達成できたかどうか、検討する。												

項目	内容	担当者
1 授業オリエンテーション	第5～6人のチューリップカードで行い、教員も複数で各グループを担当する。 授業形式はグループで行い、地域社会との関わりを通して地域を学習の場とする。地域看護を学習の対象とするなど、課題発見、課題解決をする。 各課題発見、課題解決をするプロセスの中で、自己の興味・関心を明らかにし、将来のキャリアデザインを考えてみる。またその話し合いをレポート作成の中で、レポートの書き方やプレゼンの仕方(図表の使い方や表書き文書の読み方など)を学ぶ。 ①ゼミ単位での自己紹介 ②「自分は大学で何を学びたいか」について話し合う。第3回目まで「大学で学ぶことの意義」について、A4用紙1枚にまとめて提出する。	担当教員 全員
2 図書館の利用方法	図書館司書より図書館の利用方法の説明を受け、文献検索を体験する。	担当教員 全員
3 大学で学ぶことの意義	事前学習をもとに「大学で学ぶことの意義」について討議を行う。	担当教員 全員
4 2年生との合同ゼミ	上級生との交流を通して「大学で学ぶことの意義」や「自分の将来のキャリアアップ」等について話し合う。	担当教員 全員
5 キャリアデザインを考える	看護の応用科目を選択する初期段階のオリエンテーションを行う。	担当教員 全員
6 ゼミ活動	ゼミ単位で、授業目的に沿ったテーマを決め、ゼミ活動を展開する。	担当教員 全員
7 ゼミ活動	ゼミ単位で、授業目的に沿ったテーマを決め、ゼミ活動を展開する。	担当教員 全員
8 ゼミ活動	ゼミ単位で、授業目的に沿ったテーマを決め、ゼミ活動を展開する。	担当教員 全員
9 ゼミ活動	ゼミ単位で、授業目的に沿ったテーマを決め、ゼミ活動を展開する。	担当教員 全員
10 ゼミ活動	ゼミ単位で、授業目的に沿ったテーマを決め、ゼミ活動を展開する。	担当教員 全員
11 ゼミ活動	ゼミ単位で、授業目的に沿ったテーマを決め、ゼミ活動を展開する。	担当教員 全員
12 ゼミ活動	ゼミ単位で、報告会の準備(パワーポイント作成、プレゼン、資料作成、報告会の進行等)。	担当教員 全員
13 ゼミ活動	全体の報告会及びまとめ	担当教員 全員
14 ゼミ活動		担当教員 全員
15 ゼミ活動		担当教員 全員

テキスト	ゼミ担当教員が必要時、紹介する。
参考書	ゼミ担当教員が必要時、紹介する。
成績評価方法	ゼミ活動(ゼミ活動内のレポート評価を含む)を60%、報告会および最終レポート評価を40%。最終レポートの課題は、授業内で説明する。
履修要件	なし
留意事項	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。

No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期						
	教養ゼミナール	1	30	必修	演習	1	前期						
担当教員 (○年＝科目責任教員)	小林(た)・金子・今井・船川・吉瀬・関永・原岡・金子・小林(ゆ)・三輪・長西・横山・山下・垣内・近藤・三輪・塩澤・奥原・○高下	オフィスワ											
科目概要	本科目の目的は、大学で学ぶこと、看護の専門教育を受けることの意味について自由に探究し、将来看護職者として学び続けるための態度を身につけることである。大学では、自分で問いを立てて追及していく主体的な学習が求められるので、生涯にわたって学び続ける態度を養うため様々な方法で情報収集を行い、グループ討議を行う。学生主体で学生が立てた学習計画に沿って進める。												
到達目標	1.大学で学ぶことの意味について自己の考えを述べることができ、その具体的な学び方を考えることができる。 2.看護の専門教育を受けることの意味が考えられ、自己の興味・関心が明らかにでき、選択科目に反映できる。 3.地域特性をとり入れ地域貢献も視野に入れつつ、将来看護職者として学び続ける態度について、キャリアデザインを考え、説明できる。 4.主体的な学習を行うため、図書館の使い方を修得する。 5.レポートの書き方、ノートの取り方、資料の保管の仕方などスキルを身に付ける。 6.インターネットでの情報収集の利点と注意点を説明できる。 7.グループ討議の進め方とマナーを身につける。												
ディプロマポリシーとの対応	○ 1.多様な人々との関係を成立・発展できる能力 ○ 2.主体的行動力 ○ 3.地域貢献力と多職種連携能力												
事前・事後学習	【事前学習】 ・事前課題は必ず行い提出する。2.グループ討議では、自分の考えを積極的に発言できるよう準備をしておく。 【事後学習および課題】 ・ゼミ活動終了後に、ゼミ毎の目標が達成できたかどうか、検討する。												

項目	内容	担当者
1 授業オリエンテーション	①ゼミ単位での自己紹介 ②「自分は大学で何を学びたいか」について話し合う。第3回目まで「大学で学ぶことの意義」について、A4用紙1枚にまとめて提出する。	担当教員 全員
2 図書館の利用方法	図書館司書より図書館の利用方法の説明を受け、文献検索を体験する。	担当教員 全員
3 大学で学ぶことの意義	事前学習をもとに「大学で学ぶことの意義」について討議を行う。	担当教員 全員
4		担当教員 全員
5		担当教員 全員
6		担当教員 全員
7		担当教員 全員
8 ゼミ活動	ゼミ単位で、授業目的に沿ったテーマを決め、ゼミ活動を展開する。	担当教員 全員
9 ゼミ活動	ゼミ単位で、授業目的に沿ったテーマを決め、ゼミ活動を展開する。	担当教員 全員
10 ゼミ活動	ゼミ単位で、授業目的に沿ったテーマを決め、ゼミ活動を展開する。	担当教員 全員
11 ゼミ活動	ゼミ単位で、授業目的に沿ったテーマを決め、ゼミ活動を展開する。	担当教員 全員
12 ゼミ活動	ゼミ単位で、授業目的に沿ったテーマを決め、ゼミ活動を展開する。	担当教員 全員
13 ゼミ活動	ゼミ単位で、報告会の準備(パワーポイント作成、プレゼン、資料作成、報告会の進行等)。	担当教員 全員
14 ゼミ活動	全体の報告会	担当教員 全員
15 ゼミ活動		担当教員 全員

テキスト	ゼミ担当教員が必要時、紹介する。
参考書	ゼミ担当教員が必要時、紹介する。
成績評価方法	ゼミ活動(ゼミ活動内のレポート評価を含む)を60%、報告会および最終レポート評価を40%。最終レポートの課題は、授業内で説明する。
履修要件	なし
留意事項	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。

修正箇所

- ・担当教員
- ・到達目標
- ・教育内容

連携ゼミナールⅠ

(新旧対照表) シラバス 7 ページ

新

旧

No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期							
	連携ゼミナールⅠ	1	30	必修	演習	2	前期							
担当教員 (○印＝科目責任教員)	小林(山)・今井・金子・三輪・百瀬・原田・鮎川・小林(由)・鹿川・関永・梶西・横山・山下・近藤・三沢・垣内・塩澤・奥原・〇高下			オフィスアワー										
科目概要	医療現場では、多くの職種が、対象の健康問題の解決に向けて様々な役割を担っている。本授業は、看護職が専門性を追求していくキャリア開発について理解し、自己を活かすためのキャリアデザインを形成することを目的とする。将来のキャリア形成を遂行する能力を養うために様々な方法で情報収集を行い、それをもとにグループ討議を行うなど、学生が立案した学習計画に沿って進める。													
到達目標	1.専門性の高い看護職の役割について調査し、自己のキャリアデザイン形成を考えることができる。 2.色々な分野で活躍している看護職業人の生き方や考え方に触れ、それらを糸口にして自らのキャリアを考える機会とする。 3.本県及び当該地域特性を踏まえた活動体制の中で、ジュネリストとしてまたスペシャリストとして地域特性に根拠した活動を理解し、自己を活かしたキャリアデザインの方法-17が出来る。													
ディプロマポリシーとの対応	○ 1.多様な人々との関係を成立・発展できる ○ 2.主体的に行動できる ○ 3.多職種と連携し、地域の保健医療福祉に貢献できる													
事前・事後学習	【事前学習】 1.事前課題は必ず行い提出する。 2.グループ討議では、自分の考えを積極的に発言できるように準備をしておく。 【事後学習および課題】 1.ゼミ活動終了後に、ゼミ毎の目標が達成できたかどうか、検討する。													
項目	内 容					担当者								
1	授業オリエンテーション ①ゼミ単位での自己紹介 ②「自分のキャリアアップ」について話し合う					担当教員 全員								
2	1年生との合同ゼミ 下級生との交流を通して、「大学で学ぶことの意義」や「自分の将来のキャリアアップ」等について話し合う。 ※テーマについて1年生と対して、大学生としての自己の体験から、後輩に参考となる助言を行ったり新入生にとって有意義な話し合いをする。													
3	「看護の応用科目」の選択について ①救急・災害看護 ②在宅看護 ③公衆衛生看護 の各分野の活動とそこで働く看護専門職の活動をゼミごとに発表するためのオリエンテーションを受ける。													
4	ゼミ活動 ゼミ単位で活動を展開する。													
5	ゼミ活動 ゼミ単位で活動を展開する。													
6	ゼミ活動 ゼミ単位で活動を展開する。													
7	地域の課題と対応の課題、関連職種の活動 その他質疑応答 看護のスペシャリストを招き、キャリア形成の歩みについて講演を聴講する。 〔各ゼミ合同で聴講〕													
8	地域の課題と対応の課題、関連職種の活動 その他質疑応答 看護のスペシャリストを招き、キャリア形成の歩みについて講演を聴講する。 〔各ゼミ合同で聴講〕													
9	地域の課題と対応の課題、関連職種の活動 その他質疑応答 看護のスペシャリストを招き、キャリア形成の歩みについて講演を聴講する。 〔各ゼミ合同で聴講〕													
10	ゼミ活動 ゼミ単位で活動を展開する。 ※「自分のキャリアアップ」について、A4用紙1枚にまとめて提出する。													
11	ゼミ活動 ゼミ単位で活動を展開する。													
12	ゼミ活動 報告会の準備（パワーポイント作成、プレゼン、資料作成、報告会の進行等）													
13	ゼミ活動 報告会の準備（パワーポイント作成、プレゼン、資料作成、報告会の進行等）													
14	ゼミ活動 報告会及びまとめ													
15														
テキスト	ゼミ担当教員が必要時、紹介する。													
参考書	ゼミ担当教員が必要時、紹介する。													
成績評価方法	ゼミ活動（ゼミ活動内のレポート評価を含む）を60％、報告会および最終レポート評価を40％。最終レポートの課題は、授業内で説明する。													
履修要件	なし													
留意事項	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。													

No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期							
	連携ゼミナールⅠ	1	30	必修	演習	2	前期							
担当教員 (○印＝科目責任教員)	小林(山)・金子・今井・鮎川・百瀬・梶西・三輪・奥原・三輪・梶西・横山・山下・垣内・近藤・三沢・塩澤・奥原・〇高下			オフィスアワー										
科目概要	医療現場では、多くの職種が、対象の健康問題の解決に向けて様々な役割を担っている。本授業は、看護職が専門性を追求していくキャリア開発について理解し、自己を活かすためのキャリアデザインを形成することを目的とする。将来のキャリア形成を遂行する能力を養うために様々な方法で情報収集を行い、それをもとにグループ討議を行うなど、学生が立案した学習計画に沿って進める。													
到達目標	1.専門性の高い看護職の役割について調査し、自己のキャリアデザイン形成を考えることができる。 2.色々な分野で活躍している看護職業人の生き方や考え方に触れ、それらを糸口にして自らのキャリアを考える機会とする。													
ディプロマポリシーとの対応	○ 1.多様な人々との関係を成立・発展できる能力 ○ 2.主体的行動力 ○ 3.地域貢献能力と多職種連携能力													
事前・事後学習	【事前学習】 1.事前課題は必ず行い提出する。 2.グループ討議では、自分の考えを積極的に発言できるように準備をしておく。 【事後学習および課題】 1.ゼミ活動終了後に、ゼミ毎の目標が達成できたかどうか、検討する。													
項目	内 容					担当者								
1	授業オリエンテーション ①授業オリエンテーション ②ゼミ単位での自己紹介 ③「自分のキャリアアップ」について話し合う。第3回までに「自分のキャリアアップ」について、A4用紙1枚にまとめて提出する。					担当教員 全員								
2	1年生との合同ゼミ 下級生との交流を通して、「大学で学ぶことの意義」や「自分の将来のキャリアアップ」等について話し合う。													
3														
4	ゼミ活動 ゼミ単位で活動を展開する													
5														
6														
7	看護のスペシャリストを招き、キャリア形成の歩みについて講演を聴講する													
8														
9														
10														
11	ゼミ活動 ゼミ単位で活動を展開する													
12														
13														
14	報告会													
15														
テキスト	ゼミ担当教員が必要時、紹介する。													
参考書	ゼミ担当教員が必要時、紹介する。													
成績評価方法	ゼミ活動（ゼミ活動内のレポート評価を含む）を60％、報告会および最終レポート評価を40％。最終レポートの課題は、授業内で説明する。													
履修要件	なし													
留意事項	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。													

修正箇所

- ・担当教員
- ・到達目標
- ・教育内容

連携ゼミナールⅡ

(新旧対照表) シラバス 8 ページ

新

旧

No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期
	連携ゼミナールⅡ	1	30	必修	ゼミナール	3	前期
担当教員 (○印＝科目兼任教員)	小林(た)・金子・三輪・百瀬・原岡・鮎川・○小林(由)・藤山・岡水・梶西・横山・山下・近藤・三沢・垣内・塩澤・奥原・高下				オフィスアワー		
科目概要	授業ゼミナール、連携ゼミナールⅠで学んだことを基盤に、また、これまで学んできた看護学の中で看護とは何かを追求してきた学習の中から、身近な興味・関心課題を明確にし、研究疑問として出しあい、その解決に向けて取り組む姿勢・方法・まとめ方の概略を学修する。授業では、興味・関心課題を絞り込み研究テーマとして表現すること、研究目的、研究方法、結果、考察、結論のプロセスをプロジェクトメンバーとともに協力し合いながら修得し、卒業論文に繋がる能力を育む。プロジェクトで討議を行うなど、学生が立案した学習計画に沿って進める。						
到達目標	1.自己の関心のあるテーマとその理由を述べることができる。 2.グループメンバーと協力して、調査の結果にまとめ、結果に基づいて考察をまとめることができる。 3.卒業研究を行うための準備性が述べられる。						
ディプロマポリシーとの対応	1.多様な人々との関係を成立・発展できる ○ 2.主体的に行動できる ○ 3.多職種と連携し地域の保健医療福祉に貢献できる		○ 4.課題を発見し、課題解決ができる ○ 5.看護の知識と看護実践力 ○ 6.地域との多様な健康課題に対応できる				
事前・事後学習	【事前学習】 1.事前課題は必ず行い提出する。 2.グループ討議では、自分の考えを積極的に発言できるよう準備をしておく。 【事後学習および課題】 1.ゼミ活動終了後に、ゼミ毎の目標が達成できたかどうか、検討する。						

項目	内容	担当者
1 授業オリエンテーション	①授業オリエンテーション ②各自が学修の中で、疑問や興味・関心などの課題について発表する ③発表内容を基に、各自どこどのように興味関心をもったかを考えて次回持ち寄る	担当教員 全員
2 ゼミ活動(テーマの絞り込み)	・前回の質問から各々が発表し、相互に疑問や質問などを出し合い、興味・関心のあつた点を話し合い、取組の課題を決定する 「テーマの絞り込みをする(話し合いや文書整理が必要となる)」	
3 ゼミ活動		
4 ゼミ活動(活動計画の立案)	ゼミ単位で活動を展開する (活動計画は学生が立案し、教員と相談し助言を得つつ、学生主導で進める。)	
5 ゼミ活動		
6 ゼミ活動(研究データの取集)	ゼミ単位で活動を展開する(同上)	
7 ゼミ活動(研究データを分析し結果としてまとめる)	ゼミ単位で活動を展開する(同上)	
8 ゼミ活動(研究データを分析し結果としてまとめる)	ゼミ単位で活動を展開する(同上)	
9 ゼミ活動		
10 ゼミ活動		
11 ゼミ活動(考察をまとめる)	ゼミ単位で活動を展開する(同上)	
12 ゼミ活動(研究成果を研究論文の形でまとめる)	報告会の準備(パワーポイント作成、プレゼン、報告書作成、報告会の進行等)	
13 ゼミ活動		
14 ゼミ活動	研究成果を報告書としてまとめ、報告会を行う	
15 ゼミ活動		

テキスト	ゼミ担当教員が必要時、紹介する。
参考書	ゼミ担当教員が必要時、紹介する。
成績評価方法	ゼミ活動(ゼミ活動内のレポート評価を含む)を60%、報告会および最終レポート評価を40%、最終レポートの課題は、授業内で説明する。
履修要件	なし
留意事項	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。

No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期
	連携ゼミナールⅡ	1	30	必修	ゼミナール	3	前期
担当教員 (○印＝科目兼任教員)	小林(た)・金子・今井・鮎川・百瀬・岡水・原岡・水石・○小林(由)・三輪・梶西・藤山・山下・垣内・近藤・三澤・塩澤・奥原・高下				オフィスアワー		
科目概要	授業ゼミナール、連携ゼミナールⅠで学んだことを基盤に、また、これまで学んできた看護学の中で看護とは何かを追求してきた学習の中から、身近な興味・関心課題を明確にし、研究疑問として出しあい、その解決に向けて取り組む姿勢・方法・まとめ方の概略を学修する。授業では、興味・関心課題を絞り込み研究テーマとして表現すること、研究目的、研究方法、結果、考察、結論のプロセスをプロジェクトメンバーとともに協力し合いながら修得し、卒業論文に繋がる能力を育む。プロジェクトで討議を行うなど、学生が立案した学習計画に沿って進める。						
到達目標	1.自己の関心のあるテーマとその理由を述べることができる。 2.グループメンバーと協力して、調査の結果にまとめ、結果に基づいて考察をまとめることができる。 3.卒業研究を行うための準備性が述べられる。						
ディプロマポリシーとの対応	1.多様な人々との関係を成立・発展できる能力 ○ 2.主体的行動力 ○ 3.地域貢献力と多職種連携能力		○ 4.課題発見能力と課題解決能力 ○ 5.看護の知識と看護実践力 ○ 6.地域との多様な健康課題に対応できる力				
事前・事後学習	【事前学習】 1.事前課題は必ず行い提出する。 2.グループ討議では、自分の考えを積極的に発言できるよう準備をしておく。 【事後学習および課題】 1.ゼミ活動終了後に、ゼミ毎の目標が達成できたかどうか、検討する。						

項目	内容	担当者
1 授業オリエンテーション	①授業オリエンテーション ②各自が学修の中で、疑問や興味・関心などの課題について発表する ③発表内容を基に、各自どこどのように興味関心をもったかを考えて次回持ち寄る	担当教員 全員
2 ゼミ活動	前回の各々の発表から、各自の疑問や質問などを出し合い、興味・関心のあつた点を発表する。取組の課題を決定する。	
3 ゼミ活動	ゼミ単位で活動を展開する (活動計画は学生が立案し、教員と相談しながら進捗を待つ。学生主導で進める。)	
4 ゼミ活動		
5 ゼミ活動		
6 ゼミ活動		
7 ゼミ活動		
8 ゼミ活動	ゼミ単位で活動を展開する(同上)	
9 ゼミ活動		
10 ゼミ活動		
11 ゼミ活動		
12 ゼミ活動		
13 ゼミ活動		
14 ゼミ活動	学習成果報告書としてまとめ、報告会を行う	
15 ゼミ活動		

テキスト	ゼミ担当教員が必要時、紹介する。
参考書	ゼミ担当教員が必要時、紹介する。
成績評価方法	ゼミ活動(ゼミ活動内のレポート評価を含む)を60%、報告会および最終レポート評価を40%、最終レポートの課題は、授業内で説明する。
履修要件	なし
留意事項	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。

修正箇所

- ・担当教員
- ・教育内容

基礎看護学実習Ⅰ

(新旧対照表) シラバス 28 ページ

新										旧									
No.	教科目名		単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期		No.	教科目名		単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期	
	基礎看護学実習Ⅰ		1	45	必修	実習	1	前期			基礎看護学実習Ⅰ		1	45	必修	実習	1	前期	
担当教員	小林(た)・○金子・藤田・園芸・奥西・横山・山下・近藤・三沢・垣内・塩澤・奥原・倉科・青沢・黒澤・村上・五十嵐・牛山		オフィスワーク							担当教員	小林(た)・○金子・奥西・横山・木村・近藤・三沢・垣内・塩澤・奥原・倉科・清沢・黒澤・村上・五十嵐・牛山・山下		オフィスワーク						
科目概要	看護の対象となる様々な健康レベルの人々が、療養もしくは生活する場を知り、看護の役割を体験的に学ぶとともに、今後の学習に対する動機付けを図る。									科目概要	看護の対象となる様々な健康レベルの人々が、療養もしくは生活する場を知り、看護の役割を体験的に学ぶとともに、今後の学習に対する動機付けを図る。								
到達目標	1.さまざまなライフステージにある人々やあらゆる健康レベルの人々の生活の一部を知り、健康生活のための環境や看護の関わりについて、既習の知識と統合し考えることができる。 2.看護の対象となる人々とのコミュニケーションを通じ、看護活動を展開するために相互に信頼できる関係形成構築のための自己のあり方を考えることができる。 3.看護職者の活動する場を知り、保健・医療・福祉において、看護職が果たす役割を知り、社会の中におけるネットワークの一部が分かる。 4.看護の対象となる人々との関わりや看護職者の活動に触れ、「看護とは何か」その必要性、重要性について、既習の学習内容を想起し考えを整理し、説明できる。									到達目標	1)看護の対象の人々を理解するために、さまざまなライフステージにある人々やあらゆる健康レベルの人々に際し、健康の保持増進、健康回復のための環境や看護の関わりについて考える。 2)看護の対象の人々に対し、看護活動を展開するために相互に信頼できる関係形成構築のためのコミュニケーションの意義と方法について考える。 3)看護職者の活動する場を知り、保健・医療・福祉において、看護職が果たす役割を知り、社会の中におけるネットワークの一部が分かる。 4)看護の対象となる人々との関わりや看護職者の活動に触れ、「看護とは何か」その必要性、重要性について、既習の学習内容を想起し考え、具体的に整理し説明できる。								
ディプロマポリシーとの対応	○									ディプロマポリシーとの対応	○								
事前・事後学習	【事前学習】 看護の基本となるコミュニケーションや対象理解など、関連科目の内容を予習・復習しておく。									事前・事後学習	【事前学習】 看護の基本となるコミュニケーションや対象理解など、関連科目の内容を予習・復習しておく。								
	【事後学習および課題】										【事後学習および課題】								
教育内容	項目		内容					担当者		教育内容	項目		内容					担当者	
	1)看護の対象となる人々の生活の一部を知り、健康生活のための環境を、既習の知識と統合し考えることができる。		人々にとっての環境とは何か 人々にとっての健康とは何か 人々にとっての健康な生活とは何か ・ナイチンゲールの「看護覚え書き」やヘンダーソンの「看護の基本となるもの」など参照する。					担当教員 全員			1)看護の対象となる人々の生活の一部を知り、健康生活のための環境を、既習の知識と統合し考えることができる。		人々にとっての環境とは何か 人々にとっての健康とは何か 人々にとっての健康な生活とは何か ・ナイチンゲールの「看護覚え書き」やヘンダーソンの「看護の基本となるもの」など参照する。					担当教員 全員	
	2)看護の対象となる人々とのコミュニケーションを通じ、看護活動を展開するために、相互に信頼できる関係形成構築のための自己のあり方を考えることができる。		・自己のコミュニケーションの良かった点、考えるべき点などを振り返り自己の課題を見出すことができる。					担当教員 全員			2)看護の対象となる人々とのコミュニケーションを通じ、信頼関係形成のための自己のあり方を考えることができる。		・自己のコミュニケーションの良かった点、考えるべき点などを振り返り自己の課題を見出すことができる。					担当教員 全員	
	3)看護職者の活動する場を知り、保健・医療・福祉において、看護職が果たす役割を知り、社会の中におけるネットワークの一部が分かる。		・看護職者の活躍する場を知り、地域・職場における看護職の役割を考えることが出来る。 ・よりよい看護を提供するための、保健医療福祉のネットワークの概略が分かる。 ・看護が連携し継続されていることが分かる。 ・人々の健康の保持増進回復のために支援する他職種を知る。					担当教員 全員			3)看護職者の活動する場と役割を考えることができる。		・看護職者の活躍する場を知り、地域・職場における看護職の役割を考えることが出来る。 ・よりよい看護を提供するための、保健医療福祉のネットワークの概略が分かる。 ・看護が連携し継続されていることが分かる。 ・人々の健康の保持増進回復のために支援する他職種を知る。					担当教員 全員	
	4)看護の対象となる人々との関わりや看護職者の活動に触れ、「看護とは何か」その必要性、重要性について、既習の学習内容を想起し考えを整理し、説明できる。		臨床実習で学んだ内容を整理し、グループ毎に発表する。 (プレゼンテーション) ・個々の学びを統合し、発表を通し共有学習する。					担当教員 全員			4)基礎Ⅰ実習を通して、現段階での「看護とは何か」について考えを整理でき、説明できる。		臨床実習で学んだ内容を整理し、グループ毎に発表する。 (プレゼンテーション) ・個々の学びを統合し、発表を通し共有学習する。					担当教員 全員	
テキスト	適宜指定する。									テキスト	なし								
参考書	事前学習に必要な文献は、オリエンテーション前に提示される課題を確認後、各自が課題によりかかる前までに全冊を持って預けておく。コミュニケーションや人間関係に関連する科目、看護学概論などのテキスト、参考書なども活用できる。資料を確保しておくこと。									参考書	事前学習に必要な文献は、オリエンテーション前に提示される課題を確認後、各自が課題によりかかる前までに全冊を持って預けておく。コミュニケーションや人間関係に関連する科目、看護学概論などのテキスト、参考書なども活用できる。資料を確保しておくこと。								
成績評価方法	・評価表を用いて総合的に評価する。 ・必要に応じて個別面談を行う。									成績評価方法	・評価表を用いて総合的に評価する。 ・必要に応じて個別面談を行う。								
履修要件	看護学概論を履修していること									履修要件	基礎看護学概論を修得していること								
留意事項	1)オリエンテーションを基に事前に自己学習や実習準備(ユニフォームの準備等)をしておく。 2)終日の実習であるため、規則正しい生活の励行や体調を管理し整えておく。									留意事項	1)オリエンテーションを基に事前に自己学習や実習準備(ユニフォームの準備等)をしておく。 2)終日の実習であるため、規則正しい生活の励行や体調を管理し整えておく。								

修正箇所

- ・担当教員
- ・教育内容

成人急性期看護学実習
(新旧対照表) シラバス 35 ページ

新

旧

No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期																																																																																																
	成人急性期看護学実習	3	135	必修	実習	3	後期																																																																																																
担当教員 (○印＝科目責任教員)	○今井栄子・近藤恵子・牛山陽介						○(A)講義																																																																																																
科目概要	成人急性期看護の看護過程の展開を中心に、看護師の役割、機能、チーム医療の展開を実践を通して学ぶ。																																																																																																						
到達目標	1.成人急性期の対象者を受け持ち、術前・術中・術後を通して看護過程の展開ができる。 2.外来・病棟・手術室など臨床看護師の役割機能を説明できる。 3.成人急性期の対象者を取りまく家族・社会の環境と配慮の必要性を説明できる。 4.退院後の生活を考え対象者に必要な社会的援助、退院指導ができる。																																																																																																						
ディプロマポリシーとの対応	1.多様な人々との関係を成立・発展させる ○ 4.課題を発見し、課題解決ができる ○ 2.主体的に行動できる ○ 5.看護の知識と看護実践力を有する 3.多職種と連携し、地域の保健医療福祉に貢献できる 6.地域の多様な健康課題に対応できる																																																																																																						
事前・事後学習	【事前学習】 1.受け持ち患者の疾患の病態生理、症状、検査、術式、治療と生活の影響、看護に関する学習を行う。 2.急性期における合併症、予防のための看護技術、退院支援への援助に関する学習をしておく。 【事後学習および課題】																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>内 容</th><th>担当 者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週 1 日</td><td>実習内容及び実習方法</td><td></td></tr> <tr> <td>土</td><td>成人看護急性期・周手術期の関連部局と医療チーム連携の在り方を理解する。各部署のオリエンテーション(急性期病棟、手術室、ICU等)、受け持ち患者決定(承諾、情報収集等)</td><td></td></tr> <tr> <td>水</td><td>術前看護ケアを看護師について、見学実習をする。</td><td></td></tr> <tr> <td>木</td><td>対象への倫理的配慮を十分に検討し行動する。術前オリエンテーション、インフォームドコンセントの機会を逃さず見学し理解する。</td><td></td></tr> <tr> <td>金</td><td>看護チームにおける継続的な看護の在り方について考え、報告・連絡・相談を行う。</td><td></td></tr> <tr> <td>外科病棟における、対象を取りまく医療チームの多職種と連携・協働の実践と、担当の役割と責任を認識する。</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>受け持ち患者に対し、①対象を理解し、②看護問題を抽出し、看護計画の立案・実施・評価を行う。</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>月</td><td>金曜日にはカンファレンス、個人評価面談を行う。受け持ち患者の伝え方や看護の方向性が妥当かどうかについて、質問指導を受ける。</td><td></td></tr> <tr> <td>土</td><td>手術室とICU/ICUの見学実習を2日1グループ内で計画する。</td><td></td></tr> <tr> <td>週 2 土</td><td>手術、手術室見学を通して医療チーム連携を理解する。機会があったら受け持ち患者の手術見学、医師・看護師・技師等の連携の実践を知る。</td><td></td></tr> <tr> <td>金</td><td>手術室からの退室と手術終了、帰室までの一連の流れを看護師について実習する。</td><td></td></tr> <tr> <td>土</td><td>ICU/CCUの特性や看護の原則などのオリエンテーションを受ける。</td><td></td></tr> <tr> <td>金</td><td>看護師について、術室看護とは異なる看護の特徴を理解し、ICU/CCUにおける看護の特徴を学ぶ。</td><td></td></tr> <tr> <td>月</td><td>金曜日・中間カンファレンス及び中間評価を行う。中間評価は学生の自己評価に基づき、内容の不足、今後の予定等を見据えて評価面談を行う。</td><td></td></tr> <tr> <td>土</td><td>術後日数経過する中で、退院後施設、社会復帰への準備の援助を患者と共に考える。退院していく患者さんへ指導書を書く等、退院指導を行う。</td><td></td></tr> <tr> <td>金</td><td>実習最終カンファレンスを行う。準備、関係者への連絡・調整、テーマ、司会・進行等学生主体で行う。</td><td></td></tr> <tr> <td>土</td><td>病棟スタッフや指導者等への挨拶、患者・家族への挨拶お礼等後始末とまとめ</td><td></td></tr> <tr> <td>金</td><td>最終評価:学生と指導者教員で面接評価を行う。自己評価表及び実習記録等関連資料持参。</td><td></td></tr> <tr> <td>テキスト</td><td>成人急性期看護論に準ずる。</td><td data-kind="finish"></td><td></td><td data-kind="finish"></td><td data-kind="finish"></td><td data-kind="finish"></td><td data-kind="finish"></td></tr> <tr> <td>参考書</td><td>成人急性期看護論に準ずる。</td><td data-kind="finish"></td><td></td><td data-kind="finish"></td><td data-kind="finish"></td><td data-kind="finish"></td><td data-kind="finish"></td></tr> <tr> <td>成績評価方法</td><td>実習評価表に準ずる。</td><td data-kind="finish"></td><td></td><td data-kind="finish"></td><td data-kind="finish"></td><td data-kind="finish"></td><td data-kind="finish"></td></tr> <tr> <td>履修要件</td><td>基礎看護学実習Ⅱ、成人看護学概論、成人急性期看護論の単位を修得していること。</td><td data-kind="finish"></td><td></td><td data-kind="finish"></td><td data-kind="finish"></td><td data-kind="finish"></td><td data-kind="finish"></td></tr> <tr> <td>留意事項</td><td> ① 実習記録はくれぐれも紛失しないように注意のこと。 ② 実習記録の提出等は指定された日時を厳守する。 ③ 実習中の白衣、靴は清潔であること。 ④ 実習病院・施設の規則厳守。 </td><td data-kind="finish"></td><td></td><td data-kind="finish"></td><td data-kind="finish"></td><td data-kind="finish"></td><td data-kind="finish"></td></tr> </tbody> </table>		内 容	担当 者	週 1 日	実習内容及び実習方法		土	成人看護急性期・周手術期の関連部局と医療チーム連携の在り方を理解する。各部署のオリエンテーション(急性期病棟、手術室、ICU等)、受け持ち患者決定(承諾、情報収集等)		水	術前看護ケアを看護師について、見学実習をする。		木	対象への倫理的配慮を十分に検討し行動する。術前オリエンテーション、インフォームドコンセントの機会を逃さず見学し理解する。		金	看護チームにおける継続的な看護の在り方について考え、報告・連絡・相談を行う。		外科病棟における、対象を取りまく医療チームの多職種と連携・協働の実践と、担当の役割と責任を認識する。			受け持ち患者に対し、①対象を理解し、②看護問題を抽出し、看護計画の立案・実施・評価を行う。			月	金曜日にはカンファレンス、個人評価面談を行う。受け持ち患者の伝え方や看護の方向性が妥当かどうかについて、質問指導を受ける。		土	手術室とICU/ICUの見学実習を2日1グループ内で計画する。		週 2 土	手術、手術室見学を通して医療チーム連携を理解する。機会があったら受け持ち患者の手術見学、医師・看護師・技師等の連携の実践を知る。		金	手術室からの退室と手術終了、帰室までの一連の流れを看護師について実習する。		土	ICU/CCUの特性や看護の原則などのオリエンテーションを受ける。		金	看護師について、術室看護とは異なる看護の特徴を理解し、ICU/CCUにおける看護の特徴を学ぶ。		月	金曜日・中間カンファレンス及び中間評価を行う。中間評価は学生の自己評価に基づき、内容の不足、今後の予定等を見据えて評価面談を行う。		土	術後日数経過する中で、退院後施設、社会復帰への準備の援助を患者と共に考える。退院していく患者さんへ指導書を書く等、退院指導を行う。		金	実習最終カンファレンスを行う。準備、関係者への連絡・調整、テーマ、司会・進行等学生主体で行う。		土	病棟スタッフや指導者等への挨拶、患者・家族への挨拶お礼等後始末とまとめ		金	最終評価:学生と指導者教員で面接評価を行う。自己評価表及び実習記録等関連資料持参。		テキスト	成人急性期看護論に準ずる。							参考書	成人急性期看護論に準ずる。							成績評価方法	実習評価表に準ずる。							履修要件	基礎看護学実習Ⅱ、成人看護学概論、成人急性期看護論の単位を修得していること。							留意事項	① 実習記録はくれぐれも紛失しないように注意のこと。 ② 実習記録の提出等は指定された日時を厳守する。 ③ 実習中の白衣、靴は清潔であること。 ④ 実習病院・施設の規則厳守。												
	内 容	担当 者																																																																																																					
週 1 日	実習内容及び実習方法																																																																																																						
土	成人看護急性期・周手術期の関連部局と医療チーム連携の在り方を理解する。各部署のオリエンテーション(急性期病棟、手術室、ICU等)、受け持ち患者決定(承諾、情報収集等)																																																																																																						
水	術前看護ケアを看護師について、見学実習をする。																																																																																																						
木	対象への倫理的配慮を十分に検討し行動する。術前オリエンテーション、インフォームドコンセントの機会を逃さず見学し理解する。																																																																																																						
金	看護チームにおける継続的な看護の在り方について考え、報告・連絡・相談を行う。																																																																																																						
外科病棟における、対象を取りまく医療チームの多職種と連携・協働の実践と、担当の役割と責任を認識する。																																																																																																							
受け持ち患者に対し、①対象を理解し、②看護問題を抽出し、看護計画の立案・実施・評価を行う。																																																																																																							
月	金曜日にはカンファレンス、個人評価面談を行う。受け持ち患者の伝え方や看護の方向性が妥当かどうかについて、質問指導を受ける。																																																																																																						
土	手術室とICU/ICUの見学実習を2日1グループ内で計画する。																																																																																																						
週 2 土	手術、手術室見学を通して医療チーム連携を理解する。機会があったら受け持ち患者の手術見学、医師・看護師・技師等の連携の実践を知る。																																																																																																						
金	手術室からの退室と手術終了、帰室までの一連の流れを看護師について実習する。																																																																																																						
土	ICU/CCUの特性や看護の原則などのオリエンテーションを受ける。																																																																																																						
金	看護師について、術室看護とは異なる看護の特徴を理解し、ICU/CCUにおける看護の特徴を学ぶ。																																																																																																						
月	金曜日・中間カンファレンス及び中間評価を行う。中間評価は学生の自己評価に基づき、内容の不足、今後の予定等を見据えて評価面談を行う。																																																																																																						
土	術後日数経過する中で、退院後施設、社会復帰への準備の援助を患者と共に考える。退院していく患者さんへ指導書を書く等、退院指導を行う。																																																																																																						
金	実習最終カンファレンスを行う。準備、関係者への連絡・調整、テーマ、司会・進行等学生主体で行う。																																																																																																						
土	病棟スタッフや指導者等への挨拶、患者・家族への挨拶お礼等後始末とまとめ																																																																																																						
金	最終評価:学生と指導者教員で面接評価を行う。自己評価表及び実習記録等関連資料持参。																																																																																																						
テキスト	成人急性期看護論に準ずる。																																																																																																						
参考書	成人急性期看護論に準ずる。																																																																																																						
成績評価方法	実習評価表に準ずる。																																																																																																						
履修要件	基礎看護学実習Ⅱ、成人看護学概論、成人急性期看護論の単位を修得していること。																																																																																																						
留意事項	① 実習記録はくれぐれも紛失しないように注意のこと。 ② 実習記録の提出等は指定された日時を厳守する。 ③ 実習中の白衣、靴は清潔であること。 ④ 実習病院・施設の規則厳守。																																																																																																						

No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期																																																																																																
	成人急性期看護学実習	3	135	必修	実習	3	後期																																																																																																
担当教員 (○印＝科目責任教員)	○今井栄子・近藤恵子・牛山陽介						○(A)講義																																																																																																
科目概要	成人急性期看護の看護過程の展開を中心に、看護師の役割、機能、チーム医療の展開を実践を通して学ぶ。																																																																																																						
到達目標	1.成人急性期の対象者を受け持ち、術前・術中・術後を通して看護過程の展開ができる 2.外来・病棟・手術室など臨床看護師の役割機能を説明できる 3.成人急性期の対象者を取りまく家族・社会の環境と配慮の必要性を説明できる 4.退院後の生活を考え対象者に必要な社会的援助、退院指導ができる																																																																																																						
ディプロマポリシーとの対応	1.多様な人々との関係を成立・発展させる能力 ○ 4.課題発見能力と課題解決能力 ○ 2.主体的行動力 ○ 5.看護の知識と看護実践力 3.地域貢献力と多職種連携能力 6.地域の多様な健康課題に対応できる力																																																																																																						
事前・事後学習	【事前学習】 1.講義時、関連するテキストの該当箇所を熟読し出席する。 2.事前課題は必ず行い提出するとともに、講義・事前課題で学習したことを基に演習に参加する。 【事後学習および課題】																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>内 容</th><th>担当 者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週 1 日</td><td>実習内容及び実習方法</td><td></td></tr> <tr> <td>土</td><td>成人看護急性期・周手術期の関連部局と医療チーム連携の在り方を理解する。各部署のオリエンテーション(急性期病棟、手術室、ICU等)、受け持ち患者決定(承諾、情報収集等)</td><td></td></tr> <tr> <td>水</td><td>術前看護ケアを看護師について、見学実習をする。</td><td></td></tr> <tr> <td>木</td><td>対象への倫理的配慮を十分に検討し行動する。術前オリエンテーション、インフォームドコンセントの機会を逃さず見学し理解する。</td><td></td></tr> <tr> <td>金</td><td>看護チームにおける継続的な看護の在り方について考え、報告・連絡・相談を行う。</td><td></td></tr> <tr> <td>外科病棟における、対象を取りまく医療チームの多職種と連携・協働の実践と、担当の役割と責任を認識する。</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>受け持ち患者に対し、①対象を理解し、②看護問題を抽出し、看護計画の立案・実施・評価を行う。</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>月</td><td>金曜日にはカンファレンス、個人評価面談を行う。受け持ち患者の伝え方や看護の方向性が妥当かどうかについて、質問指導を受ける。</td><td></td></tr> <tr> <td>土</td><td>手術室とICU/ICUの見学実習を2日1グループ内で計画する。</td><td></td></tr> <tr> <td>週 2 土</td><td>手術、手術室見学を通して医療チーム連携を理解する。機会があったら受け持ち患者の手術見学、医師・看護師・技師等の連携の実践を知る。</td><td></td></tr> <tr> <td>金</td><td>手術室からの退室と手術終了、帰室までの一連の流れを看護師について実習する。</td><td></td></tr> <tr> <td>土</td><td>ICU/CCUの特性や看護の原則などのオリエンテーションを受ける。</td><td></td></tr> <tr> <td>金</td><td>看護師について、術室看護とは異なる看護の特徴を理解し、ICU/CCUにおける看護の特徴を学ぶ。</td><td></td></tr> <tr> <td>月</td><td>金曜日・中間カンファレンス及び中間評価を行う。中間評価は学生の自己評価に基づき、内容の不足、今後の予定等を見据えて評価面談を行う。</td><td></td></tr> <tr> <td>土</td><td>術後日数経過する中で、退院後施設、社会復帰への準備の援助を患者と共に考える。退院していく患者さんへ指導書を書く等、退院指導を行う。</td><td></td></tr> <tr> <td>金</td><td>実習最終カンファレンスを行う。準備、関係者への連絡・調整、テーマ、司会・進行等学生主体で行う。</td><td></td></tr> <tr> <td>土</td><td>病棟スタッフや指導者等への挨拶、患者・家族への挨拶お礼等後始末とまとめ</td><td></td></tr> <tr> <td>金</td><td>最終評価:学生と指導者教員で面接評価を行う。自己評価表及び実習記録等関連資料持参。</td><td></td></tr> <tr> <td>テキスト</td><td>成人急性期看護論に準ずる。</td><td data-kind="finish"></td><td></td><td data-kind="finish"></td><td data-kind="finish"></td><td data-kind="finish"></td><td data-kind="finish"></td></tr> <tr> <td>参考書</td><td>成人急性期看護論に準ずる。</td><td data-kind="finish"></td><td></td><td data-kind="finish"></td><td data-kind="finish"></td><td data-kind="finish"></td><td data-kind="finish"></td></tr> <tr> <td>成績評価方法</td><td>実習評価表に準ずる。</td><td data-kind="finish"></td><td></td><td data-kind="finish"></td><td data-kind="finish"></td><td data-kind="finish"></td><td data-kind="finish"></td></tr> <tr> <td>履修要件</td><td>基礎看護学実習Ⅱ、成人看護学概論、成人急性期看護論の単位を修得していること。</td><td data-kind="finish"></td><td></td><td data-kind="finish"></td><td data-kind="finish"></td><td data-kind="finish"></td><td data-kind="finish"></td></tr> <tr> <td>留意事項</td><td> ① 実習記録はくれぐれも紛失しないように注意のこと。 ② 実習記録の提出等は指定された日時を厳守する。 ③ 実習中の白衣、靴は清潔であること。 ④ 実習病院・施設の規則厳守。 </td><td data-kind="finish"></td><td></td><td data-kind="finish"></td><td data-kind="finish"></td><td data-kind="finish"></td><td data-kind="finish"></td></tr> </tbody> </table>		内 容	担当 者	週 1 日	実習内容及び実習方法		土	成人看護急性期・周手術期の関連部局と医療チーム連携の在り方を理解する。各部署のオリエンテーション(急性期病棟、手術室、ICU等)、受け持ち患者決定(承諾、情報収集等)		水	術前看護ケアを看護師について、見学実習をする。		木	対象への倫理的配慮を十分に検討し行動する。術前オリエンテーション、インフォームドコンセントの機会を逃さず見学し理解する。		金	看護チームにおける継続的な看護の在り方について考え、報告・連絡・相談を行う。		外科病棟における、対象を取りまく医療チームの多職種と連携・協働の実践と、担当の役割と責任を認識する。			受け持ち患者に対し、①対象を理解し、②看護問題を抽出し、看護計画の立案・実施・評価を行う。			月	金曜日にはカンファレンス、個人評価面談を行う。受け持ち患者の伝え方や看護の方向性が妥当かどうかについて、質問指導を受ける。		土	手術室とICU/ICUの見学実習を2日1グループ内で計画する。		週 2 土	手術、手術室見学を通して医療チーム連携を理解する。機会があったら受け持ち患者の手術見学、医師・看護師・技師等の連携の実践を知る。		金	手術室からの退室と手術終了、帰室までの一連の流れを看護師について実習する。		土	ICU/CCUの特性や看護の原則などのオリエンテーションを受ける。		金	看護師について、術室看護とは異なる看護の特徴を理解し、ICU/CCUにおける看護の特徴を学ぶ。		月	金曜日・中間カンファレンス及び中間評価を行う。中間評価は学生の自己評価に基づき、内容の不足、今後の予定等を見据えて評価面談を行う。		土	術後日数経過する中で、退院後施設、社会復帰への準備の援助を患者と共に考える。退院していく患者さんへ指導書を書く等、退院指導を行う。		金	実習最終カンファレンスを行う。準備、関係者への連絡・調整、テーマ、司会・進行等学生主体で行う。		土	病棟スタッフや指導者等への挨拶、患者・家族への挨拶お礼等後始末とまとめ		金	最終評価:学生と指導者教員で面接評価を行う。自己評価表及び実習記録等関連資料持参。		テキスト	成人急性期看護論に準ずる。							参考書	成人急性期看護論に準ずる。							成績評価方法	実習評価表に準ずる。							履修要件	基礎看護学実習Ⅱ、成人看護学概論、成人急性期看護論の単位を修得していること。							留意事項	① 実習記録はくれぐれも紛失しないように注意のこと。 ② 実習記録の提出等は指定された日時を厳守する。 ③ 実習中の白衣、靴は清潔であること。 ④ 実習病院・施設の規則厳守。												
	内 容	担当 者																																																																																																					
週 1 日	実習内容及び実習方法																																																																																																						
土	成人看護急性期・周手術期の関連部局と医療チーム連携の在り方を理解する。各部署のオリエンテーション(急性期病棟、手術室、ICU等)、受け持ち患者決定(承諾、情報収集等)																																																																																																						
水	術前看護ケアを看護師について、見学実習をする。																																																																																																						
木	対象への倫理的配慮を十分に検討し行動する。術前オリエンテーション、インフォームドコンセントの機会を逃さず見学し理解する。																																																																																																						
金	看護チームにおける継続的な看護の在り方について考え、報告・連絡・相談を行う。																																																																																																						
外科病棟における、対象を取りまく医療チームの多職種と連携・協働の実践と、担当の役割と責任を認識する。																																																																																																							
受け持ち患者に対し、①対象を理解し、②看護問題を抽出し、看護計画の立案・実施・評価を行う。																																																																																																							
月	金曜日にはカンファレンス、個人評価面談を行う。受け持ち患者の伝え方や看護の方向性が妥当かどうかについて、質問指導を受ける。																																																																																																						
土	手術室とICU/ICUの見学実習を2日1グループ内で計画する。																																																																																																						
週 2 土	手術、手術室見学を通して医療チーム連携を理解する。機会があったら受け持ち患者の手術見学、医師・看護師・技師等の連携の実践を知る。																																																																																																						
金	手術室からの退室と手術終了、帰室までの一連の流れを看護師について実習する。																																																																																																						
土	ICU/CCUの特性や看護の原則などのオリエンテーションを受ける。																																																																																																						
金	看護師について、術室看護とは異なる看護の特徴を理解し、ICU/CCUにおける看護の特徴を学ぶ。																																																																																																						
月	金曜日・中間カンファレンス及び中間評価を行う。中間評価は学生の自己評価に基づき、内容の不足、今後の予定等を見据えて評価面談を行う。																																																																																																						
土	術後日数経過する中で、退院後施設、社会復帰への準備の援助を患者と共に考える。退院していく患者さんへ指導書を書く等、退院指導を行う。																																																																																																						
金	実習最終カンファレンスを行う。準備、関係者への連絡・調整、テーマ、司会・進行等学生主体で行う。																																																																																																						
土	病棟スタッフや指導者等への挨拶、患者・家族への挨拶お礼等後始末とまとめ																																																																																																						
金	最終評価:学生と指導者教員で面接評価を行う。自己評価表及び実習記録等関連資料持参。																																																																																																						
テキスト	成人急性期看護論に準ずる。																																																																																																						
参考書	成人急性期看護論に準ずる。																																																																																																						
成績評価方法	実習評価表に準ずる。																																																																																																						
履修要件	基礎看護学実習Ⅱ、成人看護学概論、成人急性期看護論の単位を修得していること。																																																																																																						
留意事項	① 実習記録はくれぐれも紛失しないように注意のこと。 ② 実習記録の提出等は指定された日時を厳守する。 ③ 実習中の白衣、靴は清潔であること。 ④ 実習病院・施設の規則厳守。																																																																																																						

修正箇所

- ・教育内容
- ・履修要件

成人慢性期看護学実習
(新旧対照表) シラバス 36 ページ

新								旧									
No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期	No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期		
	成人慢性期看護学実習	3	135	必修	実習	3	後期		成人慢性期看護学実習	3	135	必修	実習	3	後期		
担当教員 (担任科目名を記載)	○鮎川昌代・垣内いづみ・牛山陽介			オフィスアワー	教員と日程調整する			担当教員 (担任科目名を記載)	○鮎川昌代・垣内いづみ・牛山陽介			オフィスアワー	教員と日程調整する				
科目概要	(Clinical Practice of Adult Nursing: Chronic Care) ・Chronic illness をもちながら生活する患者の療養行動への援助を通して看護を考察する。 ・実習慢性期にある対象者の特徴を理解し、患者の生活過程を豊かながら社会生活を営み、セルフマネジメント能力を患者自身が身につけるための援助の在り方を学ぶ。 ・成人期におき、慢性的に健康障害を有しながら暮らしている人もしくは終末期にある人とその家族の身体的、心理社会的影響を理解し、必要な援助を実践することができる。							科目概要	(Clinical Practice of Adult Nursing: Chronic Care) ・Chronic illness をもちながら生活する患者の療養行動への援助を通して看護を考察する。 ・実習慢性期にある対象者の特徴を理解し、患者の生活過程を豊かながら社会生活を営み、セルフマネジメント能力を患者自身が身につけるための援助の在り方を学ぶ。 ・成人期におき、慢性的に健康障害を有しながら暮らしている人もしくは終末期にある人とその家族の身体的、心理社会的影響を理解し、必要な援助を実践することができる。								
到達目標	1.受け持ち患者の発達段階をふまえて、Chronic illness をもちながら生活している患者の健康問題を整理し、身体、心理、社会的側面から理解できる。 2.培ってきた生活のあり方をふまえて、Chronic illness をもちながら生活している患者のセルフマネジメント力を分析し、その能力を高めることができる。 3.受け持ち患者の不安や苦痛を理解し、緩和するための援助ができる。 4.看護過程の思考プロセスを理解し、事例に適用できる。 5.受け持ち患者への援助を振り返り、Chronic illness をもちながら生活している患者および家族への看護を考察することができる。 6.退院後の生活の再構築や社会復帰に必要な病院と地域の連携システムについて理解する。 7.加えて、これらの対象者に多職種とともに援助を行い、対象の安寧と安楽の促進について考えることができる。 8.自己の課題を認識し、主体的・積極的に学習する。							到達目標	1.受け持ち患者の発達段階をふまえて、Chronic illness をもちながら生活している患者の健康問題を整理し、身体、心理、社会的側面から理解できる。 2.培ってきた生活のあり方をふまえて、Chronic illness をもちながら生活している患者のセルフマネジメント力を分析し、その能力を高めることができる。 3.受け持ち患者の不安や苦痛を理解し、緩和するための援助ができる。 4.看護過程の思考プロセスを理解し、事例に適用できる。 5.受け持ち患者への援助を振り返り、Chronic illness をもちながら生活している患者および家族への看護を考察することができる。 6.退院後の生活の再構築や社会復帰に必要な病院と地域の連携システムについて理解する。 7.加えて、これらの対象者に多職種とともに援助を行い、対象の安寧と安楽の促進について考えることができる。 8.自己の課題を認識し、主体的・積極的に学習する。								
ディプロマポリシーとの対応	1.多様な人々との関与を促すことができる。○ 4.課題を発見し、課題解決ができる。 ○ 2.主体的に行動できる。○ 5.看護の知識と看護実践力を有する。 3.多職種と連携し、地域の実践医療福祉に貢献できる。6.地域の多様な健康課題に対応できる。							ディプロマポリシーとの対応	1.多様な人々との関与を促すことができる。○ 4.課題を発見し、課題解決ができる。 ○ 2.主体的に行動できる。○ 5.看護の知識と看護実践力を有する。 3.多職種と連携し、地域の実践医療福祉に貢献できる。6.地域の多様な健康課題に対応できる。								
事前・事後学習	【事前学習】 ・既存学習（慢性期疾患、基礎看護技術など）の復習 ・実習記録（実習要項を参照） 【事後学習および課題】							事前・事後学習	【事前学習】 ・既存学習（慢性期疾患、基礎看護技術など）の復習 ・実習記録（実習要項を参照） 【事後学習および課題】								
教育内容	1.成人期にあり、慢性的な疾患を有する人または終末期にある人へ1名を受け持ち看護過程を展開する。 2.入院中の患者に退院支援を計画する。 3.外実において、退院後の患者と家族に対して継続看護を計画する。 4.医療機関福祉システムにおける多職種の連携や協働、社会資源の活用の際に参加する。 5.終末期にある対象者や家族との信頼関係を形成しながら、対象や家族のニーズを尊重して関わる。 6.チームカンファレンスを行い、終末期の援助観や学生個々の死生観を深める。							指導者	教育内容	1.事前学習を通して、慢性期看護に必要な基礎的な知識および看護援助技術を復習する 2.慢性期にある患者を一人以上受け持ち、アセスメント・計画・実施・評価の一連の看護過程を展開する。 3.看護計画に基づき、受け持ち患者と家族に適切な看護援助を、積極的に実践する（セルフマネジメント支援、患者教育を含む）。 4.カンファレンスなどを通して、グループメンバー間で随時情報共有、意見交換を行い、効果的にグループ学習する。 5.ライブプラスステディや看護所による臨床講義などを通して看護の専門的知識を深める。 6.退院後の継続看護のために行われている病院と地域の連携の実態を見学する。 7.実習の状況により、看護師が行うケアを見学する。また受け持ち対象者以外の患者の看護ケアを見学							担当 者
	1. ①対象者を理解する 身体的・心理的・社会的側面から理解する。 対象者のライフスタイルと生活環境を理解する。 ②対象者の看護を受けることに対する思いを受け止める。 ③対象者のアセスメント 慢性期の状態を踏まえてアセスメントする。対象者のセルフマネジメント力を評価する。 全体像を把握し看護診断を行い、健康問題を明確にする。 ④対象者への看護計画を立てる 対象者の必要領域、ニーズをレポート、セルフマネジメント力、症状受容のレベルを考慮し、看護計画を立案する。 ⑤実施・評価を行う ⑥家族・評価を行う 看護計画に基づき受け持ち患者と家族に適切な援助を実施する。場合によっては、看護援助が実施するスケジュールを見学する。 セルフマネジメント力支援、患者教育、不安や苦痛の緩和を行う。 退院後の生活の再構築や社会復帰に向けて退院支援を実施する。 退院指導計画を実施する。 外実における継続看護と学ぶ。 実施した看護援助を定期的な振り返り、看護計画を評価し、サボリーにまとめる。 2.多職種との連携の確立 多職種との連携や協働の場（退院カンファレンスなど）に参加・見学する。 3.社会資源の活用 退院後の生活の再構築や社会復帰に必要な地域と病院の連携の実態に参加・見学する。 グループカンファレンス グループメンバー間での情報共有、意見交換を行い、学びを深める。 自己の看護実践と役割の振り返り。							鮎川・垣内 牛山		1.事前学習を通して、慢性期看護に必要な基礎的な知識および看護援助技術を復習する 2.慢性期にある患者を一人以上受け持ち、アセスメント・計画・実施・評価の一連の看護過程を展開する。 3.看護計画に基づき、受け持ち患者と家族に適切な看護援助を、積極的に実践する（セルフマネジメント支援、患者教育を含む）。 4.カンファレンスなどを通して、グループメンバー間で随時情報共有、意見交換を行い、効果的にグループ学習する。 5.ライブプラスステディや看護所による臨床講義などを通して看護の専門的知識を深める。 6.退院後の継続看護のために行われている病院と地域の連携の実態を見学する。 7.実習の状況により、看護師が行うケアを見学する。また受け持ち対象者以外の患者の看護ケアを見学							鮎川・垣内 牛山
テキスト	1.渡野香由編「系統看護学講座 専門分野Ⅰ基礎看護学Ⅱ」基礎看護技術Ⅰ 医学書院 2.佐和子他「系統看護学講座 専門分野Ⅰ基礎看護学Ⅲ」基礎看護技術Ⅱ 医学書院 3.鈴木久美他「看護テキスト NICE 成人看護学 慢性期看護改訂第2版（南江堂）」その他、適宜紹介する。							テキスト	1.渡野香由編「系統看護学講座 専門分野Ⅰ基礎看護学Ⅱ」基礎看護技術Ⅰ 医学書院 2.佐和子他「系統看護学講座 専門分野Ⅰ基礎看護学Ⅲ」基礎看護技術Ⅱ 医学書院 3.鈴木久美他「看護テキスト NICE 成人看護学 慢性期看護改訂第2版（南江堂）」その他、適宜紹介する。								
参考書	成人看護学（慢性期看護）、がん看護学の他、人体構造機能学、疾病治療論、薬理学、病理学等の参考書も必要である。							参考書	成人看護学（慢性期看護）、がん看護学の他、人体構造機能学、疾病治療論、薬理学、病理学等の参考書も必要である。								
成績評価方法	実習への参加および目標の達成状況80%、レポート課題20%から総合的に評価する。							成績評価方法	実習への参加および目標の達成状況(80%)、レポート課題(20%)から総合的に評価する。								
履修要件	基礎看護学実習Ⅱ、成人看護学概論、成人慢性期看護論の単位を修得していること。							履修要件	基礎看護学実習Ⅱ、成人看護学概論、成人慢性期看護論を修得していること								
留意事項	実習オリエンテーションの出席、事前課題の提出を必須とする。							留意事項	実習オリエンテーションの出席、事前課題の提出を必須とする。								

修正箇所
・教育内容

老年看護学実習Ⅰ

(新旧対照表) シラバス 41 ページ

新								旧							
No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期	No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期
	老年看護学実習Ⅰ	1	45	必修	実習	3	前期		老年看護学実習Ⅰ	1	45	必修	実習	3	前期
担当教員	○百瀬ちどり・坪上一代・垣内いづみ・近藤恵子・牛山陽介							担当教員	○百瀬ちどり・坪上一代・垣内いづみ・近藤恵子・牛山陽介						
科目概要	老年看護の多様な場での実践について理解し、高齢者の生活の場について理解する。多職種との連携や家族支援の実践について学ぶ。地域包括ケアシステムと介護施設の役割、地域の中の施設の役割とそこでの求められる看護の役割について実践を通じて理解する。							科目概要	老年看護の多様な場での実践について理解し、高齢者の生活の場について理解する。多職種との連携や家族支援の実践について学ぶ。地域包括ケアシステムと介護施設施設の役割、地域の中の施設の役割とそこでの求められる看護の役割について実践を通じて理解する。						
到達目標	1.地域包括ケアシステムにおける地域固有の介護予防の多様性を学び説明できる。 2.健康障害を持ちながらも一歩見えて、地域で生活する高齢者の介護予防意識をコミュニケーションを通じて学び、理解ができる。 3.認知症予防についても老人クラブ活動を通じ、予防の方法について実践し、仲間づくりとコミュニケーションの意義も理解できる。 4.挑戦期としての高齢期を生きた人々を尊敬し尊重した行動が実践できる。							到達目標	1.地域包括ケアシステムにおける地域固有の介護予防の多様性を学び説明できる。 2.健康障害を持ちながらも一歩見えて、地域で生活する高齢者の介護予防意識をコミュニケーションを通じて学び、理解ができる。 3.認知症予防についても老人クラブ活動を通じ、予防の方法について実践し、仲間づくりとコミュニケーションの意義も理解できる。 4.挑戦期としての高齢期を生きた人々を尊敬し尊重した行動が実践できる。						
ディプロマポリシーとの対応	1.多様な人々との関係を成立・発展できる ○ 4.課題を発見し、課題解決ができる ○ 2.主体的に行動できる ○ 5.看護の知識と看護実践力を有する 3.多職種と連携し、地域の保健医療福祉に貢献できる 6.地域の多様な健康課題に対応できる							ディプロマポリシーとの対応	1.多様な人々との関係を成立・発展できる能力 ○ 4.課題発見能力と課題解決能力 ○ 2.主体的行動力 ○ 5.看護の知識と看護実践力 3.地域貢献力と多職種連携能力 6.地域の多様な健康課題に対応できる力						
事前・事後学習	【事前学習】 実習要項に示す							事前・事後学習	【事前学習】 実習要項に示す						
	【事後学習および課題】 実習要項に示す								【事後学習および課題】 実習要項に示す						
教育内容	内 容							教育内容	内 容						
	(1) 地区福祉のひろばにおいて、地域で生活する健康な高齢者とのコミュニケーションを通して、高齢者の身体的、心理的、社会的特徴を知覚する。 (2) 学生は、必ず1人以上の健康な高齢者とのコミュニケーションをとり、レポートにまとめる(高齢者の許可を得れば、写真などを用いてもよい)。 (3) 社会で活躍している高齢者(高齢者、高齢内職者など)に関する情報を収集し、健康長寿を維持する方法について資料(グループワーク)の正確な読みと取り方を学ぶ(課題)について学ぶ。 (4) 日々のカンファレンス及び最終日の全体討議を通して、実習で得た事実とともに健康な高齢者の特徴をグループ間で話し、聞かされていたことと自分自身とを対比し、発見を共有する。								1.実習の場：各地区福祉ひろば、福祉センターにおいて 2.内容 1)身体運動の身体活動～ロコモティブ症候群予防・骨粗鬆症予防・関節拘縮予防等 2)認知症予防の生活上の実践方法を知る 3)高齢期に起因しやすいため・症状の予防 4)地域交流のイベント・構想などの生きがい・予防の実践を知る 5)高齢者の生活史を尊重したコミュニケーションがとれる						
	1. 地域包括ケアシステムにおける地域固有の介護予防の多様性を学び説明できる。 2. 健康障害を持ちながらも一歩見えて、地域で生活する高齢者の介護予防意識をコミュニケーションを通じて学び、理解ができる。 3. 認知症予防についても老人クラブ活動を通じ、予防の方法について実践し、仲間づくりとコミュニケーションの意義も理解できる。 4. 挑戦期としての高齢期を生きた人々を尊敬し尊重した行動が実践できる。								担当教員 全員						
	1) 地域の高齢化の実態 2) 地域の高齢者との関わりなど高齢者の生活 3) 高齢者とその家族、地域との関わり 4) 地域包括ケアシステムの実態 5) 地域保健医療福祉の中の看護の役割 6) 介護保険制度の看護の役割 7) 介護予防の取り組みについてそれぞれの職種の役割 8) 地域の高齢者行政の中の看護の役割														
	1) 様々な状況で生活する高齢者とのコミュニケーション 2) 生活の場としての介護保険施設での役割 3) 地域と介護保険施設の関わり														
テキスト	老年看護学関連で用いたテキスト・資料等を活用する。							テキスト	老年看護学関連で用いたテキスト・資料等を活用する						
参考書	"老い"に関する書籍							参考書	"老い"に関する書籍						
成績評価方法	実習要項の各項目に対する到達度並びに学習態度・実習記録・面接等による。(評価の詳細は実習要項を参照)							成績評価方法	実習要項の各項目に対する到達度並びに学習態度・実習記録・面接等による。(評価の詳細は実習要項を参照)						
履修要件	基礎看護学実習Ⅱ、老年看護学概論、老年症候群援助論の単位が修得され、老年看護援助論を履修していること。							履修要件	老年看護学概論、老年症候群援助論、老年看護援助論の修得がされていること						
留意事項	①援助は必ず関係者または教員と行うこと。高齢者の安全のため、絶対に一人では行わない。 ②高齢者の人生に敬意を払いそれらを表現してコミュニケーションをとる。 ③分からないこと、判断に迷うことは必ず、関係者または教員に相談すること。 ④健康な高齢者が自立して生活できる姿勢から学ぶこと。 ⑤その他、実習の一般的注意事項は実習要項を熟読すること。							留意事項	①援助は必ず関係者または教員と行うこと。高齢者の安全のため、絶対に一人では行わない。 ②高齢者の人生に敬意を払いそれらを表現してコミュニケーションをとる。 ③分からないこと、判断に迷うことは必ず、関係者または教員に相談すること。 ④健康な高齢者が自立して生活できる姿勢から学ぶこと。 ⑤その他、実習の一般的注意事項は実習要項を熟読すること。						

修正箇所

- ・教育内容
- ・履修要件

老年看護学実習Ⅱ

(新旧対照表) シラバス 42 ページ

新								旧								
No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期	No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期	
	老年看護学実習Ⅱ	3	135	必修	実習	3	後期		老年看護学実習Ⅱ	3	135	必修	実習	3	後期	
担当教員	○百瀬らどり・畔上一代							担当教員	○百瀬らどり・畔上一代							
(旧科目名:看護学)								(旧科目名:看護学)								
科目概要	老年看護学の理論を踏まえ、高齢者や家族の生活及び健康と健康レベルや療養形態に応じた対象とその家族に対する看護について理解し、老年看護の基本的知識と技術を実践を通じて習得する。老年期の疾病と健康回復、生活の再構築に向けた看護を高齢者の生理的変化に配慮して実践する。							科目概要	老年看護学の理論を踏まえ、高齢者や家族の生活及び健康と健康レベルや療養形態に応じた対象とその家族に対する看護について理解し、老年看護の基本的知識と技術を実践を通じて習得する。老年期の疾病と健康回復、生活の再構築に向けた看護を高齢者の生理的変化に配慮して実践する。							
到達目標	1. 医療機関における高齢者ケアチームと看護の役割について説明できる。 2. 受け持ち対象者の個別性を踏まえた看護過程の理解と実践ができる。 1) 受け持ち対象者の加齢に伴う身体的変化と疾患・治療について説明できる。 2) 必要な情報を収集し、アセスメントから看護問題を明らかにすることができる。 3) 高齢者の生き方や価値観を尊重した個別性のある看護計画が立案できる。 4) 看護計画に基づいて、高齢者の健康状態に応じた専断ある援助が実践できる。 5) より良い看護実践のために、計画内容と援助の実態を評価修正できる。 3. 医療機関と地域連携を中心とした保健医療福祉の連携・協働の実際をカンファレンスに参加し、説明できる。 1) 退院に向けた多職種間の連携を学ぶ。							到達目標	1. 医療機関における高齢者ケアチームと看護の役割について説明できる。 2. 受け持ち対象者の個別性を踏まえた看護過程の理解と実践ができる。 1) 受け持ち対象者の加齢に伴う身体的変化と疾患・治療について説明できる。 2) 必要な情報を収集し、アセスメントから看護問題を明らかにすることができる。 3) 高齢者の生き方や価値観を尊重した個別性のある看護計画が立案できる。 4) 看護計画に基づいて、高齢者の健康状態に応じた専断ある援助が実践できる。 5) より良い看護実践のために、計画内容と援助の実態を評価修正できる。 3. 医療機関と地域連携を中心とした保健医療福祉の連携・協働の実際をカンファレンスに参加し、説明できる。 1) 退院に向けた多職種間の連携を学ぶ。							
ディプロマポリシーとの対応	1. 多様な人々との関係を成立・発展させる能力 ○ 2. 主体的に行動できる ○ 3. 多職種と連携し、地域の保健医療福祉に貢献できる							ディプロマポリシーとの対応	1. 多様な人々との関係を成立・発展させる能力 ○ 2. 主体的に行動できる ○ 3. 多職種と連携し、地域の保健医療福祉に貢献できる							
事前・事後学習	【事前学習】 実習要項に示す 【事後学習および課題】 実習要項に示す							事前・事後学習	【事前学習】 実習要項に示す 【事後学習および課題】 実習要項に示す							
教育内容	内 容							担当 者	教育内容							
	1) 治療を必要として医療機関に入院している高齢者を1名受け持ち、よい人間関係を築き看護過程を展開する。 2) 高齢者の健康課題と生活上の課題を明らかにし、健康の回復、合併症の予防、生活行動の維持・拡大を目指す看護を実践する。 3) 高齢者の健康課題や生活上の課題に活用できる社会資源を、家族などとの支援者と共に検討する機会を持つ。 4) 退院後に必要な治療が継続できるように、医師・外来看護師、MSW、家族などと共に退院計画を検討する機会に参加する。 5) 医療チームとの連携・協働により、退院後の高齢者の健康の維持・増進と生活を豊かにするために活用できる社会資源を検討する。							百瀬・畔上		1. 医療機関における高齢者ケアチームと看護の役割について説明できる。 2. 受け持ち対象者の個別性を踏まえた看護過程の理解と実践ができる。 1) 受け持ち対象者の加齢に伴う身体的変化と疾患・治療について説明できる。 2) 必要な情報を収集し、アセスメントから看護問題を明らかにすることができる。 3) 高齢者の生き方や価値観を尊重した個別性のある看護計画が立案できる。 4) 看護計画に基づいて、高齢者の健康状態に応じた専断ある援助が実践できる。 5) より良い看護実践のために、計画内容と援助の実態を評価修正できる。 3. 医療機関と地域連携を中心とした保健医療福祉の連携・協働の実際をカンファレンスに参加し、説明できる。 1) 退院に向けた多職種間の連携を学ぶ。						
	1. 医療機関における高齢者ケアチームと看護の役割について説明できる。 2. 多職種連携のカンファレンスからの受け持ち対象者の情報収集 3) チームの一員としての役割・貢献・相談															
	1) 高齢者の状況を加齢変化・現病歴・生活機能障害・心理面からの総合的な情報収集 2) 高齢者の入院の目的、治療内容、退院支援 3) 収集した情報を基にしたアセスメント・看護問題抽出 4) 看護問題の優先順位 5) 対象の個別性に合わせた看護目標設定 6) 対象にあつた主体的な看護計画立案 7) 日々の対象の変化に合わせた毎日の行動目標立案 8) 高齢者のベースに合わせた日々の継続計画修正 9) 対象の個別性や状況を考慮し、反応に合わせた原則原則を遵守した安全な案を考えた計画 10) 対象および家族の人格や価値観を尊重した倫理的な態度での実践 11) 対象の反応を客観的にとらえたSOAPで記録の評価 12) 実習全般における看護の実際と実践した課題を客観的に振り返られたサマリーの作成															
	3. 医療機関と地域連携を中心とした保健医療福祉の連携・協働の実際をカンファレンスに参加し、説明できる。 1) 退院に向けた多職種間の連携															
テキスト	老年看護学関連の科目で使用したテキスト資料等							テキスト	老年看護学関連の科目で使用したテキスト資料等							
参考書	授業時に適宜紹介する。							参考書								
成績評価方法	実習要項の各項目に対する到達度並びに学習態度・実習記録・面接等による(評価の詳細は実習要項を参照)。							成績評価方法	実習要項の各項目に対する到達度並びに学習態度・実習記録・面接等による(評価の詳細は実習要項を参照)。							
履修要件	老年看護学実習Ⅰ、老年看護援助論の単位を修得していること。							履修要件	老年看護学概論、老年症候群援助論、老年看護援助論の修得がなれていること							
留意事項	①高齢者の対応能力の低下に配慮し対象者のペースを尊重し、安全安心に十分に配慮し行うこと。 ②援助に際しては必ず指導者、看護スタッフ、教員と共に行う。 ③高齢者の情報は適宜指導者やスタッフ、教員に報告する。 ④その他、実習要項の実習の注意事項を熟読しておくこと。							留意事項	①高齢者の対応能力の低下に配慮し対象者のペースを尊重し、安全安心に十分に配慮し行うこと。 ②援助に際しては必ず指導者、看護スタッフ、教員と共に行う。 ③高齢者の情報は適宜指導者やスタッフ、教員に報告する。 ④その他、実習要項の実習の注意事項を熟読しておくこと。							

修正箇所

・教育内容

小児看護学実習
(新旧対照表) シラバス 47 ページ

新

旧

No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期
	小児看護学実習	2	90	必修	実習	3	後期
担当教員 (旧・新両名併記)	○山下恵子・清沢京子			○アイヌワ			
科目概要	小児看護学概論、小児看護援助論Ⅰ・Ⅱで習得した知識、技術をもとに、小児の各発達段階の特徴を理解し、子どもとその家庭に応じた日常生活の援助方法を学ぶ。また、健康上の問題が子どもとその家庭に及ぼす影響を理解し、子どもと家庭の個別性に応じた看護実践について学ぶ。						
到達目標	1.小児の成長発達、日常生活、心理・社会的特徴、各発達段階・発達課題について説明できる。 2.小児の援助に必要な知識、技術、態度、方法を学び、小児の成長発達を促す遊びの必要性について説明できる。 3.小児を取り巻く環境、子どもと家庭と地域との関連について説明できる。 4.健康障害をもつ小児の疾患の特徴、治療や看護及び子どもとその家庭への影響について説明できる。 5.健康障害をもつ小児及びその家族を取り巻く状況、必要とされる援助をアセスメントし、科学的根拠に基づいた看護を計画し、実施及び評価できる。 6.小児の健康障害の程度、発達段階に応じた事故防止、感染防止対策について説明できる。 7.子どもとその家庭の権利を擁護できる。 8.保健医療チームとしての自己役割を認識し、活動に参加できる。						
ディプロマポリシーとの対応	1.多様な人々との関係を成立・発展できる ○ 2.主体的に行動できる ○ 3.多職種と連携し地域の保健医療福祉に貢献できる						
事前・事後学習	【事前学習】 1.小児の成長・発達の特徴、課題と成長・発達を促す方法について学習する。 2.小児を取り巻く環境(家庭・保育園・病院・地域社会など)について学習する。 3.小児によく見られる事故、感染症とその予防対策について学習する。 4.小児看護学概論、小児看護援助論Ⅰ・Ⅱの授業内容を復習する。 【事後学習および課題】						
教 育 内 容	内 容						担当 者
	1.1週間は保育園にて実習する 1)到達目標1.2.3に沿って健康児を通してその特徴を学ぶ 2)1週間は小児病棟にて実習する 3)到達目標4-6に沿って健康を害している児を通してその看護を学ぶ						山下・清沢
	観 見 且 ・保育所ごとに施設制より園の特徴や注意点等のオリエンテーションを受ける。 ・保育士と子どもの関わりを観し、健康的に成長するための保育実践を学ぶ。 ・遊びの場面における保育士の関わりから、子どもの発達促進を学ぶ。 子どもの気持ちや欲求を表現し、受け止めて関わる。 金 ・子どもの関わりの中や安全・事故防止、感染防止対策のための実習を学ぶ。 ・日常生活習慣や保育環境、さらに地域環境と保育について考える。 ・家庭との連携、協働について連絡網や行事等の意義について考える。						山下・清沢
	・終了カンファレンスを行う。(園からの助言や指導を通して学んだこと、疑問や質問などを出し合い学びを深める。 ・保護者(家庭)の学びたい点に感じたいことをまとめ提出する。 ・保育士と教員とともに他者評価、自己評価(中間)を行う。						山下・清沢
	且 ・病棟にてオリエンテーションを受け、受け持ち患児を決定する。 ・患児の1日の流れを知り担当ナースと共に看護を行う。 ・受け持ち患児の病歴・病状の経過・治療・予後などを理解し、病状に合わせた適切な看護を考える。 ・子どもと家庭の思いや考えを把握する。親子関係を知る。 水 ・病児と子どもの発達を促すために治療や処置の援助に生かすよう考える。 ・病児の命や治療成功の希望を考える日々を覚悟する。 ・病児の心と体、自分の心と体、生き方(子どもと)と、(病児)に受け止め方(支援)を考える。 木 ・終了カンファレンスを行う。(病棟からの助言や指導を通して学んだこと、疑問や質問などを出し合い学びを深める。 ・病児、健康児との関わりからの学びや心に感じたことを小児の看護観としてまとめ提出する。 ・臨床指導者と教員とともに他者評価、自己評価を行う。						山下・清沢
テキスト	小児看護学関連で用いたテキスト及び資料						
参考書	小児看護学関連で用いたテキスト及び資料						
成績評価方法	小児看護学実習要項参照						
履修要件	基礎看護学実習Ⅱ、小児看護学概論、小児看護援助論Ⅰ、小児看護援助論Ⅱの単位を修得していること。						
留意事項	小児看護学実習に関する詳細は実習要項を参照する。						

No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期
	小児看護学実習	2	90	必修	実習	3	後期
担当教員 (旧・新両名併記)	○山下恵子・清沢京子			○アイヌワ			
科目概要	小児看護学概論、小児看護援助論Ⅰ・Ⅱで習得した知識、技術をもとに、小児の各発達段階の特徴を理解し、子どもとその家庭に応じた日常生活の援助方法を学ぶ。また、健康上の問題が子どもとその家庭に及ぼす影響を理解し、子どもと家庭の個別性に応じた看護実践について学ぶ。						
到達目標	1.小児の成長発達、日常生活、心理・社会的特徴、各発達段階・発達課題について説明できる。 2.小児の援助に必要な知識、技術、態度、方法を学び、小児の成長発達を促す遊びの必要性について説明できる。 3.小児を取り巻く環境、子どもと家庭と地域との関連について説明できる。 4.健康障害をもつ小児の疾患の特徴、治療や看護及び子どもとその家庭への影響について説明できる。 5.健康障害をもつ小児及びその家族を取り巻く状況、必要とされる援助をアセスメントし、科学的根拠に基づいた看護を計画し、実施及び評価できる。 6.小児の健康障害の程度、発達段階に応じた事故防止、感染防止対策について説明できる。 7.子どもとその家庭の権利を擁護できる。 8.保健医療チームとしての自己役割を認識し、活動に参加できる。						
ディプロマポリシーとの対応	1.多様な人々との関係を成立・発展できる能力 ○ 2.主体的行動力 ○ 3.地域貢献能力と多職種連携能力						
事前・事後学習	【事前学習】 1.小児の成長・発達の特徴、課題と成長・発達を促す方法について学習する。 2.小児を取り巻く環境(家庭・保育園・病院・地域社会など)について学習する。 3.小児によく見られる事故、感染症とその予防対策について学習する。 4.小児看護学概論、小児看護援助論Ⅰ・Ⅱの授業内容を復習する。 【事後学習および課題】						
教 育 内 容	内 容						担当 者
	1.1週間は保育園にて実習する 1)到達目標1.2.3.4に沿って健康児を通してその特徴を学ぶ 2)初日オリエンテーションを受ける 3)保育園の地域の中での目的と役割、保育方針、地域との連携等を理解する 4)小児によりみられる感染症とその予防対策について理解する						山下・清沢
	2.1週間は小児病棟にて実習する 1)病棟にてオリエンテーションを受け、受け持ち患児を決定する 2)患児の1日の流れを知り担当ナースと共に看護を行う 3)観察・実施・評価を行う 4)まとめ・小児看護観をまとめる						山下・清沢
	テキスト 小児看護学関連で用いたテキスト及び資料						山下・清沢
	参考書 小児看護学関連で用いたテキスト及び資料						山下・清沢
成績評価方法	小児看護学実習要項参照						
履修要件	基礎看護学実習Ⅱ、小児看護学概論、小児看護援助論Ⅰ、小児看護援助論Ⅱを修得していること						
留意事項	小児看護学実習に関する詳細は実習要項を参照する						

修正箇所
・教育内容

母性看護学実習

(新旧対照表) シラバス 52 ページ

新

旧

No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期
	母性看護学実習	2	90	必修	実習	3	後期
担当教員 (◎科目責任教員)	○小林由美・塩澤綾乃・奥原香織		オプスアール				
科目概要	周産期（妊娠期・分娩期・産褥期・新生児期）にある対象とその家族に対する適切な援助ができるための基礎的な看護実践能力を養うことを目的とする。周産期にある対象の特徴を把握するとともに、母子を受け持ち、看護計画立案、実践、評価する基礎的能力を身につける。受け持ち事例を通して、母子とその家族のウェルネスに向けた支援を行うために必要な援助技術や健全な母子関係を成立させるために必要な指導技術について実践を通して修得する。						
到達目標	1. 周産期にある女性の妊娠・分娩・産褥期の変化と経過を説明できる。 2. 新生児の生理的特徴を理解し、胎外生活への適応がスムーズにできるように援助する。 3. 周産期にある母子の経過とニーズに応じた看護過程を実践することができる。 4. 周産期にある母子とその家族への継続的な援助の重要性を知り、母子保健に関する制度・社会資源・地域活動を理解し、継続的な支援を考えることができる。 5. 専門職者として守るべき看護倫理について理解し、対象の権利と保護を踏まえた援助ができる。						
ディプロマポリシーとの対応	○ 1. 多様な人々との関係を成立・発展させることができる。 ○ 2. 主体的に行動できる。 ○ 3. 多職種と連携し地域の保健医療福祉に貢献できる。						
事前・事後学習	【事前学習】 1. 母性看護学概論・援助論ⅠⅡをしっかりと復習し実習に臨む。 【事後学習および課題】 1. 実習で学んだことをさらに自分で調べて記録にとめる。						
教育内容	内 容 (1) 産科看護（妊娠）・分娩室、新生児室、産科外来、NICU（NICU）、助産所で実習する。 (2) 産科看護（産褥）・新生児室実習では、1組の母子を受け持ち、看護過程を用いた看護実践を行う。 (3) 分娩室では、分娩経過中の産婦を1～2名の学生で受け持ち、産婦に必要な基本的な看護を実施する。 (4) 産科外来実習では、妊娠初期・中期・末期の妊婦健康観察を学生し、妊娠の期間・子宮収長の測定、レボレルド検査法、胎心音測定を実施する。 (5) 病棟、外来で行われている集団指導・個別指導の実践を学ぶ。 (6) 助産所で1日実習を行い、地域母子保健の実践を学ぶ。 1. 周産期にある女性の妊娠・分娩・産褥期の変化と経過を説明できる。 2. 新生児の生理的特徴を理解し、胎外生活への適応がスムーズにできるように援助する。 3. 周産期にある母子の経過とニーズに応じた看護過程を実践することができる。 4. 周産期にある母子とその家族への継続的な援助の重要性を知り、母子保健に関する制度・社会資源・地域活動を理解し、継続的な支援を考えることができる。 5. 専門職者として守るべき看護倫理について理解し、対象の権利と保護を踏まえた援助ができる。						担当 者
	1. 周産期にある女性の妊娠・分娩・産褥期の変化と経過を説明できる。 2. 新生児の生理的特徴を理解し、胎外生活への適応がスムーズにできるように援助する。 3. 周産期にある母子の経過とニーズに応じた看護過程を実践することができる。 4. 周産期にある母子とその家族への継続的な援助の重要性を知り、母子保健に関する制度・社会資源・地域活動を理解し、継続的な支援を考えることができる。 5. 専門職者として守るべき看護倫理について理解し、対象の権利と保護を踏まえた援助ができる。						小林・塩澤・奥原
テキスト	・系統看護学講座 専門分野Ⅱ 母性看護学概論(母性看護学①) 著:森恵美他/医学書院 ・系統看護学講座 専門分野Ⅱ 母性看護学各論(母性看護学②) 著:森恵美他/医学書院						
参考書	授業時に適宜紹介する。						
成績評価方法	実習内容、実習記録、自己評価、最終レポートを総合して評価する。						
履修要件	基礎看護学実習Ⅱ、母性看護学概論、母性看護援助論Ⅰ、母性看護援助論Ⅱの単位を修得していること。						
留意事項	1. これまでの学習を復習し実習に臨む。 2. 実習事項を参照し、到達目標・行動目標をふまえて日々の課題に取り組む。 3. 体調管理に十分気を付け欠席しないようにする。						

No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期
	母性看護学実習	2	90	必修	実習	3	後期
担当教員 (◎科目責任教員)	○小林由美・塩澤綾乃・奥原香織		オプスアール				
科目概要	周産期（妊娠期・分娩期・産褥期・新生児期）にある対象とその家族に対する適切な援助ができるための基礎的な看護実践能力を養うことを目的とする。周産期にある対象の特徴を把握するとともに、母子を受け持ち、看護計画立案、実践、評価する基礎的能力を身につける。受け持ち事例を通して、母子とその家族のウェルネスに向けた支援を行うために必要な援助技術や健全な母子関係を成立させるために必要な指導技術について実践を通して修得する。						
到達目標	1. 母子を受け持ち、看護計画立案、実践、評価することができる。 2. 受け持ち母子とその家族のウェルネスに向けた支援を行うために必要な援助技術を行なうことができる。 3. 健全な母子関係を成立させるために必要な指導技術について実践を通して修得する。						
ディプロマポリシーとの対応	○ 1. 多様な人々との関係を成立・発展させる能力。 ○ 2. 主体的行動力。 ○ 3. 地域貢献力と多職種連携能力。 ○ 4. 課題発見能力と課題解決能力。 ○ 5. 看護の知識と看護実践力。 ○ 6. 地域の多様な健康課題に対応できる力。						
事前・事後学習	【事前学習】 1. 母性看護学概論・援助論ⅠⅡをしっかりと復習し実習に臨む。 【事後学習および課題】 1. 実習で学んだことをさらに自分で調べて記録にとめる。						
教育内容	内 容 実習方法 1) 実習期間は2週間とする。 2) 病室、分娩室、新生児室、産科外来、助産所で実習を行なう。 3) 実習事項に基づき到達目標・行動目標をふまえて日々の課題に取り組む。 4) 毎週金曜日は学内実習とする。						担当 者
	1. 周産期にある女性の妊娠・分娩・産褥期の変化と経過を説明できる。 2. 新生児の生理的特徴を理解し、胎外生活への適応がスムーズにできるように援助する。 3. 周産期にある母子の経過とニーズに応じた看護過程を実践することができる。 4. 周産期にある母子とその家族への継続的な援助の重要性を知り、母子保健に関する制度・社会資源・地域活動を理解し、継続的な支援を考えることができる。 5. 専門職者として守るべき看護倫理について理解し、対象の権利と保護を踏まえた援助ができる。						小林・塩澤・奥原
テキスト	・系統看護学講座 専門分野Ⅱ 母性看護学概論(母性看護学①) 著:森恵美他/医学書院 ・系統看護学講座 専門分野Ⅱ 母性看護学各論(母性看護学②) 著:森恵美他/医学書院						
参考書							
成績評価方法	実習内容、実習記録、自己評価、最終レポートを総合して評価する。						
履修要件	母性看護学概論 母性看護援助論Ⅰ・Ⅱの単位を修得していること						
留意事項	1. これまでの学習を復習し実習に臨む。 2. 実習事項を参照し、到達目標・行動目標をふまえて日々の課題に取り組む。 3. 体調管理に十分気を付け欠席しないようにする。						

修正箇所

- ・到達目標
- ・教育内容
- ・履修要件

精神看護学概論

(新旧対照表) シラバス 54 ページ

新								旧													
No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期	No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期						
	精神看護学概論	2	30	必修	講義	2	前期		精神看護学概論	2	30	必修	講義	2	前期						
担当教員 (○印＝科目責任教員)		上條節子・藤川蒼江			オフィスアワー			担当教員 (○印＝科目責任教員)		上條節子			オフィスアワー								
科目概要		精神看護学の基礎知識を学ぶ。精神看護が、この問題を有するあらゆる人々を癒し、サポートする中で、その成長を促す看護活動であることを理解する。精神を病むこと、その歴史的背景と、法制度、人権擁護の考え方、この健康とは、その働きについての基礎知識を学習する。						科目概要		精神看護学の基礎知識を学ぶ。精神看護が、この問題を有するあらゆる人々を癒し、サポートする中で、その成長を促す看護活動であることを理解する。精神を病むこと、その歴史的背景と、法制度、人権擁護の考え方、この健康とは、その働きについての基礎知識を学習する。											
到達目標		1.心の健康について自分の言葉で語ることができる。 2.主な精神障害と治療について説明することができる。 3.主な精神症状と看護の基本的について説明することができる。 4.精神医療歴史と法制度について説明ができる。						到達目標		1.心の健康について自分の言葉で語ることができる。 2.主な精神障害と治療について説明することができる。 3.主な精神症状と看護の基本的について説明することができる。 4.精神医療歴史と法制度について説明ができる。											
ディプロマポリシーとの対応		○ 1.多様な人々との関係を成立・発展できる 2.主体的に行動できる		○ 3.看護の知識と看護実践力を有する		○ 4.課題を発見し、課題解決ができる		ディプロマポリシーとの対応		○ 1.多様な人々との関係を成立・発展できる能力 2.主体的行動力		○ 3.看護の知識と看護実践力		○ 4.課題発見能力と課題解決能力							
事前・事後学習		【事前学習】 1.講義時、関連するテキストの該当箇所を熟読し出席する。 2.「精神保健福祉法について」、A4用紙1枚程度のレポートにまとめて授業に臨む。 【事後学習および課題】 1.講義後は事後課題を行い「指示された日時に提出をする。提出期限を厳守する。						事前・事後学習		【事前学習】 1.講義時、関連するテキストの該当箇所を熟読し出席する。 2.「精神保健福祉法について」、A4用紙1枚程度のレポートにまとめて授業に臨む。 【事後学習および課題】 1.講義後は事後課題を行い「指示された日時に提出をする。提出期限を厳守する。											
教 育 内 容	項 目	内 容				担 当 者		教 育 内 容	項 目	内 容				担 当 者							
	1 授業ガイダンス	心の健康とは。精神看護学とは。精神看護学の対象はあらゆる人々。乳児、幼児、児童生徒、思春期、成人、妊産婦、社会人、高齢者まで。				上條・藤川			1 授業ガイダンス	心の健康とは。精神看護学とは。精神看護学の対象はあらゆる人々。乳児、幼児、児童生徒、思春期、成人、妊産婦、社会人、高齢者まで。				上條							
	2 このころの健康とは	現代社会において、精神を病むこと、生きていることを考える。このマニズムの基礎知識 自分のこの健康を考える。				上條・藤川			2 このころの健康とは	現代社会において、精神を病むこと、生きていることを考える。このころのマニズムの基礎知識 自分のこの健康を考える。				上條							
	3 人間の心のなはたは	人格と気質、知能、認知機能、感情など				上條・藤川															
	4 心のしくみと人格の発達	自我と発達段階				上條・藤川															
	5 精神の発達における理論	精神力学理論、漸成的発達理論、対象関係論、愛着理論、甘えの理論など				上條・藤川															
	6 心の危機とストレス	危機理論とストレス理論、ストレスへの対処、心的外傷など				上條・藤川															
	7 精神の健康と家庭	家族と健康、家族療法など				上條・藤川															
	8 精神の健康と集団	集団と人間、グループプロセスなど				上條・藤川															
	9 精神看護における基本的人権と倫理的問題	権利擁護と看護者の倫理、精神保健医療福祉の現状と課題				上條・藤川															
	10 精神を病む人々とは(1)	精神障害の診断と分類 様々な精神症状と主な精神疾患：統合失調症 気分「感情」障害 双極性障害および関連障害群 抑うつ障害群				上條・藤川			3 精神を病む人々とは(1)	精神障害の診断と分類 様々な精神症状と主な精神疾患：統合失調症 気分「感情」障害 双極性障害および関連障害群 抑うつ障害群				上條							
	11 精神を病む人々とは(2)	神経症性障害、ストレス関係障害 パーソナリティ障害群				上條・藤川			4 精神を病む人々とは(2)	神経症性障害、ストレス関係障害 パーソナリティ障害群				上條							
	12 精神を病む人々(3)	器質性精神障害 てんかん 神経発達障害群				上條・藤川			5 精神を病む人々(3)	器質性精神障害 てんかん 神経発達障害群				上條							
	13 精神医療と看護の歴史的背景	精神医療の歴史 貞孝三(1865～1932)日本の医学者、精神科医 富士川壽(1865～1940)1895年貞孝三と共に医史社を興し、神経病学者、「精神看護の母」ヒルデガルド・ベブロー(1909～1999)など、歴史的人物と精神医療の歴史的背景を考える。				上條・藤川			6 精神医療と看護の歴史的背景	精神医療の歴史 貞孝三(1865～1932)日本の医学者、精神科医 富士川壽(1865～1940)1895年貞孝三と共に医史社を興し、神経病学者、「精神看護の母」ヒルデガルド・ベブロー(1909～1999)など、歴史的人物と精神医療の歴史的背景を考える。				上條							
	14 精神医療と法制度と精神障害者の処遇	法と精神障害者処遇の変遷。1900年の 精神病者監護法、精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律(精神保健福祉法と 略す)に至る法制度と精神障害者の処遇を考える。				上條・藤川			7 精神医療と法制度と精神障害者の処遇	法と精神障害者処遇の変遷。1900年の 精神病者監護法、精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律(精神保健福祉法と 略す)に至る法制度と精神障害者の処遇を考える。				上條							
	15 まとめ	精神看護学の基礎 心の健康と精神を病む患者を知る。				上條・藤川				精神看護学の基礎 心の健康と精神を病む患者を知る。				上條							
	16 定期試験					上條・藤川			9 定期試験					上條							
テキスト		系統看護学講座 精神看護の基礎(第5版)医学書院						テキスト		系統看護学講座 精神看護の基礎(第5版)医学書院											
参考書		配布資料						参考書		配布資料											
成績評価方法		定期試験90%、事前課題レポート5%、事後課題レポート5%						成績評価方法		定期試験(90%)事前課題レポート(5%)、事後課題レポート(5%)											
履修要件		なし						履修要件		なし											
留意事項		1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。						留意事項		1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。											

修正箇所

- ・担当教員
- ・教育内容

精神看護学実習

(新旧対照表) シラバス 57 ページ

新								旧											
No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期	No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期				
	精神看護学実習	2	90	必修	実習	3	後期		精神看護学実習	2	90	必修	実習	3	後期				
担当教員	○藤川君江・三沢綾					○フィクサー		担当教員	○永石喜代子・三沢綾					○フィクサー					
科目概要	精神保健上の問題により、日常生活や対人関係に困難を有している人々に関わり、これまでに学んだ知識・技術および態度の統合を図り、精神看護の実践能力を養う。受け持ち患者との関わりを通して、精神障害者の理解、病態や治療、精神看護の具体的な方法を学ぶ。							精神保健上の問題により、日常生活や対人関係に困難を有している人々に関わり、これまでに学んだ知識・技術および態度の統合を図り、精神看護の実践能力を養う。受け持ち患者との関わりを通して、精神障害者の理解、病態や治療、精神看護の具体的な方法を学ぶ。											
到達目標	1.精神看護の目的、機能、役割を説明できる。 2.精神看護特有の看護方法を説明できる。 3.患者・看護者関係の治療的意味を説明できる。 4.患者の状態をアセスメントし、看護計画が立案できる。 5.プロセスレコードの活用から、患者の思いや、自己の対人関係の傾向に気づくことができる。 6.精神保健福祉法に基づく人権擁護や処遇について説明ができる。 7.患者の関わる他職種の役割と連携について説明ができる。							1.精神看護の目的、機能、役割を説明できる。 2.精神看護特有の看護方法を説明できる。 3.患者・看護者関係の治療的意味を説明できる。 4.患者の状態をアセスメントし、看護計画が立案できる。 5.プロセスレコードの活用から、患者の思いや、自己の対人関係の傾向に気づくことができる。 6.精神保健福祉法に基づく人権擁護や処遇について説明ができる。 7.患者の関わる他職種の役割と連携について説明ができる。											
ディプロマラーとの対応	【事前学習】 1.多様な人との関わりを促す態度を養う。 2.多職種・多様な健康課題に対応できる。							○	○	ディプロマラーとの対応	【事前学習】 1.多様な人との関わりを促す態度を養う。 2.多職種・多様な健康課題に対応できる。							○	○
事前・事後学習	1.実習要項をよく読み、実習目的・目標や方法を理解しておく。 2.主な精神疾患及び精神症状に対する援助の方法やコミュニケーションの在り方。 3.主な精神疾患の診断・検査・治療についてまとめた実習に活用できるように準備しておく。 4.精神保健福祉法、障害者自立支援法についてまとめた実習に活用できるように準備しておく。 5.精神科医療の機能や役割、保護者の目的、精神科病院の安全管理についてまとめた実習に活用できるように準備しておく。 【事後学習および課題】 1.実習の過程を振り返り、学んだこと、書簡などについてレポートし提出する。 2.実習終了後は、実習成果が活きる機会を捉え、実習記録簿・志しポートフォリオを提出する。									事前・事後学習	1.実習要項よく読み、実習目的・目標や方法を理解しておく。 2.「精神看護の疾患、症状、治療について」A4用紙に事前学習としてまとめて提出する。 3.実習終了後は、学習成果と自己の課題を確認する。 【事後学習および課題】 1.実習の過程を振り返り、レポートにまとめる。 2.実習終了後は、学習成果と自己の課題を確認する。								
教 育 内 容	内 容									内 容									担 当 者
	1.精神障害を持つ人々を受け持ち、看護過程に沿って看護実践を行う。 ・精神看護実践に必要な情報を収集し、アセスメントを行い、看護過程を展開する。 ・精神症状と、それによる日常生活への影響、患者の関わりや強み、健康な部分にも目を向ける。 ・患者－看護者関係における相互作業の意味を理解する。 2.日々の看護計画や実践報告は、臨床指導者の指導を受けながら、看護問題やその援助方法を立案する。 3.退院支援や社会資源の活用、継続ケアについて、病院及びケアでの取り組みに参加し、地域包括支援に関する多職種連携の役割を学ぶ。 4.日々のカンファレンスで、一日の実習での学びや気づき、患者との関係における感情体験について共有する。 5.プロセスレコードの記述と検討を通して、患者との相互作用について考察し、対象の理解とともに自己への気づきを探る。 6.日々カンファレンスを行う。日時の設定、依頼の仕方、センディング、準備、司会、書記、運営は学生主体で行い、依頼から当日の運営まで、グループで協力しあう。チームワーク、司会、運営の学びとなる。 7.治療で使われている治療プログラムやチーム医療のカンファレンスに参加する。 8.精神障害を持つ人やその家族の課題を聞き、人権やプライバシーに配慮する。 9.2週目にディクテマでの実習(1日行う)。									1.患者理解を深める。 1)患者に関心をもちることが出来る。 2)患者の歩んできた人生を想像し、発達・成長の段階をふまえて現在の状況が理解できる。 3)患者の病態がなる、対人関係と日常生活に及ぼす影響について理解できる。 4)患者との心づかりから、その人の持っている力(強み・健康な部分)について理解できる。 2.患者と看護者関係の治療的意味を理解する。 1)患者の訴えや思いを傾聴し、共感の意味について考えることができる。 2)自分の思いを患者に言語・非言語的コミュニケーションを活用して伝えることができる。 3)スポーツ、レクリエーション、作業を通してコミュニケーションの意味を理解できる。 4)プロセスレコードの活用から、患者の思い、自分自身の物事の考え方や対人関係の傾向、心づかりが及びす双方への影響に気づくことができる。 5)患者－看護者関係の段階について理解できる。特に実習終了時には、受け持ち患者と共に、2週間を振り返り、治療的別である関係の終結ができる。 3.看護過程を展開できる。 1)患者の状態をアセスメントできる。 2)看護計画を立案できる。 3)看護計画に基づいて援助を実施できる。 4)実施した援助を考察・評価・修正し、今後の方向性について考えることができる。 4.集団におけるチームワークを理解する。 1)医療チームにおける看護者の役割について考えることができる。 2)患者に関わる他職種の役割と連携の必要性がわかる。(家族、医師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理士、薬剤師、栄養士など) 5.精神保健福祉法がもたらす人権擁護や処遇、患者をとりまく病棟環境について理解する。 1)精神保健福祉法の基礎知識(入院の形態・行動の制限・人権の擁護)について理解できる。 2)治療的環境としての病棟のあり方、および人的環境について理解できる。 6.患者や家族にとっての社会資源の役割とその活用を理解する。 1)実習要項をよく読み、実習目的・目標や方法を理解しておく。 2)精神看護の疾患、症状、治療についてのレポートを事前学習として提出する。 3)精神保健福祉法についてのレポートを事前学習として提出する。 4)実習記録、再構成などの記載を通して、日々の学びを整理し行動計画を立案して実習に臨む。 7.患者や家族にとっての社会資源の役割とその活用を理解する。 1)家族との関係や家族の状況、地域サポートシステムについて考えることができる。 2)精神障害者の社会復帰後の現状を踏まえて、治療継続の必要性について理解できる。 3)退院後に患者が活用できる医療福祉制度について考えることができる。 8.実習生として臨床で責任ある態度がとれる。 1)患者の安全・安楽を守ることができる。 2)主体的な態度で実習に取り組むことができる。 3)カンファレンスで自分の意見を積極的に述べることができる。 4)学生としてふさわしい態度で実習に臨むことができる。 5)提出物の期限・期日を守ることができる。									永石・三沢
	【事前学習】 1.多様な人との関わりを促す態度を養う。 2.多職種・多様な健康課題に対応できる。							○	○	【事前学習】 1.多様な人との関わりを促す態度を養う。 2.多職種・多様な健康課題に対応できる。							○	○	
	【事後学習】 1.実習の過程を振り返り、学んだこと、書簡などについてレポートし提出する。 2.実習終了後は、実習成果が活きる機会を捉え、実習記録簿・志しポートフォリオを提出する。									【事後学習】 1.実習の過程を振り返り、レポートにまとめる。 2.実習終了後は、学習成果と自己の課題を確認する。 【事後学習および課題】 1.実習の過程を振り返り、レポートにまとめる。 2.実習終了後は、学習成果と自己の課題を確認する。									
	1.実習要項よく読み、実習目的・目標や方法を理解しておく。 2.主な精神疾患及び精神症状に対する援助の方法やコミュニケーションの在り方。 3.主な精神疾患の診断・検査・治療についてまとめた実習に活用できるように準備しておく。 4.精神保健福祉法、障害者自立支援法についてまとめた実習に活用できるように準備しておく。 5.精神科医療の機能や役割、保護者の目的、精神科病院の安全管理についてまとめた実習に活用できるように準備しておく。 【事後学習および課題】 1.実習の過程を振り返り、学んだこと、書簡などについてレポートし提出する。 2.実習終了後は、実習成果が活きる機会を捉え、実習記録簿・志しポートフォリオを提出する。									1.実習要項よく読み、実習目的・目標や方法を理解しておく。 2.「精神看護の疾患、症状、治療について」A4用紙に事前学習としてまとめて提出する。 3.実習終了後は、学習成果と自己の課題を確認する。 【事後学習および課題】 1.実習の過程を振り返り、レポートにまとめる。 2.実習終了後は、学習成果と自己の課題を確認する。									
	1.実習要項よく読み、実習目的・目標や方法を理解しておく。 2.主な精神疾患及び精神症状に対する援助の方法やコミュニケーションの在り方。 3.主な精神疾患の診断・検査・治療についてまとめた実習に活用できるように準備しておく。 4.精神保健福祉法、障害者自立支援法についてまとめた実習に活用できるように準備しておく。 5.精神科医療の機能や役割、保護者の目的、精神科病院の安全管理についてまとめた実習に活用できるように準備しておく。 【事後学習および課題】 1.実習の過程を振り返り、学んだこと、書簡などについてレポートし提出する。 2.実習終了後は、実習成果が活きる機会を捉え、実習記録簿・志しポートフォリオを提出する。									1.実習要項よく読み、実習目的・目標や方法を理解しておく。 2.「精神看護の疾患、症状、治療について」A4用紙に事前学習としてまとめて提出する。 3.実習終了後は、学習成果と自己の課題を確認する。 【事後学習および課題】 1.実習の過程を振り返り、レポートにまとめる。 2.実習終了後は、学習成果と自己の課題を確認する。									
	1.実習要項よく読み、実習目的・目標や方法を理解しておく。 2.主な精神疾患及び精神症状に対する援助の方法やコミュニケーションの在り方。 3.主な精神疾患の診断・検査・治療についてまとめた実習に活用できるように準備しておく。 4.精神保健福祉法、障害者自立支援法についてまとめた実習に活用できるように準備しておく。 5.精神科医療の機能や役割、保護者の目的、精神科病院の安全管理についてまとめた実習に活用できるように準備しておく。 【事後学習および課題】 1.実習の過程を振り返り、学んだこと、書簡などについてレポートし提出する。 2.実習終了後は、実習成果が活きる機会を捉え、実習記録簿・志しポートフォリオを提出する。									1.実習要項よく読み、実習目的・目標や方法を理解しておく。 2.「精神看護の疾患、症状、治療について」A4用紙に事前学習としてまとめて提出する。 3.実習終了後は、学習成果と自己の課題を確認する。 【事後学習および課題】 1.実習の過程を振り返り、レポートにまとめる。 2.実習終了後は、学習成果と自己の課題を確認する。									
	1.実習要項よく読み、実習目的・目標や方法を理解しておく。 2.主な精神疾患及び精神症状に対する援助の方法やコミュニケーションの在り方。 3.主な精神疾患の診断・検査・治療についてまとめた実習に活用できるように準備しておく。 4.精神保健福祉法、障害者自立支援法についてまとめた実習に活用できるように準備しておく。 5.精神科医療の機能や役割、保護者の目的、精神科病院の安全管理についてまとめた実習に活用できるように準備しておく。 【事後学習および課題】 1.実習の過程を振り返り、学んだこと、書簡などについてレポートし提出する。 2.実習終了後は、実習成果が活きる機会を捉え、実習記録簿・志しポートフォリオを提出する。									1.実習要項よく読み、実習目的・目標や方法を理解しておく。 2.「精神看護の疾患、症状、治療について」A4用紙に事前学習としてまとめて提出する。 3.実習終了後は、学習成果と自己の課題を確認する。 【事後学習および課題】 1.実習の過程を振り返り、レポートにまとめる。 2.実習終了後は、学習成果と自己の課題を確認する。									
	1.実習要項よく読み、実習目的・目標や方法を理解しておく。 2.主な精神疾患及び精神症状に対する援助の方法やコミュニケーションの在り方。 3.主な精神疾患の診断・検査・治療についてまとめた実習に活用できるように準備しておく。 4.精神保健福祉法、障害者自立支援法についてまとめた実習に活用できるように準備しておく。 5.精神科医療の機能や役割、保護者の目的、精神科病院の安全管理についてまとめた実習に活用できるように準備しておく。 【事後学習および課題】 1.実習の過程を振り返り、学んだこと、書簡などについてレポートし提出する。 2.実習終了後は、実習成果が活きる機会を捉え、実習記録簿・志しポートフォリオを提出する。									1.実習要項よく読み、実習目的・目標や方法を理解しておく。 2.「精神看護の疾患、症状、治療について」A4用紙に事前学習としてまとめて提出する。 3.実習終了後は、学習成果と自己の課題を確認する。 【事後学習および課題】 1.実習の過程を振り返り、レポートにまとめる。 2.実習終了後は、学習成果と自己の課題を確認する。									
	1.実習要項よく読み、実習目的・目標や方法を理解しておく。 2.主な精神疾患及び精神症状に対する援助の方法やコミュニケーションの在り方。 3.主な精神疾患の診断・検査・治療についてまとめた実習に活用できるように準備しておく。 4.精神保健福祉法、障害者自立支援法についてまとめた実習に活用できるように準備しておく。 5.精神科医療の機能や役割、保護者の目的、精神科病院の安全管理についてまとめた実習に活用できるように準備しておく。 【事後学習および課題】 1.実習の過程を振り返り、学んだこと、書簡などについてレポートし提出する。 2.実習終了後は、実習成果が活きる機会を捉え、実習記録簿・志しポートフォリオを提出する。									1.実習要項よく読み、実習目的・目標や方法を理解しておく。 2.「精神看護の疾患、症状、治療について」A4用紙に事前学習としてまとめて提出する。 3.実習終了後は、学習成果と自己の課題を確認する。 【事後学習および課題】 1.実習の過程を振り返り、レポートにまとめる。 2.実習終了後は、学習成果と自己の課題を確認する。									
1.実習要項よく読み、実習目的・目標や方法を理解しておく。 2.主な精神疾患及び精神症状に対する援助の方法やコミュニケーションの在り方。 3.主な精神疾患の診断・検査・治療についてまとめた実習に活用できるように準備しておく。 4.精神保健福祉法、障害者自立支援法についてまとめた実習に活用できるように準備しておく。 5.精神科医療の機能や役割、保護者の目的、精神科病院の安全管理についてまとめた実習に活用できるように準備しておく。 【事後学習および課題】 1.実習の過程を振り返り、学んだこと、書簡などについてレポートし提出する。 2.実習終了後は、実習成果が活きる機会を捉え、実習記録簿・志しポートフォリオを提出する。									1.実習要項よく読み、実習目的・目標や方法を理解しておく。 2.「精神看護の疾患、症状、治療について」A4用紙に事前学習としてまとめて提出する。 3.実習終了後は、学習成果と自己の課題を確認する。 【事後学習および課題】 1.実習の過程を振り返り、レポートにまとめる。 2.実習終了後は、学習成果と自己の課題を確認する。										
テキスト	精神看護学の授業で使われている教科書及び配布資料等									テキスト	精神看護学の授業で使われている教科書及び配布資料等								
参考書	1.『パーフェクト臨床実習ガイド 精神看護 第2版』室間真実編集 照林社、2015.1 『アクティビティ・ノート』を参照：実践オムニ・アンダーワーク理論									参考書	1.『パーフェクト臨床実習ガイド 精神看護 第2版』室間真実編集 照林社、2015.1 『アクティビティ・ノート』を参照：実践オムニ・アンダーワーク理論								
成績評価方法	実習態度、実習内容、実習記録、演習(再構成)内容90%、事前学習レポート15%、事後学習レポート15%									成績評価方法	実習態度、実習内容、実習記録、演習(再構成)内容90%、事前学習レポート(5%)、事後学習レポート(5%)								
履修要件	基礎看護学実習Ⅰ、精神看護学Ⅰ、精神看護学Ⅱ、精神看護学Ⅲ、精神看護学Ⅳの単位を修得していること。									履修要件	実習に必要な講義や、演習が履修されていること。								
留意事項	1.実習オリエンテーションには必ず参加すること。 2.実習要項を熟読して実習に臨むこと。									留意事項	1.実習オリエンテーションには必ず参加すること。 2.実習要項を熟読して実習に臨むこと。								

修正箇所

・担当教員 ・教育内容 ・履修要件

実 習 内 容 お よ び 方 法	1.配置された病院(南棟)及び施設で実習を行う。	永石・三沢
	2.実習の一日目、午前中はオリエンテーション、午後からは病棟実習となる。	
	3.病棟実習 1)患者1名を受け持ち、看護過程を展開する。 ・精神看護実践に必要な情報を収集し、アセスメントを行い、看護過程を展開する。 ・精神症状と、それによる日常生活への影響、患者の関わりや強み、健康な部分にも目を向ける。 ・患者－看護者関係における相互作業の意味を理解する。 2)医療チームにおける他職種の役割と看護職との連携について学ぶ。 3)日々のカンファレンスで、一日の実習での学びや気づき、患者との関係における感情体験について共有する。 4)プロセスレコードの記述と検討を通して、患者との相互作用について考察し、対象の理解とともに自己への気づきを探る。 5)日々の看護計画や実践報告は、臨床指導者の指導を受けながら、看護問題やその援助方法を立案する。 6)実習最終日は、病棟実習最終カンファレンスを行い、病棟実習での学びや気づきを共有し精神看護実習についての理解を深める。カンファレンスは単なる報告会に終わらず、ディスカッションすることで、気づきや学びを得る。 7)カンファレンスの日時の設定、依頼の仕方、センディング、準備、司会、書記、運営は学生主体で行い、依頼から当日の運営まで、グループで協力しあう。チームワーク、司会、運営の学びとなる。	
	テキスト	
	参考書	
成績評価方法		実習態度、実習内容、実習記録、演習(再構成)内容90%、事前学習レポート(5%)、事後学習レポート(5%)
履修要件		実習に必要な講義や、演習が履修されていること。
留意事項		1.実習オリエンテーションには必ず参加すること。 2.実習要項を熟読して実習に臨むこと。

救急看護学

(新旧対照表) シラバス 59 ページ

新

旧

No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期						
	救急看護学	2	30	選択	講義	3	前期						
担当教員 (旧→科目責任教員)		今井栄子		オフィスアワー									
科目概要		救急医療と救急看護の特徴を理解し、救急患者とその家族に適切な医療・看護ケアを行えるよう学び、説明をしながら実施できる。 1.救急病態を理解し、必要な処置・治療に関する知識を習得し、説明できることを目的とする。 2.急速に進歩している分野であることを知り、蘇生法など新規規定を理解し、説明・実施できることを学ぶ。 3.救急患者の観察・アセスメントから、看護・クライニクス理論をもち看護過程の展開を実施できることを目的とする。											
到達目標		1.地域における救急医療とその仕組みが理解でき、その中での救急医療・看護の特徴と役割、現状について理解する。 2.救急看護体制、一次、二次、三次救急医療体制の違いを知り、各体制の救急医療と看護展開が理解できる。 3.救急患者の病態や生活状況が理解でき、観察・アセスメントから看護過程の展開について理解できる。 4.救急時の看護技術を知り、説明・体得できる。 5.日常の暮らしの中で、救急時に備えた準備体制の重要性について他職種間で連携し、初期治療や連絡体制などどのように整えられているか、モデル地域などを参考に学べるようになること。											
ディプロマポリシーとの対応		1.多様な人々との関係を成立・発展できる 2.主体的に行動できる ○		○		4.課題を発見し、課題解決ができる 5.看護の知識と看護実践力を有する 6.地域の多様な健康課題に対応できる							
事前・事後学習		【事前学習】 該当日の内容を把握できるようにサマリーしてノート記載して出席。 【事後学習および課題】 該当日のトピックスを復習ノート作成。											
教育内容	項目	内 容				担 当 者							
	1	オリエンテーション	政策展開のオリエンテーションや臨地実習への連続性などについて説明する 第1章 救急看護の概念				今井						
	2	対象理解	第2章 救急看護の対象の理解 救急患者の特徴 家族の特徴				今井						
	3	第1次・2次救急医療における対応	第3章 救急看護体制と看護の展開				今井						
	4	地域における救急医療体制	救急医療圏の区分やその対応とよむ他職種の役割				今井						
	5	救急搬送の実態と受け入れ	救急の内容や搬送の実態、受け入れ区分や役割、分担などの実態について その救急医療体制の中での看護の役割や役割方について				今井						
	6	観察とアセスメント	第4章 救急患者の観察とアセスメント 全身観察と迅速な処置 全身の外観の観察 緊急検査、家族との連絡調整、説明など				今井						
	7	観察とアセスメント	第4章 救急患者の観察とアセスメント 脳神経 呼吸器系 循環器系、消化器 泌尿器 生殖系				今井						
	8	観察とアセスメント	第4章 救急患者の観察とアセスメント 脳神経 呼吸器系 循環器系、消化器 泌尿器 生殖系				今井						
	9	主要病態に対する救急処置と看護	第5章 心肺停止状態への対応 意識障害への対応 救急時の看護技術と対応				今井						
	10	主要病態に対する救急処置と看護	第5章 体位・代謝異常への対応 ショック・循環障害への対応 救急時の看護技術と対応				今井						
	11	主要病態に対する救急処置と看護	第5章 体位・代謝異常 体温異常 外傷 熱傷への対応 救急時の看護技術と対応				今井						
	12	救急時の救急に使用される医薬品	第7章 医薬品使用時の注意点 主な医薬品				今井						
	13	救急時の看護の家族の理解と対応	シミュレーションによる救急対応の演習 (患者及び家族、関係職種への援助を含む)				今井						
	14	試験対策	事前学習内容、学びのための各自の課題など準備について話し合う				今井						
	15	定期試験	筆記試験				今井						
	テキスト	系統看護学講座 別巻救急看護学 医学書院											
参考書		配布資料											
成績評価方法		定期試験70%、小テスト20%、レポート10%											
履修要件		なし											
留意事項		1.事前・事後学習を必ず行うこと 2.レポートは指定された日時厳守											

No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期						
	救急看護学	2	30	選択	講義	3	前期						
担当教員 (旧→科目責任教員)		今井栄子		オフィスアワー									
科目概要		救急医療と救急看護の特徴を理解し、救急患者とその家族に適切な医療・看護ケアを行えるよう学び、説明をしながら実施できる。 ①救急病態を理解し、必要な処置・治療に関する知識を習得し、説明できることを目的とする。 ②急速に進歩している分野であることを知り、蘇生法など新規規定を理解し、説明・実施できることを学ぶ。 ③救急患者の観察・アセスメントから、看護・クライニクス理論をもち看護過程の展開を実施できることを目的とする。											
到着目標		1.救急医療・救急看護の特徴と役割、現状について理解する。 2.救急看護の対象者の特徴を理解する。 3.救急看護体制、一次、二次、三次救急医療体制の違いを知り、各体制の看護展開を説明できる。 4.救急患者の観察・アセスメントから看護過程を展開できる。 5.救急時の看護技術を知り、説明・体得できる。											
ディプロマポリシーとの対応		1.多様な人々との関係を成立・発展できる能力 2.主体的行動力 ○		○		4.課題発見能力と課題解決能力 5.看護の知識と看護実践力 6.地域の多様な健康課題に対応できる力							
事前・事後学習		【事前学習】 該当日の内容を把握できるようにサマリーしてノート記載して出席 【事後学習および課題】 該当日のトピックスを復習ノート作成											
教育内容	項目	内 容				担 当 者							
	1	オリエンテーション	第1章 救急看護の概念				今井						
	2	対象理解	第2章 救急看護の対象の理解 救急患者の特徴 家族の特徴				今井						
	3	第1次・2次救急医療における対応	第3章 救急看護体制と看護の展開				今井						
	4	観察とアセスメント	第4章 救急患者の観察とアセスメント スタンダードプリコーション				今井						
	5	主要病態	第5章 主要病態に対する救急処置と看護 意識障害・心停止 ショック他				今井						
	6	看護ケア	第6章 救急時の看護技術 酸素投与 人工呼吸 創傷処置他				今井						
	7	救急時の主な医薬品	第7章 救急時に使用される医薬品				今井						
	8	救急看護学まとめ	救急患者・家族の理解のために必要な時に必要なクライニクス理論				今井						
	9	定期試験					今井						
テキスト		救急看護学 医学書院《系統別看護学講座 別巻》											
参考書		クライニクス理論 講義中 提示 プリン配布											
成績評価方法		定期試験 70% レポート 20% 各授業時の小テスト・授業態度10%											
履修要件		なし											
留意事項		1.事前・事後学習を必ず行うこと 2.レポートは指定された日時厳守											

修正箇所

- 到達目標
- 教育内容

災害看護学

(新旧対照表) シラバス 60 ページ

新

旧

No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期						
	災害看護学	2	30	選択	講義	3	前期						
担当教員 (○印＝専任非常勤教員)		○原岡智子・近藤恵子・宮坂佐和子		オフィスアワー 47/1879									
科目概要 我が国は地震や毎年の台風の影響などによる風水害をはじめ多くの自然災害が多発し、被災地の人々は命や健康を奪い、財産が消滅するなど、多くの被害を受けてきた歴史がある。近代までは、地域の人々の助け合いにより、このような災害をしのいできた。ここ数年においては、地震災害、台風による自然災害が多発していることを受けて、被災地からの医療従事者、看護学生、ボランティア活動が顕著になってきている。こうした状況において、看護職者としてどのような音楽活動と臨床マネジメントが必要か支援活動の特徴・課題、防災・減災の必要性について学ぶ。													
到達目標 1.災害時の保健医療福祉における看護職の位置づけと役割の概要が理解できる。 2.災害看護の目的、対象、看護独自の機能が理解できる。 ①チーム医療における対人関係、被災者とのコミュニケーション ②トリアージについて ③看護ケアの実践について理解できる 3.被災地における倫理的対応、その重要性について説明できる。 4.本学独自の音楽療法や音楽療法に活用できる音楽の種類が理解でき、臨床実習への学習課題が明確になる。													
ディプロマポリシーとの対応 ①多様な人々との関係性を成立、発展できる ②主体的に行動できる ③多職種に連携した地域保健医療福祉に貢献できる ④地域で多様な健康課題に対応できる能力													
事前・事後学習 【事前学習】 該当日の各章を熟読して授業に参加。地域の特色を知り、記憶に残る災害のレポート特参。 【事後学習および課題】 当日学習したことの復習 事後課題を行い規定日時に提出する。													
教育内容	項目		内容				担当者						
	1	オリエンテーション学習への動機づけ 災害医療	第1章 災害看護学を学ぶにあたって 第2章 A 災害看護の歩み B 災害医療の基礎知識				原岡・近藤 宮坂						
	2	災害医療	第2章 B 災害医療の基礎知識 災害サイクル、職種間や組織間の連携、災害医療に関する法律・基準				原岡・近藤 宮坂						
	3	災害看護の本質と意義及び役割機能	第2章 C 災害看護の基礎知識				原岡・近藤 宮坂						
	4	災害看護の初動時の看護	第2章 D 災害サイクルに応じた活動現場別の災害看護：①急性期・亜急性期、救護所の立ち上げと搬送者の受け入れ、避難所の立ち上げなど				原岡・近藤 宮坂						
	5	災害看護の初動時の看護	第3章 D 災害サイクルに応じた活動現場別の災害看護：②避難所、病院、仮設救護所などの災害看護、活動現場における感染制御、トリアージの対応				原岡・近藤 宮坂						
	6	災害看護の継続的な援助	第3章 E 災害サイクルに応じた活動現場別の災害看護：③慢性期・復興期 ④避難所				原岡・近藤 宮坂						
	7	災害看護(強い立場の人々への援助)	第2章 E 被災者の特性に応じた災害看護の展開：子ども、妊産婦、高齢者に対して				原岡・近藤 宮坂						
	8	災害看護(弱い立場の人々への援助)	第3章 F 被災者特性に応じた災害看護の展開：障がいのあるひと、慢性疾患患者、若年外国人に対して				原岡・近藤 宮坂						
	9	災害看護(危機状況における心のケア)	第2章 F 災害と心のケア(被災者とその家族、地域住民) 演習も含む				原岡・近藤 宮坂						
	10	災害看護の実践①	第3章 災害看護の展開(災害発生時の対応の実践) 演習も含む				原岡・近藤 宮坂						
	11	災害看護の実践②	第3章 災害看護の展開(避難所における援助の実践) 演習も含む				原岡・近藤 宮坂						
	12	災害看護の実践③	第3章 災害看護の展開(避難所における援助の実践) 発表・討議も含む				原岡・近藤 宮坂						
	13	災害看護の実践④	第3章 災害看護の展開(仮設施設における援助の実践) 演習を含む				原岡・近藤 宮坂						
	14	災害看護教育の発展と展望	第5章 災害看護を行ってきた看護職者の心のケアと多職種との連携				原岡・近藤 宮坂						
	15	地域活動計画	地域の災害マップと医療援助計画(多職種との連携し看護職の役割の実践) 定期試験対策と臨床実習に向けて課題の明確化、まとめ				原岡・近藤 宮坂						
	16	定期試験					原岡・近藤 宮坂						
テキスト		浦田喜久子『災害看護学・国際看護学 看護の統合と実践』医学書院											
参考書		クライシス理論 講義中 提示 プリント配布											
成績評価方法		定期試験70%、レポート10%、小テスト・授業態度20%											
履修要件		なし											
留意事項		1.事前・事後学習を必ず行うこと 2.レポートは指定された日時厳守											

No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期						
	災害看護学	2	30	選択	講義	3	前期						
担当教員 (○印＝専任非常勤教員)		○原岡智子・近藤恵子・宮坂佐和子		オフィスアワー 47/1879									
科目概要 我が国は地震や毎年の台風の影響などによる風水害をはじめ多くの自然災害が多発し、被災地の人々は命や健康を奪われ、財産が消滅するなど、多くの被害を受けてきた歴史がある。近代までは、地域の人々の助け合いにより、このような災害をしのいできた。ここ数年においては、地震災害、台風による自然災害が多発していることを受けて、被災地からの医療従事者、看護学生、ボランティア活動が顕著になってきている。こうした状況において、看護職者としてどのような音楽活動と臨床マネジメントが必要か支援活動の特徴・課題、防災・減災の必要性について学ぶ。													
到達目標 1.災害時の保健医療福祉における看護職の位置づけと役割の概要が理解できる。 2.災害看護の目的、対象、看護独自の機能を説明できる。 ①チーム医療における対人関係、被災者とのコミュニケーション ②トリアージについて ③看護ケアの実践について説明できる													
ディプロマポリシーとの対応 ①多様な人々との関係性を成立、発展できる能力 ②主体的に行動できる能力 ③地域貢献能力と多職種連携能力 ④多様な健康課題に対応できる能力													
事前・事後学習 【事前学習】 該当日の各章を熟読して授業に参加。地域の特色を知り、記憶に残る災害のレポート10特参。 【事後学習および課題】 当日学習したことの復習 事後課題を行い規定日時に提出する。													
教育内容	項目		内容				担当者						
	1	オリエンテーション 災害看護学を学ぶにあたって	第1章 災害看護学を学ぶにあたって				原岡・近藤 宮坂						
	2	災害医療	第2章 A 災害看護の歩み B 災害医療の基礎知識				原岡・近藤 宮坂						
	3	災害看護学	第2章 C 災害看護の基礎知識				原岡・近藤 宮坂						
	4	活動現場	第2章 D 災害サイクルに応じた活動現場別の災害看護 E 被災者特性に応じた災害看護の展開				原岡・近藤 宮坂						
	5	心のケア	第2章 F 災害と心のケア				原岡・近藤 宮坂						
	6	災害看護の実践	第3章 災害看護の展開				原岡・近藤 宮坂						
	7	災害看護教育の発展と展望	第5章 災害看護学における教育・研究				原岡・近藤 宮坂						
	8	地域活動計画	地域の災害マップと医療援助計画				原岡・近藤 宮坂						
	9	定期試験					原岡・近藤 宮坂						
テキスト		浦田喜久子『災害看護学・国際看護学 看護の統合と実践』医学書院											
参考書		クライシス理論 講義中 提示 プリント配布											
成績評価方法		定期試験70%、レポート10%、小テスト・授業態度20%											
履修要件		なし											
留意事項		1.事前・事後学習を必ず行うこと 2.レポートは指定された日時厳守											

修正箇所

- ・到達目標
- ・教育内容

救急看護学実習

(新旧対照表) シラバス 61 ページ

新

旧

No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期
	救急看護学実習	1	45	選択	実習	4	前期
担当教員 (○印=科目責任教員)	○今井栄子・近藤恵子・牛山陽介	オフィスワーカー					
科目概要	救急看護学を修得した者が実践の場で救急看護の実際を実習を通して学ぶ。救急看護の患者対応・家族対応や救急チーム医療の一員として看護技術ケアにどのように活用していくか。観察・アセスメントを救急での看護過程にどう生かしていくかなど、対人関係・クリティカルシンキング・危機理論を使った看護過程など今まで学習してきた知識、能動的行動すべてをフル活動して実習で学ぶ。						
到達目標	1.救急医療の臨床において、救急看護の位置づけと役割の概要を説明できる。 2.救急看護の目的、対象、救急看護独自の特徴を説明できる。 3.救急患者・家族の対応を経験し、救急時救急看護の果たす役割・必要事項を説明できる。						
ディプロマポリシーとの対応	1.多様な人々との関係を成立・発展できる ○ 2.主体的に行動できる ○ 3.多職種と連携し地域の保健医療福祉に貢献できる		4.課題を発見し、課題解決ができる ○ 5.看護の知識と看護実践力を有する ○ 6.地域の多様な健康課題に対応できる				
事前・事後学習	【事前学習】 ・救急看護学・クライシス理論の復習 まとめたノートの確認。 ・成人急性期看護学の復習。 ・山岳事故や自然災害時の救急搬送時の特徴と対応方法について下調べしておく。 【事後学習および課題】 ・日々経験した事象・医療看護事項の看護過程の展開を記載。						

修正箇所

・教育内容

(新旧対照表) シラバス 62 ページ

修正箇所
・教育内容

多職種連携実習

(新旧対照表) シラバス 66 ページ

新

旧

No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期
	多職種連携実習	1	45	選択	実習	4	前期
担当教員 (○印は科目責任教員)	○関永伸子・木村久枝・黒澤多美子			○7(ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ)			
科目概要	地域包括支援センターが関係機関等への連絡・訪問を通して、施設や機関の地域に果たしている役割、及び社会システムの中での場の理解の方法を修得する。また、保健・医療・福祉施設の機能と役割について学び、対象者が生活する場で生活が維持できるための具体的な援助方法としての連携・協働の在り方について考えることができる。						
到達目標	1.地域包括支援センターが、高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、介護だけでなく福祉、健康、医療など様々な分野から総合的に高齢者とその家族を支える機関であることが説明できる。 2.地域包括支援センターが関わる対象の特性について述べることができる。 3.社会資源の活用や多職種との連携・協働について説明できる。 4.多職種のチームアプローチにより、地域に暮らす人たちの介護予防や日々の暮らしを様々な側面からサポートする主な業務の実践について述べることができる。						
ディプロマポリシーとの対応	○ 1.多様な人々との関係を成立・発展させる ○ 2.主体的に行動できる ○ 3.多職種と連携し地域の保健医療福祉に貢献できる						
事前・事後学習	【事前学習】 地域におけるネットワークの実態や祖父母などに行われている地域包括支援サービスなどを調査しておく。 高齢者の暮らしを支える制度や機関、ネットワーク等について調べておく。 日頃から、ニュース・新聞などより高齢者対策などに関する情報を得る習慣をつけておく。 【事後学習および課題】 実習終了後の指示された課題についてレポートする中で、実習を通して自己考えをまとめ、期限までに提出する。						
教育内容	内 容						担当 者
	第1. 松本市地域包括支援センター12の所に分散して、実習する。 第2. 事前学習は、 (1)在宅生活支援論、地域医療連携システム論、ターミナル看護の復習をする。 (2)高齢者の暮らしを支える制度や機関、地域のネットワーク等について調べておく。 (3)日頃からニュース・新聞などより高齢者対策などに関する情報を得る習慣をつけておく。						
	曜日	実習内容及び実習方法					
	月	・オリエンテーション(実習期間全体について) ・施設の構造、業務体制(看護・介護)、相談者の生活像、施設の概要について説明を受け、センターの役割と機能について説明を受ける。					
	火	・地域における具体的な支援体制の説明を受ける。 ・多職種で話し合いの場に参加する。 ・高齢者やその家族を支えている実例の話し合いの中に加わり、学生としての考えを述べてみる。 ・センターとして地域の中で抱える課題を整理し明確にする。					関永・木村 黒澤
	水	・課題解決に向けて、どのように多職種が協働して取り組んでいるかを知る。 ・センターの活動が地域にどのような受け入れられ、保健・医療・福祉の連携・協働のもと、人々が健康で生活することに生みだされているかの実態を知る。					
	木	・地域包括支援センターの事業(介護予防教室など)を見学し、高齢者本人・家族等からの相談に回答の了解を得て参加し、看護の実態を知る。 ・午前から、明日の合同カンファレンス(主とめ)の報告会の準備を行う。					
	金	・午前は、午後の報告会の準備を行う。 ・午後は、到達目標を踏まえ、地域連携と在宅看護の課題を明確にし、その解決方法について学生として考えたことを発表する。 ・皆で意見交換をする。					
	テキスト	適宜指定する。					
	参考書	授業時に適宜紹介する。					
	成績評価方法	実習評価表に基づき、実習内容を総合的に評価する。					
	履修要件	地域医療連携システム論、地域包括ケア論の単位を修得していること。					
留意事項	1.全員が積極的に参加し、主体的に学びを進めていくこと。 2.事前学習は必ず行い、実習に臨む。 3.課題学習及び実習記録は指定された日時、方法で必ず提出すること。						

No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期
	多職種連携実習	1	45	選択	実習	4	前期
担当教員 (○印は科目責任教員)	○関永伸子・木村久枝・黒澤多美子			○7(ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ)			
科目概要	地域包括支援センターが関係機関等への連絡・訪問を通して、施設や機関の地域に果たしている役割、及び社会システムの中での場の理解の方法を修得する。また、保健・医療・福祉施設の機能と役割について学び、対象者が生活する場で生活が維持できるための具体的な援助方法としての連携・協働の在り方について考えることができる。						
到達目標	1.地域包括支援センターが、高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、介護だけでなく福祉、健康、医療など様々な分野から総合的に高齢者とその家族を支える機関であることが説明できる。 2.地域包括支援センターが関わる対象の特性について述べることができる。 3.社会資源の活用や多職種との連携・協働について説明できる。 4.多職種のチームアプローチにより、地域に暮らす人たちの介護予防や日々の暮らしを様々な側面からサポートする主な業務の実践について述べることができる。						
ディプロマポリシーとの対応	○ 1.多様な人々との関係を成立・発展させる能力 ○ 2.主体的行動力 ○ 3.地域貢献力と多職種連携能力						
事前・事後学習	【事前学習】 高齢者の暮らしを支える制度や機関、ネットワーク等について調べておく。 日頃から、ニュース・新聞などより高齢者対策などに関する情報を得る習慣をつけておく。 【事後学習および課題】						
教育内容	内 容						担当 者
	第1. 松本市地域包括支援センター12の所に分散して、実習する。 第2. 事前学習は、 (1)在宅生活支援論、地域医療連携システム論、ターミナル看護の復習をする。 (2)高齢者の暮らしを支える制度や機関、地域のネットワーク等について調べておく。 (3)日頃からニュース・新聞などより高齢者対策などに関する情報を得る習慣をつけておく。						
	曜日	実習内容及び実習方法					
	月	・オリエンテーション(実習期間全体について) ・施設の構造、業務体制(看護・介護)、相談者の生活像、施設の概要について説明を受け、センターの役割と機能について説明を受ける。					
	火	・地域における具体的な支援体制の説明を受ける。 ・多職種で話し合いの場に参加する。 ・高齢者やその家族を支えている実例の話し合いの中に加わり、学生としての考えを述べてみる。 ・センターとして地域の中で抱える課題を整理し明確にする。					関永・木村 黒澤
	水	・課題解決に向けて、どのように多職種が協働して取り組んでいるかを知る。 ・センターの活動が地域にどのような受け入れられ、保健・医療・福祉の連携・協働のもと、人々が健康で生活することに生みだされているかの実態を知る。					
	木	・地域包括支援センターの事業(介護予防教室など)を見学し、高齢者本人・家族等からの相談に回答の了解を得て参加し、看護の実態を知る。 ・午前から、明日の合同カンファレンス(主とめ)の報告会の準備を行う。					
	金	・午前は、午後の報告会の準備を行う。 ・午後は、到達目標を踏まえ、地域連携と在宅看護の課題を明確にし、その解決方法について学生として考えたことを発表する。 ・皆で意見交換をする。					
	テキスト	適宜指定する。					
	参考書	授業時に適宜紹介する。					
	成績評価方法	実習評価表に基づき、実習内容を総合的に評価する。					
	履修要件	基礎看護学実習Ⅱ、地域医療連携システム論、地域包括ケア論を履修していること					
留意事項	1.全員が積極的に参加し、主体的に学びを進めていくこと。 2.事前学習は必ず行い、実習に臨む。 3.課題学習及び実習記録は指定された日時、方法で必ず提出すること。						

修正箇所

・教育内容

公衆衛生看護学活動論Ⅰ

(新旧対照表) シラバス 69 ページ

新

旧

No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期							
	公衆衛生看護学活動論Ⅰ	1	15	選択	講義	2	後期							
担当教員 (○は科目責任教員)	○原岡智子・横山芳子・五十嵐佳寿美			オフィスアワー										
科目概要	地域における個人、家族及び特定集団の人々の健康状態をライフステージ別に捉え、あらゆる健康レベルの人を対象とした公衆衛生看護活動を理解する。また、地域で行われている保健事業を広報等から把握し、健康増進、疾病予防の活動について理解する。													
到達目標	1.母子保健の健康課題と基本的な支援が説明できる。 2.成人保健の健康課題と基本的な支援が説明できる。 3.高齢者保健の健康課題と基本的な支援が説明できる。 4.地域で行われている保健事業をグループでまとめて発表できる。													
ディプロマポリシーとの対応	1.多様な人々との関係を成立・発展できる		4.課題を発見し、課題解決ができる											
	2.主体的に行動できる		5.看護の知識と看護実践力を有する											
	3.多職種と連携し地域の保健医療福祉に貢献できる		6.地域の多様な健康課題に対応できる											
事前・事後学習	【事前学習】 教科書の関連する該当箇所を予習し授業に臨むこと。													
	【事後学習および課題】 教科書と配布プリントによる復習を行うこと。													

	項目	内 容	担 当 者
教 育 内 容	1	ライフサイクル別保健活動① 母子保健活動① 母子保健の動向と健康課題	原岡・横山 五十嵐
	2	ライフサイクル別保健活動② 母子保健活動② 母子への保健指導	原岡・横山 五十嵐
	3	ライフサイクル別保健活動③ 成人保健活動① 成人保健の動向と健康課題	原岡・横山 五十嵐
	4	ライフサイクル別保健活動④ 成人保健活動② 成人期への保健指導	原岡・横山 五十嵐
	5	ライフサイクル別保健活動⑤ 高齢者保健活動① 高齢者保健の動向と健康課題	原岡・横山 五十嵐
	6	ライフサイクル別保健活動⑥ 高齢者保健活動② 高齢者への保健指導	原岡・横山 五十嵐
	7	地域での保健活動① 地域での保健事業の講義後、広報等から保健事業をまとめる。	原岡・横山 五十嵐
	8	地域での保健活動② 保健事業の発表	原岡・横山 五十嵐
	9	定期試験 筆記試験	原岡・横山 五十嵐

テキスト	1.松田正巳他:「標準保健師講座 公衆衛生看護学概論③」医学書院 2.「国民衛生の動向」最新版 厚生統計協会
参考書	授業時に適宜紹介する。
成績評価方法	筆記試験80%、保健事業のまとめと発表20%
履修要件	公衆衛生看護学概論の単位を修得していること。
留意事項	1.他の学生の迷惑にならないため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。 4.保健師課程希望者は受講すること。

No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期							
	公衆衛生看護学活動論Ⅰ	1	15	選択	講義	2	後期							
担当教員 (○は科目責任教員)	○原岡智子・横山芳子・五十嵐佳寿美			オフィスアワー										
科目概要	地域における個人、家族及び特定集団の人々の健康状態をライフステージ別に捉え、あらゆる健康レベルの人を対象とした公衆衛生看護活動を理解する。また、地域で行われている保健事業を広報等から把握し、健康増進、疾病予防の活動について理解する。													
到達目標	1.母子保健の健康課題と基本的な支援が説明できる。 2.成人保健の健康課題と基本的な支援が説明できる。 3.高齢者保健の健康課題と基本的な支援が説明できる。 4.地域で行われている保健事業をグループでまとめて発表できる。													
ディプロマポリシーとの対応	1.多様な人々との関係を成立・発展できる能力		4.課題発見能力と課題解決能力											
	2.主体的行動力		5.看護の知識と看護実践力											
	3.地域貢献力と多職種連携能力		6.地域の多様な健康課題に対応できる力											
事前・事後学習	【事前学習】 教科書の関連する該当箇所を予習し授業に臨むこと。													
	【事後学習および課題】 教科書と配布プリントによる復習を行うこと。													

	項目	内 容	担 当 者
教 育 内 容	1	ライフサイクル別保健活動① 母子保健活動① 母子保健の動向と健康課題	原岡・横山 五十嵐
	2	ライフサイクル別保健活動② 母子保健活動② 母子への保健指導	原岡・横山 五十嵐
	3	ライフサイクル別保健活動③ 成人保健活動① 成人保健の動向と健康課題	原岡・横山 五十嵐
	4	ライフサイクル別保健活動④ 成人保健活動② 成人期への保健指導	原岡・横山 五十嵐
	5	ライフサイクル別保健活動⑤ 高齢者保健活動① 高齢者保健の動向と健康課題	原岡・横山 五十嵐
	6	ライフサイクル別保健活動⑥ 高齢者保健活動② 高齢者への保健指導	原岡・横山 五十嵐
	7	地域での保健活動① 地域での保健事業の講義後、広報等から保健事業をまとめる。	原岡・横山 五十嵐
	8	地域での保健活動② 保健事業の発表	原岡・横山 五十嵐
	9	定期試験 筆記試験	原岡・横山 五十嵐

テキスト	1.松田正巳他:「標準保健師講座 公衆衛生看護学概論③」医学書院 2.「国民衛生の動向」最新版 厚生統計協会
参考書	適宜紹介します。
成績評価方法	筆記試験(80%)、保健事業のまとめと発表(20%)
履修要件	なし
留意事項	1.他の学生の迷惑にならないため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。 4.保健師課程希望者は受講すること。

修正箇所

・履修要件

公衆衛生看護学実習Ⅰ
(新旧対照表) シラバス 74 ページ

新

旧

No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期						
	公衆衛生看護学実習Ⅰ	2	90	選択	実習	4	前期						
担当教員 ○原岡智子(実務経験)	○原岡智子・横山芳子・五十嵐佳寿美			○アイヌワ									
科目概要	地域で生活する個人・家庭・集団の健康を守る社会資源を理解し、地域で生活する人々の健康支援における看護職の役割を思考する。地域における社会資源とは、条例・規則・市町村憲章、施設・設備、地域ケアシステムやネットワーク、人材、財政などを指す。												
到達目標	1.市町村の社会資源について説明でき、 <u>地区アセスメントの方法を習得する。</u> 2.地域に住む人々の健康状態や、各ライフステージにおける保健活動が説明でき、 <u>保健事業の実践方法を習得する。</u> 3.保健センター事業に参加し、住民の健康保持増進の観点から保健事業の意義を述べられる。 4.実習体験を通して、公衆衛生看護における看護職の役割が述べられる。												
ディプロマポリシーとの対応	1.多様な人々との関係を成立・発展させる ○ 2.主体的に行動できる ○ 3.多職種と連携し、地域の保健事業に貢献できる ○ 4.地域の多様な健康課題に対応できる												
事前・事後学習	【事前学習】 実習市町村の地区アセスメントをグループで実施し資料化しておく。 保健事業と法的根拠の復習、介護保険制度の復習、その他詳細はシラバスを参照のこと。 【事後学習および課題】 実習を振り返り自己の課題を明らかにする。												
教 育 内 容	内 容	原岡・横山 五十嵐	担 当 者										
	1.実習場所：市町村保健センター（7市町村）で実習する。 2.保健事業に参加し、各ライフステージにおける利用者や職員から聞き取りをする。 3.2の体験を通して、事業のあり方について検討会にて意見交換をする。 4.地区のアセスメントシートを作成する。												
	【教育目標】 実習内容及び実習方法												
	【月（午前）】 オリエンテーション（実習期間全体について）												
	【月（午後）】 実習市町村で地区診断（社会資源）の発表を行い指導者から意見を得る。												
	【火】 ・市町村保健センターの概要（組織、財政含む）について説明を受ける。 ・実習市町村の地域課題、事業計画について説明を受ける。 ・説明から地域課題と各ライフステージに合わせた保健活動についてグループでまとめる。												
	【水～金】 ・ライフステージ別の保健事業に参加する。 ・保健事業に参加し、保健事業の意義を知る。 ・保健事業の利用者から聞き取りの理由や課題についての考えを聞き取る。 ・保健事業に携わっている保健師以外の多職種（看護師、薬剤師）と役割を知る。 ・保健事業を担当している保健師から目的や必要条件を聞き取り、事業の意義を考える。 ・保健事業と地域とのネットワークの関係を知る。 ・実習市町村で地区アセスメントの発表を行い指導者から意見を得る。 ・地区アセスメントの内容を復習のために参加した事業に参加し、母子・成人・高齢者のどれを対象にするか検討する。 ・保健事業に参加し、一部分を実践する。 ・実践した内容を振り返る。 ・健康課題を把握し、実際の保健事業との関連を考える。 ・保健事業のあり方（内容やスタッフなど）についてグループで意見交換する。 ・市町村における保健師の役割を考える。 ・明日の報告会の準備をする。 ・①最初に行った地区診断と母子・成人・高齢者の一つを対象に地区アセスメントをグループで作成する。 ・発表まで待つために発表を待つ。 ・実習市町村で地区アセスメントの発表を行い指導者から意見を得る。 ・地区アセスメントの発表を行い指導者から意見を得る。 ・発表交換をする。 ・終了の挨拶等まとめ、個人記録、記録の整理をする。												
	【土】 ・地区アセスメントの発表を行い指導者から意見を得る。 ・地区アセスメントの発表を行い指導者から意見を得る。 ・発表交換をする。 ・終了の挨拶等まとめ、個人記録、記録の整理をする。												
	【日】 ・地区アセスメントの発表を行い指導者から意見を得る。 ・地区アセスメントの発表を行い指導者から意見を得る。 ・発表交換をする。 ・終了の挨拶等まとめ、個人記録、記録の整理をする。												
	【月～金】 ・地区アセスメントの発表を行い指導者から意見を得る。 ・地区アセスメントの発表を行い指導者から意見を得る。 ・発表交換をする。 ・終了の挨拶等まとめ、個人記録、記録の整理をする。												
テキスト	標準保健師講座① 公衆衛生看護学概論【医学書院】、標準保健師講座② 地域看護技術【医学書院】、標準保健師講座③ 対象別地域看護活動【医学書院】 国民衛生の動向【厚生統計協会】												
参考書	公衆衛生看護学関連の科目で使用した資料等												
成績評価方法	実習目標に対する到達度を実践状況、実習記録、報告会の参加状況や内容、グループ活動での協働の姿勢から総合的に判断する。60点以上を合格とする。												
履修要件	基礎看護学実習Ⅱ、公衆衛生看護学概論、公衆衛生看護学活動Ⅰ、公衆衛生看護学活動Ⅱ、健康支援論の単位を修得していること												
留意事項	1.記録は所定の期限までに提出し、提出できない理由がある場合は期限までに教員へ連絡すること。 2.保健師課程希望者は受講すること。												

No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期						
	公衆衛生看護学実習Ⅰ	2	90	選択	実習	4	前期						
担当教員 ○原岡智子(実務経験)	○原岡智子・横山芳子・五十嵐佳寿美			○アイヌワ									
科目概要	地域で生活する個人・家庭・集団の健康を守る社会資源を理解し、地域で生活する人々の健康支援における看護職の役割を思考する。地域における社会資源とは、条例・規則・市町村憲章、施設・設備、地域ケアシステムやネットワーク、人材、財政などを指す。												
到達目標	1.市町村の社会資源について説明できる。 2.地域に住む人々の健康状態が説明できる。 3.各ライフステージにおける保健活動が説明できる。 4.保健センター事業に参加し、住民の健康保持増進の観点から保健事業の意義が考えられる。 5.実習体験を通して、公衆衛生看護における看護職の役割が述べられる。												
ディプロマポリシーとの対応	1.多様な人々との関係を成立・発展させる能力 ○ 2.主体的行動力 ○ 3.多職種と連携し、地域の保健事業に貢献できる能力 ○ 4.地域の多様な健康課題に対応できる力												
事前・事後学習	【事前学習】 実習市町村のアセスメントの実施、保健事業と法的根拠の復習、介護保険制度の復習 【事後学習および課題】 実習を振り返り自己の課題を明らかにする。												
教 育 内 容	内 容	原岡・横山 五十嵐	担 当 者										
	1.実習場所 1)保健センター 2.教育内容 1)市町村の保健センターの概要や地域課題や事業計画について説明を受ける。 2)保健事業に参加し、各ライフステージにおける利用者や職員から聞き取りをする。 3)2)の体験を通して、事業のあり方について検討会を持つ。 4)地区のアセスメントシートを作成する。 5)報告会にて実習での学びを共有する。												
テキスト	標準保健師講座①公衆衛生看護学概論【医学書院】 標準保健師講座②地域看護技術【医学書院】、標準保健師講座③ 対象別地域看護活動【医学書院】 国民衛生の動向【厚生統計協会】												
参考書	公衆衛生看護学関連の科目で使用した資料等												
成績評価方法	実習目標に対する到達度を実践状況、実習記録、報告会の参加状況や内容、グループ活動での協働の姿勢から総合的に判断する。60点以上を合格とする。												
履修要件	基礎看護学実習Ⅱ、公衆衛生看護学概論、公衆衛生看護学活動Ⅰ、公衆衛生看護学活動Ⅱ、健康支援論の単位を修得していること												
留意事項	1.記録は所定の期限までに提出し、提出できない理由がある場合は期限までに教員へ連絡すること。 2.保健師課程希望者は受講すること。												

- 修正箇所
- ・到達目標
 - ・教育内容

公衆衛生看護学実習Ⅱ

(新旧対照表) シラバス 75 ページ

新

旧

No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期					
	公衆衛生看護学実習Ⅱ	1	45	選択	実習	4	前期					
担当教員 (◎同一科目複数担当)	○原岡智子・横山芳子・五十嵐佳寿美		オンライン									
科目概要	公衆衛生の拠点である保健所の機能と役割について理解する。保健所の専門的・広域的な機能と役割を理解する。保健所と市町村との連携を学ぶ。											
到達目標	1.保健所の組織、活動体制、各課の業務、各専門職の機能と役割を理解し、保健所の特性が述べられる。 2.専門的・広域的な保健サービス(難病ケア、感染症管理・対策等)の実態を理解し、健康課題を明らかにできる。 3.保健所事業に参画し、専門的・広域的な保健サービスの視点から保健事業の意義を考え、保健事業に必要な知識、技術、態度を養い実践することができる。 4.保健所保健師が行う健康危機管理の方策を述べられる。 5.実習体験を通して、保健所保健師の役割が述べられる。 6.広域圏の地域特性を踏まえて地区診断の方法を学習し発表できる。											
ディプロマポリシーとの対応	1.多様な人々との関係を成立・発展できる ○ 4.課題を発見し、課題解決ができる ○ 12.主体的に行動できる ○ 5.看護の知識と看護実践力を有する ○ 13.多職種と連携し地域の保健医療福祉に貢献できる ○ 6.地域の多様な健康課題に対応できる											
事前・事後学習	【事前学習】 地区診断の学びを整理しておく。 国民衛生の動向や各種資料を用いて保健所の役割・機能をまとめておく。 【事後学習および課題】 実習を振り返り、保健所保健師の役割・機能を整理する。											
教育内容	内 容						担当 者					
	1.実習場所 保健福祉事務所(3ヵ所)で実習する。 2.保健所(健康福祉センター)で行われている公衆衛生活動に参画し、対象者や職員から聞き取りをする。 3.保健所保健師が行う保健事業に参画し、専門的・広域的な保健サービスについて対象者や職員から聞き取りをする。 4.保健所で行われている健康危機管理について説明する。 5.①～④の結果をもとに検討会を行い、意見交換する。 6.広域圏の地域特性をまとめ、報告会を行い学びを共有する。						原岡・横山 五十嵐					
	題目 実習内容及び実習方法											
	Ⅰ 午前 ・事前学習でグループで作成した保健所管内の地区診断を報告する。 ・オリエンテーション:保健所の組織、各課の業務、地域の課題、事業計画について説明を受ける。 ・地区診断に必要な不足している地域の情報を既存の資料と保健師や保健所の職員からの聞き取りにより収集する。 Ⅱ 午後 ・保健所の公衆衛生活動に参画し、事業の概要を知る。											
	Ⅲ 専門的・広域的な保健サービス(難病ケア、結核等の感染症管理、対策、精神保健)において保健師が行う健康課題、実習時間、事例検討会等に同席し、保健事業の目的、内容を学ぶ。 ・保健事業の対象者や職員から活動内容について聞き取りをし、健康課題を考える。また、保健師の専門的、広域的な役割を考える。 Ⅳ 参画した保健事業の分析、評価をPDCAサイクルに基づいて実施する。 Ⅴ 参画した保健事業の一部分を実際にも実践する。 Ⅵ 保健所で行われている健康危機管理に関する連絡会議等の活動への参加、活動内容についての説明を受ける。 Ⅶ 保健所内での各専門職、他機関の専門職とのような連携を知り、学ぶ。 Ⅷ 木曜 日 午後、保健所における保健活動の実習から保健所保健師の役割についての検討会を行う。											
	Ⅷ 午前 ・実習保健所の管轄する広域圏の地域特性についてまとめたものと、実習での学びについて報告会を行い、学生間で共有し、皆と意見交換する。 Ⅸ 午後 ・学内にて個人面接、記録の整理をする。											
	テキスト 標準保健師講座② 地域看護技術【医学書院】、標準保健師講座③ 対象別地域看護活動【医学書院】											
	参考書 公衆衛生看護学関連の科目で使用した資料等											
	成績評価方法 実習目標に対する到達度を実践状況、実習記録、報告会の参加状況や内容、グループ活動での協働の姿勢から総合的に判断する。60点以上を合格とする。											
	履修要件 公衆衛生看護学実習Ⅰの単位を修得していること。											
	留意事項 1.看護活動の対象者は様々な年代や健康レベルにあるので、12の専門領域の学習内容、授業資料等を活用して学習を進めること。 2.保健師課程希望者は受講すること。											

No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期					
	公衆衛生看護学実習Ⅱ	1	45	選択	実習	4	前期					
担当教員 (◎同一科目複数担当)	○原岡智子・横山芳子・五十嵐佳寿美		オンライン									
科目概要	公衆衛生の拠点である保健所の機能と役割について理解する。保健所の専門的・広域的な機能と役割を理解する。保健所と市町村との連携を学ぶ。											
到達目標	1.保健所の組織、活動体制、各課の業務、各専門職の機能と役割を理解する。 2.専門的・広域的な保健サービス(難病ケア、感染症管理・対策等)の実態を説明できる。 3.保健所事業に参画し、専門的・広域的な保健サービスの視点から保健事業の意義が考えられる。 4.保健所保健師が行う健康危機管理の方策を説明できる。 5.実習体験を通して、保健所保健師の役割が述べられる。 6.広域圏の地域特性を踏まえて地区診断が実施できる。											
ディプロマポリシーとの対応	1.多様な人々との関係を成立・発展できる能力 ○ 4.課題発見能力と課題解決能力 ○ 12.主体的行動力 ○ 5.看護知識と看護実践力 ○ 13.地域貢献力と多職種連携能力 ○ 6.地域の多様な健康課題に対応できる力											
事前・事後学習	【事前学習】 地区診断の学びを整理しておく。国民衛生の動向や各種資料を用いて保健所の役割・機能をまとめておく。 【事後学習および課題】											
教育内容	内 容						担当 者					
	1.実習場所 保健福祉事務所で実習を行う。 2.実習項目 ①保健所の概要や地域課題、事業計画等について説明を受ける。 ②保健所で行われている公衆衛生活動に参画し、対象者や職員から聞き取りをする。 ③保健所保健師が行う保健事業に参画し、専門的・広域的な保健サービスについて対象者や職員から聞き取りをする。 ④保健所で行われている健康危機管理について説明を受ける。 ⑤①～④の体験をもとに保健所の活動について検討会を持つ。 ⑥広域圏の地域特性をまとめる。 ⑦報告会にて実習の学びを共有する。						原岡・横山 五十嵐					
	テキスト 標準保健師講座② 地域看護技術【医学書院】、標準保健師講座③ 対象別地域看護活動【医学書院】											
	参考書 公衆衛生看護学関連の科目で使用した資料等											
	成績評価方法 実習目標に対する到達度を実践状況、実習記録、報告会の参加状況や内容、グループ活動での協働の姿勢から総合的に判断する。60点以上を合格とする。											
	履修要件 公衆衛生看護学実習Ⅰを履修していること											
	留意事項 1.看護活動の対象者は様々な年代や健康レベルにあるので、12の専門領域の学習内容、授業資料等を活用して学習を進めること。 2.保健師課程希望者は受講すること。											

- 修正箇所
- ・到達目標
 - ・教育内容

公衆衛生看護管理実習

（新旧対照表）シラバス 76 ページ

新

旧

No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期
	公衆衛生看護管理実習	2	90	選択	実習	4	前期
担当教員 (◎併=科目兼任教員)	○原岡智子・横山芳子・五十嵐佳寿美						オフィスワ―
科目概要	公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱを基盤として、住民の健康ニーズに沿った地区活動の体験を通して学習する。他職種や住民と協力して、地域の健康の向上を目指す健康課題の発見や課題の解決を目指す。住民が主体的に健康課題に取り組むことができるように、住民のパートナーとして活動していくことの重要性を理解する。また、保健師活動がPDCAサイクルに基づいて行われていることや、今後の公衆衛生看護活動に求められる保健師の役割を考える能力を学習する。						
到達目標	1.公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱを基に地域健康課題が設定でき、事業化、施設化・実践化ができる。 2.実習市町村のソーシャルキャピタル(社会関係資本)を理解し、その効果と保健師の役割を述べられる。 3.地域健康課題を踏まえ、取り組む方策の理解を深める。その中で実習期間で取り組める活動計画(健康教育・健康相談)を作成し、実施できる。 4.対象に合わせた家庭訪問による支援と計画し、支援に必要な知識、技術、態度を習得する。 5.地域組んだ保健師活動について、PDCAサイクルに基づいた計画・実施・評価ができる。 6.地域で行われている保健活動についてPDCAサイクルにあわせて分析できる。 7.実習体験を通して、今後の公衆衛生看護活動における保健師の役割が述べられる。						
ディプロマポリシーとの対応	1.多様な人々との関係を成立・発展できる ○ 2.主体的に行動できる ○ 3.多職種と連携し地域の保健医療福祉に貢献できる ○ 4.課題を発見し、課題解決ができる ○ 5.看護の知識と看護実践力を有する ○ 6.地域の多様な健康課題に対応できる ○						
事前・事後学習	【事前学習】 公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱで取り組んだ地区診断について整理する。 公衆衛生看護学実習Ⅰで見学した家庭訪問や健康教育・健康相談の展開方法について復習しておく。 【事後学習および課題】 実習を振り返り保健師の役割・機能を整理する。						
教育内容	内 容						担当 者
	1.実習場所(市町村保健センター)で実習する。 2.地区診断報告書を作成する。 3.地域健康課題に基づいて、公衆衛生看護管理実習の活動計画を教員・指導者の下で作成する。 4.保健師が行う保健事業に参画する。 5.健康教育・健康相談については、計画・実施・評価を行う。						原岡・横山 五十嵐
	題 目						原岡・横山 五十嵐
	月						原岡・横山 五十嵐
	・公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱを基に地区診断を整理し実習市町村に報告する。 ・実習参加する保健事業の説明を受ける。 ・実習参加する保健事業から取り組める保健事業の実践活動計画を立てる。健康教育・健康相談等。					原岡・横山 五十嵐	
	水～金					原岡・横山 五十嵐	
	・保健事業の参加者から健康への意識や生活状況をインタビューする。 ・得られた情報から住民の生活と健康との関連を考察する。 ・得られた情報から住民の健康と保健事業に対する意識を考察する。 ・活動計画を立て、指導者からの意見と聞き実践する準備をする。 ・活動計画を実施し、活動計画の評価をする(PDCAサイクルに基づいて実施)。 ・家庭訪問の見学をする。 ・見学した家庭訪問から訪問の内容、保健指導について理解する。 ・家庭訪問の計画、準備をする。 ・家庭訪問を実施し今後の方向性と考え、実施した家庭訪問の評価をする。 ・実習期間内に家庭訪問や健康教育・健康相談ができる場合には、次の実習内容の事前準備等を行う。					原岡・横山 五十嵐	
	月～水					原岡・横山 五十嵐	
	・先週に健康教育・健康相談・家庭訪問が実践できなかった学生は実践する。 ・保健事業を通して他職種、他機関の役割を知り、他職種・他機関とどのように連携しているかを学ぶ。 ・実習市町村の地区担当と保健事業の分担について説明を受ける。 ・地区の人々の特徴やつなびについて地区担当保健師の説明を受ける。 ・地域のソーシャルキャピタル(住民との協働)を働きかける保健事業がなければ参加する。 ・体験をともに、公衆衛生看護活動について日々カンファレンスを行う。 ・実習の進捗状況にあわせて学習を進めに行方。					原岡・横山 五十嵐	
	金					原岡・横山 五十嵐	
	・午前・実習市町村で学びを報告し意見交換する。 ・午後・学内にて個人面接、記録の整理をする。					原岡・横山 五十嵐	
	テキスト					原岡・横山 五十嵐	
	参考書					原岡・横山 五十嵐	
	成績評価方法					原岡・横山 五十嵐	
	履修要件					原岡・横山 五十嵐	
	留意事項					原岡・横山 五十嵐	

No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期
	公衆衛生看護管理実習	2	90	選択	実習	4	前期
担当教員 (◎併=科目兼任教員)	○原岡智子・横山芳子・五十嵐佳寿美						オフィスワ―
科目概要	公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱを基盤として、住民の健康ニーズに沿った地区活動の体験を通して学習する。他職種や住民と協力して、地域の健康の向上を目指す健康課題の発見や課題の解決を目指す。住民が主体的に健康課題に取り組むことができるように、住民のパートナーとして活動していくことの重要性を理解する。また、保健師活動がPDCAサイクルに基づいて行われていることや、今後の公衆衛生看護活動に求められる保健師の役割を考える能力を学習する。						
到着目標	1.公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱを基に地域健康課題が設定できる。 2.実習市町村のソーシャルキャピタル(社会関係資本)が述べられる。 3.地域健康課題を踏まえ、取り組む方策の理解を深める。その中で実習期間で取り組める活動計画が作成できる。 4.対象に合わせた家庭訪問による支援の意義を説明できる。 5.地域組んだ保健師活動について、計画・実施・評価ができる。 6.地域で行われている保健活動についてPDCAサイクルにあわせて分析できる。 7.実習体験を通して、今後の公衆衛生看護活動における保健師の役割が述べられる。						
ディプロマポリシーとの対応	1.多様な人々との関係を成立・発展できる能力 ○ 2.主体的行動力 ○ 3.地域貢献力と多職種連携能力 ○ 4.課題を発見し、課題解決ができる ○ 5.看護の知識と看護実践力 ○ 6.地域の多様な健康課題に対応できる力 ○						
事前・事後学習	【事前学習】 公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱで取り組んだ地区診断について整理する。 公衆衛生看護学実習Ⅰで見学した家庭訪問や健康教育・健康相談の展開方法について復習しておく。 【事後学習および課題】 実習を振り返り保健師の役割・機能を整理する。						
教育内容	内 容						担当 者
	1.実習場所 1)保健センター 2.教育内容 1)地区診断報告書を作成する。 2)地域健康課題に基づいて、公衆衛生看護管理実習の活動計画を教員・指導者の下で作成する。 3)保健師が行う保健事業に参画する。 4)インタビューを行い、得られた内容から住民の健康に対する意識と保健事業に対する意識を考察する。 5)家庭訪問をするにあたっては、ねらいを定め、実施後は今後の方向性について検討する。 6)健康教育・健康相談については、計画・実施・評価を行う。 7)体験をともに、公衆衛生看護活動について日々カンファレンスを行う。 8)今後の公衆衛生看護活動における保健師の役割を考察する。						原岡・横山 五十嵐
	テキスト						原岡・横山 五十嵐
	参考書						原岡・横山 五十嵐
	成績評価方法						原岡・横山 五十嵐
	履修要件						原岡・横山 五十嵐
	留意事項						原岡・横山 五十嵐
	1.記録は所定の期限までに提出し、提出できない理由がある場合は期限までに教員へ連絡すること。 2.保健師課程希望者は受講すること。					原岡・横山 五十嵐	

修正箇所

- ・到達目標
- ・教育内容

在宅看護学実習

(新旧対照表) シラバス 80 ページ

新

旧

No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期						
	在宅看護学実習	2	90	必修	実習	3	後期						
担当教員 ○関永信子・木村久枝・黒澤多美子	○関永信子・木村久枝・黒澤多美子				オフィスアワー								
科目概要	訪問看護ステーションの実習を通して、地域で療養する人々と家族への継続的・予防的な看護活動の実践を体験する。同時に療養者や家族のニーズに沿った援助や価値観や、ライフサイクルに沿った援助の工夫を学ぶ。更に、看護が提供される仕組みや生活を支える社会資源・多職種との連携や協働について訪問事例を通して体験する。												
到達目標	1.支援者の健康状態と生活状況を記載できる。 2.在宅療養者と意思疎通を図ることができる。 3.在宅療養者・家族の健康上のニーズを把握し、看護計画が立案できる。 4.指導の下で在宅療養者に求められる看護を実践できる。 5.在宅療養者・家族の健康と生活を支える社会資源（保健センターの事業など）が説明できる。												
ディプロマポリシーとの対応	○ 1.多様な人々との関係を成立・発展させる ○ 2.主体的に行動できる ○ 3.多職種と連携し地域の保健医療福祉に貢献できる												
事前・事後学習	【事前学習】 1.在宅看護援助論Ⅰ・Ⅱで学習した知識・技術の復習を行い、実施可能な在宅での技術について自主的に復習する。 2.事前課題について学習し、実習初日に提出する。 【事後学習および課題】 1.事後のグループ討議では、自分の考えを積極的かつ主体的に発言できるように準備しておく。 2.実習を振り返り、学んだことを自分の考えを含めてまとめ、期間までにレポート提出する。 3.実習終了後は、今後の自分の役割を明らかにし、実習記録にポートフォリオして期限には提出する。												
教育内容	内 容	関永・木村 黒澤											
	1.訪問看護ステーション及び保健センターにて実習を行う。 2.訪問看護ステーションで実施している訪問看護へ同行し、担当看護師の指導のもと、生活の場での療養の援助の実践を学び、可能な範囲で実践する。 3.訪問看護同行のうち、1か所は継続訪問とし、訪問看護計画を立案し同行する看護師と共に実践し、評価・修正を行う。 4.多職種との連携やケースカンファレンスなどに積極的に参加し、これらを通して在宅療養とその支援について理解を深める。 5.公衆衛生の中心機関である保健センターの役割を学び、健康レベル及び集団特性に応じた支援方法を理解する。												
	題目												
	○オリエンテーション ①実習期間全体の流れについて及び実習施設のオリエンテーションを受ける。 ②その地域特性と地域にある訪問看護ステーションの活動の実態について説明を受ける。 ③実習の中で何を学びたいか明確に考えてきたことを記述発表する。												
	△訪問看護へ同行し、担当訪問看護師の訪問看護の一日を知る。												
	△ケースを決定し、在宅療養者の思いを知る。 ・生活の場での療養の援助の実践を学び、可能な範囲で実践する。 ・必要時または臨時カンファレンスを行う。												
	△ケースの情報提供 アセスメントの資料提出を行う。各家庭の介護の工夫を知る。 ・ケースの看護計画立案し、介護の実態の負担を理解する。 ・中間カンファレンス時、各家庭における介護状況やその負担状況に対し、看護援助を考える。												
	△ケースの不足情報の収集及び同行する看護師の指導を受けながら看護実践を行う。 ・多職種との連携の実践を知る。												
	△ケースの実践に対する評価・修正を行う。 カンファレンス③：ケースカンファレンスおよび訪問看護実習のまとめ												
	△オリエンテーション・保健センターの組織、役割、活動、関係する職種、地域の課題など、参加事業の見学として地域の保健事業の実践を知る。												
	△保健センターの役割を学び、健康レベル及び集団特性に応じた支援方法を理解する。 ・センターの支援の事業などの部分的援助を行う。 ・主目的のカンファレンス・地域における保健センターの活動状況など、課題やその解決などについて学生の思いを出して話し合う。												
	金 ・実習終了カンファレンス・地域における多職種連携、在宅看護について、学んだこと、考えたこと、課題と解決策など、実習目的目標に対し、思いを共有する。												
テキスト	在宅看護学概論、在宅看護学援助論Ⅰ・Ⅱで使用したテキスト												
参考書	在宅看護学概論、在宅看護学援助論Ⅰ・Ⅱ・家族看護学で使用した資料・小テスト・課題レポートなどを活用する。												
成績評価方法	事前課題、実習記録の状況、カンファレンスや実習の姿勢、実習評価、実習指導者の評価など総合的に評価する。												
履修要件	基礎看護学実習Ⅱ、在宅看護学概論、在宅看護援助論Ⅰ、在宅看護援助論Ⅱ、家族看護学の単位を修得していること。												
留意事項	在宅看護学実習に関する詳細は実習要項を参照する。												

No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期						
	在宅看護学実習	2	90	必修	実習	3	後期						
担当教員 ○関永信子・木村久枝・黒澤多美子	○関永信子・木村久枝・黒澤多美子				オフィスアワー								
科目概要	訪問看護ステーションの実習を通して、地域で療養する人々と家族への継続的・予防的な看護活動の実践を体験する。同時に療養者や家族のニーズに沿った援助や価値観や、ライフサイクルに沿った援助の工夫を学ぶ。更に、看護が提供される仕組みや生活を支える社会資源・多職種との連携や協働について訪問事例を通して体験する。												
到達目標	1.訪問時は基本的なマナーに配慮することができる。 2.対象者の健康状態と生活環境を把握できる。 3.対象者の生活を支える社会資源が説明できる。 4.訪問看護ステーションの機能と役割を説明できる。												
ディプロマポリシーとの対応	○ 1.多様な人々との関係を成立・発展させる能力 ○ 2.主体的行動力 ○ 3.地域貢献力と多職種連携能力												
事前・事後学習	【事前学習】 ①在宅看護援助論Ⅰ・Ⅱで学習した知識・技術の復習を行い、実施可能な在宅での技術について自主的に復習する。 ②事前課題について学習し、実習初日に提出する。 【事後学習および課題】												
教育内容	内 容	関永・木村 黒澤											
	1.訪問看護ステーション及び保健センターにて実習を行う 2.訪問看護ステーションで実施している訪問看護へ同行し、担当看護師の指導のもと、生活の場での療養の援助の実践を学び、可能な範囲で実践する。 3.訪問看護同行のうち、1か所は継続訪問とし、訪問看護計画を立案し同行する看護師と共に実践し、評価・修正を行う 4.多職種との連携やケースカンファレンスなどに積極的に参加し、これらを通して在宅療養とその支援について理解を深める。 5.公衆衛生の中心機関である保健センターの役割を学び、健康レベル及び集団特性に応じた支援方法を理解する												
	1.訪問看護ステーション及び保健センターにて実習を行う												
	2.訪問看護ステーションで実施している訪問看護へ同行し、担当看護師の指導のもと、生活の場での療養の援助の実践を学び、可能な範囲で実践する。												
	3.訪問看護同行のうち、1か所は継続訪問とし、訪問看護計画を立案し同行する看護師と共に実践し、評価・修正を行う												
	4.多職種との連携やケースカンファレンスなどに積極的に参加し、これらを通して在宅療養とその支援について理解を深める。												
	5.公衆衛生の中心機関である保健センターの役割を学び、健康レベル及び集団特性に応じた支援方法を理解する												
	テキスト												
	在宅看護学概論、在宅看護学援助論Ⅰ・Ⅱで使用したテキスト												
	参考書												
	在宅看護学概論、在宅看護学援助論Ⅰ・Ⅱ・家族看護学で使用した資料・小テスト・課題レポートなどを活用する												
	成績評価方法												
	事前課題、実習記録の状況、カンファレンスや実習の姿勢、実習評価、実習指導者の評価など総合的に評価する												
	履修要件												
	基礎看護学実習Ⅱ、在宅看護学概論、在宅看護援助論Ⅰ、在宅看護援助論Ⅱ、家族看護学を履修していること												
	留意事項												
	在宅看護学実習に関する詳細は実習要項を参照する												

修正箇所

- ・到達目標
- ・事前・事後学習
- ・教育内容

総合実習

(新旧対照表) シラバス 76 ページ

新

旧

No.	教科目名	単位数	時間数	必修・選択別	授業形態	開講年次	開講時期
	総合実習	2	90	必修	実習	4	前期
担当教員 (○印＝科目責任教員)	小林(ト)・今井・金子・○百瀬・原田・船山・小林(由)・藤山・関水・寛 西・横山・山下・○近藤・三沢・堀内・塩澤・奥野・木村・倉科・清沢・ 黒澤・村上・五十嵐・牛山				○7/ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ		
科目概要	4年間の学習を統合し、卒業生活を送る人々の多様なニーズに対し、安全で効率的な看護を提供するために必要な看護サービス・マネジメントの実践を学ぶ。また、医療施設において複数の患者を受け持ち限定された期間の中で看護を実践する方法を修得する。						
到達目標	1.複数の患者を受け持ち、看護師と共に優先順位をつけ看護を実践できる。 2.看護師と共に行動し、リーダー及びメンバーの役割について知る。 3.一動患者を通して看護を実践し、そこでの看護師の役割について説明できる。 4.看護管理や病棟管理の実践を知る。 5.チームの一員として協働し、倫理的視点に根拠した看護を実践する。 6.専門職者として守るべき看護倫理について理解し、対象の権利と保護を踏まえた援助ができる。						
ディプロマポリシーとの対応	1.多様な人々と協働して成立・発展できる 2.主体的に行動できる 3.看護の知識と看護実践力をもつ 4.地域と連携し地域の健康医療福祉に貢献できる 5.看護の発展と看護実践力をもつ 6.地域の多様な健康課題に対応できる						
事前・事後学習	【事前学習】 看護・マネジメント論の学習内容の復習。 看護者の倫理綱領の確認、基本的看護技術の復習を確認。 既習の講義・演習・実習から、考えられる学習課題や専門性を更に深めたいこと等を明らかにしておくこと。 【事後学習および課題】 提示された事後レポート一部の課題と記録一式を締め切りの時間までに提出する。						
教育内容	目 的	実習内容及び実習方法					担 当 者
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。 3.カンファレンスは毎日学生主体で行い、臨床指導者や担当教員等にも必ず参加し参加を依頼する。						
目 的	1.学年の持っている課題の把握、実習環境の把握、施設であるが学生生活の希望に合うことを確認する。 2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。<						

修正箇所

- ・担当教員
- ・教育内容

(是正事項) 看護学部 看護学科

5. <教育課程の配置が不明確>

【全体計画審査意見7の回答について】

<実習指導への配慮に関する説明が不明確>

教員の年齢構成が高齢に偏っていることを踏まえ、実習の巡回指導への配慮について明確にすること。

(対応)

今般の「審査意見」での指摘を踏まえ、本学では改めて、「高齢の教員に対する巡回指導への配慮」について審議を行い以下の通り対応することとした。

原則として65歳を超える教員に対しては学部長が面談を行い、講義との関連、体力面、実習施設までの交通手段などの確認を行い、無理なく実習の対応ができるよう、配慮を行うこととする。

(説明)

1. 高齢の教員に対する配慮事項

- 1) 高齢の専任教員の負担を軽減するため、実習助手を補佐として設定する。
- 2) 担当する実習施設に関して、できる限り学校もしくは自宅から近い施設とする。
- 3) 体調面も配慮し、場合によっては他の専任教員が代替できる体制も考慮する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類

新(65 ページ)	旧(61 ページ)
X. 実習の具体的な計画 5. 実習の指導体制と方法 実習指導体制は、本学からは領域別の責任者（教授・准教授）、実習先からは実習指導者及び施設責任者が全体の監督を行い、その責任をとることを基本とする。実習内容の改善については年度末の実習調整会議を中心に進めていく。実習調整会議では全実習結果の振り返りを踏まえて、翌年度に向けた実習水準向上のために実習施設関係者も含めた実習関係者全員で協議を行う。実習調整会議終了後は各領域の責任者が決定事項の実行と調整を行い、実習現場に反映させていく。 本学の実習指導教員は教授、准教授、講師、助教を実習指導教員とし、実習指導の補助を行う助手及び非常勤実習助手を含めた、実習指導	X. 実習の具体的な計画 5. 実習の指導体制と方法 実習体制は、本学からは領域別の責任者（教授・准教授）、実習先からは実習指導者及び施設責任者が全体の監督を行い、その責任をとることを基本とする。実習内容の改善については年度末の実習調整会議を中心に進めていく。実習調整会議では全実習結果の振り返りを踏まえて、翌年度に向けた実習水準向上に向けて実習施設関係者も含めた実習関係者全員で協議を行う。実習調整会議終了後は各領域の責任者が決定事項の実行と調整を行い、実習現場に反映させていく。 本学の実習指導教員は教授、准教授、講師、助教を実習指導教員とし、実習指導の補助を行う助手及び非常勤実習助手を含めて、適切な実

体制で実施する計画である。 教授、准教授は領域の責任者であり、授業や委員会のリーダーとして実習指導に専念することは難しいため、主としては、講師、助教が実習の単位認定者として実習指導にあたる。教授、准教授は、実習を全体的に俯瞰するとともに監督し、また日々の報告・相談を受け、必要に応じて指導を行うなど領域の実習に対する全体責任を持つ体制とする。実習施設の都合や実習ローテーション上の都合により、教授、准教授が実習指導にあたらない場合は、実習指導に当たることが原則とするが、助手または実習助手の補助を付け、教授、准教授は補助者と密に日々連携を取りながら指導にあたることとし、最終評価認定は補助者の助手等の意見や病棟指導者等の評価を踏まえ教授、准教授が判定する。<u>教授、准教授が高齢に偏向しているため、実習指導や巡回指導については、①助手の補助を付ける、②大学に近い実習施設の指導や巡回を担当する、③体調等にも配慮することとし、無理な場合は代替案も検討する。</u> <u>1 施設に 2 病棟を実習病棟とし、講師または助教が授業等と重なる場合は 2 病棟に助手または実習助手を配置し、講師または助教は 2 病棟両方を管轄し評価する任務は受け持つこととする。授業等ない場合は助手と 1 病棟ずつ担当し、助手の指導と評価の任務を受け持つ。助手や実習助手の採用基準は以下の通り明確にする。①看護師資格があること、但し母性病棟指導の場合は助産師の資格を有すること。②配置する領域の実務経験が 3 年以上あること。③看護学生の教育に意欲や関心があることとする。また教育・指導のレベルを担保し実習指導の質の向上を図るために、学内の演習やオリエンテーションに参加し学生を理解するとともに、FD 研修会への参加や各領域別の教育を定期的に行い、また研究にも共同研究者として参加を促す等々、学ぶ機会や人間関係作りなどに配慮し学生指導</u>	習指導を実施する指導体制計画である。 主としては、准教授、講師、助教が実習指導教員として実習先の施設での実習指導にあたり、教授はその監督と日々の報告を受け、実習に対する責任を持つ体制とする。領域によっては、教授が実習先の施設での実習指導にあたる期間があるため、学内での授業が重なる場合には、実習指導の補助を行う助手または非常勤実習助手を配置する。准教授についても同様に、学内での授業が重なる場合に助手または非常勤実習助手を配置する。

を通じて指導者としての成長とキャリアアップを視野に入れ、教育する仲間としてともに研鑽するよう配慮する。この役割は領域責任者の教授、准教授が主となって担うこととし、教員組織の若返りに寄与することも視野に入れ、実習指導体制が充実していくよう取り組んでいくこととする。	

6. 【全体計画審査意見 10 の回答について】

図書の整備計画を確認すると、データベースは2種（医中誌 web、最新看護索引）と少なく、図書の冊数や内容も当該専攻分野において不十分であることから、整備計画を適切に改めること。

(対応)

今般の審査意見 6 での指摘を踏まえ、データベース及び図書の整備計画を適切に改めることとした。

(説明)

データベースは、2種（医中誌 web、最新看護索引）を整備することとしていたが、「メディカルオンライン」、「J DreamⅢ」、「医書.jp オールアクセス」、「CINAHL」を加えて整備することとした。外国語文献に対応しているデータベースは主に「J DreamⅢ」、「CINAHL」の2種となるが、「J DreamⅢ」は日本語翻訳された抄録が付与されているため学生にも利用しやすく、また、特に教員の研究に活用が見込まれる「CINAHL」は、米国看護連盟および米国看護協会が発行するすべての看護雑誌と出版物が収録されている。以上のとおり、外国語文献検索にも対応できるデータベースの整備計画へと計画を改めた。

また、専攻分野である看護学の専門図書は、松本短期大学看護学科の蔵書数 6,171 冊を転用するとともに、救急・災害看護学分野、公衆衛生看護学分野、在宅看護学分野、看護研究関係、看護理論関係などを中心に看護学の専門図書の購入冊数を当初より大幅に増やし、3,804 冊（うち外国書 300 冊）を新たに購入する整備計画へと計画を改めた。これにより、看護学の専門図書は 9,975 冊を整備する。

上記の審査意見 6 を踏まえ、設置の趣旨等を記載した書類の「Ⅶ. 施設・設備等の整備計画」を加除修正する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (51 ページ)

新(51 ページ)	旧 (48 ページ)
Ⅶ. 施設・整備等の整備計画 3. 図書館及び図書等の資料の整備計画 本学の図書館は、松本短期大学と共用とし、面積が約 521 ㎡（司書室除く）を有し、収納可能冊数は約 60,000 冊であり、開館時間は平日 8 時 30 分から 20 時までとしている。検索コーナー（パソコン 3 台、プリンター 1 台）、メディアコーナー（DVD、ビデオ視聴スペース 4 席）、レファレンスカウンター、コピーサービス、閲覧室、ブラウジングコーナー、個別学習スペースを設けている。閲覧席数は、合わせて 110 席を確保する計画となっている。図書館の管理	Ⅶ. 施設・整備等の整備計画 3. 図書館及び図書等の資料の整備計画 本学の図書館は、松本短期大学と共用とし、面積が約 521 ㎡（司書室除く）を有し、収納可能冊数は約 60,000 冊であり、開館時間は平日 8 時 30 分から 20 時までとしている。検索コーナー（パソコン 3 台、プリンター 1 台）、メディアコーナー（DVD、ビデオ視聴スペース 4 席、レファレンスカウンター、コピーサービス、閲覧室、ブラウジングコーナー、個別学習スペースを設けている。閲覧席数は、合わせて 110 席を確保する計画となっている。図書館の管理運

運営システムは、株式会社ブレインテック社による「情報館」を引き続き使用する。また、図書館では、長野県内の高等教育機関が共同で運営する「信州共同リポジトリ」に参画し、教育・研究・地域貢献活動の成果物を電子的な手段により蓄積・公開し、学術の情報発信力の向上に努め、県内の大学・短期大学・高等専門学校の図書館のコミュニティ確立を目指していく。この信州共同リポジトリにより、他大学等図書館との文献複写や相互貸借等のサービスも行うことを計画している。 図書等の資料の整備計画は、松本短期大学看護学科の<u>専門図書の蔵書数 6,171 冊を転用し、松本短期大学との共用図書 3,125 冊の合計 9,296 冊に加え、新たに設置する看護学部</u>の<u>図書として 5,717 冊（うち外国書 300 冊）を購入し整備する。また、学術雑誌 15 種（うち外国誌 5 誌）、視聴覚資料 168 点を開設前年度に整備する。新たに購入し整備する看護学部</u>の<u>図書 5,717 冊は、4 年制大学になる上で教育研究に支障が無いよう、選択分野として新たに配置する救急・災害看護学分野、公衆衛生看護学分野、在宅看護学分野及び各領域における看護の知識と看護実践力の向上、また、地域社会の多様な健康課題の把握につながる図書など、看護学分野の専門図書を 3,804 冊（うち外国書 300 冊）を購入し整備する。これにより松本短期大学看護学科から転用する専門図書 6,171 冊と合わせ、合計 9,975 冊の専門図書を蔵書とすることとなる。また、新たに配置する教養科目に関連する図書を中心とした教養関連図書 1,913 冊を新たに購入する。これにより、松本看護大学看護学部の教養関連図書の蔵書数は、松本短期大学との共用図書を含め、5,038 冊となる。（表 1 松本看護大学看護学部における図書等の整備計画）</u>。学術雑誌は、日本地域看護学会誌（ワールドプランニング）、家族看護学研究（日本家族看護学会）、ふれあいケア（全国社会福祉協議会出版部）など、地域	営システムは、株式会社ブレインテック社による「情報館」を引き続き使用する。また、図書館では、長野県内の高等教育機関が共同で運営する「信州共同リポジトリ」に参画し、教育・研究・地域貢献活動の成果物を電子的な手段により蓄積・公開し、学術の情報発信力の向上に努め、県内の大学・短期大学・高等専門学校の図書館のコミュニティ確立を目指していく。この信州共同リポジトリにより、他大学等図書館との文献複写や相互貸借等のサービスも行うことを計画している。 図書等の資料の整備計画は、松本短期大学看護学科の蔵書数 5,720 冊に加え、新たに図書 5,717 冊（うち外国書 300 冊）、学術雑誌 15 種（うち外国誌 5 誌）、視聴覚資料 168 点を開設前年度に整備する。新たに整備する図書 5,717 冊の内訳は、4 年制大学になる上で教育研究に支障が無いよう、選択分野として新たに配置する救急・災害看護学分野、公衆衛生看護学分野、在宅看護学分野及び各領域における看護の知識と看護実践力の向上、また、地域社会の多様な健康課題の把握につながる図書など、看護学分野の専門図書を 3,318 冊（うち外国書 300 冊）整備し、また、新たに配置する教養科目に関連する図書を中心とした教養関連図書を 2,399 冊整備する（表 1 整備図書）。学術雑誌は、日本地域看護学会誌（ワールドプランニング）、家族看護学研究（日本家族看護学会）、ふれあいケア（全国社会福祉協議会出版部）など、地域社会のニーズにも対応できるものも整備する予定である（表 2 学術雑誌一覧）。また、データベースは、医中誌 web（医学中央雑誌刊行会）と最新看護索引（医学中央雑誌会）の 2 種を整備する計画としている。

社会のニーズにも対応できるものも整備する予定である（表2 学術雑誌一覧）。また、データベースは、医中誌 web と最新看護索引、メディカルオンライン、J DreamIII、医書.jp オールアクセス、CINAHL の6種を整備する計画としている。整備する6種のデータベースのうち、J DreamIII、CINAHL は外国語文献検索に対応しており、J DreamIIIは日本語翻訳された抄録が付与されているため学生にも利用しやすく、また、特に教員の研究に活用が見込まれる CINAHLは、米国看護連盟および米国看護協会が発行するすべての看護雑誌と出版物が収録されているため、外国語文献検索にも対応できるデータベースの整備計画となっている。

表1 松本看護大学看護学部における図書等の整備計画

松本看護大学看護学部 図書蔵書数（外国書含む）	15,013 冊
〔内訳〕	
〔専門図書（看護学）〕	〔9,975 冊〕
（看護学部 新規整備図書）	（3,804 冊）
（松本短期大学からの転用図書）	（6,171 冊）
〔一般教養図書〕	〔5,038 冊〕
（看護学部 新規整備図書）	（1,913 冊）
（松本短期大学からの転用図書）	（3,125 冊）
学術雑誌 内国誌	10 種
学術雑誌 外国誌	5 種
データベース	6 種
視聴覚教材	168 点

表1 整備図書

図書 内国書	5,417 冊
（専門図書）	（3,018 冊）
〔在宅看護学関連〕	〔192 冊〕
〔訪問看護〕	〔45 冊〕
〔救急・災害看護学関連〕	〔118 冊〕
〔コミュニケーション関連〕	〔82 冊〕
〔地域医療関連〕	〔75 冊〕
〔看護倫理関連〕	〔40 冊〕
〔看護マネジメント〕	〔86 冊〕
〔その他〕	〔2,380 冊〕
（教養図書）	（2,399 冊）
〔コミュニケーション関連〕	〔286 冊〕
〔中国語関連〕	〔122 冊〕
〔自然災害関連〕	〔113 冊〕
〔地域福祉/ボランティア関連〕	〔117 冊〕
〔その他〕	〔1,761 冊〕
図書 外国書	300 冊
学術雑誌 内国誌	10 種
学術雑誌 外国誌	5 種
データベース	2 種
視聴覚教材	168 点

表 2 学術雑誌一覧			表 2 学術雑誌一覧		
1	看護実践の科学（含臨時増刊）	看護の科学社	1	看護実践の科学（含臨時増刊）	看護の科学社
2	看護学生（含増刊）	メジカルフレンド社	2	看護学生（含増刊）	メジカルフレンド社
3	家族看護学研究	日本家族看護学会	3	家族看護学研究	日本家族看護学会
4	日本地域看護学会誌	ワールドプランニング	4	日本地域看護学会誌	ワールドプランニング
5	ナーシング キャンパス	学研メディカル秀潤社	5	ナーシング キャンパス	学研メディカル秀潤社
6	BRAIN NURSING（含増刊）	メディカ出版	6	BRAIN NURSING（含増刊）	メディカ出版
7	透析ケア（含増刊）	メディカ出版	7	透析ケア（含増刊）	メディカ出版
8	日本精神保健看護学会誌	日本精神保健看護学会	8	日本精神保健看護学会誌	日本精神保健看護学会
9	ふれあいケア	全国社会福祉協議会出版部	9	ふれあいケア	全国社会福祉協議会出版部
10	CLINICAL STUDY（含増刊）	メジカルフレンド社	10	CLINICAL STUDY（含増刊）	メジカルフレンド社
11	Geriatric Nursing	冊子/隔月刊	11	Geriatric Nursing	冊子/隔月刊
12	International Journal of Nursing Studies	冊子/月刊	12	International Journal of Nursing Studies	冊子/月刊
13	Journal of Midwifery and Women's Health	冊子/隔月刊	13	Journal of Midwifery and Women's Health	冊子/隔月刊
14	Nursing Outlook	冊子/隔月刊	14	Nursing Outlook	冊子/隔月刊
15	Public Health Nursing	冊子/隔月刊	15	Public Health Nursing	冊子/隔月刊

(是正事項) 看護学部 看護学科

7. 【全体計画審査意見 13 の回答について】(再指摘)

特にシラバスについて誤字が散見されるため、適切に改めること。

(対応)

審査意見での指摘を踏まえ、申請書類全般を網羅的に確認し、不備な点を適切に改めた。特にシラバスについて修正箇所が多く発生したため、改めて、修正箇所について説明を行うこととした。シラバスの修正事項について、科目ごとに以下に説明を行う。各科目の番号はシラバスの目次と整合させている。

(説明)

1) コミュニケーション論

(修正内容)

①当初予定していた教員が審査の結果多くの科目で不可となったため、教員を変更した。

修正番号	新	旧	再補正理由
①	藤川君江	永石喜代子	教員変更

2) ～ 5) 変更なし

6) 教養ゼミナール

(修正内容)

①担当教員の変更

②到達目標の修正

③教育内容の修正

修正番号	新	旧	再補正理由
①	藤川君江	永石喜代子	教員変更
②	1.大学で学ぶことの意味について <u>自己の考えを述べる</u> ことができ、 <u>その具体的な学び方を考える</u> ことができる。 2.看護の専門教育を受けることの意味が考えられ、 <u>自己の興味・関心が明らかにでき、選択科目に反映</u> できる。 3. <u>地域特性をとらえ地域貢献も視野に入れつつ、将来看護職者として学び続ける態度について、キャリアデザインを</u> 考え、説明できる。 4.主体的な学習を行うため、大学図書館の使い方を修得する。	1.大学で学ぶことの意味について説明できる。 2.看護の専門教育を受けることの意味を説明できる。 3.将来看護職者として学び続ける態度について説明できる。 4.主体的な学習を行うため、大学図書館の使い方を修得する。 5.レポートの書き方を身につける。 6.インターネットでの情報収集の利点と注意点を説明できる。 7.グループ討議の進め方とマナーを身	

	5.<u>レポートの書き方、ノートの取り方、資料の保管の仕方などスタディスキルを考え、身につける。</u> 6.<u>コンピューター操作やインターネットでの情報収集の利点と注意点を説明できる。</u> 7.<u>グループ討議の進め方とマナーを身につける。</u>	につける。	
③ オリエンテーション	※<u>5～6 人のチュートリアルで行い、教員も複数で各グループを担当する。</u> ※<u>追求したいテーマをグループで考える。地域社会との関わりを通じて(地域を学習の場とする、地域課題を学習の対象とするなど)、課題発見、課題解決をする。</u> ※<u>課題発見、課題解決をするプロセスの中で、自己の興味・関心を明らかにし、将来のキャリアデザインを考えてみたり、する。またその話し合いやレポート作成の中で、レポートの書き方やプレゼンの仕方図書の使い方や参考文献の探し方などを学ぶ。</u> ①ゼミ単位での自己紹介 ②「自分は大学で何を学びたいか」について話し合う。第3回目までに「大学で学ぶことの意義」について、A4 用紙 1 枚にまとめて提出する。	①ゼミ単位での自己紹介 ②「自分は大学で何を学びたいか」について話し合う。第3回目までに「大学で学ぶことの意義」について、A4 用紙 1 枚にまとめて提出する。	
教育内容	②<u>図書司書より図書館の利用方法の説明を受け、文献検索を体験する。</u> ③<u>事前学習をもとに「大学で学ぶことの意義」について討議を行う。</u> ④<u>上級生との交流を通して、「大学で学ぶことの意義」や「自分の将来のキャリアアップ」等について話し合う。</u> ⑤<u>「看護の応用科目」選択に関する初段階のオリエンテーションをうける。</u>	①ゼミ単位での自己紹介 ②「自分は大学で何を学びたいか」について話し合う。第3回目までに「大学で学ぶことの意義」について、A4 用紙 1 枚にまとめて提出する。 ②<u>図書司書より図書館の利用方法の説明を受け、文献検索を体験する。</u> ③<u>事前学習をもとに「大学で学ぶことの意義」について討議を行う。</u>	

	⑥～⑮ゼミ活動	④～⑮ミ活動	

7) 連携ゼミナール I

(修正内容)

①担当教員の変更

②到達目標の修正

③教育内容の修正

修正番号	新	旧	再補正理由
①	藤川君江	永石喜代子	教員変更
②	1.専門性の高い看護職の役割について調査し、自己のキャリアデザイン形成を考慮することができる。 2.色々な分野で活躍している看護職業人の生き方や考え方に触れ、それらを糸口にて自らのキャリアを考える機会とする。 3.<u>本県及び当地域特性を踏まえた活動体制の中で、ジェネラリストとしてまたスペシャリストとして地域特性に根差した活動を理解し、自己を活かしたキャリアデザインの方向づけができる。</u>	.1.専門性の高い看護職の役割について調査し、自己のキャリアデザイン形成を考慮することができる。 2.色々な分野で活躍している看護職業人の生き方や考え方に触れ、それらを糸口にして自らのキャリアを考える機会とする。	
③	①授業オリエンテーション ・ゼミ単位での自己紹介 ・「自分のキャリアアップ」について話し合う ②下級生との交流を通して、「大学で学ぶことの意義」や「自分の将来のキャリアアップ」等について話し合う。 <u>※テーマについて、1年先輩として、大学生としての自己の体験から、後輩に参考となる助言を行うなど新入生にとって有意義な話し合いにする。</u> ③救急・災害看護、在宅看護、公衆衛生看護の各分野の活動とそこで働く看護専門職の活動をゼミごとに探求するためのオ、リエンテーションを受ける。	② 授業オリエンテーション ・ゼミ単位での自己紹介 ・「自分のキャリアアップ」について話し合う。第3回目までに「自分のキャリアアップ」について、A4用紙1枚にまとめて提出する。 ②下級生との交流を通して、「大学で学ぶことの意義」や「自分の将来のキャリアアップ」等について話し合う ③～⑮ゼミ活動	

	④～⑮ゼミ活動各回の内容を明確にした。内容省略		

8) 連携ゼミナールⅡ

(修正内容)

①担当教員の変更

②教育内容の修正

修正番号	新	旧	再補正理由
①	藤川君江	永石喜代子	教員変更
②	①授業オリエンテーション ・各自が学修の中で、疑問や興味・関心などの課題について発表する ・発表内容を基に、各自どこにどのような興味関心をもったかを考えて次回持ち寄る	①授業オリエンテーション②各自が学修の中で、疑問や興味・関心などの課題について発表する ③発表内容を基に、各自どこにどのような興味関心をもったかを考えて次回持ち寄る ②前回の各々の発表から、各自の疑問や質問などを出し合い、興味・関心のあった点を発表する。取り組み課題を決定する。	
②	②前回の宿題から各々が発表し、相互に疑問や質問などを出し合い、興味・関心のあった点を話し合い、取り組み課題を決定する ・テーマの絞り込みをする（話し合いや文献検索が必要となる） ④～⑮ゼミ活動各回の内容を明確に設定。内容省略	③ゼミ単位で活動を展開する（活動計画は学生が立案し、教員と相談しながら助言を得つつ、学生主導で進める。） ④～⑮ゼミ活動	

9) ～16) 修正なし

17) 看護援助的関係論

(修正内容)

①担当教員の変更

修正番号	新	旧	再補正理由
①	藤川君江	永石喜代子	教員変更

18) ～23) 修正なし

24) 基礎看護学実習 I

(修正内容)

①担当教員の変更

②教育内容の修正

修正番号	新	旧	再補正理由
①	藤川君江 関永信子	追加	担当教員追加
②	2)看護の対象となる人々とのコミュニケーションを通し、 <u>看護活動を展開するために、相互に信頼できる関係形成構築のための自己のあり方を考えることができる。</u>	2) 看護の対象となる人々とのコミュニケーションを通し、信頼関係形成のための自己のあり方を考えることができる。	
②	3) 看護職者の活動する場を知り、 <u>保健・医療・福祉において、看護職が果たす役割を知り、社会の中におけるネットワークの一部が分かる。</u> 4) <u>看護の対象となる人々との関わりや看護職者の活動に触れ、「看護とは何か」その必要性、重要性について、既習の学習内容を想起し考えを整理して、説明できる。</u>	3) 看護師の活動する場と役割を 考えることができる。 4) 基礎 I 実習を通して、現段階での「看護とは何か」について考えを整理でき、説明できる。	

25) 看護援助的関係論

(修正内容)

①担当教員の追加

修正番号	新	旧	再補正理由
①	藤川君江	永石喜代子	教員変更

26) ～28) 修正なし

29) 成人急性期看護学実習

(修正内容)

①教育内容の修正

②履修要件の修正

修正番号	新	旧	再補正理由
①	<u>1. 周手術期にある患者を1名以上受け持ち、看護過程を展開する。</u> <u>2. 急性期治療の場である手術室やICU、CCU等で4日間、見学実習を行う。</u> <u>3. 病院からリハビリ専門施設等や自宅への移行期の看護(早期回復や生活支援等)を実施する。</u> <u>4. 退院支援と継続看護の必要性を検討し、看護を計画・実施する。</u> <u>5. 退院後に向けて、退院計画検討会議(退院カンファレンス)へ参加し、多職種連携・協働の実際を学ぶ。</u> 3週間にわたる実習の各曜日の実習内容を明確にした。内容は省略	"オリエンテーション 臨床での急性期看護学実習における看護過程の展開および医療チーム連携に伴う支援に関し実習を通して理解する。 ① 患者を受け持ち、患者・家族の思いをアセスメントして看護過程を展開する。 ② 受け持ち患者の術前・術中・術後看護過程の展開。 ③ 外来・病棟・手術室など看護独自の役割機能を実践。 ④ 社会復帰に向けて必要な援助の実践・退院指導。"	
②	<u>基礎看護学実習Ⅱ、成人看護学概論、成人急性期看護論の単位を修得していること。</u>	成人急性期看護論を修得した者。	

30) 成人慢性期看護学実習

(修正内容)

①教育内容

修正番号	新	旧	再補正理由
①	<u>①対象者を理解する</u> <u>身体的・心理的・社会的側面から理解する。</u> <u>対象者のライフスタイルと生活環境を理解する。</u> <u>治療や看護を受けることに対する思いを受け止める。</u> <u>②対象者のアセスメント</u> <u>慢性期の特徴を踏まえてアセスメントする。対象者のセルフマネジメント力を評</u>	1.事前学習を通して、慢性期看護に必要な基礎的な知識および看護援助技術を復習する 2.慢性期にある患者を一人以上受け持ち、アセスメント・計画・実施・評価の一連の看護過程を展開する。 3.看護計画に基づき、受け持ち患者と家族に適切な看護援助を、積極的に実践する	

	<u>価する。</u> <u>全体像を把握し看護診断を行い、健康問題を明確にする。</u> <u>③対象者への看護計画を立案する</u> <u>対象者の発達課題、ソーシャルサポート、セルフマネジメント力、疾病受容のレベルを</u> <u>考慮した看護計画を考案する。</u> <u>④実施・評価を行う</u> <u>看護計画に基づき受け持ち患者と家族に適切な援助を実践する。場合によっては、看護師が実施するケアを見学する。</u> <u>セルフマネジメント力支援、患者教育、不安や苦痛の緩和を行う。</u> <u>退院後の生活の再構築や社会復帰に向けて退院支援を実施する。</u> <u>退院指導計画を実施する。</u> <u>外来における継続看護を学ぶ。</u> <u>実施した看護援助を客観的にみつめ、看護計画を評価し、サマリーにまとめる。</u> <u>多職種との連携や協働の場面（退院カンファレンスなど）に参加・見学する。</u> <u>退院後の生活の再構築や社会復帰に必要な地域と病院の連携の実際に参加、見学する。</u> <u>グループメンバー間での情報共有、意見交換を行い、学びを深める。</u> <u>自己の看護実践を客観的に振り返る。</u>	（セルフマネジメント支援、患者教育を含む）。 4.カンファレンスなどを通して、グループメンバー間で随時情報共有、意見交換を行い、効果的にグループ学習する。 5.ライブラリースタディや看護師による臨床講義などを通して看護の専門的知識を深める。 6.退院後の継続看護のために行われている病院と地域の連携の実際を見学する。 7.実習の状況により、看護師が行うケアを見学する。また受け持ち対象者以外の患者の看護ケアを見学	

31) ～34) 修正なし

35) 老年看護学実習 I

(修正内容)

- ①教育内容
- ②履修要件

修正番号	新	旧	再補正理由
①	<u>(1) 地区福祉ひろばにおいて、地域で生活する健康な高齢者とのコミュニケーションを通して、高齢者の身体的、心理的、社会的特徴を把握する。</u> <u>(2) 学生は、必ず1人以上の健康な高齢者とコミュニケーションをとり、レポートにまとめる（高齢者の許可を得れば、写真などを用いてもよい）。</u> <u>(3) 社会で活躍している高齢者（黒柳徹子、瀬戸内寂聴など）に関する情報を収集し、健康長寿を維持する方法について考察（グループワーク）し広場の老人たちと一致する点について話してみる。</u> <u>(4) 日々のカンファレンス及び最終日の全体討議を通して、実習で得た事実をもとに健康な高齢者の特徴をグループ間で話し、関わらせていただいたことから学んだことを老人たちに発表し意見をもらう。"</u> <u>1) 地域の高齢化の実際</u> <u>2) 地域の高齢者との関りまなぶ高齢者の生活</u> <u>3) 高齢者とその家族、地域とのかかわり</u> <u>4) 地域包括ケアシステムの実際</u> <u>5) 地域保健医療福祉の中の看護の役割</u> <u>6) 介護保険施設の看護の役割</u> <u>7) 介護予防の取り組みについてそれぞれの職種の役割</u> <u>8) 地域の高齢者行政の中の看護の役割</u> <u>1) 様々な状況で生活する高齢者とのコミュニケーション</u> <u>2) 生活の場としての介護保険施設の役割</u> <u>3) 地域と介護保険施設の関り</u>	1.実習の場：各地区福祉ひろば、福祉センターにおいて 2.内容 1)体操運動の身体活動～ロコモティブ症候群予防・骨粗鬆症予防・関節拘縮予防等 2)認知症予防の生活上の実践方法を知る 3)高齢期に発症しやすい疾患・症状の予防 4)地域交流のイベント構築などの生きがい作りの実際を知る 5)高齢者の生活史を尊重したコミュニケーションがとれる	

	<u>1) 地域福祉広場の役割</u> <u>2) 保健センターの役割</u> <u>3) 介護保険制度の実際</u> <u>4) 地域の認知症高齢者対策・認知症予防</u> <u>1)施設の人権擁護と安全対策</u> <u>2)自己の老年観</u>		
②	<u>基礎看護学実習Ⅱ、老年看護学概論、老年症候群援助論の単位が修得され、老年看護援助論を履修していること。</u>	老年看護学概論、老年症候群援助論、老年看護援助論の修得がされていること	

36) 老年看護学実習Ⅱ

(修正内容)

①教育内容

修正番号	新	旧	再補正理由
①	<u>1)治療を必要として医療機関に入院している高齢者を1名受け持ち、よい人間関係を築き看護過程を展開する。</u> <u>2)高齢者の健康課題と生活上の課題を明らかにして、健康の回復、合併症の予防、生活行動の維持・拡大を目指す看護を実践する。</u>	1.医療機関における高齢者ケアチームと看護の役割について説明できる。 2.受け持ち対象者の個別性を踏まえた看護過程の理解と実践ができる。 1) 受け持ち対象者の加齢に伴う身体的変化と疾患・治療について説明できる。	
	<u>3)高齢者の健康増進や生活支援に活用できる社会資源を、家族などの支援者と共に検討する機会を持つ。</u> <u>4)退院後に必要な治療が継続できるように、医師、外来看護師、MSW、家族などと共に退院計画を検討する機会に参加する。</u> <u>5) 医療チームとの連携・協働により、退院後の高齢者の健康の維持・増進と生活を整えるために活用できる社会資源を検討する。</u>	2) 必要な情報を収集し、アセスメントから看護問題を明らかにすることができる。 3) 高齢者の生き方や価値観を尊重した個別性のある看護計画が立案できる。 4) 看護計画の基づいて、高齢者の健康状態に応じた尊厳ある援助が実践できる。 5) より良い看護実践のために、計画内容と援助の実際を評価修正できる。	

	<u>1) 高齢者ケアのチームの中での看護の役割</u> <u>2) 多職種連携のカンファレンスからの受け持ち患者の情報収集</u> <u>3) チームの一員としての報告・連絡・相談"</u> <u>1) 高齢者の状況を加齢変化・現病歴・生活機能障害・心理面からの総合的な情報収集</u> <u>2) 高齢者の入院の目的、治療内容、退院支援</u> <u>3) 収集した情報を基にしたアセスメント・看護問題抽出</u> <u>4) 看護問題の優先順位</u> <u>5) 対象の個別性に合わせた看護目標設定</u> <u>6) 対象にあった具体的な看護計画立案</u> <u>7) 日々の対象の変化に合わせた毎日の行動目標立案</u> <u>8) 高齢者のペースに合わせた日々の援助計画修正</u> <u>9) 対象の個別性や状況を考慮し反応に合わせ原理原則を遵守した安全安楽を考えた援助</u> <u>10) 対象および家族の人格や価値観を尊重した倫理的な態度での実践</u> <u>11) 対象の反応を客観的にとらえたSOAP で記述の評価</u> <u>12) 実習全般における看護の実際と残された課題を客観的に考えられたサマリーの記載"</u> <u>1) 退院に向けた多職種間の連携</u>	3.医療機関と地域連携を中心とした保健医療福祉の連携・協働を実際をカンファレンスに参加し、説明できる。 1) 退院に向けた多職種間の連携を学ぶ。	

37) ～40) 修正なし

41) 小児看護学実習

(修正内容)

①教育内容

修正番号	新	旧	再補正理由
①	◆1週目 月～木 ・保育所ごとに施設側より園の特徴や注意点等のオリエンテーションを受ける。 ・保育士と子どもの関わりを通し、健康的に成長するための保育実践を学ぶ。 ・遊びの場面における保育士の関わりから心身の発達の促進を学ぶ。 ・子どもの気持ちや欲求表現を観察し受け止めて関わる。 ・日々の関わりの中で安全・事故防止、感染防止対策のための実際を学ぶ。 ・日常生活習慣や保育環境、さらには地域環境と保育について考える。 ・家庭との連携、協働について連絡帳や行事等の意義について考える。 ◆1週目金曜日 ・終了カンファレンスを行う。(園からの助言や指導を通して学んだこと、疑問や質問などを出し合い学びを深める。 ・保育園実習の学びや心に感じたことをまとめ提出する。 ・保育士と教員とともに他者評価、自己評価(中間)を行う。 ◆2週目 月～木 ・病棟にてオリエンテーションを受け、受け持ち患児を決定する。 ・患児の1日の流れを知り担当ナースと共に看護を行う。 ・受け持ち児の病態・疾病の経過・治療・予後などを理解し、病状に合わせた適切な看護を考える。 ・子どもと家族の思いや考えを把握する。親子関係を知る。 ・疾病と子どもの発達を関連づけて治療	1.1 週間は保育園にて実習する 1) 到達目標(1)(2)(3)に沿って健康児を通してその特徴を学ぶ 2) 初日オリエンテーションを受ける 3) 保育園の地域の中での目的と役割、保育方針、地域との連携等を理解する 4) 小児によりみられる感染症とその予防対策について理解する 2.1 週間は小児病棟にて実習する 1) 病棟にてオリエンテーションを受け、受け持ち患児を決定する 2) 患児の1日の流れを知り担当ナースと共に看護を行う 3) 観察・実施・評価を行う 4) まとめ・小児看護観をまとめる	

	や処置の援助に生かすよう考える。 ・病児の安全や院内感染の予防を考え日々配慮する。 ・病気のとらえ方、自己の在り方、生き方など子どもらしく前向きに受け止める力を支援し考える。 ◆2週目 金曜日 ・終了カンファレンスを行う。(病棟からの助言や指導を通して学んだこと、疑問や質問などを出し合い学びを深める。 ・病児、健常児との関わりからの学びや心に感じたことを小児の看護観としてまとめ提出する。 ・臨床指導者と教員とともに他者評価、自己評価を行う。		

42) ～45) 修正なし

46) 母性看護学実習

(修正内容)

- ①到達目標の修正
- ②教育内容の修正
- ③履修要件の修正

修正番号	新	旧	再補正理由
①	1.周産期にある女性の妊娠・分娩・産褥期の変化と経過を説明できる。 2.新生児の生理的特徴を理解し、胎外生活への適応がスムーズにできるように援助する。 3.周産期にある母子の経過とニーズに応じた看護過程を実践することができる。 4.周産期にある母子とその家族への継続的な援助の重要性を知り、母子保健に関する制度・社会資源・地域活動を理解し、継続的な支援を考えることができる。 5.専門職者として守るべき看護倫理について理解し、対象の権利と保護を踏まえ	1.母子を受け持ち、看護計画立案、実践、評価することができる。 2.受け持ち母子とその家族のウェルネスに向けた支援を行うために必要な援助技術を行なうことができる。 3.健全な母子関係を成立させるために必要な指導技術について実践を通して修得する。	

	<u>た援助ができる。</u>		
②	<u>(1) 産科病棟（褥室）、分娩室、新生児室、産科外来、NICU（GCU）、助産所で実習する。</u> <u>(2) 産科病棟（褥室）・新生児室実習では、1 組の母子を受け持ち、看護過程を用いた看護実践を行う。</u> <u>(3) 分娩見学では、分娩経過中の産婦を 1～2 名の学生で受け持ち、産婦に必要な基本的な看護を実施する。</u> <u>(4) 産科外来実習では、妊娠初期・中期・末期の妊婦健康診査を見学し、妊婦の腹囲・子宮底長の測定、レオポルド触診法、児心音測定を実施する。</u> <u>(5) 病棟、外来で行われている集団指導・個別指導の実際を学ぶ。</u> <u>(6) 助産所で 1 日実習を行い、地域母子保健の実際を学ぶ。</u> <u>以下実習の詳細を記述</u> <u>内容は省略</u>	実習方法 1) 実習期間は 2 週間とする。 2) 褥室、分娩室、新生児室、産科外来、助産所で実習を行なう。 3) 実習要項に基づき到達目標・行動目標をふまえて日々の課題に取り組む。 4) 毎週金曜日は学内実習とする。	
③	<u>基礎看護学実習Ⅱ、母性看護学概論、母性看護援助論Ⅰ、母性看護援助論Ⅱの単位を修得していること。</u>	母性看護学概論 母性看護援助論Ⅰ・Ⅱの単位を修得していること	

47) 修正なし

48) 精神看護学概論

(修正内容)

①教員の変更

②教育内容の変更

修正番号	新	旧	再補正理由
①	上條節子、 <u>藤川君江</u>	上條節子	教員追加
②	16 コマ	9 コマ	
	3 コマ～9 コマに以下を追加 <u>3. 人格と気質、知能、認知機能、感情など</u> <u>4. 自我と発達段階</u>		

	<u>5. 精神力動理論、漸成的発達理論、対象関係論、愛着理論、甘えの理論など</u> <u>6 危機理論とストレス理論、ストレスへの対処、心的外傷など.</u> <u>7. 家族と健康、家族療法など</u> <u>8. 集団と人間、グループプロセスなど</u> <u>9. 権利擁護と看護者の倫理、精神保健医療福祉の現状と課題</u>		

49) 精神看護援助論 I

(修正内容)

①教員の変更

修正番号	新	旧	再補正理由
①	<u>藤川君江</u> 、三沢緑	永石喜代子、三沢緑	教員変更

50) 精神看護援助論 II

(修正内容)

①教員の変更

修正番号	新	旧	再補正理由
①	<u>藤川君江</u> 、三沢緑	永石喜代子、三沢緑	教員変更

51) 精神看護学実習

(修正内容)

①教員の変更

②教育内容の修正

③履修要件の修正

修正番号	新	旧	再補正理由
①	<u>藤川君江</u> 、三沢緑	永石喜代子、三沢緑	教員変更
②	<u>1. 精神障害を持つ人を 1 名受け持ち、看護過程に沿った看護実践を行う。</u> <u>・精神看護実践に必要な情報を収集し、アセスメントを行い、看護過程を展開する。</u> <u>・精神症状と、それによる日常生活への影響、患者の困りごとや強み、健康な部分にも目を向ける。</u> <u>・患者－看護師関係における相互作業の意味を理解する。</u>	内容省略	

	2. 日々の看護計画や実践報告は、臨床指導者の指導を受けながら、看護問題やその援助方法を立案する。 3. 退院支援や社会資源の活用、継続ケアについて、病院及びデイケアでの取り組みに参加し、地域包括支援に関する多職種連携の実際を学ぶ。 4. 日々のカンファレンスで、一日の実習での学びや気づき、患者との関係における感情体験について共有する。 5. プロセスレコードの記述と検討を通して、患者との相互作用について考察し、対象の理解とともに自己への気づきを深める。 6. 日々カンファレンスを行う。日時の設定、依頼の仕方、セッティング、準備、司会、書記、運営は学生主体で行う。依頼から当日の運営まで、グループで協力し実施する。チームワーク、司会、運営の学びとなる。 7. 病棟で行われている治療プログラムやチーム医療のカンファレンスに参加する。 8. 精神障害を持つ人やその家族の尊厳を守り、人権やプライバシーに配慮する。 9. 2 週目にデイケアでの実習を 1 日行う。 2 週間分の実習内容を記載		
③	基礎看護学実習Ⅱ、精神看護学概論、精神看護援助論Ⅰ、精神看護援助論Ⅱの単位を修得していること。	実習に必要な講義や、演習が履修できていること。	

52) 地域精神保健学

(修正内容)

①教員の変更

修正番号	新	旧	再補正理由
①	上條節子、 <u>藤川君江</u>	上條節子	教員追加

53) 救急看護学

(修正内容)

①到達目標の修正

②教育内容の修正

修正番号	新	旧	再補正理由
①	1.<u>地域における救急体制とその仕組みが理解でき、その中での救急医療・看護の特徴と役割、現状について理解する。</u> 2.救急看護体制、一次、二次、三次救急医療体制の違いを知り、各体制の救急医療と看護展開が理解できる。 3.救急患者の特徴や生活状況が理解でき、観察・アセスメントから看護過程の展開について理解できる。 4.救急時の看護技術を習得し、説明・体得できる。 5.日常の暮らしの中で、救急時に備えた準備体制の重要性について他職種間で連携し、初期治療や連絡体制などがどのように整えられているか、モデル地域などを参考に皆で考えることができる。	1.救急医療・救急看護の特徴と役割、現状について理解する。 2.救急看護の対象者の特徴を理解する。 3.救急看護体制、一次、二次、三次救急医療体制の違いを知り、各体制の看護展開を説明できる。 4.救急患者の観察・アセスメントから看護過程を展開できる。 5.救急時の看護技術を習得し、説明・体得できる。	
②	16 コマ	9 コマ	
③	4 コマ～16 コマまでの授業内容を設定 4. <u>救急医療圏の区分やその対応とかわる他職種の役割</u> 5. <u>救急の内容や搬送の実際、受け入れ区分や役割、分担などの実際について</u> <u>その様な救急体制の中での看護の役割りや在り方について</u> 6. <u>第4章 救急患者の観察とアセスメント:状況確認と感染予防策全身の外観の観察 緊急検査、家族との連絡調整、説明など</u> <u>以下省略</u>	内容省略	

54) 災害看護学

(修正内容)

①到達目標

②教育内容

修正番号	新	旧	再補正理由
①	1.災害時の保健医療福祉における看護職の位置づけと役割の概要が理解できる。 2.災害看護の目的、対象、看護独自の機能が理解できる。 ①チーム医療における対人関係、被災者とのコミュニケーション ②トリアージについて ③看護ケアの実際について理解できる 3.被災地における倫理的対応・その重要性について説明できる。 4.<u>本科目の学びを本県や当地域に関連させて実態と課題が理解でき、臨地実習への学習課題が明確になる。</u>	1.災害時の保健医療福祉における看護職の位置づけと役割の概要が説明できる。 2.災害看護の目的、対象、看護独自の機能を説明できる ①チーム医療における対人関係、被災者とのコミュニケーション ②トリアージについて ③看護ケアの実際について説明できる 3.被災地における倫理的対応・その重要性について説明できる"	
②	16 コマ	9 コマ	
	2、4、5、6、7、8、10、13 コマに授業内容を追加 2. <u>第2章 B 災害医療の基礎知識 災害サイクル、職種間や組織間の連携、災害医療に関する法律・施策</u> 4. <u>第2章 D 災害サイクルに応じた活動現場別の災害看護：①急性期・亜急性期、救護所の立ち上げと傷病者の受け入れ、避難所の立ち上げなど</u> 5 5. <u>第3章 D 災害サイクルに応じた活動現場別（避難所、病院、仮設救護所など）の災害看護、活動現場における感染制御、トリアージの実際</u> 6. <u>第3章 D 災害サイクルに応じた活動現場別の災害看護：②慢性期・復興期</u> <u>③静穏期</u> 以下省略	授業内容省略	

55) 救急看護学実習

(修正内容)

①教育内容

修正番号	新	旧	再補正理由
①	<u>1. 松本市内の救急受け入れ病院（松本医療センター、松本市立病院、松本協立病院、相澤病院）の救急部、救急センター、ICU で実習する。</u> <u>2.救急外来時の看護を救急外来で学ぶ。</u> <u>1) 医師及び看護師の指導の下、問診・観察・検査・処置などに参加しながら、患者にとっての説明、声掛け、処置の説明など、そのケアの目的、重要性、看護の役割等の意味について学ぶ。</u> <u>2) 患者・家族の心理状態にも関心に向け、救急患者のメンタルケアの重要性を学ぶ。</u> <u>3)主訴や事故の状況から予測される病態や診断の特殊性を学ぶ。</u> <u>4)医療機関における自然災害等における救急搬送や処置を想定した対処の実践を学ぶ。</u> <u>3. 救急外来から HCU に収容された対象の看護を学ぶ。(急性期実習の HCU での学びを活かす)</u> <u>1) 患者に関する情報を、身体、精神、社会関係、時の流れの 4 点で整理し患者の全体像を把握する。</u> <u>2) 患者の身体状態を、主要機能の面から把握し、アセスメントする。</u> <u>3)患者に行われている治療の意味を理解する。</u> <u>4)患者の苦痛を推測し、緩和に努める。</u> <u>5) 患者の家族にも配慮し、必要なケア</u>	1.初動時の看護（救急外来） 1) 医師及び看護師の指導のもと、問診・観察・検査・処置などに参加しながら、患者にとってのそれらの目的、重要性、看護の役割等について学ぶ。 2) 患者・家族の心理状態にも関心に向け、救急患者のメンタルケアの重要性を学ぶ。 3) 主訴や事故の状況から予測される病態や診断の特殊性を学ぶ 4) 医療機関における山岳事故を想定した対策の実践を学ぶ 2.クリティカルケア（HCU での看護） 1) 患者に関する情報を、身体、こころ、社会関係、時の流れの 4 点で整理し、患者の全体像を把握する。 2) 患者の身体状態を、主要機能の面から把握し、アセスメントする。 3) 患者に行われている治療の意味を理解する。 4) 患者の苦痛を推測し、緩和に努める 5) 患者の家族にも配慮し、必要なケアを行う。	

	を行う。 以下月曜日～金曜日までの実習内容を記載 ◆月曜日 ・実習期間中の全体のオリエンテーション（大学側・受け入れ施設） ・病院・センターの構造、業務体制、役割概要について説明を受ける。 ・他職種連携の救急の場において看護職の果たす役割を理解する。 ◆火曜日から木曜日 ・地域の具体的救急体制の説明を受ける/指導者について実際に学ぶ。 ・地域の救急体制の重要性と抱える問題を考える。 ・他職種のカンファレンスに参加する。 ・受け持った患者の看護展開を1例まとめる。 ◆金曜日 ・まとめの会の準備をする。 ・各個人の到達目標ができたか、意見交換をする。 ・地域における救急看護体制の在り方や施策などの関する課題と解決方法など考えてレポートにまとめて提出する。		

56) 災害看護学実習

(修正内容)

①教育内容

修正番号	新	旧	再補正理由
①	<u>1. 災害発生時、災害対応や救護班の結成・派遣要請がかかる医療施設で実習する。</u> <u>(諏訪赤十字病院、相澤病院)</u> <u>2. 本県(当地域)における災害発生に伴って、連絡と対応の要請があるところから、準備、出動・出発、実際の救護活動、</u>	1) 災害発生時の基礎技術を学ぶ ① 多数傷病者発生時のトリアージ、応急救護演習 ② 限られた資源や環境での看護ケア(身体観察、保清ケアなど) ③ 患者の安全を守るとともに看護者である自己の安全を守る技術	

<u>最後の終結までの一連の過程の中における、看護の役割とその実際を模擬的にあるいは機会があれば実際に参加し、体験する。</u> <u>3. 毎日カンファレンスを行い、学びの所感を理論と関連させて表出し、また疑問、質問や実習への要望など伝え自主的、主体的な姿勢で礼儀正しく真摯な姿勢で話し合いをする。</u> 以下月曜日から金曜日までの実習内容を整理した ◆月曜日 ・施設の概要・特性と災害時における役割・依頼内容など、日頃からどのような準備体制と協定などが結ばれているかオリエンテーションを受ける。 ・その協定に伴って、日頃からどのようなハード面での準備態勢が整えられているか、またソフト面ではどのような訓練等の計画的プログラムが組まれているのか説明を受ける。 ◆火曜日から木曜日 <u>1.災害発生時の基礎技術を実際に学ぶ。</u> <u>① 多数傷病者発生時のトリアージ、応急救護演習。</u> <u>② 限られた資源や環境での看護ケア。</u> <u>(身体観察、保清ケアなど)</u> <u>③ 患者の安全を守るとともに看護者である自己の安全を守る技術。</u> <u>2.災害が被災者の身体、こころ、社会面におよぼす影響を考える。</u> <u>① 市町村や医療機関等が主催する自然災害を想定した防災訓練に参加する。</u> <u>② 自然災害の被災者や関係者から直接話を聞く。</u>	2) 災害が被災者の身体、こころ、社会面におよぼす影響を考える。 ① 市町村や医療機関等が主催する自然災害を想定した防災訓練に参加する。 ② 自然災害の被災者や関係者から直接話を聞く。 3) 病院における災害時の看護の役割と機能の実際を学ぶ ① 災害時の地域における医療施設の役割や機能について考究する。 ② 被災を想定した医療施設での初動体制や管理体制の実際について説明を受ける（傷病者受け入れや災害派遣体制、患者の避難方法や避難場所など）。 ③ ライフラインや医療機材など“物的”な備えについて説明を受ける。 ④ “災害時の情報”の伝達や患者カルテの管理の実際。 4) 上記 1) ～3) を踏まえて、災害時の看護の専門性と自己の心構えを深める。	

	3.病院における災害時の看護の役割と機能の実際を学ぶ。 ① 災害時の地域における医療施設の役割や機能について考究する。 ② 被災を想定した医療施設での初動体制や管理体制の実際について説明を受ける。 (傷病者受け入れや災害派遣体制、患者の避難方法や避難場所など) ③ ライフラインや医療機材など“物的”な備えについて説明を受ける。 ④ “災害時の情報”の伝達や患者カルテの管理の実際を学ぶ。 ◆金曜日 ・最終日には、実習期間中の学びから、地域の災害状況を踏まえ、学生の考えやアイデアなど、テーマを決めて深く追及した成果を発表する。 ・発表の中では活発な意見交換を行いまた現場からの卓越した考えや体験なども伺う。 ・発表会の場所、招待の連絡、必要物品を依頼あるいは持ち込みか、資料等、また司会・進行についても学生主体で行う。		

57) ～59) 修正なし

60) 多職種連携実習

(修正内容)

①教育内容

修正番号	新	旧	再補正理由
①	月曜日から金曜日までの実習を整理 ◆月曜日 ・オリエンテーション(実習期間全体について) ・施設の構造、業務体制(看護・介護)、相談者の生活像、施設の概要について説	1.臨地実習指導者から、地域連携・協働やネットワークについて説明を受ける。 2.施設の構造、業務体制(看護・介護)、相談者の生活像、施設の概要を知る。	

明を受ける。 ・センターの役割と機能について説明を受ける。 ◆火曜日、水曜日 ・地域における具体的な支援体制の説明を受ける。 ・多職種で行う話し合いの場に参加する。 ・高齢者やその家族を支えている実際の話し合いの中に加わり、学生としての考えを述べてみる。 ・センターとして地域の中で抱える課題を整理し明確にする。 ・課題解決に向けて、どのように多職種が協働して取り組んでいるかを知る。 ・センターの活動が地域にどのように受け入れられ、保健・医療・福祉の連携・協働のもと、人々が健康で生活することに生かされているかの実際を学ぶ。 ◆木曜日 ・地域包括支援センターの事業（介護予防教室など）を見学し、高齢者本人・家族等からの相談に同席の了解を得て参加し、看護の実際を学ぶ。 ・午後から、明日の合同カンファレンス（まとめ）の報告会の準備を行う。 ◆金曜日 ・午前は、午後の報告会の準備を行う。 ・午後は、到達目標を踏まえ地域連携と在宅看護の課題を明確にし、その解決方法について学生として考えたことを発表する。 ・皆で意見交換をする。	3.地域包括支援センターの事業（介護予防教室など）を見学し、高齢者本人・家族等からの相談を通して看護の実際を学ぶ。 4.多職種で行う話し合いの場に参加し、地域課題の把握方法や保健・医療・福祉の連携・協働の実際を学ぶ。 5.実習最終日（学内）に、自己学習課題およびグループでの課題や実習全般での学びを共有し考えを深める。	

61) ～62) 修正なし

63) 公衆衛生看護学活動論 I
(修正内容)

①履修要件

修正番号	新	旧	再補正理由
①	<u>公衆衛生看護学概論の単位を修得していること。</u>	追加	

64) ～66) 修正なし

67) 公衆衛生看護学実習 I

(修正内容)

①到達目標の修正

②教育内容の修正

修正番号	新	旧	再補正理由
①	1.市町村の社会資源について説明でき、<u>地区アセスメントの方法を習得する。</u> 2.地域に住む人々の健康状態や、各ライフステージにあわせた保健活動が説明でき、<u>保健事業の実践方法を習得する。</u> 3.保健センター事業に参画し、住民の健康保持増進の視点から保健事業の意義を<u>述べられる。</u> 4.実習体験を通して、公衆衛生看護における看護職の役割が述べられる。	1.市町村の社会資源について説明できる。 2.地域に住む人々の健康状態が説明できる。 3.各ライフステージにあわせた保健活動が説明できる。 4.保健センター事業に参画し、住民の健康保持増進の視点から保健事業の意義が考えられる。 5.実習体験を通して、公衆衛生看護における看護職の役割が述べられる。	
②	1. <u>実習場所：市町村保健センター（7市町村）で実習する。</u> 2. <u>保健事業に参画し、各ライフステージにおける利用者や職員から聞き取りをする。</u> 3. <u>2の体験をもとに事業のあり方について検討会にて意見交換をする。</u> 4. <u>地区のアセスメントシートを作成する。</u> <u>以降2週間分の曜日ごとの実習内容を整理した。</u> ◆ <u>1週目 月曜日</u> <u>・事前学習の提出と説明（実習市町村の</u>	1.実習場所 <u>1) 保健センター</u> 2.教育内容 <u>1) 市町村の保健センターの概要や地域課題や事業計画について説明を受ける。</u> <u>2) 保健事業に参画し、各ライフステージにおける利用者や職員から聞き取りをする。</u> <u>3) 2)の体験をもとに、事業のあり方について検討会を持つ。</u> <u>4) 地区のアセスメントシートを作成する。</u>	

	社会資源の資料の提出/保健事業と法的根拠の確説明/介護保険の説明と作成資料の提出)。 ・オリエンテーション（実習期間全体について）。 ・実習市町村で地区診断（社会資源）の発表を行い指導者から意見をもらう。 ◆1週目火曜日 ・市町村保健センターの概要（組織、財源含む）について説明を受ける。 ・実習市町村の地域課題、事業計画について説明を受ける。 ・説明から地域課題と各ライフステージに合わせた保健活動についてグループでまとめる。 ◆1週目水曜日から金曜日 ・ライフステージ毎の保健事業に参加する。 ・保健事業に参加し、保健事業の実際を知る。 ・保健事業の利用者から参加の理由や健康についての考えを聞き取る。 ・保健事業に携わっている保健師以外の多職種の種類と役割を知る。 ・保健事業を担当している保健師から目的や必要性を聞き取り、事業の意義を考える。 ・保健事業と地域とのネットワークの関連を知る。 ・来週参加する事業で一部分実践する内容を決め準備する。 ・地区アセスメントの内容を深めるために参加した事業を参考に、母子・成人・高齢者のどれを対象にするか検討する。 ◆2週日月曜日から水曜日 ・保健事業に参加し一部分を実践する。 ・実践した内容を振り返る。 ・健康課題を把握し、実際の保健事業と	5) 報告会にて実習での学びを共有する。	

	<u>の関連を考える。</u> ・保健事業のあり方（内容やスタッフなど）についてグループで意見交換する。 ・市町村における保健師の役割を考える。 ◆2週目木曜日 ・明日の報告会の準備をする。 ①最初に行った地区診断と母子・成人・高齢者の一つを対象に地区アセスメントをグループで作成する。 ②各々で学べたことをまとめる。 ◆2週目金曜日 ・実習市町村で地区アセスメントの発表を行う。 ・学んだことの発表を行い共有する。 ・意見交換をする。 ・終了の挨拶等まとめ、個人面接、記録の整理をする。		

68) 公衆衛生看護学実習Ⅱ

(修正内容)

- ①到達目標の修正
- ②事前事後学習
- ③教育内容の修正

修正番号	新	旧	再補正理由
①	1.保健所の組織、活動体制、各課の業務、各専門職の機能と役割を<u>理解し、保健所の特性が述べられる。</u> 2.専門的・広域的な保健サービス（難病ケア、感染症管理・対策等）の実態を<u>理解し、健康課題を明らかにできる。</u> 3.保健所事業に参画し、専門的・広域的な保健サービスの視点から保健事業の意義を考え、<u>保健事業に必要な知識、技術、態度を養い実践することができる。</u> 4.保健所保健師が行う健康危機管理の方策を<u>述べられる。</u> 5.実習体験を通して、保健所保健師の役	1.保健所の組織、活動体制、各課の業務、各専門職の機能と役割を説明できる。 2.専門的・広域的な保健サービス（難病ケア、感染症管理・対策等）の実態を説明できる。 3.保健所事業に参画し、専門的・広域的な保健サービスの視点から保健事業の意義が考えられる。 4.保健所保健師が行う健康危機管理の方策を説明できる。 5.実習体験を通して、保健所保健師の役割が述べられる。	

	割が述べられる。 6.広域圏の地域特性を踏まえて地区診断の方法を習得し発表できる。	6.広域圏の地域特性を踏まえて地区診断が発表できる。	
②	◆事前学習 地区診断の学びを整理しておく。 国民衛生の動向や各種資料を用いて保健所の役割・機能をまとめておく。 ◆事後学習 <u>実習を振り返り、保健所保健師の役割・機能を整理する</u>	地区診断の学びを整理しておく。 国民衛生の動向や各種資料を用いて保健所の役割・機能をまとめておく。	
③	1. <u>実習場所 保健福祉事務所（3ヶ所）で実習する。</u> 2. <u>保健所(健康福祉センター)で行われている公衆衛生活動に参画し、対象者や職員から聞き取りをする。</u> 3. <u>保健所保健師が行う保健事業に参画し、専門的・広域的な保健サービスについて対象者や職員から聞き取りをする。</u> 4. <u>保健所で行われている健康危機管理について理解する。</u> 5. <u>1～4の結果をもとに検討会を行い、意見交換する。</u> 6. <u>広域圏の地域特性をまとめ、報告会を行い学びを共有する。</u> 以降月曜日から金曜日までの実習内容を整理した。 ◆月曜日 (午前) ・事前学習でグループで作成した保健所管内の地区診断を報告する。 ・オリエンテーション：保健所の組織、各課の業務、地域の課題、事業計画について説明を受ける。 ・地域診断に必要な不足している地域の情報を既存の資料と保健師や保健所の職員からの聞き取りにより収集する。 (午後)	1.実習場所 保健福祉事務所で実習を行う。 2.実習項目 ①保健所の概要や地域課題、事業計画等について説明を受ける。 ②保健所で行われている公衆衛生活動に参画し、対象者や職員から聞き取りをする。 ③保健所保健師が行う保健事業に参画し、専門的・広域的な保健サービスについて対象者や職員から聞き取りをする。 ④保健所で行われている健康危機管理について説明を受ける。 ⑤①～④の体験をもとに保健所の活動について検討会を持つ。 ⑥広域圏の地域特性をまとめる。 ⑦報告会にて実習の学びを共有する。	

	・保健所の公衆衛生活動に参加し、事業の概要を知る。 ◆火曜日から木曜日 ・専門的・広域的な保健サービス（難病ケア、結核等の感染症管理、対策、精神保健）において保健師が行う健康相談、家庭訪問、事例検討会等に同行し、保健事業の目的、内容を学ぶ。 ・保健事業の対象者や職員から活動内容について聞き取りをし、健康課題を考える。また、保健師の専門的、広域的な役割を考える。 ・参画した保健事業の分析、評価をPDCA サイクルに基づいて実施する。 ◆金曜日 （午前） ・実習保健所の管轄する広域圏の地域特性についてまとめたものと、実習での学びについて報告会を行い、学生間で共有し、皆と意見交換する。 （午後） ・学内にて個人面接、記録の整理をする。		

69) 公衆衛生看護管理実習

（修正内容）

①到達目標の修正

②教育内容の修正

修正番号	新	旧	再補正理由
①	1.公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱを基に地域健康課題が設定でき、<u>事業化、施策化が提言できる。</u> 2.実習市町村のソーシャルキャピタル（社会関係資本）<u>を理解し、その効果と保健師の役割を述べられる。</u> 3.地域健康課題を踏まえ、取り組む方策の理解を深める。その中で実習期間で取り組める活動計画（健康教育・健康相談）	1.公衆衛生看護実習Ⅰ・Ⅱを基に地域健康課題が設定できる。 2.実習市町村のソーシャルキャピタル（社会関係資本）が述べられる。 3.地域健康課題を踏まえ、取り組む方策の理解を深める。その中で実習期間でとりくめる活動計画が作成できる。	

	<u>を作成し実践できる。</u> <u>4.対象に合わせた家庭訪問による支援を計画し、支援に必要な知識、技術、態度を習得する。</u> <u>5.取り組んだ保健師活動について、PDCA サイクルに基づいた計画・実施・評価ができる。</u> <u>6.地域で行われている保健活動についてPDCA サイクルにあわせて分析できる。</u> <u>7.実習体験を通して、今後の公衆衛生看護活動における保健師の役割が述べられる。</u>	4.対象に合わせた家庭訪問による支援の意義を説明できる。 5.取り組んだ保健師活動について、計画・実施・評価ができる。 6.地域で行われている保健活動についてPDCA サイクルにあわせて分析できる。 7.実習体験を通して、今後の公衆衛生看護活動における保健師の役割が述べられる。	
②	<u>1. 実習場所：市町村保健センターで実習する。</u> <u>2. 地区診断報告をする。</u> <u>3. 地域健康課題に基づいて、公衆衛生看護管理実習の活動計画を教員・指導者の下で作成する。</u> <u>4. 保健師が行う保健事業に参画する。</u> <u>5. 健康教育・健康相談については、計画・実施・評価を行う。</u> <u>以下曜日ごとの実習内容を整備した。</u> ◆ 1 週日月曜日 <u>・ 公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱを基に地区診断を整理し実習市町村に報告する。</u> <u>・実習参加する保健事業の説明を受ける。</u> <u>・実習参加する保健事業から取り組める保健事業の実践活動計画をたてる。健康教育・健康相談等。</u> ◆ 1 週目火曜日から金曜日 <u>・ 保健事業の参加者から健康への意識や生活状況をインタビューする。</u> <u>・ 得られた情報から住民の生活と健康との関連を考察する。</u> <u>・ 得られた情報から住民の健康と保健事業に対する意識を考察する。</u>	1.実習場所 1) 保健センター 2.教育内容 1) 地区診断報告をする。 2) 地域健康課題に基づいて、公衆衛生看護管理実習の活動計画を教員・指導者の下で作成する。 3) 保健師が行う保健事業に参画する。 4) インタビューを行い、得られた内容から住民の健康に対する意識と保健事業に対する意識を考察する。 5) 家庭訪問をするにあたっては、ねらいを定め、実施後は今後の方向性について検討する。 6) 健康教育・健康相談については、計画・実施・評価を行う。 7) 体験をもとに、公衆衛生看護活動について日々カンファレンスを行う。 8) 今後の公衆衛生看護活動における保健師の役割を考察する。	

	・活動計画を立案し、指導者からの意見を聞き実践する準備をする。 ・活動計画を実施し、活動計画の評価をする（PDCA サイクルに基づいて実施）。 ・家庭訪問の見学をする。 ・見学した家庭訪問から訪問の内容、保健指導について理解する。 ・家庭訪問の計画、準備をする。 ・家庭訪問を実践し今後の方向性を考え、実施した家庭訪問の評価をする。 ・実習期間内に家庭訪問や健康教育・健康相談ができる場合には、次の実習内容の事前準備等を行う。 ◆ 2 週日月曜日から木曜日 ・先週に健康教育・健康相談・家庭訪問が実践できなかった学生は実践する。 ・保健事業を通して他職種、他機関の役割を知り、他職種・他機関とどのように連携しているかを学ぶ。 ・実習市町村の地区担当制と保健事業の分担について説明を受ける。 ・地区の人々の特徴やつながりについて地区担当保健師から説明を受ける。 ・地域のソーシャルキャピタル（住民との協働）を働きかける保健事業があれば参加する。 ・体験をもとに、公衆衛生看護活動について日々カンファレンスを行う。 ・実習の進捗状況にあわせて学内まとめを行う。 ◆ 2 週目金曜日 ・午前：実習市町村で学びを報告し意見交換する。 ・午後：学内にて個人面接、記録の整理をする。		

70) ～72) 修正なし

73) 在宅看護学実習

(修正内容)

①到達目標の修正

②事前事後学習の修正

③教育内容の修正

修正番号	新	旧	再補正理由
①	1.支援者の健康状態と生活状況を記載できる。 2.在宅療養者と意思疎通を図ることができる。 3.在宅療養者・家族の健康上のニーズを把握し、看護計画が立案できる。 4.指導の下で在宅療養者に求められる看護を実践できる。 5.在宅療養者・家族の健康と生活を支える社会資源 <u>(保健センターの事業など)</u> が説明できる。	1.訪問時は基本的なマナーに配慮することができる。 2.対象者の健康状態と生活環境を把握できる。 3.対象者の生活を支える社会資源が説明できる。 4.訪問看護ステーションの機能と役割を説明できる。	
②	◆事後学習 1.事後のグループ討議では、自分の考えを積極的かつ主体的に発言できるよう準備しておく。 2.実習を振り返り、学んだことを自分の考えを含めてまとめ、期限までにレポート提出する。 3.実習終了後は、今後の自己の課題を明らかにし、実習記録にポートフォリオして期限には提出する。	事後学習を追加	
③	<u>1.訪問看護ステーション及び保健センターにて実習を行う。</u> <u>2.訪問看護ステーションで実施している訪問看護へ同行し、担当看護師の指導のもと、生活の場での療養の援助の実際を学び、可能な範囲で実践する。</u> <u>3.訪問看護同行のうち、1 カ所は継続訪</u>	1.訪問看護ステーション及び保健センターにて実習を行う 2.訪問看護ステーションで実施している訪問看護へ同行し、担当看護師の指導のもと、生活の場での療養の援助の実際を学び、可能な範囲で	

問とし、訪問看護計画を立案し同行する看護師と共に実践し、評価・修正を行う。 <u>4.多職種の連携やケースカンファレンスなどに積極的に参加し、これらを通して在宅療養とその支援について理解を深める。</u> <u>5.公衆衛生の中心機関である保健センターの役割を学び、健康レベル及び集団特性に応じた支援方法を理解する。</u> 以下 曜日ごとの実習内容を整理した。 ◆1 週日月曜日 ・オリエンテーション <u>①実習期間全体の流れについて及び実習施設のオリエンテーションを受ける。</u> <u>②その地域特性と地域にある訪問看護ステーションの活動の実際について説明を受ける。</u> <u>③実習の中で何を学びたいか明確に考えてきたことを記述発表する。</u> ◆1 週日火曜日 ・訪問看護へ同行し、担当訪問看護師の訪問看護の一日を知る。 ◆1 週日水曜日 ・ケースを決定し、在宅療養者の思いを知る。 ・生活の場での療養の援助の実際を学び、可能な範囲で実践する。 ・必要時または随時カンファレンス①を行う ◆1 週日木曜日から金曜日 ・ケースの情報確認、アセスメントからの課題抽出を行う。各家庭の介護の工夫を知る。 ・ケースの看護計画立案し、介護の実際の負担を理解する。 ・中間カンファレンス②：各家庭における介護状況やその負担状況に対し看護援	実践する。 3.訪問看護同行のうち、1カ所は継続訪問とし、訪問看護計画を立案し同行する看護師と共に実践し、評価・修正を行う 4.多職種の連携やケースカンファレンスなどに積極的に参加し、これらを通して在宅療養とその支援について理解を深める。 5.公衆衛生の中心機関である保健センターの役割を学び、健康レベル及び集団特性に応じた支援方法を理解する	

	助を考える。 ◆2週日月曜日 ・ケースの不足情報の収集及び同行する看護師の指導を受けながら看護実践を行う。 ・多職種との連携の実際を知る。 ◆2週日火曜日 ・ケースの実践に対する評価・修正を行う。 ・カンファレンス③：ケースカンファレンスおよび訪問看護実習のまとめ ◆2週日水曜日 ・オリエンテーション：保健センターの組織、役割、活動、関係する職種、地域の課題など。 ・参加事業の見学をして地域の保健事業の実際を知る。 ◆2週日木曜日 ・保健センターの役割を学び、健康レベル及び集団特性に応じた支援方法を理解する。 ・センターの支援の事業などの部分的援助を行う。 ・まとめのカンファレンス：地域における保健センターの活動状況から課題やその解決などについて学生の考えを出して話し合う。 ◆2週日金曜日 ・実習終了カンファレンス：地域における多職種連携、在宅看護について、学んだこと、考えたこと、課題と解決策など、実習目的目標に対し、まとめを行う。		

74) 家族看護学

(修正内容)

①教員の交代

修正番号	新	旧	再補正理由

①	百瀬ちどり・横山芳子・黒澤多美子・ <u>内藤美智子</u>	百瀬ちどり・横山芳子・木村久枝・黒澤多美子	教員の変更 木村→内藤

75) 統合実習

(修正内容)

①教員の変更

②教育内容の修正

修正番号	新	旧	再補正理由
①	小林(た)・今井・金子・○百瀬・原岡・鮎川・小林(由)・ <u>藤川</u> ・関永・葛西・横山・山下・○近藤・三沢・垣内・塩澤・奥原・木村・倉科・清沢・黒澤・畔上・五十嵐・牛山	小林(た)・金子・今井・鮎川・○百瀬・関永・原岡・永石・小林(由)・葛西・横山・山下・垣内・○近藤・木村・三沢・塩澤・奥原・倉科・牛山・畔上・黒澤・五十嵐・清沢	教員の変更 永石→藤川
②	<u>1.学生の持っている課題など確認し、実習領域や場所、施設等できるだけ学生の希望に沿うことを原則とする。</u> <u>2.病棟の看護チームの一員として活動することを前提にしながら、看護を実践する。</u> <u>3.カンファレンスは毎日学生主導で行う。臨床指導者や担当教員等にも必ず連絡し参加を依頼する。</u> 以下曜日ごとの実習内容を整備した。 ◆1週日月曜日 <u>オリエンテーション（施設管理者、病棟管理者より特性を踏まえ講義を受ける）</u> <u>・午前：看護部長や教育師長より施設特性を踏まえた看護管理の実際について</u> <u>・午後：病棟師長や副師長より病棟特性に応じた病棟管理・患者管理について</u> ◆1週日火曜日 <u>・24時間看護展開をするために、どのように工夫されているかの説明を受ける。</u> <u>・実際の看護チームの個々の役割について説明を受ける。</u> <u>・メンバー・リーダーの役割と業務展開</u>	1.既習の講義・演習・実習から、考えられる学習課題や更に専門性を深めたい知識や技術、実習領域、実習場所を選択する。学生の希望に沿い、成人看護学、精神看護学、母性看護学、小児看護学、在宅看護学の領域のうち、いずれかの領域で実習を行う。 2.病棟の看護チームの一員として看護を実践する。 3.複数の患者を受け持ち、多重課題に直面した際の意思決定を行う。 4.問題解決方法など、看護ケアのマネジメントについて学ぶ。 5.日勤業務の時間帯にチームリーダーやスタッフへの参与観察を行い、それぞれの立場における役割を理解する。	

	について説明を受けメンバーを体験する。 ◆1週目水曜日から2週日月曜日 ・複数患者を受け持ち、多重課題に直面した際の意思決定を考えるための受け持ち患者あるいは多床室を決定する。 ・情報収集し、患者個々の治療過程の中で多重課題になるかどうかを検討する。 ・その多重課題の解決を、根拠をもって考え、実践可能か検討する。 ・臨床現場の中で実践させてもらう。 ・実施後適切であったか振り返りを行い、多重課題の対応の原則を理解する。 ◆2週目火曜日 ・リーダーに付き、リーダー業務の役割と業務展開について説明を受け体験する。 ◆2週目水曜日 ・特殊な勤務の仕方やワークライフバランスについて説明を受けシャドーイングで勤務の仕方を知る。 ◆2週目木曜日 ・終了カンファレンスを行う。 ・プレゼンテーションの準備を行う。 ◆2週目金曜日 ・統合実習としての体験から学びえたことについてテーマをつけ、最後のまとめとなる意味を込めたプレゼンテーションを行う。 ・報告の場所、招待の連絡、資料等、また司会・進行についても学生主体で行う。		

76) 卒業研究

(修正内容)

①教員の変更

修正番号	新	旧	再補正理由

①	○小林(た)・今井・金子・百瀬・原岡・ 鮎川・小林(由)・ <u>藤川</u> ・関永・葛西・横 山・山下・近藤・三沢・垣内・塩澤・奥 原	○小林(た)・金子・今井・鮎川・ 百瀬・関永・原岡・永石・小林(由)・ 葛西・横山・山下・垣内・近藤・ 三沢・塩澤・奥原	教員の変更 永石→藤川

審査意見への対応を記載した書類（3月）

（目次） 看護学部 看護学科

1. ＜養成しようとする人材像が不明確＞

養成する人材像とディプロマ・ポリシーをつなぐための「教育目標」について説明があるが、養成する人材像と「教育目標」の関係が不明であるため、養成する人材像を踏まえたディプロマ・ポリシーが設定されているか不明である。このため、養成する人材像について明確に説明するとともに、3つのポリシーが整合していることを改めて説明すること。

（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p4

2. ＜学生確保の見通しが不明確＞

学生確保の見通しについて、以下の点が不明確であることから、明確に説明すること。

（1）既設の看護学科の志願者倍率を踏まえて学生確保の見通しを説明しているが、各年度の入学定員充足率を見ると、入学定員未充足の年も散見される。また、短期大学と四年制大学の人材需要の違いを踏まえた学生確保の見通しに係る分析もなされていないため、その妥当性が判断できない。短期大学と四年制大学の人材需要の違いを踏まえた上で、改めて学生確保の見通しについて明確に説明すること。

（2）第三者機関におけるアンケート調査では、169名の受験希望者に対して180名の進学希望者があり、調査目的が高校2年制の進学意向調査であるにも関わらず、アンケートの設問では学年について確認する質問項目があるなど、信ぴょう性に疑義があり、単年度の調査結果であるかも不明瞭であるため、長期的な学生確保の見通しが示されているか不明確である。客観的根拠を示しつつ、本学として長期的かつ安定的に学生が確保できることを明確に説明すること。

（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p26

3. ＜人材需要の見通しが不明確＞

地域における訪問看護師の需要が不明確であるため、本学の人材が長期的な需要の見通しがあるか客観的根拠も示しつつ具体的に説明すること。

（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p47

4. ＜教育課程の配置が不明確＞

教育課程について、どのような考え方で授業科目が配置されているのか不明確であるため、以下の点を踏まえて、具体的に説明すること。

（1）ディプロマ・ポリシーにおいて「（1）多様な人々との関係を成立・発展できる能力」を掲げ、これに対応する科目として、語学科目やコミュニケーション関連科目を配置しているが、本学のいう「多様な人々」の趣旨が不明確であり、これらの科目で、ここに掲げられた能力を身に付けさせることができるのか判断することができない。ディプロマ・ポリシーの内容を具体的に記述するとともに、より幅広く学修できるよう科目を設定すること。

（2）ディプロマ・ポリシーにおいて「（3）地域貢献力と多職種連携能力」を掲げ、これに対応する

科目として、公衆衛生看護学系、救急・災害看護学系や在宅看護学系の科目を配置しているが、これらの科目の多くが選択科目として設定されており、ここに掲げられた能力を身に付けさせることができるのか判断することができない。

(是正事項)・・ p50

5. <シラバスが不明確>

各回の教育内容が適切に示されていない科目や、成績評価方法に出席が加味されている科目、参考書に履修要件の説明がある科目など不備が散見されるため、網羅的に確認を行い、適切に改めること。

(是正事項)・・ p55

6. <実習の実施計画が不十分>

実習の実施計画が不明確であるため、以下の点を踏まえ、適切な実習が実施される計画であることを具体的に説明すること。

- (1) 実習指導教員と実習担当教員の定義が不明確である。
- (2) 実習指導教員に助手と非常勤実習助手を配置するとのことだが、それぞれの助手がどの実習に配置されるのか不明確である。
- (3) 「教授・准教授が受け持つ実習に関しては必ず助手を配置する」とのことだが、必ずしも配置されていないように見受けられる。
- (4) 「実習担当教員別授業と実習計画」において、実習と講義スケジュールが重なっており、適切に巡回指導ができるか不明確である。
- (5) 実習先との連携体制について、具体的な協議を行う時期や回数、実習中の連絡体制が不明である。
- (6) 各実習は評価表に基づく総合評価を行うとのことだが、評価表が示されていない。
- (7) 4年次に設定された「公衆衛生看護学実習」「在宅看護学実習」「救急・災害看護学実習」について、1学年70名であるにもかかわらず、教科ごとの上限数がそれぞれ20～25名と設定されており、学生の選択に応じて適切に受け入れることができるかが不明確である。

(是正事項)・・ p89

7. <教員組織の将来構想が不明確>

教員の年齢構成が高齢に偏っていることから、教育研究の継続性や実習の巡回指導への配慮などを踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。

(是正事項)・・ p108

8. <施設・設備の整備計画が不明確>

既設の短期大学の校舎に加えて、新たに校舎を建設して、講義室や実習室等を追加で整備するとのことだが、短期大学から4年制の大学になる上で、本学の教育目的を達成するために必要となる施設・設備が適切に整備される計画となっているか不明確であることから、本学の施設・設備の整備計画の適正性について明確に説明すること。

(是正事項)・・ p115

9. <施設の使用計画が不明確>

既設の短期大学と本学の授業を実施する教員や、短期大学と本学の両方で使用する施設について、開設初年度から完成年度までの時間割を示して、施設の使用計画を明らかにした上で、学生に不利益が生じないことを明確にすること。

(是正事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p121

10. <図書館の整備計画が不明確>

図書館の整備計画が不明確であるため、以下の点について明らかにすること。

(1) 図書館の閲覧室の有無や閲覧席数など、図書館が有する機能が不明なため、具体的に説明すること。

(2) 図書の整備計画が抽象的な説明にとどまっているため、整備する時期や学術雑誌等の内訳を示しつつ、教育研究に支障がないことを明らかにすること。その際、基本計画書と設置の趣旨で説明のある冊数が一致していないため、適切に改めること。

(是正事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p125

11. <ファカルティ・ディベロップメントの実施体制等が不明確>

ファカルティ・ディベロップメントの実施方法が抽象的な内容にとどまっているため、委員会の実施体制や取組内容、開催頻度等を明確にすること。

(是正事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p130

12. <留学生の受入れ方針が不明確>

留学生の入学を予定しているか明らかにし、予定している場合には、留学生の日本語能力や経費支弁能力等の資格要件の確認方法について説明し、入学後の履修指導や生活指導等に対する配慮についても明らかにすること。

(是正事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p134

13. <書類不備>

書類の誤字が散見されるため、補正申請の際に確認を行い適切に改めること。

(是正事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p137

1. <養成しようとする人材像が不明確>

養成する人材像とディプロマ・ポリシーをつなぐための「教育目標」について説明があるが、養成する人材像と「教育目標」の関係が不明であるため、養成する人材像を踏まえたディプロマ・ポリシーが設定されているか不明である。このため、養成する人材像について明確に説明するとともに、3つのポリシーが整合していることを改めて説明すること。

(対応)

今般の審査意見での指摘を踏まえ下記の通り、説明を行う。

第一に、「養成する人材像について明確に説明するように」との指摘を受け、養成する人材像を策定するに至った経緯と、養成する人材像を掘り下げ、内包される能力として「人間性」「看護実践」「地域貢献」を3つの柱として策定したため、その説明を行う。

第二に、「養成する人材像と「教育目標」の関係が不明であるため、養成する人材像を踏まえたディプロマ・ポリシーが設定されているか不明である」との指摘を受け、養成する人材像に内包される3つの柱である「人間性」「看護実践」「地域貢献」を中心に養成する人材像とディプロマ・ポリシーの繋がりについて説明を行う。また、「3つのポリシーが整合していることを改めて説明すること」との指摘がある点から、ディプロマ・ポリシーを中心に3つのポリシーが整合していることを教育課程も踏まえて説明を行う。なお、教育目標に関しては、大学基準協会によって示されている「目的」において明確にされた教育研究等の方向性に実践上のさらなる具体性を与え、行動指針として活用するために設定するものである。」との趣旨を踏まえ策定を行ったが、①今般の審査意見を踏まえ、策定した「養成する人材像に内包される3つの柱」がその機能を代替できている点、②策定した教育目標の内容がディプロマ・ポリシーに近い内容となっているため、開学した際に混同してしまう可能性がある点。以上の2点から教育目標を説明から削除した。

(説明)

1. 養成する人材像の策定に至った経緯

松本看護大学の設置を検討するにあたり、本学が立地する松本市を中心とした、中信地区の代表的な病院（信州大学医学部附属病院、松本市立病院、国立病院機構まつもと医療センター、相澤病院、丸の内病院、松本協立病院）、及び松本市健康福祉部、松本市内にある高等学校（松本県ヶ丘高校、松本蟻ヶ崎高校、松本美須ヶ丘高校）にヒアリング調査を実施した。調査期間は平成31年2月下旬から3月下旬である。ヒアリング内容は病院に対しては「5年先、10年先を見据えてどのような看護師が必要になるか」「現在看護師は充足しているのか」「高等教育機関に期待する教育について」等であり、主として看護部長及び看護管理者にご協力いただいた。松本市健康福祉部に対しては「松本市内の現状と課題について」であり、医療を管轄する部署の部課長にご協力いただいた。高等学校に対しては「看護系の教育機関に進学を希望する高校生の意識がどのようになっているのか」であり、進路指導主事にご協力いただいた。ヒアリングの結果は以下の通りであった。

- 1) 相次ぐ医療制度の改革により、病院での在院日数が大幅に短縮され、今後は在宅での看護が重要な位置づけになるため、将来在宅看護を担える看護師を養成してほしい。
- 2) 在宅では主体的に判断する能力が求められるが、病院等の臨床現場でも医師の指示待ちではなく、主体的に考え判断する能力が必要になる。大学では主体的に考え、行動する習慣を身に着けた看護職を育ててほしい。
- 3) 新卒の看護師には一定の知識はあるものの、看護の対象者やご家族と接する力が不足している。敬意をもって接する力、信頼関係を構築できる力を育てて欲しい。
- 4) 医療は急速に進歩し、制度も頻繁に改正されるため、学び続ける姿勢が必要となる。
- 5) 4年制の大学では、看護の専門性だけでなく、様々な医療関係者と協働し、その中でリーダーシップを発揮するマネジメント力、人間力を養成してほしい。こうした能力は在宅看護では特に必要となる。
- 6) 看護の現場においては自ら課題を発見し、解決策を提案し、実行できる力が必要となる。
- 7) 松本市を中心とした中信地区の看護系大学は信州大学医学部保健学科のみで、信州大学は国立大学であり、学生の3/4は県外出身者である。そのため、採用しても将来的には地元に戻り、定着せず、慢性的に看護師が不足している。
- 8) 長野県では近年、風水害、地震、火山等の自然災害の発生頻度が高まっている。長野県は日本アルプスの玄関口であり、自然災害の被害者への対応、頻発する山岳事故等の対応ができる看護職者を養成して欲しい。
- 9) 長野県の平均寿命は男女ともに日本でトップクラスである。これは保健師・保健指導員といった人たちが地道に減塩運動などの活動をした結果であった。しかし、長野県の健康を支えてきた保健師は高齢化し、特に周辺の町村の保健センターでは、保健師が集まらず、保健師の高齢化に伴い若い世代の力が求められている。
- 10) 進学校では、看護師を希望する高校生はまず4年制大学を目指している。看護師志望者は女子学生で毎年二桁の学生がチャレンジしているが、信州大学、長野県立看護大学は定員が限られており、全国から進学希望者が集まるため、入学できない学生が多い。その結果、県外に進学する学生もかなりいる。松本市内に看護大学ができるのは、学生にとっては朗報である。

2. 養成する人材像

学校法人松本学園は昭和47年の開学以来、50年間一貫して地域と連携した実践教育を通して、地域に必要とされる人材の育成を行ってきた。地域の福祉医療・地域政策等の現状を真摯にとらえ、専門知識を活用し、課題解決に取り組み、健康で心豊かで活力ある地域の発展に貢献できる人材の輩出を目指す必要がある。本学では前述したヒアリング結果や長野県及び松本医療圏の現状から松本看護大学の養成する人材像を以下の通りにする。更に、養成する人材像に内包される3つの柱を下記の通

り策定し、3つの柱を軸に人材の育成を図ることとする。

1) 養成する人材像

生命の尊厳に基づく倫理観と幅広く深い教養を有し、生涯を通して知識・技術を学び続け、地域の保健医療福祉に対する理解と看護に必要かつ十分な知識と素養を有し、多職種と連携・協働し、地域の保健医療福祉の向上に貢献できる看護実践能力をもった看護職者

2) 養成する人材像に内包される3つの柱

(1) 人間性

- ・生命の尊厳に基づく倫理観を有し、幅広く深い教養と誠実な人間性を備え、多様な価値観を尊重し、人々との関係を成立・発展できる人材
- ・生涯を通じて自ら学び、社会人としてまた、専門職業人として自己研鑽と自己成長を通じ看護の発展と地域貢献のために主体的・積極的・意欲的に行動できる人材

(2) 看護実践力

- ・看護に必要な知識の追求と素養を有し、科学的根拠・理論的知識を元に安全に個別的に最善の看護が実践できる人材
- ・生命力、自然治癒力、意志力といったその人のもてる力を最大限に生かした看護を提供できる人材

(3) 地域貢献

- ・地域の保健医療福祉に対して深い洞察力和分析力を有し、その現状を理解し、また、健康課題を明らかにし、地域の発展のために多職種の人々と協働し、貢献できる人材

3. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

養成する人材像を育成するために、卒業時に身に付けてほしい能力を具体的に示し、それらを学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）とした。本学部の理念・目的を実現するために、自立した看護職者として必要な知識と実践能力を養う。

1) 多様な人々との関係を成立・発展することができる。

- ・人間性豊かで生命の尊厳に基づく倫理観を有し、看護を取り巻く多様な人々との関係を成立・発展させるためのコミュニケーション能力を有する。

2) 主体的に行動することができる。

- ・自立した社会人として主体的かつ意欲的に行動することができる。

3) 多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる。

- ・在宅看護学、救急・災害看護学、公衆衛生看護学の選択分野を学修し、保健医療福祉の関連分野の人々と連携・協働し、地域保健医療の充実と発展に貢献できる基礎的な能力を身に付けている。

4) 課題を発見し、課題解決を図ることができる。

- ・看護現場における課題を発見し、その解決策を探求し、その解決策を実践することができる。
- ・看護の発展に寄与できる自己研鑽力と基礎的研究能力を有する。

5) 看護の知識と看護実践力を有する。

・地域の特性や看護の対象となる人々を理解し、尊重し、多様な人々の看護に必要な知識を身に付け、科学的根拠に基づき良質で安全な看護を実践する能力を有する。

6) 地域社会の多様な健康課題に対応できる力（保健師課程）

・科学的根拠と文化的感受性をもって地域社会の健康課題を把握・分析・診断する能力を有する。
・集団や組織に対し支援・協働・施策化を通じ、人々の健康増進能力を高め、健康課題を解決するための基盤となる能力を有する。

4. 養成する人材像とディプロマ・ポリシーの繋がり

養成する人材像に内包される「人間性」「看護実践」「地域貢献」の3つの柱とディプロマ・ポリシーの繋がりとは下記の通りである。

1) 「人間性」に関連するディプロマ・ポリシー

ここでの「人間性」とは質の高い看護実践を提供するために、人として備えるべき資質である。専門職者に限らず汎用的に必要な能力であり、具体的には「倫理観」「教養」「生涯学習力」「主体性」等である。「人間性」に係るディプロマ・ポリシーは「1) 多様な人々との関係を成立・発展することができる。」「2) 主体的に行動することができる。」「3) 多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる。」「4) 課題を発見し、課題解決を図ることができる。」である。

2) 「看護実践」に関連するディプロマ・ポリシー

ここでの「看護実践」とは第一の柱である「人間性」を基盤として、質の高い看護実践を展開するために必要となる知識・技能である「看護実践」に係るディプロマ・ポリシーは「5) 看護の知識と看護実践力を有する。」である。

3) 「地域貢献」に関連するディプロマ・ポリシー

ここでの「地域貢献」とは本学が開学以来地域に貢献してきた点、教育研究上の目的にある「地域社会における医療保健福祉の向上に貢献する人材を育成する」を達成するために策定した。地域に住む人々の健康で幸福な生活の実現を願い、その達成のために寄与できる力である。「地域貢献」に係るディプロマ・ポリシーは「5) 看護の知識と看護実践力を有する。」「6) 地域社会の多様な健康課題に対応できる力（保健師課程）」である。

5. 3つのポリシーと教育課程のつながり

ディプロマ・ポリシーに内包される具体的な能力とそれらを育成するためのカリキュラム・ポリシー（教育課程）との関係は以下のとおりであり、その達成に向けてカリキュラムポリシーに則り、教育課程を構築している。本説明については資料（資料13 カリキュラム・マップ（大学の理念・目的から教育課程まで））で図示されており、その説明を行うものである。

1) 多様な人々との関係を成立・発展することができる。

この能力は今後増加していく在宅看護に対応するためには複雑な背景をもつ対象者への全人的理解が必要となる点。ヒアリング結果から多様な対象者に対して敬意をもって接し、信頼関係を構築する力、多職種と連携するためのコミュニケーション力が求められている点から策定を行った。ここでの多様な人々とは看護の対象となるあらゆる年代の個人、家族、集団、地域社会に加え、協働する多職種も含まれ、看護を実践する上で関わる人々全てが対象となる。

「カリキュラムポリシー 1：「多様な人々との関係を成立・発展できる能力」を身につけるための科目を教養科目、専門科目に配置する。」はこの能力を養成するためのカリキュラム編成であり、主に教養科目と専門科目の一部と関連している。1 年次では「情報科学」「社会学」「法学」「英語Ⅰ～Ⅱ」「コミュニケーション論」「コミュニケーション支援論」等といった教養やコミュニケーションに関する科目に加え、「生命倫理」によって幅広い教養と倫理感を養う。更に、主に 2 年次以降に担当している「成人看護学概論」「小児看護学概論」等といった概論科目や「医療と看護の倫理」によって 1 年次によって身につけた教養・倫理観を看護職者としてふさわしい職業倫理へと発展させる。こうした職業倫理や教養は誠実さ、礼節、品性、清潔さ、謙虚といった個人としての品行に繋がると共に、社会常識の獲得に必要である。こうして得られた教養と倫理観は他者との信頼関係構築に必要であり、ディプロマ・ポリシーに掲げる「多様な人々との関係を成立・発展することができる能力」へと繋がっていく。

こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、本学のアドミッションポリシーに「③人間の生命を大切に思い、誠実な態度で他者と関わることができる人（多様性・協働性）」「⑤人々と良い関係を持ち、自分の考えを的確に表現する力が備わっている人（多様性・協働性・思考力・判断力・表現力）」を策定し、入学時には生命を尊重する考えや誠実さ、コミュニケーション力の素地が備わっているかを確認する。

2) 主体的に行動することができる。

この能力は在宅医療を担う看護職には主体性が求められる点、高度化する医療に対応するためには自己研鑽と研究を継続できる能力が必要である点から策定を行った。計画的にたゆみなく専門職業人としての研鑽に励み、能力の維持・開発に努め、主体的に看護ケアが提供できる能力である。

「カリキュラムポリシー 2：「主体的行動力」を身につけるための科目を教養科目、連携科目、専門科目に配置する。」はこの能力を養成するためのカリキュラム編成であり、連携科目や実習関連の科目と関連している。強く関連する科目に連携科目であり、「教養ゼミナール」「連携ゼミナールⅠ」「連携ゼミナールⅡ」では少人数ゼミナール形式の科目を配置しており、学生同士が同じ目標に向かって協働や連携を体験する中で課題を発見し、解決に向かっていくための主体性を身につける。更に、1 年次の「研究入門」で学修した内容を 2 年次の「研究方法論」で更に発展させ、「連携ゼミナールⅠ」「連携ゼミナールⅡ」と共に卒業論文へと展開していく。また、2 年次以降には「基礎看護学実習」「老年看護学実習」「小児看護学実習」等といった実習科目により、学内で身につけた主体的な行動力の素地となる力を臨床現場へと発展させていく。こうした体系的なカリキュラムによって学生はディプロマ・ポリシーに掲げる「主体的に行動することができる能力」へと繋がっていく。

こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、本学のアドミッションポリシーに「④看護学を主体的・創造的に学ぶ意欲を有している人（主体性・関心・意欲）」を策定し、入学時に入学希望者の主体性や意欲を確認する。

3) 多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる。

看護職者は、医療の質向上のため、保健医療福祉関係者と協働し、相互の創意、工夫、努力によって、質の高い看護及び医療を提供することが求められる点から策定を行った。協働する関係者の専門性を理解し合い、各々の能力を最大限に発揮しながら、より質の高い看護及び医療の提供をめざす態度と、その遂行のための能力である。

「カリキュラムポリシー 3：「地域貢献力と多職種連携能力」を身につけるための科目を教養科目、

連携科目、専門基礎科目、専門科目に配置する。」はこの能力を養成するためのカリキュラム編成であり、教養科目の一部や連携科目、専門科目の一部と関連している。地域貢献力を養うために地域の現状を適切に理解し判断へと繋げる力が必要であるため、社会常識の獲得や科学的な根拠をもった判断ができる能力を養成するために、1・2年次には「社会保障制度」「衛生関係法規」「比較文化論」等の科目を配置している。また、「松本の歴史と文化」では特に本学の位置する松本に関わる地域特性を学ぶ。1・2年次にて学んだ内容を基盤として「公衆衛生看護学系」「在宅看護学系」「救急看護学系」「災害看護学系」いずれかの専門領域を学び、その専門性を深める。更に、必修科目として「在宅看護学概論」「在宅看護援助論Ⅰ」「在宅看護援助論Ⅱ」「在宅看護学実習」といった在宅関連の科目を学修し、地域医療へと貢献できる看護実践力へと展開する。

一方で、多職種連携能力を身につけるために「コミュニケーション論」「コミュニケーション支援論」といったコミュニケーション関連科目によりコミュニケーション関連の基盤となる能力を身につけ、「公衆衛生看護学活動論Ⅰ」「公衆衛生看護学活動論Ⅱ」「公衆衛生看護管理実習」「公衆衛生看護学実習Ⅰ」「公衆衛生看護学実習Ⅱ」等の公衆衛生看護学系の科目、「救急看護学」「救急看護学実習」「災害看護学」「災害看護学実習」等の救急・災害看護学系の科目、「在宅生活支援論」「地域包括ケア論」「多職種連携実習」等の在宅看護学系の科目で実際の患者と接することを通じ多職種連携へと発展させていく。こうした体系的なカリキュラムによって学生はディプロマ・ポリシーに掲げる「多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる能力」へと繋がっていく。

こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、本学のアドミッションポリシーに「⑤人々と良い関係を持ち、自分の考えを的確に表現する力が備わっている人（多様性・協働性・思考力・判断力・表現力）」「⑦大学で学んだ看護学を地域社会の為に生かそうという志のある人（意欲）」を策定し、入学時に入学希望者のコミュニケーション力の素地や地域に貢献しようとする意欲を確認する。

4) 課題を発見し、課題解決を図ることができる。

看護現場の質向上と質の高い看護ケアのためには、課題を発見し、その解決を図る能力が求められる点から策定を行った。

「カリキュラムポリシー4:「課題発見能力と課題解決能力」を身につけるための科目を連携科目、専門科目に配置する。」はこの能力を養成するためのカリキュラム編成であり、連携科目、専門科目の一部と関連している。課題探求力、問題解決能力、研究力の基礎をはぐくみ、自ら考えて行動できる力を育成するために連携科目に「教養ゼミナール」「研究入門」等の少人数ゼミナール形式の科目を配置し、学生同士が同じ目標に向かって協働や連携を体験する中で課題を発見し、解決に向かっていく。このような学びを通して、課題探求能力、問題解決能力、自己研鑽能力、基礎的研究能力を育む。更に、看護現場において課題を発見し、その解決のための方法を探求できる力を育成するため、専門科目に基礎看護学系・成人看護学系・老年看護学系・小児看護学系・母性看護学系・精神看護学系・在宅看護学系・公衆衛生看護学系、救急・災害看護学等に関する実習科目を配置し、臨床現場でも課題を発見しその解決ができるように科目を配置している。こうした体系的なカリキュラムによって学生はディプロマ・ポリシーに掲げる「多課題を発見し、課題解決を図ることができる能力」へと繋がっていく。

こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、本学のアドミッションポリシーに「④看護学を主体的・創造的に学ぶ意欲を有している人（主体性・関心・意欲）」「⑥主体的に考え行

動できる人（主体性）」を策定し、入学時に入学希望者の主体性や看護学に対する意欲を確認する。

5) 看護の知識と看護実践力を有する。

看護職者が個人・家族・集団・地域について幅広く理解し、科学的根拠に基づいた良質で安全な看護を実践できる能力であり、看護実践を行う基本的能力であることから策定を行った。

「カリキュラムポリシー5：「看護の知識と看護実践力」を身につけるための科目を教養科目、専門基礎科目、専門科目に配置する。」はこの能力を養成するためのカリキュラム編成であり、教養科目、専門基礎科目、専門科目の一部と関連している。

質の高い看護実践を展開するためには対象者の全人的理解をする力が必要であり、そのために教養科目に「コミュニケーション論」「生命倫理」「臨床心理学」「医療と看護の倫理」等の科目を配置している。更に、看護の対象となる人間を心身両面から理解し、健康と疾病の連続性と健康障害についての理解や健康障害の状況と生活への影響、必要とする治療や看護について学ぶことで看護ケアの基盤となる力を身につけるため専門基礎科目に「形態機能学Ⅰ」「形態機能学Ⅱ」「病態治療学Ⅰ」「病態治療学Ⅱ」「臨床薬理学」等を配置している。更に、社会の一員として医療行為を行うため、社会において健康や健康な生活を支える様々なシステムとその機能、人々への健康への影響を理解することが必要であることから「社会保障制度」「衛生関係法規」「疫学」といった科目教養科目の「健康支援と保健医療システム」に配置している。こうした教養科目、専門基礎科目によって身につけた基礎的な能力を看護実践へと展開するために、専門科目を配置している。特に「看護学概論」「基礎看護技術Ⅰ」「基礎看護技術Ⅱ」「基礎看護技術Ⅲ」「基礎看護学実習Ⅰ」「基礎看護学実習Ⅱ」「ヘルスアセスメント」「看護過程展開論」といった基礎看護学領域の科目は全ての専門領域に関わるため、主として1～2年次に配置し、それ以降の専門領域に繋げるようにしている。2年次以降は基礎看護学領域の科目を踏まえ、成人看護学系、老年看護学系、小児看護学系、母性看護学系、精神看護学系、公衆衛生看護学系、在宅看護学系、救急看護学系、災害看護学系といった専門領域へと展開している。系統ごとに講義・演習・実習科目をそれぞれ配置し、知識の理解から態度・志向性及び技術や技能の修得、理論と実践の統合といった学びまで深めることができる。更に、看護の知識と技術の統合を図り、看護の実践者として患者の看護を総合的に展開できるようにするため専門科目に「在宅看護学系の講義・演習・実習科目」「統合実習」「卒業研究」「看護マネジメント」「ヘルスカウンセリング」等、看護の統合に関する科目を配置している。こうした体系的なカリキュラムによって学生はディプロマ・ポリシーに掲げる「看護の知識と看護実践力を有する」へと繋がっていく。

こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、本学のアドミッションポリシーに「①入学後の大学教育に必要な基礎学力を有している人（知識・技能）」「②看護・保健・医療・福祉分野に広く関心のある人（関心・意欲）」を策定し、入学時に看護学に関する学士課程が教育できる知識、学ぶ意欲を確認する。

6) 地域社会の多様な健康課題に対応できる力（保健師課程）

長野県の保健師活動の重要性と、地域の保健医療福祉の向上に寄与する本学の目的からその重要性を鑑み、策定を行った。保健師として科学的根拠だけでなく、その地域の文化や風土を理解した上で地域の健康課題を把握・分析・診断する力である。更に、把握・分析・診断した健康課題に対して、関わる人々と連携・協働し、組織・集団・地域への支援を通じて保健医療福祉の向上に貢献するための基盤となる能力である。

「カリキュラムポリシー6：「地域の多様な健康課題に対応できる力」を身につけるための科目を

教養科目、専門基礎科目、専門科目に配置する。」はこの能力を養成するためのカリキュラム編成であり、教養科目、専門基礎科目、専門科目の一部と関連している。集団・組織・地域に対して健康増進能力を高めるには社会についての理解が必要である点から「疫学」「公衆衛生学」「保健・医療・福祉行政論」「社会保障制度」「衛生関係法規」「保健統計学」「看護援助的関係論」等の健康支援と保健医療システムに関する科目を主に 1 年次～2 年次にかけて配置し、「地域社会の多様な健康課題に対応できる力」の基礎となる力を養成する。更に、公衆衛生看護の理論や概念を理解し、実習を通じて知識・技術を統合し、公衆衛生看護活動を実践する上での基盤となる能力形成を行うために主に 2 年次～4 年次に専門科目に「公衆衛生看護学活動論Ⅰ」「公衆衛生看護学活動論Ⅱ」「健康支援論」「産業看護論」「公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱ」「公衆衛生看護管理実習」等を配置している。こうした体系的なカリキュラムによって学生はディプロマ・ポリシーに掲げる「地域社会の多様な健康課題に対応できる力」へと繋がっていく。

こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、本学のアドミッションポリシーに「④入学後の大学教育に必要な基礎学力を有している人（知識・技能）」「⑦大学で学んだ看護学を地域社会の為に生かそうという志のある人（意欲）」を策定し、入学時に本学の公衆衛生に関する知識を学び保健師活動へと展開できる基礎学力と地域に貢献する意欲を確認する。

以上より、審査意見 1 を踏まえ、設置の趣旨等を記載した書類の「Ⅱ. 本学の特色（学部学科の特色）」を加除修正する。

（新旧対照表）設置の趣旨等を記載した書類（15 ページから 20 ページ）

新	旧（15 ページから）
Ⅱ. 本学の特色（学部学科の特色） 3. 養成する人材像の策定に至った経緯 <u>松本看護大学の設置を検討するにあたり、本学が立地する松本市を中心とした、中信地区の代表的な病院（信州大学医学部附属病院、松本市立病院、国立病院機構まつもと医療センター、相澤病院、丸の内病院、松本協立病院）、及び松本市健康福祉部、松本市内にある高等学校（松本県ヶ丘高校、松本蟻ヶ崎高校、松本美須ヶ丘高校）にヒアリング調査を実施した。調査期間は平成 31 年 2 月下旬から 3 月下旬である。ヒアリング内容は病院に対しては「5 年先、10 年先を見据えてどのような看護師が必要になるか」「現在看護師は充足しているのか」「高等教育機関に期待する教育について</u>	Ⅱ. 本学の特色（学部学科の特色） （新規）

て」等であり、主として看護部長及び看護管理者にご協力いただいた。松本市健康福祉部に対しては「松本市内の現状と課題について」であり、医療を管轄する部署の部課長にご協力いただいた。高等学校に対しては「看護系の教育機関に進学を希望する高校生の意識がどのようになっているのか」であり、進路指導主事にご協力いただいた。ヒアリングの結果は以下の通りであった。 1) 相次ぐ医療制度の改革により、病院での在院日数が大幅に短縮され、今後は在宅での看護が重要な位置づけになるため、将来在宅看護を担える看護師を養成してほしい。 2) 在宅では主体的に判断する能力が求められるが、病院等の臨床現場でも医師の指示待ちではなく、主体的に考え判断する能力が必要になる。大学では主体的に考え、行動する習慣を身に着けた看護職を育ててほしい。 3) 新卒の看護師には一定の知識はあるものの、看護の対象者やご家族と接する力が不足している。敬意をもって接する力、信頼関係を構築できる力を育てて欲しい。 4) 医療は急速に進歩し、制度も頻繁に改正されるため、学び続ける姿勢が必要となる。 5) 4年制の大学では、看護の専門性だけでなく、様々な医療関係者と協働し、その中でリーダーシップを発揮するマネジメント力、人間力を養成してほしい。こうした能力は在宅看護では特に必要となる。 6) 看護の現場においては自ら課題を発見し、解決策を提案し、実行できる力が必要となる。 7) 松本市を中心とした中信地区の看護系大学は信州大学医学部保健学科のみで、信州大学は国立	

大学であり、学生の 3 / 4 は県外出身者である。そのため、採用しても将来的には地元へ帰り、定着せず、慢性的に看護師が不足している。 8) 長野県では近年、風水害、地震、火山等の自然災害の発生頻度が高まっている。長野県は日本アルプスの玄関口であり、自然災害の被害者への対応、頻発する山岳事故等の対応ができる看護職者を養成して欲しい。 9) 長野県の平均寿命は男女ともに日本でトップクラスである。これは保健師・保健指導員といった人たちが地道に減塩運動などの活動をした結果であった。しかし、長野県の健康を支えてきた保健師は高齢化し、特に周辺の町村の保健センターでは、保健師が集まらず、保健師の高齢化に伴い若い世代の力が求められている。 10) 進学校では、看護師を希望する高校生はまず 4 年制大学を目指している。看護師志望者は女子学生で毎年二桁の学生がチャレンジしているが、信州大学、長野県立看護大学は定員が限られており、全国から進学希望者が集まるため、入学できない学生が多い。その結果、県外に進学する学生もかなりいる。松本市内に看護大学ができるのは、学生にとっては朗報である。	
4. 養成する人材像 学校法人松本学園は昭和 47 年の開学以来、50 年間一貫して地域と連携した実践教育を通して、地域に必要とされる人材の育成を行ってきた。地域の福祉医療・地域政策等の現状を真摯にとらえ、専門知識を活用し、課題解決に取り組み、健康で心豊かで活力ある地域の発展に貢献できる人材の輩出を目指す必要がある。本学では前述したヒアリング結果や長野県及び松本医療圏の現状から松本看	3. 学部理念と養成する人材像 本学の看護学部の理念・目的は、「看護学部は、豊かな人間性を備え、生命の尊厳と人権の尊重を基盤とした看護実践能力を有した人材を育成し、地域社会における保健医療福祉の向上及び看護の発展に貢献できる看護職者を養成すること」である。また本学部の養成する人材像は、「生命の尊厳に基づく倫理観と幅広く深い教養を有し、生涯を通して知識・技術を学び続け、地域の保健医療福祉

<u>護大学の養成する人材像を以下の通りにする。更に、養成する人材像に内包される３つの柱を下記の通り策定し、３つの柱を軸に人材の育成を図ることとする。</u> <u>１）養成する人材像</u> 生命の尊厳に基づく倫理観と幅広く深い教養を有し、生涯を通して知識・技術を学び続け、地域の保健医療福祉に対する理解と看護に必要かつ十分な知識と素養を有し、多職種と連携・協働し、地域の保健医療福祉の向上に貢献できる看護実践能力をもった看護職者 <u>２）養成する人材像に内包される３つの柱</u> <u>（１）人間性</u> ・<u>生命の尊厳に基づく倫理観を有し、幅広く深い教養と誠実な人間性を備え、多様な価値観を尊重し、人々との関係を成立・発展できる人材</u> ・<u>生涯を通じて自ら学び、社会人としてまた、専門職業人として自己研鑽と自己成長を通じ看護の発展と地域貢献のために主体的・積極的・意欲的に行動できる人材</u> <u>（２）看護実践力</u> ・<u>看護に必要な知識の追求と素養を有し、科学的根拠・理論的知識を元に安全に個別的に最善の看護が実践できる人材</u> ・<u>生命力、自然治癒力、意志力といったその人のもてる力を最大限に生かした看護を提供できる人材</u> <u>（３）地域貢献</u> ・<u>地域の保健医療福祉に対して深い洞察力と分析力を有し、その現状を理解し、また、健康課題を明らかにし、地域の発展のために多職種の人々と協働し、貢献できる人材</u> <u>（削除）</u>	に対する理解と看護に必要かつ十分な知識と素養を有し、多職種と連携・協働し、地域の保健医療福祉の向上に貢献できる看護実践能力をもった看護職者」である。上記の人材養成により、人々が健康に生きることを支援し、あわせて地域社会における保健医療福祉の連携と発展に貢献する。 ４．教育目標

5. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリ	養成する人材像の実現のため、本学部では、以下の7項目を教育目標とした。 （教育目標） 1）社会に広く貢献するための幅広く深い教養、誠実で豊かな人間性を備え、総合的に判断ができる能力 2）生命の尊厳に基づく倫理観を有し、多様な価値観を尊重して行動できる能力 3）看護の専門的知識・技術を用いて地域保健・地域医療を支える能力 4）科学的根拠に基づき、計画的かつ安全に看護を実践する能力 5）看護現場にある様々な課題を発見し、対応する能力 6）看護の発展に寄与できるよう、自己研鑽と研究を継続できる能力 7）保健医療福祉分野の人々と連携・協働ができる能力 学生が上記の能力を身につけることで本学部の養成する人材像が形成される。これら教育目標は、「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会（平成28年度～）」で示された「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」に「看護系人材として求められる基本的な資質・能力」として提示されている下記9つの能力を包括している。「①プロフェッショナリズム、②看護学の知識と看護実践、③根拠に基づいた課題対応能力、④コミュニケーション能力、⑤保健・医療・福祉における協働、⑥ケアの質と安全の管理、⑦社会から求められる看護の役割の拡大、⑧科学的探究、⑨生涯にわたって研鑽し続ける姿勢」。また、これら教育目標は長野県や松本医療圏における地域の医療課題、医療構想に必要とされる看護職の資質とも合致している。 （新規）

<u>シー)</u> <u>養成する人材像を育成するために、卒業時に身に</u> <u>つけてほしい能力を具体的に示し、それらを学</u> <u>位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）とした。本</u> <u>学部の理念・目的を実現するために、自立した看護</u> <u>職者として必要な知識と実践能力を養う。</u> <u>1) 多様な人々との関係を成立・発展することができる。</u> <u>・ 人間性豊かで生命の尊厳に基づく倫理観を有</u> <u>し、看護を取り巻く多様な人々との関係を成立・</u> <u>発展させるためのコミュニケーション能力を有</u> <u>する。</u> <u>2) 主体的に行動することができる。</u> <u>・ 自立した社会人として主体的かつ意欲的に行</u> <u>動することができる。</u> <u>3) 多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に</u> <u>貢献することができる。</u> <u>・ 在宅看護学、救急・災害看護学、公衆衛生看護</u> <u>学の選択分野を学修し、保健医療福祉の関連分</u> <u>野の人々と連携・協働し、地域保健医療の充実と</u> <u>発展に貢献できる基礎的な能力を身に付けてい</u> <u>る。</u> <u>4) 課題を発見し、課題解決を図ることができる。</u> <u>・ 看護現場における課題を発見し、その解決策を</u> <u>探求し、その解決策を実践することができる。</u> <u>・ 看護の発展に寄与できる自己研鑽力と基礎的</u> <u>研究能力を有する。</u> <u>5) 看護の知識と看護実践力を有する。</u> <u>・ 地域の特性や看護の対象となる人々を理解し、</u> <u>尊重し、多様な人々の看護に必要な知識を身に</u> <u>着け、科学的根拠に基づき良質で安全な看護を</u> <u>実践する能力を有する。</u> <u>6) 地域社会の多様な健康課題に対応できる力（保</u> <u>健師課程）</u> <u>・ 科学的根拠と文化的感受性をもって地域社会の</u> <u>健康課題を把握・分析・診断する能力を有する。</u> <u>・ 集団や組織に対し支援・協働・施策化を通じ、人々</u> <u>の健康増進能力を高め、健康課題を解決するた</u>	

<u>めの基盤となる能力を有する。</u> 6. 養成する人材像とディプロマ・ポリシーの繋がり <u>養成する人材像に内包される「人間性」「看護実践」「地域貢献」の3つの柱とディプロマ・ポリシーの繋がり</u>は下記の通りである。 1)「人間性」に関連するディプロマ・ポリシー <u>ここでの「人間性」とは質の高い看護実践を提供するために、人として備えるべき資質である。専門職者に限らず汎用的に必要な能力であり、具体的には「倫理観」「教養」「生涯学習力」「主体性」等である。「人間力」に係るディプロマ・ポリシーは「1) 多様な人々との関係を成立・発展することができる。」「2) 主体的に行動することができる。」「3) 多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる。」「4) 課題を発見し、課題解決を図ることができる。」である。</u> 2)「看護実践」に関連するディプロマ・ポリシー <u>ここでの「看護実践」とは第一の柱である「人間性」を基盤として、質の高い看護実践を展開するために必要となる知識・技能である「看護実践」に係るディプロマ・ポリシーは「5) 看護の知識と看護実践力を有する。」である。</u> 3)「地域貢献」に関連するディプロマ・ポリシー <u>ここでの「地域貢献」とは本学が開学以来地域に貢献してきた点、教育研究上の目的にある「地域社会における医療保健福祉の向上に貢献する人材を育成する」を達成するために策定した。地域に住む人々の健康で幸福な生活の実現を願い、その達成のために寄与できる力である。「地域貢献」に係るディプロマ・ポリシーは「5) 看護の知識と看護実践力を有する。」「6) 地域社会の多様な健康課題に対応できる力（保健師課程）」である。</u> 7. 3つのポリシーと教育課程の繋がり <u>ディプロマ・ポリシーに内包される具体的な能</u>	(新規) 5. 教育目標とディプロマ・ポリシー、教育課程の繋がり

力とそれらを育成するためのカリキュラム・ポリシー（教育課程）との関係は以下のとおりであり、その達成に向けてカリキュラムポリシーに則り、教育課程を構築している。本説明については資料（資料 13 カリキュラム・マップ（大学の理念・目的から教育課程まで））で図示されており、その説明を行うものである。	本学部理念・目的を実現するために、自立した看護職者として必要な知識と実践能力をその教育目標のもとで養う。本学部の人材養成の目標や、ディプロマ・ポリシーに内包される具体的な能力とそれらを育成する授業の関係は以下のとおりであり、その達成に向けて教育課程を構築している。
1) 多様な人々との関係を成立・発展することができる。	1) 社会に広く貢献するための幅広く深い教養、誠実で豊かな人間性を備え、総合的な判断ができる能力
この能力は今後増加していく在宅看護に対応するためには複雑な背景をもつ対象者への全人的理解が必要となる点。ヒアリング結果から多様な対象者に対して敬意をもって接し、信頼関係を構築する力、多職種と連携するためのコミュニケーション力が求められている点から策定を行った。ここでの多様な人々とは看護の対象となるあらゆる年代の個人、家族、集団、地域社会に加え、協働する多職種も含まれ、看護を実践する上で関わる人々全てが対象となる。	この能力は、本学部の養成人材像の「幅広く深い教養」、ディプロマ・ポリシーの「①多様な人との関係を成立・発展できる能力」「⑥地域社会の多様な健康課題に対応できる力」に関連し、多様な人との関係を成立・発展できるコミュニケーション能力の素地であり、対象者の立場に立った対象者理解と必要なケアを実践するために基盤となる能力である。この能力に対応する科目として、主に教養科目を配当している。その中の「英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「中国語Ⅰ・Ⅱ」、「比較文化論」、「国際理解入門」、「言語と表現」など、教養科目のほとんどが、この能力と関連している。
「カリキュラムポリシー1：「多様な人々との関係を成立・発展できる能力」を身につけるための科目を教養科目、専門科目に配置する。」はこの能力を養成するためのカリキュラム編成であり、主に教養科目と専門科目の一部と関連している。1年次では「情報科学」「社会学」「法学」「英語Ⅰ～Ⅱ」「コミュニケーション論」「コミュニケーション支援論」等といった教養やコミュニケーションに関する科目に加え、「生命倫理」によって幅広い教養と倫理感を養う。更に、主に2年次以降に配当している「成人看護学概論」「小児看護学概論」等といった概論科目や「医療と看護の倫理」によって1年次によって身につけた教養・倫理観を看護職者としてふさわしい職業倫理へと発展させる。こうした職業倫理や教養は誠実さ、礼節、品性、清潔さ、謙虚といった個人としての品行に繋がると共に、社会常識の獲得に必要である。こうして得られた教養と倫理観は他者との信頼関係構築に必要であ	2) 生命の尊厳に基づく倫理観を有し、多様な価値観を尊重して行動できる能力 この能力は、本学部の養成人材像の「生命の尊厳に基づく倫理観」とディプロマ・ポリシーの「①多様な人との関係を構築・発展できる能力」「④課題発見能力と課題解決能力」に関連し、対象者の尊厳と権利を尊重し、看護職者としてふさわしい高い倫理観と真摯な姿勢で責任ある看護実践が提供できる能力である。これらの能力を養うために必要な科目として、教養科目では「コミュニケーション論」「生命倫理」「ボランティア論」等の科目、専門基礎科目では「看護援助関係論」等の科目、専門科目では「看護学概論」「基礎看護学実習」等の科目を配置している。

り、ディプロマ・ポリシーに掲げる「多様な人々との関係を成立・発展することができる能力」へと繋がっていく。 こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、本学のアドミッションポリシーに「③人間の生命を大切に思い、誠実な態度で他者と関わることができる人（多様性・協働性）」「⑤人々と良い関係を持ち、自分の考えを的確に表現する力が備わっている人（多様性・協働性・思考力・判断力・表現力）」を策定し、入学時には生命を尊重する考えや誠実さ、コミュニケーション力の素地が備わっているかを確認する。 2) 主体的に行動することができる。 この能力は在宅医療を担う看護職には主体性が求められる点、高度化する医療に対応するためには自己研鑽と研究を継続できる能力が必要である点から策定を行った。計画的にたゆみなく専門職業人としての研鑽に励み、能力の維持・開発に努め、主体的に看護ケアが提供できる能力である。 「カリキュラムポリシー2:「主体的行動力」を身につけるための科目を教養科目、連携科目、専門科目に配置する。」はこの能力を養成するためのカリキュラム編成であり、連携科目や実習関連の科目と関連している。強く関連する科目に連携科目であり、「教養ゼミナール」「連携ゼミナールⅠ」「連携ゼミナールⅡ」では少人数ゼミナール形式の科目を配置しており、学生同士が同じ目標に向かって協働や連携を体験する中で課題を発見し、解決に向かっていくための主体性を身につける。更に、1年次の「研究入門」で学修した内容を2年次の「研究方法論」で更に発展させ、「連携ゼミナールⅠ」「連携ゼミナールⅡ」と共に卒業論文へと展開していく。また、2年次以降には「基礎看護学実習」「老年看護学実習」「小児看護学実習」等といった実習科目により、学内で身につけた主体的な行動力の素地となる力を臨床現場へと発展させていく。こうした体系的なカリキュラムによって学生はディプロマ・ポリシーに掲げる「主体的に行動す	3) 看護の専門的知識・技術を用いて地域保健・地域医療を支える能力 この能力は、本学部の養成人材像の「地域の保健医療福祉に対する理解」「地域の保健医療福祉の向上に貢献できる看護実践能力」とディプロマ・ポリシーの「③地域貢献力と多職種連携能力」「⑥地域社会の多様な健康課題に対応できる力」に関連し、地域の特性を理解し、地域の保健医療福祉の発展に貢献できる能力である。これらの能力を養うために必要な科目として、教養科目では「松本の歴史と文化」の科目、専門基礎科目では「看護とリハビリテーション」の科目、専門科目では「看護過程の展開」「基礎看護技術Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「地域医療連携システム論」等の科目を配置している。 4) 科学的根拠に基づき、計画的かつ安全に看護を実践する能力 この能力は、本学部の養成人材像の「看護に必要かつ十分な知識と素養」とディプロマ・ポリシーの「④課題発見能力と課題解決能力」「⑤看護の知識と看護実践力」に関連し、看護職者として必要な基本的知識と技術であり、看護を安全に実施するための基本的な知識・技術・態度、科学的根拠に基づいた看護実践能力を養う能力。これらの能力を養うために必要な科目として、教養科目では「情報リテラシー」「情報科学」等の科目を配置している。専門基礎科目では「形態機能学Ⅰ・Ⅱ」など、ほとんどの科目がこの能力と関係している。専門科目では看護の機能の特徴から基礎看護学系、成人看護学系、老年看護学系、小児看護学系、母性看護学系、精神看護学系、在宅看護学系等の講義・演習・実習科目を配置している。 5) 看護現場にある様々な課題を発見し、対応する能力 この能力は、本学部の養成人材像の「看護に必要かつ十分な知識と素養」「地域の保健医療福祉の向上に貢献できる看護実践能力」とディプロマ・ポリ

ることができる能力」へと繋がっていく。 こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、本学のアドミッションポリシーに「④看護学を主体的・創造的に学ぶ意欲を有している人（主体性・関心・意欲）」を策定し、入学時に入学希望者の主体性や意欲を確認する。 3) 多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる。 看護職者は、医療の質向上のため、保健医療福祉関係者と協働し、相互の創意、工夫、努力によって、質の高い看護及び医療を提供することが求められる点から策定を行った。協働する関係者の専門性を理解し合い、各々の能力を最大限に発揮しながら、より質の高い看護及び医療の提供をめざす態度と、その遂行のための能力である。 「カリキュラムポリシー3：「地域貢献力と多職種連携能力」を身につけるための科目を教養科目、連携科目、専門基礎科目、専門科目に配置する。」はこの能力を養成するためのカリキュラム編成であり、教養科目の一部や連携科目、専門科目の一部と関連している。地域貢献力を養うために地域の現状を適切に理解し判断へと繋げる力が必要であるため、社会常識の獲得や科学的な根拠をもった判断ができる能力を養成するために、1・2年次には「社会保障制度」「衛生関係法規」「比較文化論」等の科目を配置している。また、「松本の歴史と文化」では特に本学の位置する松本に関わる地域特性を学ぶ。1・2年次にて学んだ内容を基盤として「公衆衛生看護学系」「在宅看護学系」「救急看護学系」「災害看護学系」いずれかの専門領域を学び、その専門性を深める。更に、必修科目として「在宅看護学概論」「在宅看護援助論Ⅰ」「在宅看護援助論Ⅱ」「在宅看護学実習」といった在宅関連の科目を学修し、地域医療へと貢献できる看護実践力へと展開する。 一方で、多職種連携能力を身につけるために「コミュニケーション論」「コミュニケーション支援論」といったコミュニケーション関連科目により	シーの「④課題発見能力と課題解決能力」に関連し、看護現場における課題を発見し、その解決のための方法を探求する能力である。これらの能力を養うために必要な科目として、連携科目では「研究入門」「研究方法論」等の科目、専門科目では基礎看護学系・成人看護学系・老年看護学系・小児看護学系・母性看護学系・精神看護学系・在宅看護学系・公衆衛生看護学系、救急・災害看護学系等に関する実習科目を配置する。 6) 看護の発展に寄与できるよう、自己研鑽と研究を継続できる能力 この能力は、本学部の養成人材像の「生涯を通して知識・技術を学び続け」とディプロマ・ポリシーの「②主体的行動力」「④課題発見能力と課題解決能力」に関連し、社会の中で看護職が果たす責務を理解し、看護職自らの自己研鑽と専門性の発展により看護学を探究し続ける姿勢を養う能力である。これらの能力を養うために必要な科目として、連携科目では「教養ゼミナール」「連携ゼミナール」等のすべての科目がこの能力と関連している、看護の統合に「看護マネジメント論」「統合実習」「卒業研究」等の科目を配置する。 7) 保健医療福祉分野の人々と連携・協働ができる能力 この能力は、本学部の養成人材像の「多職種と連携・協働」とディプロマ・ポリシーの「③地域貢献力と多職種連携能力」「⑥地域社会の多様な健康課題に対応できる力」に関連し、多職種の役割を理解し、連携・協働することができる能力である。これらの能力を養うために必要な科目として、教養科目では「コミュニケーション論」「コミュニケーション支援論」等の科目、専門基礎科目では「公衆衛生学」「保健・医療・福祉行政論」等の科目、専門科目では「地域医療連携システム論」「多職種連携実習」等の科目を配置している。

コミュニケーション関連の基盤となる能力を身につけ、「公衆衛生看護学活動論Ⅰ」「公衆衛生看護学活動論Ⅱ」「公衆衛生看護管理実習」「公衆衛生看護学実習Ⅰ」「公衆衛生看護学実習Ⅱ」等の公衆衛生看護学系の科目、「救急看護学」「救急看護学実習」「災害看護学」「災害看護学実習」等の救急・災害看護学系の科目、「在宅生活支援論」「地域包括ケア論」「多職種連携実習」等の在宅看護学系の科目で実際の患者と接することを通じ多職種連携へと発展させていく。こうした体系的なカリキュラムによって学生はディプロマ・ポリシーに掲げる「多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる能力」へと繋がっていく。 こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、本学のアドミッションポリシーに「⑤人々と良い関係を持ち、自分の考えを的確に表現する力が備わっている人（多様性・協働性・思考力・判断力・表現力）」「⑦大学で学んだ看護学を地域社会の為に生かそうという志のある人（意欲）」を策定し、入学時に入学希望者のコミュニケーション力の素地や地域に貢献しようとする意欲を確認する。 4) 課題を発見し、課題解決を図ることができる。 看護現場の質向上と質の高い看護ケアのためには、課題を発見し、その解決を図る能力が求められる点から策定を行った。「カリキュラムポリシー4:「課題発見能力と課題解決能力」を身につけるための科目を連携科目、専門科目に配置する。」はこの能力を養成するためのカリキュラム編成であり、連携科目、専門科目の一部と関連している。課題探求力、問題解決能力、研究力の基礎をはぐくみ、自ら考えて行動できる力を育成するために連携科目に「教養ゼミナール」「研究入門」等の少人数ゼミナール形式の科目を配置し、学生同士が同じ目標に向かって協働や連携を体験する中で課題を発見し、解決に向かっていく。このような学びを通して、課題探求能力、問題解決能力、自己研鑽能力、基礎的研究能力を育む。更に、看護現場におい	

て課題を発見し、その解決のための方法を探求できる力を育成するため、専門科目に基礎看護学系・成人看護学系・老年看護学系・小児看護学系・母性看護学系・精神看護学系・在宅看護学系・公衆衛生看護学系、救急・災害看護学等に関する実習科目を配置し、臨床現場でも課題を発見しその解決ができるように科目を配置している。こうした体系的なカリキュラムによって学生はディプロマ・ポリシーに掲げる「多課題を発見し、課題解決を図ることができる能力」へと繋がっていく。 こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、本学のアドミッションポリシーに「④看護学を主体的・創造的に学ぶ意欲を有している人（主体性・関心・意欲）」「⑥主体的に考え行動できる人（主体性）」を策定し、入学時に入学希望者の主体性や看護学に対する意欲を確認する。 5) 看護の知識と看護実践力を有する。 看護職者が個人・家族・集団・地域について幅広く理解し、科学的根拠に基づいた良質で安全な看護を実践できる能力であり、看護実践を行う基本的能力であることから策定を行った。「カリキュラムポリシー5：「看護の知識と看護実践力」を身につけるための科目を教養科目、専門基礎科目、専門科目に配置する。」はこの能力を養成するためのカリキュラム編成であり、教養科目、専門基礎科目、専門科目の一部と関連している。 質の高い看護実践を展開するためには対象者の全人的理解をする力が必要であり、そのために教養科目に「コミュニケーション論」「生命倫理」「臨床心理学」「医療と看護の倫理」等の科目を配置している。更に、看護の対象となる人間を心身両面から理解し、健康と疾病の連続性と健康障害についての理解や健康障害の状況と生活への影響、必要とする治療や看護について学ぶことで看護ケアの基盤となる力を身につけるため専門基礎科目に「形態機能学Ⅰ」「形態機能学Ⅱ」「病態治療学Ⅰ」「病態治療論Ⅱ」「臨床薬理学」等を配置している。更に、社会の一員として医療行為を行うため、社会	

<u>において健康や健康な生活を支える様々なシステムとその機能、人々への健康への影響を理解することが必要であることから「社会保障制度」「衛生関係法規」「疫学」といった科目教養科目の「健康支援と保健医療システム」に配置している。こうした教養科目、専門基礎科目によって身につけた基礎的な能力を看護実践へと展開するために、専門科目を配置している。特に「看護学概論」「基礎看護技術Ⅰ」「基礎看護技術Ⅱ」「基礎看護技術Ⅲ」「基礎看護学実習Ⅰ」「基礎看護学実習Ⅱ」「ヘルスアセスメント」「看護過程展開論」といった基礎看護学領域の科目は全ての専門領域に関わるため、主として1～2年次に配置し、それ以降の専門領域に繋げるようにしている。2年次以降は基礎看護学領域の科目を踏まえ、成人看護学系、老年看護学系、小児看護学系、母性看護学系、精神看護学系、公衆衛生看護学系、在宅看護学系、救急看護学系、災害看護学系といった専門領域へと展開している。系統ごとに講義・演習・実習科目をそれぞれ配置し、知識の理解から態度・志向性及び技術や技能の修得、理論と実践の統合といった学びまで深めることができる。更に、看護の知識と技術の統合を図り、看護の実践者として患者の看護を総合的に展開できるようにするため専門科目に「在宅看護学系の講義・演習・実習科目」「統合実習」「卒業研究」「看護マネジメント」「ヘルスカウンセリング」等、看護の統合に関する科目を配置している。こうした体系的なカリキュラムによって学生はディプロマ・ポリシーに掲げる「看護の知識と看護実践力を有する」へと繋がっていく。</u> <u>こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、本学のアドミッションポリシーに「①入学後の大学教育に必要な基礎学力を有している人（知識・技能）」「②看護・保健・医療・福祉分野に広く関心のある人（関心・意欲）」を策定し、入学時に看護学に関する学士課程が教育できる知識、学ぶ意欲を確認する。</u>	

6) 地域社会の多様な健康課題に対応できる力 (保健師課程) 長野県の保健師活動の重要性と、地域の保健医療福祉の向上に寄与する本学の目的からその重要性を鑑み、策定を行った。保健師として科学的根拠だけでなく、その地域の文化や風土を理解した上で地域の健康課題を把握・分析・診断する力である。更に、把握・分析・診断した健康課題に対して、関わる人々と連携・協働し、組織・集団・地域への支援を通じて保健医療福祉の向上に貢献するための基盤となる能力である。 「カリキュラムポリシー6：「地域の多様な健康課題に対応できる力」を身につけるための科目を教養科目、専門基礎科目、専門科目に配置する。」はこの能力を養成するためのカリキュラム編成であり、教養科目、専門基礎科目、専門科目の一部と関連している。集団・組織・地域に対して健康増進能力を高めるには社会についての理解が必要である点から「疫学」「公衆衛生学」「保健・医療・福祉行政論」「社会保障制度」「衛生関係法規」「保健統計学」「看護援助的関係論」等の健康支援と保健医療システムに関する科目を主に1年次～2年次にかけて配置し、「地域社会の多様な健康課題に対応できる力」の基盤となる力を養成する。更に、公衆衛生看護の理論や概念を理解し、実習を通じて知識・技術を統合し、公衆衛生看護活動を実践する上での基盤となる能力形成を行うために主に2年次～4年次に専門科目に「公衆衛生看護学活動論Ⅰ」「公衆衛生看護学活動論Ⅱ」「健康支援論」「産業看護論」「公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱ」「公衆衛生看護管理実習」等を配置している。こうした体系的なカリキュラムによって学生はディプロマ・ポリシーに掲げる「地域社会の多様な健康課題に対応できる力」へと繋がっていく。 こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、本学のアドミッションポリシーに「①入学後の大学教育に必要な基礎学力を有している人(知識・技能)」 「⑦大学で学んだ看護学を地	

<u>域社会の為に生かそうという志のある人（意欲）」</u> <u>を策定し、入学時に本学の公衆衛生に関する知識</u> <u>を学び保健師活動へと展開できる基礎学力と地域</u> <u>に貢献する意欲を確認する。</u> 8. 教育課程の特色 （略）	6. 教育課程の特色 （略）

2. <学生確保の見通しが不明確>

学生確保の見通しについて、以下の点が不明確であることから、明確に説明すること。

(1) 既設の看護学科の志願者倍率を踏まえて学生確保の見通しを説明しているが、各年度の入学定員充足率を見ると、入学定員未充足の年も散見される。また、短期大学と四年制大学の人材需要の違いを踏まえた学生確保の見通しに係る分析もなされていないため、その妥当性が判断できない。短期大学と四年制大学の人材需要の違いを踏まえた上で、改めて学生確保の見通しについて明確に説明すること。

(対応)

今般の審査意見での指摘を踏まえ、本学で検討を行った結果、「短期大学と四年制大学では、人材需要は異なるため、短期大学の充足状況は大学の学生確保とは関係がない」との結論に至った。そのため、短期大学での定員充足状況を根拠として用いず、改めて下記に学生確保の見通しについて説明を行う。その際、「各年度の入学定員充足率を見ると、入学定員未充足の年も散見される」との指摘を踏まえ「入学定員未充足の理由」について記載する。次に「短期大学と四年制大学の人材需要の違いを踏まえた上で、改めて学生確保の見通しについて明確に説明すること」との指摘を受けた点から、「短期大学と四年制大学の人材需要の違いについて説明」を行った上で、「短期大学と四年制大学の人材需要の違いを踏まえた学生確保の見通し」についての説明を行う。

(説明)

1. 入学定員未充足の理由

平成 27 年度から平成 31 年度にかけて本学の定員充足率は 0.9～1.1 を推移しており、定員未充足の年が平成 28 年と平成 31 年の 2 年のみであり、開学 14 年間の平均入学定員充足率は 10.1 割となっている。こうしたなか短期大学にて未充足が発生した理由は学生の大学志向の増加が主たる原因であると考えられる。

看護職者に求められる能力が多様化し、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」が策定された平成 4 年から平成 31 年度にかけて看護系大学数は 14 校から 272 校まで増加し、入学定員数は平成 31 年度では 24,525 名となった。こうした全国的な傾向を受け、学生の大学志向が増加し、他県も含めた看護系大学へと志願者が移っていったことが原因であると考えられる。本学が短期大学を母体として大学を開学することは、こうした流れを受けたものであり、短期大学未充足の原因が大学を開学しても継続するわけではないと判断した。

2. 短期大学と四年制大学の人材需要の違い

松本短期大学看護学科は「看護学科は、豊かな人間性と倫理観を有し看護専門職者としての基本的な能力をもって社会に貢献できる人材を育成すること。」を学科の目的とし、地域の医療機関で活躍する実践者の育成を行ってきた。現在卒業生の就職先が確保されている状況から地域において評価され、人材需要があるといえる。

一方で松本看護大学看護学部は「看護学部は、豊かな人間性を備え、生命の尊厳と人権の尊重を基

礎とした看護実践能力を有した人材を育成し、地域社会における保健医療福祉の向上及び看護の発展に貢献できる看護職者を養成すること。」を目的としている。

このように四年間の養成により、短期大学では時間的な課題があり養成が困難であった、人間力、思考力・探求心を備えた豊かな人間性の育成や、質の高い看護職者の育成が可能となる。具体的には1年の養成期間を追加することで、教養に関する科目を約2倍まで増加させ、「看護実践力」に加え「主体的な課題発見と課題解決ができる力」、「多様な人々との関係を発展することのできる人間力」を養う。更に、課題発見と課題解決を通じて地域の保健医療福祉の向上に貢献できる看護職者の養成を目指す。以上から、短期大学と新たに設置を計画している松本看護大学とは、人材需要が異なる。こうした能力は地域のヒアリングでもみられ「2）在宅では主体的に判断する能力が求められるが、病院等の臨床現場でも医師の指示待ちではなく、主体的に考え判断する能力が必要になる。大学では主体的に考え、行動する習慣を身に着けた看護職を育ててほしい。」「5）4年制の大学では、看護の専門性だけでなく、様々な医療関係者と協働し、その中でリーダーシップを発揮するマネジメント力、人間力を養成してほしい。こうした能力は在宅看護では特に必要となる。」「6）看護の現場においては自ら課題を発見し、解決策を提案し、実行できる力が必要となる。」といった内容とも一致しており、本学はこうした地域からの要望に応える。

3. 短期大学と四年制大学の人材需要の違いを踏まえた学生確保の見通し

1) 学生確保の見通しがある客観的な根拠

- (1) 長野県における18歳人口は全国と比較してゆるやかである。
- (2) 長野県では看護系大学の進学先が不足しており、今まで長野県外に進学せざるを得なかった高校生が本学へ進学する可能性がある。
- (3) 全国・長野県共に看護系の大学志願者数が上昇しており、看護系大学である松本看護大学にも学生が集まる可能性が高い。
- (4) 教育の特色、立地、初年度学費の観点で競合となる他の看護系大学に対して優位性があることから、高校生から選ばれる可能性が十二分にある。

以上の4点から本学に学生が集まる見通しは十分にあると判断した。下記にその詳細を記載する。

- (1) 長野県における18歳人口は全国と比較してゆるやかである。

近年10年間における長野県の18歳人口の平均的な増減率はマイナス0.6%程度であり、長期的には18歳人口は減少していくが、その速度はゆるやかであるといえる。平成31年4月の18歳人口は19,819人であったが、対象学年を基準人口とし、人口変動等を考慮しない人口予測では、10年後の令和12年には20,728人と予測されており、平均的な増減率もプラス0.5%となる見通しである。

- (2) 長野県では看護系大学の進学先が不足しており、今まで長野県外に進学せざるを得なかった高校生が本学へ進学する可能性がある

長野県の大学収容率は約40%（平成27年度37%）であり、全国の都道府県の中では2番目に低い数値となっている。また、平成31年度、長野県内に所在している高等学校の卒業生で大学進学者は9,113名であったが、うち長野県内の大学へ進学した者は1,672名と18%程度であり、82%の大学進学者は県外の大学に進学している。全国的にも長野県の県内大学進学率は低く、全国の都道府県の中で41番

目である。ここから、長野県内での大学教育における進学先不足の状況がうかがえる。

こうした状況は看護系の大学においても同様であり、平成 28 年度における都道府県別の 18 歳人口 1,000 名あたりの看護系大学入学定員数は全国平均が 18 人であるのに対し、長野県では 11 人と全国と比較して看護系大学の入学定員が少ない状況にあり、長野県内での看護系大学の進学先不足の状況がうかがえる。また本学が独自に行ったアンケート調査によると大学に進学を希望する 1,953 人中、看護系大学に進学を希望する学生（看護系大学が第一志望或いは第二志望である学生）は 261 人であり、261 人中、本学に受験を検討する学生（「ぜひ受験したい」「一応受験したい」「受験先の候補の一つとして考える」と回答した学生）は 186 人であった。約 71%の学生が地元の長野県にある本学への受験を検討していることから、学生の地元志向の強さがうかがえる。一方で、長野県の県内進学率は 18%に留まっている点、中信地区には看護系大学が信州大学しかなく、その入学定員が 70 名であり、全国からも学生が集まっている点からアンケートを配布した中信地区にはこれまで長野県外に進学せざるを得なかった看護系大学を希望する高等学校卒業生が相当数いることが分かる。こうした学生の一部が本学へ進学する可能性は十分にあるといえる。また、長野県内の看護系大学の入学定員が 396 人であるのに対して日本私立学校振興・共済事業団の資料によると志願者が 1103 名いる点からも長野県では看護系大学の進学先が不足していることが伺える。以上から、本学が開学することで地元の看護系大学に進学を希望する学生へ教育の機会を提供すると共に、本学への入学の見込みは高いと判断した。

（３）全国・長野県共に看護系の大学志願者数が上昇しており、看護系大学である松本看護大学にも学生が集まる可能性が高い。

日本私立学校振興・共済事業団の資料によると私立大学全体の看護師養成校への志願者数は平成 23 年から平成 30 年にかけて 28,387 人から 56,612 人となり、約 2 倍まで増加している。一方で、短期大学全体では 5,834 人から 2,394 人となり、大幅な減少が確認されている。また、厚生労働省「看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」の資料によると専門学校全体の看護師養成校への志願者数は平成 23 年から平成 30 年にかけて 114,181 人から 76,935 人と短期大学よりゆるやかではあるが減少傾向にある。以上から、全国的に看護師養成校に進学を希望する高校生の大学志向が増加しているといえる。また、厚生労働省「看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」によると平成 19 年度から令和元年度にかけて長野県における看護系大学の志願者数は 588 名から 1103 名まで上昇している点からも、長野県においても看護系大学に進学を希望する高校生の数が増加しているといえる。

こうした大学志向の増加は社会構造の変化に伴って発生していると考えられる。看護職者に求められる能力が多様化し、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」が策定された平成 4 年から平成 31 年度にかけて看護系大学の数は 14 校から 272 校まで増加し、入学定員数は平成 31 年度では 24,525 名となった。このような、社会の変化に伴い学生の意識が変化したことが原因であると考えられる。医療が多様化・高度化しているなか、こうした傾向はむしろ加速していくことから、学生の大学志向は長期的に持続するものと考えられる。

また、本学の位置する長野県、特に中信地区の傾向として本学が独自に実施したアンケート調査によると、長野県内の 322 の事業所中 39%にあたる 124 施設が「看護師の人材需要は増加する」と回答しており、特に訪問看護ステーションに限定すると 84 施設中 56%にあたる 47 施設が「看護師の人材需要は増加する」と回答した点からも地域においても、特に在宅に関する看護師の人材需要が伸び、

それに伴い高校生の意識も大学志向・在宅志向へと変化していくと予想される。こうした結果から、在宅医療の必要性が増加していくことを考えると、在宅を特色とする本学へ入学を志望する学生もまた、増加していくことを見込んでいる。

（４）教育の特色、立地、初年度学費の観点で競合となる他の看護系大学に対して優位性がある。

松本看護大学は中信地区では唯一の私立看護系大学であり、地域に根差した教育を特色とする大学となり、長野県の学生に教育の機会を提供するものである。こうした教育の特色や中信地区に私立看護系大学がない状況から、中信地区を中心とした高校生に対して高い優位性があり、松本看護大学の魅力・特色を伝えることで十分に定員充足できる学生が得られると判断した。また、長野県内の私立看護系大学のなかで最も初年度学費を安価に抑えている点からも優位性があるといえる。以下に松本看護大学が設置される松本市及び大学の魅力について詳細を記載する。

①松本市の魅力

松本市は、長野県の中心に位置し、北アルプス連峰と美ヶ原高原の豊かな恵みと美しい自然環境、松本城を中心とした城下町として栄えた歴史・伝統文化に育まれてきた。歴史的建造物が多くあり、文化の香りが高く、自然あふれる環境である。また、山岳地帯にあることからスキーやスノーボード等の余暇に興じることもできる。さらに、松本市は、三つの「ガク都」（「岳都」「楽都」「学都」）としても発展している。北アルプスなどの山岳観光都市の「岳都」、セイジ・オザワ松本フェスティバルに代表される「楽都」、そして、日本で最も古い小学校の一つとされる旧開智学校の開校や旧制松本高等学校の誘致など、教育を重んずる文化芸術の息づく「学都」である。松本市では、この「ガク都松本」の実現に向けてさまざまな事業に取り組んでいる。こうした環境は教育研究する場所としてはふさわしく、魅力を感じる学生も一定層いることが予想される。

また、長野県の中心に位置し、交通の便が良いことから、学生が通学できる範囲が広いことも魅力の一つと言える。

②本学独自の魅力

本学は松本短期大学看護学科を母体として開学するため、長年看護教育を提供してきた実績がある。また、短期大学での看護師国家資格合格率は100%であり、その実績を踏まえた募集活動を行う。また、本学では在宅看護学に関する科目を8科目11単位配置しているが、長野県の看護系大学では在宅看護学に関する科目は6単位程度に留まるケースが多く、今後さらに重要性が増す、在宅看護学に興味を示す学生にとって魅力度は高いといえる。

また、短期大学には介護福祉学科、幼児保育学科を有している。今後、看護職者と介護福祉士の連携の重要性が高まる中、同じキャンパス内で介護福祉学科の学生と看護学科の学生が学び、交流することの教育的意義は高い。更に、看護学科の教員には介護に関する教育研究経験を有する教員が配置されており、興味のある学生にとっては介護に関する学びを深める機会がある。更に、松本学園には付属の幼稚園と短期大学には幼児保育学科が設置されており、幼児保育学科の学生との交流を通して、小児看護学を学ぶ上で、看護学とは違った観点で小児への学びを深めることのできる教育的意義は高い。介護福祉学科と同様に幼児保育のキャリアを有した教員も採用しており、学生は多様なバックグラウンドをもつ教員の下で学生が学ぶことができる。また、本学は少人数のグループ学習を基本とする「智の創造関連科目」を配置している。多様なバックグラウンドをもつ教員指導のもと、学生は主体的に課題を発見し、解決を図るプロセスにおいて、多様な視点を吸収しながら課題探求力・問題解決力・自己研鑽力・基礎的研究能力を向上させることができる。こうした環境下において本学を魅力

に感じる学生は一定数おり、こうした学生に対して本学は優位性が高いといえる。

2) 短期大学と四年制大学の人材需要の違いを踏まえた具体的な広報活動

短期大学と四年制大学の教育内容の違いを踏まえると、短期大学では「実践者の育成」を掲げている点や3年で看護師資格が取得できる点から早期に就職し看護を实践する点に価値を感じる学生が主体であったと想定される。一方で、四年制大学では看護師免許の取得と共に深く専門性を学ぶことに価値を感じる学生に志願者が変化することが想定される。こうした学生層の変化を踏まえ、下記に記載する広報活動を展開することで十分に学生確保の見通しがあると判断した。

(1) 地域の現状や社会構造の変化について

社会的な人材需要とその背景にある地域社会の以下の状況について学生に分かりやすく伝える。

①長野県では少子高齢化により医療ニーズ、特に在宅医療のニーズが今後 10～15 年近く増加し続けるが、長野県全体で訪問看護を実施している医療機関は病院で 37.4%、診療所で 7.7%に留まっており、今後在宅を担う人材が求められている。

②長野県の看護師有効求人倍率は平成 28 年には 2.67 倍（全国平均 2.63 倍）となっており、更にアンケート結果では 328 人の看護師が地域で不足しており、看護師は依然として社会から求められている。

③日本は世界有数の自然災害大国と言われており、特に長野県では山岳事故に対応できる看護師が地域社会から求められている。

表. 長野県における山岳遭難発生状況

区分	遭難者数	死者	行方不明	負傷者	無事救出
平成 30 年	330 人	52 人	5 人	146 人	127 人
平成 29 年	327 人	60 人	3 人	148 人	116 人

上記事故の 54%が北アルプスにて発生している。

④長野県は全国トップレベルの平均長寿を維持し続けてきたが、健康長寿を支えてきた保健師が高齢化で維持が難しくなり保健センターで保健師が求められている。

⑤こうした地域の現状に加え看護協会が看護教育の4年制化を推奨している点や看護職者が高学歴化している点等全国的に4年制教育が求められている

(2) 松本看護大学で学べること、なれる看護師・保健師像について

前述した地域や社会構造の現状に加え、松本看護大学で学べること、なれる看護師・保健師像について分かりやすく伝える。松本看護大学はその母体となる松本短期大学の設立以来地域に根差した教育を実施しており、こうした文化的背景をもって開学し、地域で求められる水準の資質・能力を有する看護職人材を育成することを目的としている点。地域に必要とされている在宅看護学・公衆衛生看護学や救急・災害看護学が学べる4年制看護大学であり、こうした地域からのニーズに対応した教育を展開している点を PR し、学生の興味関心をもってもらふ広報を展開する。更に、松本看護大学で学んだ結果、自分で課題解決ができる自立した看護師として、患者に寄り添い生活を支えることができる心のある看護師になれること、地域の健康を支える看護職者になれることをイメージしてもらふ。加えて、地域の 322 施設にアンケートをした結果、86%にあたる 276 施設が松本看護大学に期待をしており、地域から求められている教育を展開している点も伝える。更に、保健師の受験資格が得られ

る点や4年制大学を卒業した後は大学院への進学の可能性のある点等のキャリアの幅が4年制大学では広いことも伝える。

(是正事項) 看護学部 看護学科

2. <学生確保の見通しが不明確>

学生確保の見通しについて、以下の点が不明確であることから、明確に説明すること。

(2) 第三者機関におけるアンケート調査では、169名の受験希望者に対して180名の進学希望者があり、調査目的が高校2年生の進学意向調査であるにも関わらず、アンケートの設問では学年について確認する質問項目があるなど、信ぴょう性に疑義があり、単年度の調査結果であるかも不明瞭であるため、長期的な学生確保の見通しが示されているか不明確である。客観的根拠を示しつつ、本学として長期的かつ安定的に学生が確保できることを明確に説明すること。

(対応)

今般の審査意見での指摘を踏まえ、本学で審議を行った。審議事項としては「169名の受験希望者に対して180名の進学希望者がある点」「調査目的が高校2年生の進学意向調査であるにも関わらず、アンケートの設問では学年について確認する質問項目があり、単年度の調査であるかどうか」の2点である。本審査意見回答では上記2点の回答を行うと共に審査意見の「客観的根拠を示しつつ、本学として長期的かつ安定的に学生が確保できることを明確に説明すること」との意見も踏まえて改めて学生確保の見通しについて説明を行う。

(説明)

1. 169名の受験希望者に対して180名の進学希望者がある理由

学生確保の見通しを定量的に確認することを目的として、開学時に学生募集の対象となる長野県内の高校2年生に進学意向調査を実施した。アンケートを依頼した高校は主として本学の位置する中信地区の39校の高校であり、5,279枚アンケートを配布した結果、37校の高校から合計3,852枚の有効回答が確認された(回収率73%)。アンケート内容の質問にて「問6. あなたは松本看護大学(仮称)の2021年入学に向けた入試を受験したいと思いますか。」との質問に対して169名の方が「ぜひ受験したい」「一応受験したい」と回答し、492名の方が「受験先の候補の一つとして考える」と回答した。次に「1. ぜひ受験したい」「2. 一応受験したい」「3. 受験先の候補の1つとして考える」と回答した661名に対して「問7. 受験して合格した場合、入学したいと思いますか」と質問した結果、180名の方が「入学を希望する」「一応入学を希望する」と回答し、397名の方が「入学先の候補の一つとして考える」と回答した。

以上から169名の受験希望者に対して180名の進学希望者がある理由は、180名の進学希望者には「ぜひ受験したい」「一応受験したい」と回答した169名の以外に「受験先の候補の一つとして考える」と回答した492人の一部も含まれているためであると考えられる。

2. 調査目的が高校2年生の進学意向調査であるにも関わらず、アンケートの設問では学年について確認する質問項目があり、単年度の調査であるかどうかの回答

アンケートの設問に学年について確認する質問項目があるのは、高校2年生向けにアンケートを回答していただくよう依頼をしたが、更にデータの信憑性を高めるためにアンケート内にも学年を問う内容を加えたためである。確実に高校2年生向けの結果となるよう集計を行った。

3. 上記1. 2. を踏まえたアンケート結果についての説明

学生確保の見通しを定量的に確認することを目的として、開学時に学生募集の対象となる長野県内の高校2年生に進学意向調査を実施した。アンケートを依頼した高校は主として本学の位置する中信地区の39校の高校であり、5,279枚アンケートを配布した結果、37校の高校から合計3,852枚の有効回答が確認された（回収率73%）。なお、高校2年生向けにアンケートを回答していただくよう依頼をしたが、信憑性を高めるためにアンケート内にも学年を問う内容を加え、確実に高校2年生向けの結果となるよう集計を行った。また、169名の受験希望者に対して180名の進学希望者があった理由は進学希望者180名の回答者には受験希望者169名だけでなく、受験検討者492名、合計661名が含まれるためである。

その結果、3,852人から有効回答が得られた。有効回答数3852人中、松本看護大学に「ぜひ受験したい」又は「一応受験したい」と回答した者は169人となった。また、「受験先の候補の一つとして考える」との回答を含めると661人が松本看護大学への進学を希望した。また、「ぜひ受験したい」「一応受験したい」「受験先の候補の一つとして考える」と回答した661人のうち、「入学を希望する」と回答した者は79人、「一応入学を考える」と回答した者は101人、「候補の一つ」と回答した者は397人となり、合計すると577人の進学検討者が確認された。これは松本看護大学への受験を検討している661人のうち約87%にあたる577人が入学を検討している結果となった。

松本看護大学の入学定員70人に対して「入学を希望する」のみで入学定員以上（入学定員の1.13倍）の学生確保の見通しが得られた。また、「入学を希望する」に「一応入学を考える」「候補の一つ」を加えると入学希望者は577人となり、入学定員の8.2倍に該当する回答者が、松本看護大学に対して何らかの進学希望を持っている結果となった。以上の結果から、長野県内の高校2年生から松本看護大学への受験希望が得られ、学生確保においては十分な見通しがあるといえる。

4. 学生確保の見通しについて

1) 学生確保の見通しがある客観的な根拠

- (1) 長野県における18歳人口は全国と比較してゆるやかである点
- (2) 長野県では看護系大学の進学先が不足しており、今まで長野県外に進学せざるを得なかった高校生が本学へ進学する可能性がある点
- (3) 全国・長野県共に看護系の大学志願者数が上昇しており、看護系大学である松本看護大学にも学生が集まる可能性が高い点
- (4) 教育の特色、立地、初年度学費の観点で競合となる他の看護系大学に対して優位性があることから、高校生から選ばれる可能性が十二分にある点。

以上の4点から本学に学生が集まる見通しは十分にあると判断した。下記にその詳細を記載する。

- (1) 長野県における18歳人口は全国と比較してゆるやかである

近年10年間における長野県の18歳人口の平均的な増減率はマイナス0.6%程度であり、長期的に

は 18 歳人口は減少していくが、その速度はゆるやかであるといえる。平成 31 年 4 月の 18 歳人口は 19,819 人であったが、対象学年を基準人口とし、人口変動等を考慮しない人口予測では、10 年後の令和 12 年には 20,728 人と予測されており、平均的な増減率もプラス 0.5%となる見通しである。

(2) 長野県では看護系大学の進学先が不足しており、今まで長野県外に進学せざるを得なかった高校生が本学へ進学する可能性がある

長野県の大学収容率は約 40% (平成 27 年度 37%) であり、全国の都道府県の中では 2 番目に低い数値となっている。また、平成 31 年度、長野県内に所在している高等学校の卒業生で大学進学者は 9,113 名であったが、うち長野県内の大学への進学者は 1,672 名の 18%であった。これは都道府県の中で 41 番目である。長野県内での大学教育における進学先不足の状況がうかがえる。こうした状況は看護系の大学においても同様であり、平成 28 年度における都道府県別の 18 歳人口 1,000 名あたりの看護系大学入学定員数は全国平均が 18 人であるのに対し、長野県では 11 人と全国と比較して看護系大学の入学定員が少ない状況にあり、長野県内での看護系大学の進学先不足の状況がうかがえる。また本学が独自に行ったアンケート調査によると大学に進学を希望する 1953 人中、看護系大学に進学を希望する学生 (看護系大学が第一志望或いは第二志望である学生) は 261 人であり、261 人中、本学に受験を検討する学生 (「ぜひ受験したい」「一応受験したい」「受験先の候補の一つとして考える」と回答した学生) は 186 人であった。約 71%の学生が地元の長野県にある本学への受験を検討していることから、学生の地元志向の強さがうかがえる。一方で、長野県の県内進学率は 18%に留まっている点、中信地区には看護系大学が信州大学しかなく、その入学定員が 70 名であり、全国からも学生が集まっている点からアンケートを配布した中信地区にはこれまで長野県外に進学せざるを得なかった看護系大学を希望する高等学校卒業生が相当数いることが分かる。こうした学生の一部が本学へ進学する可能性は十分にあるといえる。また、長野県内の看護系大学の入学定員が 396 人であるのに対して日本私立学校振興・共済事業団の資料によると志願者が 1103 名いる点からも長野県では看護系大学の進学先が不足していることが伺える。

(3) 全国・長野県共に看護系の大学志願者数が上昇しており、看護系大学である松本看護大学にも学生が集まる可能性が高い

日本私立学校振興・共済事業団の資料によると私立大学全体の看護師養成校への志願者数は平成 23 年から平成 30 年にかけて 28,387 人から 56,612 人となり、約 2 倍まで増加している。一方で、短期大学全体では 5,834 人から 2,394 人となり、大幅な減少が確認される。また、厚生労働省「看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」の資料によると専門学校全体の看護師養成校への志願者数は平成 23 年から平成 30 年にかけて 114,181 人から 76,935 人と短期大学よりゆるやかではあるが減少傾向にある。以上から、全国的に看護師養成校に進学を希望する高校生の大学志向が増加しているといえる。また、厚生労働省「看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」によると平成 19 年度から令和元年度にかけて長野県における看護系大学の志願者数は 588 名から 1103 名まで上昇している点からも、長野県においても看護系大学に進学を希望する高校生の数が増加しているといえる。

(4) 教育の特色、立地、初年度学費の観点で競合となる他の看護系大学に対して優位性がある

松本看護大学は中信地区では唯一の私立看護系大学であり、地域に根差した教育を特色とする大学となり、長野県の学生に教育の機会を提供するものである。こうした教育の特色や中信地区に私立看護系大学がない状況から、中信地区を中心とした高校生に対して高い優位性があり、松本看護大学の

魅力・特色を伝えることで十分に定員充足できる学生が得られると判断した。また、長野県内の私立看護系大学のなかで最も初年度学費を安価に抑えている点からも優位性があるといえる。いかにその詳細を記載する。

①松本市の魅力

松本市は、北アルプス連峰と美ヶ原高原の豊かな恵みと美しい自然環境、松本城を中心とした城下町として栄えた歴史・伝統文化に育まれてきた。歴史的建造物が多くあり、文化の香りが高く、自然あふれる環境である。また、山岳地帯にあることからスキーやスノーボード等の余暇に興じることもできる。さらに、松本市は、三つの「ガク都」（「岳都」「楽都」「学都」）としても発展している。北アルプスなどの山岳観光都市の「岳都」、セイジ・オザワ松本フェスティバルに代表される「楽都」、そして、日本で最も古い小学校の一つとされる旧開智学校の開校や旧制松本高等学校の誘致など、教育を重んずる文化芸術の息づく「学都」である。松本市では、この「ガク都松本」の実現に向けてさまざまな事業に取り組んでいる。こうした環境は教育研究する場所としてはふさわしく、魅力を感じる学生も一定層いることが予想される。

②本学独自の魅力

本学は松本短期大学看護学科を母体として開学するため、長年看護教育を提供してきた実績がある。また、短期大学での看護師国家資格合格率は100%であり、その実績を踏まえた募集活動を行う。また、本学では在宅看護学に関する科目を8科目11単位配置しているが、長野県の看護系大学では在宅看護学に関する科目は6単位程度に留まるケースが多く、在宅看護学に興味を示す学生にとって魅力度は高いといえる。

また、短期大学には介護福祉学科、幼児保育学科を有している。今後、看護職者と介護福祉士の連携の重要性が高まる中、同じキャンパス内で介護福祉学科の学生と看護学科の学生が学び、交流することの教育的意義は高い。更に、看護学科の教員には介護に関する教育研究経験を有する教員が配置しており、興味のある学生にとっては介護に関する学びを深める機会がある。更に、松本学園には付属の幼稚園と短期大学には幼児保育学科が設置されており、小児看護学を学ぶ上で幼児と関わる機会が多く、看護学とは違った観点で小児への学びを深める幼児保育学科の学生と交流できる機会があることの教育的意義は高い。介護福祉学科と同様に幼児保育のキャリアを有した教員も採用しており、学生は多様なバックグラウンドをもつ教員の下で学生が学ぶことができる。また、本学は少人数のグループ学習を基本とする「智の創造関連科目」を配置している。多様なバックグラウンドをもつ教員主導のなか、学生は主体的に課題を発見し、解決に向かっていき、多様な視点を吸収しながら課題探求力・問題解決力・自己研鑽力・基礎的研究能力を向上させることができる。こうした環境下において本学を魅力に感じる学生は一定数おり、こうした学生に対して本学は優位性が高いといえる。

2) 短期大学と四年制大学の人材需要の違いを踏まえた具体的な広報活動

短期大学と四年制大学の教育内容の違いを踏まえると、短期大学では「実践者の育成」を掲げている点や3年で看護師資格が取得できる点から早期に就職し看護を实践する点に価値を感じる学生が主体であったと想定される。一方で、四年制大学では看護師免許の取得と共に深く専門性を学ぶことに価値を感じる学生に志願者が変化することが想定される。こうした学生層の変化を踏まえ、下記に記載する広報活動を展開することで十分に学生確保の見通しがあると判断した。

(1) 地域の現状や社会構造の変化について

社会的な人材需要とその背景にある地域社会の以下の状況について学生に分かりやすく伝える。

①長野県では少子高齢化により医療ニーズ、特に在宅医療のニーズが今後 10～15 年近く増加し続けるが、長野県全体で訪問看護を実施している医療機関は病院で 37.4%、診療所で 7.7%に留まっており、今後在宅を担う人材が求められている。

②長野県の看護師有効求人倍率は平成 28 年には 2.67 倍（全国平均 2.63 倍）となっており、更にアンケート結果では 328 人の看護師が地域で不足しており、看護師は依然として社会から求められている。

③日本は世界有数の自然災害大国と言われており、特に長野県では山岳事故に対応できる看護師が地域社会から求められている。

表．長野県における山岳遭難発生状況

区分	遭難者数	死者	行方不明	負傷者	無事救出
平成 30 年	330 人	52 人	5 人	146 人	127 人
平成 29 年	327 人	60 人	3 人	148 人	116 人

上記事故の 54%が北アルプスにて発生している。

④長野県は全国トップレベルの平均長寿を維持し続けてきたが、健康長寿を支えてきた保健師が高齢化で維持が難しくなり保健センターで保健師が求められている。

⑤こうした地域の現状に加え看護協会が看護教育の 4 年制化を推奨している点や看護職者が高学歴化している点等全国的に 4 年制教育が求められている

（２）松本看護大学で学べること、なれる看護師・保健師像について

前述した地域や社会構造の現状に加え、松本看護大学で学べること、なれる看護師・保健師像について分かりやすく伝える。松本看護大学はその母体となる松本短期大学の設立以来地域に根差した教育を実施しており、こうした文化的背景をもって開学し、地域で求められる水準の資質・能力を有する看護職人材を育成することを目的としている点。地域に必要とされている在宅看護学・公衆衛生看護学や救急・災害看護学が学べる 4 年制看護大学であり、こうした地域からのニーズに対応した教育を展開している点を PR し、学生の興味関心をもってもらい広報を展開する。更に、松本看護大学で学んだ結果、自分で課題解決ができる自立した看護師として、患者に寄り添い生活を支えることができる心のある看護師になれること、地域の健康を支える看護職者となれることをイメージしてもらう。加えて、地域の 322 施設にアンケートをした結果、86%にあたる 276 施設が松本看護大学に期待をしており、地域から求められている教育を展開している点も伝える。更に、保健師の受験資格が得られる点や 4 年制大学を卒業した後は大学院への進学可能性がある点等のキャリアの幅が 4 年制大学では広いことも伝える。

以上より、審査意見 2（１）及び審査意見 2（２）を踏まえ、学生の確保の見通しと学生確保に向けた取組を記載した書類の「４．学生確保の見通し」及び「５．学生確保に向けた具体的な取り組みと見込まれる効果」を加除修正する。

(新旧対照表) 学生確保の見通しと学生確保に向けた取組を記載した書類 (5 ページから 7 ページ)

新	旧 (5 ページから)
I. 学生の確保の見通しと学生確保に向けた取組を記載した書類 4. 学生確保の見通し 1) 学生確保の見通しの調査結果 学生確保の見通しを定量的に確認することを目的として、開学時に学生募集の対象となる長野県内の高校 2 年生に進学意向調査を実施した。<u>アンケートを依頼した高校は主として本学の位置する中信地区の 39 校の高校であり、5,279 枚アンケートを配布した結果、37 校の高校から合計 3,852 枚の有効回答が確認された (回収率 73%)。なお、高校 2 年生向けにアンケートを回答していただくよう依頼をしたが、信憑性を高めるためにアンケート内にも学年を問う内容を加え、確実に高校 2 年生向けの結果となるよう集計を行った。また、169 名の受験希望者に対して 180 名の進学希望者があった理由は進学希望者 180 名の回答者には受験希望者 169 名だけでなく、受験検討者 492 名、合計 661 名が含まれるためである。</u> <u>その結果、3,852 人から有効回答が得られた。有効回答数 3852 人中、松本看護大学に「ぜひ受験したい」又は「一応受験したい」と回答した者は 169 人となった。また、「受験先の候補の一つとして考える」との回答を含めると 661 人が松本看護大学への進学を希望した。また、「ぜひ受験したい」「一応受験したい」「受験先の候補の一つとして考える」と回答した 661 人のうち、「入学を希望する」と回答した者は 79 人、「一応入学を考える」と回答した者は 101 人、「候補の一つ」と回答した者は 397 人となり、合計すると 577 人の進学検討者が確認された。これは松本看護大学への受験を検討している 661 人のうち約 87%にあたる 577 人が入学を検討している結果となった。</u> 松本看護大学の入学定員 70 人に対して「入学を希望する」のみで入学定員以上 (入学定員の 1.13 倍) の学生確保の見通しが得られた。また、「入学	I. 学生の確保の見通しと学生確保に向けた取組を記載した書類 4. 学生確保の見通し 1) 学生確保の見通しの調査結果 学生確保の見通しを定量的に確認することを目的として、開学時に学生募集の対象となる長野県内の高校 2 年生に進学意向調査を実施した。その結果、3,759 人から有効回答が得られ、大学に進学を希望する 1,953 人中、松本看護大学に「ぜひ受験したい」又は「一応受験したい」と回答した者は 169 人となった。また、「受験先の候補の一つとして考える」との回答を含めると 577 人が松本看護大学への進学を希望した。また、「ぜひ受験したい」「一応受験したい」「受験先の候補の一つとして考える」と回答した者のうち、「入学を希望する」と回答した者は 79 人、「一応入学を考える」と回答した者は 101 人、「候補の一つ」と回答した者は 397 人となった。松本看護大学の入学定員 70 人に対して「入学を希望する」のみで入学定員以上 (入学定員の 1.13 倍) の学生確保の見通しが得られた。また、「入学を希望する」に「一応入学を考える」「候補の一つ」を加えると入学希望者は 577 人となり、入学定員の 8.2 倍に該当する回答者が、松本看護大学に対して何らかの進学希望を持っている結果となった。以上の結果から、長野県内の高校 2 年生から松本看護大学への受験希望が得られ、学生確保においては十分な見通しがあるといえる。(資料 15: 松本看護大学 (仮称) の進学需要・人材需要に関する調査結果)

を希望する」に「一応入学を考える」「候補の一つ」を加えると入学希望者は 577 人となり、入学定員の 8.2 倍に該当する回答者が、松本看護大学に対して何らかの進学希望を持っている結果となった。以上の結果から、長野県内の高校 2 年生から松本看護大学への受験希望が得られ、学生確保においては十分な見通しがあるといえる。 (資料 15：松本看護大学（仮称）の進学需要・人材需要に関する調査結果) 2) 新設学部等の分野の動向 長野県における看護学系学部学科への志願倍率の平均は、平成 30 年度が 3.2 倍、平成 29 年度が 3.1 倍となっており、定員充足率も平均 101 %となっている。これは、長野県における看護学科に対する進学希望者が多数存在している状況を表しており、安定した志願者数の確保と高い志願倍率、定員充足の状況から、本学においても十分な学生の確保の見通しがあるものとする。(資料 11：長野県の看護系大学入試関連データ) 3) 中長期的な 18 歳人口の地域的動向 長野県毎月人口異動調査によると、平成 31 年 4 月時点の長野県の 18 歳人口は 19,819 人であった。また、平成 21 年 4 月時点の長野県の 18 歳人口は 20,890 人であった。10 年間の平均的な減少率は-0.6%程度であることから、長期的に 18 歳人口は減少していくが、その速度はゆるやかであるといえる。また、対象学年を基準人口とし、人口変動等を考慮しない簡易的な人口予想では令和 12 年には長野県の 18 歳人口は 20,728 人であると予想され、平均的な増減率も 0.5%程度プラスとなる見通しである。以上から、長野県内の 18 歳人口が大きく減少することはない、中長期的な確保の見通しがあるものと思われる。(資料 12：長野県の 18 歳人口動態) 4) 競合校の状況	2) 新設学部等の分野の動向 長野県における看護学系学部学科への志願倍率の平均は、平成 30 年度が 3.2 倍、平成 29 年度が 3.1 倍となっており、定員充足率も平均 101 %となっている。これは、長野県における看護学科に対する進学希望者が多数存在している状況を表しており、安定した志願者数の確保と高い志願倍率、定員充足の状況から、本学においても十分な学生の確保の見通しがあるものとする。(資料 11：長野県の看護系大学入試関連データ) 3) 中長期的な 18 歳人口の地域的動向 長野県毎月人口異動調査によると、平成 31 年 4 月時点の長野県の 18 歳人口は 19,819 人であった。また、平成 21 年 4 月時点の長野県の 18 歳人口は 20,890 人であった。10 年間の平均的な減少率は-0.6%程度であることから、長期的に 18 歳人口は減少していくが、その速度はゆるやかであるといえる。また、対象学年を基準人口とし、人口変動等を考慮しない簡易的な人口予想では令和 12 年には長野県の 18 歳人口は 20,728 人であると予想され、平均的な増減率も 0.5%程度プラスとなる見通しである。以上から、長野県内の 18 歳人口が大きく減少することはない、中長期的な確保の見通しがあるものと思われる。(資料 12：長野県の 18 歳人口動態) 4) 競合校の状況

松本看護大学の母体である松本短期大学看護学科の学生の 98%が長野県内からの学生であることから、長野県の看護師を養成する大学を競合校とし、その状況を調査した。調査の結果、長野県に 5 校ある全ての大学において志願者が募集定員を上回る状況であり、入学定員に対する入学者の割合も 1 大学を除くほぼ全ての大学で充足する結果であった。なお、入学者数が入学定員を唯一下回った清泉女学院大学看護学科については、平成 31 年 10 月に認可され、募集活動が他大学よりも遅くなったことが大きな要因と考えられる。(資料 11：長野県の看護系大学入試関連データ) 5) 既設学部等の学生確保の状況 本学の過去 5 年間の志願倍率は看護学科、幼児保育学科は共に 1.00 倍を超えており、介護福祉学科に関しては 0.8 倍程度を維持している。母体となる短期大学から定員数を維持する点、学生の大学志向が上昇している点から、大学においても問題なく定員は充足できるものと考えている。(資料 13：松本短期大学入試関連データ) 6) <u>長野県では看護系大学の進学先が不足しており、今まで長野県外に進学せざるを得なかった高校生が本学へ進学する可能性がある</u> <u>長野県の大学収容率は約 40% (平成 27 年度 37%)</u> <u>であり、全国の都道府県の中では 2 番目に低い数値となっている。また、平成 31 年度、長野県内に所在している高等学校の卒業生で大学進学者は 9,113 名であったが、うち長野県内の大学へ進学した者は 1,672 名と 18%程度であり、82%の大学進学者は県外の大学に進学している。全国的にも長野県の県内大学進学率は低く、全国の都道府県の中で 41 番目である。ここから、長野県内での大学教育における進学先不足の状況がうかがえる。</u> <u>こうした状況は看護系の大学においても同様であり、平成 28 年度における都道府県別の 18 歳人口 1,000 名あたりの看護系大学入学定員数は全国</u>	松本看護大学の母体である松本短期大学看護学科の学生の 98%が長野県内からの学生であることから、長野県の看護師を養成する大学を競合校とし、その状況を調査した。調査の結果、長野県に 5 校ある全ての大学において志願者が募集定員を上回る状況であり、入学定員に対する入学者の割合も 1 大学を除くほぼ全ての大学で充足する結果であった。なお、入学者数が入学定員を唯一下回った清泉女学院大学看護学科については、平成 31 年 10 月に認可され、募集活動が他大学よりも遅くなったことが大きな要因と考えられる。(資料 12：長野県の看護系大学入試関連データ) 5) 既設学部等の学生確保の状況 本学の過去 5 年間の志願倍率は看護学科、幼児保育学科は共に 1.00 倍を超えており、介護福祉学科に関しては 0.8 倍程度を維持している。母体となる短期大学から定員数を維持する点、学生の大学志向が上昇している点から、大学においても問題なく定員は充足できるものと考えている。(資料 13：松本短期大学入試関連データ) (新規)

平均が 18 人であるのに対し、長野県では 11 人と全国と比較して看護系大学の入学定員が少ない状況にあり、長野県内での看護系大学の進学先不足の状況がうかがえる。また本学が独自に行ったアンケート調査によると大学に進学を希望する 1,953 人中、看護系大学に進学を希望する学生（看護系大学が第一志望或いは第二志望である学生）は 261 人であり、261 人中、本学に受験を検討する学生（「ぜひ受験したい」「一応受験したい」「受験先の候補の一つとして考える」と回答した学生）は 186 人であった。約 71%の学生が地元の長野県にある本学への受験を検討していることから、学生の地元志向の強さがうかがえる。一方で、長野県の県内進学率は 18%に留まっている点、中信地区には看護系大学が信州大学しかなく、その入学定員が 70 名であり、全国からも学生が集まっている点からアンケートを配布した中信地区にはこれまで長野県外に進学せざるを得なかった看護系大学を希望する高等学校卒業生が相当数いることが分かる。こうした学生の一部が本学へ進学する可能性は十分にあるといえる。また、長野県内の看護系大学の入学定員が 396 人であるのに対して日本私立学校振興・共済事業団の資料によると志願者が 1103 名いる点からも長野県では看護系大学の進学先が不足していることが伺える。以上から、本学が開学することで地元の看護系大学に進学を希望する学生へ教育の機会を提供すると共に、本学への入学の見込みは高いと判断した。 7) 全国・長野県共に看護系の大学志願者数が上昇しており、看護系大学である松本看護大学にも学生が集まる可能性が高い 日本私立学校振興・共済事業団の資料によると私立大学全体の看護師養成校への志願者数は平成 23 年から平成 30 年にかけて 28,387 人から 56,612 人となり、約 2 倍まで増加している。一方で、短期大学全体では 5,834 人から 2,394 人となり、大幅な減少が確認されている。また、厚生労働省「看護	(新規)

師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」の資料によると専門学校全体の看護師養成校への志願者数は平成 23 年から平成 30 年にかけて 114,181 人から 76,935 人と短期大学よりゆるやかではあるが減少傾向にある。以上から、全国的に看護師養成校に進学を希望する高校生の大学志向が増加しているといえる。また、厚生労働省「看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」によると平成 19 年度から令和元年度にかけて長野県における看護系大学の志願者数は 588 名から 1103 名まで上昇している点からも、長野県においても看護系大学に進学を希望する高校生の数が増加しているといえる。 こうした大学志向の増加は社会構造の変化に伴って発生していると考えられる。看護職者に求められる能力が多様化し、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」が策定された平成 4 年から平成 31 年度にかけて看護系大学の数は 14 校から 272 校まで増加し、入学定員数は平成 31 年度では 24,525 名となった。このような、社会の変化に伴い学生の意識が変化したことが原因であると考えられる。医療が多様化・高度化しているなか、こうした傾向はむしろ加速していくことから、学生の大学志向は長期的に持続するものと考えられる。 また、本学の位置する長野県、特に中信地区の傾向として本学が独自に実施したアンケート調査によると、長野県内の 322 の事業所中 39%にあたる 124 施設が「看護師の人材需要は増加する」と回答しており、特に訪問看護ステーションに限定すると 84 施設中 56%にあたる 47 施設が「看護師の人材需要は増加する」と回答した点からも地域においても、特に在宅に関する看護師の人材需要が伸び、それに伴い高校生の意識も大学志向・在宅志向へと変化していくと予想される。こうした結果から、在宅医療の必要性が増加していくことを考えると、在宅を特色とする本学へ入学を志望する学生もまた、増加していくことを期待している。	

8) 教育の特色、立地、初年度学費の観点で競合となる他の看護系大学に対して優位性がある 松本看護大学は中信地区では唯一の私立看護系大学であり、地域に根差した教育を特色とする大学となり、長野県の学生に教育の機会を提供するものである。こうした教育の特色や中信地区に私立看護系大学がない状況から、中信地区を中心とした高校生に対して高い優位性があり、松本看護大学の魅力・特色を伝えることで十分に定員充足できる学生が得られると判断した。また、長野県内の私立看護系大学のなかで最も初年度学費を安価に抑えている点からも優位性があるといえる。以下に松本看護大学が設置される松本市及び大学の魅力について詳細を記載する。 ①松本市の魅力 松本市は、長野県の中心に位置し、北アルプス連峰と美ヶ原高原の豊かな恵みと美しい自然環境、松本城を中心とした城下町として栄えた歴史・伝統文化に育まれてきた。歴史的建造物が多くあり、文化の香りが高く、自然あふれる環境である。また、山岳地帯にあることからスキーやスノーボード等の余暇に興じることもできる。さらに、松本市は、三つの「ガク都」(「岳都」「楽都」「学都」)としても発展している。北アルプスなどの山岳観光都市の「岳都」、セイジ・オザワ松本フェスティバルに代表される「楽都」、そして、日本で最も古い小学校の一つとされる旧開智学校の開校や旧制松本高等学校の誘致など、教育を重んずる文化芸術の息づく「学都」である。松本市では、この「ガク都松本」の実現に向けてさまざまな事業に取り組んでいる。こうした環境は教育研究する場所としてはふさわしく、魅力を感じる学生も一定層いることが予想される。 また、長野県の中心に位置し、交通の便が良いことから、学生が通学できる範囲が広いことも魅力の一つと言える。 ②本学独自の魅力 本学は松本短期大学看護学科を母体として開学	(新規)

するため、長年看護教育を提供してきた実績がある。また、短期大学での看護師国家資格合格率は100%であり、その実績を踏まえた募集活動を行う。また、本学では在宅看護学に関する科目を8科目11単位配置しているが、長野県の看護系大学では在宅看護学に関する科目は6単位程度に留まるケースが多く、今後さらに重要性が増す、在宅看護学に興味を示す学生にとって魅力度は高いといえる。 また、短期大学には介護福祉学科、幼児保育学科を有している。今後、看護職者と介護福祉士の連携の重要性が高まる中、同じキャンパス内で介護福祉学科の学生と看護学科の学生が学び、交流することの教育的意義は高い。更に、看護学科の教員には介護に関する教育研究経験を有する教員が配置されており、興味のある学生にとっては介護に関する学びを深める機会がある。更に、松本学園には付属の幼稚園と短期大学には幼児保育学科が設置されており、幼児保育学科の学生との交流を通して、小児看護学を学ぶ上で、看護学とは違った観点で小児への学びを深めることのできる教育的意義は高い。介護福祉学科と同様に幼児保育のキャリアを有した教員も採用しており、学生は多様なバックグラウンドをもつ教員の下で学生が学ぶことができる。また、本学は少人数のグループ学習を基本とする「智の創造関連科目」を配置している。多様なバックグラウンドをもつ教員指導のもと、学生は主体的に課題を発見し、解決を図るプロセスにおいて、多様な視点を吸収しながら課題探求力・問題解決力・自己研鑽力・基礎的研究能力を向上させることができる。こうした環境下において本学を魅力に感じる学生は一定数おり、こうした学生に対して本学は優位性が高いといえる。 9) その他、申請者において検討・分析した事項 私学事業団の報告によると、全国の短期大学における介護福祉学科の志願倍率は回復傾向にあるものの、0.5倍～0.8倍程度となっており、入学定員	6) その他、申請者において検討・分析した事項 私学事業団の報告によると、全国の短期大学における介護福祉学科の志願倍率は回復傾向にあるものの、0.5倍～0.8倍程度となっており、入学定員

に対する定員充足率も 60%前後を維持している。 こうした中で、松本短期大学介護福祉学科が志願倍率 0.8～1.0 倍程度を維持し、入学定員に対する定員充足率も 80%前後を維持している点は地域に貢献する本学の姿勢の結果であるといえる。(資料 14：全国の介護福祉短期大学の入試関連データ) 5. 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果 <u>1) 短期大学と四年制大学の人材需要の違いを踏まえた具体的な広報活動</u> <u>短期大学と四年制大学の教育内容の違いを踏まえると、短期大学では「実践者の育成」を掲げている点や 3 年で看護師資格が取得できる点から早期に就職し看護を実践する点に価値を感じる学生が主体であったと想定される。一方で、四年制大学では看護師免許の取得と共に深く専門性を学ぶことに価値を感じる学生に志願者が変化することが想定される。こうした学生層の変化を踏まえ、下記に記載する広報活動を展開することで十分に学生確保の見通しがあると判断した。</u> <u>(1) 地域の現状や社会構造の変化について</u> <u>社会的な人材需要とその背景にある地域社会の以下の状況について学生に分かりやすく伝える</u> <u>①長野県では少子高齢化により医療ニーズ、特に在宅医療のニーズが今後 10～15 年近く増加し続けるが、長野県全体で訪問看護を実施している医療機関は病院で 37.4%、診療所で 7.7%に留まっており、今後在宅を担う人材が求められている</u> <u>②長野県の看護師有効求人倍率は平成 28 年には 2.67 倍 (全国平均 2.63 倍) となっており、更にアンケート結果では 328 人の看護師が地域で不足しており、看護師は依然として社会から求められている</u> <u>③日本は世界有数の自然災害大国と言われており、特に長野県では山岳事故に対応できる看護師が地域社会から求められている</u>	に対する定員充足率も 60%前後を維持している。 こうした中で、松本短期大学介護福祉学科が志願倍率 0.8～1.0 倍程度を維持し、入学定員に対する定員充足率も 80%前後を維持している点は地域に貢献する本学の姿勢の結果であるといえる。(資料 14：全国の介護福祉短期大学の入試関連データ) 5. 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果 (新規)

表. 長野県における山岳遭難発生状況

区分	遭難者数	死者	行方不明	負傷者	無事救出
平成 30 年	330 人	52 人	5 人	146 人	127 人
平成 29 年	327 人	60 人	3 人	148 人	116 人

上記事故の 54%が北アルプスにて発生している。

④長野県は全国トップレベルの平均長寿を維持し続けてきたが、健康長寿を支えてきた保健師が高齢化で維持が難しくなり保健センターで保健師が求められている

特に上記の 4 点について学生に分かりやすく伝える。更に、こうした地域の現状に加え看護協会が看護教育の 4 年制化を推奨している点や看護職者が高学歴化している点等全国的に 4 年制教育が求められている点についても学生に伝える。

(2) 松本看護大学で学べること、なれる看護師・保健師像について。

前述した地域や社会構造の現状に加え、松本看護大学で学べること、なれる看護師・保健師像について分かりやすく伝える。松本看護大学はその母体となる松本短期大学の設立以来地域に根差した教育を実施しており、こうした文化的背景をもって開学し、地域で求められる水準の資質・能力を有する看護職人材を育成することを目的としている点。地域に必要とされている在宅看護学・公衆衛生看護学や救急・災害看護学が学べる 4 年制看護大学であり、こうした地域からのニーズに対応した教育を展開している点を PR し、学生の興味関心をもってもらふ広報を展開する。更に、松本看護大学で学んだ結果、自分で課題解決ができる自立した看護師として、患者に寄り添い生活を支えることができる心のある看護師になれること、地域の健康を支える看護職者となれることをイメージしてもらふ。加えて、地域の 322 施設にアンケートをした結果、86%にあたる 276 施設が松本看護大学に期待をしており、地域から求められている教育を展開している点も伝える。更に、保健師の受験資格が得られる点や 4 年制大学を卒業した後は大学院への進学の可能性のある点等のキャリアの幅が

4 年制大学では広いことも伝える。 2) 具体的な広報内容 本学は、学生確保のための取組みをさらに充実させるため、事務長を委員長とした広報企画推進委員会を設置し、10 名～15 名程度の教職員を任命する。広報企画推進委員会では学生確保の企画・立案、結果分析などを通じて広報活動の充実を図る。また、他大学の広報担当者との意見交換会を企画するなど情報収集も活発化させる。 広報活動の基本方針としては①長野県を中心とする高校生に広く、本学のことを知っていただく活動を展開する（認知度アップ） ②本学に興味・関心があり、ホームページへのアクセス、資料請求、オープンキャンパス等に参加し、本学と接触のある学生により本学への興味・関心を高めて頂き、出願までつなげる（興味・関心度アップ）の 2 点とする。 松本看護大学の入学定員は松本短期大学看護学科と同一である点、松本短期大学看護学科では 5 ヶ年の平均で 99%の入学定員の充足がみられることから、いままでと同様の数値目標で十分に入学定員を充足できる見込みであるが、よりアドミッション・ポリシーに則った学生を確保する観点から昨年と比較して 1.1 倍～1.2 倍の志願者数を確保することを目標に広報活動に取り組むこととする。また、松本看護大学の母体となる松本短期大学看護学科には毎年 80～100 名の志願者があり、うち 30%～50%がオープンキャンパスに参加した学生であることから、オープンキャンパスへの誘導促進を主軸として広報活動を展開する。具体的には下記の取り組みを通じて志願者アップを図る。 (1) 高校訪問 長野県に所在する高校に訪問し、高校教員への情報提供や情報収集を行う。訪問回数は年 3 回～6 回を基本とし、訪問する高校は長野県全域を対象とするが、特に松本短期大学への入学実績の高い高校や、本学の位置する中信地区の近隣高校を重	本学は、学生確保のための取組みをさらに充実させるため、事務長を委員長とした広報企画推進委員会を設置し、10 名～15 名程度の教職員を任命する。広報企画推進委員会では学生確保の企画・立案、結果分析などを通じて広報活動の充実を図る。また、他大学の広報担当者との意見交換会を企画するなど情報収集も活発化させる。 広報活動の基本方針としては①長野県を中心とする高校生に広く、本学のことを知っていただく活動を展開する（認知度アップ） ②本学に興味・関心があり、ホームページへのアクセス、資料請求、オープンキャンパス等に参加し、本学と接触のある学生により本学への興味・関心を高めて頂き、出願までつなげる（興味・関心度アップ）の 2 点とする。 松本看護大学の入学定員は松本短期大学看護学科と同一である点、松本短期大学看護学科では 5 ヶ年の平均で 99%の入学定員の充足がみられることから、いままでと同様の数値目標で十分に入学定員を充足できる見込みであるが、よりアドミッション・ポリシーに則った学生を確保する観点から昨年と比較して 1.1 倍～1.2 倍の志願者数を確保することを目標に広報活動に取り組むこととする。また、松本看護大学の母体となる松本短期大学看護学科には毎年 80～100 名の志願者があり、うち 30%～50%がオープンキャンパスに参加した学生であることから、オープンキャンパスへの誘導促進を主軸として広報活動を展開する。具体的には下記の取り組みを通じて志願者アップを図る。 (1) 高校訪問 長野県に所在する高校に訪問し、高校教員への情報提供や情報収集を行う。訪問回数は年 3 回～6 回を基本とし、訪問する高校は長野県全域を対象とするが、特に松本短期大学への入学実績の高い高校や、本学の位置する中信地区の近隣高校を重点高校とし、より頻度の高い訪問を行う。

点高校とし、より頻度の高い訪問を行う。 (2) 広報関連制作物 松本短期大学では毎年 600 件前後の資料請求がある。資料発送時に同封する内容物をよりよくすることでオープンキャンパスへの参加、志願者増加を促進する。広報物の内容としては松本看護大学の説明、在宅・公衆衛生学を中心とした学びの特色、養成人材像と想定される就職先の PR に注力する。 (3) WE B サイト 松本短期大学では、毎年 32,000 件前後の HP へのアクセスがある。積極的にウェブ広報を活用し、認知を高め、興味関心をもってもらうための活動を行う。ホームページ上で、高校生が求める情報を頻繁に発信予定である。 (4) ダイレクトメール オープンキャンパス参加や出願を促すため、学生の興味・関心に合わせ、必要に応じて発送を行い、オープンキャンパスの告知と誘導、入試案内による出願の促進を行う。 (5) 進学説明会・オープンキャンパス 高校生が進路を決定する夏頃を中心に進学相談会やオープンキャンパスを実施し、高校生や保護者が大学に直接触れる機会を多く設ける。また、外部業者が主催する進学説明会へも積極的に参画する。	(2) 広報関連制作物 松本短期大学では毎年 600 件前後の資料請求がある。資料発送時に同封する内容物をよりよくすることでオープンキャンパスへの参加、志願者増加を促進する。広報物の内容としては松本看護大学の説明、在宅・公衆衛生学を中心とした学びの特色、養成人材像と想定される就職先の PR に注力する。 (3) WE B サイト 松本短期大学では、毎年 32,000 件前後の HP へのアクセスがある。積極的にウェブ広報を活用し、認知を高め、興味関心をもってもらうための活動を行う。ホームページ上で、高校生が求める情報を頻繁に発信予定である。 (4) ダイレクトメール オープンキャンパス参加や出願を促すため、学生の興味・関心に合わせ、必要に応じて発送を行い、オープンキャンパスの告知と誘導、入試案内による出願の促進を行う。 (5) 進学説明会・オープンキャンパス 高校生が進路を決定する夏頃を中心に進学相談会やオープンキャンパスを実施し、高校生や保護者が大学に直接触れる機会を多く設ける。また、外部業者が主催する進学説明会へも積極的に参画する。

3. <人材需要の見通しが不明確>

地域における訪問看護師の需要が不明確であるため、本学の人材が長期的な需要の見通しがあるか客観的根拠も示しつつ具体的に説明すること。

(対応)

今般の審査意見3を踏まえ、本学が独自に行った「人材需要に関する基礎調査」の結果を分析し、地域における訪問看護師の需要について調査を行ったため、調査結果を踏まえて説明を行う。その際、「地域における訪問看護師の需要が不明確である」との指摘を受け「地域における訪問看護師の需要」の説明を行う。次に「本学の人材が長期的な需要の見通しがあるか客観的根拠も示しつつ具体的に説明すること」の説明を受け「松本看護大学が養成する人材需要の長期的な見通し」について説明を行う。

(説明)

1. 地域における訪問看護師の需要

地域における訪問看護師数の人材需要について確認するため、人材需要に関する基礎調査結果から訪問看護ステーションのアンケート結果を抽出し、その人材需要について調査を実施した。アンケートから抽出した結果、訪問看護ステーション 84 施設中、41%にあたる 34 施設で必要な看護師を確保できていない結果となった。これは全施設のアンケート結果である 34%よりも 7 ポイント高い。ここから訪問看護ステーションでの人材不足が深刻であることが伺える。また、全国訪問看護事業協会資料によると全国の訪問看護ステーション数は平成 22 年に 5,731 件であったものが平成 31 年には 11,161 件まで増加し、約 2 倍近く増加しており、長野県においても同様に訪問看護ステーションが増加すると共に訪問看護師の需要も増加していくことが予想される。

2. 松本看護大学が養成する人材需要の長期的な見通し

本学の養成する人材像の長期的な見通しについて確認するため、人材需要に関する基礎調査結果から訪問看護ステーションのアンケート結果を抽出し、その人材需要について調査を実施した。アンケートから抽出した結果「大学への期待度について、どの程度ご期待いただけますか。」という質問に対し、訪問看護ステーション 84 施設中 85%にあたる 71 施設が「とても期待している」又は「ある程度、期待している」と回答し、松本看護大学（仮称）に対し何らかの期待をしている結果となった。また、松本看護大学（仮称）を卒業した人材への採用意向については回答件数 84 施設中、65%にあたる 55 施設が「ぜひ採用したい」「採用したい」「採用を検討してもよい」と回答し、回答した施設に対し、「採用可能と思われる人数をご記入ください」と質問した結果、53 名の採用可能枠が確認された。本学の在宅看護学の特色に該当する実習を受け、その専門性を深める学生は 25 名である点から、卒業後の進路は十分に見込めるものといえる。更に、「将来貴事業所における看護師さんの需要について、どのようにお考えになりますか」との質問に対し、訪問看護ステーション 84 施設中 56%にあたる 47 施設が「増加する」と回答した。これは全施設のアンケート結果である 39%よりも 17 ポイント高い。ここから、訪問看護ステーションでの人材需要は今後増加していくことが予想される。

表. 看護師の需要について

		全体		訪問看護ステーション	
1	増加する	124	38.6%	47	56.0%
2	増加しない	107	33.2%	9	10.7%
3	わからない	89	27.6%	28	33.3%
4	その他・無回答	2	0.6%	0	0%
		322		84	

以上より、審査意見3を踏まえ、設置の趣旨等を記載した書類の「I. 設置の趣旨及び」を加筆修正する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (14 ページ)

新	旧 (2 ページから)
I. 設置の趣旨及び必要性 9. 地域における訪問看護師の需要 地域における訪問看護師数の人材需要について確認するため、人材需要に関する基礎調査結果から訪問看護ステーションのアンケート結果を抽出し、その人材需要について調査を実施した。アンケートから抽出した結果、訪問看護ステーション 84 施設中、41%にあたる 34 施設で必要な看護師を確保できていない結果となった。これは全施設のアンケート結果である 34%よりも 7 ポイント高い。ここから訪問看護ステーションでの人材不足が深刻であることが伺える。また、全国訪問看護事業協会資料によると全国の訪問看護ステーション数は平成 22 年に 5,731 件であったものが平成 31 年には 11,161 件まで増加し、約 2 倍近く増加しており、長野県においても同様に訪問看護ステーションが増加すると共に訪問看護師の需要も増加していくことが予想される。 10. 松本看護大学が養成する人材需要の長期的な見通し 本学の養成する人材像の長期的な見通しについて確認するため、人材需要に関する基礎調査結果から訪問看護ステーションのアンケート結果を抽	I. 設置の趣旨及び必要性 (新規) (新規)

出し、その人材需要について調査を実施した。

アンケートから抽出した結果「大学への期待度について、どの程度ご期待いただけますか。」という質問に対し、訪問看護ステーション 84 施設中 85%にあたる 71 施設が「とても期待している」又は「ある程度、期待している」と回答し、松本看護大学（仮称）に対し何らかの期待をしている結果となった。また、松本看護大学（仮称）を卒業した人材への採用意向については回答件数 84 施設中、65%にあたる 55 施設が「ぜひ採用したい」「採用したい」「採用を検討してもよい」と回答し、回答した施設に対し、「採用可能と思われる人数をご記入ください」と質問した結果、53 名の採用可能枠が確認された。本学の在宅看護学の特色に該当する実習を受け、その専門性を深める学生は 25 名である点から、卒業後の進路は十分に見込めるものといえる。更に、「将来貴事業所における看護師さんの需要について、どのようにお考えになりますか」との質問に対し、訪問看護ステーション 84 施設中 56%にあたる 47 施設が「増加する」と回答した。これは全施設のアンケート結果である 39%よりも 17 ポイント高い。ここから、訪問看護ステーションでの人材需要は今後増加してくことが予想される。

表. 看護師の需要について

		全体		訪問看護ステーション	
1	増加する	124	38.6%	47	56.0%
2	増加しない	107	33.2%	9	10.7%
3	わからない	89	27.6%	28	33.3%
4	その他・無回答	2	0.6%	0	0%
		322		84	

4. <教育課程の配置が不明確>

教育課程について、どのような考え方で授業科目が配置されているのか不明確であるため、以下の点を踏まえて、具体的に説明すること。

(1) ディプロマ・ポリシーにおいて「(1) 多様な人々との関係を成立・発展できる能力」を掲げ、これに対応する科目として、語学科目やコミュニケーション関連科目を配置しているが、本学のいう「多様な人々」の趣旨が不明確であり、これらの科目で、ここに掲げられた能力を身に付けさせることができるのか判断することができない。ディプロマ・ポリシーの内容を具体的に記述するとともに、より幅広く学修できるよう科目を設定すること。

(対応)

審査意見での指摘を受け、本学でディプロマ・ポリシーの「(1) 多様な人々との関係を成立・発展できる能力」の「多様な人々」について確認を行った。「多様な人々」とは看護の対象となる人々に加え、協働する多職種もその対象となるとの結論に至った。そのため、多様な人々の定義は「看護の対象となるあらゆる年代の個人、家族、集団、地域社会に加え、協働する多職種も含まれ、看護を実践する上で関わる人々全て」である。以上から、ディプロマ・ポリシーの「(1) 多様な人々との関係を成立・発展できる能力」の説明を下記の通り改めた。

また、より幅広く学修できるよう科目を設定すること。の回答として現在のもので十分であることを説明する。

(説明)

1) 多様な人々との関係を成立・発展することができる。

この能力は今後増加していく在宅看護に対応するためには複雑な背景をもつ対象者への全人的理解が必要となる点。ヒアリング結果から多様な対象者に対して敬意をもって接し、信頼関係を構築する力、多職種と連携するためのコミュニケーション力が求められている点から策定を行った。ここでの多様な人々とは看護の対象となるあらゆる年代の個人、家族、集団、地域社会に加え、協働する多職種も含まれ、看護を実践する上で関わる人々全てが対象となる。

「カリキュラムポリシー1:「多様な人々との関係を成立・発展できる能力」を身につけるための科目を教養科目、専門科目に配置する。」はこの能力を養成するためのカリキュラム編成であり、主に教養科目と専門科目の一部に関連している。1年次では「情報科学」「社会学」「法学」「英語Ⅰ～Ⅱ」「コミュニケーション論」「コミュニケーション支援論」等といった教養やコミュニケーションに関する科目に加え、「生命倫理」によって幅広い教養と倫理感を養う。更に、主に2年次以降に配当している「成人看護学概論」「小児看護学概論」等といった概論科目や「医療と看護の倫理」によって1年次によって身につけた教養・倫理観を看護職者としてふさわしい職業倫理へと発展させる。こうした職業倫理や教養は誠実さ、礼節、品性、清潔さ、謙虚といった個人としての品行に繋がると共に、社会常識の獲得に必要である。こうして得られた教養と倫理観は他者との信頼関係構築に必要であり、ディプロマ・ポリシーに掲げる「多様な人々との関係を成立・発展することができる能力」へと繋がっていく。以上から、現在のカリキュラムにおいてもディプロマ・ポリシーに掲げられる能力を十分に育

成できると判断した。

こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、本学のアドミッションポリシーに「③人間の生命を大切に思い、誠実な態度で他者と関わることができる人（多様性・協働性）」「⑤人々と良い関係を持ち、自分の考えを的確に表現する力が備わっている人（多様性・協働性・思考力・判断力・表現力）」を策定し、入学時には生命を尊重する考えや誠実さ、コミュニケーション力の素地が備わっているかを確認する。

（是正事項） 看護学部 看護学科

4. <教育課程の配置が不明確>

教育課程について、どのような考え方で授業科目が配置されているのか不明確であるため、以下の点を踏まえて、具体的に説明すること。

（2）ディプロマ・ポリシーにおいて「（3）地域貢献力と多職種連携能力」を掲げ、これに対応する科目として、公衆衛生看護学系、救急・災害看護学系や在宅看護学系の科目を配置しているが、これらの科目の多くが選択科目として設定されており、ここに掲げられた能力を身に付けさせることができるのか判断することができない。

（対応）

本学では「公衆衛生看護学系」「救急・災害看護学系」「在宅看護学系」を3つの柱として「（3）地域貢献力と多職種連携能力」に必要な力を身につけるものである。そのため、「公衆衛生看護学系」「救急・災害看護学系」「在宅看護学系」それぞれに該当する科目に講義形式と実習形式を配当し、講義形式で身につけた知識を実習形式で体験し、分野ごとに学びの内容が確実に身につくように配置している。また、卒業要件上「救急看護学実習」「多職種連携実習」「公衆衛生看護学実習Ⅰ」のいずれか履修する必要がある点、それぞれの実習科目を履修するには対応する講義科目を履修する必要がある点から、卒業にはそれぞれに対応できる能力を身につけることができる履修上の区分となっている。

今般の審査意見において「これらの科目の多くが選択科目として設定されており、ここに掲げられた能力を身に付けさせることができるのか判断することができない」との意見を踏まえ、学内で審議を行った。その結果、①ディプロマ・ポリシーの「（3）地域貢献力と多職種連携能力」が確実に身につくよう選択科目の一部を必修にすること。②専門分野ごとに学びが深められるような履修方法について学生に周知することの2点によって対応することとした。

（説明）

1. 選択科目の一部を必修にする

カリキュラムを見直し、「公衆衛生看護学概論」「地域包括ケア論」の重要性を鑑み、必修科目へと変更する。また、卒業要件上「救急看護学実習」「多職種連携実習」「公衆衛生看護学実習Ⅰ」のいずれか履修する必要がある点に「災害看護学実習」を加え、卒業には「災害看護学実習」「救急看護学実習」「多職種連携実習」「公衆衛生看護学実習Ⅰ」のいずれか履修する必要があるよう改めた。

2. 専門分野ごとに学びが深められるような履修方法について学生に周知する

学生が興味関心に合わせて専門性を深められるように①入学時のオリエンテーションで履修モデルを活用しながらそれぞれの履修方法について説明を行う。また、保健師養成課程を希望する学生については国家資格受験に必要な必須科目についても説明し、履修することを促す。②2年次後期にそれぞれの専門領域のどの実習を履修するか選択させ、実習内容にあわせた講義科目を履修するよう促す。この際、保健師養成課程を履修する20名の学生の募集を行い、必要に応じて面接・履修要件である科目の成績等により選考を行う。(資料41：履修内容の告知スケジュール)

以上より、審査意見4(1)、審査意見4(2)を踏まえ、設置の趣旨等を記載した書類の「Ⅱ. 本学の特色(学部学科の特色)」及び「Ⅵ. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件」を加除修正する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類(15ページから20ページ)

新	旧(16ページから)
Ⅱ. 本学の特色(学部学科の特色) 5. 3つのポリシーと教育課程の繋がり 1) 多様な人々との関係を成立・発展することができる。 この能力は今後増加していく在宅看護に対応するためには複雑な背景をもつ対象者への全人的理解が必要となる点。ヒアリング結果から多様な対象者に対して敬意をもって接し、信頼関係を構築する力、多職種と連携するためのコミュニケーション力が求められている点から策定を行った。ここでの多様な人々とは看護の対象となるあらゆる年代の個人、家族、集団、地域社会に加え、協働する多職種も含まれ、看護を実践する上で関わる人々全てが対象となる。 「カリキュラムポリシー1:「多様な人々との関係を成立・発展できる能力」を身につけるための科目を教養科目、専門科目に配置する。」はこの能力を養成するためのカリキュラム編成であり、主に教養科目と専門科目の一部に関連している。1年次では「情報科学」「社会学」「法学」「英語Ⅰ～Ⅱ」「コミュニケーション論」「コミュニケーション支援論」等といった教養やコミュニケーションに関する科目に加え、「生命倫理」によって幅広い教養と倫理感を養う。更に、主に2年次以降に担当している「成人看護学概論」「小児看護学概論」等といった	Ⅱ. 本学の特色(学部学科の特色) 5. 教育目標とディプロマ・ポリシー、教育課程の繋がり 本学部の理念・目的を実現するために、自立した看護職者として必要な知識と実践能力をその教育目標のもとで養う。本学部の人材養成の目標や、ディプロマ・ポリシーに内包される具体的な能力とそれらを育成する授業の関係は以下のとおりであり、その達成に向けて教育課程を構築している。 1) 社会に広く貢献するための幅広く深い教養、誠実で豊かな人間性を備え、総合的な判断ができる能力 この能力は、本学部の養成人材像の「幅広く深い教養」、ディプロマ・ポリシーの「①多様な人との関係を成立・発展できる能力」「⑥地域社会の多様な健康課題に対応できる力」に関連し、多様な人との関係を成立・発展できるコミュニケーション能力の素地であり、対象者の立場に立った対象者理解と必要なケアを実践するために基盤となる能力である。この能力に対応する科目として、主に教養科目を配当している。その中の「英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「中国語Ⅰ・Ⅱ」、「比較文化論」、「国際理解入門」、「言語と表現」など、教養科目のほとんどが、この能力に関連している。

た概論科目や「医療と看護の倫理」によって1年次によって身につけた教養・倫理観を看護職者としてふさわしい職業倫理へと発展させる。こうした職業倫理や教養は誠実さ、礼節、品性、清潔さ、謙虚といった個人としての品行に繋がると共に、社会常識の獲得に必要である。こうして得られた教養と倫理観は他者との信頼関係構築に必要であり、ディプロマ・ポリシーに掲げる「多様な人々との関係を成立・発展することができる能力」へと繋がっていく。以上から、現在のカリキュラムにおいてもディプロマ・ポリシーに掲げられる能力を十分に育成できると判断した。 こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、本学のアドミッションポリシーに「③人間の生命を大切に思い、誠実な態度で他者と関わることができる人（多様性・協働性）」「⑤人々と良い関係を持ち、自分の考えを的確に表現する力が備わっている人（多様性・協働性・思考力・判断力・表現力）」を策定し、入学時には生命を尊重する考えや誠実さ、コミュニケーション力の素地が備わっているかを確認する。	2) 生命の尊厳に基づく倫理観を有し、多様な価値観を尊重して行動できる能力 この能力は、本学部の養成人材像の「生命の尊厳に基づく倫理観」とディプロマ・ポリシーの「①多様な人々との関係を構築・発展できる能力」「④課題発見能力と課題解決能力」に関連し、対象者の尊厳と権利を尊重し、看護職者としてふさわしい高い倫理観と真摯な姿勢で責任ある看護実践が提供できる能力である。これらの能力を養うために必要な科目として、教養科目では「コミュニケーション論」「生命倫理」「ボランティア論」等の科目、専門基礎科目では「看護援助的関係論」等の科目、専門科目では「看護学概論」「基礎看護学実習」等の科目を配置している。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (34 ページから 36 ページ)

新	旧 (35 ページから)
VI. 教育方法, 履修指導方法及び卒業要件 2. 履修指導方法 1) 履修ガイダンス 入学時のオリエンテーションにおいて、本学の教育理念、教育目標、人材育成、各学期にとるべき科目について説明し、さらに授業システム及び単位取得方法、卒業要件、資格取得方法等について、履修モデルを通じて説明する。また、高校までの学習と大学での学びの相違、自主的・主体的な学びの重要性について理解してもらう。 保健師課程を希望する学生については国家資格受験に必要な必須科目についても説明し、履修することを促す。 本学の特色に関する3つの専門領域については	VI. 教育方法, 履修指導方法及び卒業要件 2. 履修指導方法 1) 履修ガイダンス 入学時のオリエンテーションにおいて、本学の教育理念、教育目標、人材育成、各学期にとるべき科目について説明し、さらに授業システム及び単位取得方法、卒業要件、資格取得方法等について、履修モデルを通じて説明する。また、高校までの学習と大学での学びの相違、自主的・主体的な学びの重要性について理解してもらう。

<u>入学時のオリエンテーションに加え、2 年次後期にそれぞれの専門領域のどの実習を履修するか選択させ、実習内容にあわせた講義科目を履修するよう促す。この際、保健師課程を履修する 20 名の学生の募集を行い、必要に応じて面接・履修要件である科目の成績等により選考を行う。</u> 2) チューター制度の導入 (略)	2) チューター制度の導入 (略)

(是正事項) 看護学部 看護学科

5. <シラバスが不明確>

各回の教育内容が適切に示されていない科目や、成績評価方法に出席が加味されている科目、参考書に履修要件の説明がある科目など不備が散見されるため、網羅的に確認を行い、適切に改めること。

(対応)

今般の審査意見を踏まえ、教育内容、教育内容と単位数との整合、成績評価方法、留意事項、履修要件等、その他すべての項目について網羅的に確認を行い、適切に示されていない科目に関し、シラバスの修正を行う。また、教員審査の結果を受け、担当教員を変更し修正を行う。修正事項は青字でシラバスに表記する。

(新旧対照表) シラバス

1) コミュニケーション論

(修正内容)

- ① 当初予定していた教員が審査の結果保留となり、担当教員を変更。
- ② 教育内容の9コマ目に定期試験を追加。
- ③ 留意事項を修正。

	新	旧
①	永石喜代子・葛西朱美	高下梓
②	9コマ目 定期試験	追加
③	1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2. 講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3. 欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1. 事前学習が課された部分は、熟読したうえで授業に臨むこと。 2. 受講後、復習を短時間でも行い、統計用語や考え方になじむようにすること。 3. 課題学習は指定された日時・方法で必ず提出すること。

2) コミュニケーション支援論

(修正内容)

- ① 時間数の修正。
- ② 16コマ目に定期試験を追加。
- ③ 留意事項の修正。

	新	旧
①	30 時間	15 時間
②	16 コマ目 定期試験	追加

③	1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2. 講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3. 欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1. 事前学習が課された部分は、熟読したうえで授業に臨むこと。 2. 受講後、復習を短時間でも行い、統計用語や考え方になじむようにすること。 3. 課題学習は指定された日時・方法で必ず提出すること。 4. 定期試験は履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。 5. 無断欠席・遅刻は減点対象とする。 6. 授業態度も評価対象とする。飲食・私語・携帯電話操作等、注意しても改めない場合は、その授業の出席を停止とみなす。

3) 生物学

(修正内容)

- ① 時間数の修正。
- ② 到達目標の修正。
- ③ 16 コマ目に定期試験を追加
- ④ 参考書欄の修正
- ⑤ 留意事項の修正。

	新	旧
①	30 時間	15 時間
②	到達目標 4. 5 「説明することができる」	到達目標 4. 5 の「考えることができる」
③	16 コマ目 定期試験	追加
④	削除	高畑雅一、増田隆一、北田一博編：「系統看護学講座 基礎分野 生物学」医学書院
⑤	1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2. 講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3. 欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2. 講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るマナーモードにする）。 3. 欠席者に対する補講は行わないが、申し出があれば授業中に配布したプリント等を渡す。 4. 遅刻、途中退出の扱いはその都度判断するが、回数により欠席とすることがある。

4) 環境学

(修正内容)

- ① 到達目標の修正。
- ② 9コマ目に定期試験を追加。
- ③ 留意事項の修正。

	新	旧
①	1. 人間活動が生態系に与える影響について理解し、人間生活と環境とのつながりについて説明することができる。 2. 人間の活動によって起きている環境上の問題や、今後起きる可能性の高い問題について理解し、持続可能な社会について説明することができる。	1. 人間活動が生態系に与える影響について理解し、人間生活と環境とのつながりについて考えることができる。 2. 人間の活動によって起きている環境上の問題や、今後起きる可能性の高い問題について理解し、持続可能な社会について考えることができる。
②	9コマ目 定期試験	追加
③	1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2. 講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3. 欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。2. 講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るかマナーモードにする）。 3. 欠席者に対する補講は行わないが、申し出があれば授業中に配布したプリント等を渡す。 4. 遅刻、途中退出の扱いはその都度判断するが、回数により欠席とすることがある。

5) 医療と看護の倫理

(修正内容)

- ① 9コマ目に定期試験を追加。
- ② 成績評価方法の修正。

	新	旧
①	9コマ目 定期試験	追加
②	筆記試験 60%、課題レポート 30%、グループワーク参加度 10%	筆記試験 60%、課題レポート 30% 態度：出席状況・グループワーク参加度 10% 遅刻や未提出等は減点方式

6) 教養ゼミナール

(修正内容)

- ① 担当教員のうち1名が職位不適の判定となり担当教員を変更。
- ② 留意事項の修正。

	新	旧
①	小林(た)・金子・今井・鮎川・百瀬・関永・原岡・永石・小林(由)・三輪・葛西・横山・ <u>山下</u> ・垣内・近藤・三澤・塩澤・奥原・○高下	小林(た)、金子、今井、鮎川、百瀬、関永、原岡、永石、小林(由)、三輪、葛西、横山、山田、垣内、近藤、木村、三澤、塩澤、奥原、○高下

②	1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2. 講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。 3. 欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1. 全員が積極的に参加し、主体的に学びを進めていくこと。 2. 事前学習は必ず行い、授業に臨む。 3. 受講後、短時間でも復習を継続して行うことにより理解が深まる。 4. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用(mail含む)等は評価成績から減点する。 5. 課題学習は指定された日時、方法で必ず提出すること。 6. 無断欠席・遅刻は減点対象とする(遅刻3回で欠席1回とみなす)。 7. 出席確認時の代返・代筆は懲戒対象となる。 8. 授業態度(飲食、私語、携帯操作等注意しても改めない場合は、その授業の出席を停止とみなす)も評価対象とする。

7) 連携ゼミナール I

(修正内容)

- ① 担当教員のうち1名が職位不適の判定となり担当教員を変更。
- ② 留意事項の修正。

	新	旧
①	小林(た)・金子・今井・鮎川・百瀬・関永・原岡・永石・小林(由)・三輪・葛西・横山・ <u>山下</u> ・垣内・近藤・三澤・塩澤・奥原・○高下	小林(た)、金子、今井、鮎川、百瀬、関永、原岡、永石、小林(由)、三輪、葛西、横山、山田、垣内、近藤、木村、三澤、塩澤、奥原、○高下
②	1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2. 講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。 3. 欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1. 全員が積極的に参加し、主体的に学びを進めていくこと。 2. 事前学習は必ず行い、授業に臨む。 3. 受講後、短時間でも復習を継続して行うことにより理解が深まる。 4. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用(mail含む)等は評価成績から減点する。 5. 課題学習は指定された日時、方法で必ず提出すること。 6. 無断欠席・遅刻は減点対象とする(遅刻3回で欠席1回とみなす)。 7. 出席確認時の代返・代筆は懲戒対象となる。 8. 授業態度(飲食、私語、携帯操作等注意しても改めない場合は、その授業の出席を停止とみなす)も評価対象とする。

8) 連携ゼミナールⅡ

(修正内容)

- ① 担当教員のうち1名が職位不適の判定となり担当教員を変更。
- ② 留意事項の修正。

	新	旧
①	小林(た)・金子・今井・鮎川・百瀬・関永・原岡・永石・○小林(由)・三輪・葛西・横山・ <u>山下</u> ・垣内・近藤・三澤・塩澤・奥原・高下	小林(た)、金子、今井、鮎川、百瀬、関永、原岡、永石、○小林(由)、三輪、葛西、横山、山田、垣内、近藤、木村、三澤、塩澤、奥原、高下
②	1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2. 講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。 3. 欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1. 全員が積極的に参加し、主体的に学びを進めていくこと。 2. 事前学習は必ず行い、授業に臨む。 3. 受講後、短時間でも復習を継続して行うことにより理解が深まる。 4. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用(mail含む)等は評価成績から減点する。 5. 課題学習は指定された日時、方法で必ず提出すること。 6. 無断欠席・遅刻は減点対象とする(遅刻3回で欠席1回とみなす)。 7. 出席確認時の代返・代筆は懲戒対象となる。 8. 授業態度(飲食、私語、携帯操作等注意しても改めない場合は、その授業の出席を停止とみなす)も評価対象とする。

9) 研究入門

(修正内容)

- ① 事前学習の内容修正
- ② 9コマ目に定期試験を追加
- ③ 成績評価方法の修正

	新	旧
①	授業毎に提示する。	授業の課題は必ずやってくる
②	9コマ目 定期試験	追加
③	筆記試験 60%、課題レポート・授業の振り返り用紙の内容 40%	課題レポート、出席状況、授業の振り返り用紙の内容、

10) 研究方法論

(修正内容)

- ① 9コマ目に定期試験を追加。
- ② 成績評価方法の修正。

	新	旧

①	9 コマ目 定期試験	追加
②	課題レポート 100%	出席状況、課題レポート

11) 疫学

(修正内容)

- ① 時間数の修正。
- ② 16 コマ目に定期試験を追加。
- ③ 留意事項の修正。

	新	旧
①	30 時間	15 時間
②	16 コマ目 定期試験	追加
③	1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2. 講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3. 欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2. 講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るかマナーモードにする）。 3. 欠席者に対する補講は行わないが、申し出があれば授業中に配布したプリント等を渡す。 4. 遅刻、途中退出の扱いはその都度判断するが、回数により欠席とすることがある。

12) 公衆衛生学

(修正内容)

- ① 9 コマ目に定期試験を追加。
- ② 留意事項の修正。

	新	旧
①	9 コマ目 定期試験	追加
②	1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2. 講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3. 欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2. 講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るかマナーモードにする）。 3. 欠席者に対する補講は行わないが、申し出があれば授業中に配布したプリント等を渡す。 4. 遅刻、途中退出の扱いはその都度判断するが、回数により欠席とすることがある。

13) 保健・医療・福祉行政論

(修正内容)

- ① 留意事項の修正。

	新	旧
①	1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。	1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。

	2. 講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。 3. 欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	2. 講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るかマナーモードにする)。 3. 欠席者に対する補講は行わないが、申し出があれば授業中に配布したプリント等を渡す。 4. 遅刻、途中退出の扱いはその都度判断するが、回数により欠席とすることがある。

14) 社会保障制度

(修正内容)

① 留意事項の修正。

	新	旧
①	1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2. 講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。 3. 欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2. 講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るかマナーモードにする)。 3. 欠席者に対する補講は行わないが、申し出があれば授業中に配布したプリント等を渡す。 4. 遅刻、途中退出の扱いはその都度判断するが、回数により欠席とすることがある。

15) 衛生関係法規

(修正内容)

① 留意事項の修正。

	新	旧
①	1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2. 講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。 3. 欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2. 講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るかマナーモードにする)。 3. 欠席者に対する補講は行わないが、申し出があれば授業中に配布したプリント等を渡す。 4. 遅刻、途中退出の扱いはその都度判断するが、回数により欠席とすることがある。

16) 保健統計学

(修正内容)

① 成績評価方法の変更。

② 留意事項の修正。

	新	旧
①	定期試験 60%、事後課題 40%	定期試験 60%、事前・事後課題 40%
②	1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。	1. 事前学習が課された部分は、熟読したうえで授業に臨むこと。

	2. 講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。 3. 欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	2. 受講後、復習を短時間でも行い、統計用語や考え方になじむようにすること。 3. 課題学習は指定された日時・方法で必ず提出すること。 4. 定期試験は履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。 5. 無断欠席・遅刻は減点対象とする。 6. 授業態度も評価対象とする。飲食・私語・携帯電話操作等、注意しても改めない場合は、その授業の出席を停止とみなす。

17) 看護援助的関係論

(修正内容)

① 留意事項の修正。

	新	旧
①	1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2. 講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。 3. 欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1. 事前学習、事後学習を行うことで、授業への関心、学びが深まる。 2. 受講後必ず、復讐を短時間でも、継続することで理解深まる。 3. 講義中の教室出入り、携帯電の使用(mail含む)などは評価成績から減点する。 4. 課題学習は指定された日時、方法で必ず提出する。 5. 定期試験は、履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。 6. 無断欠席・遅刻は減点の対象とする。(遅刻3回で欠席1回とみなす) 7. 授業態度(飲食、私語、携帯操作など注意しても改めない場合は、その授業の出席を停止とみなす。)評価対象とする。

18) 看護学概論

(修正内容)

① 16 コマ目に定期試験を追加

② 留意事項の修正

	新	旧
①	16 コマ目 定期試験	追加
②	1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2. 講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、	1. 出席は、毎回の振り返り用紙で確認する。 2. 定期試験は、学則に準ずる。 3. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用

	マナーモードに設定する)。 3. 欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	(mail 含む) 等は評価成績から減点する。

19) 基礎看護技術 I

(修正内容)

- ① 31 コマ目に定期試験を追加。
- ② 留意事項の中から適切でない項目を削除。

	新	旧
①	31 コマ目 定期試験	追加
②	1. 看護師としての身だしなみを整え演習に臨むこと。身だしなみが整っていない場合は演習に参加できない。 2. 技術アワーの時間を設定するので、技術の練習・習熟に活用する。 3. 技術演習は演習に関連した講義を受けていない場合は演習を行うことができない。欠席した場合は、授業で配布された資料を熟読し自己学習して、担当教員の口頭試問を受け合格した場合に演習を履修できる。履修後指定されたレポートの提出により技術演習は修得したこととする。	1. 看護師としての身だしなみを整え演習に臨むこと。身だしなみが整っていない場合は演習に参加できない。 2. 技術アワーの時間を設定するので、技術の練習・習熟に活用する。 3. 技術演習は演習に関連した講義を受けていない場合は演習を行うことができない。欠席した場合は、授業で配布された資料を熟読し自己学習して、担当教員の口頭試問を受け合格した場合に演習を履修できる。履修後指定されたレポートの提出により技術演習は修得したこととする。 4. 筆記試験で合格点に満たない場合は再々試験まで行う。 5. 技術試験の全体集合(オリエンテーション) 時間に遅刻した場合は技術試験を受けることができない

20) 基礎看護技術 II

(修正内容)

- ① 31 コマ目に定期試験を追加
- ② 留意事項の修正

	新	旧
①	31 コマ目 定期試験	追加
②	1. 技術演習はその技術に関連した講義を受けていないと履修できない。欠席した場合は担当教員による口頭での試験を行うので、資料を熟読し、学生が日時を設定する。口頭の試験に合格した者が演習を履修できる。 2. 身だしなみ(爪や髪の毛などを含む)を整えていない場合は演習に参加できない。 3. 技術アワーの時間を設定するので、技術の練	1. 技術演習はその技術に関連した講義を受けていないと履修できない。欠席した場合は担当教員による口頭での試験を行うので、資料を熟読し、学生が日時を設定する。口頭の試験に合格した者が演習を履修できる。 2. 身だしなみ(爪や髪の毛などを含む)を整えていない場合は演習に参加できない。 3. 技術アワーの時間を設定するので、技術の練

習・習熟に活用する。	習・習熟に活用する。 4. 筆記試験で合格点に満たない場合は1回のみ再試験を行う。 5. 技術試験は15分前に集合すること。技術試験の場合、いかなる理由も遅刻した場合は試験を受けることができない。合格に満たない場合は再試験を1回行う。

21) 基礎看護技術Ⅲ

(修正内容)

- ① 科目名称の間違いの訂正。
- ② 9コマ目に定期試験を追加。
- ③ 成績評価方法の修正。
- ④ 留意事項の修正。

	新	旧
①	基礎看護技術Ⅲ	基礎看護援助技術Ⅲ
②	9コマ目 定期試験	追加
③	定期筆記試験 100%	定期筆記試験 100% 減点対象：提出未提出－1点/回、欠席1コマ－1点
④	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1. 出席状況については、授業は振り返り用紙によりグループワークは担当教員が確認する。 2. 定期試験は履修規定に準ずる。 3. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用（mail含む）等は評価成績から減点する。 4. 課題学習は指定された日時、方法で必ず提出する。 5. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業等に臨むこと

22) ヘルスアセスメント

(修正内容)

- ① 31コマ目に定期試験を追加。
- ② 留意事項の修正。

	新	旧
①	31コマ目 定期試験	追加
②	1.本科目は、人体の構造と機能の学習内容が基盤となる。よって、事前学習は必須である。 2.演習に該当する講義を受けずに履修することはできない。講義を欠席した場合は、必ず担当教員の口頭による試験を受けること。口頭の試験に	1. 本科目は、人体の構造と機能の学習内容が基盤となる。よって、事前学習は必須である。 2. 演習に該当する講義を受けずに履修することはできない。講義を欠席した場合は、必ず担当教員の口頭による試験を受けること。口頭の試験に

	合格した者が演習を履修できる。日時は学生が調整して設定する。	合格した者が演習を履修できる。日時は学生が調整して設定する。 4. 定期試験について：合格点に達しなかった場合、再試験を1回のみ行う。 5. 遅刻・欠席、他人への迷惑行為は減点対象となる。 6. 技術試験は開始 15 分前に集合する。いかなる理由も遅刻した場合は技術試験を受けることができない。技術試験が合格にみえない場合は、再試験を1回行う。

23) 看護過程展開論

(修正内容)

- ① 16 コマ目に定期試験を追加。
- ② 留意事項の修正。

	新	旧
①	16 コマ目 定期試験	追加
②	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1. 出席状況については、授業は振り返り用紙によりグループワークは担当教員が確認する。 2. 定期試験は履修規定に準ずる。 3. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用（mail 含む）等は評価成績から減点する。 4. 課題学習は指定された日時、方法で必ず提出する。 5. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業等に臨むこと

24) 基礎看護学実習 I

(修正内容)

- ① 担当教員のうち 1 名が職位不適の判定となり担当教員を変更。
- ② 成績評価方法の修正。
- ③ 履修要件の修正。

	新	旧
①	小林(た)・○金子・葛西・横山・木村・近藤・三沢・垣内・塩澤・奥原・倉科・清沢・黒澤・畔上・五十嵐・牛山・ <u>山下</u>	小林たつ子、○金子潔子、葛西朱美、横山芳子、山田恵子、木村久枝、近藤恵子、三沢緑、垣内いづみ、塩澤綾乃、奥原香織、倉科恵里、清沢京子、黒澤多美子、畔上一代、五十嵐佳寿美、牛山陽介
②	・評価表を用いて総合的に評価する。 ・必要に応じて個別面接を行う。	・実習期間内の出欠席（3 / 5 以上の出席）、および実習態度、実習記録、レポート等により評価表を用いて総合的に評価する。

		・必要に応じて個別面接を行う。
③	基礎看護学概論を <u>修得</u> していること	基礎看護学概論を履修していること

25) 基礎看護学実習Ⅱ

(修正内容)

- ① 担当教員のうち1名が職位不適の判定となり担当教員を変更。
- ② 留意事項の修正。

	新	旧
①	小林(た)・○金子・葛西・横山・木村・近藤・三沢・垣内・塩澤・奥原・倉科・清沢・黒澤・畔上・五十嵐・牛山・ <u>山下</u>	小林たつ子、○金子潔子、葛西朱美、横山芳子、山田恵子、木村久枝、近藤恵子、三沢緑、垣内いづみ、塩澤綾乃、奥原香織、倉科恵里、清沢京子、黒澤多美子、畔上一代、五十嵐佳寿美、牛山陽介
②	1) 実習評価表を用いて自己評価を行い、評価面接で教員評価との調整を行う。 2) 実習記録、実習態度、グループへの参加度で総合的に評価する。 3) 実習スケジュールは、患者の状況によって変更する場合がある。	1) 実習時間の4／5以上の出席を求める。 2) 出席不足や実習内容の不足の場合には、再実習を必要とする。 3) 出席時間数が実習時間の2／3以上で評価の対象となる。 4) 実習評価表を用いて自己評価を行い、評価面接で教員評価との調整を行う。 5) 実習記録、実習態度、グループへの参加度で総合的に評価する。 6) 実習スケジュールは、患者の状況によって変更する場合がある。

26) 成人看護学概論

(修正内容)

- ① 16 コマ目に定期試験を追加。
- ② 留意事項の修正。

	新	旧
①	16 コマ目 定期試験	追加
②	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	事前学習してきたノートに授業を集中して聴き、追加しながら専門用語など覚えること、考えることを積極的に行いましょう。授業中の飲食、私語、他教科の学習、教室の出入り、スマホ取り扱いは禁止します。

27) 成人急性期看護論

(修正内容)

- ① 教育内容に関し、15 コマ分を31 コマに展開し、31 コマ目を定期試験とする。

- ② 評価方法の修正。
③ 留意事項の修正。

	新	旧
①	16 コマ 看護過程 17 コマ アセスメント 18 コマ アセスメント 19 コマ アセスメント 20 コマ 看護診断 21 コマ 看護診断 22～28 コマ 事例展開 29 コマ 事例展開発表 30 コマ 事例展開発表 31 コマ 定期試験	追加
②	定期試験 80%、Active Note 作成 10%、 看護過程展開シート 10%	定期試験 70% Active Note 作成 10% 看護 過程展開シート 10% 授業取り組み 10%
③	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は 禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、 マナーモードに設定する）。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布し たプリント等を渡す。	授業の準備と学習：Active note 作成のこと； シ ラバスにそって事前学習/予習復習を行う。解剖 整理・疾病学の復習を行っておく。該当日知識確 認の小テストします。講義中の教室で入り、スマ ホ使用、飲食、私語厳禁します。 無断欠席・遅刻は減点します。レポート提出は日 時厳守してください。

28) 成人慢性期看護論

(修正内容)

- ① 教育内容に関し、15 コマ分を 31 コマに展開し、31 コマ目を定期試験とする。
② 留意事項の修正。

	新	旧
①	16 コマ 処置を受ける患者の看護 17 コマ～28 コマ その人らしく生きていくための看護支援①～⑫ 29 コマ 成人期からのアンチエイジング① 30 コマ 成人期からのアンチエイジング② 31 コマ 定期試験	追加
②	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は 禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、 マナーモードに設定する）。	1. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授 業に臨むこと。 2. 受講後必ず復習を短時間でも継続して行うこ とにより理解が深まる

	3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	3. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用（mail含む）等は評価成績から減点する。 4. 課題学習は指定された日時、方法で必ず提出すること。 5. 定期試験は、履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。 6. 無断欠席・遅刻は減点対象とする（遅刻3回で欠席1回とみなす）。 授業態度（飲食、私語、携帯操作など注意しても改めない場合はその授業の出席を停止とみなす）も評価対象とする。

29) 成人急性期看護学実習

（修正内容）

- ① 成績評価方法の修正。
- ② 履修要件の修正。
- ③ 留意事項の修正。

	新	旧
①	実習評価表に準ずる。	看護過程の展開・実習記録 70% 実習態度・出席 30%
②	成人急性期看護論を修得した者。	成人急性期看護論を履修した者
③	① 実習記録はくれぐれも紛失しないように注意のこと。 ② 実習記録の提出等は指定された日時を厳守する。 ③ 実習中の白衣、靴は清潔であること。 ④ 実習病院・施設の規則厳守。	① 欠席ー5点/day,遅刻-3点（ただし公共交通機関によるものは配慮） ② 実習記録はくれぐれも紛失しないように注意のこと ③ 実習記録の提出等は指定された日時を厳守する ④ 実習中の白衣、靴は清潔であること 実習病院・施設の規則厳守

30) 成人慢性期看護学実習

（修正内容）

- ① 履修要件の修正。
- ② 留意事項の修正。

	新	旧
①	基礎看護学実習Ⅱ、成人看護学概論、成人慢性期看護論を修得していること	基礎看護学実習Ⅱ、成人看護学概論、成人慢性期看護論を履修していること
②	実習オリエンテーションの出席、事前課題の提出を必須とする。	オフィスアワーについては、履修案内を参照し、教員と日程調整する。 実習オリエンテーションの出席、事前課題の提出

		を必須とする。

31) 緩和ケア論

(修正内容)

- ① 到達目標の表現を修正。
- ② 9コマ目に定期試験を追加。
- ③ 留意事項の修正。

	新	旧
①	3.緩和ケア領域における患者・家族のスピリチュアルな側面について説明することができる。	3. 緩和ケア領域における患者・家族のスピリチュアルな側面について考えることができる。
②	9コマ目に定期試験を追加	追加
③	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	追加

32) 老年看護学概論

(修正内容)

- ① 留意事項の修正。

	新	旧
①	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業に臨むこと。 2. 受講後必ず復習を短時間でも継続して行うことにより理解が深まる 3. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用(mail 含む)等は評価成績から減点する。 4. 課題学習は指定された日時、方法で必ず提出すること。 5. 定期試験は、履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。 6. 無断欠席・遅刻は減点対象とする(遅刻3回で欠席1回とみなす)。 授業態度(飲食、私語、携帯操作など注意しても改めない場合はその授業の出席を停止とみなす)も評価対象とする。

33) 老年症候群援助論

(修正内容)

- ① 履修要件の修正。

② 留意事項の修正。

	新	旧
①	老年看護学概論が <u>修得されていること</u>	老年看護学概論が履修されていること
②	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業に臨むこと。 2. 受講後必ず復習を短時間でも継続して行うことにより理解が深まる 3. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用（mail 含む）等は評価成績から減点する。 4. 課題学習は指定された日時、方法で必ず提出すること。 5. 定期試験は、履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。 6. 無断欠席・遅刻は減点対象とする(遅刻3回で欠席1回とみなす)。 授業態度(飲食、私語、携帯操作など注意しても改めない場合はその授業の出席を停止とみなす)も評価対象とする。

34) 老年看護援助論

(修正内容)

① 到達目標の表現の修正。

② 留意事項の修正。

	新	旧
①	2.高齢者に特徴的な症状・機能低下を持つ高齢者への看護援助を<u>説明できる</u>。 3.認知症の病態・治療を理解し、認知症高齢者とその家族への援助について<u>説明できる</u>。	②高齢者に特徴的な症状・機能低下を持つ高齢者への看護援助が考えられる。 ③認知症の病態・治療を理解し、認知症高齢者とその家族への援助について考えられる。
②	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業に臨むこと。 2. 受講後必ず復習を短時間でも継続して行うことにより理解が深まる 3. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用（mail 含む）等は評価成績から減点する。 4. 課題学習は指定された日時、方法で必ず提出すること。 5. 定期試験は、履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。 6. 無断欠席・遅刻は減点対象とする(遅刻3回

		で欠席 1 回とみなす)。 授業態度(飲食、私語、 携帯操作など注意しても改めない場合はその授業の出席を停止とみなす)も評価対象とする。

35) 老年看護学実習 I

(修正内容)

①履修要件の修正。

	新	旧
①	老年看護学概論、老年症候群援助論、老年看護援助論の <u>修得がされていること</u>	老年看護学概論、老年症候群援助論、老年看護援助論の履修がされていること

36) 老年看護学実習 II

(修正内容)

修正なし。

37) 認知症ケア論

(修正内容)

① 留意事項の修正。

	新	旧
①	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業に臨むこと。 2. 受講後必ず復習を短時間でも継続して行うことにより理解が深まる 3. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用(mail含む)等は評価成績から減点する。 4. 課題学習は指定された日時、方法で必ず提出すること。 5. 定期試験は、履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。 6. 無断欠席・遅刻は減点対象とする(遅刻3回で欠席1回とみなす)。 授業態度(飲食、私語、 携帯操作など注意しても改めない場合はその授業の出席を停止とみなす)も評価対象とする。

38) 小児看護学概論

(修正内容)

- ① 当初予定していた教員が職位不適格となり担当教員を変更。
- ② 16 コマ目に定期試験を追加。
- ③ 成績評価方法の修正。
- ④ 留意事項の修正。

	新	旧
①	山下恵子	山田恵子
②	16 コマ目に定期試験を追加	追加
③	定期試験(90%)、レポート(10%)	レポート 40% 事前・事後課題 10% 定期試験 50%
④	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業に臨むこと。 2. 受講後必ず復習を短時間でも継続して行うことにより理解が深まる。 3. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用（mail含む）等は評価成績から減点する。 4. レポートは指定された日時、方法で必ず提出すること。 5. 定期試験は、履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。 6. 無断欠席・遅刻は減点対象とする(遅刻3回で欠席1回とみなす)。 授業態度(飲食、私語、携帯操作など注意しても改めない場合はその授業の出席を停止とみなす)も評価対象とする。

39) 小児看護援助論 I

(修正内容)

- ① 当初予定していた教員が職位不適格となり担当教員を変更。
- ② 16 コマ目に定期試験を追加。
- ③ 留意事項の修正。

	新	旧
①	山下恵子・清沢京子	山田恵子・清沢京子
②	16 コマ目に定期試験を追加	追加
③	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業に臨むこと。 2. 受講後必ず復習を短時間でも継続して行うことにより理解が深まる。 3. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用（mail含む）等は評価成績から減点する。 4. レポートは指定された日時、方法で必ず提出すること。 5. 定期試験は、履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。 6. 無断欠席・遅刻は減点対象とする(遅刻3回で欠席1回とみなす)。

		授業態度(飲食、私語、 携帯操作など注意しても改めない場合はその授業の出席を停止とみなす)も評価対象とする。

40) 小児看護援助論Ⅱ

(修正内容)

- ① 当初予定していた教員が職位不適格となり担当教員を変更。
- ② 16 コマ目に定期試験を追加。
- ③ 留意事項の修正。

	新	旧
①	山下恵子・清沢京子	山田恵子・清沢京子
②	16 コマ目に定期試験を追加	追加
③	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業に臨むこと。 2. 受講後必ず復習を短時間でも継続して行うことにより理解が深まる。 3. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用(mail 含む)等は評価成績から減点する。 4. レポートは指定された日時、方法で必ず提出すること。 5. 定期試験は、履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。 6. 無断欠席・遅刻は減点対象とする(遅刻3回で欠席1回とみなす)。 授業態度(飲食、私語、 携帯操作など注意しても改めない場合はその授業の出席を停止とみなす)も評価対象とする。

41) 小児看護学実習

(修正内容)

- ① 当初予定していた教員が職位不適格となり担当教員を変更。

	新	旧
①	山下恵子・清沢京子	山田恵子・清沢京子

42) 小児発達学

(修正内容)

- ① 当初予定していた教員が職位不適格となり担当教員を変更。
- ② 9 コマ目に定期試験を追加。
- ③ テキスト欄の修正。
- ④ 留意事項の修正。

	新	旧

①	山下恵子・清沢京子	山田恵子・清沢京子
②	9 コマ目に定期試験を追加	追加
③	二宮啓子、今野美紀編：「小児看護学概論」南江堂	1. 二宮啓子、今野美紀編：「小児看護学概論」南江堂 2. 授業時に資料を配布する。
④	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業に臨むこと。 2. 受講後必ず復習を短時間でも継続して行うことにより理解が深まる。 3. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用（mail 含む）等は評価成績から減点する。 4. レポートは指定された日時、方法で必ず提出すること。 5. 定期試験は、履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。 6. 無断欠席・遅刻は減点対象とする(遅刻3回で欠席1回とみなす)。 授業態度(飲食、私語、携帯操作など注意しても改めない場合はその授業の出席を停止とみなす)も評価対象とする。

43) 母性看護学概論

(修正内容)

- ① 16 コマ目に定期試験を追加。
- ② 成績評価方法の修正。
- ③ 留意事項の修正。

	新	旧
①	16 コマ目に定期試験を追加	追加
②	定期試験（80％）、2 回の小テスト（20％）	期末試験（80 点満点）と 2 回の小テスト（合計 20 点満点）を加えた合計 100 点満点で成績評価を行う。
③	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す	1. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業に臨むこと。 2. 受講後必ず復習を継続して行うことにより理解が深まる 3. 講義中の携帯電話の使用（mail 含む）は禁止する。 4. 定期試験は履修規定に準ずる。再試験は原則として 1 回までとする。 5. 授業態度(飲食、私語、携帯操作など)も評価対象とする。

44) 母性看護援助論 I

(修正内容)

- ① 16 コマ目に定期試験を追加。

② 留意事項の修正。

	新	旧
①	16 コマ目に定期試験を追加	追加
②	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す	1. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業に臨むこと。 2. 受講後必ず復習を継続して行うことにより理解が深まる 3. 講義中の携帯電話の使用（mail 含む）は禁止する。 4. 定期試験は履修規定に準ずる。再試験は原則として1回までとする。 5. 授業態度(飲食、私語、携帯操作など)も評価対象とする。

45) 母性看護援助論Ⅱ

(修正内容)

- ① 16 コマ目に定期試験を追加。
- ② 参考書とテキストの内容が同じであり、参考書を削除。
- ③ 履修要件の内容を修正。
- ④ 留意事項を修正。

	新	旧
①	16 コマ目に定期試験を追加	追加
②	削除	系統看護学講座専門分野Ⅱ 母性看護学概論 母性看護学①/著:森恵美 他/医学書院 系統看護学講座専門分野Ⅱ 母性看護学各論 母性看護学②/著:森恵美 他/医学書院
③	母性看護学概論 母性看護援助論Ⅰを <u>修得して</u> <u>いること</u>	母性看護学概論 母性看護援助論Ⅰを受講して いること
④	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す	1. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業に臨むこと。 2. 受講後必ず復習を継続して行うことにより理解が深まる 3. 講義中の携帯電話の使用（mail 含む）は禁止する。 4. 定期試験は履修規定に準ずる。再試験は原則として1回までとする。 5. 授業態度(飲食、私語、携帯操作など)も評価対象とする。

46) 母性看護学実習

(修正内容)

- ① 参考書とテキストの内容が同じであり、参考書を削除。

② 履修要件の内容を修正。

	新	旧
①	削除	・系統看護学講座 専門分野Ⅱ 母性看護学概論(母性看護学①)/著:森恵美他/医学書院 ・系統看護学講座 専門分野Ⅱ 母性看護学各論(母性看護学②)/著:森恵美他/医学書院
②	母性看護学概論 母性看護援助論Ⅰ・Ⅱの <u>単位</u> を修得していること	母性看護学概論 母性看護援助論Ⅰ・Ⅱの単位を取得していること

47) 地域母子保健学

(修正内容)

- ① 9コマ目に定期試験を追加。
- ② 成績評価方法の修正。
- ③ 留意事項の修正。

	新	旧
①	9コマ目に定期試験を追加	追加
②	GW課題・成果発表 70%、事後レポート 30%の評価とする。	授業態度・GW参加態度を 30%、GW課題及び事後レポートで 70% の評価とする。
③	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す	1. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業に臨むこと。 2. 受講後必ず復習を継続して行うことにより理解が深まる 3. 講義中の携帯電話の使用(mail 含む)は禁止する。 4. 授業態度(飲食、私語、携帯操作など)も評価対象とする。

48) 精神看護学概論

(修正内容)

- ① 担当教員の一人が不可の判定を受け、担当教員を修正。
- ② 留意事項の修正。

	新	旧
①	上條節子	○永石喜代子・上條節子
②	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業に臨むこと。 2. 受講後、必ず復習を短時間でも継続して行うことにより理解が深まる。 3. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用(mail 含む)等は評価成績から減点する。 4. 課題学習は指定された日時、方法で必ず提出すること。

		5. 定期試験は、履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。 6. 無断欠席・遅刻は減点対象とする(遅刻3回で欠席1回とみなす)。 7. 授業態度(飲食、私語、携帯操作など注意しても改めない場合はその授業の出席を停止とみなす)も評価対象とする。

49) 精神看護援助論 I

(修正内容)

① 留意事項の修正。

	新	旧
①	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業に臨むこと。 2. 受講後。必ず復習を短時間でも継続して行うことにより理解が深まる。 3. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用(mail 含む)等は評価成績から減点する。 4. 課題学習は指定された日時、方法で必ず提出すること。 5. 定期試験は、履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。 6. 無断欠席・遅刻は減点対象とする(遅刻3回で欠席1回とみなす)。 7. 授業態度(飲食、私語、携帯操作など注意しても改めない場合はその授業の出席を停止とみなす)も評価対象とする。

50) 精神看護援助論 II

(修正内容)

① 留意事項の修正。

	新	旧
①	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業に臨むこと。 2. 受講後。必ず復習を短時間でも継続して行うことにより理解が深まる。 3. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用(mail 含む)等は評価成績から減点する。 4. 課題学習は指定された日時、方法で必ず提出すること。 5. 定期試験は、履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。 6. 無断欠席・遅刻は減点対象とする(遅刻3回で欠席1回とみなす)。 7. 授業態度(飲食、私語、携帯操作など注意しても改めない場合はその授業の出席を停止と

		みなす)も評価対象とする。

51) 精神看護学実習

(修正内容)

① 留意事項の修正。

	新	旧
①	1. 実習オリエンテーションには必ず参加すること。 2. 実習要項を熟読して実習に臨むこと。	1. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業に臨むこと。 2. 受講後。必ず復習を短時間でも継続して行うことにより理解が深まる。 3. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用（mail 含む）等は評価成績から減点する。 4. 課題学習は指定された日時、方法で必ず提出すること。 5. 定期試験は、履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。 6. 無断欠席・遅刻は減点対象とする(遅刻3回で欠席1回とみなす)。 7. 授業態度(飲食、私語、携帯操作など注意しても改めない場合はその授業の出席を停止とみなす)も評価対象とする。

52) 地域精神保健学

(修正内容)

① 担当教員の一人が不可の判定を受け、担当教員を修正。

② 留意事項の修正。

	新	旧
①	上條節子	○永石喜代子・上条節子
②	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業に臨むこと。 2. 受講後。必ず復習を短時間でも継続して行うことにより理解が深まる。 3. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用（mail 含む）等は評価成績から減点する。 4. 課題学習は指定された日時、方法で必ず提出すること。 5. 定期試験は、履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。 6. 無断欠席・遅刻は減点対象とする(遅刻3回で欠席1回とみなす)。 7. 授業態度(飲食、私語、携帯操作など注意しても改めない場合はその授業の出席を停止とみなす)も評価対象とする。

53) 救急看護学

(修正内容)

- ① 9 コマ目に定期試験を追加。
- ② 留意事項の修正。

	新	旧
①	9 コマ目に定期試験を追加	追加
②	1.事前・事後学習を必ず行うこと 2.レポートは指定された日時厳守	1. 事前・事後学意を必ず行うこと 2. レポートは指定された日時厳守 3. 無断欠席・遅刻は減点対象とする。

54) 災害看護学

(修正内容)

- ① 担当教員が不可の判定を受け、担当教員を変更。
- ② 9 コマ目に定期試験を追加。

	新	旧
①	○原岡智子・近藤恵子・宮坂佐和子	宮坂佐和子・○今井栄子
②	9 コマ目に定期試験を追加	追加

55) 救急看護学実習

(修正内容)

- ① 成績評価方法の修正。
- ② 履修要件の修正。
- ③ 留意事項の修正。

	新	旧
①	実習評価表に準じる	看護過程の記録提出物 50% まとめ・発表 10% 実習態度 40% (指導者の評価から)
②	救急看護学修得者	救急看護学修了者
③	1.事前事後学習を必ず行うこと 2.記録、看護展開を日々確実に実施 3.まとめ、発表、看護過程記録物の提出日時順守	1. 事前事後学習を必ず行うこと 7月 2. 記録、看護展開を日々確実に実施 3. まとめ、発表、看護過程記録物の提出日時順守 4. 実習について：遅刻 (-3 点) 欠席 (-5 点) とします。

56) 災害看護学実習

(修正内容)

- ① 履修要件の修正。
- ② 留意事項の修正。

	新	旧
①	災害看護学修得者	災害看護学を履修していること
②	1.実習日は、地域および病院の防災訓練の日程に応じて決定する。 2.全員が積極的に参加し、主体的に学びを進めていくこと。	1. 実習日は、地域および病院の防災訓練の日程に応じて決定する。 2. 全員が積極的に参加し、主体的に学びを進めていくこと。

	3.事前学習は必ず行い、実習に臨む。4.課題学習及び実習記録は指定された日時、方法で必ず提出すること。	3. 事前学習は必ず行い、実習に臨む。 4. 課題学習及び実習記録は指定された日時、方法で必ず提出すること。 5. 無断欠席・遅刻は減点対象とする（遅刻3回で欠席1回とみなす）。 6. 出席確認時の代返・代筆は懲戒対象となる。 7. 実習態度も評価対象とする。

57) 在宅生活支援論

（修正内容）

修正なし。

58) ターミナル看護

（修正内容）

① 担当教員が不可の判定を受け、担当教員を変更。

② 到達目標の修正。

	新	旧
①	○金子潔子・鮎川昌代・百瀬ちどり・山下恵子	○関永伸子・木村久枝・黒澤多美子
②	4.自己の人生観や死生観について <u>述べる</u> ことができる。	4. 自己の人生観や死生観について <u>考</u> えることができる。

59) 地域医療連携システム論

（修正内容）

修正事項なし。

60) 多職種連携実習

（修正内容）

① 留意事項の修正。

	新	旧
①	1.全員が積極的に参加し、主体的に学びを進めていくこと。 2.事前学習は必ず行い、実習に臨む。 3.課題学習及び実習記録は指定された日時、方法で必ず提出すること。	1. 全員が積極的に参加し、主体的に学びを進めていくこと。 2. 事前学習は必ず行い、実習に臨む。 3. 課題学習及び実習記録は指定された日時、方法で必ず提出すること。 4. 無断欠席・遅刻は減点対象とする（遅刻3回で欠席1回とみなす）。 5. 出席確認時の代返・代筆は懲戒対象となる。 6. 実習態度も評価対象とする。

61) 地域包括ケア論

（修正内容）

① 選択科目から必修科目に変更。

② 到達目標の修正。

	新	旧

①	必修	選択
②	4.長野県松本市の特性や実情に沿った地域包括ケアを説明することができる。	4. 長野県松本市の特性や実情に沿った地域包括ケアを考えることができる。

62) 公衆衛生看護学概論

(修正内容)

- ① 選択科目から必修科目に変更。
- ② 留意事項の修正。

	新	旧
①	必修	選択
②	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1.公衆衛生看護は、社会情勢と結びついた活動です。新聞やニュースなどに関心を持つようにしましょう。 2.定期試験は履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。 3.講義中の教室の出入り、携帯電話の使用、私語等は評価成績から減点する。 4.保健師課程希望者は受講すること。

63) 公衆衛生看護学活動論Ⅰ

(修正内容)

- ① 留意事項の修正。

	新	旧
①	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。 4.保健師課程希望者は受講すること。	1.定期試験は履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。 2.講義中の教室の出入り、携帯電話の使用、私語等は評価成績から減点する。 3.保健師課程希望者は受講すること。

64) 公衆衛生看護学活動論Ⅱ

(修正内容)

- ① 科目名称の訂正。
- ② 成績評価方法の修正。
- ③ 履修要件の修正。
- ④ 留意事項の修正。

	新	旧
①	公衆衛生看護学活動論Ⅱ	公衆衛生看護学活動論Ⅱ
②	筆記試験（60％）グループレポート：健診・地域診断（20％）個人レポート（20％）	筆記試験（50％）グループレポート：健診・地域診断（30％）個人レポート・発表（10％）参加態度（10％）

③	公衆衛生看護学概論 公衆衛生看護学活動論Ⅰが修得されていること	公衆衛生看護学概論 公衆衛生看護学活動論Ⅰが履修されていること
④	1.公衆衛生看護の対象者は全ての年代、健康レベルも様々な対象者であるため、他の看護領域の学修内容を深めておくこと。 2.グループで行う演習があるので、グループで連携、協同して実施すること。 3.保健師課程希望者は受講すること。	1.公衆衛生看護の対象者は全ての年代、健康レベルも様々な対象者であるため、他の看護領域の学修内容を深めておくこと。 2.グループで行う演習があるので、グループで連携、協同して実施すること。

65) 健康支援論

(修正内容)

- ① 参考書とテキストが同一のため、参考書名称を削除。
- ② 成績評価方法の修正。
- ③ 履修要件の修正。
- ④ 留意事項の修正。

	新	旧
①	授業時適宜紹介する。	1.標美奈子他：「標準保健師講座 公衆衛生看護学概論①」医学書院 2.中村裕美子他：「標準保健師講座 公衆衛生看護技術②」医学書院 3.松田正巳他：「標準保健師講座対象者別公衆衛生看護活動②」医学書院 4.「国民衛生の動向」最新版 厚生統計協会
②	演習のレポート（50%）、最終レポート（30%）、発表（20%）	演習のレポート（50%）最終レポート（20%）発表（20%）参加態度（10%）
③	公衆衛生看護学概論 公衆衛生看護学活動論Ⅰを修得していること	公衆衛生看護学概論 公衆衛生看護学活動論Ⅰが履修されていること
④	1.グループで行うので、連携・協働すること。 2.保健師課程希望者は受講すること。	1.グループで行うので、連携・協働すること。

66) 産業看護論

(修正内容)

- ① 留意事項の修正

	新	旧
①	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。 4.保健師課程希望者は受講すること。	1.定期試験は履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。 2.講義中の教室の出入り、携帯電話の使用、私語等は評価成績から減点する。 3.保健師課程希望者は受講すること。

67) 公衆衛生看護学実習Ⅰ

(修正内容)

- ① 科目概要の項目の修正。

- ② 科目概要内容の修正。
- ③ 到達目標の項目の修正。
- ④ 参考書の修正。
- ⑤ 履修要件の修正。
- ⑥ 留意事項の修正。

	新	旧
①	科目概要	目的
②	地域で生活する個人・家族・集団の健康を守る社会資源を理解し、地域で生活する人々の健康支援における看護職の役割を思考する。地域における社会資源とは、条例・規則・市町村憲章、施設・設備、地域ケアシステムやネットワーク、人材、財政などを指す。	1.地域における個人・家族・集団の健康を守る社会資源を理解する。社会資源とは、条例・規則・市町村憲章、施設・設備、地域ケアシステムやネットワーク、人材、財政などを指す。 2.地域でせいかつする人々の健康支援における看護職の役割を思考する。
③	到達目標	目標
④	公衆衛生看護学関連の科目で使用した資料等	なし
⑤	基礎看護学実習Ⅱ、公衆衛生看護学概論、公衆衛生看護学活動論Ⅰ、公衆衛生看護活動論Ⅱ、健康支援論を <u>修得していること</u>	基礎看護学実習Ⅱ、公衆衛生看護学概論、公衆衛生看護学活動論Ⅰ、公衆衛生看護活動論Ⅱ、健康支援論、を履修していること
⑥	1.記録は所定の期限までに提出し、提出できない理由がある場合は期限までに教員へ連絡すること。 2.保健師課程希望者は受講すること。	1.出席日数は実習時間の4分の3以上が単位認定の必要条件。 2.原則として補修実習は行わない。ただし正当な理由と認められた場合は追実習の申請ができる。 3.記録は所定の期限までに提出し、理由がある場合は期限までに教員へ連絡すること。

68) 公衆衛生看護学実習Ⅱ

(修正内容)

- ① 科目概要の項目の修正。
- ② 科目概要内容の修正。
- ③ 到達目標の項目の修正。
- ④ 参考書の修正。
- ⑤ 留意事項の修正。

	新	旧
①	科目概要	目的
②	公衆衛生の拠点である保健所の機能と役割について理解する。保健所の専門的・広域的な機能と役割を理解する。保健所と市町村との連携を学ぶ。	1. 公衆衛生の拠点である保健所の機能と役割について理解する。 2. 保健所の専門的・広域的な機能と役割を理解する。 3. 保健所と市町村との連携を学ぶ
③	到達目標	目標

④	公衆衛生看護学関連の科目で使用した資料等	標準保健師講座② 地域看護技術【医学書院】、 標準保健師講座③ 対象別地域看護活動【医学書院】
⑤	1.看護活動の対象者は様々な年代や健康レベルにあるので、ほかの専門領域の学習内容、授業資料等を活用して学習を進めること。 2.保健師課程希望者は受講すること。	看護活動の対象者は様々な年代や健康レベルにあるので、ほかの専門領域の学習内容、授業資料等を活用して学習を進めること。

69) 公衆衛生看護管理実習

(修正内容)

- ① 科目概要の項目の修正。
- ② 科目概要内容の修正。
- ③ 到達目標の項目の修正。
- ④ 参考書の修正。
- ⑤ 履修要件の修正。
- ⑥ 留意事項の修正。

	新	旧
①	科目概要	目的
②	公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱを基盤にして、住民の健康ニーズに沿った地区活動の体験を通して学習する。他職種や住民と協力して、地域の健康の向上を目指した健康課題の方策を作成することの重要性を理解し、住民が主体的に健康課題に取り組むことができるように、住民のパートナーとして活動していくことの重要性を理解する。また、保健師活動がPDCAサイクルに基づいて行われていることや、今後の公衆衛生看護活動に求められる保健師の役割を考える能力を学修する。	公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱを基盤にして、住民の健康ニーズに沿った地区活動の体験を通して学習する。 1) 他職種や住民と協力して、地域の健康の向上を目指した健康課題の方策を作成することの重要性を理解する。 2) 住民が主体的に健康課題に取り組むことができるように、住民のパートナーとして活動していくことの重要性を理解する。 3) 保健師活動がPDCAサイクルに基づいて行われていることを理解する。 4) 今後の公衆衛生看護活動に求められる保健師の役割を考える。
③	到達目標	目標
④	公衆衛生看護学関連の科目で使用した資料等	公衆衛生看護学実習Ⅰ、公衆衛生看護学実習Ⅱを履修していること
⑤	公衆衛生看護学実習Ⅰ、公衆衛生看護学実習Ⅱを履修していること。	なし
⑥	1.記録は所定の期限までに提出し、提出できない理由がある場合は期限までに教員へ連絡すること。 2.保健師課程希望者は受講すること。	1.出席日数は実習時間の4分の3以上が単位認定の必要条件。 2.原則として補修実習は行わない。ただし正当な理由と認められた場合は追実習の申請ができる。 3.記録は所定の期限までに提出し、理由がある場合は期限までに教員へ連絡すること。

70) 在宅看護学概論

(修正内容)

- ① 担当教員の名前の修正。

	新	旧
①	関永 信子	関永 伸子

71) 在宅看護援助論 I

(修正内容)

- ① 担当教員の名前の修正。

	新	旧
①	関永 信子	関永 伸子

72) 在宅看護援助論 II

(修正内容)

- ① 担当教員の名前の修正。
 ② 教育内容の小テスト実施時期の明確化を図った。
 ③ 留意事項の修正。

	新	旧
①	関永 信子	関永 伸子
②	3、7、15コマ目で実施	明示なし
③	提示された事例の看護の展開を通して対象への援助内容を導く。記録用紙は授業の初日に配布する。 授業の前半、中盤、後半に前回の授業内容について小テストを実施する。実施にあたっては、事前に告知する。	提示された事例の看護の展開を通して対象への援助内容を導く。記録用紙は授業の初日に配布する。

73) 在宅看護学実習

(修正内容)

- ① 担当教員の名前の修正。
 ② 事前学習の修正。
 ③ 教育内容の修正。

	新	旧
①	関永 信子	関永 伸子
②	①在宅看護援助論 I・II で学習した知識・技術の復習を行い、実施可能な在宅での技術について自主的に復習する。 ②事前課題について学習し、実習初日に提出する。	1. 午前は学内で OR を受け、実習に必要な物品を確認する 2. 既習科目の資料および小テスト・課題を整理し、実習で活用できるよう準備する
③	1.訪問看護ステーション及び保健センターにて実習を行う 2.訪問看護ステーションで実施している訪問看	① 実習 1 日目： ・午前はオリエンテーションを受け、実際に必要な物品を確認する

護へ同行し、担当看護師の指導のもと、生活の場での療養の援助の実際を学び、可能な範囲で実践する。 3.訪問看護同行のうち、1カ所は継続訪問とし、訪問看護計画を立案し同行する看護師と共に実践し、評価・修正を行う 4.多職種の連携やケースカンファレンスなどに積極的に参加し、これらを通して在宅療養とその支援について理解を深める。 5.公衆衛生の中心機関である保健センターの役割を学び、健康レベル及び集団特性に応じた支援方法を理解する	・関連科目の資料及び小テストなどの課題を確認し、実習で活用できるよう準備する ②実習2日目～5日目の午前中： ・看護師と同行し、受け持ち患者を訪問し、対象に応じた援助内容や看護の役割を確認する ③実習5日目の午後： ・中間カンファレンスを行い学習内容を振り返り、後半実習での課題を明らかにし、その解決を考える ① 実習6日目～9日目： ・前半の実習同様に受け持ち患者において各自が明確にした課題を中心に効果的な実習を展開する ⑤互実習10日目： ・後半実習でのカンファレンスを行い、前半実習での課題に取り組めたかどうか、課題解決への取り組みに対して評価を行う。 ・各自の課題に対してどのような努力をしたか発表しあい、学びを共有する。

74) 家族看護学

(修正内容)

予定していた教員が不可の判定となったため、担当教員を変更。

	新	旧
①	○百瀬ちどり・横山芳子・木村久枝・黒澤多美子	○関永伸子・木村久枝・黒澤多美子

75) 統合実習

(修正内容)

- ① 教員審査の結果により担当教員の一部を変更。
- ② 履修要件の修正。
- ③ 留意事項の修正。

	新	旧
①	小林(た)・金子・今井・鮎川・○百瀬・関永・原岡・永石・小林(由)・葛西・横山・山下・垣内・○近藤・木村・三沢・塩澤・奥原・倉科・牛山・畔上・黒澤・五十嵐・清沢	小林たつ子、金子潔子、今井栄子、鮎川昌代、○百瀬ちどり、関永信子、原岡智子、永石喜代子、小林由美、葛西朱美、横山芳子、垣内いずみ、○近藤恵子、木村久枝、三澤緑、塩沢綾乃、倉科恵里、牛山陽介、畔上一代、黒澤多美子、五十嵐佳寿美、清沢京子、山田恵子
②	基礎看護学実習Ⅱ、成人急性期看護学実習、成人慢性期看護学実習、老年看護学実習Ⅰ、老年看護学実習Ⅱ、小児看護学実習、母性看護学実習、精神看護学実習、在宅看護学実習を <u>修得していること</u>	基礎看護学実習Ⅱ、成人急性期看護学実習、成人慢性期看護学実習、老年看護学実習Ⅰ、老年看護学実習Ⅱ、小児看護学実習、母性看護学実習、精神看護学実習、在宅看護学実習を履修していること

③	1.全員が積極的に参加し、主体的に学びを進めていくこと。 2.事前学習は必ず行い、実習に臨む。 3.課題学習及び実習記録は指定された日時、方法で必ず提出すること。	1. 全員が積極的に参加し、主体的に学びを進めていくこと。 2. 事前学習は必ず行い、実習に臨む。 3. 課題学習及び実習記録は指定された日時、方法で必ず提出すること。 4. 無断欠席・遅刻は減点対象とする（遅刻3回で欠席1回とみなす）。5. 出席確認時の代返・代筆は懲戒対象となる。6. 実習態度も評価対象とする。

76) 卒業研究

(修正内容)

- ① 教員審査結果を受け担当教員の変更を実施。
- ② 教育内容の修正。
- ③ 留意事項の修正。

	新	旧
①	○小林(た)・金子・今井・鮎川・百瀬・関永・原岡・永石・小林(由)・葛西・横山・山下・垣内・近藤・三沢・塩澤・奥原	○小林たつ子、金子潔子、今井栄子、鮎川昌代、百瀬ちどり、関永伸子、原岡智子、永石喜代子、小林由美、北川かほる、葛西朱美、横山芳子、垣内いづみ、近藤、恵子、木村久枝、三澤緑、塩沢綾乃
②	個人またはグループで、各分野の教員の指導を受けて、研究の一連の過程を学ぶ。担当教員の指導の下で、研究目的を明確にし、研究計画を立案、実施し考察する。これを卒業研究報告書としてまとめる。 なお、グループで研究を行った場合でも、原則的として報告書は、個別に提出する。 <学習方法の概要と進め方> ① .3 年次 6 月頃 卒業研究ガイダンスにおいて、教員の研究分野と日程を説明する。 ② 3 年次 7 月～9 月頃 担当教員の決定 ③ .4 年次 4 月～12 月 担当教員の指導（個別または集団ゼミ形式）により、各自の取り組む研究課題について、原則として以下の内容に取り組む。 1) 文献検討 2) 研究目的 3) 研究方法 4) 結果 5) 考察 ④ .4 年次 12 月中旬 報告書提出	追加
③	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。	1. 全員が積極的に参加し、主体的に学びを進めていくこと。

	2.講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	2. 事前学習は必ず行い、授業に臨む。 3. 受講後、短時間でも復習を継続して行うことにより理解が深まる。 4. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用（mail 含む）等は評価成績から減点する。 5. 課題学習は指定された日時、方法で必ず提出すること。 6. 無断欠席・遅刻は減点対象とする（遅刻 3 回で欠席 1 回とみなす）。 7. 出席確認時の代返・代筆は懲戒対象となる。 8. 授業態度（飲食、私語、携帯操作等注意しても改めない場合は、その授業の出席を停止とみなす）も評価対象とする。

(是正事項) 看護学部 看護学科

6. <実習の実施計画が不十分>

実習の実施計画が不明確であるため、以下の点を踏まえ、適切な実習が実施される計画であることを具体的に説明すること。

(1) 実習指導教員と実習担当教員の定義が不明確である。

(対応)

本学の実習を指導する教員に関して「実習指導教員」と「実習担当教員」が同一の役割であるにも関わらず混在している。また、実習先の施設の指導者に関して「実習指導者」と「実習担当者」が同一の役割にもかかわらず名称が異なっている。これらの名称を下記のとおり統一を図り修正する。

(説明)

実習を指導する本学の教員を「実習指導教員」とする。

実習先の施設の指導者を「実習指導者」とする。

(是正事項) 看護学部 看護学科

6. <実習の実施計画が不十分>

実習の実施計画が不明確であるため、以下の点を踏まえ、適切な実習が実施される計画であることを具体的に説明すること。

(2) 実習指導教員に助手と非常勤実習助手を配置するとのことだが、それぞれの助手がどの実習に配置されるのか不明確である。

(対応)

実習指導教員に配置する助手及び非常勤実習助手の臨地実習科目別配置計画を示す。また、助手及び非常勤実習助手の採用基準及び教育方法を示し、適切な実習が実施される計画であることを示す。

(説明)

1. 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

配置計画としては学生5人に対して、1人の実習指導教員と実習指導者、必要に応じて助手または非常勤実習助手を配置する。実習中は、領域別の責任者（教授或いは准教授）の責任の下、実習指導教員、助手等、施設責任者、実習指導者及び担当患者を受け持つ看護師で密な連携をとりつつ学生の実習指導にあたる。また、助手及び非常勤実習助手はなるべく系統をそろえた担当となるように配置する。助手及び非常勤実習助手は、適切な実習が実施されるよう実習指導教員と十分に連携し、学生の実習指導の補助を行う。このため、助手及び非常勤実習助手の採用基準は、看護師資格（母性看護学領域に配置を予定する場合は、看護師資格及び助産師資格）を有し、原則として①学士以上の学位を有している者。②実務経験（配置を予定する領域）が3年以上ある者。③看護師の養成に意欲と関心を持つ者。とする。採用後の教育方法としては、①学内演習や実習オリエンテ

ーションに参加し、学生を理解する。②本学のFD研修会などにも参加を要請する。③各領域の専任教員より、領域別教育を定期的実施する。④研究にも参加を促す。こととする。

2. 臨地実習科目別の実習指導教員および助手、非常勤実習助手の配置計画

臨地実習科目別の実習指導教員および助手、非常勤実習助手の配置計画は、下記の表1「専門領域、臨地実習科目別 実習指導教員、助手及び非常勤助手配置表」のとおりである。

表1 専門領域、臨地実習科目別 実習指導教員、助手及び非常勤助手配置表

	基礎看護学 実習Ⅰ・Ⅱ	成人急性期 看護学実習	成人慢性期 看護学実習	老年看護学 実習Ⅰ	老年看護学 実習Ⅱ	小児看護学 実習	母性看護学 実習	精神看護学 実習
教授	小林たつ子 金子 潔子	今井 栄子	鮎川 昌代	百瀬ちどり	百瀬ちどり		小林 由美	
准教授	各領域 5名全員					山下 恵子		永石喜代子
講師	各領域 5名全員	近藤 恵子	垣内いづみ	近藤 恵子 垣内いづみ			塩澤 綾乃 奥原 香織	三沢 緑
助教	各領域 7名全員	牛山 陽介	牛山 陽介	畔上 一代 牛山 陽介	畔上 一代	清沢 京子		
専任教員数	19	3	3	5	2	2	3	2
助手の配置人数	0	2 非常勤O 非常勤P 非常勤Q	2 専任A 専任B	0	4 専任C 専任D 非常勤E 非常勤F	2 非常勤G 非常勤H	2 非常勤I 非常勤J	2 非常勤K 非常勤L

	在宅看護学 実習	統合実習	救急看護学 実習	災害看護学 実習	多職種連携 実習	公衆衛生 看護学実習 Ⅰ・Ⅱ	公衆衛生看護 管理実習
教授		全員 (学長除く)	今井栄子	今井栄子		原岡智子	原岡智子
准教授	関永信子	全員			関永信子	横山芳子	横山芳子
講師		全員	近藤恵子	近藤恵子			
助教	木村久枝 黒澤多美子	全員	牛山陽介	牛山陽介	木村久枝 黒澤多美子	五十嵐佳寿美	五十嵐佳寿美
専任教員数	3	24	3	3	3	3	3
助手の配置人数	2 非常勤M 非常勤N	4 専任A 専任B 専任C 専任D	0	0	0	3 非常勤R 非常勤S 非常勤T	3 非常勤R 非常勤S 非常勤T
実習定員			25名	25名	25名	20名	20名

6. <実習の実施計画が不十分>

実習の実施計画が不明確であるため、以下の点を踏まえ、適切な実習が実施される計画であることを具体的に説明すること。

(3)「教授・准教授が受け持つ実習に関しては必ず助手を配置する」とのことだが、必ずしも配置されていないように見受けられる。

(対応)

本学の実習指導体制は、教授、准教授、講師、助教を実習指導教員とし、実習指導の補助を行う助手及び非常勤実習助手を含めて、適切な実習指導を実施する指導体制計画であることを示す。また、「資料 31 3 年次 領域別 実習計画」及び「資料 32 4 年次 実習計画」に配置する助手及び実習助手を記載した実習計画に加筆修正する。

(説明)

1. 実習指導体制の計画

主としては、准教授、講師、助教が実習指導教員として実習先の施設での実習指導にあたり、教授はその監督と日々の報告を受け、実習に対する責任を持つ体制とする。領域によっては、教授が実習先の施設での実習指導にあたる期間があるため、学内での授業が重なる場合には、実習指導の補助を行う助手または非常勤実習助手を配置する。准教授についても同様に、学内での授業が重なる場合に助手または非常勤実習助手を配置する。

2. 臨地実習科目別の実習指導教員および助手、非常勤実習助手の配置計画

臨地実習科目別の実習指導教員および助手、非常勤実習助手の配置計画は、下記の表 1「専門領域、臨地実習科目別 実習指導教員、助手及び非常勤助手配置表」のとおりである。

表 1 専門領域、臨地実習科目別 実習指導教員、助手及び非常勤助手配置表

	基礎看護学 実習Ⅰ・Ⅱ	成人急性期 看護学実習	成人慢性期 看護学実習	老年看護学 実習Ⅰ	老年看護学 実習Ⅱ	小児看護学 実習	母性看護学 実習	精神看護学 実習
教授	小林たつ子 金子 潔子	今井 栄子	鮎川 昌代	百瀬ちどり	百瀬ちどり		小林 由美	
准教授	各領域 5 名全員					山下 恵子		永石喜代子
講師	各領域 5 名全員	近藤 恵子	垣内いづみ	近藤 恵子 垣内いづみ			塩澤 綾乃 奥原 香織	三沢 緑
助教	各領域 7 名全員	牛山 陽介	牛山 陽介	畔上 一代 牛山 陽介	畔上 一代	清沢 京子		
専任教員数	19	3	3	5	2	2	3	2

助手の配置人数	0	2 非常勤 O 非常勤 P 非常勤 Q	2 専任 A 専任 B	0	4 専任 C 専任 D 非常勤 E 非常勤 F	2 非常勤 G 非常勤 H	2 非常勤 I 非常勤 J	2 非常勤 K 非常勤 L

	在宅看護学 実習	統合実習	救急看護学 実習	災害看護学 実習	多職種連携 実習	公衆衛生 看護学実習 I・II	公衆衛生看護 管理実習
教授		全員 (学長除く)	今井栄子	今井栄子		原岡智子	原岡智子
准教授	関永信子	全員			関永信子	横山芳子	横山芳子
講師		全員	近藤恵子	近藤恵子			
助教	木村久枝 黒澤多美子	全員	牛山陽介	牛山陽介	木村久枝 黒澤多美子	五十嵐佳寿美	五十嵐佳寿美
専任教員数	3	24	3	3	3	3	3
助手の配置人数	2 非常勤 M 非常勤 N	4 専任 A 専任 B 専任 C 専任 D	0	0	0	3 非常勤 R 非常勤 S 非常勤 T	3 非常勤 R 非常勤 S 非常勤 T
実習定員			25 名	25 名	25 名	20 名	20 名

(是正事項) 看護学部 看護学科

6. <実習の実施計画が不十分>

実習の実施計画が不明確であるため、以下の点を踏まえ、適切な実習が実施される計画であることを具体的に説明すること。

(4)「実習担当教員別授業と実習計画」において、実習と講義スケジュールが重なっており、適切に巡回指導ができるか不明確である。

(対応)

本学の実習指導教員に関しては、水曜日の午後および金曜の午前中は実習巡回指導のため、講義スケジュールは計画せず、実習が適切に実施されるよう計画している(資料 38 時間割 補足資料(審査意見を受け提出))が、他に講義スケジュールが実習と重なる場合には、助手または非常勤実習助手を配置する。

(説明)

1. 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

配置計画としては学生 5 人に対して、1 人の実習指導教員と実習指導者、必要に応じて助手または非常勤実習助手を配置する。実習中は、領域別の責任者(教授或いは准教授)の責任の下、実習指導教員、助手等、施設責任者、実習指導者及び担当患者を受け持つ看護師で密な連携をとりつつ

学生の実習指導にあたる。また、助手及び非常勤実習助手はなるべく系統をそろえた担当となるように配置する。助手及び非常勤実習助手は、適切な実習が実施されるよう実習指導教員と十分に連携し、学生の実習指導の補助を行う。

各教員の講義と実習の精査を実施し、重なる場合には助手の配置を行うこととし、「資料 31 4 年次 領域別 実習計画」及び「資料 32 4 年次 実習計画」に配置する助手及び実習助手を記載した実習計画に加筆修正する。

2. 臨地実習科目別の実習指導教員および助手、非常勤実習助手の配置計画

臨地実習科目別の実習指導教員および助手、非常勤実習助手の配置計画は、下記の表 1 「専門領域、臨地実習科目別 実習指導教員、助手及び非常勤助手配置表」のとおりである。

表 1 専門領域、臨地実習科目別 実習指導教員、助手及び非常勤助手配置表

	基礎看護学 実習Ⅰ・Ⅱ	成人急性期 看護学実習	成人慢性期 看護学実習	老年看護学 実習Ⅰ	老年看護学 実習Ⅱ	小児看護学 実習	母性看護学 実習	精神看護学 実習
教授	小林たつ子 金子 潔子	今井 栄子	鮎川 昌代	百瀬ちどり	百瀬ちどり		小林 由美	
准教授	各領域 5 名全員					山下 恵子		永石喜代子
講師	各領域 5 名全員	近藤 恵子	垣内いづみ	近藤 恵子 垣内いづみ			塩澤 綾乃 奥原 香織	三沢 緑
助教	各領域 7 名全員	牛山 陽介	牛山 陽介	畔上 一代 牛山 陽介	畔上 一代	清沢 京子		
専任教員数	19	3	3	5	2	2	3	2
助手の配置人数	0	2 非常勤 O 非常勤 P 非常勤 Q	2 専任 A 専任 B	0	4 専任 C 専任 D 非常勤 E 非常勤 F	2 非常勤 G 非常勤 H	2 非常勤 I 非常勤 J	2 非常勤 K 非常勤 L

	在宅看護学 実習	統合実習	救急看護学 実習	災害看護学 実習	多職種連携 実習	公衆衛生 看護学実習 Ⅰ・Ⅱ	公衆衛生看護 管理実習
教授		全員 (学長除く)	今井栄子	今井栄子		原岡智子	原岡智子
准教授	関永信子	全員			関永信子	横山芳子	横山芳子
講師		全員	近藤恵子	近藤恵子			
助教	木村久枝 黒澤多美子	全員	牛山陽介	牛山陽介	木村久枝 黒澤多美子	五十嵐佳寿美	五十嵐佳寿美
専任教員数	3	24	3	3	3	3	3

助手の配置人数	2 非常勤 M 非常勤 N	4 専任 A 専任 B 専任 C 専任 D	0	0	0	3 非常勤 R 非常勤 S 非常勤 T	3 非常勤 R 非常勤 S 非常勤 T
実習定員			25 名	25 名	25 名	20 名	20 名

(是正事項) 看護学部 看護学科

6. <実習の実施計画が不十分>

実習の実施計画が不明確であるため、以下の点を踏まえ、適切な実習が実施される計画であることを具体的に説明すること。

(5) 実習先との連携体制について、具体的な協議を行う時期や回数、実習中の連絡体制が不明である。

(対応)

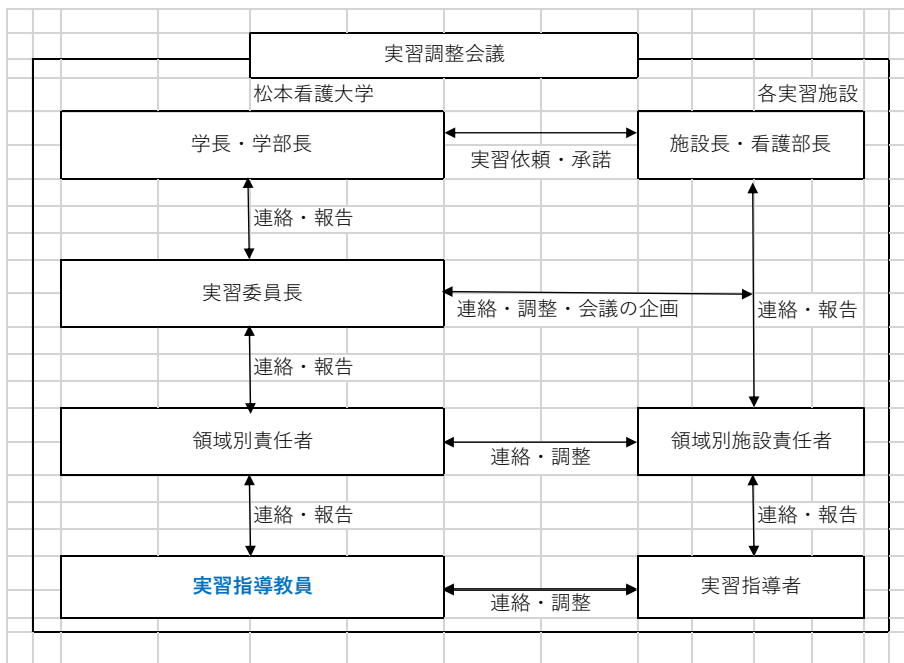
実習先の施設との連携体制について、具体的な打合せ内容、時期や回数、実習中の連絡体制、実習後の実習評価及び連携方法など、適切な実習が実施される計画であることを具体的に示していなかったため、本学の行う実習に関し、実習先との連携体制を改めて示す。

(説明)

1. 実習先との連携体制

1) 実習前打ち合わせ

各年度の実習開始1～2か月前には、領域ごとに実習指導教員と実習指導者等で実習要綱・科目別実習要項をもとに事前打ち合わせを実施する。実習の目的・目標、実習方法、実習学生名、実習学生人数などの説明を行い、看護部長または病棟師長に学生へのオリエンテーションとして病院説明や病棟説明や対象者の推薦を依頼する。さらに、実習先の要望や注意点、必要物品の確認を行い、学生の実習環境の調整を行う。実習開始の前週金曜日までに実習指導者・師長から推薦された受け持ち患者について紹介を受け、実習学生の受け持ち対象者を決定し、実習学生の事前準備ができるよう整える。学内の教員には、実習開始前に領域別責任者のもとで、実習に関わる教員に向けた事前研修を実施し、教育方針の統一を図る。その際に施設ごとの特性を踏まえて実習指導教員に留意すべき点等を伝える。実習施設との連携体制は下図に示した体制とする。大学から実習施設あてに実習依頼をし、承諾を受けた後、それぞれに連絡・調整を行う。



2) 実習中の連携

実習指導者は、実習指導者の役割を基に実習指導教員と連携しながら、主に実習学生に日々の援助の指導及び他スタッフとの調整を行う。実習指導教員は、学生の目的・目標が達成できるように助言指導を行い、学生の学びの状況について実習指導者と情報交換をして学生の学びを促進する。また、学生を受け入れる実習指導者及びスタッフとの緊密な連携を図るために、毎日のカンファレンスを活用し定期的な情報交換の機会を設け、学生の状況の共有および教育方針・実習目的の相互理解を深める場をつくる。これらの情報交換により、実習評価の資料とする。

緊急時の対応として、事故・感染症発生時においては、実習施設の規定及び大学の規定「実習中におけるインシデント・アクシデント発生時の対処」に従い、連携を取りながら速やかに対処する。

3) 実習後における実習評価及び連携

実習終了後、実習指導教員は学生個々の評価とフィードバック面談を個別に行う。また、実習終了後には必要に応じて施設と調整・打ち合わせを行い、学生の学びの評価を報告し、実習の反省及び課題を話し合い、次年度の実習へ反映させる。

4) 実習先との年間通しての打ち合わせ

大学からは、学部長と該当実習施設で実習する領域の実習指導教員と実習施設からは看護部長含む実習指導者との定期的な会議を実習施設ごとに年4回実施する。1回目は実習1か月前に実施し、各領域の実習目的などを説明し共通理解を得る。実習施設からは実習への要望、注意点などの情報交換を行う。2・3回目は実習開始後2か月後・4か月後に実施する。実習後には目標の到達度、運営上の問題などの情報交換を行う。学生を受け入れる実習指導者及びスタッフとの緊密な連携を図り、次からの実習学生の実習の質の向上につなげる。4回目は実習終了後の時期に実習の総括と次年度に向けた取り組みの打ち合わせを行う。

5) 実習調整会議

年度末には全教員及び全施設関係者が出席する実習調整会議を開催し、各実習の結果をそれぞれ報告し、翌年度の実習水準向上に向けた対策について検討を行う。各領域の責任者は本会議にて決定した事項を踏まえて翌年度の実習計画を改善・検討し、実習の水準向上に役立てる。

(是正事項) 看護学部 看護学科

6. <実習の実施計画が不十分>

実習の実施計画が不明確であるため、以下の点を踏まえ、適切な実習が実施される計画であることを具体的に説明すること。

(6) 各実習は評価表に基づく総合評価を行うとのことだが、評価表が示されていない。

(対応)

本学の実習の評価は、各実習の実習評価表(資料 39 実習評価表(審査意見を受け提出))に基づき総合評価を行う。学生が評価表に示された項目について自己評価を行い、実習指導教員が評価を行う。それを基にフィードバック面接を個別に実施し、実習の振り返りにつなげる。また、実習終了後には実習先の施設と実習の反省及び打合せを行い、学生の学びの評価を報告し、課題があれば次年度の実習へ反映させる。

今般の審査意見のとおり、実習評価表を示していないため、適切な実習が実施され、適切な評価を行う計画であることを示していない。このため、実習評価表を「資料 39 実習評価表」として提出する。

(是正事項) 看護学部 看護学科

6. <実習の実施計画が不十分>

実習の実施計画が不明確であるため、以下の点を踏まえ、適切な実習が実施される計画であることを具体的に説明すること。

(7) 4 年次に設定された「公衆衛生看護学実習」「在宅看護学実習」「救急・災害看護学実習」について、1 学年 70 名であるにもかかわらず、教科ごとの上限数がそれぞれ 20～25 名と設定されており、学生の選択に応じて適切に受け入れることができるかが不明確である。

(対応)

4 年次に設定した実習について、学生の選択に応じ、適切に実習が行えるようにすることを示す。

(説明)

4 年次に設定した「公衆衛生看護学」「在宅看護学」「救急・災害看護学」に係る実習に関して、特定の実習に定員を大幅に上回る希望者が応募しないよう、以下の対応を実施する。

1. 保健師養成課程のみ必須の科目が 1 年次より設定されているため、入学後のオリエンテーションにて、応用看護学領域を含めた履修モデルの説明を徹底する。また、学生に提示する「教育課程・学生生活ガイド(仮称)」に記載する。

2. 4年次に設定した各実習の定員を公衆衛生看護学実習 20 名、多職種連携実習 25 名、救急看護学実習 25 名、災害看護学実習 25 名とし、2年後期及び3年前期のオリエンテーションを通じて、あらかじめ学生に周知し、各実習で定員を上回る希望者がいる場合は、選抜を行うことを学生に周知する。その上で希望する応用看護学領域とは異なる領域となった場合を想定した対策を講じるよう指導し、教員及び事務局において個別相談に応じる。
3. 各実習を履修するための要件をシラバスに明記し、あらかじめ履修要件で定める科目が始まる前の2年後期終了後、選択科目受講希望者の調整を実施する。

実習名	履修要件となる選択科目	開講時期
多職種連携実習	地域医療連携システム論	3 年前期
救急看護学実習	救急看護学	3 年前期
災害看護学実習	災害看護学	3 年前期

4. 定員を上回る応募があった場合の選抜方法は以下の通り実施する。
- ① 希望者全員に対し面接を実施し、個々の目的意識、意欲等を確認する。
 - ② 面接結果と履修要件である科目の成績、それまでの成績を加味し、選抜を行う。
 - ③ 選抜後は希望と異なる応用看護学領域を選択することとなった学生に対し、チューターを通じて別途個別指導を行い、モチベーションの維持を図る。
5. 上記定員については「資料 27 科目別実習要項」に以下の通り追記する。
- 1) 救急看護学実習
 1. 科目名・単位・開講時期・定員
(5) 定員：25 名、希望者が定員を上回る場合には、選抜を実施する。
 - 2) 災害看護学実習
 1. 科目名・単位・開講時期・定員
(5) 定員：25 名、希望者が定員を上回る場合には、選抜を実施する。
 - 3) 多職種連携実習
 1. 科目名・単位・開講時期・定員
(5) 定員：25 名、希望者が定員を上回る場合には、選抜を実施する。
 - 4) 公衆衛生看護学実習Ⅰ
 1. 科目名・単位・開講時期・定員
(5) 定員：20 名、希望者が定員を上回る場合には、選抜を実施する。
 - 5) 公衆衛生看護学実習Ⅱ
 1. 科目名・単位・開講時期・定員
(5) 定員：20 名、希望者が定員を上回る場合には、選抜を実施する。
 - 6) 公衆衛生看護管理実習
 1. 科目名・単位・開講時期・定員
(5) 定員：20 名、希望者が定員を上回る場合には、選抜を実施する。

上記の審査意見 6（１）から審査意見（７）を踏まえ、設置の趣旨等を記載した書類の「X. 実習の具体的な計画」を加除修正する。また、「資料 31 ４年次 領域別 実習計画」及び「資料 32 ４年次 実習計画」を修正し、「資料 39 実習評価表」を新たに提出する。

（設置の趣旨を記載した書類（42 ページから 52 ページ））

（新旧対照表）設置の趣旨等を記載した書類（42 ページから 52 ページ）

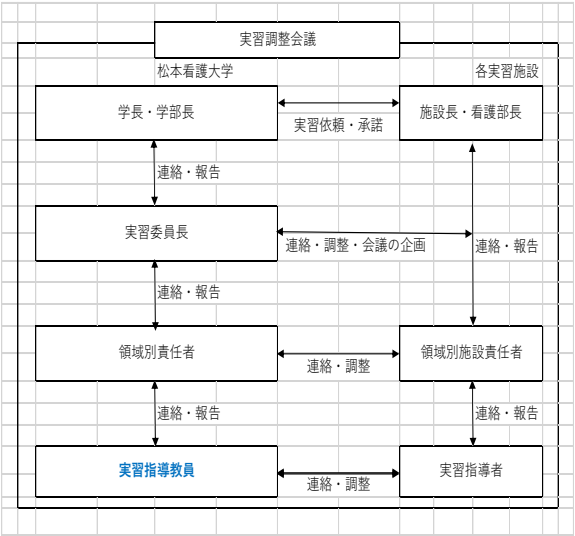
新	旧（48 ページから）
X. 実習の具体的な計画 5. 実習の指導体制と方法 実習体制は、本学からは領域別の責任者（教授・准教授）、実習先からは実習指導者及び施設責任者が全体の監督を行い、その責任をとることを基本とする。実習内容の改善については年度末の実習調整会議を中心に進めていく。実習調整会議では全実習結果の振り返りを踏まえて、翌年度に向けた実習水準向上に向けて実習施設関係者も含めた実習関係者全員で協議を行う。実習調整会議終了後は各領域の責任者が決定事項の実行と調整を行い、実習現場に反映させていく。 本学の実習指導体制は、教授、准教授、講師、助教を<u>実習指導教員とし、実習指導の補助を行う助手及び非常勤実習助手を含めて、適切な実習指導を実施する指導体制計画である。</u> <u>主としては、准教授、講師、助教が実習指導教員として実習先の施設での実習指導にあたり、教授はその監督と日々の報告を受け、実習に対する責任を持つ体制とする。領域によっては、教授が実習先の施設での実習指導にあたる期間があるため、学内での授業が重なる場合には、実習指導の補助を行う助手または非常勤実習助手を配置する。准教授についても同様に、学内での授業が重なる場合に助手または非常勤実習助手を配置する。</u> 1) 実習指導者の役割 実習指導者は患者に提供するケアについての主たる責任を持ち、下記の役割を有する。<u>実習指導者は実習指導者講習会修了者が参加することが望ま</u>	X. 実習の具体的な計画 5. 実習の指導体制と方法 実習体制は、本学からは領域別の責任者（教授・准教授）、実習先からは実習指導者及び施設責任者が全体の監督を行い、その責任をとることを基本とする。実習内容の改善については年度末の実習調整会議を中心に進めていく。実習調整会議では全実習結果の振り返りを踏まえて、翌年度に向けた実習水準向上に向けて実習施設関係者も含めた実習関係者全員で協議を行う。実習調整会議終了後は各領域の責任者が決定事項の実行と調整を行い、実習現場に反映させていく。 本学の実習指導教員は教授、准教授、講師、助教、助手と非常勤実習助手で構成するが、基本的に准教授・講師・助教授が実習教員となり、教授はその監督と責任をもつ体制とする。なお、教授および准教授が受け持つ実習に関しては必ず助手を配置し、講義等他の業務に支障が出ないように配慮を行う。 1) 実習指導者の役割 実習指導者は患者に提供するケアについての主たる責任を持ち、下記の役割を有する。実習担当者は実習指導者講習会修了者が参加することが望ま

しく、施設には修了者を優先的に選定するよう配慮いただく。 (1) 実習にあたり、<u>実習指導教員</u>と会議を行って実習環境を整えるとともに、臨地の看護師長や主任、看護師が実習目的と方法を理解し、学生の実習が促進されるようにコーディネーターとして機能する。 (2) 実習の開始にあたり、対象者を選定した後に対象者への説明を行い、同意を得る。実習中は対象者と学生が良好な関係を保てるように調整し、自ら良き役割モデルとなる。 (3) 学生がスムーズに実習を開始できるように、施設のオリエンテーションを行う。 (4) 学生が、対象者のニーズや個別性に応じて、必要な看護を実施できるように適切に助言し、毎日の実習計画や学習状況の確認を行う。同時に、対象者に不利益が生じることのないように、対象者の状態を常に確認し、必要に応じて自ら看護を実践する。 (5) カンファレンスに出席して学生の学びを確認するとともに、学生の抱える問題に対して適切に助言する。また、自らの体験や看護観を語ることにより、学生の看護者としての成長を促進する。 (6) 実習中、学生が自ら健康管理を行い、安全に実習を行えるように指導する。 (7) 個人情報保護法及び倫理綱領に則り、対象者及び学生の個人情報が適切に取り扱われ、確実に保護されていることを確認する。	しく、施設には修了者を優先的に選定するよう配慮いただく。 (1) 実習にあたり、実習担当教員と会議を行って実習環境を整えるとともに、臨地の看護師長や主任、看護師が実習目的と方法を理解し、学生の実習が促進されるようにコーディネーターとして機能する。 (2) 実習の開始にあたり、対象者を選定した後に対象者への説明を行い、同意を得る。実習中は対象者と学生が良好な関係を保てるように調整し、自ら良き役割モデルとなる。 (3) 学生がスムーズに実習を開始できるように、施設のオリエンテーションを行う。 (4) 学生が、対象者のニーズや個別性に応じて、必要な看護を実施できるように適切に助言し、毎日の実習計画や学習状況の確認を行う。同時に、対象者に不利益が生じることのないように、対象者の状態を常に確認し、必要に応じて自ら看護を実践する。 (5) カンファレンスに出席して学生の学びを確認するとともに、学生の抱える問題に対して適切に助言する。また、自らの体験や看護観を語ることにより、学生の看護者としての成長を促進する。 (6) 実習中、学生が自ら健康管理を行い、安全に実習を行えるように指導する。 (7) 個人情報保護法及び倫理綱領に則り、対象者及び学生の個人情報が適切に取り扱われ、確実に保護されていることを確認する。
2) <u>実習指導教員の役割</u> <u>実習指導教員</u>は学生の体験の意味づけ、既習の諸理論の統合化への助言・指導の主たる責任を持ち、下記の役割を有する。 (1) 実習施設及び関連機関と連絡を取り、関係者に実習の目的や方法を説明するとともに、実習の受け入れ体制や実習環境が整えられるように働きかける。 (2) 実習前・実習中・実習後において、実習に直	2) <u>実習担当教員の役割</u> <u>実習担当教員</u>は学生の体験の意味づけ、既習の諸理論の統合化への助言・指導の主たる責任を持ち、下記の役割を有する。 (1) 実習施設及び関連機関と連絡を取り、関係者に実習の目的や方法を説明するとともに、実習の受け入れ体制や実習環境が整えられるように働きかける。 (2) 実習前・実習中・実習後において、実習に直

接関与する看護師長・主任・実習指導者と会議を行うことにより、<u>実習指導者の役割や実習指導教員の役割について共通認識が得られるように努める</u>。また、実習の進行状況について報告・相談するとともに、実習中に生じた問題などがあれば、協力して解決にあたる。 (3) 学生がこれまで培った知識・技術や実習の体験を統合して良い看護ができるように、実習をサポートし、学習目標達成に向けて必要な指導を行う。 (4) 学生と対象者との関係が良好に保たれるように配慮するとともに、グループメンバーとの協力関係が深まり、良好なグループダイナミクスが生まれるように働きかける。 (5) 学生が、実習を通して体験したことや感じたことを尊重し、学生が自分の体験を振り返り、考えを深めていくプロセスを支援する。 (6) 実習中、学生が自ら健康管理を行い、安全に実習を行えるように指導する。 (7) 個人情報保護法及び倫理綱領に則り、対象者及び学生の個人情報が適切に取り扱われ、確実に保護されていることを確認する。 6. 実習先との連携体制 1) 実習前打ち合わせ 各年度の実習開始 <u>1～2 か月前</u> には、領域ごとに <u>実習指導教員と実習指導者等で実習要綱・科目別実習要項をもとに事前打ち合わせを実施する</u>。実習の目的・目標、実習方法、<u>実習学生名、実習学生人数などの説明を行い、看護部長または病棟師長に学生へのオリエンテーションとして病院説明や病棟説明や対象者の推薦を依頼する</u>。さらに、<u>実習先の要望や注意点、必要物品の確認を行い、学生の実習環境の調整を行う</u>。実習開始の<u>前週金曜日までに実習指導者・師長から推薦された受け持ち患者について紹介を受け、実習学生の受け持ち対象者を決定し、実習学生の事前準備ができるよう整える</u>。	接関与する看護師長・主任・実習指導者と会議を行うことにより、<u>実習指導者の役割や実習担当教員の役割について共通認識が得られるように努める</u>。また、実習の進行状況について報告・相談するとともに、実習中に生じた問題などがあれば、協力して解決にあたる。 (3) 学生がこれまで培った知識・技術や実習の体験を統合して良い看護ができるように、実習をサポートし、学習目標達成に向けて必要な指導を行う。 (4) 学生と対象者との関係が良好に保たれるように配慮するとともに、グループメンバーとの協力関係が深まり、良好なグループダイナミクスが生まれるように働きかける。 (5) 学生が、実習を通して体験したことや感じたことを尊重し、学生が自分の体験を振り返り、考えを深めていくプロセスを支援する。 (6) 実習中、学生が自ら健康管理を行い、安全に実習を行えるように指導する。 (7) 個人情報保護法及び倫理綱領に則り、対象者及び学生の個人情報が適切に取り扱われ、確実に保護されていることを確認する。 6. 実習先との連携体制 1) 実習前打ち合わせ 各年度の実習開始前には、領域ごとに担当教員と実習指導者等で事前打ち合わせを実施する。実習の目的・目標、実習方法、実習学生の人数などの説明を行い、実習先の要望や注意点、必要物品の確認を行い、学生の実習環境の調整を行う。また、実習開始前に領域別責任者のもとで全施設に対して、実習に関わる教員に向けた事前研修を実施する。その際に施設ごとの特性を踏まえて実習担当教員に留意すべき点等を伝える。

学内の教員には、実習開始前に領域別責任者のもとで、実習に関わる教員に向けた事前研修を実施し、教育方針の統一を図る。その際に施設ごとの特性を踏まえて実習指導教員に留意すべき点等を伝える。

実習施設との連携体制は下図に示した体制とする。大学から実習施設あてに実習依頼をし、承諾を受けた後、それぞれに連絡・調整を行う。



2) 実習中の連携

実習指導者は、実習指導者の役割を基に実習指導教員と連携しながら、主に実習学生に日々の援助の指導及び他スタッフとの調整を行う。実習指導教員は、学生の目的・目標が達成できるように助言指導を行い、学生の学びの状況について実習指導者と情報交換をして学生の学びを促進する。また、学生を受け入れる実習指導者及びスタッフとの緊密な連携を図るために、毎日のカンファレンスを活用し定期的な情報交換の機会を設け、学生の状況の共有および教育方針・実習目的の相互理解を深める場をつくる。これらの情報交換により、実習評価の資料とする。

緊急時の対応として、事故・感染症発生時には、実習施設の規定及び大学の規定「実習中におけるインシデント・アクシデント発生時の対処」に従い、連携を取りながら速やかに対処する。

(新規)

2) 実習中の連携

実習指導者は、実習担当教員と連携しながら、主に実習学生の援助の指導及び他スタッフとの調整を行う。実習担当教員は学生の目的・目標が達成できるように助言指導を行い、学生の学びの状況について実習指導者と情報交換をして学生の学びを促進するとともに実習評価の資料とする。

3) 実習後における実習評価及び連携 実習終了後、<u>実習指導教員</u>は学生個々の評価とフィードバック面談を個別に行う。また、実習終了後には必要に応じて施設と調整・打ち合わせを行い、学生の学びの評価を報告し、実習の反省及び課題を話し合い、次年度の実習へ反映させる。 4) <u>実習先との年間通しての打ち合わせ</u> 大学からは、学部長と該当実習施設で実習する領域の実習指導教員と実習施設からは看護部長含む実習指導者との定期的な会議を実習施設ごとに年4回実施する。1回目は実習1か月前に実施し、各領域の実習目的などを説明し共通理解を得る。実習施設からは実習への要望、注意点などの情報交換を行う。2・3回目は実習開始後2か月後・4か月後に実施する。実習後には目標の到達度、運営上の問題などの情報交換を行う。学生を受け入れる実習指導者及びスタッフとの緊密な連携を図り、次からの実習学生の実習の質の向上につなげる。4回目は実習終了後の時期に実習の総括と次年度に向けた取り組みの打ち合わせを行う。 5) <u>実習調整会議</u> 年度末には全教員及び全施設関係者が出席する実習調整会議を開催し、各実習の結果をそれぞれ報告し、翌年度の実習水準向上に向けた対策について検討を行う。各領域の責任者は本会議にて決定した事項を踏まえて翌年度の実習計画を改善・検討し、実習の水準向上に役立てる。 7. <u>教員及び助手の配置並びに巡回指導計画</u> 配置計画としては学生5人に対して、1人の実習指導教員と実習指導者、必要に応じて<u>助手または非常勤実習助手</u>を配置する。実習中は、領域別の責任者（教授或いは准教授）の責任の下、実習指導教員、助手等、施設責任者、実習指導者及び担当患者を受け持つ看護師で密な連携をとりつつ学生の実習指導にあたる。また、助手及び<u>非常勤</u>	3) 実習後における実習評価及び連携 実習終了後は、実習担当教員は学生個々の評価とフィードバック面談を個別に行う。また、実習終了後には必要に応じて施設と調整・打ち合わせを行い、学生の学びの評価を報告し、実習の反省及び課題を話し合い、次年度の実習へ反映させる。 (新規) 4) <u>実習調整会議</u> 年度末には全教員及び施設関係者が出席する実習調整会議を開催し、各実習の結果をそれぞれ報告し、翌年度の実習水準向上にむけた対策について検討を行う。各領域の責任者は本会議にて決定した事項を踏まえて翌年度の実習計画を改善・検討し、実習の水準向上に役立てる。 7. <u>教員及び助手の配置並びに巡回指導計画</u> 配置計画としては学生5人に対して、1人の実習担当教員と実習指導者、必要に応じて実習助手を配置する。実習中は、領域別の責任者（教授或いは准教授）の責任の下、担当教員、実習助手、施設責任者、実習指導者及び担当患者を受け持つ看護師で密な連携をとりつつ学生の実習指導にあたる。また、助手はなるべく系統をそろえた担当とな

実習助手はなるべく系統をそろえた担当となるように配置する。助手及び非常勤実習助手は、適切な実習が実施されるよう実習指導教員と十分に連携し、学生の実習指導の補助を行う。このため、助手及び非常勤実習助手の採用基準は、看護師資格（母性看護学領域に配置を予定する場合は、看護師資格及び助産師資格）を有し、原則として①学士以上の学位を有している者。②実務経験（配置を予定する領域）が3年以上ある者。③看護師の養成に意欲と関心を持つ者。とする。採用後の教育方法としては、①学内演習や実習オリエンテーションに参加し、学生を理解する。②本学のFD研修会などにも参加を要請する。③各領域の専任教員より、領域別教育を定期的実施する。④研究にも参加を促す。こととする。 臨地実習科目別の実習指導教員および助手、非常勤実習助手の配置計画は、下記の表1「専門領域、臨地実習科目別 実習指導教員、助手及び非常勤助手配置表」のとおりである。 また、保健所、保健センター訪問看護ステーションや地域包括支援センター、在宅看護学実習及び保育園等の実習では、各実習施設の実習指導者に実際の指導を依頼し、実習指導教員は、実習先と連携・調整をする。また、領域別の責任者は、実習の進捗状況を把握すると共に実習指導教員への指導にあたる。実習指導にあたる教員に関しては講義スケジュールとの調整をできる限り行い、スムーズに実習が運営できるよう配慮している。（資料30：1年次・2年次実習計画）（資料31：3年次 領域別 実習計画）（資料32：4年次 実習計画）（資料33：4年間の実習履修表）（資料34：実習指導教員別授業と実習計画）	るように配置する。助手の役割については当該分野の教員の指導のもとで、学生の実習指導の補助を行い、実習の質が確保されるよう、実習中は常に教授・准教授または講師と十分連携して担当教員の補助を行う。 また、保健所、保健センター訪問看護ステーションや地域包括支援センター、在宅看護学実習及び保育園等の実習では、各実習施設の指導者に実際の指導を依頼し、実習担当教員は、実習先と連携・調整をする。また、領域別の責任者は、実習の進捗状況を把握すると共に実習担当教員への指導にあたる。実習に参加する教員に関しては講義スケジュールとの調整を行い、スムーズに実習が運営できるよう配慮している。（資料30：1年次・2年次実習計画）（資料31：3年次 領域別 実習計画）（資料32：4年次 実習計画）（資料33：4年間の実習履修表）（資料34：実習担当教員別授業と実習計画）									
新		旧								
表1 専門領域、臨地実習科目別 実習指導教員、助手及び非常勤助手配置表		(新規)								
	<table><tr><td>基礎看護学 実習Ⅰ・Ⅱ</td><td>成人急性期 看護学実習</td><td>成人慢性期 看護学実習</td><td>老年看護学 実習Ⅰ</td><td>老年看護学 実習Ⅱ</td><td>小児看護学 実習</td><td>母性看護学 実習</td><td>精神看護学 実習</td></tr></table>	基礎看護学 実習Ⅰ・Ⅱ	成人急性期 看護学実習	成人慢性期 看護学実習	老年看護学 実習Ⅰ	老年看護学 実習Ⅱ	小児看護学 実習	母性看護学 実習	精神看護学 実習	
基礎看護学 実習Ⅰ・Ⅱ	成人急性期 看護学実習	成人慢性期 看護学実習	老年看護学 実習Ⅰ	老年看護学 実習Ⅱ	小児看護学 実習	母性看護学 実習	精神看護学 実習			

教授	小林 かつ子 金子 潔子	今井 栄子	鮎川 昌代	百瀬 ちどり	百瀬 ちどり		小林 由美	
准教授	各領域 5 名全員					山下 恵子		永石喜代子
講師	各領域 5 名全員	近藤 恵子	垣内 いづみ	近藤 恵子 垣内 いづみ			塩澤 綾乃 奥原 香織	三沢 緑
助教	各領域 7 名全員	牛山 陽介	牛山 陽介	畔上 一代 牛山 陽介	畔上 一代	清沢 京子		
専任教員数	19	3	3	5	2	2	3	2
助手の配置人数	0	2 非常勤 O 非常勤 P 非常勤 Q	2 専任 A 専任 B	0	4 専任 C 専任 D 非常勤 E 非常勤 F	2 非常勤 G 非常勤 H	2 非常勤 I 非常勤 J	2 非常勤 K 非常勤 L

	在宅看護学 実習	統合実習	救急看護学 実習	災害看護学 実習	多職種連携 実習	公衆衛生 看護学実習 Ⅰ・Ⅱ	公衆衛生看護 管理実習
教授		全員 (学長除く)	今井 栄子	今井 栄子		原岡 智子	原岡 智子
准教授	関永 信子	全員			関永 信子	横山 芳子	横山 芳子
講師		全員	近藤 恵子	近藤 恵子			
助教	木村 久枝 黒澤 多美子	全員	牛山 陽介	牛山 陽介	木村 久枝 黒澤 多美子	五十嵐 佳寿美	五十嵐 佳寿美
専任教員数	3	24	3	3	3	3	3
助手の配置人数	2 非常勤 M 非常勤 N	4 専任 A 専任 B 専任 C 専任 D	0	0	0	3 非常勤 R 非常勤 S 非常勤 T	3 非常勤 R 非常勤 S 非常勤 T
実習定員			25 名	25 名	25 名	20 名	20 名

新	旧
8. 実習先との契約内容、個人情報保護の方針、緊急時の対応と連絡体制 1) 基本方針 実習中の受け持ち対象者、学生の個人情報保護、実習記録の取り扱い、インシデント・アクシデント、災害時の対応、感染予防に関する対策、保険加入等の安全確保、事故防止等については予	8. 実習先との契約内容、個人情報保護の方針、緊急時の対応と連絡体制 1) 基本方針 実習中の受け持ち対象者、学生の個人情報保護、実習記録の取り扱い、インシデント・アクシデント、災害時の対応、感染予防に関する対策、保険加入等の安全確保、事故防止等については予め実習

め実習要綱に記載し、学生に周知を行う。また、病院側とも事前に同様の内容を連絡し、状況に応じて書面にて同意を得る。(資料 35：個人情報保護について)(資料 36：実習中におけるインシデント・アクシデント発生時の対処) 2) 学生の個人情報の保護 実習指導に必要な学生の情報は、必要に応じて紙面または口頭で実習施設に提供する場合がある。①学生氏名・学籍番号・性別・年齢②社会経験③学習状況等である。また、情報提供に用いた学生の資料の処分は、実習終了後、<u>実習指導教員</u>が責任をもって行う。実習施設は、学生の個人情報の保護を含む大学との取り決めによって、情報保護をする責任を持つ。 3) 受け持ち対象者の個人情報保護 実習中に得た個人情報や実習施設の特殊情報の守秘義務の厳守については①対象者についての個人・診療情報などすべての情報の守秘義務を厳守する(保健師助産師看護師法、個人情報保護法、看護者の倫理綱領で規定されている)。②実習施設における施設内のスタッフ・組織等の情報の守秘義務を厳守する。③実習施設への公共交通機関内や施設内の病棟以外において実習に関する情報交換を行わない。の3点を遵守するよう実習要項や事前ガイダンスを通じ学生に周知する。また、学生は毎年1回、個人情報保護に関する誓約書を提出する。提出先は大学あるいは実習施設とする。個人情報保護に関する誓約書の提出がなければ、実習への参加は認められない。また、詳細については実習要綱に記載し学生に周知する。(資料 37：個人情報保護に関する誓約書(案)) 4) インシデント・アクシデント 看護学実習は、生命に直接かわる看護ケアを学習する場所である。インシデント・アクシデントを起こさないように学生自身が十分注意すること	要綱に記載し、学生に周知を行う。また、病院側とも事前に同様の内容を連絡し、状況に応じて書面にて同意を得る。(資料 35：個人情報保護について)(資料 36：実習中におけるインシデント・アクシデント発生時の対処) 2) 学生の個人情報の保護 実習指導に必要な学生の情報は、必要に応じて紙面または口頭で実習施設に提供する場合がある。①学生氏名・学籍番号・性別・年齢②社会経験③学習状況等である。また、情報提供に用いた学生の資料の処分は、実習終了後、担当教員が責任をもって行う。実習施設は、学生の個人情報の保護を含む大学との取り決めによって、情報保護をする責任を持つ。 3) 受け持ち対象者の個人情報保護 実習中に得た個人情報や実習施設の特殊情報の守秘義務の厳守については①対象者についての個人・診療情報などすべての情報の守秘義務を厳守する(保健師助産師看護師法、個人情報保護法、看護者の倫理綱領で規定されている)。②実習施設における施設内のスタッフ・組織等の情報の守秘義務を厳守する。③実習施設への公共交通機関内や施設内の病棟以外において実習に関する情報交換を行わない。の3点を遵守するよう実習要項や事前ガイダンスを通じ学生に周知する。また、学生は毎年1回、個人情報保護に関する誓約書を提出する。提出先は大学あるいは実習施設とする。個人情報保護に関する誓約書の提出がなければ、実習への参加は認められない。また、詳細については実習要綱に記載し学生に周知する。(資料 37：個人情報保護に関する誓約書(案)) 4) インシデント・アクシデント 看護学実習は、生命に直接かわる看護ケアを学習する場所である。インシデント・アクシデントを起こさないように学生自身が十分注意すること

とがまず必要である。万一、インシデント・アクシデントが発生した場合には、実習要綱に示す方法もしくはその施設で指定された方法（事故対処マニュアル等）により速やかに対処し、今後の発生防止に努める。その一連のプロセスを通して学習の機会とする。また、実習要項にその詳細を記載し、学生に周知する。また、詳細については実習要綱に記載し学生に周知する。 5) 設備・備品等に関わる事故への対処 実習施設及び大学の医療器具・看護用具や患者の私物等を破損又は紛失した場合、直ちに実習指導者及び実習指導教員に報告し、指示を受ける。日本看護学校共済制度（Will）の適用を受けるために、破損した物品をすべて回収し、まとめて<u>学生部</u>に提出する。インシデント・アクシデントレポートを記入し、<u>実習指導教員</u>に提出後、破損した物品と共に<u>学生部</u>に提出する。 6) その他の場における事故(事件)等への対処 実習施設・大学への途上で交通事故、盗難及びその他の被害などが発生した場合は、直ちに<u>実習指導教員</u>（教員に連絡が取れない場合は<u>学生部</u>）に報告する。その他、何らかの事故に遭遇した場合は、直ちに実習指導者及び<u>実習指導教員</u>に報告する。 7) 連絡・報告に関して 事故（事件）に対して適切な対処を行うためには、速やかな連絡・報告が重要である。<u>実習指導教員</u>が当該施設に不在などで連絡がつかない場合には、臨地の実習指導者あるいは学生自身が、<u>学生部</u>に連絡し支持を受ける。 8) 災害時の対応について 実習にあたっては、実習要項を元に実習施設の避難場所・避難経路について各自確認しておく。地震に関する情報（緊急地震速報・観測情報・注	とがまず必要である。万一、インシデント・アクシデントが発生した場合には、実習要綱に示す方法もしくはその施設で指定された方法（事故対処マニュアル等）により速やかに対処し、今後の発生防止に努める。その一連のプロセスを通して学習の機会とする。また、実習要項にその詳細を記載し、学生に周知する。また、詳細については実習要綱に記載し学生に周知する。 5) 設備・備品等に関わる事故への対処 実習施設及び大学の医療器具・看護用具や患者の私物等を破損又は紛失した場合、直ちに実習指導者及び実習担当教員に報告し、指示を受ける。日本看護学校共済制度（Will）の適用を受けるために、破損した物品をすべて回収し、まとめて学生課に提出する。インシデント・アクシデントレポートを記入し、実習担当教員に提出後、破損した物品と共に学生課に提出する。 6) その他の場における事故(事件)等への対処 実習施設・大学への途上で交通事故、盗難及びその他の被害などが発生した場合は、直ちに実習担当教員（教員に連絡が取れない場合は学生課）に報告する。その他、何らかの事故に遭遇した場合は、直ちに実習指導者及び実習担当教員に報告する。 7) 連絡・報告に関して 事故（事件）に対して適切な対処を行うためには、速やかな連絡・報告が重要である。実習担当教員が当該施設に不在などで連絡がつかない場合には、臨地の実習指導者あるいは学生自身が、学生課に連絡し支持を受ける。 8) 災害時の対応について 実習にあたっては、実習要項を元に実習施設の避難場所・避難経路について各自確認しておく。地震に関する情報（緊急地震速報・観測情報・注

意情報・予知情報）等が発表された場合や災害発生時は、<u>実習指導教員</u>や実習施設、実習指導者の指示に従い、インシデント・アクシデント発生時の連絡方法と同様に連絡を行う。災害発生直後は連絡が取れない事態もあり得るが、その場合は連絡が取れるようになり次第、連絡を行う。また、詳細については実習要綱に記載し学生に周知する。 9) 実習までの抗体検査、予防接種等 下記の事項については、入学後すぐに確認しておく。実習開始前までに以下の内容の記録を持参して、<u>実習指導教員</u>と個別面接を行い、注意事項について説明を受ける。また、詳細については実習要綱に記載し学生に周知する。 ①結核、ツベルクリン検査の結果、BCG を接種した最終年月日 ②B型肝炎(HB)の既往の有無と抗体価 ③小児感染症の既往と予防接種、抗体価（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、百日咳などの予防接種と既往） 10) 損害賠償責任保険、障害保険等の対策等 実習施設での事故や傷害への保障、第三者が所有する器物の破損等の損害賠償等に備えるため、損害賠償保険、傷害保険への加入を、実習前に説明し、学生、実習指導教員ともに加入するよう勧める。	意情報・予知情報）等が発表された場合や災害発生時は、実習担当教員や実習施設、実習指導者の指示に従い、インシデント・アクシデント発生時の連絡方法と同様に連絡を行う。災害発生直後は連絡が取れない事態もあり得るが、その場合は連絡が取れるようになり次第、連絡を行う。また、詳細については実習要綱に記載し学生に周知する。 9) 実習までの抗体検査、予防接種等 下記の事項については、入学後すぐに確認しておく。実習開始前までに以下の内容の記録を持参して、実習担当教員と個別面接を行い、注意事項について説明を受ける。また、詳細については実習要綱に記載し学生に周知する。 ①結核、ツベルクリン検査の結果、BCG を接種した最終年月日 ②B型肝炎(HB)の既往の有無と抗体価 ③小児感染症の既往と予防接種、抗体価（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、百日咳などの予防接種と既往） 10) 損害賠償責任保険、障害保険等の対策等 実習施設での事故や傷害への保障、第三者が所有する器物の破損等の損害賠償等に備えるため、損害賠償保険、傷害保険への加入を、実習前に説明し、学生、実習指導教員ともに加入するよう勧める。

7. <教員組織の将来構想が不明確>

教員の年齢構成が高齢に偏っていることから、教育研究の継続性や実習の巡回指導への配慮などを踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。

(対応)

本学における教員組織の将来構想については、中堅教員と若手教員の育成計画に基づく昇格人事を中期的な計画を策定し推進していく。また、退職を迎える教員の後任採用人事について、原則、公募により教員組織の若返りを図っていく。

(説明)

1. 教員組織編成の考え方

本学の教育理念を果たすため、教育、研究、地域貢献いずれも不足なく展開できる充実した教員組織編成の構築に取り組む必要がある。本学の教員組織編成は専門領域を重視した教員配置とし、職業人養成機能を果たすために、専任教員 27 名中 24 名が看護師免許を保有し、うち 6 名は保健師の免許を保有している。

本学の教育課程における専門領域は基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学の 6 領域に加え、応用分野として在宅看護学、公衆衛生看護学、救急・災害看護学の 3 領域と「看護の統合の科目」を加えた構成となっている。また、応用分野として保健師養成課程を選択した学生は卒業時に保健師国家試験受験資格を得ることができる。6 つの看護領域と在宅看護学にはそれぞれに教授か准教授を配置し、領域の主要科目は教授もしくは准教授が担当することとしている。更に、本学の特色である「救急・災害看護学」「在宅看護学」「公衆衛生看護学」の 3 つの看護領域については質の高い研究教育ができるよう、それぞれ専門となる教員を配置した。

主に教養科目、連携科目、専門基礎科目を担当する教員として、27 名の専任教員と 25 名の非常勤講師（兼担・兼任の合計）の配置を予定している。

2. 教員組織の年齢構成

本学の完成年度末の専任教員の年齢構成は、70 歳代 7 名、60 歳代 12 名、50 歳代 5 名、40 歳代 1 名、30 歳代 1 名となっている。これらすべての教員は、看護系大学や看護系短期大学での豊富な教育経験、臨床現場での実績、専門領域での研究業績や社会貢献の実績を保持している。特に、教授陣が准教授、講師、助教に対し、臨地実習や授業の運営等を通して、豊富な経験・知識等を吸収できる機会を作り、育成を図ることとしている。

本学の設置にあたり、教員採用に関し特別規程を作成（資料 21:松本看護大学設置時における採用教員に関する特別規程）し、開設時に 60 歳以上の教員について雇用年数は一律 5 年間とし、60 歳未満の教員の定年年齢は 65 歳としている。

3. 教員組織編成の将来構想

教員組織の将来構想については、完成年度末の令和 7 年 3 月末に退職を迎える教員が 2 名、令和 8

年3月から令和12年3月の5年間で退職を迎える教員が15名いることから、その対応方針として、中堅教員と若手教員の育成計画に基づく昇格人事、及び新規教員の計画的採用など中期的な計画を策定し推進する。

1) 中堅教員と若手教員の育成・昇格人事は以下の通り進めることとする。

- ① 中堅教員、若手教員の研究活動を大学として支援し、研究業績を蓄積させるよう積極的に促す。研究業績を積み上げた教員については昇任につなげ、退職する教員の後継者となるよう、育成を図っていく。
- ② 基礎看護学の教授1名と成人看護学の教授1名が完成年度末の令和7年3月に退職を迎えるため、基礎看護学の准教授を教授に昇格、成人看護学の講師を准教授に昇格できるように指導を行い、対応を図っていく。
- ③ 令和8年3月には、下表1の通り各領域の教授5名、准教授4名、助教1名の計10名が退職を迎えるため、一部の講師、助教、助手の昇格で対応を図り、不足する教員に関しては、新規採用により補充を行う。
- ④ 各教員が昇格できるよう、週の1日を研究・研修日として、教員間で職務を補完し合い、研究時間を確保することを奨励する。
- ⑤ 各教員に職位に応じて配分する個人研究費に加えて、研究計画を審査した上で研究費を配分する特別研究費を設置し、積極的な研究活動を奨励し支援する。
- ⑥ すべての専任教員に対し、博士学位の取得を推奨し、学位取得のための大学院の入学や通学を教育研究に支障の出ない範囲でサポートを行う。
- ⑦ 科学研究費補助金など外部からの研究費の申請と獲得を積極的に支援し、研究活動の活性化を図る。
- ⑧ 松本市と連携協定を締結し、市を介した企業との共同研究の場を積極的に提供し、研究機会を提供する。

2) 教員の計画的採用

内部からの昇格での補充が難しい場合は、下表2の通り外部からの教員の確保を実施する。原則として、公募等により計画的に採用活動を実施する。採用活動においては、十分な準備期間を設け、他大学の教員及び看護学を専攻している大学院の博士課程、修士課程に在学している者など、幅広く候補者を募り、本学が定める教員の審査基準に基づき採用を行う。

開設時に高齢の教員が多く、教育研究の継続性を考慮し、採用計画は、退職を迎える教員の補充人事のみにとどまらず、若手教員の採用に及び育成計画により将来昇格していくことで職位の補充が可能となるよう、計画的に対応を図る。

表 1 領域・年度別退職予定者

領域	現員	令和 7 年 3 月 退職予定者	令和 8 年 3 月 退職者	令和 9 年 3 月退職者	令和 10 年 3 月退職者
基礎看護学	4 名	教授 1 名	教授 2 名/助教 1 名		
成人看護学	5 名	教授 1 名	教授 1 名		
老年看護学	2 名		教授 1 名		
在宅看護学	3 名		准教授 1 名	助教 1 名	助教 1 名
公衆衛生看護学	3 名		教授 1 名/准教授 1 名		
精神看護学	3 名		准教授 1 名		
母性看護学	3 名			教授 1 名	
小児看護学	2 名			准教授 1 名/助教 1 名	
一般教養	2 名		教授 1 名		
計	27 名	教授 2 名	教授 5 名/准教授 4 名 /助教 1 名	教授 1 名/准教授 1 名 /助教 2 名	助教 1 名

表 2 領域・年度別採用計画

領域	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
基礎看護学	准教授の教授への昇格に より対応	教授 1 名/准教授 1 名/ 講師 1 名	助教 1 名	
成人看護学	講師の准教授への昇格に より対応	教授 1 名/講師 1 名	助教 1 名	
老年看護学		教授 1 人	助教 1 名	
在宅看護学		教授 1 名/講師 1 名		助教 1 名
公衆衛生看護学		教授 1 名/講師 1 名	助教 1 名	
精神看護学		教授 1 名		
母性看護学			教授 1 名	
小児看護学			教授 1 名/講師 1 名	
一般教養		教授 1 名		
計		教授 7 名/准教授 1 名/ 講師 4 名	教授 2 名/講師 1 名/ 助教 4 名	助教 1 名

4. 中心となる研究分野と研究体制

本学部の中心となる研究分野は、看護学であり、看護学の教育と並行し、看護学及び関係する地域の保健医療福祉の研究を推進し、研究成果を地域や社会に還元していく。特に教員の研究については、研究業績豊富な各領域の教授が、講師や助教、助手を指導しつつ、助教や助手も含めた全ての専任教員が積極的に研究に臨む体制を構築する。

上記の審査意見7を踏まえ、設置の趣旨等を記載した書類の「V. 教員組織の編成の考え方及び特色」を加除修正する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (32 ページから 33 ページ)

新	旧 (32 ページから)
V. 教員組織の編成の考え方及び特色 1. 教員組織編成の考え方 本学の教育理念を果たすため、教育、研究、地域貢献いづれも不足なく展開できる充実した教員組織編成の構築に取り組む必要がある。本学の教員組織編成は専門領域を重視した教員配置とし、職業人養成機能を果たすために、専任教員 27 名中 <u>24</u> 名が看護師免許を保有し、うち <u>6</u> 名は保健師の免許を保有している。 本学の教育課程における専門領域は基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学の 6 領域に加え、応用分野として在宅看護学、公衆衛生看護学、救急・災害看護学の 3 領域と「看護の統合の科目」を加えた構成となっている。また、応用分野として保健師養成課程を選択した学生は卒業時に保健師国家試験受験資格を得ることができる。6 つの看護領域と在宅看護学にはそれぞれに教授か准教授を配置し、領域の主要科目は教授もしくは准教授が担当することとしている。更に、本学の特色である「救急・災害看護学」「在宅看護学」「公衆衛生看護学」の 3 つの看護領域については質の高い研究教育ができるよう、それぞれ専門となる教員を配置した。 主に教養科目、連携科目、専門基礎科目を担当する教員として、27 名の<u>専任教員</u>と 25 名の非常勤講師（兼担・兼任の合計）の配置を予定している。	V. 教員組織の編成の考え方及び特色 1. 教員組織編成の考え方 本学の教育理念を果たすため、教育、研究、地域貢献いづれも不足なく展開できる充実した教員組織編成の構築に取り組む必要がある。本学の教員組織編成は専門領域を重視した教員配置とし、職業人養成機能を果たすために、専任教員 27 名中 25 名が看護師免許を保有し、うち 4 名は保健師の免許を保有している。 本学の教育課程における専門領域は基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学の 6 領域に加え、応用分野として在宅看護学、公衆衛生看護学、救急・災害看護学の 3 領域と「看護の統合の科目」を加えた構成となっている。また、応用分野として保健師養成課程を選択した学生は卒業時に保健師国家試験受験資格を得ることができる。6 つの看護領域と在宅看護学にはそれぞれに教授か准教授を配置し、領域の主要科目は教授もしくは准教授が担当することとしている。更に、本学の特色である「救急・災害看護学」「在宅看護学」「公衆衛生看護学」の 3 つの看護領域については質の高い研究教育ができるよう、それぞれ専門となる教員を配置した。 主に教養科目、連携科目、専門基礎科目を担当する教員として、27 名の常勤講師と 25 名の非常勤講師（兼担・兼任の合計）の配置を予定している。

2. 教員組織の年齢構成 本学の完成年度末の専任教員の年齢構成は、70歳代7名、60歳代12名、50歳代5名、40歳代1名、30歳代1名となっている。これらすべての教員は、看護系大学や看護系短期大学での豊富な教育経験、臨床現場での実績、専門領域での研究業績や社会貢献の実績を保持している。特に、教授陣が准教授、講師、助教に対し、臨地実習や授業の運営等を通して、豊富な経験・知識等を吸収できる機会を作り、育成を図ることとしている。 本学の設置にあたり、教員採用に関し特別規程を作成（資料21:松本看護大学設置時における採用教員に関する特別規程）し、開設時に60歳以上の教員について雇用年数は一律5年間とし、60歳未満の教員の定年年齢は65歳としている。 3. 教員組織編成の将来構想 教員組織の将来構想については、完成年度末の令和7年3月末に退職を迎える教員が2名、令和8年3月から令和12年3月の5年間で退職を迎える教員が15名いることから、その対応方針として、中堅教員と若手教員の育成計画に基づく昇格人事、及び新規教員の計画的採用など中期的な計画を策定し推進する。 1) 中堅教員と若手教員の育成・昇格人事は以下の通り進めることとする。 ① 中堅教員、若手教員の研究活動を大学として支援し、研究業績を蓄積させるよう積極的に促す。研究業績を積み上げた教員については昇任につなげ、退職する教員の後継者となるよう、育成を図っていく。 ② 基礎看護学の教授1名と成人看護学の教授1名が完成年度末の令和7年3月に退職を迎えるため、基礎看護学の准教授を教授に昇格、成人看護学の講師を准教授に昇格できるように指導を行い、対応を図っていく。 ③ 令和8年3月には、下表1の通り各領域の教授5名、准教授4名、助教1名の計10名が	2. 教員組織の年齢構成 本学の完成年度末において60歳を超える教員が複数名在籍する予定である。本学の定年年齢は60歳であるため、定年年齢を超えて採用できるよう規程を設ける予定である。そのため、本学の設置に際して新規採用される教員については、定年年齢に関わらず在籍できる予定である。（資料21:松本看護大学設置時における採用教員に関する特別規程） 3. 教員組織編成の将来構想 本学の完成年度末に専任教員の一部で定年退職者が出る予定である。定年退職後の教員の補充については、教員公募や内部昇格により計画的に退職者の補充を行う。その際、バランスのとれた年齢構成となるよう配慮し、教員体制の維持と向上を行う。なお、退職者の後任の採用は内部昇格を基本とし、その推進のため、教育能力の伸長や研究業績の蓄積を図る制度を整備し、教員の教育研究環境を整える。具体的には下記の取り組みを実施する。 1) 週の1日を研究・研修日として、教員間で教育業務や運営業務を補完し合い、研究時間を確保することを奨励する。 2) 各教員に一律に研究費を配分する個人研究費に加えて、研究計画を審査した上で研究費を配分する特別研究費を設置し、積極的な研究活動を奨励し、支援する。 3) 科学研究費補助金など外部からの研究費の申請と獲得を積極的に支援し、研究活動の活性化を図る。 4) 松本市と連携協定を締結し、市を介した企業と

<u>退職を迎えるため、一部の講師、助教、助手の昇格で対応を図り、不足する教員に関しては、新規採用により補充を行う。</u> ④ <u>各教員が昇任できるよう、週の1日を研究・研修日として、教員間で職務を補完し合い、研究時間を確保することを奨励する。</u> ⑤ <u>各教員に職位に応じて配分する個人研究費に加えて、研究計画を審査した上で研究費を配分する特別研究費を設置し、積極的な研究活動を奨励し支援する。</u> ⑥ <u>すべての専任教員に対し、博士学位の取得を推奨し、学位取得のための大学院の入学や通学を教育研究に支障の出ない範囲でサポートを行う。</u> ⑦ <u>科学研究費補助金など外部からの研究費の申請と獲得を積極的に支援し、研究活動の活性化を図る。</u> ⑧ <u>松本市と連携協定を締結し、市を介した企業との共同研究の場を積極的に提供し、研究機会を提供する。</u> <u>2) 教員の計画的採用</u> <u>内部からの昇格での補充が難しい場合は、下表2の通り外部からの教員の確保を実施する。原則として、公募等により計画的に採用活動を実施する。採用活動においては、十分な準備期間を設け、他大学の教員及び看護学を専攻している大学院の博士課程、修士課程に在学している者など、幅広く候補者を募り、本学が定める教員の審査基準に基づき採用を行う。</u> <u>開設時に高齢の教員が多く、教育研究の継続性を考慮し、採用計画は、退職を迎える教員の補充人事のみにとどまらず、若手教員の採用及び育成計画により将来昇格していくことで職位の補充が可能となるよう、計画的に対応を図る。</u>	の共同研究の場を積極的に提供し、研究機会を提供する。 このような中堅教員及び若手教員の育成支援を実施し、本学が定める職位審査基準を満たした者については、適宜学内審査を実施し、昇格させることとする。

新						旧
表 1 領域・年度別退職予定者						(新規)
領域	現員	令和 7 年 3 月 退職予定者	令和 8 年 3 月 退職者	令和 9 年 3 月退職者	令和 10 年 3 月退職者	
基礎看護学	4 名	教授 1 名	教授 2 名/助教 1 名			
成人看護学	5 名	教授 1 名	教授 1 名			
老年看護学	2 名		教授 1 名			
在宅看護学	3 名		准教授 1 名	助教 1 名	助教 1 名	
公衆衛生看護学	3 名		教授 1 名/准教授 1 名			
精神看護学	3 名		准教授 1 名			
母性看護学	3 名			教授 1 名		
小児看護学	2 名			准教授 1 名/助教 1 名		
一般教養	2 名		教授 1 名			
計	27 名	教授 2 名	教授 5 名/准教授 4 名 /助教 1 名	教授 1 名/准教授 1 名 /助教 2 名	助教 1 名	
表 2 領域・年度別採用計画						(新規)
領域	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度		
基礎看護学	准教授の教授への昇格に より対応	教授 1 名/准教授 1 名/ 講師 1 名	助教 1 名			
成人看護学	講師の准教授への昇格に より対応	教授 1 名/講師 1 名	助教 1 名			
老年看護学		教授 1 人	助教 1 名			
在宅看護学		教授 1 名/講師 1 名		助教 1 名		
公衆衛生看護学		教授 1 名/講師 1 名	助教 1 名			
精神看護学		教授 1 名				
母性看護学			教授 1 名			
小児看護学			教授 1 名/講師 1 名			
一般教養		教授 1 名				
計		教授 7 名/准教授 1 名/ 講師 4 名	教授 2 名/講師 1 名/ 助教 4 名	助教 1 名		
新				旧		
4. 中心となる研究分野と研究体制 (略)				4. 中心となる研究分野と研究体制 (略)		

8. <施設・設備の整備計画が不明確>

既設の短期大学の校舎に加えて、新たに校舎を建設して、講義室や実習室等を追加で整備することだが、短期大学から4年制の大学になる上で、本学の教育目的を達成するために必要となる施設・設備が適切に整備される計画となっているか不明確であることから、本学の施設・設備の整備計画の適正性について明確に説明すること。

(対応)

本学の設置に伴う施設・設備の整備計画について、本学の教育目的を達成するために施設・設備が適切に整備される計画となっていることを明確に示していなかったため、教育課程、授業形態、学生人数を踏まえ、どのように施設・設備の整備計画を行うか示す。

(説明)

1. 校舎等の施設の整備計画と施設の使用計画

1) 校舎等の施設の整備計画

本学の校舎等の施設の整備計画は、松本短期大学看護学科（入学定員 70 名）の教育資源を継承し設置する予定であり、平成 18 年に開設された松本短期大学看護学科の施設・設備は良好な状態であることから、この施設・設備を本学に転用するとともに、本学専用校舎を新設する予定である。令和 3 年度及び令和 4 年度は、本学と松本短期大学看護学科が並立する移行期間となるため講義室・実習室等を共用することとなるが、講義室は 3 室（新設 1 室を含む。全て 110 名以上収容可能。）、実習室は 4 室（新設 1 室を含む。）を本学と松本短期大学看護学科で使用する講義室・実習室としているため問題はなく、松本短期大学看護学科が廃止となる令和 5 年 4 月（予定）以降は、本学の専用講義室・専用実習室として整備することとしている。この他に講義室は松本短期大学幼児保育学科・介護福祉学科との共用として 4 室（全て 120 名以上が収容可能。）も用意している。この 4 室は、松本短期大学では同時に 4 室全てを使用することはなく、少なくとも 1 室は常に本学が使用することができる状態であるため、補講などにより本学 1 年次から 4 年次までが同時に講義を行うこととなっても、最低 4 室が確保できるためカリキュラムを実施していく上で問題がない。

下記の表 1 は、本学の計画している校舎等の施設の主な整備計画である。

表 1 校舎等の施設の主な整備計画

用途	新設/既存	室名	面積等	使用学年	備考/使用科目 等
講義室	既設	501	約 141 m ² 120 名収容	令和 3 年度 短期大学看護学科 2 年生使用 令和 4 年度以降 本学 2 年生使用	移動可能な机・椅子を配置 本学「中国語Ⅰ・Ⅱ」「成人看護学概論」等で使用
	既存	601	約 290 m ² 220 名収容	令和 4 年度まで 短期大学 3 年生使用 令和 5 年度以降 本学 3 年生使用	本学「在宅支援論」「家族看護論」等で使用
	新設	701	約 142 m ² 110 名収容	本学専用 1 年生使用	移動可能な机・椅子・パーテーション・ホワイトボード等を配置 本学「研究入門」「コミュニケーション論」等で使用
	既設	302	約 129 m ² 120 名収容	短期大学と共用	対面式の机を配置 本学各実習の事前事後学習等で使用

	既設	305	約 285 m ² 200 名収容	短期大学と共用 本学 4 年生使用	
	既設	401	約 141 m ² 120 名収容	短期大学と共用	
	既設	402	約 141 m ² 120 名収容	短期大学と共用	
	既設	205	約 93 m ²	短期大学と共用	「情報リテラシー」「情報科学」で使用
	既設	演習室	－	本学専用	「教養ゼミナール」「連携ゼミナールⅠ・Ⅱ」等で使用
実習室	既設	A	約 266 m ²	令和 4 年度まで 短期大学看護学科と共用 令和 5 年度以降 本学専用	実習室 A 主に「成人看護学領域」「老年看護学領域」で使用、洗濯室を整備 実習室 B 主に「母性看護学領域」「小児看護学領域」で使用
	既設	B	約 237 m ²	令和 4 年度まで 短期大学看護学科と共用 令和 5 年度以降 本学専用	実習室 A と実習室 B は可動式の間仕切りで仕切るため、「救急看護学科目」や「災害看護学科目」などの演習で広くスペースを使用したい場合、使用目的に応じてスペースを活用することができる。
	既設	C	約 92 m ²	令和 4 年度まで 短期大学看護学科と共用 令和 5 年度以降 本学専用	主に「在宅看護学領域」「公衆衛生看護学領域」で使用 ADL スペースを設置していることから、在宅看護学実習や公衆衛生看護学実習におけるシミュレーションにも活用することができる。
	新設	D	約 355 m ²	本学専用	主に「基礎看護学領域」で使用、洗濯室を整備 ベッドを 24 床配置することで、70 名で使用了場合、1 ベッド 3 名で使用する事が可能。
研究室	既設	－	23 室	短期大学から転用	教員研究室
	新設	－	8 室	本学専用	教員研究室
運動施設	既設	体育館	約 941 m ²	短期大学と共用	本学「体育実技」で使用
	既設	グラウンド	約 2,745 m ²	短期大学と共用	本学「体育実技」で使用
図書館	既設	図書館	約 521 m ²	短期大学と共用	検索コーナー、メディアコーナー、閲覧席、コピーサービス等
学習スペース	新設	学習スペース	約 121 m ²	本学専用	学生の自己学習、グループワーク学習等に使用
事務室	既設	事務室	学生部他	短期大学と共用	
	新設	事務室	教務部他	本学専用	

学長室、保健室、学生控室等を整備する。

新設する校舎に設置する講義室（名称「701」、約 142 m²）には、移動可能な机や椅子、パーテーション、ホワイトボードなどを準備し、机の配置を変えることにより、「教養ゼミナール」などといった少人数ゼミナール形式にも対応でき、主体的行動力を身に付けるためのカリキュラムを学ぶことがで

きる。同様に「研究入門」など、学生が同じ目標に向かって協働・連携する中で、課題を発見し、解決に向かう力を養うためのカリキュラムにも対応が可能である。また、看護の対象となるあらゆる年代の個人、家族、集団、地域社会や協働する多職種との関係を成立・発展させるためのコミュニケーション力を養う教養科目（社会学、英語Ⅰ、コミュニケーション論、コミュニケーション支援論など）といった演習科目から得られる学習成果を机や椅子等の配置転換が可能な講義室とすることで支援していくことができる。

新設する校舎に整備する実習室（名称「実習室D」、約355㎡）には、ベッドを24床配置する予定であるため、70名（入学定員）で使用する場合には、1ベッドに対して学生3名で使用する事ができ、看護の知識と看護実践力をより深く学ぶことができる。

本学を設置するにあたり、専任教員数27名を予定しているため、教員研究室8室を新設校舎に配置し、合計31室の教員研究室（助手室を含む。）を整備する予定である。

また、学生の自己学習や実習前後のグループワークなどに使用するスペースの整備計画としては、図書館の閲覧室、演習室の他に本学専用の学生学習スペースを整備し環境を整える。また休憩スペースは、食堂、中庭などを松本短期大学と共用で使用する。

上記の審査意見8を踏まえ、設置の趣旨等を記載した書類の「Ⅶ. 施設・整備等の整備計画」を加除修正する。

（新旧対照表）設置の趣旨等を記載した書類（37ページ）

新	旧（37ページ）
Ⅶ. 施設・整備等の整備計画 2. 校舎等の施設の整備計画と施設の使用計画 1) 校舎等の施設の整備計画 <u>本学の校舎等の施設の整備計画は、松本短期大学看護学科（入学定員70名）の教育資源を継承し設置する予定であり、平成18年に開設された松本短期大学看護学科の施設・設備は良好な状態であることから、この施設・設備を本学に転用するとともに、本学専用校舎を新設する予定である。令和3年度及び令和4年度は、本学と松本短期大学看護学科が並立する移行期間となるため講義室・実習室等を共用することとなるが、講義室は3室（新設1室を含む。全て110名以上収容可能。）、実習室は4室（新設1室を含む。）を本学と松本短期大学看護学科で使用する講義室・実習室としているため問題はなく、松本短期大学看護学科が廃止となる令和5年4月（予定）以降は、本学の専用講義室・専用実習室として整備することとしている。この他に講義室は松本短期大学幼児保育学科・介護福</u>	Ⅶ. 施設・整備等の整備計画 2. 校舎等の整備計画と教室数 松本看護大学の開学に合わせ、新たに松本短期大学と同一敷地内に新校舎を建設予定である。新校舎の面積は1,151.1㎡であり、松本看護大学専用の校舎として使用する。更に、松本短期大学の既設校舎の一部である1867.95㎡を転用し、松本看護大学専用で使用する校舎の総面積は、3019.05㎡となる。また、短期大学の既存校舎のうち5,211.56㎡を短期大学との共用部分として活用する。なお、短期大学専用部分である1976.36㎡を合わせると同一敷地内の校舎面積は合計10206.97㎡となる。 活用する本学の保有する大学教育に必要となる主要な教室等の内訳は、講義室6室（松本短期大学との共用含む）、演習室1室、実験実習室4室、研究室32室、助手室、図書館、学長室、会議室、事務室、保健室、学生控室、学生相談室、学生食堂などを設置しており、更に新校舎において講義室1室、実習室1室、研究室8室、学生学習スペース、

社学科との共用として4室（全て120名以上が収容可能。）も用意している。この4室は、松本短期大学では同時に4室全てを使用することはなく、少なくとも1室は常に本学が使用することができる状態であるため、補講などにより本学1年次から4年次までが同時に講義を行うこととなっても、最低4室が確保できるためカリキュラムを実施していく上で問題がない。 下記の表1は、本学の計画している校舎等の施設の主な整備計画である。					事務室等を追加で整備することとしている。
新					旧
表1 校舎等の施設の主な整備計画					(新規)
用途	新設/既存	室名	面積等	使用学年	備考/使用科目等
講義室	既設	501	約141㎡ 120名収容	令和3年度 短期大学看護学科2年生使用 令和4年度以降 本学2年生使用	移動可能な机・椅子を配置 本学「中国語Ⅰ・Ⅱ」「成人看護学概論」等で使用
	既存	601	約290㎡ 220名収容	令和4年度まで 短期大学3年生使用 令和5年度以降 本学3年生使用	本学「在宅支援論」「家族看護論」等で使用
	新設	701	約142㎡ 110名収容	本学専用 1年生使用	移動可能な机・椅子・バー・テーブル・椅子等配置 本学「研究入門」「コミュニケーション論」等で使用
	既設	302	約129㎡ 120名収容	短期大学と共用	対面式の机を配置 本学各実習の事前事後学習等で使用
	既設	305	約285㎡ 200名収容	短期大学と共用 本学4年生使用	
	既設	401	約141㎡ 120名収容	短期大学と共用	
	既設	402	約141㎡ 120名収容	短期大学と共用	
	既設	205	約93㎡	短期大学と共用	「情報リサーチ」「情報科学」で使用
	既設	演習室	-	本学専用	「教養ゼミナール」「連携ゼミナールⅠ・Ⅱ」等で使用
実習室	既設	A	約266㎡	令和4年度まで 短期大学看護学科と共用 令和5年度以降 本学専用	実習室A 主に「成人看護学領域」「老年看護学領域」で使用、洗濯室を整備 実習室B 主に「母性看護学領域」「小児看護学領域」で使用 実習室Aと実習室Bは可動式の間仕切りで仕切るため、「救急看護科目」や「災害看護科目」などの演習で広くスペースを使用したい場合、使用目的に応じてスペースを活用することができる。
	既設	B	約237㎡	令和4年度まで 短期大学看護学科と共用 令和5年度以降 本学専用	
	既設	C	約92㎡	令和4年度まで 短期大学看護学科と共用 令和5年度以降 本学専用	主に「在宅看護学領域」「公衆衛生看護学領域」で使用 ADLスペースを設置していることから、在宅看護学実習や公衆衛生看護学実習等に活用できる。

					<u>進学実習におけるシミュレーションにも活用することができる。</u>
	新設	D	約 355 m ²	本学専用	主に「基礎看護学領域」で使用、洗濯室を整備 ベッドを 24 床配置することで、70 名で使用した場合、1 ベッド 3 名で 使用することが可能。
研究室	既設	こ	23 室	短期大学から転用	教員研究室
	新設	こ	8 室	本学専用	教員研究室
運動	既設	体育館	約 941 m ²	短期大学と共用	本学「体育実技」で使用
施設	既設	グラウンド	約 2,745 m ²	短期大学と共用	本学「体育実技」で使用
図書館	既設	図書館	約 521 m ²	短期大学と共用	検索コーナー、貸し読みコーナー、閲覧席、パソコン等
学習 スペース	新設	学習 スペース	約 121 m ²	本学専用	学生の自己学習、グループワーク学習等を使用
事務室	既設	事務室	学生部他	短期大学と共用	
	新設	事務室	教務部他	本学専用	
学長室、保健室、学生控室等を整備する。					
新				旧	
新設する校舎に設置する講義室（名称「701」、約 142 m ² ）には、移動可能な机や椅子、パーテーション、ホワイトボードなどを準備し、机の配置を変え ることにより、「教養ゼミナール」などといった少 人数ゼミナール形式にも対応でき、主体的行動力 を身に付けるためのカリキュラムを学ぶことがで きる。同様に「研究入門」など、学生が同じ目標に 向かって協働・連携する中で、課題を発見し、解決 に向かう力を養うためのカリキュラムにも対応が 可能である。また、看護の対象となるあらゆる年代 の個人、家族、集団、地域社会や協働する多職種と の関係を成立・発展させるためのコミュニケーション 力を養う教養科目（社会学、英語Ⅰ、コミュニ ケーション論、コミュニケーション支援論など）と いった演習科目から得られる学習成果を机や椅子 等の配置転換が可能な講義室とすることで支援し ていくことができる。					
新設する校舎に整備する実習室（名称「実習室 D」、約 355 m ² ）には、ベッドを 24 床配置する予定 であるため、70 名（入学定員）で使用する場合に は、1 ベッドに対して学生 3 名で使用するこ					

でき、看護の知識と看護実践力をより深く学ぶことができる。

本学を設置するにあたり、専任教員数 27 名を予定しているため、教員研究室 8 室を新設校舎に配置し、合計 31 室の教員研究室（助手室を含む。）を整備する予定である。

また、学生の自己学習や実習前後のグループワークなどに使用するスペースの整備計画としては、図書館の閲覧室、演習室の他に本学専用の学生学習スペースを整備し環境を整える。また休憩スペースは、食堂、中庭などを松本短期大学と共用で使用する。

9. <施設の使用計画が不明確>

既設の短期大学と本学の授業を実施する教員や、短期大学と本学の両方で使用する施設について、開設初年度から完成年度までの時間割を示して、施設の使用計画を明らかにした上で、学生に不利益が生じないことを明確にすること。

(対応)

施設の使用計画を示していなかったため、開設初年度から完成年度までの本学の時間割と既存の松本短期大学看護学科の時間割を示し、担当教員および使用する施設について学生に不利益が生じないことを明確に示す。

1. 校舎等の施設の整備計画と施設の使用計画

1) 施設の使用計画

本学の施設の使用計画としては、上述の通り、令和4年度まで（予定）は松本短期大学看護学科と並立する移行期間となり、講義室や実習室を共用することとなるが、新設する本学専用校舎に講義室1室、実習室1室（名称「実習室D」、主に基礎看護学分野で使用）を配置するため、令和3年度に使用講義室や使用実習室が重なることなく、カリキュラムを実施することができる。令和4年度には、既存の短期大学には3年次の学生が在籍することとなるが、松本短期大学看護学科におけるカリキュラムでは、病棟での各論実習が大半となり、本学の2年次の学生が実習室や講義室を使用することに問題はない。（資料38 時間割）また、松本短期大学看護学科3年次の学生が講義室を使用する場合を想定し、常時、講義室を1室準備している。

また、松本短期大学と共用する予定である205教室（マルチメディア教室）は、月曜日と金曜日に本学の授業を行い、火曜日・水曜日・木曜日に松本短期大学の授業を行うため、共用とすることが可能である。また、グラウンドや体育館の使用計画として、本学では木曜日に授業において使用することとなるが、松本短期大学においては、月曜日、水曜日、金曜日に授業が行われるため、こちらも使用計画に問題は生じない。

本学と既設の松本短期大学看護学科の授業を実施する教員が、令和3年度及び令和4年度（予定）は在籍することとなるが、学生に十分な学修成果を獲得してもらうための教員配置をし、教員の移動計画（短期大学から本学）を実施していくことで、本学の学生及び松本短期大学の学生に不利益が生じることはない。（資料38 時間割および下記の表2 教員の移動計画）

表 2 教員の既存短期大学から本学への移動計画（看護学分野 教員数）

	令和 2 年度 (開設前年度)		令和 3 年度 (開設年度)		令和 4 年度		令和 5 年度 (松本短期大学 看護学科廃止予定)	
	大学	短期 大学	大学	短期 大学	大学	短期 大学	大学	
基礎看護学領域		3	3	3	4	2	4	
成人看護学領域		4	3	3	3	3	5	
老年看護学領域		2	1	2	1	2	2	
在宅看護学領域		3	1	3	2	3	3	
公衆衛生看護学領域			2		2		3	
精神看護学領域		1	2	1	2	1	3	
母性看護学領域		2	2	1	2	1	3	
小児看護学領域		1	0	1	1	1	2	
令和 3 年 4 月 短期大学から大学への移動 3 名 令和 4 年 4 月 短期大学から大学への移動 1 名 令和 5 年 4 月 短期大学から大学への移動 6 名、助手 3 名 令和 5 年 4 月の松本短期大学看護学科廃止まで、短期大学においても各領域に専任教員を配置する								

上記の審査意見 9 を踏まえ、設置の趣旨等を記載した書類の「Ⅶ. 施設・整備等の整備計画」を加除修正する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (37 ページ)

新	旧 (37 ページ)
Ⅶ. 施設・整備等の整備計画 2. 校舎等の施設の整備計画と施設の使用計画 1) 校舎等の施設の整備計画 (略) 2) 施設の使用計画 本学の施設の使用計画としては、上述の通り、令和 4 年度まで(予定)は松本短期大学看護学科と並立する移行期間となり、講義室や実習室を共用することとなるが、新設する本学専用校舎に講義室 1 室、実習室 1 室(名称「実習室 D」、主に基礎看護学分野で使用)を配置するため、令和 3 年度に使用講義室や使用実習室が重なることなく、カリキュラムを実施することができる。令和 4 年度には、既存の短期大学には 3 年次の学生が在籍すること	Ⅶ. 施設・整備等の整備計画 2. 校舎等の整備計画と教室数 松本看護大学の開学に合わせ、新たに松本短期大学と同一敷地内に新校舎を建設予定である。新校舎の面積は 1,151.1 m ² であり、松本看護大学専用の校舎として使用する。更に、松本短期大学の既設校舎の一部である 1867.95 m ² を転用し、松本看護大学専用で使用する校舎の総面積は、3019.05 m ² となる。また、短期大学の既存校舎のうち 5,211.56 m ² を短期大学との共用部分として活用する。なお、短期大学専用部分である 1976.36 m ² を合わせると同一敷地内の校舎面積は合計 10206.97 m ² となる。活用する本学の保有する大学教育に必要となる主要な教室等の内訳は、講義室 6 室(松本短期大学と

となるが、松本短期大学看護学科におけるカリキュラムでは、病棟での各論実習が大半となり、本学の2年次の学生が実習室や講義室を使用することに問題はない。(資料 38 時間割) また、松本短期大学看護学科3年次の学生が講義室を使用する場合を想定し、常時、講義室を1室準備している。 また、松本短期大学と共用する予定である205教室(マルチメディア教室)は、月曜日と金曜日に本学の授業を行い、火曜日・水曜日・木曜日に松本短期大学の授業を行うため、共用とすることが可能である。また、グラウンドや体育館の使用計画として、本学では木曜日に授業において使用することとなるが、松本短期大学においては、月曜日、水曜日、金曜日に授業が行われるため、こちらも使用計画に問題は生じない。 本学と既設の松本短期大学看護学科の授業を実施する教員が、令和3年度及び令和4年度(予定)は在籍することとなるが、学生に十分な学修成果を獲得してもらうための教員配置をし、教員の移動計画(短期大学から本学)を実施していくことで、本学の学生及び松本短期大学の学生に不利益が生じることはない。(資料 38 時間割および下記の表2 教員の移動計画)	の共用含む)、演習室1室、実験実習室4室、研究室32室、助手室、図書館、学長室、会議室、事務室、保健室、学生控室、学生相談室、学生食堂などを設置しており、更に新校舎において講義室1室、実習室1室、研究室8室、学生学習スペース、事務室等を追加で整備することとしている。								
新								旧	
表2 教員の既存短期大学から本学への移動計画(看護学分野 教員数)								(新規)	
	令和2年度 (開設前年度)		令和3年度 (開設年度)		令和4年度		令和5年度 (松本短期大学 看護学科廃止予定)		
	大学	短期 大学	大学	短期 大学	大学	短期 大学	大学		
基礎看護学領域		3	3	3	4	2	4		
成人看護学領域		4	3	3	3	3	5		
老年看護学領域		2	1	2	1	2	2		
在宅看護学領域		3	1	3	2	3	3		
公衆衛生看護学領域			2		2		3		
精神看護学領域		1	2	1	2	1	3		
母性看護学領域		2	2	1	2	1	3		
小児看護学領域		1	0	1	1	1	2		

<u>令和3年4月 短期大学から大学への移動 3名</u> <u>令和4年4月 短期大学から大学への移動 1名</u> <u>令和5年4月 短期大学から大学への移動 6名、助手3名</u> <u>令和5年4月の松本短期大学看護学科廃止まで、短期大学においても各領域に専任教員を配置する</u>		

10. <図書館の整備計画が不明確>

図書館の整備計画が不明確であるため、以下の点について明らかにすること。

(1) 図書館の閲覧室の有無や閲覧席数など、図書館が有する機能が不明なため、具体的に説明すること。

(2) 図書の整備計画が抽象的な説明にとどまっているため、整備する時期や学術雑誌等の内訳を示しつつ、教育研究に支障がないことを明らかにすること。その際、基本計画書と設置の趣旨で説明のある冊数が一致していないため、適切に改めること。

(対応)

図書館の閲覧室の有無や閲覧席数など、図書館が有する機能を具体的に示しておらず、加えて図書の整備計画を明確に示していなかったため、整備する時期や学術雑誌等の内訳を示し、教育研究に支障がないことを説明する。また、基本計画書と設置の趣旨で説明した図書の整備計画が一致していないため、基本計画書及び設置の趣旨で記載した図書等の資料の冊数を改める。

(説明)

1. 図書館及び図書等の資料の整備計画

本学の図書館は、松本短期大学と共用とし、面積が約 521 m² (司書室除く) を有し、収納可能冊数は約 60,000 冊であり、開館時間は平日 8 時 30 分から 20 時までとしている。検索コーナー (パソコン 3 台、プリンター 1 台)、メディアコーナー (DVD、ビデオ視聴スペース 4 席、レファレンスカウンター、コピーサービス、閲覧室、ブラウジングコーナー、個別学習スペースを設けている。閲覧席数は、合わせて 110 席を確保する計画となっている。図書館の管理運営システムは、株式会社ブレインテック社による「情報館」を引き続き使用する。また、図書館では、長野県内の高等教育機関が共同で運営する「信州共同リポジトリ」に参画し、教育・研究・地域貢献活動の成果物を電子的な手段により蓄積・公開し、学術の情報発信力の向上に努め、県内の大学・短期大学・高等専門学校の図書館のコミュニティ確立を目指していく。この信州共同リポジトリにより、他大学等図書館との文献複写や相互貸借等のサービスも行うことを計画している。

図書等の資料の整備計画は、松本短期大学看護学科の蔵書数 6,090 冊に加え、新たに図書 5,717 冊 (うち外国書 300 冊)、学術雑誌 15 種 (うち外国誌 5 誌)、視聴覚資料 168 点を開設前年度に整備する。新たに整備する図書 5,717 冊の内訳は、4 年制大学になる上で教育研究に支障が無いよう、選択分野として新たに配置する救急・災害看護学分野、公衆衛生看護学分野、在宅看護学分野及び各領域における看護の知識と看護実践力の向上、また、地域社会の多様な健康課題の把握につながる図書など、看護学分野の専門図書を 3,318 冊 (うち外国書 300 冊) 整備し、また、新たに配置する教養科目に関連する図書を中心とした教養関連図書を 2,399 冊整備する (表 1 整備図書)。学術雑誌は、日本地域看護学会誌 (ワールドプランニング)、家族看護学研究 (日本家族看護学会)、ふれあいケア (全国社会福祉協議会出版部) など、地域社会のニーズにも対応できるものも整備する予定である (表 2 学術雑誌一覧)。また、データベースは、医中誌 web (医学中央雑誌刊行会) と最新看護索引 (医学中央雑誌会) の 2 種を整備する計画としている。

表 1 整備図書

図書 内国書	5,417 冊
(専門図書)	(3,018 冊)
[在宅看護学関連]	[192 冊]
[訪問看護]	[45 冊]
[救急・災害看護学関連]	[118 冊]
[コミュニケーション関連]	[82 冊]
[地域医療関連]	[75 冊]
[看護倫理関連]	[40 冊]
[看護マネジメント]	[86 冊]
[その他]	[2,380 冊]
(教養図書)	(2,399 冊)
[コミュニケーション関連]	[286 冊]
[中国語関連]	[122 冊]
[自然災害関連]	[113 冊]
[地域福祉/ボランティア関連]	[117 冊]
[その他]	[1,761 冊]
図書 外国書	300 冊
学術雑誌 内国誌	10 種
学術雑誌 外国誌	5 種
データベース	2 種
視聴覚教材	168 点

表 2 学術雑誌一覧

1	看護実践の科学 (含臨時増刊)	看護の科学社
2	看護学生 (含増刊)	メジカルフレンド社
3	家族看護学研究	日本家族看護学会
4	日本地域看護学会誌	ワールドプランニング
5	ナーシング キャンパス	学研メディカル秀潤社
6	BRAIN NURSING (含増刊)	メディカ出版
7	透析ケア (含増刊)	メディカ出版
8	日本精神保健看護学会誌	日本精神保健看護学会
9	ふれあいケア	全国社会福祉協議会出版部
10	CLINICAL STUDY (含増刊)	メジカルフレンド社
11	Geriatric Nursing	冊子/隔月刊
12	International Journal of Nursing Studies	冊子/月刊

13	Journal of Midwifery and Women's Health	冊子/隔月刊
14	Nursing Outlook	冊子/隔月刊
15	Public Health Nursing	冊子/隔月刊

上記の審査意見 10 を踏まえ、設置の趣旨等を記載した書類の「Ⅶ. 施設・整備等の整備計画」を加除修正する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (37 ページ)

新	旧 (37 ページ)
Ⅶ. 施設・整備等の整備計画 3. 図書館及び図書等の資料の整備計画 本学の図書館は、松本短期大学と共用とし、面積が約 521 m² (司書室除く) を有し、収納可能冊数は約 60,000 冊であり、開館時間は平日 8 時 30 分から 20 時までとしている。検索コーナー (パソコン 3 台、プリンター 1 台)、メディアコーナー (DVD、ビデオ視聴スペース 4 席、レファレンスカウンター、コピーサービス、閲覧室、ブラウジングコーナー、個別学習スペースを設けている。閲覧席数は、合わせて 110 席を確保する計画となっている。図書館の管理運営システムは、株式会社ブレインテック社による「情報館」を引き続き使用する。また、図書館では、長野県内の高等教育機関が共同で運営する「信州共同リポジトリ」に参画し、教育・研究・地域貢献活動の成果物を電子的な手段により蓄積・公開し、学術の情報発信力の向上に努め、県内の大学・短期大学・高等専門学校の図書館のコミュニティ確立を目指していく。この信州共同リポジトリにより、他大学等図書館との文献複写や相互貸借等のサービスも行うことを計画している。 図書等の資料の整備計画は、松本短期大学看護学科の蔵書数 5,720 冊に加え、新たに図書 5,717 冊 (うち外国書 300 冊)、学術雑誌 15 種 (うち外国誌 5 誌)、視聴覚資料 168 点を開設前年度に整備する。新たに整備する図書 5,717 冊の内訳は、4 年制大学になる上で教育研究に支障が無いよう、選択	Ⅶ. 施設・整備等の整備計画 3. 図書の整備計画 松本看護大学の設置に伴う図書等の資料の整備計画については、看護学分野に関する専門的な教育研究を行うために必要となる図書等の資料を新たに整備する。整備計画として、図書 4,150 冊 (うち外国書 300 冊)、学術雑誌 15 種 (うち外国雑誌 5 種; 電子ジャーナル含む)、オンラインデータベース、映像資料や CD-ROM 等の視聴覚資料を予定している。また、既設の松本短期大学 看護学科では、図書等の資料について、現在、図書 9,215 冊を所蔵しているとともに、学術雑誌のほか、ビデオや DVD などの視聴覚資料の整備がなされていることから、これらを有効的に転用・共用することとしている。

分野として新たに配置する救急・災害看護学分野、公衆衛生看護学分野、在宅看護学分野及び各領域における看護の知識と看護実践力の向上、また、地域社会の多様な健康課題の把握につながる図書など、看護学分野の専門図書を 3,318 冊（うち外国書 300 冊）整備し、また、新たに配置する教養科目に関連する図書を中心とした教養関連図書を 2,399 冊整備する（表 1 整備図書）。学術雑誌は、日本地域看護学会誌（ワールドプランニング）、家族看護学研究（日本家族看護学会）、ふれあいケア（全国社会福祉協議会出版部）など、地域社会のニーズにも対応できるものも整備する予定である（表 2 学術雑誌一覧）。また、データベースは、医中誌 web（医学中央雑誌刊行会）と最新看護索引（医学中央雑誌会）の 2 種を整備する計画としている。

表 1 整備図書

図書 内国書	5,417 冊
（専門図書）	（3,018 冊）
〔在宅看護学関連〕	〔192 冊〕
〔訪問看護〕	〔45 冊〕
〔救急・災害看護学関連〕	〔118 冊〕
〔コミュニケーション関連〕	〔82 冊〕
〔地域医療関連〕	〔75 冊〕
〔看護倫理関連〕	〔40 冊〕
〔看護マネジメント〕	〔86 冊〕
〔その他〕	〔2,380 冊〕
（教養図書）	（2,399 冊）
〔コミュニケーション関連〕	〔286 冊〕
〔中国語関連〕	〔122 冊〕
〔自然災害関連〕	〔113 冊〕
〔地域福祉/ボランティア関連〕	〔117 冊〕
〔その他〕	〔1,761 冊〕
図書 外国書	300 冊
学術雑誌 内国誌	10 種
学術雑誌 外国誌	5 種
データベース	2 種
視聴覚教材	168 点

（新規）

表2 学術雑誌一覧

<u>1</u>	<u>看護実践の科学（含臨時増刊）</u>	<u>看護の科学社</u>
<u>2</u>	<u>看護学生（含増刊）</u>	<u>メジカルフレンド社</u>
<u>3</u>	<u>家族看護学研究</u>	<u>日本家族看護学会</u>
<u>4</u>	<u>日本地域看護学会誌</u>	<u>ワールドプランニング</u>
<u>5</u>	<u>ナーシング キャンパス</u>	<u>学研メディカル秀潤社</u>
<u>6</u>	<u>BRAIN NURSING（含増刊）</u>	<u>メディカ出版</u>
<u>7</u>	<u>透析ケア（含増刊）</u>	<u>メディカ出版</u>
<u>8</u>	<u>日本精神保健看護学会誌</u>	<u>日本精神保健看護学会</u>
<u>9</u>	<u>ふれあいケア</u>	<u>全国社会福祉協議会出版部</u>
<u>10</u>	<u>CLINICAL STUDY（含増刊）</u>	<u>メジカルフレンド社</u>
<u>11</u>	<u>Geriatric Nursing</u>	<u>冊子/隔月刊</u>
<u>12</u>	<u>International Journal of Nursing Studies</u>	<u>冊子/月刊</u>
<u>13</u>	<u>Journal of Midwifery and Women's Health</u>	<u>冊子/隔月刊</u>
<u>14</u>	<u>Nursing Outlook</u>	<u>冊子/隔月刊</u>
<u>15</u>	<u>Public Health Nursing</u>	<u>冊子/隔月刊</u>

(新規)

11. <ファカルティ・ディベロップメントの実施体制等が不明確>

ファカルティ・ディベロップメントの実施方法が抽象的な内容にとどまっているため、委員会の実施体制や取組内容、開催頻度等を明確にすること。

(対応)

今般の審査意見を踏まえ、学内で確認を行い、FD 委員会の実施体制、開催頻度、取組内容を明確に示す。下記にその説明を行う。

(説明)

1. FD 委員会の実施体制

FD は全学的に取り組むを行うため、看護学の専門領域ごとに代表者を 1 名、教養教育科目から 1 名、専門基礎教育科目から 1 名選定し、組織する。FD 委員会は、FD 活動の取り組み状況の把握と推進を目的に下記 3. に記載した具体的な取り組みを実施する。また、現在行っている県内看護系大学を中心とする他大学との情報共有、相互交流を継続しながら実施し、連携を図り、質の向上に努めるものとする。

2. FD 委員会の開催頻度

FD 委員会は年 4 回開催を基本とするが、必要に応じて臨時委員会を開催する。

3. FD 活動の具体的な取り組み

FD 委員会の FD 活動へのかかわりは以下の通りである。

(1) シラバスの検討

各教員が担当するシラバスは教務委員会が中心となる。FD 委員会は第三者的な立場として、授業が適正に行われているか検証し、学修正課の可視化に努め、必要により助言を行う。

(2) 教員の相互授業参観

FD 委員会が中心となり、相互授業参観を企画・推進する。教員は年間を通じて各領域及び科目について、希望する教員は自由に授業参観を行い、学生の反応や授業方法を踏まえて意見交換を重ね、よりよい教育環境の整備に努める。FD 委員会はその結果をとりまとめ、来年度以降の教育環境整備に活用する。

(3) 学生による授業評価

FD 委員会が中心となり、授業評価の企画・推進を行う。具体的には各学期末、各授業の最終時間に学生による授業アンケートを実施し、FD 委員会にて集計、各教員へのフィードバックと次年度以降の教育環境整備に活用する。なお、授業評価は公表する。

(4) 研修会の開催

FD 委員会が中心となり、研究会の企画・推進を行う。具体的には教育力向上のため、学内外の講師による研修会やセミナーを教員の希望等に沿って開催する。FD 委員会内部では教員の教育力の向上、授業方法の開発のための意見交換を行い、近辺のセミナーや研修会の情報をとりまとめ、教員への情報提供を実施する。

(5) 臨地実習の質向上

FD 委員会では実習委員会と協力し、臨床指導者との連携協力のもと実習の質向上に努める。また、本学では看護の実践・教育・研究面において連携し、看護職者のキャリア形成を推進するとともに、看護ケア及び看護教育の質の向上や看護協同研究を発展させ、両者の機能の一層の充実を図ることを目的とするユニフィケーション事業についても積極的に検討する。

(6) 研究支援

FD 委員会が中心となり、教員が科研費取得と教育研究の質向上のための支援を行う。特に教員の研究計画に関しては教員相互に指導・支援を行う体制を、FD 委員会が中心となり作る。更に、FD 委員会の内部で意見交換を行い、必要に応じて外部の有識者を招くことも検討し、教員の科研費取得のサポートを行う。

上記の審査意見 11 を踏まえ、設置の趣旨等を記載した書類の「XIV. 教育内容等の改善を図るための組織的な取組」を加除修正する

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (58 ページ)

新	旧 (58 ページ)
XIV. 教育内容等の改善を図るための組織的な取組 1. 実施体制 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な取組については、「FD 委員会」を設置し、教員の教育能力向上のために授業方法の開発と改善、教育方法の共有、PDCA サイクルが回るよう推進を行う。 2. FD 委員会の実施体制 FD は全学的に取り組みを行うため、看護学の専門領域ごとに代表者を 1 名、教養教育科目から 1 名、専門基礎教育科目から 1 名選定し、組織する。 FD 委員会は、FD 活動の取り組み状況の把握と推進を目的に下記 3. に記載した具体的な取り組みを実施する。また、現在行っている県内看護系大学を中心とする他大学との情報共有、相互交流を継続しながら実施し、連携を図り、質の向上に努めるものとする。 3. FD 委員会の開催頻度 FD 委員会は年 4 回開催を基本とするが、必要に応じて臨時委員会を開催する。	XIII. 教育内容等の改善を図るための組織的な取組 1. 実施体制 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な取組については、「FD 委員会」を設置し、教員の教育能力向上のために授業方法の開発と改善、教育方法の共有、PDCA サイクルが回るよう推進を行う。 (新規) (新規)

4. FD 活動の具体的な取り組み FD 委員会の FD 活動へのかかわりは以下の通りである。 1) シラバスの検討 各教員が担当するシラバスは教務委員会が中心となる。FD 委員会は第三者的な立場として、授業が適正に行われているか検証し、学修正課の可視化に努め、必要により助言を行う。 2) 教員の相互授業参観 FD 委員会が中心となり、相互授業参観を企画・推進する。教員は年間を通じて各領域及び科目について、希望する教員は自由に授業参観を行い、学生の反応や授業方法を踏まえて意見交換を重ね、よりよい教育環境の整備に努める。FD 委員会はその結果をとりまとめ、来年度以降の教育環境整備に活用する。 3) 学生による授業評価 FD 委員会が中心となり、授業評価の企画・推進を行う。具体的には各学期末、各授業の最終時間に学生による授業アンケートを実施し、FD 委員会にて集計、各教員へのフィードバックと次年度以降の教育環境整備に活用する。なお、授業評価は公表する。 4) 研修会の開催 FD 委員会が中心となり、研究会の企画・推進を行う。具体的には教育力向上のため、学内外の講師による研修会やセミナーを教員の希望等に沿って開催する。FD 委員会内部では教員の教育力の向上、授業方法の開発のための意見交換を行い、近辺のセミナーや研修会の情報をとりまとめ、教員への情報提供を実施する。 5) 臨地実習の質向上 FD 委員会では実習委員会と協力し、臨床指導者との連携協力のもと実習の質向上に努める。また、本学では看護の実践・教育・研究面において連携し、看護職者のキャリア形成を推進するとともに、看護ケア及び看護教育の質の向上や看護協同研究	2. 実施内容 授業の内容及び方法の改善を図るための実施内容については、以下に掲げる項目による取り組みを基本とするが、必要に応じて取り組みを強化し、教育水準向上に努める。 1) 学生の到達状況や教員の授業結果を踏まえてシラバスの内容の見直しを行い、ディプロマ・ポリシーとの整合性や達成目標に関してよりよい教育環境の整備に努める。 2) 教員と学生による授業アンケート調査を実施し、その結果は FD 委員会で分析し学内で共有する。アンケート結果は各教員が授業の内容に反映できるよう取り組む。 3) FD 委員会主導で、教員同士の授業見学や意見交換を実施できるように調整し教員同士の教育能力向上に努める。 4) 授業ごとにオリジナルの教科書や教材を開発できるよう研修会を実施する。

を発展させ、両者の機能の一層の充実を図ることを目的とするユニフィケーション事業についても積極的に検討する。 6) 研究支援 FD 委員会が中心となり、教員が科研費取得と教育研究の質向上のための支援を行う。特に教員の研究計画に関しては教員相互に指導・支援を行う体制を、FD 委員会が中心となり作る。更に、FD 委員会の内部で意見交換を行い、必要に応じて外部の有識者を招くことも検討し、教員の科研費取得のサポートを行う。	

12. <留学生の受入れ方針が不明確>

留学生の入学を予定しているか明らかにし、予定している場合には、留学生の日本語能力や経費支弁能力等の資格要件の確認方法について説明し、入学後の履修指導や生活指導等に対する配慮についても明らかにすること

(対応)

今般の審査意見での指摘を踏まえ、学内にて留学生の受け入れ方針について確認した。確認の結果、「留学生の受け入れ可能性はある」と判断し、審査意見を踏まえ受け入れの基本方針、留学生の日本語能力、授業料等の経費支弁能力、入学後の履修指導や生活指導等の配慮に対して明らかにし、その内容を規程としてまとめた。下記にその内容を記載する。また、「資料 40 学校法人松本学園 松本看護大学 外国人志願者受入規程」を提出する。

(回答)

1. 留学生受け入れの基本方針

留学生に関しては一定の条件を満たした者を受け入れる。受け入れる条件等は、学則第 15 条に則り、その内容を補完するため、「外国人志願者受入規程」を別途定め、必要事項を制定する。

2. 留学生の日本語能力に関して

本学の教育課程を理解するため、日本語能力は独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験において N2 レベル以上に合格したもの、又は独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験の日本語科目の得点（読解、聴解、聴読解、記述）が 200 点以上であるものとする。

3. 授業料等の支弁能力に関して

入学試験に合格し、入学を許可された者は、在学中に諸問題が発生した場合を想定し、保証人を設定してもらう。保証人の条件は、独立して生計を営む者で、以下の優先順とする。

「1. 日本に在住する親またはその他の親族。」「2. 日本に在住しない親またはその他の親族。」「3. 日本に在住する知人。」保証人は、入学手続き時に「身元引受書」及び住民票を提出する。保証人が日本に在住していない場合は、保証人の住所、氏名が記載された公的機関が発行する証明書を提出していただく。

4. 入学後の履修指導や生活指導に対する配慮

入学後は日本国籍の学生と同様、専任教員のチューターが履修指導、生活指導にあたる。チューターの役割は以下の通りである。

- (1) 受講ガイダンスと修学に関する指導。
- (2) 学生生活に関する一般的指導又は助言。
- (3) 不正又は学生の本分に反する言動のあった学生に対する指導。
- (4) 修学又は学生生活上の問題に関し、保護者との連絡や面談。
- (5) 学生への指導上生じる関係教職員又は関係部署との連携。
- (6) 指導内容等の記録及び関係教職員又は関係部署への意見や所見の表明。

上記の審査意見 12 を踏まえ、設置の趣旨等を記載した書類の「VI. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件」を加筆修正する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (34 ページから 36 ページ)

新	旧 (36 ページ)
VI. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件 4. 留学生に関する受け入れ方針 <u>1) 留学生受け入れの基本方針</u> <u>留学生に関しては一定の条件を満たした者を受け入れる。受け入れる条件等は、学則第 15 条に則り、その内容を補完するため、「外国人志願者受入規程」を別途定め、必要事項を制定する。</u> <u>2) 留学生の日本語能力に関して</u> <u>本学の教育課程を理解するため、日本語能力は独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験において N2 レベル以上に合格したもの、又は独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験の日本語科目の得点（読解、聴解、聴読解、記述）が 200 点以上であるものとする。</u> <u>3) 授業料等の支弁能力に関して</u> <u>入学試験に合格し、入学を許可された者は、在学中に諸問題が発生した場合を想定し、保証人を設定してもらう。保証人の条件は、独立して生計を営む者で、以下の優先順とする。</u> <u>「1. 日本に在住する親またはその他の親族。」</u> <u>「2. 日本に在住しない親またはその他の親族。」</u> <u>「3. 日本に在住する知人。」保証人は、入学手続き時に「身元引受書」及び住民票を提出する。保証人が日本に在住していない場合は、保証人の住所、氏名が記載された公的機関が発行する証明書を提出していただく。</u> <u>4) 入学後の履修指導や生活指導に対する配慮。</u> <u>入学後は日本国籍の学生と同様、専任教員のチューターが履修指導、生活指導にあたる。チューターの役割は以下の通りである。</u>	VI. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件 (新規)

<u>(1) 受講ガイダンスと修学に関する指導</u> <u>(2) 学生生活に関する一般的指導又は助言</u> <u>(3) 不正又は学生の本分に反する言動のあった 学生に対する指導</u> <u>(4) 修学又は学生生活上の問題に関し、保護者と の連絡や面談</u> <u>(5) 学生への指導上生じる関係教職員又は関係 部署との連携</u> <u>(6) 指導内容等の記録及び関係教職員又は関係 部署への意見や所見の表明</u>	

(是正事項) 看護学部 看護学科

13. <書類不備>

書類の誤字が散見されるため、補正申請の際に確認を行い適切に改めること。

(対応)

補正申請に当たり、設置の趣旨等を記載した書類及び関連資料、学生確保の見通し等を記載した書類及び関連資料、教員名簿等、教員に関する資料一式、その他申請に必要な資料をすべて網羅的に見直し、誤字の修正を行った。修正箇所は青字で表記する。